

平成 27 年度 博士学位論文

沖縄県立芸術大学大学院

# 琉球における「天」の観念の基礎研究

呉 海寧

# 琉球における「天」の観念の基礎研究

## —目次—

序章 先行研究及び本研究の目的・意義・方法	1
1 先行研究	2
2 本研究の目的・意義・方法	5
第1章 「天」の観念の概観	9
第1節 中国における「天」の観念	9
1 自然の「天」	9
2 「天」と「帝」—「天」の観念の形成—	11
3 「天」の性格	15
3-1 万物の創造者	16
3-2 運命の決定者	17
4 「天」と「人」	21
4-1 「天人相関」・「天人合一」・「天人感応」について	21
4-2 「天」・「人」関係の表現	23
5 まとめ	28
第2節 日本における「天」の観念	29
1 古代日本にみる「天」	29
1-1 「天孫降臨」について	29
1-2 「治天下大王」について	32
2 中世～近世期にみる「天」	33
2-1 「天道」の思想について	33
2-2 「徳治」と「祥瑞」の思想について	35
3 まとめ	38
第2章 首里王府編纂の歴史文献にみる「天」	39
第1節 開闢神話記述にみる「天」	39
1 『中山世鑑』にみる開闢神話	39
2 蔡鐸本『中山世譜』にみる開闢神話	45
3 蔡温本『中山世譜』にみる開闢神話	48
4 『球陽』にみる開闢神話	50
5 まとめ	53

第2節 国王出自記述にみる「天」	55
1 天孫氏の出自記述にみる「天」	56
2 舜天王の出自記述にみる「天命思想」	57
3 英祖王の出自記述にみる「天」	58
3-1 英祖王の誕生—天人感応思想	59
3-2 「天日の子」英祖—祥瑞思想	60
3-3 義本王の禪讓—災異思想	62
4 察度王の出自と天人女房譚	63
5 尚巴志の三山統一と易姓革命思想	66
6 「龍鳳之姿天日之表」—尚円王	67
7 まとめ	69
第3節 『球陽』にみる「天」	73
1 『球陽』について	73
2 『球陽』にみる「天」	74
2-1 「天」を含む名詞	74
2-2 自然関係を表す「天」	75
2-3 「天人感応思想」を反映する「天」	77
2-4 「天女」、「天神」に関する記述	79
2-5 「雷」に関する記述	83
2-6 「祥瑞思想」に関する記述	90
3 まとめ	93
第4節 『琉球国由来記』にみる「天」	96
1 『琉球国由来記』について	96
2 首里王府の祭祀関係記述にみる「天」	97
3 御嶽・神名の由来に関する記述にみる「天」	103
4 まとめ	106
小括	108
第3章 『おもろさうし』にみる「天」	111
1 『おもろさうし』について	111
2 『おもろさうし』にみる「天」を含む語の概観	112
3 『おもろさうし』にみる「天」の実態及び特徴	115
3-1 自然の天空を意味する「天」	115
3-2 抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する「天」	120
3-3 天下、世の中を意味する「天」	130
3-4 美称辞として用いる「天」	136

4	まとめ	147
<b>第4章</b>	<b>南島歌謡にみる「天」—『南島歌謡大成』を通して</b>	<b>149</b>
第1節	『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』にみる「天」	149
1	『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』にみる「天」を含む語の概観	149
2	『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』にみる「天」の実態及び特徴	151
2-1	自然の天空を意味する「天」	151
2-2	抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する「天」	154
2-3	国王の美称として用いる「天」	165
3	まとめ	168
第2節	『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』にみる「天」	170
1	『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』にみる「天」を含む語の概観	170
2	『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』にみる「天」の実態及び特徴	172
2-1	自然の天空を意味する「天」	172
2-2	抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する「天」	176
2-3	国王の美称として用いる「天」	190
3	まとめ	193
第3節	『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』にみる「天」	194
1	『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』にみる「天」を含む語の概観	194
2	『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』にみる「天」の実態及び特徴	196
2-1	自然の天空を意味する「天」	196
2-2	抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する「天」	199
2-3	国王の美称として用いる「天」	210
3	まとめ	213
第4節	『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』にみる「天」	214
1	『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』にみる「天」を含む語の概観	214
2	『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』にみる「天」の実態及び特徴	215
2-1	自然の天空を意味する「天」	215
2-2	抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する「天」	218
3	まとめ	235
小括		237
<b>第5章</b>	<b>組踊にみる「天」</b>	<b>241</b>
1	組踊について	241
2	組踊にみる「天」を含む語の概観	242
3	組踊にみる「天」の実態および特徴	245

3-1 敵討物にみる「天」	245
3-2 世話物にみる「天」	258
3-3 恋愛物にみる「天」	266
4 まとめ	268
<b>終章 琉球における「天」の観念の実態及び特徴</b>	<b>271</b>
1 琉球における「天」の観念の実態	271
2 琉球における「天」の観念の特徴	276
参考・引用文献一覧	279
附：琉球における「天」の観念の基礎研究 資料	

## 序章 先行研究及び本研究の目的・意義・方法

一般的に「天」と言えば、われわれはまず頭上にある天空、大空を思い出すだろう。ところが、それだけにとどまらず、「天」はときに一切を主宰する超越的な存在、あるいは「神」のような存在でもある。

「天」の字について、『常用字解』では次のように解釈している。「象形。人の頭の形。手足を広げた人を正面から見た形の大の上に大きな頭をつけた形である。人の体のいちばん上にある頭を意味する天を借りて、『そら』を天というようになった。」<sup>1</sup>という。

そして、「天」の意味について、『日本国語大辞典』に載っている解釈の中に、次のような解釈が確認できる。①地上をおおう空間。高く広くつらなって空をなすもの。大空。あめ。②天地万物の主宰者。万能の神。造物主。③自然に定まった運命。生まれつき。めぐりあわせ<sup>2</sup>。簡単にいえば「天」は目にみえる存在と、目にみえない抽象的な存在に分けることができる。例えば、①は目にみえる存在であり、②、③は目に見えない存在である。

「天」は「物理的存在・現象としての天空や気象のほか。宇宙の主宰者・理法・運命など観念的存在をも意味する語」<sup>3</sup>である。「天」の指し示す概念は多様であり、それに関わる観念も極めて重層的であるといえる。本研究はこのような「天」を考察の対象とする。

琉球王国最初の正史である『中山世鑑』、また『球陽』等首里王府が編纂した歴史書をはじめ、最古の祭祀歌謡集『おもろさうし』、そして口承を基盤とする南島歌謡、さらに組踊など、琉球の歴史、文学、民俗、芸能等には、「天」にかかわる事例がたびたび登場している。

しかし、残念ながらこのような「天」の観念を対象とした総合的な研究はまだなされていない。特に「天」の観念を重視してきた中国や日本、さらには東アジア漢字文化圏における「天」の観念についての研究の広がり比べると、中国から多大な影響を受けてきた沖縄の「天」の観念についての研究はほとんどみるべきものがない。

これまで、「天」について論究した先行研究はいくつかあるが、その殆どが断片的に触れられたものであり、琉球における「天」の観念の総体的な研究は充分ではない。では、これらの先行研究において、「天」はどう論じられているのか。本章では、先行研究をまとめながら、本研究の目的、意義及び方法について述べたい。

<sup>1</sup> 白川静『常用字解』 株式会社平凡社 2003年 p469

<sup>2</sup> 日本大辞典刊行会編集 『日本国語大辞典 第十四巻』 小学館 1975年 p300

<sup>3</sup> 大澤真幸等編 『現代社会学事典』 弘文堂 2012年 p917

## 1 先行研究

糸数兼治氏は「天の思想—向象賢から蔡温へ—」<sup>4</sup>の中では、朱子学の中の「天」の概念を使って、向象賢と蔡温が主張する「天」の思想について論じた。向象賢の「天」に対する考え方について、糸数氏は彼が著した『中山世鑑』にみる義本王、英祖王、察度王、尚徳王、尚円王、尚宣威王の記述を中心に述べている。蔡温の「天」に対する考え方について、糸数氏は彼が著した『中山世譜』の関連記述を中心に論じている。糸数氏の結論は次のようにまとめることができる。向象賢がいう「天」は絶対的超越的存在であって、それに従うことによってのみ世界秩序が保たれるという、天を人間の上位におく思想であり、多分に宗教的信仰的要素を色濃く残存させている。従ってそれは固有の神観念とも容易に習合するものであり、王朝交替の理論的根拠とされたのである、という。蔡温では、朱子学の合理的な考え方をを用いて、天は理であるといい、天のもつ人格的有意志性を否定し、理の絶対性・尊厳性を主張する。

糸数氏の研究は極めて価値のあるものであり、琉球の「天」についての研究論文の中で代表的であるといえる。「天」そのもの、あるいは「天」の思想を研究対象とする論文は、これが唯一であると言ってもよい。しかし、糸数氏の研究は朱子学の視点から出発し、朱子学の中の「天」についてまとめたものであり、「天」の全体像について言及しなかった。また、その中からさらに限定して、考察の対象は向象賢の『中山世鑑』と蔡温の『中山世譜』のみとなっている。それに、向象賢と蔡温は両者とも士族階層であり、かれらが代表する支配階層はどのような「天」の観念を持っているのかについても、糸数氏はあまり詳しく論じなかった。

「天」と王権の関連性について論じたのは豊見山和行氏の「琉球の王権儀礼—祭天儀礼と宗廟祭祀を中心に」<sup>5</sup>である。この中で、豊見山氏は首里王府の「朝拝御規式」という国王親祭の祭礼を取り上げ、琉球の王権儀礼について述べた。氏は、このような王府祭礼は一種の祭天儀礼であると考え、「王府の祭天儀礼（天の御拝）の根底に古琉球以来の天と王権を結び付ける根強い観念の存在が想起されよう。」と述べている。氏が提起したこの問題点は非常に重要であり、「天」と王権の関連性について論じている。このような王府祭礼は

<sup>4</sup> 糸数兼治「天の思想—向象賢から蔡温へ—」 史料編集室紀要 13 沖縄県立図書館史料編集室 1988年 沖縄地域学リポジトリ

<http://okinawa-repo.lib.u-ryukyu.ac.jp/bitstream/okinawa/7389/1/No13p73.pdf>

<sup>5</sup> 豊見山和行「琉球の王権儀礼—祭天儀礼と宗廟祭祀を中心に」『王権の基層へ』編著者：赤坂憲雄 新曜社 1992年 ほぼ同内容は「祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」にもみられる。（『琉球王国の外交と王権』吉川弘文館 2004年）

一種の祭天儀礼であると氏は考えているが、筆者はこれが中国における「天子」による祭天儀礼と異なり、中国の祭典儀礼を模倣する、「天」に関する儀礼であると考えている。

また、琉球の王権観念について、豊見山氏は「太陽神と王を一体とする王権観念は、その始期はなお検討を要するが、やがて国王を天とよぶ『首里天がなし』（＝首里の天様）という呼称に象徴されるように、天と国王を一体とする観念へと変容・移行していったと考えられる。」と述べ、その王権の特徴について、「古琉球に確立した土着の王権観念、すなわち太陽と王を一体とする観念、そして天と王を一体とする観念を基盤とし、変容しつつも儒教的天命思想を拒絶していた点に琉球王権の特徴の一つが表われているのである。」<sup>6</sup>と指摘している。

琉球では、国王のことを太陽に喩えるほど、王と太陽、王権と太陽の繋がりがかなり深い。豊見山氏はこのことを踏まえ、本来、太陽と国王を一体とする観念がのちに「天」と国王を一体とする観念に移行した、ということを主張している。氏のこの指摘はとても重要であり、従来太陽と王権を中心とする研究と違う観点を提起し、「天」の観念を重要視している。

しかし、王と太陽を一体化する思想は王と天を一体化とする思想へと移行したが、なぜ「太陽」を重視する観念から、「天」を重視するようになったのか、つまり「天」の観念はどのような役割を果たしていたのか、論文中にあまり詳しく述べられていない。豊見山氏は「天」の観念の重要性、さらに「天」と王権の関連性まで指摘したが、琉球における「天」の観念そのものについてあまり言及しなかった。

外に、「天」と王権、太陽と王権との関係性について言及したのは比嘉実氏である。彼は「琉球王統譜・神号の思想史的研究」<sup>7</sup>の中で、中国の禪讓思想、琉球の国王の神号問題等を述べ、琉球における「天」の思想の受容や背景等について言及している。氏は、琉球でいう「天」の思想は「天は物理的な空間ではなく神に等しい存在であって、その助けによって自然は順調に運行して五穀を天下万民にほどこす。そして皇帝は天の命を承けてこの世界を統治」するという。そして、「中国における天と皇帝の観念を琉球国王の王位を正当化する思想として利用した」と述べ、また、「中国と朝貢国の間で交わされる文書には事細かい修辞上の形式があって、特に天の観念なくしては中国への表文ひとつ書くことができなかったに相違ないのである。たとえ外交文書の作成が中国から琉球に来た人たちとその

<sup>6</sup> 前掲豊見山和行「琉球の王権儀礼—祭天儀礼と宗廟祭祀を中心に」 p 224

<sup>7</sup> 比嘉実『古琉球の思想』 沖縄タイムス社 1991年

末裔によっていたにしろ天についての中国流の思想は早くから琉球において受容されていた」<sup>8</sup>と指摘している。つまり、中国の思想に多大な影響を受けてきた琉球王国は、「天」の思想を早くから受容したと主張している。

さらに、氏は国王の神号は「日系統」、「真物系統」、「世の主系統」、「日の末系統」、「天の末系統」と大きく分類できると述べ、「天の末系統」の神号は中国の「天命」思想を中核とする禪讓思想の影響によるものであると指摘している。

氏の指摘は国王の神号の変遷や「天」の思想について詳しく論じており、とくに王権と「天」の思想の関連性をよくまとめた研究である。しかし、これらの事例は殆ど王家、つまり支配階層における「天」の表現であり、これらの事例だけから、琉球において「天」の思想が受容されたとは言えないのではなかろうか。これはあくまでも統治階層にみる「天」であり、他の領域では「天」が受容されたかどうかは検討しなければならない。

以上にみてきた研究以外に、渡名喜明氏は「神話・伝説に見る琉球王権の位相—記紀王権と比較して」の中で、『中山世鑑』に記されている舜天・英祖・察度三王統について、「始祖はヤマトや天等の外部から訪れ、帰還する異様な外来者と地元＝地上の女性（または男性）との間に出来た子供である」<sup>9</sup>という特徴を指摘している。この中で「天」は外部という観点から捉えられているが、「天」についてそれ以外の視点からは述べられていない。特に歴史研究においては、舜天王をはじめ尚円王までの歴代王統では、易姓革命を以て王統の交替を実現した、という観点がしばしば述べられてきた。しかし、易姓革命の中核思想である「天命思想」については、殆ど言及されてこなかった。

さらに、哲学や思想史の視点から沖縄の「天」について触れたのは中村哲氏である。氏は「琉球王国形成の思想—政治思想史の一齣として—」<sup>10</sup>の中において沖縄の「天」について触れている。この中で、氏は主に太陽信仰のつながりとして「天」の観念を提起した。例えば、氏は『おもろさうし』にみる「てだこ、大ぬし」は「日神」であり、これは『中山世鑑』において中国流の天帝という名称になると述べ、『中山世鑑』が「おもろ」にいう「てだこ大ぬし」を天帝と改めて記しているのは、天という名称が中国思想を借りてきたものであると指摘している。つまり、沖縄の「天」の思想の外来性を語っている。

<sup>8</sup> 前掲比嘉実「琉球王統譜・神号の思想史的研究」p 107

<sup>9</sup> 渡名喜明「神話・伝説に見る琉球王権の位相—記紀王権と比較して」『王権の位相』弘文堂 1991年 p286

<sup>10</sup> 中村哲「琉球王国形成の思想—政治思想史の一齣として—」『沖縄文化研究1』法政大学沖縄文化研究所 法政大学出版局 1974年

また、中村哲氏は「月と日と天上神座—沖繩での思考—」<sup>11</sup>の中で、古代中国の「天」の思想、例えば、「上帝」や「天道」の概念を紹介し、これと対照しながら、オモロや久米島の神歌等も事例として挙げ、沖繩の「天」について論じた。「天」の思想の受容について、氏は「尚第一王朝の時代はしきりに中国の天の思想をうけ容れている時代であるが、その場合でも、表現を中国向けにしているが、その思想内容は固有のものをまもっている」、「尚第二王朝となってからは、はっきりしており、中国流の天の観念は『おもろ』に現われた固有信仰の表現としては意識的に消去されている」と指摘している。最後の結論として、氏は「この島国においては自然感情としての天空崇仰はあるが、それがいかなる意味の神であり、いかなる意味において最高神であるかについて、十分な思考の追究はなされなかったものであった。」<sup>12</sup>とした。氏の研究は哲学及び思想史の角度から、沖繩の「天」の思想をまとめたものであり、沖繩の「天」の思想について総体的にふれた研究はこれだけであるといえる。なお、抽象的な概念が多く言及されてきたため、それに応じた具体例等の列挙や分析がもっと必要ではないかと考えられる。

## 2 本研究の目的・意義・方法

このように、いままで「天」について、ある範囲内の考察、または「天」の一特徴について論究したのは多いが、いわば断片的な研究が殆どである。「天」の観念と関わっているから、「天の思想」であると論じるのであって、「天の思想」は便利な言葉として使われてきた。しかし、その「天の思想」の内実について触れた研究は極めて少ない。これが琉球における「天」の観念の研究の現状である。

また、以上にみてきたとおり、これらの先行研究にみる「天」は、殆ど支配階層の考えであり、一般人の考えている「天」はどのようになっているのか全く論究されてこなかった。このことについて考察しないかぎり、琉球の「天」の観念の研究は不完全であろう。つまり、琉球の「天」の観念についての総体的な研究はない、といえるだろう。

そんな中で行われる本研究は、この領域における研究の空白を埋めることができるものと考えている。要するにこれまでの沖繩研究の未開拓領域を開拓するものである。今日、多角度・多視点的に沖繩文化を研究するため、沖繩文化の実態を知るために、「天」の観念の研究は欠かせない存在として必要かつ重要であると考えている。

<sup>11</sup> 中村哲「月と日と天上神座—沖繩での思考—」『沖繩文化研究 6』 法政大学沖繩文化研究所紀要 (6) 法政大学沖繩文化研究所 1979年

<sup>12</sup> 前掲中村哲「月と日と天上神座—沖繩での思考—」 p 93、p 102

本研究は、琉球における「天」の観念の具体像について、主に文献資料などの理論上の考察を中心とする。すなわち歴史、文学、民俗、芸能等の領域から「天」の観念と関わる事例を個々丁寧に分析し、各領域に存在している「天」は、古くからどのように認識されているのか、どのような姿で立ち現われているのかを追究し、琉球における「天」の観念の全体像を明らかにすることを主な目的としている。具体的に言えば、これらの「天」を含む語や文は何を意味しているのか、すなわちその背後にある歴史、社会、文化的な背景はどのようなものであるのか、これらの多様な「天」の観念は各領域、分野にどのような役割を果たしていたのか、これから詳しく考察していきたい。そうすることによって、琉球・沖縄における「天」の観念の全体像が浮き彫りになるのではないかと考えている。

本論文は基本的に文献資料から「天」を含む語や文章を抽出し、その具体例を分類、分析する方法で考察を行う。

ここで、本論文の概念・用語の規定を先に述べておきたい。本研究のテーマは琉球における「天」の観念の基礎研究である。「琉球」とは地理的な概念の琉球列島の琉球<sup>13</sup>、そして歴史的な概念の琉球王国の琉球を指し示す語として本論文では用いる。また、本論文では、抽出した「天」を含む語や文を“「天」の要素”と呼ぶ。それらの“「天」の要素”が反映する「天」に関する観念、あるいは考え方を「天」の観念と呼ぶ。例えば、「天の我が君を生ずる所なり」という「天」を含む文を、本論文では“「天」の要素”と呼ぶ。そして、これが反映する「天命思想」を、本論文では“「天」の観念”と呼ぶ。さらに、本論文で用いた、「天命思想」、「祥瑞思想」等の用語にみる「思想」は、日本語の「思想」を意味せず、中国語の「思想」、すなわち日本語でいう「考え方」を意味する。これらの“「天」の要素”が“「天」の観念”を反映、構成しているといえる。最後に、本論文でいう「天」の観念は、従来の先行研究等に用いられた「天」の思想とも異なって、ある体系的な思想体系をさすのではなく、「天」に関する観念、「天」にかかわる観念を指していることを説明しておきたい。

具体的な研究方法については、以下のようになっている。

第1章では、中国や日本の「天」を概観する。琉球における「天」の観念についての考察にあたって、それを孤立的に考えるのではなく、中国や日本等東アジア漢字文化圏の国々

<sup>13</sup> 本論文で用いる琉球列島は北の奄美諸島から南の八重山諸島までの地域をさす。深澤秋人「琉球と沖縄の概念の整理」『沖縄県史 各論編 古琉球』財団法人沖縄県文化振興会史料編集室編集 近代美術 2010年、豊見山和行編 日本の時代史 18『琉球・沖縄史の世界』2003年、等を参照。

をも視野に入れ、それぞれの「天」にまつわる観念、「天」に対する認識を琉球と比較しながら、その相違点と類似点について考えてみたい。

修士論文の執筆中、「天」にかかわる事例が『球陽』などの文献をはじめ、琉球の歴史、文学、民俗、芸能などにたびたび登場することに特に興味を覚えた。中に「天人感応思想」、「祥瑞思想」等、いわば中国の「天」の観念にかかわる事例が頻出している。これらの観念を確認するために、第1章、第1節では、中国における「天」の観念を概観する。そして、「天」の研究が殆どない琉球と比べ、中国はもちろん、日本における「天」の研究はどのようなものがあるのか、それは琉球の「天」にどのような影響を与えたのか。これらの問題を明らかにするため、第2節では、日本における「天」の観念を概観する。

第2章では、歴史分野における「天」の観念、歴史叙述にみる「天」を考察する。その文献は首里王府で編纂された『中山世鑑』、『中山世譜』、『球陽』等の歴史文献を用いる。最後に琉球王国の地誌『琉球由来記』も考察する。これらの文献から「天」を含む語を抽出し、その上で分類し、さらに具体例を分析する。これらの考察から首里王府を代表する支配階層の「天」の観念を知ることができると思う。

第3章では、文学分野における「天」の観念を考察する。その文献は首里王府が編纂した、琉球最古の祭祀歌謡集『おもろさうし』を取り上げる。『おもろさうし』にみる「天」を含む語を抽出・分類し、具体例を分析する。歴史記述にみる「天」と比較しながら、論を進めたい。

第4章では、奄美・沖縄各地の歌謡の考察を試みる。テキストは主に『南島歌謡大成』を用いる。第1節では、沖縄篇（上）、第2節では宮古篇、第3節では八重山篇、第4節では奄美篇を取り上げる。これらの口承を基盤とする古謡には、支配階層が考えている「天」と異なる「天」の観念が存在していると考えられる。例えば、漢語である「天」の観念が入る前に「天」に相当する観念がどのようなものであったかを追究することができると思う。

第5章では、組踊にみる「天」を考察する。組踊は元来冊封使を歓待するための宴の余興として創作された芸能であり、冊封、いわば中国を意識して創られた特徴がある。そのため、組踊にみる「天」は中国、とくに儒教の思想に強く影響されたことが推測できる。そして、組踊は士族階層によって創られたものではあるが、首里王府の文書よりも近世琉球における「天」の観念の受容を理解しやすいとも考えられる。芸能分野にみる「天」の観念を明らかにする。

このようにして、本論文は可能な限りに広い範囲内で「天」の要素を網羅し、多領域における「天」の観念を追究し、琉球の「天」の実態に迫っていきたい。

琉球における「天」の観念の総体的な研究はまだない状況の中で、本論文はまずデータの収集・抽出等の基礎作業から着手する。その上に立って、本論文は首里王府編纂の歴史文献から、首里王府の最古の祭祀歌謡集『おもろさうし』、さらに民間レベルの南島歌謡、最後に琉球の伝統芸能の代表である組踊まで、広い領域における「天」に関する観念を一通り考察する。この点において、本研究は琉球における「天」の観念についてはじめてまとまった研究であり、これは本研究の意義の所在であるとも考えている。

## 第1章 「天」の観念の概観

### 第1節 中国における「天」の観念

沖縄では文化をはじめ、民間習俗等の面においても中国や日本から多大な影響を受けてきた。琉球における「天」の観念を明らかにするため、中国・日本における「天」の観念についても触れなければならない。なお、中国や日本における「天」の観念についての研究はかなり膨大なため、本論文では、あくまでも琉球における「天」の観念を考察する上で前提となるものとして、中国や日本における「天」の観念を概観してみることを最初に断っておきたい。とくに、後述する琉球における「天」の観念と関連のある概念や観念等については重点的に紹介する。本節では、中国における「天」の観念を概観し、次節では日本における「天」の観念を概観してみたい。

中国では、人間の寿命は天年、天寿という。また、生まれつきの性質、特性を天性といい、さらに天性の優れた者は天才と呼ばれる。中国人の生活文化の中には、「天」がつく多くの言葉をはじめとして、「天」に関する観念はさまざまなところに息づいている。例えば、自然界の雷は天が悪人を罰する手段として考えられ、特に五穀を粗末にする者や、親不孝な者は天より罰せられて、雷にうたれて死ぬ話が多く伝えられている。雷は天の怒りであり、雷神は天の命令を受けて刑罰等を下すものと古くから信じられてきた。

中国においては、「天」はただ具象的に自然の天をさすだけではなく、超自然的、一切を主宰する超越的な至上の存在という意味を含んでいるものでもある。その神秘的、超越的なこと（存在）は古くから信じられてきた。

『論語』には、「獲罪于天、無所禱也（罪を天に獲ば、禱る所無きなりと）」<sup>1</sup>という孔子の言葉がある。悪いことをすれば、必ず天罰が下されるから、いくら神に祈ってもその罪から逃れないという意味である。この言葉からは、孔子個人の考え方がうかがえると同時に、古代中国の人々が天罰という観念を持っていたこともうかがえる。今日に至っても、「天」に関する観念は中国人の思想においてとても重要な観念である。

#### 1 自然の「天」

一般的に「天」は、具象的な自然の「天」を指す場合と、抽象的な超自然の、いわゆる神格化された「天」を指す場合がある。『説文解字』では、天について「顛也、至高無上（顛也、至高にして上無し）」<sup>2</sup>と説明している。「顛」は人のいただきであり、頭上に高く広がる大空という意味もある。「至高無上」とは、天の存在の高さと尊さは、極まるところを知らず、このうえもないものであることを強調している。

自然の「天」は実感的で、我々にとって身近な存在である。常に頭上にある天空を人々はどう思っているのか。中国には古くから「天圓地方」という考え方がある。

<sup>1</sup> 吉田賢抗『新釈漢文大系 第1巻 論語』明治書院 1960年 通釈：道ならぬことをすれば天罰をうける。天に対して犯した罪は、何神に祈ったところで、むだでございますよ。p73

<sup>2</sup> 尾崎雄次郎編『説文解字注 金冊』東海大学出版会 1981年 p4

夫圓者天也。方者地也。天圓而莫端、故不得觀其形。(夫れ圓とは天なり、方とは地なり。天は圓にして端莫し、故に其の形を觀るを得ず。) (『淮南子』・「兵略訓」)<sup>3</sup>

上の文献から、古代中国人が、天は円形であり、地は方形であり、つまり、「天圓地方」と考えている。しかも「天」は端も無く(終わりもなく)、無限であるとも考えていたといえる。

穹蒼、蒼天也。(穹蒼、蒼天なり) (『爾雅』・「釈天」)<sup>4</sup>

上にみる「穹蒼、蒼天也」は『爾雅』・「釈天」の天についての解釈である。これに対して、晋の郭璞は「天形穹窿、其色蒼蒼、因名云」と注釈をしていた。つまり、天の形は穹窿であり、其の色は蒼蒼であると説明している。「蒼」について、『説文解字』に「蒼、草色なり。」、『広雅』では「蒼、青なり」とある。

ところで、「穹窿」とはどのような形であろうか。『爾雅』・「釈詁」に「穹、大也」と解釈しているように、「穹」は元々無限、極大の意味がある。また、『説文解字』に、穹は「窮也、从穴、弓聲(窮也、穴に从ふ、弓の聲)」と解釈しており、さらに「窮」について、「窮なる者は極也。『釈天』毛傳、皆『穹蒼は蒼天也』と曰ふ。按ずるに穹蒼なる者は蒼天の窮極め難きを謂ふ也。」<sup>5</sup>と説明している。『漢字源』では、「穹」は「弓形である」と説明している。「穹」は「弓形」と理解してもよい。これらのことから、古代中国人が考えている天というのは、地上に半円的にかぶさる様子が想像できよう。

以上みてきた「天」についての記述では、「天」の無限大であるという特徴を強調していることがわかる。中国古来「穹天」、「穹蒼」、「蒼天」等の言い方があるように、今日でも「天」のことを「穹蒼」、「蒼天」と言う。

他に、『釈名・釈天』<sup>6</sup>に「天、顯也、在上高顯也。青徐以舌頭言之。天、坦也、坦然而遠也。」があり、天は垂直的で至高のいただきであり、平坦にして端のない無限と続いている様子を描いている。この記述では、「天」の広大・無辺であることが強調されている。古代中国人は自然の天体としての「天」を直観的に観察し、その形や色について早くから記録していることが明らかである。これらの文献記録は古代中国人が古くから「天」に関心を持っていたことを示している。

以上、自然を構成する頭上の「天」は文献の中でどのように描かれているのかをみてきた。では、このような人々の頭上にある天はどのようにして神秘的な、超越的な存在となったのか、さらにどのようにして神格化され、最高至上神と観念されるようになったのか。

このことは、中国の「万物有霊」という観念と深く関わっていると考えられる。「万物有霊」というのは中国の原始的な自然観である。つまり、日、月、風、雨、雷、電などが神霊であり、天、地、

<sup>3</sup> 楠山春樹『新釈漢文大系 第62巻 淮南子(下)』明治書院 1988年 通釈:そもそも円とは天であり、方とは地である。天は円形であって、端が無いから、その全形を觀て取ることはできない。pp. 824~825

<sup>4</sup> 晋 郭璞注『爾雅』叢書集成新編 第三七冊 新文豊出版公司印行 民国73年 p587

<sup>5</sup> 尾崎雄次郎編『説文解字注 竹冊』東海大学出版会 1981年 p394

<sup>6</sup> 漢 劉熙『釈名』叢書集成新編 第三八冊 p408

山、川、水、火などは神霊の主宰するものとなり、(人は死んでも、霊魂は不死〈霊魂は残る〉)、樹木も霊がある、石でも思考ができる、鳥や獣などが自分の言葉をもつ、すべての物は神霊である。自然界のすべてに、神霊がついているという観念である。

生産力がまだ低い段階で、自然災害・疾病・猛獣の侵害などは簡単に人の命を奪う。人間は自ら生命力の弱さ・自身の能力の限界性を感じていた。説明のできない自然界の諸現象等について、人間はそれを不思議に思い、そこに何かの神秘・新奇な力が存在していると信じていた。それで一種の原始的な崇拜と信仰が生まれた。それが「万物有霊」という観念である。

天に日、月、星辰があり、また天から雨が降り、雷も落ち、「天」は身近な存在でありながら、ある超越的な力も有していると人々は考えていた。何星亮氏の指摘によれば、天に対しての原始信仰はいつ出現したのかは確定できないが、雷、雨、日、月、山、火に対しての原始信仰の出現より遅い可能性は高いという。<sup>7</sup>

自然の天、天空がどうやって抽象化され超自然的な「天」となったのかについて、笠原仲二氏は以下のように述べている。「首(頭)を本義としていた天は、後に始の意のほか、天空の天の意に轉想・観念されるようになったが、そのような天に対する観念と、偶々萬物を生成しこれを主宰・摂理する神秘的な實在の居所が、人々の頭上高く覆っている天—天空であると考えていた古代の人々の信仰と結びつき、天といえば直ちにそうした神秘的な實在を意味する代名詞のようになった」<sup>8</sup>という。この指摘の中の「神秘的な實在」というのは、おそらく「天」の超越的な性格をさしているだろう。

## 2 「天」と「帝」—「天」の観念の形成—

「天」を超越的な存在として、至高の人格神とみなす観念は殷代までに遡ることができる。この「天」の観念を考えると、「帝」という重要な概念をまず確認しなければならない。

紀元前16世紀頃から前11世紀頃まで、中国の黄河の中・下流域を支配した殷王朝の甲骨文のなかに、天の神＝「帝」という記載がみられる。この「帝」は殷の人々の至上神であると思われ、甲骨文中に「上帝」とも記されている。殷の時代は亀の甲や牛の骨を焼いて、その割れ目で至上神—「帝」の意志をうかがい、吉凶を占うこととしていた。

『字統』では、「帝」の象形について「神を祀るときの祭卓の形。」であると説明し、「帝」は「最も尊貴な神を祀るときのもので、その祭祀の対象となるものをもその名でよんだ。」と記している<sup>9</sup>。『説文解字』に、「帝」は「諦也、王天下之號(諦也、天下に王たるの號)」<sup>10</sup>とある。「諦」について、『道教事典』は「あきらか、さだめるの義があり、全知全能とか人間の運命の決定者とかを意味するように思われるが、これは、のちの天の観念を抽象化した解釈である」<sup>11</sup>と説明している。こ

<sup>7</sup> 何星亮『中国自然神与自然崇拜』新華書店上海発行所 1992年 p47

<sup>8</sup> 笠原仲二『中国人の自然観と美意識』創文社 1982年 p56

<sup>9</sup> 白川静『字統』株式会社平凡社 1984年 p615

<sup>10</sup> 前掲『説文解字注 金冊』 p10

<sup>11</sup> 野口鐵郎、坂出祥伸等編集『道教事典』平河出版社 1996年 同書では、「帝はただちに天を指すかどうかは不明である」とも指摘している。 p420

の「帝」は、「意志をもつ天の神、雨を降らすことも、旱魃を起こして飢饉をもたらすこともでき、都市の建設の可否も決定できる。自然と人事にたいして絶対な力をもつ」<sup>12</sup>とされている。「帝」はまさに全知全能の至上神であり、人々は格別な畏敬を持っていたのである。

何星亮氏の指摘によれば、中国では至上神という観念の発生はかなり早く、顓頊<sup>13</sup>の時代にまで遡ることができるという。殷以前の夏の時代では、至上神という観念がもうすでに存在していた。夏の至上神は「天」と呼ばれていた。夏を滅ぼした殷は、夏の至上神と区別をつけたいため、自分たちの至上神を「帝」や「上帝」と呼ぶようにしたという。<sup>14</sup>

つまり、夏の至上神は「天」といい、殷の至上神は「帝」あるいは「上帝」といわれていたことがわかる。これらの具体例を文献から確認してみよう。

帝命不違、至于湯齊。湯降不遲、聖敬日躋。昭假遲遲、上帝是偲。帝命式于九圍。(帝命に違はざること、湯に至るまで齊し。湯の降ること遅からず、聖敬日に躋る。昭假すること遅遅、上帝を是れ偲むに。帝命じて九圍に式らしむ。) (『詩経』・「商頌・長發」)<sup>15</sup>

この記事は、帝、上帝を慎み尊敬すれば、代々昇進されて繁栄にいたることができると述べている。さらに、帝、上帝の命令に従えば、天下(九州中国)を統治する権力が賜われるとされた。ここでいう帝、上帝は殷の時代の至上神であることが推測できる。

この後、周の時代になると、至上神の呼称は夏の「天」と、殷の「帝」、「上帝」を併用するようになった。これ以外、「皇天」「上天」「昊天」、または語を繋げて「皇天上帝」、「昊天上帝」等の呼称もみられる。ただし、『書経・周書』『詩経・周頌』の中で、至上神のことは殆ど「天」で表している。

維天之命、於穆不已。於乎不顯、文王之徳之純。(維れ天の命、於穆として已まず。於乎不顯なる、文王の徳の純らかなる。) (『詩経』・「周頌・維天之命」)<sup>16</sup>

昊天有成命、二后受之。(昊天に成命有り、二后之を受く) (『詩経』・「周頌・昊天有成命」)<sup>17</sup>

宣哲維人、文武維后。燕及皇天、克昌厥後。(宣哲は維れ人、文武は維れ后なり。燕し皇天に)

<sup>12</sup> 荒川紘「天の思想史」『人文論集』 静岡大学人文学部 <http://ir.lib.shizuoka.ac.jp>

<sup>13</sup> 顓頊(せんぎょく):『史記・五帝本紀』に「帝顓頊高陽者、黄帝之孫、而昌意之子也。」がある。また、『大漢和辞典』は「上古の帝王。皇帝の孫。昌意の子。年十歳にして少昊を佐け、二十にして即位す。初、高陽に國す、故に高陽氏と號す。顓は専、頊は正、よく天人相互間の道を正しい人といふ義。」と説明している。(『大漢和辞典』12巻) p291

<sup>14</sup> 前掲何星亮氏書 pp. 54~55

<sup>15</sup> 石川忠久『新釈漢文大系 第112巻 詩経(下)』 明治書院 2000年 通釈:(契以来商の先君は)上帝の命に違ふことなく、湯に至るまで全員が等しく違わなかった。湯は時宜をえてこの世に生まれ、その知恵と慎み深さは日々昇り進んで、(殷の祖霊が)輝かしく降臨すること幾久しく、湯王も上帝を慎み尊敬したので、上帝は(湯王に)九州中国全土を統治させた。p415

<sup>16</sup> 前掲石川忠久『新釈漢文大系 第112巻 詩経(下)』 通釈:そもそも天の命は、すばらしく永久に止むことはない。ああ光り輝く、文王の徳の輝かしさよ。p312

<sup>17</sup> 前掲石川忠久『新釈漢文大系 第112巻 詩経(下)』 通釈:大いなる天には定まった永久の命があり、文王と武王はこれを受けた。p318

及およばせば、克よく厥その後のちを昌あきらかにせよ。) (『詩経』・「周頌・雝」)<sup>18</sup>

昊天上帝、則不我遺。胡不相畏、先祖于摧。(昊天上帝、則ち我を遺れまず。胡ぞ相畏れざらんや、先祖于摧す。) (『詩経』・「大雅・雲漢」)<sup>19</sup>

以上の例から、周の時代において、至上神のことはそれぞれ「天」、「昊天」「皇天」「昊天上帝」と呼ばれていたことがわかる。なお、周の時代では、至上神のことは、殷の「帝」という呼称を継承した場合もある。例えば、以下の例はそれである。

帝作邦作對 自大伯王季 (帝 邦を作し對を作すは 大伯王季自りす。) (『詩経』・「大雅・皇矣」)<sup>20</sup>

上の記事は、帝が邦を作り、天子を決めたのは大伯・王季のころからであると述べている。つまり、帝は国家を作り、さらに天子を決めることができると言っている。ここの「帝」は至上神を指している。

文王陟降、在帝左右 (文王陟降し、帝の左右に在り) (『詩経』・「大雅・文王」)<sup>21</sup>

上の記事は、周文王の神霊が天に昇降しながら、いつも帝のおそばにいと述べている。つまり、ここでの帝も至上神のことを指しており、その居所は天にあることが窺えるだろう。

周代になると、『帝』は『天』『上帝』と同義で、国家・人民の創造者となる。この神は特に王朝の支配者に庇護を加える。<sup>22</sup>という特徴がみうけられる。

以上、文献中の至上神「天」、「帝」、「上帝」についてみてきた。これらの至上神の観念はかなり古い時代に発生したことがわかる。その至上神の観念と今日の「天」の観念とはどのような繋がりを持っているのか。言い換えれば、「天」の観念はどのように形成されたのか。

何星亮氏は、「帝」はもともと祭祀名であり、天神や至上神の呼称ではない、と指摘する。また、「帝」同「禘」、『礼記』・「祭法」に「禘、謂祭昊天于圓丘也」とあるように、「帝」はもともと祭天の祭祀名であると述べる。殷は、夏の至上神＝「天」という呼称を継承しなかったが、祭天の祭祀名である「帝」を用いて至上神のことを称したと述べている<sup>23</sup>。この指摘からは、「帝」は祭天儀礼

<sup>18</sup> 前掲石川忠久『新釈漢文大系 第112巻 詩経(下)』 通釈:明哲であるのは人臣、文徳武功があるのは君王。(祖霊のために)宴を催し(しっかり酒を飲ませその恩沢を)天まで及ぼしますから、よく我々子孫に栄光ありますように。 p341

<sup>19</sup> 前掲石川忠久『新釈漢文大系 第112巻 詩経(下)』 通釈:昊天上帝は、我のことを少しもあわれもうとしない。このことを畏れずにいられようか、祖先の御霊に呪歌を歌い(降雨を)祈る。 pp.238~240

<sup>20</sup> 前掲石川忠久『新釈漢文大系 第112巻 詩経(下)』 通釈:上帝が邦を作り天子とお決めになったのは、大伯・王季のころからだ。【作對】:上帝の輔佐たる天子を立てる意。【大伯・王季】:集伝に「大伯は、大王の長子なり。王季は、大王の少子なり」とある如く、「大伯」は古公亶父の長子、「王季」は末子。本句は、大伯・王季の頃から天下に周の名声が高まったことをいう。 p98

<sup>21</sup> 前掲石川忠久『新釈漢文大系 第112巻 詩経(下)』 通釈:文王の御霊は天地を昇下し、天帝の側に仕える。 p58

<sup>22</sup> 前掲『道教学事典』 p420

<sup>23</sup> 前掲何星亮氏書 p64

に深く関連しており、「帝」と「天」とがある関連性を示していることが窺える。

王柯氏は、「帝は、供え物を神棚の上に乗せ燃やして天を祭る指事の文字である。」<sup>24</sup>と指摘している。さらに、「帝」は祖先祭祀と深く関連していることから、王柯氏は、帝は「空間的には人間より上である精神的存在が、どうも『天』、あるいは抽象的な『天』に変わった祖先神である可能性を示している。」<sup>25</sup>と述べている。つまり、まず「帝」は祖先神であるということを氏は指摘しているのである。これは、すでに紹介したように、殷の時代では、祖先神のことを「帝」「上帝」と呼んでいたことでもわかる。もう一つ重要な指摘とは、祖先神「帝」は、抽象的な「天」に変わった具象的な祖先神であるという特徴を持っているとのことである。言い換えれば、「帝」の観念（帝に対するの信仰）は「天」の観念（天に対するの信仰）に移行したといってもよい。至上神信仰という観念と祖先神信仰という観念とが重なったと理解してもよいだろう。

また、小島佑馬氏の観点では、「帝は本来、思想または遠祖の意味に用いられ、従って帝の崇拝は祖先の崇拝であったのであるが、後に至りそれが星の崇拝に結び付き、さらに星の懸っている天の崇拝に移行したものである」<sup>26</sup>という。この指摘の特徴は、「帝」に対するの崇拝はすなわち祖先崇拝、つまり祖先神信仰であることをあらためて強調し、さらに、「帝」に対するの崇拝はのちに、「天」の崇拝に移行したと主張しているところにある。

「帝」は殷の祖先神であり、「殷の時代では、天という文字はあらわれるが、それはまだ至上神としての意味をもってはいなかった」<sup>27</sup>。「帝」と「天」の職能も似ているところが見られる。例えば、すでに見てきた、「帝作邦作對（帝が邦を作し、封を作す）」（『詩経』・「大雅・皇矣」）、天は直接に王に命を下す（「昊天有成命、二后受之」）等が挙げられる。「帝」と「天」との混用はしばしば見られる。金谷治氏は、「天は、殷が周に変わってから、従来の帝に代わるものとして新しい支配者によって強調され」、「その際、従来の帝の性格をうけつぐ点が大きかった」<sup>28</sup>と指摘している。

以上のことは、いずれも「帝」が祖先神、祖先信仰に強く結びついていることに言及している。その上で「帝」に関わる信仰が「天」に関わる信仰に移行したことを指摘している。重要なのは、「天」に関わる信仰は「帝」に関わる信仰から変化発展してきたことであろう。

〈夏、殷、周の至上神一覧表〉

	夏	殷 (商)	周
至上神	天	帝、上帝	天、帝、上帝、皇天、 上天、昊天、皇天上帝、昊天上帝

以上、「天」の観念の形成（「天」と「帝」の比較）についてみてきた。それを整理してみよう。

<sup>24</sup> 王柯『「天下」を目指して—中国 多民族国家の歩み—』 図説中国文化百華第13巻 (社) 農山漁村文化協会発行「中国文化百華」編集室企画・制作 2007年 p30

<sup>25</sup> 前掲王柯氏書 p30

<sup>26</sup> 小島佑馬『古代中国研究』東洋文庫493 平凡社 1988年 p63

<sup>27</sup> 金谷治『中国古代の自然観と人間観』金谷治中国思想論集上巻 平河出版社 1997年 p230

<sup>28</sup> 前掲金谷治氏書 p232

中国では、古くから「万物有霊」という原始信仰が存在していた。この「万物有霊」という信仰基盤の上に「天」に対しての原始信仰が生まれた。それはかなり早い段階で発生したと思われる。この「天」に対しての原始信仰は後の「天」の観念の発生の信仰基盤にもなったのである。

一方、祖先祭祀にまつわる祖先神信仰が盛んになり、人々は自分の祖先神を至上神として信じ、いわゆる自分の祖先神は最高至上神であるとする観念が生まれた。つまり、祖先神信仰は至上神信仰と習合（融合）したのである。最初の至上神信仰は、祖先祭祀と強く関わっている「帝」に対しての信仰に定着していた。夏の至上神は「天」と呼ばれていたが、夏を滅ぼした殷は、至上神を「帝」や「上帝」と呼んだ。周の時代になると、至上神の呼称は夏の「天」、殷の「帝」、「上帝」を併用するようになっていた。これ以外、「皇天」「上天」「昊天」、「皇天上帝」、「昊天上帝」等の呼称もみられる。周の時代になると、「天」が中心になって用いられていることが指摘できる。祖先神信仰は至上神信仰と習合したことで、もともと祖先神信仰とつよく関わる「帝」に対しての信仰が段々至上神信仰になったのである。この上で、至上神の呼称の転換過程で示すように、至上神が「帝」⇒「天」に転換したことで、のちに「天」は至上神として信仰されるようになったと考えられる。ようするに、万物有霊（自然崇拜）段階から祖先神崇拜へ、さらに至上神信仰へ発展していった過程である。祖先神は至上神とみなされ、両観念が重ねられ、ついに「天」は一切を主宰する至上神であるという観念が定着したのである。これはすなわち今日の「天」の観念と理解してもよいだろう。

### 3 「天」の性格

では、一体「天」はどのような性格を持っているのか。古代中国では、「天」は自然そのもの、自然の属性を意味する場合がある。

牛馬四足、是謂天、絡馬首、穿牛鼻、是謂人。（牛馬四足、是を天と謂ひ、馬首を絡ひ、牛鼻を穿つ、是を人と謂ふ）<sup>29</sup>（『莊子・外篇・秋水』）

聡明叡智天也、動靜思慮人也。（聡明叡智は天なり、動靜思慮は人なり）<sup>30</sup>（『韓非子・解老』）

以上の例から、古来中国において、「天」はしばしば「自然」、あるいは「自然性」と同義に使われていたことがわかる。つまり、高所にある天空を指すだけではなく、万物の存在における自然的な属性を指している。

また、「天」の雄大と超越性は古くから観念されていた。例えば、春秋戦国の「百家争鳴」の時代では、諸子百家の「天」の観念は多様である。

子曰、大哉、堯之為君也。巍巍乎、唯天為大。（子曰く、大なるかな、堯の君為るや。巍巍乎と

<sup>29</sup> 市川安司・遠藤哲夫『新釈漢文大系 第8巻 莊子（下）』 明治書院 1972年 通釈：牛や馬が四つ足であるのが自然で、馬の首におもがいを付けたり、牛の鼻に穴をあけて縄を付けるのが人為である。絡馬首：「絡」はおもがい（馬のたてがみにつける飾り）を付けること。本あるいは「絡」を「落」に作る。 p474

<sup>30</sup> 竹内照夫『新釈漢文大系 第11巻 韓非子（上）』 明治書院 1960年 通釈：感覚や知力は天（天性）であり、行為や思慮は人（人の意志によること）である。 p238

して、唯天を大なりと為す。) (『論語』・「泰伯」)<sup>31</sup>

上に見る『論語』の「唯天為大」は、天だけが高大、雄大であるといえるものだ、と言って、「天」の絶対至高性という性格を強調している。「天」は無量大であり、その絶対性について述べている。

子夏曰、敢問、何為三無私。孔子曰：天無私覆、地無私載、日月無私照。(子夏曰く、敢て問ふ、何をか三無私と謂ふと。孔子曰く：天は私覆なく、地は私載なく、日月は私照なし)<sup>32</sup> (『礼記・孔子閑居』)

上の例において、孔子は「天」は一切の制限を受けない存在であることを主張し、天の超越性を説いている。では、周以降、「天」の観念が定着した後、天の性格はどのように変化していたかをみてみよう。

### 3-1 万物の創造者

まず「天」は万物の創造者であるとされている。例えば、以下の『礼記』では、万物の根本、根源は「天」にあると述べている。

萬物本乎天、人本乎祖。此所以配上帝也。(萬物は天を本とし、人は祖を本とす。此れ上帝に配する所以なり。) (『礼記』・「郊特牲」)<sup>33</sup>

また、『詩経』、『易経』では「天」が山、川、草、樹等の自然界のものを創造したと記している。

天作高山、大王荒之(天高山を作り、大王之を荒む) (『詩経』・「周頌・天作」)<sup>34</sup>

大亨貞、雷雨之動滿盈。天造草昧、宜建侯而不寧。(大いに亨りて貞しきは、雷雨の動きて満ち盈てるなり。天造草昧なり、宜しく侯を建つべくして寧しとせず) (『易経』・「屯」)<sup>35</sup>

さらに、『詩経』では「天」は「烝民」、いわゆる「人」を創造したことを述べている。

天生烝民、有物有則。民之秉彝、好是懿德。(天 烝民を生ず、物有れば則有り。民は之れ彝に秉ひ、是の懿徳を好めり。) (『詩経』・「大雅・烝民」)<sup>36</sup>

<sup>31</sup> 吉田賢抗『新釈漢文大系 第1巻 論語』 明治書院 1960年 通釈：孔子言う、さても大きいものだなあ、堯の天子たるの姿は、高大な、雄大なものとして、ただ天のみがその大に値するのであるが、独りただ堯だけがその天の大きさに斉しい。p191

<sup>32</sup> 竹内照夫『新釈漢文大系 第29巻 礼記(下)』 明治書院 1979年 無私覆：全体を公平に覆う。通釈：子夏「その三つの無私とは何か。どうぞお教え下さい」。孔子「天には私覆が無く、地には私載が無く、そして日月には私照が無い。」p787

<sup>33</sup> 竹内照夫『新釈漢文大系 第28巻 礼記(中)』 明治書院 1977年 通釈：万物はみな天から生ずるが、人には特に先祖のあることゆえ、(郊の祭りにおいて) 天帝の傍らに先祖をまつるのである。p399

<sup>34</sup> 前掲石川忠久『新釈漢文大系 第112巻 詩経(下)』 通釈：天が岐山を生じ、大王古公亶父がこれを領有した。p317

<sup>35</sup> 今井宇三郎『新釈漢文大系 第23巻 易経(上)』 明治書院 1987年 通釈(象伝)：卦辞の「元いに亨り、貞しきに利し」というのは、その雲雷(屯)の鬱結が解けて雷雨(解)となって、天地の間に充ち満ちているのである。天運の開けた草創の時で冥昧の世であるから、天子は諸侯を封建して秩序を正させるのがよく、自らも勤苦して安泰に過ごすべきではない。p196

<sup>36</sup> 前掲石川忠久『新釈漢文大系 第112巻 詩経(下)』 通釈：天はもろもろの人々をお生になった、万物には(自然とおのおの抛るべき)法則が備わるようにされた。(そこで、)人々はその法則にしたがい、この善き徳を好んだ。

「天」は人、山、川、草、樹、いわゆる万物を創り出し、つまり「万物の父母」であると考えたのである。

惟天地萬物父母、惟人萬物之靈（惟れ天地は萬物の父母にして、惟れ人は萬物の靈なり。）（『書経』・「泰誓上」）<sup>37</sup>

子曰、天何言哉、四時行焉、百物生焉。天何言哉。（子曰く、天何をか言はんや、四時行はれ、百物生ず。天何をか言はんやと。）（『論語』・「陽貨」）<sup>38</sup>

『論語』は、天が何もいわずに、万物を生じ、さらに天は春夏秋冬の四季を運行させ、草木鳥獸を繁昌させている。これらのことは、すべて「天」の働きであると考えたのである。

以上みてきた例は、「天」の万物の創造者であるという性格が鮮明に描かれたものであろう。この他、「天」はどのような性格をもつか。

### 3-2 運命の決定者

前項では、「天」は万物の創造者である、という性格についてみてきた。それだけに留まらず、「天」は万物、社会諸事項の運命を決定することができる、とされる。以下、それについてみてみよう。

爾亦不知天命不易（爾亦天命の易らざるを知らず）（『書経』・「大誥」）<sup>39</sup>

上の『書経』の「天命不易」の「易」は、変わるという意味で、「不易」は変わる事のないという意味である。「天命不易」とは、天命は永遠に変わらないという意味になる。「天」が一度定めたことならば、変わることが絶対ない、あるいは天の命令、運命は変えることができない、と強調している。

天假之年、而除其害。天之所置、其可廢乎（天之に年を假して、其の害を除けり。天の置く所、其れ廢す可けんや）（『春秋左氏伝』・「僖公二十八年」）<sup>40</sup>

天之所廢、誰能興之。（天の廢する所、誰か能く之を興さん。）（『春秋左氏伝』・「襄公二十三年」）<sup>41</sup>

上の2つの記事は「天」が至上の権力を持っていることについて述べている。「天」が定めたことを変えることはできない。「天之所置、其可廢乎」とあるように、「天」が助け、幫助したいものは、

p 258

<sup>37</sup> 小野沢精一『新釈漢文大系 第26巻 書経（下）』明治書院 1985年 通釈：一体天地は万物の父母であり、一人は万物の靈長である。p 451

<sup>38</sup> 吉田賢抗『新釈漢文大系 第1巻 論語』明治書院 1960年 通釈：そこで孔子は、「天は何か言うかな。何も言いはしないではないか。しかも、春夏秋冬はたゆみなく運行し、鳥獸草木などの百物はそれぞれ立派に生を遂げているではないか。これすべて天の偉大なる働きであるが、天は何も言いはしないではないか。」p 393

<sup>39</sup> 加藤常賢『新釈漢文大系 第25巻 書経（上）』明治書院 1983年 通釈：汝らは〔周に対する〕天命が変わらないことを知らぬのだ。p 185

<sup>40</sup> 鎌田正『新釈漢文大系 第30巻 春秋左氏伝（一）』明治書院 1971年 pp. 411～412 通釈：それに天は晋侯を長生きさせ、害をなす者を除いてしまった。天が君に立てようとする者を人力で廢することはできないものではない。

<sup>41</sup> 鎌田正『新釈漢文大系 第32巻 春秋左氏伝（三）』明治書院 1977年 通釈：天が捨てる者をだれが助けましよう。pp. 1016～1018

廃することができない。一方、「天之所廢、誰能興之」とあるように、「天」が廃止しようとするものは、二度と興することができないという。つまり、天が物事の運命を決定する。天の意向に従うことが最も重要であると考えているようである。

以上みてきた記述は、天の絶対至高性を強調し、天がこの性格を以て、社会諸事項の運命を決定する存在である、と考えたことを知らしめる。

### 3-2-1 王朝交替を決める

古代中国では、「天」は王朝の運命を決定することができるとされている。古代中国の統治者は「天子」と呼ばれ、天子が主宰する空間は「天下」と呼ばれている。「天子」は漢字からみてもわかるように、天の子という意味が込められている。古代中国では、天子は天の命令を直接に受けて、国家を統治すると考えていた。天命が授けられた天子は、天の「絶対性」と「正統性」を受け継いでいる、というわけである。「天命思想」は、中国における最も重要な政治思想ともいえる。このことについては、次項の「天」と「人」のところで述べたい。以下は、天によって王朝の運命が変えられた事例をみってみる。

有夏桀、弗克若天、流毒下国。天乃佑命成湯、降黜夏命。（有夏の桀、天に若ふ克はず、毒を  
かこく なが てんすなは めい せいたう たすけ か めい かうちゆつ  
下国に流す。天乃ち命を成湯に佑け、夏の命を降黜せしむ。）（『書経』・「泰誓中」）<sup>42</sup>

上の『書経』の事例では、殷が夏の代わりに、天下を統一したことについて述べている。「天乃佑命成湯」とは、天が湯王に命を下し、湯王を佑け、新王朝の建立を実現させたという意味である。一方、「降黜夏命」とは、天が夏の天命を退けた。天命が夏王朝のもとから離れたことで、夏王朝は滅亡にいたることになった。つまり、天の命によって、夏王朝が滅び、殷王朝が成立し、王朝が交替させられた、と記している。これらのことから、天は王朝の運命を変えることができると考えられていたことがはっきり読み取れる。

『今不承于古、罔知天之斷命。』矧曰、『其克従先王之烈、若顛木之有由蘖、天其永我命于茲新邑、紹復先王之大業、底綏四方。』（『今古に承がざれば、天の命を断つを知る罔し』と。矧曰く、『其れ克く先王の烈に従へば、顛木の由蘖有るが若く、天其に我が命を茲の新邑に永くして、先王の大業を紹復し、底に四方を綏んぜんとす』と。）（『書経』・「盤庚上」）<sup>43</sup>

上の文献の中、「天之斷命」、「天其永我命」等が記しているように、天が国の運命を断つ、つまり王朝を滅びさせ、また反対に、国の運命を長くする、すなわち国運を繁昌させること、ができると

<sup>42</sup> 小野沢精一『新釈漢文大系 第26巻 書経(下)』明治書院 1985年通釈：夏の桀王は、天の意に順うことができずに、害毒を下国に流した。そこで、天は湯王を助けて命を下して、夏の天子たる命を退けさせられた。p.460

<sup>43</sup> 加藤常賢『新釈漢文大系 第25巻 書経(上)』明治書院 1983年通釈：「いま古〔のよき習慣〕を承けつがなければ、天が〔わが国の〕命運を断つかも判らない。〔だから遷都しなければならぬのだ〕と。〔王は〕またいう、「克く先王の業に従うならば、顛れた木にひこばえがあるように、天はわが〔国の〕命運をこの新邑に長くし、〔われわれは〕先王の大業を継ぎ回復して、四方を定め安んずるであろう。」pp.102~103

述べている。

不若于道者、天絶之也（道を外れたもの、天が之れを絶つなり）（『穀梁伝』・莊公元年）<sup>44</sup>

上の『穀梁伝』の例では、道を外れたものに対して、天がそのあとを絶つことにすると記している。以上みてきた例からは、天は国、王朝の運命の決定者であるという性格が明らかに読み取れるだろう。

### 3-2-2 道徳規範を決める

天、上帝は最高の立法者、司法者でもある。社会の道徳規範等は、すべて天が定めるとされている。

惟皇上帝、降衷于下民。（惟れ皇いなる上帝、衷を下民に降す。）（『書経』・「湯誥」）<sup>45</sup>

上にみる「皇上帝」は「皇天上帝」、すなわち天・帝・上帝等、前に論じてきた最高至上神のことを指している。「衷」とは、民が従うべきよきみち、いわゆる「道」である。ここの「道」は、社会のルール、道徳規範のことであると理解できる。つまり、これらの人間が従うべき道徳規範、社会ルールは上帝（天）が下す、と考えたことがわかる。

非天私我有商、惟天佑于一徳（天我が有商に私するに非ず、惟れ天一徳を佑く。）（『書経』・「咸有一徳」）<sup>46</sup>

上の文献は、天は殷を庇護することだけでなく、殷はみずからの道徳性が高いため、天に保護されているだけであることを述べている。天は有徳な者を佑けるという性格を語っている。天は一切の道徳規範を決めているので、道徳性の高い者が天からの庇護も受けていることになる。

### 3-2-3 人間の寿命・禍福を司る

天は人間社会のルール、道徳規範を作るだけではなく、人間がやっていることをよくみて、その道徳善悪等によって、人間の寿命を決定し、禍福をも与えている。要するに、天は人間の寿命、禍福を司っている、と考えた。

惟天監下（民）、厥典義。降年、有永、有不永、非天天民、（民）中絶命、民有不若徳、不聴臯、天既孚命、正厥徳。乃曰其如台。（惟れ天は下を監み、厥の義を典る。年を降す、永き有り、永からざる有るは、天民を天し、命を中絶するに非ずして、民徳に若はざる、臯を聴かざる有ればなり。天既に命を孚せるに、厥の徳を正しくせば、乃ち日に其れ如台せんや。）（『書経』・「高宗彤日」）<sup>47</sup>

上の『書経』の記述は、「天」は下民を監督し、その状況によって賞罰を下し、人間社会の道徳規

<sup>44</sup> 長澤規矩也編『穀梁傳』和刻本経書集成 正文之部 第二輯 汲古書院 1975年 p366

<sup>45</sup> 前掲小野沢精一『新釈漢文大系 第26巻 書経（下）』通釈：大いなる上帝はよき道を下なる民に降された。p402

<sup>46</sup> 前掲小野沢精一『新釈漢文大系 第26巻 書経（下）』通釈：これは、天が我が殷にえこひいきをしたのではなくて、天が純一な徳のものを助けたのです。p429

<sup>47</sup> 加藤常賢『新釈漢文大系 第25巻 書経（上）』明治書院 1983年 通釈：天の〔神〕は下（地上）のことを監視して、〔下の〕人々が正しいことを行うようにつかさどっておられる。〔それによって〕天が人々に年（寿命）をあたえられるのに、長い〔者が〕あったり、長くない〔者が〕あったりしますので、天が、人々を若死にさせたり、その命を途中でとめたりされるのではなく、人民の中で、徳に従わなかったり、その罪に服しなかったりするものがあるからです。天は人々に寿命をあたえておられますものの、人々が、その徳を正しくしたならば、天もいったい〔寿命を〕どうされましようや。 p131

範、法律規定を定める。またその以外にも、「天」は人間の寿命まで司ると述べている。特に上の例では、人間の道徳性によって、「天」がその人の寿命の長さを決めることができるとしている。『詩経』・「小雅・巷伯」に「有北不受、投畀有昊」（有北受けずんば 有昊に投畀せん）<sup>48</sup>とあるように、もし不徳のことをすれば、例えば、他人の悪口をしたりすると、昊天に告げて、その罪を裁いてもらうことができる、というのである。

つまり、人間の寿命・禍福というものは、すべて天が感応した結果であるとされている。中国人は、その生活的思想の中で、人間の寿夭・吉凶は、すべて道徳性に繋がり、最終的には「天」が感応して現れるものであると考えているようである。

惟上帝不常、作善、降之百祥、作不善、降之百殃。（惟れ上帝常ならず、善を作せば、之に百祥を降し、不善を作せば、之に百殃を降す。）（『書経』・「伊訓」）<sup>49</sup>

『書経』では、天は善を行う人に幸いを下し、不善のことを行う人に禍いを下すと記している。

皇天無親、惟徳是輔。（皇天親無し、惟だ徳を是れ輔く。）（『書経』・「蔡仲之命」）<sup>50</sup>

上の『書経』の記事では、皇天はとくに特定の者を佑けて親しむのではなく、徳のある者こそ、天の佑けをもらえるのであると記している。

これらの例から、「天」は人間の寿命や禍福をも司ると考えられていたことが明らかであろう。この中で、人間の道徳性が求められていることは重要である。人間寿命の長短、禍福の有無は、すべて「天」が定めるものであり、その判断の基準は、その人の道徳性の高低（有無）にある。簡単にいえば、有徳の人であれば、その寿命は長く、逆に不徳の人であれば、その寿命も短い。禍福の場合も同様である。

これまで、「天」は万物の創造者である、社会諸事項の運命の決定者である、うち王朝交替を決める、道徳規範を決める、人間の寿命・禍福を司る等の、「天」の性格について見てきた。これらの具体例から、「天」の絶対至高性が最も強調されていることがよくわかる。「天」が一国の統治者を決めるだけではなく、社会に生きる人々に対しても、社会規範をはじめ、道徳、さらに人間にとっては最も重要な寿命まで、すべて「天」が決める。「天」が人を生み、さらに人が従うべきよき道＝道徳規範等を定め、そして、その人が行った善悪によって寿命を与える、と考えたのである。

これらの事例から、「天」と「人」との関係性が重要であることが明らかになった。従って、「天」と「人」との関りに注目しなければならない。一体、「天」と「人」とは、どのような繋がりを持っているのか、以下見てみよう。

<sup>48</sup> 石川忠久『新釈漢文大系 第111巻 詩経(中)』明治書院 1998年 通釈：北方の悪神が受けなければ、天の神に投げ与えよ。「投畀有昊」：天の神に投げ与えて、その罪を裁いてもらいたい意。p.362

<sup>49</sup> 前掲小野沢精一『新釈漢文大系 第26巻 書経(下)』通釈：上帝の命というものは一定ではありません。善を行えば、これに多くの幸いを下されますが、不善を行えば、これに多くの禍いを下されます。p.412

<sup>50</sup> 前掲小野沢精一『新釈漢文大系 第26巻 書経(下)』通釈：大いなる天はだれか特定のものを親しむということはなく、ただ徳のあるものを助けるのである。pp.492～493

## 4 「天」と「人」

### 4-1 「天人相関」・「天人合一」・「天人感応」について

中国において、「天」は自然・天体としての天以外、超自然的な存在であり、一切を主宰する超越的な人格神としても存在している。「天」は超越的な力をもつ、と古くから人々に信じられ、その観念はさまざまな領域に浸透している。「天」の観念の中で、国家政治理念をはじめ、社会生活思想まで、最高至上神である「天」と人間との関連性はかなり重要視されていた。

「天」と「人」との関係を表す語として、「天人相関」、「天人合一」、「天人感応」等が挙げられる。これらの語には、いずれも「天」と「人」が入っている。簡単にいえば、「天」と「人」との相応・対応関係が「天人相関」、「天人合一」であり、これと近い意味で、「天」と「人」との間は、互いに感じ合うことができるというふうに考えているのが「天人感応」である。

「天人相関」とは、簡単に言えば、「天」と「人」との間は無関係ではなく、相互に関連していることを示唆している。この「天人相関」は、漢代の思想家董仲舒によって主張され、とくに儒教の国教化につれ、漢代以降に最も重要な国家政治思想にもなっていた。漢武帝の時代になると、国家統治の理論として儒学は唯一の正統思想とされている。董仲舒における天の観念は、儒家の伝統的な道德倫理の規範の基準である一方、政治を監視するものでもある。君主は「天」に作用、影響することもできる。君主の主体性と重要性が強調されることによって、君主の権威と神聖性を正当化するのである。

「天」と「天子」の関係において、天子が善政を行えば、「天」は祥瑞を下し、その逆に天子が悪政をすれば、「天」は地震や洪水等の災異を下す、ということがよく説かれている。例えば、周の時代から、天子の失政や不道德な行為に対して、「天」が日食・地震・旱魃・洪水などの災害・異変の形で罰を下すとの思想があった。これが「災異説」、また「災異思想」ともよばれ、とくに董仲舒によって説かれていた。つまり君主が道を失って政治が悪化すると、「天」からの警告として、自然現象などの変異が起こるとされ、特に漢代に入ると、陰陽五行説はこの災異思想と結びつき、大いに流行した。

「天人相関」によって説かれた「天」と「人」の不可分の関係は、「天人合一」の観念にも反映されている。それで「天人相関」のことを「天人合一」と呼ぶこともある。

「天人合一」の考えの発生はかなり早い。この観念は「人」と「天」、言い換えれば、人間と自然界の融合、共存を重視して説く観念である。「合一」というのは、人々は自然界のあらゆる能力（長所）を吸収することで、人間の望んでいる「長存不死、与天相畢」（長生きして、不死になって、その終わりは天と一緒に）を実現できると考えていたことである。例えば、中国の代表的な思想といえる、不老不死を追求する神仙思想は、中国古代の万物有霊の観念と、陰陽五行学説と気化論を吸収し、さらに「天人合一」の観念を融合させて成立したものである。<sup>51</sup>

<sup>51</sup> 張興發 「略論道教神仙信仰的思想淵源」『道教神仙信仰研究 上冊』中華道統叢書（十六）主編 四川大学宗教研究所 中華道統出版社 2000年 訳は筆者 p261 原文：「道教的神仙信仰除了直接吸收我国古代万物有灵和灵魂不死的观念外，还吸收了阴阳五行学说和气化论，并融合了「天人感应」和「天人合一」的学说，从而形成了以义理性较强的神仙理论体系。」

三浦国雄氏によれば、天人相関説は「人間と自然とを別々に存在する無関係なものとは考えず、両者の間に交流を認める立場であるが、天人合一説は、人間と自然とを対立するものとはせず、本来それは一体のものであるとする思想、あるいはその一体性の回復を目ざす修養、または一体となった心の境地をいう」<sup>52</sup>と指摘している。

比較すると、「天人相関」は「天」と「人」の相互影響関係を重視する観念である。「天人合一」は「天」と「人」とが一体となることが重要視される観念である。このことは、特に中国の古い文献によく見られる。以下、『莊子』の例をみよ。

安排而去化、乃入於寥、天一（排に安んじて化に去れば、乃ち寥に入り、天と一たらん、と。）  
<sup>53</sup>（『莊子』内篇・大宗師第六）

ここでの「天一」の意味とは、天と一つになる、つまり「天」と「人」の一体化、すなわち「合一」について論じていることがよくわかる。もう一例をみよ。

棄事則形不勞、遺生則精不虧。夫形全精復、與天為一。（事を棄つれば則ち形勞せず、生を遺るれば則ち精虧ざればなり。夫れ形全く精復すれば、天と一たり。）（『莊子』・「達生」）<sup>54</sup>

上の『莊子』にみる「與天為一」とは、「人」が「天」と一つになるという意味である。世間の俗事を捨てれば、人の肉体も苦しむことがない。生命を忘れれば精神は損なわれないから、このようにして、肉体は保全され精神も自然に復帰し、「人」と「天」との一体化が実現できるとしている。また、同じ『莊子』に、孔子が「天人合一」について語る言葉も記されている。

何謂人與天一邪。仲尼曰、有人天也。有天亦天也。人之不能有天性也。聖人晏然、體逝而終矣。（何をか人と天と一なりと謂ふや、と。仲尼曰く、人有るは天なり。天有るも亦天なり。人の天有ること能はざるは性なり。聖人は晏然として、逝に體して終る、と。）（『莊子』・「山木」）<sup>55</sup>

上記は、弟子・顔回の「天人合一」はどういうことであろうか、という質問に対しての孔子の答えである。孔子が言うには、人が自然の道に従えば、すなわち自然の変化に身を任せば、天と合一することができるという。しかし、一般の人は殆どこれができなくて、聖人だけがうまくできているのである、と述べている。

<sup>52</sup> 三浦国雄 『不老不死という欲望—中国人の夢と実践』 人文書院 2000年 p205

<sup>53</sup> 阿部吉雄・山本敏夫 市川安司・遠藤哲夫著『新釈漢文大系 第7巻 老子・莊子（上）』明治書院 1966年 通釈：事の推移に安んじ、変化に従って行くならば、ひろびろしたところに入り、天と一体になるでしょう。p272

<sup>54</sup> 市川安司・遠藤哲夫著『新釈漢文大系 第8巻 莊子（下）』明治書院 1967年 通釈：俗事を捨てれば肉体は苦勞せず、生命を忘れ去れば精神がそこなわれないからである。かくて肉体が完全に保たれ、精神が自然に復帰すれば、天地の造化と一体となるのである。p503

<sup>55</sup> 前掲市川安司・遠藤哲夫著『新釈漢文大系 第8巻 莊子（下）』通釈：顔回「人為も天地自然も大本からすれば一つであって、皆自然の大道にもとづいておっしゃったのは、どういうことなのでしょう。」孔子「人がこの世に生まれたのは、自然によって生じたものであり、この天地自然もまた自然の造化によって生じたものである。人が時によって自然の大道に順応することができないのは、自我の性分にとらわれるからである。ただ聖人はこの理に通ずる故に、常に安らかに自然の変化に身を任せて終わるので、天と合一するのである。」p544

以上の事例から、「天」と「人」との「合一」、すなわち一体化する、という観念は古くから存在していたことがよくわかる。

また、この「天人合一」の観念は中国の医学養生領域にも広く浸透し、中国の伝統養生観念の根源にもなっている。例えば、中国の養生医学思想では、宇宙、自然等の「大宇宙」に対して、人体は一つの「小宇宙」として考えている。人体の「小宇宙」は常に自然界の「大宇宙」に合わせ、すなわち「人」と「天」（自然界）の一体化が達成できれば、人間も常に健康的でいられる、という考え方である。これは「天人合一」の観念から発展してきたといえる。

「天人合一」の観念においては、「天」と「人」との共存・融合しあう関係性が強調されるのが特徴である、といえよう。

「天人感応」は、中国古代の哲学思想の一種ともいえる。「天」と「人」とが互いに通じ合い、「天」は人間のことに関与することができ、人間は自らの行いによって、「天」を感動させることもできる。

「天人感応」について、三浦国雄氏は、「感応の『感』は作用、働きかけ、『応』はそれに対する応答、反作用であり、互いに離れた二者を結ぶ」と説明し、さらに中国人は「宗教的な場—たとえば祈りに応じて仏が顕現する（見仏）というような—などにも広くこの思考を適用した」<sup>56</sup>と指摘している。中国では古くから、「天」は百神の統領であり、自分の意志と目的を持ち、人間がしていることは「天」の意志を反映し、人間の精神、形体、思想感情、道徳性、すべてが「天」の反映だと考えられている。人間のすべてが「天」と相応している。すなわち人間界のすべてが「天」の反映であると考えているのである。

『淮南子』の「天文訓」<sup>57</sup>に「人主之情、上通于天」（人主の態度は、上は天に通ずる）があり、つまり「天」と「人」との対応・相応関係について述べている。中国人の生活思想の中では、「天」が人間の行為の善悪に応じて禍福を下す<sup>58</sup>という考え方は一般的である。例えば、前にも触れた「惟天監下民、厥典義。降年有永有不永。」（『書経』・「高宗彤日」）があるように、「天」は人間が正しいことを行っているかどうかを監視し、その人の道徳性によって寿命を与えているという。つまり、人間の寿命・禍福というのは、すべて「天」が感応した結果であるというのである。

「天人感応」の観念においては、「天」と「人」との応じ合う関係性が強調されるのが特徴であるといえる。

「天人相関」「天人合一」「天人感応」は、いずれも「天」と「人」との相互影響関係が中心となった観念であるといえる。これらの観念はとても類似している。

#### 4-2 「天」・「人」関係の表現

以上みてきた、「天人相関」「天人合一」「天人感応」は、神格化されている「天」は人間と関連性がある、とする考え方である。これらの観念はいずれも「天」と「人」の相互影響関係を重視している。「天」と「人」との影響関係の表現として、「天命思想」、「祥瑞思想」、「災異思想」等が挙げられる。

<sup>56</sup> 前掲三浦国雄 『不老不死という欲望—中国人の夢と実践』 p210

<sup>57</sup> 楠山春樹 『新釈漢文大系 第54巻 淮南子（上）』 明治書院 1979年 pp.134~135

<sup>58</sup> 森三樹三郎 『上古より漢代に至る性命観の展開』 創文社 1971年 p14

## 4-2-1 「祥瑞思想」と「災異思想」について

「祥瑞思想」も「災異思想」も、「天人相関」やそれに近い「天人感応」の一つの表現であると考えてもよい。自然界に現れている災異や祥瑞などは、ただの自然現象ではなく、それは人間がしたことに対する「天」の評価と態度であると考えられている。これらの現象は人間の道徳性に応じており、「天」の意志によって発生するものだとされている。それが祥瑞現象あるいは災異なのである。

「祥瑞思想」は天人相関の考え方から発展してきたものである。何度も強調してきたが、「天人相関」は神格化される「天」と、人間世界との関連性が重視される観念である。「祥瑞思想」においても、天地間の自然現象と人間が営む社会現象との相関が重視されている。

「祥瑞現象」とは、「祥瑞」だと判断する珍しい動植物や天文現象の出現をさしている。例えば、龍・麒麟・鳳凰・靈龜・鸞鳥・白虎・白鹿・白雉等の特殊な動物、嘉禾・朱草・靈芝・連理枝等の特殊な植物、または景星・慶雲・甘露・醴泉<sup>59</sup>等の天文現象がそれである。これらの現象は「天」からの何等かの兆候として考えられ、さらにこの兆候は「吉兆」とであると判断される。従ってこれらの現象を「祥瑞現象」と呼ぶことになる。

これらの祥瑞現象は「天」からの吉兆とされ、帝王の誕生、改元の際（年号を改める）、新王者が王位に就く前等起る。

高祖、沛豊邑中陽里人、姓劉氏、字季。父曰太公、母曰劉媪。其先、劉媪嘗息大澤之陂、夢與神遇。是時雷電晦冥、太公往視、則見蛟龍於其上。已而有身、遂產高祖。高祖は、沛の豊邑中陽里の人なり。姓は劉氏、字は季。父を太公と曰ひ、母を劉媪と曰ふ。其の先、劉媪、嘗て大澤の陂に息ひ、夢に神と遇ふ。是の時雷電して晦冥なり。太公往きて視れば、則ち蛟龍を其の上に見る。已にして身める有り。遂に高祖を産む。<sup>60</sup>（『史記高祖本紀第八』）

上は中国の漢の高祖劉邦が生まれた時、雷電晦冥し、その中で蛟龍が現れた、という記述である。

また、帝王の誕生時に現れた祥瑞現象について、『遼史卷一 本紀一』に「太祖大聖大明神烈天皇帝、姓耶律氏、諱億、字阿保機、小字啜里只、契丹迭刺部霞瀨益石烈鄉耶律彌里人。（中略）初、母夢日墮懷中、有娠。及生、室有神光異香、體如三歳儿、即能匍匐。（後略）」等の記述がある。この記事は、『遼史』にみる遼の太祖皇帝、耶律阿保機<sup>やりのあほき</sup>の誕生時の描写である。『宋史 本紀第一 太祖一』に「太祖、宣祖仲子也、母杜氏。后唐天成二年、生于洛陽夾馬營、赤光繞室、異香経宿不散。」というような類話が記述されており、中国ではこれに類似している話が多くみられる<sup>61</sup>。中国では

<sup>59</sup> 前掲『道教事典』を参照 p310

<sup>60</sup> 吉田賢抗『新釈漢文大系 第39巻 史記二（本紀二）』明治書院 1973年 通釈：漢の高祖は江蘇省の沛県豊邑の中陽里の人である。姓は劉氏、字は季、父を太公といい、母を劉媪といった。ずっと以前になるが、劉媪が大きな沢の上で休息してうたたねをしたところ、夢の中で神と出遇った。その時、雷が鳴り、電が閃き、あたりは暗くなった。太公が行ってみると、蛟龍が劉媪の上に蟠るのを見た。こんなことがあって身重になって、ついに高祖を生んだ。p504

<sup>61</sup> 他に、『魏書』卷二、帝紀第二・太祖紀に「太祖道武帝諱珽昭成皇帝之嫡孫獻明皇帝之子也母曰獻明賀皇后初因遷徙遊于雲澤既而寢息夢日出室內寢而見光自牖屬天歛然有感以建國三十四年七月七日生太祖於參合陂北其夜復有光明」、『魏書』卷八、帝紀第八・世宗紀に「世宗宣武帝諱恪高祖孝文皇帝第二子母曰高夫人初夢為日所逐避於牀下日化為龍繞已數匝寤而驚悸既有娠」、『宋史』卷四、本紀第四・太宗一に「太宗神功聖德文武皇帝諱炘初名匡又改賜光義即位之二年改今諱宣祖第三子也母曰昭憲皇后杜氏初後夢神人捧日以授已而有娠遂產帝於浚儀宮舍是夜赤光上騰如火閭巷聞有異香」等がある。（『二十五史』藝文印書館據清乾隆武英殿刊本景印）

帝王や有能な人が誕生する際に、こういっためでたい現象があらわれるとされている。これらは典型的な祥瑞現象である。

帝王の誕生以外に、改元、すなわち年号を改める際にも、祥瑞思想を利用して改元のことを説明している。例えば、『漢書』「元狩元年冬十月条」に「獲白麟、因改元曰元狩」と記し、「白麟」という特殊な動物（例えば、めでたい動物、想像上の奇獣等）の出現、すなわち祥瑞現象を以て、「元狩」という年号に改めた理由を説明している。

特に王朝交替の際に、禪譲や革命が行なわれる時にも祥瑞現象が起るとされている。例えば、周の武王の舟に、白魚が飛び込んできた話は有名である。

武王渡河。中流白魚躍入王舟中。武王俯取以祭。既渡。有火自上復于下、至于王屋、流為鳥。其色赤、其聲魄云。是時諸侯不期而會盟津者、八百諸侯。諸侯皆曰、紂可伐矣。武王曰、女未知天命、未可也。乃還師歸。（武王河を渡る。中流にして、白魚躍りて王の舟中に入る。武王俯して取り以て祭る。既に渡る。火有り上より下に復り、王屋に至り、流れて鳥と為る。其の色赤く、其の聲魄なりと云ふ。是の時、諸侯期せずして盟津に會する者、八百諸侯なり。諸侯皆曰く、紂、伐つ可し、と。武王曰く、女、未だ天命を知らず、未だ可ならざるなり、と。乃ち師を還して歸る。）（『史記』「周本紀」）<sup>62</sup>

上の話は、殷から周にかわる時、すなわち王朝交替の際のできごとについての話である。周武王が黄河を渡る時に、その舟に白魚が飛びこんできたこと、また舟の上に火が起きて、のちに赤い鳥に変化した、という一連の祥瑞現象について記している。このような祥瑞現象についての記述は、周の武王が殷を滅ぼして、天下をとる（べき）兆候であることを強調していると読み取れるだろう。

「祥瑞思想」と反対に、天子の失政や不徳な行為に対して、「天」が日食・地震・旱魃・洪水などの災害・異変の形で罰を下すという考えが「災異思想」である。支配者が道徳性を持たない場合、「天」が怒り、その怒りの表現として飢饉や災害疫厲などの災異をひきおこし、天子を譴責する、と考えたのである。

漢代の董仲舒の『春秋繁露』に「災者、天之譴也、異者、天之威也。譴之而不知、乃畏之以威、詩云、畏天之威、殆此謂也。凡災異之本、尽生於国家之失、国家之失乃始萌芽、而天出災害以譴告之。」<sup>63</sup>がある。災は天の譴であり、異は天の威であると解釈し、災害や異変の根源は「天」の意志によるものであるとされている。つまり、災異現象の発生と「天」の関連性を示しているのであ

<sup>62</sup> 吉田賢抗『新釈漢文大系 第38巻 史記一（本紀一）』 明治書院 1973年 通釈：武王は黄河を渡った。中流まで進むと、白魚が武王の舟へ躍りこんだ。武王は俯してこの魚をとらえて天を祭った。黄河を渡りきると、火が起きて上へ立ち昇ったが、また下へくだってきて、武王の屋形の上までくると、流れ去って鳥となった。その色は赤で、その鳴き声はおちついてゆるやかであった。鳥は孝鳥と考えられ、赤は周家の色を示すものとしていたので、武王が文王に継いでその業を成就する瑞祥とうけとられた。この時、期せずして「盟津に集まり会した諸侯が八百にのぼった。その諸侯がみないった、「紂は伐つべきです」と。武王はいった、「汝らは、まだ天命が殷から去っていないということを知らない。まだ殷を伐つべき時期ではない」と。そこで、武王は軍を引き返して周へ帰っていった。」 pp. 155～156

<sup>63</sup> 『春秋繁露』巻第八「必仁且智第三十」文淵閣『四庫全書』 原文電子版 経部春秋類 118 武漢大学出版社 1997年

る。この「災異思想」も「祥瑞思想」と同様に天人相関の考えから発展してきたものである。「天」は王の道徳性に対して祥瑞や災異を下すのである。

古代中国では、「祥瑞思想」や「災異思想」はとても重要な考え方である。それについての記録もかなり残っている。例えば、『芸文類聚』巻98には、祥瑞現象や災異現象についての記録を収録している。また、唐代では祥瑞現象等を尚書礼部によって監察記録していた。『唐六典』に、祥瑞現象を大瑞、上瑞、中瑞、下瑞<sup>64</sup>にランク付けして詳細に記録している。

以上、天子と「天」の相関関係を重視する考え方から発生した観念をみてきた。それは、次の様にまとめられる。①天子が有徳で善政を行う場合、その善政が天に通じて、天が祥瑞を下すという「祥瑞思想」。逆に、②天子が不徳で悪政を行う場合、天がその譴責として災異を下すという「災異思想」である。

#### 4-2-2 「天命」思想について

「天」と「人」との関係を表す、もう一つの重要な観念は「天命」思想である。ここでいう「思想」は思想体系ではなく、一つの考え方であり、一種の「観念」である。

「天命」とは「最高至上者である天の命令という意味で、中国における政治思想及び人間観の基底をなす重要概念。人間をふくめみな最高至上者である天が生じたものであり、すべてその支配下にあるから、天の意向に従わなければならない、という考え方」<sup>65</sup>である。「天命」の観念は殷商時代に萌芽し、周代においてすでに発生したと思われる。

「天命」を受け継いでいる人は「天子」という。「天」に対する観念と意識は周代以前から存在したが、「天子」という言葉は、周代の文献ではじめて確認されたという。天子は「天」の意志を地上の人間に伝える者として、天命を受けて、「天」の「徳」を以て天下を治める。支配者が道徳性を持たない場合、天帝は怒って滅亡の命を降すことになる。至上神である「天」からの「命」、すなわちその意志をうかがって、支配者が世を治めるという考え方は、「天命」観念の中核である。

例えば、「天命」観念によって、徳を失った商の紂王は王位は奪われ、徳のある者として周の文王と周の武王は王位が与えられたという。「天命」観念は、天子の特権の根拠でありながら、その権力の制約でもある。荒川紘氏は「武王は武力をもって王権を殷の紂王から篡奪したのだが、『天命』はこの篡奪を正当化するための政治的なイデオロギーとなった。」<sup>66</sup>と指摘している。

以上みてきた「天命」観念は、古代中国の国家統治にとってとても重要な政治思想であるともいえる。これと異なって、一般の人にとっても、「天命」観念がある。この場合の「天命」は、人の運命を指している。このような「天命」観念は広く中国人の価値観の中に浸透している。例えば、孔

<sup>64</sup> 『唐六典』「巻四 尚書礼部」 例えば、[大瑞]は「景星、慶雲、黄星真人、河精、麟、鳳、鸞、比翼鳥、同心鳥、永楽鳥、富貴、吉利、神龜、龍」等がある。[上瑞]は「三角獸、白狼、赤罽、赤熊、赤犴、赤兔、九尾狐、白狐、玄狐、白鹿、白獐、白兕、玄鶴、赤鳥、青鳥、三足鳥、赤鷩、赤雀」等がある。中瑞は「白鳩、白鳥、蒼鳥、白澤、白雉、雉白首、翠鳥、黄鵠、小鳥生大鳥、朱雁、五色雁、白雀、赤狐、黄罽、青燕、玄貉、赤豹、白兔」等がある。下瑞は「丕、嘉禾、芝草、華草、人參生、竹実滿、椒桂合生、木連理、嘉木、戴角麀鹿、駁鹿、神雀、冠雀、黑雉」等がある。<http://gj.zdic.net/archive.php?aid=5563> (2015年7月アクセス)

<sup>65</sup> 前掲『道教学典』 p431

<sup>66</sup> 荒川紘 「天の思想史」 静岡大学 『人文論集』 2001年 <http://ir.lib.shizuoka.ac.jp/> (2015年1月アクセス)

子が「天命」についてこう語ったのである。

子曰、吾十有五而志于學。三十而立。四十而不惑。五十而知天命。六十而耳順。七十而從心所欲、不踰矩。(子曰く、吾十有五にして學に志す。三十にして立つ。四十にして惑はず。五十にして天命を知る。六十にして耳順ふ。七十にして心の欲する所に従へども、矩を踰えず。)<sup>67</sup> (『論語』「為政第二」)

孔子が考えた「天命」は三つあるという。「その一は、天がこの人間に与えた人の本性の働きというものは何か。その二は、自分のこの世に生まれた使命。その三は、「天」の支配に在る窮達、その運命というようなもの。」<sup>68</sup>上の例の中の「天命」はすなわち、人の運命であると理解できるだろう。さらに、孔子は天命は恐れるべきものだと考えた。

孔子曰、君子有三畏。畏天命、畏大人、畏聖人之言。(孔子曰く、君子に三畏有り。天命を畏れ、大人を畏れ、聖人の言を畏る。)<sup>69</sup> (『論語』「季氏」)

上の「天命」は、人の使命を指していると考えられる。ここでの「天命」は「天帝の命令し与えるもの。人がこれを受けて徳命と禄命との二つに解釈した。徳命は、道德のことで、天から人が授かって受けとったもので、人の使命ともいべきもの。これを自覚して実践するのが君子である。」<sup>70</sup>という。

子夏曰、商聞之矣、死生有命、富貴在天。(子夏曰く、商之を聞く、死生命有り、富貴天に在り。)<sup>71</sup> (『論語』・「顔淵」)

上の「天命」も人の運命をさしている。天は人の運命を決定することができる、と考えられている。この「天命」は一般人の運命であり、国家統治に用いられる、天子に下る「天命」とは異なっている。

孔子は、当時の社会の最も重要な倫理規範とは「礼」であることを強調する。そして、その「礼」は人間の徳である「仁」の現われであると説いている。さらに、その徳は天に求めるとしている。『論

<sup>67</sup> 吉田賢抗『新釈漢文大系 第1巻 論語』明治書院 1960年 通釈：孔子言う、私は十五歳ごろから先王の教え、礼樂の學問をしようと決心した。三十歳にしてその礼樂の學問について独自の見識が確立した。四十歳ごろで事理に明らかになって、物事に惑うことがなくなった。五十歳になって、天が自分に命じ与えたものが何であるかを覺り、また、世の中には天運の存するということを知ることができた。六十歳ころは、何を聞いても、皆すらすらとわかるようになったし、世間の毀譽褒貶にも心が動かなくなった。七十歳になっては、心の欲するままに行うことが、いつでも道德の規準に合って、道理に違ふことがなくなって、真の自由を楽しめるようになったようだ。p40

<sup>68</sup> 前掲『論語』 p41

<sup>69</sup> 前掲『論語』 通釈：孔子言う、君子に三つの畏れ敬うことがある。天命を畏れ敬い、それに違わないようにする。大人を畏れ敬う。大人は徳があつて位についている人で、長者先輩だからである。古の聖人の言葉を敬い畏れる。聖人の言は道德の規準であり、万世の法則であるからである。(中略) 禄命とは、人の遭遇する吉凶禍福・貧富などのことで、「死生命有り、富貴天に在り」というのはこれである。孔子は命を知らなくては君子といえないとも言った。p370

<sup>70</sup> 前掲『論語』 p370

<sup>71</sup> 前掲『論語』 通釈：兄弟子に当たる子夏はこれを慰めて言うには、「私は先生からこういうことを聞いています。『人の死生も富貴も天命によるもので、人力ではどうともならないものだ。』」 p263

語』では、我々が持っている徳が、天によって生まれたことを示している。即ちその徳の根源は「天」に求められているのである。前で触れたように、「天子」が「徳」を以て天下を治める。一般人も天子も「徳」を以て「天命」を果たすのである。下はその例である。

子曰：天生徳于予、桓魋其如予何（子曰く、天、徳を予に生ぜり。桓魋其れ予を如何せん。）  
<sup>72</sup>（『論語・述而』）

そして、孔子思想の後継者である孟子は天命について新しい観点を提示した。孟子の天命観念とは「天の恣意的な意志で降されるのではない。結局は人民の意志によるのである。」<sup>73</sup>という。「天命」観念が成立した時点から、その「天命」観念と切り離せない関係を持っている道德観念の面では、「天の観念の受けとめ方が、最高至上神から、やがて最高規範としての天理へと推移するに伴って、天命は人間の道徳的な努力すなわちその本性と結びつき、性と命とが一体にとらえられることとなった。」<sup>74</sup>のである。天命観念が深化したといえる。

## 5 まとめ

以上、中国における「天」の観念についてみてきた。この節で1自然の「天」、2「天」と「帝」（「天」の観念の形成）、3「天」の性格、4「天」と「人」、についてそれぞれ考察してみた。これらの考察を通して以下のようなことを明らかにした。

1 自然の「天」において、古代中国人は、自然を構成する一要素である天体としての「天」を直観的に観察し、その広大・無辺であることを最初に認識していたことについて述べた。すなわち「天」の超越的な存在が古くから人々に意識されていたことを明らかにした。2「天」と「帝」において、「天」と「帝」との関連性や比較の考察を通して、「天」はどのようにして神秘的な、超越的な存在となり、どのようにして神格化され、最高至上神と観念されるようになったのかについて述べた。3「天」の性格において、神格化されている「天」の性格について考察した。「天」は万物の創造者である、運命の決定者である（王朝交替を決める、道德規範を決める、人間の寿命・禍福を司る）というような性格を明らかにした。4「天」と「人」において、「天人相関」、「天人合一」、「天人感応」等の「天」と「人」との相互影響関係について考察した。特に、天と人の相互関係の表現として、「祥瑞思想」、「災異思想」、「天命観念」をとらえた。

これらのことはいずれも「天」に関する考え方であり、本論文ではこれらを総じて「天」の観念とする。中国における「天」の観念を考察し、さらにこれらとの比較研究を通して、琉球における「天」の観念を明らかにしたい。

<sup>72</sup> 前掲『論語』通釈：孔子言う、天から仁義道德の道を以て天下を救済する使命とその徳をさずかっているわしだ。桓魋ごときが、わしをどうしようとするのか、どうしようもあるまい。桓魋：宋の向魋（しょうたい）。司馬、即ち軍務大臣の職にあった。p168

<sup>73</sup> 前掲荒川紘氏論文

<sup>74</sup> 前掲荒川紘氏論文

## 第2節 日本における「天」の観念

前節では、中国における「天」の観念について概観してきた。本節では、同じ漢字文化圏である日本における「天」の観念についても一瞥したい。

### 1 古代日本にみる「天」

#### 1-1 「天孫降臨」について

日本の開闢神話には、いくつもの「天」にかかわる要素が見られる。なかでも「記」「紀」、『古事記』と『日本書紀』の開闢神話が有名である。『古事記』の開闢神話には「天つ日嗣」・「天ツ神の御子」・「天に坐す神」等の「天」を含む語がしばしば登場する。これらの「天」はここでは「てん」と読まずに、「あま」と読む。

『日本書紀』では、「古天地未剖、陰陽不分、(中略)其清陽者、薄靡而為天、重濁者、淹滯而為地(古く天地未だ割れず、陰陽未だ判れず、(中略)清陽なるは薄靡して天と為り、重濁なるは凝滯して地と為る。)」と記し、天地未開時の、いわゆる混沌状態について描いている。『日本書紀』は漢文体の文献であり、この開闢記述は殆ど中国の漢文文献を踏襲している。注目したいのは、「天」と「地」が対置的に観念され、垂直・二元的な世界観をここでうかがわせる。足元の「地」と対極的に、頭上にある「天」は意識されていることが重要であろう。

『古事記』は神代から初代神武天皇を経て33代推古天皇に至る時代を語る書物である。その中に、にぎのみこと 邇々あまてらすおのみかみ芸命が天照大神に命じられ、天降して、葦原の中つ国を治めることを記している。邇々芸命はすなわち「天孫」であり、天照大神は太陽神であり、また天皇・皇室の祖先神としても祭られる。「葦原の中つ国」は高天原と黄泉の国の間に存在する空間、つまり大和の国のことを指している。この高天原は天上世界をさしており、天照大神等の神々の在り所である。

日本の開闢をめぐる話の中で、もっともよく知られているのは「天孫降臨」のことである。水林彪氏は「今日、一般に、ホノニギ命の降臨は天孫降臨とよばれるのであるが、『古事記』には、実は天孫降臨なる表現は存在しない。『古事記』神話の世界では、天神御子降臨であった。孫ばかりでなく、曾孫以下の末裔もまた、『古事記』においては『天神御子』であった。」<sup>1</sup>と指摘している。「天神御子」は「あまつかみみこ」と読み、「天神」は「あまつかみ」と読む。

本居宣長は『古事記傳』の中で、「天」は「あめ」、「地」は「つち」、「天地」は「阿米都知(あめつち)」を漢字にした表記であると主張している<sup>2</sup>。これに対して、子安宣邦は『『天』という漢字は『テン』と音読されるものを指すのではなく、『あめ』といわれてきたことばに当てられたものであり、したがって『あめ』を指すということである。」<sup>3</sup>と述べている。さらに、子安宣邦は『『天』を『アメ』と訓むということだけをいっているのではなく、天帝、天道、天理などといった熟語にともなわれる『天』(テン)の概念を排除することを意味している。」<sup>4</sup>と指摘している。

西郷信綱は、『古事記』には二通りの「天」が存在すると主張する。それは、冒頭の「天地初アムツチめヒラて発けし時、高天の原に成れる神の名は、云々」にみる、「天地」の「天」と「高天の原」の「天」

<sup>1</sup> 水林彪「律令天皇制の神話的コスモロジー」水林彪等編『王権のコスモロジー』弘文堂 1998年 p24

<sup>2</sup> 本居宣長撰 倉野憲司校訂『古事記伝一』全4冊 岩波書店 1940年

<sup>3</sup> 子安宣邦『本居宣長』岩波書店 1992年 p90

<sup>4</sup> 前掲子安宣邦『本居宣長』 p90

である<sup>5</sup>。氏は「前者が地を蔽う物理的自然としての天であるとすれば、後者は神話的世界としての天であり…神代の物語はこの天上の世界としての高天の原を座標としてかたられている<sup>6</sup>と指摘している。さらに、氏は「高天の原は、日本の王権の正統性がそこに由来するところの天上の世界なのであり、決してたんなる天ではなく、神々のたんなる居所でもなかった。」と強調している。

以上のことをみて、『古事記』の世界では、自然の天空を意味する「あめ」、神の居所を指す高天の原が存在する。重要なのは、日本の開闢神話には、「天」を含む語がよく登場し、「天」の観念がよく意識されていることだろう。そして、さらに重要なのは、天孫、すなわち天神の後裔が初代の統治者となり、創世の起源が「天」に求めている。つまり、日本では「日本の『記』『紀』神話に示された皇孫思想によると、天皇・皇室は天照大神の直系子孫であり、派遣されて世世代代日本を統治する」<sup>7</sup>のである。

ここで、中国の「天命」思想が連想される。前項で述べてきたように、中国の「天命」思想は簡単に言えば大きく①天子（統治者）の「天命」思想と②一般の人の「天命」思想とわけて考えることができる。とくに、国家統治に用いる政治思想の一種として、天子が直接「天」の命を奉じて、天下を統治する「天命」思想がよく論じられてきた。「天命」はかわらないものではなく、「天命」をうける人の徳性によって天命が移るのである。例えば、天子の不徳によって、「天命」が別のところ、すなわち有徳の人のところに移るのである。そのとき王朝交替が行われる。これが「易姓革命」思想である。

ところがこの点において、日本の場合は、中国のような「天命」思想がなかったことに注意しなければならない。日本の場合、統治者は「天」から「命」を受けるのではなく、統治者は「天神」の直系子孫となっている。例えば、日本では天皇は神であることが強調されている。その根拠は『古事記』や『日本書紀』等に見られる「天孫降臨」の話に遡ることができる。中国では、天子は「天」との直接の血縁関係を持たない。日本では、統治者（天皇）は天の神の子孫、すなわち天神の直系の後裔である。

この点について、中国と日本との相違点を留意しなければならない。つまり、『天孫降臨』神話を中心とした原始神道の政治思想は実質上儒学の『天命』観とは大きく相違しているのである。儒家の『天命』観では有徳者にのみ王位は与えられるのであるが、この『有徳者王』の思想はまた『放伐』『革命』の思想と裏表を成し、つまり君子が徳を失えば、天罰を受けるだけでなく、臣下に追放され、あるいは代えられることになる。<sup>8</sup>という。とくに、中国のような「易姓革命」思想による王朝交替等のことを避けるため、日本は「天命」思想の中に含まれている「革命」思想の部分を排除しようとしていた。<sup>9</sup>

また、同じ観点をもつ関晃氏の研究によれば、「日本の神統思想の下では、天皇の地位の根源は、神話の世界である高天原の主神とされた天照大神の子孫であるという点にあり、そのことは中央氏

<sup>5</sup> 西郷信綱 『古事記の世界』 岩波書店 1967年 p28

<sup>6</sup> 前掲西郷信綱 『古事記の世界』 p28

<sup>7</sup> 王家驊「古代日本の儒学」（郭連友 訳）『日中文化交流史叢書 第3巻 思想』 編者：源了圓・巖沼豊 大修館書店 1995年 p70

<sup>8</sup> 王家驊「古代日本の儒学」（郭連友 訳）『日中文化交流史叢書 第3巻 思想』 編者：源了圓・巖沼豊 大修館書店 1995年 p70

<sup>9</sup> 天命思想が日本において意識的に排除された時間について、関晃氏は「少なくとも天武・持統朝にはすでに始まっていたとみられる」と指摘している。『日本古代の政治と文化』関晃著作集第5巻 吉川弘文館 1997年 p71

族群の祖先神たちで構成される高天原で決定されたことであったから、天皇は中央氏族群の代表者として、常にその意志に拘束される存在であった。したがって、律令国家の為政者と貴族階級が、祥瑞を出現させる主体をいつの間にか天帝から、わが国固有の天神・地祇その他に置き換えてしまったということは、わが国では、中国の律令制度とそれに付随した祥瑞制度は積極的に導入したけれども、その根本に存在した天命思想は、結局これを受け入れなかったということになるわけである。」<sup>10</sup>という。

日本の「天皇」という称号も実に中国の「天命」思想に由来したものである。「天」の命を受けて、天子は「天下」を統治すると考える政治思想が「天命」思想である。「天子」は、「天」の命を受ける人であり、古代中国では「皇帝」と呼ぶのが一般的である。「皇帝」の称号は、秦の始皇帝が考案したとされており、本来「天子」より上位的な存在であったが、漢代以降両者はほぼ同様に使われるようになった。後に唐の高宗が、この「皇帝」の称号を「天皇」に改めたが、後世に継承されなかったのである。日本の「天皇」はここから由来していると考えられる。つまり、「持続もしくは天武が採用した『天皇』号は、中国の天命思想の伝統の中から生まれた君主号であった」<sup>11</sup>という。

しかし、前にも述べたように、「天命」思想の中には「革命」の思想、すなわち「易姓革命」思想が含まれているため、日本は「天命」思想における「革命」の部分を除きようとしたのである。持続代では、「皇統を、ただ一つの家、血筋、具体的には持続の血筋に固定化し、永遠に他に移ることがないように考えたのである。こうして、持続は、自らのことを天から命を受けた存在だと規定せず、実は自分は天に在る神の子孫であり、天の最高神の血筋を引く存在なのだ」と位置づけようとした。」<sup>12</sup>のである。

整理してみると、中国では、「天と地上の支配者を結びつけるものは天命という抽象的な概念であったのに対し、日本では天孫降臨という具体的な神話であり、君主の資格としては、天照大神の直系思想という血統（これはもちろん事実ではなく、観念的なもの）が重視された。神話と血統が天上世界と地上の支配者を結びつけていたのである。」<sup>13</sup>という。古代日本の「天」について、荒川紘氏は『『天』の思想は朝鮮をへて、日本にも渡来したが、……命令する神としての『天』の思想はそのままの形では定着しなかった。天降りの神話では命令をする神であったアマテラスは天皇家の祖先神に位置づけられて、神代の終わりとともに、命令することを止める。日本に中国の天の神の思想は伝わっても、それは地上を監視・命令する神ではなく、日本独自の神に変容されて受け入れられる。」<sup>14</sup>と述べている。

以上、神話世界、ここではとくに日本の開闢神話にみる「天」の観念についてみてきた。日本の国家、人類の起源を「天」に求める点が重要であろう。古代日本では、天皇は超越的な「天神」—天照大神の直系の子孫であるとされていた。これは、古代日本の「天」の観念の一特徴であると考えられる。王権の正統性は「天神」、いわばそれをめぐる「天」の観念によって保証されているといえる。一方、中国の「天命」思想は完全に受容されなかったことも留意すべきだろう。

<sup>10</sup> 関晃 『日本古代の政治と文化』 関晃著作集第5巻 吉川弘文館 1997年 p71

<sup>11</sup> 編集委員代表 佐藤弘夫 『概説 日本思想史』 ミネルヴァ書房 2005年 p21

<sup>12</sup> 前掲『概説 日本思想史』 p21

<sup>13</sup> 熊谷公男 日本の歴史第03巻 『大王から天皇へ』 講談社 2001年 p14

<sup>14</sup> 荒川紘 『日本人の宇宙観—飛鳥から現代まで』 紀伊国屋書店 2001年 p86

## 1-2 「治天下大王」について

そして、もう一つ古い時代に現れた「天」の観念がある。それは「天下」という観念である。「天下」という言葉は日本人にとっては親しみのある言葉であろう。「天下統一」、「天下人」、「天下取り」、「かかあ天下」等々がある。また古い文献にも「天下」がよく登場する。例えば、『古事記』の歴代天皇を記述した記事に、決まり文書として「坐…宮、治天下也」(…の宮に坐<sup>ま</sup>しまして天<sup>あめ</sup>の下<sup>した</sup>治めたまう)と記している。ここでは、漢語の「天下」は、「アメ」の「シタ」と訓読され、つまり、その意味については「天」の下であると理解してもよい。

日本に「天下」という言葉が初めて出現したのは5世紀の頃である。1978年に発見された埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣銘には「吾左治天下(吾、天下を左治す)」という言葉が刻まれている。また、同じ5世紀の熊本県江田船山古墳出土の銀象嵌銘大刀にも「治天下獲加多支鹵大王」という銘文が見える。獲加多支鹵大王は雄略天皇のことである。「治天下大王」が示しているように、5世紀、雄略天皇時代の日本では、「天下」の観念がすでに存在していたことがいえるだろう。日本列島では大王が統治する範囲は「天下」と認識する考えかたがはっきり存在していた。当時は「政治的な内容をもつ天の思想と固く結びついた大王の観念が、生まれていた」<sup>15</sup>のである。少なくとも、権力と結びついて、「天」に関わる思想が存在していることがわかる。

ところが、ここでいう「天下」の観念は中国で発生した「天下」の観念と同質なものであろうか。前にもふれたとおり、「天下」思想は中国で生まれたものである。「天下」は、「天の下」という意味で、古代中国では天子が支配する地域はみな「天下」であると認識している。

日本古代の「天下」観念の形成について、熊谷公男氏の研究を要約すると、次のようである。

日本では、人々が「天」に対して、まず記紀神話における「高天原」という神々がすむ世界というイメージが強い。そこで、人々は天上世界の神々は、地上世界の造物主であると同時に王権の守護神でもあったと考えていた。古代日本人が「天下」という漢語を「アメノシタ」と訓み、それを日本的な神観念に引きつけて解釈したところから日本的「天下」観が誕生したのである<sup>16</sup>。

さらに、氏は「そもそも古代の日本では、中国の天下思想に不可欠の「徳治」「天命」といった概念が、本来の意味で受容されることはなかったのであるから、当初から日本的な解釈をほどこしてこのことばを受け入れたとみるべきであろう。」<sup>17</sup>と主張している。

「治天下大王」という銘文について、氏は「5世紀代の倭王権の強化が、半島諸国との外交関係における主導性と相まって、倭王に『天下』的世界を構想させ、『治天下大王』の称号を生み出させることになったのである。」<sup>18</sup>と指摘している。

つまり、大王は主役とした古代日本の「天下」<sup>アメノモト</sup>は、中国で発生した「天下」思想の「天下」と異なっているのである。例えば、中国の「天下」観念は政治概念であり、「天命」、「徳治」等の思想を伴っている。しかし、日本ではこのような思想とはされなかった。ここの「天下」とは独特な、日本なりの「天下」の観念であると考えられる。

古代日本の「天下」観念の成立の意義について、熊谷公男氏は次のように述べている。「これは倭

<sup>15</sup> 井上光貞 『天王と古代王権』 岩波書店 2000年 p323

<sup>16</sup> 熊谷公男 日本の歴史第03巻 『大王から天皇へ』 講談社 2001年 p14

<sup>17</sup> 熊谷公男 日本の歴史第03巻 『大王から天皇へ』 講談社 2001年 p14

<sup>18</sup> 熊谷公男 日本の歴史第03巻 『大王から天皇へ』 講談社 2001年 p122

王権が中国の皇帝の権威から相対的に独立した独自の権威を保持するようになったことを意味するもので、このことが冊封体制から離脱した自立への道を歩み出す決意をさせ、さらには列島の王に独自の権威を付与する即位儀礼を整備させることになる。<sup>19</sup>という。その天下の範囲について、『日本書紀』の中に読み取れる天下とは、朝鮮半島の高句麗・新羅・百済を蕃国と位置づけて属国視し、また列島内部にあっては、本州島の北部を蝦夷、九州南部を隼人の住まう地域とするものであったという。その「天下」の中心は「日本と称され、そこの支配者は天皇と称されている」<sup>20</sup>のである。

以上、開闢神話にみる「天」及び古代日本の「天下」の観念についてみてきた。前節で考察した中国における「天」の観念と比較してみれば、古代中国、そして古代日本では統治者の出自、王権の正統性はいずれも「天」に求めている点においては共通性がみられる。しかし、その後の発展において、中国の場合では「天命」思想、や「易姓革命」思想のような政治思想の下で王朝交替等が行われていたが、日本の場合はそのようにならなかった。日本の場合は、統治者は「天神」の直系子孫にあたるとするのが特徴的である。「天孫降臨」の神話が語るように、その統治は「天神」の直系子孫によって代々続くのである。その後、古代日本では「天下」の観念が生まれた。しかし、その「天下」の観念は、中国で発生した「天下」の観念と異なって、古代日本内部で形成された日本独自の「天下」の観念であることに留意しながら考えなければならない。

## 2 中世～近世期にみる「天」

### 2-1 「天道」の思想について

前述した古代日本の「天下」は、後には天皇の統治対象としても使われるようになった。中世になると、その天下の意味はさらに大きく変化した。「天」にかかわる観念として、「天下」観念は「天道」思想と緊密に繋がるように変化を遂げた。そのことについて、池享氏は以下のように述べている。

「天下は、天皇や将軍の支配の受動的対象ではなく、その施政の評価の主体という性格も持つようになった。天下の支持がなければ、天皇・将軍といえども支配の正当性を失うのである。このような、政治的支配の正当性を天下に求め、天皇・将軍の統治権を相対化する考え方は、戦国時代以来社会に広まっていた天道思想に基づいている。」<sup>21</sup>のである。

上記の指摘の中の「天下」は、支配される側から支配者の政治を評価する側へと変わったことがまず注目される。そして、この変化の旨は中国の「天命」思想の中の「易姓革命」に非常に近いと考えられる。以下、その「天道」思想に注目したい。では、日本の「天道」思想とはいかなるものであろうか。

日本の「天道」の思想は、「おおむね南北朝期から江戸時代初期にかけて流行した。しかしとりわけ戦国時代から江戸時代初期にかけて顕著にみられ」<sup>22</sup>という。この「天道」の天は、支配階層から一般民衆まで広く用いられていた。

「天道」は「本来儒教に由来する概念で、直接には文字通りの天を指すが、歴史的には人々にと

<sup>19</sup> 熊谷公男 『日本の歴史第03巻 『大王から天皇へ』』 講談社 2001年 p126

<sup>20</sup> 編集委員代表 佐藤弘夫 『概説 日本思想史』 ミネルヴァ書房 2005年 p7

<sup>21</sup> 池享 『天下統一と朝鮮侵略』 『天下統一と朝鮮侵略』 日本の時代史13 編者：池享 吉川弘文館 2003年 p11

<sup>22</sup> 前掲『概説 日本思想史』 p95

ってある人格的な重みをもって迫ってくる擬人的な性格をもっていた。その人格とは、人々の日々の行動を的確に評価しそれにふさわしい応報を下すというものである。」<sup>23</sup>という。「天道あるいは天は、たとえば『神』『仏』などに匹敵する属性をもつ超越的存在であり、人—多くの場合、為政者—にある論理的緊張（したがってこれは実際の政治に携わる者にとっては善政を志向せよという内的要請につながる）を強いるものであったことがわかる。」<sup>24</sup>という。

「天道」の原型は、「公家政権の『王土王民』思想（日本は全て天皇の支配する地）に対抗して、承久の乱（1221）以降武家政権の中で培われた天の思想（仁政を施すものにこそ天命が下り正当な支配が許される）にあるといわれる。また同時代的特徴として、中国の「善書」（明代から清代にかけて作られた民間の道徳書）の影響が指摘されている。」<sup>25</sup>のである。

いうまでもなく「天道」の思想は「天」の思想と緊密な繋がりを持っている。「〈天〉は中世後期以降しばしば〈天道〉で代替され、人間の行為の善悪に応じた応報を与える存在として、信仰の対象ともなった（＝天道思想）。」<sup>26</sup>のである。とくに社会的にも不安定な戦国時代では、主役となった武士たちは「天道」を深く信じ、自分たちの行為を「天道」の思想を以て解釈しようとしていた。例えば、有名な織田信長の「天下布武」の歴史事件が挙げられる。彼らは「天道」の思想を以て、自分の行為の正当性を説いて、「天道」の思想を積極的に利用したのである。例えば、曾根原理氏の研究によれば、戦国時代の武将たちは、『天の与えるところを取らなければ咎められる……運は天道のはからいで左右される』（『大内義隆記』から意識）、『たとえ祈らなくても、正直などの徳を心に備えれば神が守って下さる。祈ったとしても心が曲がっていれば天道に見放される』（早雲殿二十一箇条）など、自らの運命を左右するものとして、天（天道）を考えた。」<sup>27</sup>という。

氏は日本の天道思想を、以下の二つにまとめている。「一つは、人の行為の善悪に応じ、運命が左右されるとするものである。第二に、天道は人の善悪と関係なく、偶然的に幸不幸をもたらすとするものである」<sup>28</sup>。第二点は、以前にみてきた中国の「天命」思想における一般人の「天命」の概念と同様であろう。すなわち天から受けた運命、天の定めである、という意味にある。孔子の有名な「五十にして天命を知る」（『論語』「為政第二」）の「天命」は、そのような意味である。

戦国時代は下剋上が盛行した時代である。この下剋上の時代背景として「天道」思想が重要な位置を占めている。つまり、「天道思想においては、天下支配権を超越神である天から直接与えられるものであり、天皇や将軍からの授権・委任を必要としない。それどころか、天道に背けば暴君として打倒の対象となるのである。それが下剋上を正当化する論理となることは容易に見て取れる」<sup>29</sup>のである。この点について、辻達也氏は「中世から近世にかけて天道概念が定着する。中世から戦国・近世初頭では、天道とは、儒・仏・神を含めた宇宙の絶対者で、因果応報を司る。下剋上の思想的

<sup>23</sup> 前掲『概説 日本思想史』 p95

<sup>24</sup> 前掲『概説 日本思想史』 p96

<sup>25</sup> 曾根原理「「天道」から、徳川権力の荘厳装置へ」『日本思想史ハンドブック』 荻部直・片岡龍編 新書館 2008年 p70

<sup>26</sup> 編集委員代表 佐藤弘夫『概説 日本思想史』 ミネルヴァ書房 2005 p144

<sup>27</sup> 前掲 曾根原理「「天道」から、徳川権力の荘厳装置へ」 p70

<sup>28</sup> 前掲 曾根原理「「天道」から、徳川権力の荘厳装置へ」 p70

<sup>29</sup> 前掲 池享「天下統一と朝鮮侵略」 p11

背景でもあった。」<sup>30</sup>と指摘している。辻氏の「天道」についての研究では、天道は人間の運命を司る絶対者、宇宙の主宰者として存在しており、ときに儒学、仏教、神道と混同してしまったような表現となって、因果応報と強く結びついている特徴を持っている。<sup>31</sup>

下剋上で成功した最も有名な例は、織田信長によるものであろう。織田信長はまず下剋上で尾張を統一し、さらに足利義昭も追放して、事実上室町幕府を倒し、有力な織田政権を確立したのである。その後、織田信長は美濃国を攻略し、「天下布武」の朱印を使い始めたと伝えられている。

このように、下剋上の行為、あるいは自分の支配を正当化するため、「多くの戦国大名はただやみくもに武力のみを行使して殺生を事として領国拡大に努めたのではなく、彼の領国にいかにして天道に嘉される善政を敷くかということに心かけたのである」<sup>32</sup>という。

## 2-2 「徳治」と「祥瑞」の思想について

政治思想として用いられる「天道」思想には、「徳治」の要素が入っていることが重要であると考えられる。つまり、「天道」思想においては、為政者の「徳性」が重要視されており、為政者に「徳治」あるいは「仁政」が求められているのである。

「徳治」の思想は本来儒教由来の政治思想である。儒教では、「為政者とくに君主は、高い徳をそなえ、その徳に基づいて善政（仁政・徳政といふ）を施し、もって安民を天下に実現せねばならぬ。かかる要件を備えるものが天によって為政者（君主）と認定される。かかる要件を備えないとき天によってその地位を追われる」<sup>33</sup>と考えている。ここで、注意しなければならないのは、「徳治」思想の核心思想は「易姓革命」思想であり、すなわち不徳であれば為政者としての資格は奪われるのであって、政権あるいは王朝は交替されるのである。

この点について日本の場合は、「儒教の徳治論の核心をなしていた易姓革命思想（天の支持を失った王朝の交代）は、天皇候補者の中でも徳の高い人物が皇位に就くべきであるといった、あるいは、天皇のもとで徳のある人物が政治を行うべきであるといった論理に姿を変えて日本に定着することになったのである。」<sup>34</sup>という。中世では、儒教的「徳治」論はかなり政治に利用され、「徳治」思想の影響も大きかった。「特に武家階層・武家政権の側において、天という普遍的な神格をバックにして、政治の主体・内容・目的などをめぐって有徳・善政・安民などの普遍的な理想を高く掲げる儒教の政治論が積極的に取り入れられ」<sup>35</sup>たのである。

この「徳治」にともない、「祥瑞」に関する思想も日本に受容されたのである。中国にみる「天」の観念の項で触れたように、天子が善政を行えば、「天」は祥瑞を下し、その逆に天子が悪政をすれば、「天」は地震や洪水等の災異を下す、ということがよく説かれている。すなわち、自然界に現れている災異や祥瑞などは、ただの自然現象ではなく、それは人間がしたことに対する天の評価と態

<sup>30</sup> 辻達也「伝統的権威の継承と下剋上の論理」『日本の近世 第2巻 天皇と将軍』 辻達也編 中央公論社 1991年 p49

<sup>31</sup> 前掲 辻達也「伝統的権威の継承と下剋上の論理」を参照

<sup>32</sup> 前掲 『概説 日本思想史』 p95

<sup>33</sup> 玉懸博之「中世における普遍と特殊—南北朝期の政治思想の形成をめぐって—」『日本思想史 その普遍と特殊』玉懸博之編 ペリカン社 1997年 p116

<sup>34</sup> 前掲 『概説 日本思想史』 p90

<sup>35</sup> 前掲 玉懸博之「中世における普遍と特殊—南北朝期の政治思想の形成をめぐって—」 p120

度であると考えられている。これらの現象は人間の道徳性に応じており、「天」の意志によって発生するものだとされている。

「祥瑞」思想が日本に伝来した時間について、王家驊氏は「7世紀以降の日本の統治者たちはまた中国儒学の中の『天命』観と関連のある『祥瑞』の思想をうけいれた」<sup>36</sup>と指摘している。例えば、孝徳天皇代の元号、「白雉」は「祥瑞」思想に由来しているとされている。日本古代の「祥瑞」思想の研究について、関晃氏の研究をみてみよう。氏は、「七世紀半ばの白雉改元から九世紀ごろまでのやく二世紀半の間、律令国家の為政者と貴族階級は、この制度の実施に大いなる熱意を示し、この時期の改元も、その殆んどが祥瑞の出現によって行われた」<sup>37</sup>と指摘している。前にも触れたように、関晃氏は、日本では中国の律令制度とともに、「祥瑞」に関する思想を積極的に受け入れたが、「祥瑞」の根本である「天命」思想は結局受容しなかったと指摘した。

また、「祥瑞思想」と反対に、天子の失政や不徳な行為に対して、「天」が日食・地震・旱魃・洪水などの災害・異変の形で罰を下すという考えが「災異思想」である。支配者が道徳性を持たない場合、「天」がその怒りの表現として飢饉や災害・疫厲などの災異をひきおこし、天子を譴責する、と考えたのである。このような、災異思想および関連の天文思想等も古代日本により受け入れられたという<sup>38</sup>。

以上、「徳治」思想と密接な関わりを持っている「祥瑞」思想、「災異」思想が日本に伝来したことについて簡単にみてきた。これらの「天」の観念に由来する考え方が、かつて日本に伝来し、さらに受容されたことは重要であると考えられる。

さて、その後、「天道」思想はどのような発展を遂げたのであろうか。近世になると、「天道」思想に対する考え方は変化をみせた。それは、「中世から戦国・近世初頭へかけての天道は、その働きの結果からみれば因果応報の法則歴然たるものがあつたが、しかしなお当時の人々にとって不可知の、恐ろしい存在であつた。これが近世になってくると、天道は自然界の法則を司る存在で、日月の運行、四季の循環、そうしてその間の万物の生育、いずれも天道の作用と理解され、けつして畏怖すべき存在ではなくなってゆく。」<sup>39</sup>のである。さらに、この後、「天道」思想の発展について、曾根原理氏は「天道は、最後まで神秘的側面を残したため、新たな秩序を作り出す上で有効性を持つたが、それを固定化するには向かなかつた。そのため、天道に代わる新たな人格神が求められた。政治権力者の神格化が始まった必然性はそこにあつた。」<sup>40</sup>と指摘した。

この点は、中国との相違性を示しているだろう。「日本人の思想のなかにはこの天道の思想のように、既存の宗教、思想などに一元的に帰すことのできない複雑に熟成した要素もあつたのである。」

<sup>36</sup> 前掲王家驊「古代日本の儒学」 p53

<sup>37</sup> 前掲 関晃 『日本古代の政治と文化』 p71 また、「その祥瑞の主体を出現させた主体についてみると、初めは天(天帝)がこれを出現させたという中国の伝来の決まり文句で説明していたのに対して、やがてこれが天地から天つ神・地つ神(天神・地祇)、さらには時と場合によって伊勢大神宮、天照大神、先皇の霊、三宝、諸天などがその祥瑞を出現させたのだという説明の仕方に変化していった」ということも述べている。

<sup>38</sup> 細井浩志「中国天文思想導入以前の倭国の天体観に関する覚書—天体信仰と暦—」(桃山学院大学総合研究所紀要第34巻第2号)。細井浩志氏は「天体の運行は天の意志の直接的表明であるという天文思想が、日本の貴族社会・武家社会に影響を及ぼした。天文思想によれば、天文異変(天変)は天が為政者に政治の良し悪しを示したものである。天変の意味を判断する学術は一種の占星術で、研究者より国家占星術と呼ばれる。災異思想、及びそこに含まれる天文思想は中国で成立して、日本に輸入された。」と述べている。 p45

<sup>39</sup> 前掲 辻達也「伝統的権威の継承と下克上の論理」 p51

<sup>40</sup> 前掲 曾根原理「『天道』から、徳川権力の莊嚴装置へ」 p71

41というのである。つまり、山田仁史氏が指摘しているように、「中国では天空の主宰者およびその下命（天命）という観念がしだいに拡大して、人の運命や道義の指標、自然法則などをも含むようになり、儒教の天人相関説に集大成された。日本では儒教・仏教・道教・神道など諸思想の混淆のもと天下・天道〔てんとう〕の語が広まり、政権の倫理的根拠あるいは一般社会の道徳的規準として用いられることとなった」<sup>42</sup>のである。日本の「天道」思想は、中国の「天命」思想に重なる部分を有しているが、日本なりの「天道」思想に発展していったもの、といえる。

近世に入ると、幕府の支配にも「天」の観念がしばしばみられる。例えば、徳川前期を中心にみる「天」の観念について、松本三之介氏は以次のようにまとめている。「第一は、いわば人格としての『天』であり、その代表的な表象としては、政権の授受および収奪など、権力の変動と関連して語られる場合の『天』の観念がこれに属する。この場合の『天』の観念は、禪譲放伐を正当化する易姓革命の思想と通ずる一面をもつものであるが、そこでは、『天』は、もっぱら『天下泰平』『万人安穩』、天下の統一、民心の帰向というような、統治の結果や治績の良否にもとづいて政権保持の是非にかんする裁断を下す、いわば政治の主宰者と考えられている。第二は規範としての『天』とも言うべきもので、例えば儒教の道徳範囲が普遍的で恒常的なものであることを基礎づける文脈のなかで語られる『天』の観念。この天は『天理』の観念と関連してしばしば言及されている。第三は、抗しがたい事実の力として、例えば、人間の力や意思によってはいかんともしがたい不可抗力として、あるいは一種の運命として、人びとに受けとめられるものを指す場合の『天』の観念がそれである。」<sup>43</sup>という。

上記の指摘の中で、第一の「天」は、中世期に顕著にみられる「天道」思想、または中国の「天命」思想、とりわけ「易姓革命」思想に近い観念をさしていると考えられるだろう。そして、第二の「天」は、道徳規範・規則等の決定者である。つまり超越的な存在であるという。第三の「天」は、すなわち「天命」思想の中の一般人の「天命」を指しているものである。これらの「天」の観念は、前節で考察した中国にみる「天」の観念とほぼ同様な意味合いで使われていることがわかるだろう。

また、近世の思想を主導したのは「理」の思想である。この「理」の概念を提示してくれた朱子学は近世思想の中で重要な位置を占めている。朱子学の「理」とは、「究極根源の一理として天地宇宙を統べるものであるとともに、人間・社会・自然の万事万物に普く内在するあるべき道理・理法とされる。」<sup>44</sup>ものである。近世の日本において、「朱子学は、修身（自己の完成）と治国（政治の安定）を、あるべきように統一的に実現させる新しい思想として歓迎された。」<sup>45</sup>というのである。朱子学では「天理」という概念を重視する。近世において「知識人層では、五倫五常の道徳規範を『天理』によって基礎づける宋学の性理説が広まり、道徳の内面化を進めた。」<sup>46</sup>であり、「天理」観念も受容されていたのである。

<sup>41</sup> 前掲『概説 日本思想史』 p96

<sup>42</sup> 大澤真幸等編『現代社会学事典』 弘文堂 2012年 p917

<sup>43</sup> 松本三之介「天賦人權論と天の観念」『近代日本の国家と思想』家永三郎教授東京教育大学退官記念論集2 家永三郎教授東京教育大学退官記念論集刊行委員会 三省堂 1979年 pp.147~151

<sup>44</sup> 前掲『概説 日本思想史』 p139

<sup>45</sup> 前掲『概説 日本思想史』 p139

<sup>46</sup> 石毛忠等編『日本思想史辞典』 山川出版社 2009年 p678

近世以降、時代が下っていくにつれ、「天」にまつわる観念も変化しつつあった。林文孝氏の指摘によれば、「幕末から明治期にかけては、福澤諭吉『学問のすゝめ』のように天の普遍性とその下での平等といった観念が一定の効力をもったが、一方では皇統を超越する天の観念を拒否する思想も有力であり、漢学的教養の衰退とともに天の思想的機能は失われた」<sup>47</sup>というのである。

### 3 まとめ

以上、古代～近世期を中心に、日本にみる「天」に関わる観念を概観してきた。日本古代では、開闢神話に「天」の要素がよく登場し、国家・人類の起源を「天」に求める観念を有した。『古事記』や『日本書紀』等に見られる「天孫降臨」の話等が語っているように、日本の場合では、統治者は「天」から「命」を受けるのではなく、統治者は「天神御子」、すなわち「天神」の直系の後裔である。この点は中国の「天命」思想とかなり異なっている。また、「治天下大王」が示したように、古代日本では、中国の冊封体制から離脱し自立しようとすることを意識して創りだした、日本独自の「天下」観念が形成された。

中世～近世にわたって、「天道」思想、及びそれに緊密な関わりをもつ「徳治」思想、「祥瑞」思想が見られる。中世、とりわけ戦国時代から江戸時代初期にかけて「天道」思想が盛行した。とくに、戦国時代等は、下剋上の背景の思想として「天道」思想は重要な役割を果たしてきた。多くの戦国大名は自分の支配を正当化するため、「天道」思想を積極的に利用した。その理論を自分の統治の根拠として主張したのである。

そして、政治思想として用いられる「天道」思想の中に「徳治」の要素が入っていることが重要である。そこでは為政者の「徳性」が重要視されており、為政者に「徳治」あるいは「仁政」が求められているのである。儒教的「徳治」論はかなり政治に利用され、「徳治」思想の影響も大きかった。特に武家階層・武家政権において、有徳・善政・安民等の儒教的な政治思想がかなり重視された。

また、為政者の道徳性にかかわり、天子が善政を行えば、「天」は祥瑞を下し、その逆に天子が悪政をすれば、「天」は地震や洪水等の災異を下す、という「祥瑞」思想及び「災異」思想は、日本にも伝来した。例えば、孝徳天皇代の元号は縁起のいい鳥である「白雉」の名を使っていた。これが「祥瑞」思想の典型的な事例であり、日本に「祥瑞」思想の伝来の証でもあろう。日本における「祥瑞」思想において、留意すべき点とは、日本では「祥瑞」に関する思想は積極的に受け入れたが、「祥瑞」の根本である「天命」思想は結局受容しなかったことである。

近世では朱子学が盛んになり、その中で説かれる「天理」の観念等も日本に受容された。しかし、時代が下っていくにつれ、「天」に関わる観念は変化を遂げた。例えば、幕末から明治期にかけては、漢学的教養の衰退に伴い、「天」の観念等の機能も失われつつあったのである。日本では、中国から「天」の観念が伝えられてきたが、中国の「天」そのものは定着しなかった。

<sup>47</sup> 大庭健[ほか]編集『現代倫理学辞典』 弘文堂 2006年 p614

## 第2章 首里王府編纂の歴史文献にみる「天」

### 第1節 開闢神話記述にみる「天」

開闢神話は一国の起源やその統治の正統性等を説くとき、とても重要な位置を占めている。世界各地域にさまざまな開闢神話が伝わっている。例えば、中国の盤古による天地開闢神話<sup>1</sup>、日本のイザナギとイザナミによる島、国造り等の話が挙げられる。これらの開闢神話の中で「天」にかかわる要素が必ずといっていいほど登場している。では、琉球の場合はどうなっているのでしょうか。琉球はどのような開闢神話を持っているのか。とくにその開闢の事の中にどのような「天」の観念が存在しているのか、それはいかにして登場しているのかを考察してみたい。まず、歴史記述にみる開闢の事について考察する。以下では琉球最初の正史とされる『中山世鑑』にみる琉球の開闢神話をみてみよう。

#### 1 『中山世鑑』にみる開闢神話

『中山世鑑』は1650年に向象賢によって編纂された史書である。琉球開闢の事から、尚清王代までの出来事を記載しており（尚真王代の記事欠如）、全5巻からなっている。その構成は、まず向象賢によって書かれた「琉球國中山世鑑序」があり、次に、「琉球國中山王舜天以来世續圖」、「先國王尚圓以来世系圖」が載っている。その次に「琉球國中山王世継總論」が記されており、この中で、琉球開闢以来尚質王までの各王代のことが概略的に記載されている。その次に、「琉球國中山世鑑巻一」から「琉球國中山世鑑巻五」（琉球開闢から尚清王代まで）の5巻が続いている。

『中山世鑑』の記述内容について、呉海燕氏は「王家の系譜、外交、政治、文化、経済の五つのジャンルにわたっている。中でも王家の系譜に属する記事が全記事の半分以上を占め、『中山世鑑』全体の枠組みをなしている」<sup>2</sup>と指摘している。この指摘から、『中山世鑑』は王家の系譜である性格を持つこと、またその編纂意図は王家の系譜を整理するということが窺える。また、同指摘によれば、『中山世鑑』は仮名と漢字混じり文を使用しており、長文の漢文や和文訓読を引用する特徴があるという。このことから、『中山世鑑』は漢文文化から多大な影響を受けていることも推測できる。

以上、『中山世鑑』の編纂意図及び特性、時代背景、内容等についてみてきた。『中山世鑑』は琉球最初の正史として評価され、歴史文献の中にとっても重要な存在である。このことについて、池宮正治氏は『中山世鑑』が「この後に編纂される蔡鐸の『中山世譜』（1701年）や、これを改訂した蔡温の『中山世譜』（1725年）、『球陽』（1745年）等に決定的な影

<sup>1</sup> 『三五曆記』に、天地がなお雞子（卵）のように混沌たるとき、その中に生まれ、1日に9変して長ずること1丈、天地もそれぞれ1丈ずつ伸びること1万8000歳にして天地が形成されたとする長人の説話がある。また、『述異記』には、盤古が死んで、その頭は四岳、目は日月、脂膏は江河、毛髪は草木となったとする死体化生説話がある。（『平凡社大百科事典』12 平凡社 1985年 p221）。

<sup>2</sup> 呉海燕 「琉球における漢文史書の研究—首里王府の史書編纂の特性と漢文文化の受容を中心に—」平成22年度沖縄県立芸術大学大学院 芸術文化科学研究科後期博士論文 p36

響を与える。」<sup>3</sup>と指摘している。では、このような重要な文献には「天」が登場しているだろうか。

『中山世鑑』全5巻の記事からは、「天」を含む語や文章、延べ115例が抽出できた。(資料1参照)そして、琉球の開闢神話には、これらの「天」を含む語や文章がどのように登場しているのか。これを手掛りにして『中山世鑑』における「天」の観念の在り方を究明したい。以下、その具体例を挙げながら考察していく。

### 事例① 『中山世鑑』巻一

#### 琉球開闢之事

曩昔、天城ニ、阿摩美久ト云神、御坐シケリ。天帝是ヲ召レ、宣ケルハ、此下ニ、神ノ可レ住靈処有リ。去レドモ、未ダ島ト不レ成事コソ、クヤシケレ。爾降りテ、島ヲ可レ作トゾ、下知シ給ケル。(中略)去程ニ、阿摩美久、天へ上リ、土石草木ヲ給ハレバ、嶋ヲ作クリ奉ントゾ、奏シケル。天帝、睿感有テ、土石草木ヲ給リテケレバ、阿摩美久、土石草木ヲ持下リ、嶋ノ数ヲバ作りテケリ。先ヅ一番ニ、國頭ニ、邊土ノ安須森、次ニ今鬼神ノ、カナヒヤブ、次ニ知念森、齋場嶽、藪薩ノ浦原、次ニ玉城アマツバ、次ニ久高コバウ森、次ニ首里森、眞玉森、次ニ嶋々國々ノ、嶽々森森ヲバ、作りテケリ。数万歳ヲ経ヌレドモ、人モ無レバ、神ノ威モ、如何デカ可レ顯ナレバ、阿摩美久、又、天へ上リ、人種子ヲゾ、乞給ケル。天帝、宣ケルハ、爾ガ知タル如ク、天中ニ神多シト云ヘドモ、可レ下神無シ。サレバトテ、黙止スベキニ非ズトテ、天帝ノ御子、男女ヲゾ、下給。二人、陰陽和合ハ無レドモ、居處、並ガ故ニ、往来ノ風ヲ縁シテ、女神胎給、遂ニ三男二女ヲゾ、生給。長男ハ国ノ主ノ始也。是ヲ天孫氏ト号ス。二男ハ諸侯ノ始。三男ハ百姓ノ始。一女ハ君々ノ始。二女ハ祝々ノ始也。其ヨリシテゾ、夫婦婚合ノ儀ハ、アラハレケリ。守護ノ神モ現ジ給。キミマモントゾ、稱シ奉ル。キミマモント申スニ、陰陽ノ二神アリ。オボツカグラノ神ト申スハ、天神也。ギライカナイノ神ト申スハ、海神也。次デ二神ノ由來ヲ、アラアラ申ス也。先ヅ、キミテズリト申スハ、天神也。國主世繼ノ後、一代ニ一度、出現有テ、國主萬歳ノ壽ヲ、シ給神也。二七日ノ託遊也。ヲモルハ、其時ノ託宣也。(中略)五穀ノ祭神ト申スハ、當初、穴居野處、與レ物相友、無レ有ニ姪傷之心一。未レ知ニ稼稷一、食ニ草木之實一、未レ有ニ火化一、飲ニ禽獸之血一、而茹ニ其毛一ナドシテ、人繁榮、難レ成ケレバ、阿摩美久、天へノボリ、五穀ノ種子ヲ乞下リ、麥粟菽黍ノ、數種ヲバ、初テ久高嶋ニゾ蒔給。稻ヲバ、知念大川ノ後、又玉城ヲケミゾニゾ藝給。(後略)<sup>4</sup>

『中山世鑑』における天孫氏についての記載は王府編纂文献の中で最も古い。記事によ

<sup>3</sup> 池宮正治「歴史と説話の間—語られる歴史」池宮正治著作選集3『琉球史文化論』 編者：島村幸一 笠間書院 2015年 p.28

<sup>4</sup> 伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編『琉球史料叢書』第5「中山世鑑」井上書房 1962年 p.13

れば、天城に住む天帝が阿摩美久という神を遣わし、下界に島を造らせた。その後「天帝ノ御子」である男女一対の神が降ろされて、この二神によって三男二女が生まれた。その長男は国の主の始めとなり、天孫氏と称した。また、二男は諸侯、三男は百姓、長女は君々、二女は祝々の始めとなった、とされている。

この記事では、長男である天孫氏は「国ノ主ノ始」であることが強調され、琉球の初代国王の出自と琉球の開闢とが結びついていることがわかる。

上の琉球開闢神話の中には、「天帝」、「天城」「天神」等、「天」の要素がたびたび登場する。「爾降リテ、島ヲ可レ作トゾ、下知シ給ケル」の「降リテ」という記述から、島を創建した神は高所にある天上世界から降りてきたとされていることがわかる。さらに天帝や天神の居所として「天城」が想念されている。ここで、興味深いことは、中国では、天帝の居所を「天庭」「天宮」等の語で表す場合が多いが、琉球の開闢神話では天帝の居所を「天城」としている。これは琉球のグスク文化が背景となっていることが考えられる。

「グスク」の原型、性格等についてはよく言及されており、さまざまな説がある。「グスク」はかつて葬所であったとする説、聖域であったとする説、防御集落であったとする説、按司の居館であったとする説などである。これらについて論じあつたのがいわゆる「グスク論争」である。これらの説を整理し、さらにこれらの説が基本的に矛盾しないという観点を提示したのが高良倉吉氏である。安里進氏はその説について次のように述べている。

「まずグスク時代（11世紀後半～15世紀前半）の初期に、集落内に聖域をもつ高地性集落（防御集落）としてのグスクが出現します。そしてグスク間の抗争をへて勝ち残ったグスクが按司の居城へと発達していきます。一方、敗北したグスクでは集落がグスクの外へ移動して聖域が残り、聖域としてのグスクに変化します。さらに砦や墓としてのグスクなどの特殊なグスクも派生します。」<sup>5</sup>という。

現在、「グスク」に「城」という漢字を当てるのが一般的である。例えば、首里城、中城城、今帰仁城、三重城等がある。糸数兼治氏の指摘によれば、「グスク」は「グ」＋「スク」で構成され、「グ」は「玉」や「金」と同様に美称辞的な用法であり、「スク」は「城」の和訓「シキ」であるという。また、「シキ」は聖所の意味をもつことから、「グスク」は「神の住居」であり、「御嶽の観念」とも重なりあうものであるという。<sup>6</sup>

御嶽は聖所として、古琉球の世界観の中で非常に重要な位置を占めている。開闢神話の記述では、「天帝」の命で島造りを始めた阿摩美久は、まず、最初に「國頭ニ、邊土ノ安須森、次ニ今鬼神ノ、カナヒヤブ、次ニ知念森、斎場嶽、藪薩ノ浦原、次ニ玉城アマツバ、次ニ久高コバウ森、次ニ首里森、眞玉森、次ニ嶋々國々ノ、嶽々森森ヲバ、作リテケリ。」という。さらに、これらの「嶽々森森」を創成したあとに、阿摩美久は「天へ上リ、人種子ヲゾ、乞給ケル。」とあるように、御嶽等の創成が人類より優先していることがわかる。

<sup>5</sup> 安里進「グスクから御嶽へー考古学からみた沖縄の聖域ー」

<http://www.jpfi.go.jp/j/project/culture/archive/information/0412/img/pdf/report07.pdf>

<sup>6</sup> 糸数兼治「グスク試論ースクとシキー」pp. 20～22 『南島文化』第36号 沖縄国際大学南島文化研究所紀要 2014年

このことから、御嶽が非常に重要視されていることがうかがえるだろう。

「グスク」はかつて葬所であったことを主張する仲松弥秀氏は、その葬所の本体は聖域であり、「グスク」は「石垣で囲まれた神のいます、あるいは天降る聖所と、神を礼拝する拝所とを一つにした聖域」<sup>7</sup>であると主張している。つまり、「グスク」を聖なる区域として考えており、この点は御嶽と共通しているといえる。

「グスク」は「城」だけではなく、神聖な空間、すなわち聖域としても考えられている点が重要である。先学の観点はいろいろあるが、ここで強調したいのは「グスク」文化は信仰の面において大きな背景として存在していることである。このような背景があるからこそ、最初の正史『中山世鑑』に記述される琉球の開闢神話には、「天城」というような表現が用いられているのだろう。

以上みてきた、城（グスク）の帯びている性格からみれば、「天城」は天帝をはじめ、阿摩美久等の神々のおわすところ、聖域であることが容易に想像できる。「天城」は「アマグスク」と呼ぶ。糸数兼治氏は「琉球開闢之事」にみる「天城」について、「天城〔アマ（グ）スク〕とは天上界にあるとされる神々の御座処（おぼつかぐら）であるが、それをこの地上界に具現したのも『天城』と呼ばれる。したがってそれは天に近い高処（独立峯、又は丘陵台地舌端部）であること、土石草木はその構成要件をいったもので、それは土（土塁）や石（石垣）で囲まれていること、草木が生い茂っていることなどである。」<sup>8</sup>と指摘している。氏は、天上の聖所である「天城」は地上界の「グスク」の投影であると言っている。同時に、「天城」が持っている聖なる性格を強調している。

漢語の「天宮」、「天庭」、そして「天城」、いずれも天上世界の聖域として観念されている点に共通性がみられる。琉球の「グスク」文化という背景の下に「天城」という表現が生まれたと考えてもよいだろう。文化背景が異なる原因で、「天」の後ろの語は変化する特徴がみられる一方、「天」は不変であることは注目に値する。

琉球の開闢にまつわる伝承には、「天帝」、「天城」、「天神」等の「天」の要素が多く含まれていることが重要であろう。この中で一切の主宰者といえるのは「天帝」である。例えば、「天帝」は天神の阿摩美久を遣わして、下界に島々を造らせた。「天帝」はその子、「天帝ノ御子」、男女二人を下界に遣わした。その間に三男二女が生れ、人類はそれから繁昌していった。

「天帝」はすなわち「天」の帝という意味であり、天上世界の主宰者である。第1章でふれたように、「天帝」は中国の最高至上神であり、超越的な性格を持っている。周の時代では、「皇天上帝」、「昊天上帝」等のような類似した呼称もみられている。島造り、人種造り等の一連のことはすべて「天帝」の命で行われたことが、その超越的な性格を強調している。そこには「天帝」の万物の創造者としての性格が読み取れる。

では、『中山世鑑』の開闢神話に登場している「天帝」は中国の「天帝」と同質なもので

<sup>7</sup> 仲松弥秀「グスク考」『沖縄文化』第5号 沖縄文化協会 1961年 p21

<sup>8</sup> 前掲糸数兼治論文 p24

あろうか。『中山世鑑』の他、琉球の開闢神話について触れたのが『おもろさうし』（1531年）と『琉球神道記』（1605年）である。両文献が17世紀で編纂された『中山世鑑』より早く成立した。『琉球神道記』では、「天」より男女二人、「シネリキュ」と「アマミキュ」が降り、この二人が国土や人類を創成し、「天帝」の語は登場しない。『おもろさうし』では、琉球開闢のことについて、以下のように歌っている。

卷10-512 一 むかし、はぢまりや、  
           てだこ、大ぬしや、  
           きよらや、てりよわれ  
 又 せのみ、はぢまりに  
 又 てだ、いちろくが  
 又 てだ、はちろくが  
 又 おさん、しちへ、みおれば  
 又 ぎよこ、しちへ、みおれば  
 又 あまみきよは、よせわちへ  
 又 しねりきよは、よせわちへ  
 又 しま つうれ、でゝ わちへ  
 又 くに つくれ、でゝ わちへ（後略）<sup>9</sup>

このオモロでは、「てだこ大ぬし」は太陽神のことを指しており、「てだいちろく」と「てだはちろく」という対的な表現も、太陽神の異称であると外間守善氏は指摘した<sup>10</sup>。池宮正治氏も「テダイチロク」・「テダハチロク」は日神であると述べている<sup>11</sup>。そして、太陽神、すなわち「てだ」が「あまみきよ」、「しねりきよ」をお召しになって、国土等を造成させたと中本正智氏は述べている<sup>12</sup>。このオモロでは、超越的な性格をもち、一切を主宰する存在であるのは太陽神である。このような性格は『中山世鑑』の開闢神話にみる「天帝」の性格に等しいと推測できよう。このオモロについて、東恩納寛惇氏は「天の神を『てだこ』とあり、『てだ』は日輪のことであるから、日神の義である。それを世鑑が天帝に作つた。」<sup>13</sup>と述べている。また、外間守善氏は「このおもろには、国つ神的性格をもつアマミキョ・シネリキョに対してすでに天つ神テダコ大主や、その異称テダ一郎子、テダ八郎子などが現われ、立体化された垂直構造の世界が成立している」<sup>14</sup>と指摘している。

<sup>9</sup> 外間守善・波照間永吉編著『定本 おもろさうし』 角川書店 2002年 p314

<sup>10</sup> 外間守善校注『おもろさうし(上)』 岩波書店 2000年 p335

<sup>11</sup> 池宮正治「歴史と説話の間—語られる歴史」池宮正治著作選集2『琉球史文化論』 編者：島村幸一 笠間書院 2015年 p31

<sup>12</sup> 中本正智／比嘉実／クリス・ドレイク 「おもろ鑑賞—琉球古謡の世界」連載・77回 月刊『言語』1991年2月号 言語編集部 大修館書店 前掲『東恩納寛惇全集1』 p8

<sup>13</sup> 東恩納寛惇「琉球の歴史」『東恩納寛惇全集1』 編集者：琉球新報社 第一書房 1978年 p6

<sup>14</sup> 外間守善『沖縄文学の世界』 角川書店 1979年 p91

「天帝」は極めて中国的な表現であり、これは「天帝」が琉球固有なものではなく、外来のものである特性を物語っている。池宮正治氏は、「おもろの日神（てだ）を天、天帝としたのはいかにも儒教的であり近世的であるが、一方では、天上から高貴な人だねを下ろす天、本土神話の高天原神話・天孫降臨神話と共通する。」<sup>15</sup>と指摘している。東恩納寛惇氏は「天帝子天孫氏などという造語は、世鑑の発案である」<sup>16</sup>と指摘している。前城直子氏は「天帝」「天城」「天孫氏」等の表現は「新造語」<sup>17</sup>であると述べている。中村哲氏は、『中山世鑑』の開闢神話は琉球固有なものではなく、オモロでは「天帝」が登場せずに、日神すなわち太陽神の命令で島々が造られたのであると指摘している<sup>18</sup>。つまり、古くから伝えているオモロにみる「てだこ大ぬし」こそ、一切を超越する主宰者であり、『中山世鑑』等の後から創られた史書ではそれを「天帝」という表現にしたのである。

では、『中山世鑑』ではなぜ「天城」、「天帝」などの語を用いたのか。その理由について筆者は次のように考えている。第一は、編纂者が一定の漢文素養を持っており、中国の「天帝」の意味をしっかりと理解した、という前提がある。第二は、中国の「天帝」が持っている超越的な性格は、オモロに謡われる「てだこ」、すなわち太陽神が持っている万物を主宰する性格と合致しているからである。

例えば、前城直子氏が指摘した「新造語」について、この言い方は少し不適切ではないかと考える。なぜならば、中国では「天帝」という語がすでに存在していたからである。編纂者はその関連知識を有していた上で、「天帝」という語を用いたので、理由無しにその語を作り出したのではないであろう。

また、前城直子氏は、「従っておもろさうしにおける天界の主宰神は、『太陽神』『日神』ということになる。世鑑になると、天界思想を重視しているから必然的に天界における主宰神についての記述も明確であり、特に『天帝』という造語をあてていることによって、同思想を整備化しようとする意図が働いていた」<sup>19</sup>と述べている。前城氏は「天界思想」が重要視されていたことを指摘したが、なぜ「天界思想」が重視されるのか、つまりその背景としての「天」の観念について触れていない。さらに、「天帝」等の語は後で造られたものであると指摘されているが、では、なぜ「天帝」という語を選んだのか。

これらの問題について、私はそのあてられた語にこそ意味があると考えている。これらのことから、すくなくとも支配階層を代表する編纂者の意識の中には、「天」の観念が存在していることがいえる。そして、さきに見てきたように、『おもろさうし』にみる琉球語の表現「てだこ大ぬし」は、『中山世鑑』の中で漢語の表現「天帝」となっている。その理由

<sup>15</sup> 前掲 池宮正治「歴史と説話の間一語られる歴史」p 31

<sup>16</sup> 前掲東恩納寛惇書 p 8 「天帝子」は天帝の誤りではないかと思われる。『中山世鑑』には「天帝子」という語が登場しないからである。「天帝子」は蔡温本『中山世譜』、『球陽』に登場する。

<sup>17</sup> 前城直子『『中山世鑑』所伝・琉球開闢神話の史料批判的研究』『沖縄文化』第42号 沖縄文化協会 1974年 p 4

<sup>18</sup> 中村哲「琉球王国形成の思想—政治思想史の一齣として—」『沖縄文化研究1』法政大学沖縄文化研究所 法政大学出版局 1974年 p 49

<sup>19</sup> 前掲前城直子論文 p 9

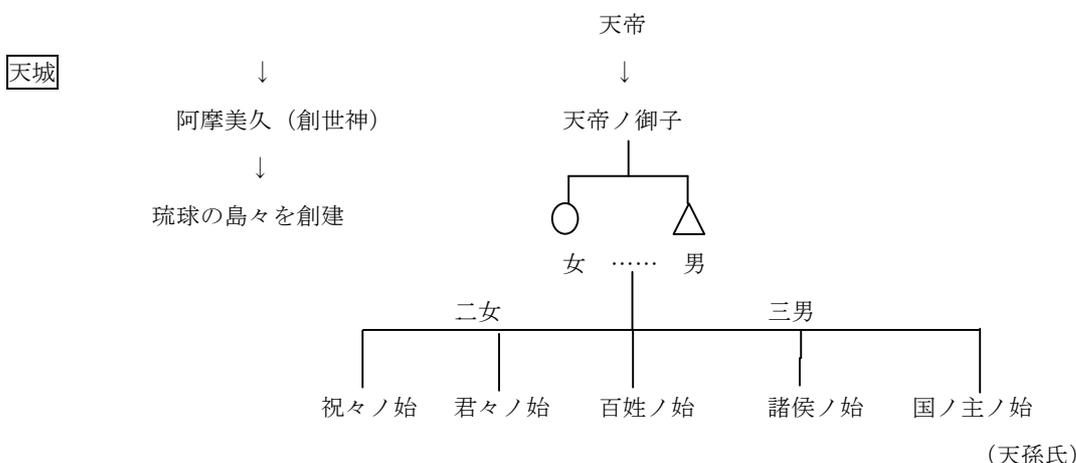
は、開闢神話の世界では、「太陽神」と「天帝」は同じく造物主という意味であるからと指摘した。これは「天」の関連概念や用語等が正確に使いこなされ、首里王府が編纂した歴史書の中に一定の役割を果たしてきたことを証明しているといえるだろう。

そして、開闢神話はこの後「天帝ノ御子、男女ヲゾ、下給。二人、陰陽和合ハ無レドモ、居處、並ガ故ニ、往来ノ風ヲ縁シテ、女神胎給、遂ニ三男二女ヲゾ、生給。長男ハ国ノ主ノ始也。是ヲ天孫氏ト号ス。二男ハ諸侯ノ始。三男ハ百姓ノ始。一女ハ君々ノ始。二女ハ祝々ノ始也。」と記述する。「天帝ノ御子」・男女二人は、「陰陽和合ハ無レドモ」、往来の風によって、三男二女を生んだ。その長男は「国ノ主ノ始」となり、天孫氏と称する。この「天孫氏」という表現は漢文文化からの影響を受け、漢文的な表現であると考えられている。すなわち、「天帝ノ御子」によって生まれたのは、天帝の孫にあたるのである。そして、その後の代も含め、みな天帝の子孫、後裔であるというような意味になる。

琉球の開闢神話の中で初めて治世を行った人物・天孫氏が、天帝の後裔であることを強調して記している。天孫氏より始まった王統の起源を神聖至高とされる「天」に求めていることが考えられる。これらのことから、王の起源と王権の正統性を強調するために、「天」の観念が重要な役割をしていたことは明らかであろう。

『中山世鑑』に記述されている開闢神話について、図で示すと以下のようなになる。

【『中山世鑑』】



以上、『中山世鑑』における琉球の開闢神話に関する記述をみてきた。その後成立した歴史文献では、殆どそれを踏襲しているが、記述上にはいくつもの相違点もみられる。では、それらの文献に、琉球の開闢神話はどう記されているのか。以下、『中山世鑑』の開闢神話と比較しながら、蔡鐸本『中山世譜』、蔡温本『中山世譜』に記述された開闢の事をみてみよう。

2 蔡鐸本『中山世譜』にみる開闢神話

『中山世譜』には、蔡鐸本『中山世譜』(以下蔡鐸本「世譜」と略記する)と蔡温本『中山世譜』(以下蔡温本「世譜」と略記する)がある。蔡鐸本『中山世譜』は1701年に、紫金大夫蔡鐸によって編纂され、『中山世鑑』を漢訳補訂したものである。その編纂の目的は、『中山世鑑』を漢文に重修することである。蔡鐸本「世譜」の成立は蔡温本「世譜」より早い、世に出たのは蔡温本「世譜」のあとだった。蔡鐸本「世譜」の所在は不明だったが、たまたま1972年に、古文書等の調査のため沖縄に来た文化庁の職員大山仁快氏によって、県立博物館所蔵蔡温本「世譜」の中に混入していることが明らかにされ、はじめてその現存が確認されたというのである。<sup>20</sup>

蔡温本「世譜」は、1725年に蔡温によって蔡鐸本「世譜」を改修したものである。蔡温は蔡鐸の次子であり、沖縄の歴史上有名な政治家である。尚敬王の代に、蔡温は国師に選ばれ、のち三司官にも任命された。また、蔡温は政治以外、経済・儒学・風水学・哲学関係の著作も遺し、学者としても高く評価されている。

まず、蔡鐸本「世譜」の編纂内容や性格を見てみる。蔡鐸本「世譜」の内容は「王家の系譜、外交、統治、造営、災異の五つのジャンルにわたり」、その全体の枠組みとして、「王家の系譜と、中国との朝貢関係を重視する『国策』が並行している」<sup>21</sup>と呉海燕氏が指摘している。氏のこの指摘から、蔡鐸本「世譜」は、①王家みずから系統(系図、出自)等を整理するために編纂された王家の系譜である。②中国との朝貢関係を中心に編纂されていた文献であることがわかる。

『中山世鑑』と比べると、王家の系譜を整理するという特性が両者は共通しているが、中国との朝貢関係を重視して編纂された点は、両者は相違している。

また、『中山世鑑』に比べると、蔡鐸本「世譜」は「『中山世鑑』の記述に漂っている古琉球的『神国思想』を省き、比較的客観的な記述を目指している」<sup>22</sup>と呉海燕氏は指摘している。つまり、蔡鐸本「世譜」は『中山世鑑』と同様に王家の系譜であるという特性はみられるが、記述上『中山世鑑』より客観的になっているのである。王家の系譜として蔡鐸本「世譜」は重要な位置を占めているといえる。

蔡鐸本「世譜」、正巻5巻の記事からは、「天」を含む語や文章、延べ29例が抽出できた(資料2参照)。では、蔡鐸本「世譜」には、琉球開闢の事はどう記されているのか。

## 事例② 蔡鐸本『中山世譜』巻一

### 総論

夫未生之初名曰太極時乃混混沌沌無有陰陽清濁之辨既而自分兩儀清者升以為陽濁者降以為陰自是天地位定人物生矣其初一男一女化生于大荒之際男性健而懷女女性順而隨月去日来自成夫婦之道人倫始矣及生三男二女一男為君王之始而謂天孫氏二男為按司之始三男為蒼生之始一女為君君之始二女為祝祝之始而五倫已備大道始矣時風俗淳樸民習

<sup>20</sup> 蔡鐸本『中山世譜』を参照 沖縄県教育委員会 昭和48年

<sup>21</sup> 前掲呉海燕氏論文 p81

<sup>22</sup> 前掲呉海燕氏論文 p80

端慤神因而見焉是焉為君真物（読み下：それ未だ分れざるの初めを名づけて、太極と曰ふ。時乃ち混沌沌沌として、陰陽清濁の辨有ること無し。既にして自ら兩儀に分かれ、清者は昇りて以て陽と為り、濁者は降りて以て陰と為る。是れより天地の位定まりて、人物生ず。其の初に、一男一女、大荒の際に化生す。男、性健にして、而して女を懐む。女、性順にして、而して男に随ふ。月去り日来り、自ら夫婦之道を為す。人倫始まる。三男二女を生ず。一男は君王の始と為り、而して天孫氏と謂ふ。二男は按司の始と為り、三男は蒼生の始と為る。一女は君君の始と為り、二女は祝祝の始と為る。而して五倫已に備わり、大道始まる。時に風俗淳樸、民習端慤にして、神因りて見る。是れ君真物たり。）<sup>23</sup>

蔡鐸本「世譜」の開闢神話では、世界はまず「太極」という陰と陽、清と濁が分かれていない混沌の状態から始まると記している。その後、両儀が分かれ、すなわち清なるものは上昇し陽となり、濁なるものは下降し陰となる。それから、天と地の位が定まり、人と物が生ずる。その時、「大荒之際」に一男一女が化生し、これより夫婦になり三男二女が生まれた。その一男は「君王之始」となり、「天孫氏」と謂う。二男は「按司之始」、三男は「蒼生之始」、一女は「君君之始」、二女は「祝祝之始」となった。これで、人類が繁栄し、五倫が始まったという。

事例①の『中山世鑑』の開闢神話と比べて、蔡鐸本「世譜」は陰陽未分、「太極」という混沌状態から開闢神話が始まっている。つまり、開闢神話が発生した背景なる環境等についても詳細に記している。これについての記述は『中山世鑑』においてはまったくみられない。『中山世鑑』と同様な部分は、三男二女の生まれたことである。その一男は「君王之始」、『中山世鑑』では「国ノ主ノ始」、二男は「按司之始」、『中山世鑑』では「諸侯ノ始」、三男は「蒼生之始」、『中山世鑑』では「百姓ノ始」、一女は「君君之始」、『中山世鑑』では「君々ノ始」、二女は「祝祝之始」、『中山世鑑』では「祝々ノ始」となったと記述されている。「按司」は琉球独特な言い方であるので、これを『中山世鑑』は「諸侯」とし、非常に中国風の言い方となっている。このように、言葉を言い換えただけで、基本的には同じことを書いてある。

次に『中山世鑑』との相違点を見てみる。三男二女を生んだ人物に注目する。蔡鐸本「世譜」は「一男一女」となっており、『中山世鑑』は「天帝ノ御子」である「一男一女」と記している。同じく三男二女を生んだことから推理すれば、蔡鐸本「世譜」の「一男一女」は「天帝ノ御子」である可能性が大きい。しかし、蔡鐸本「世譜」には「天帝ノ御子」が登場しないため、「一男一女」は「天帝の御子」であるかどうか断定できない。蔡鐸本「世譜」の「一男一女」は「大荒之際」に「化生」したと記している。

また、『中山世鑑』の開闢神話にみる、島々や国土の創成、その創成に関わる神について

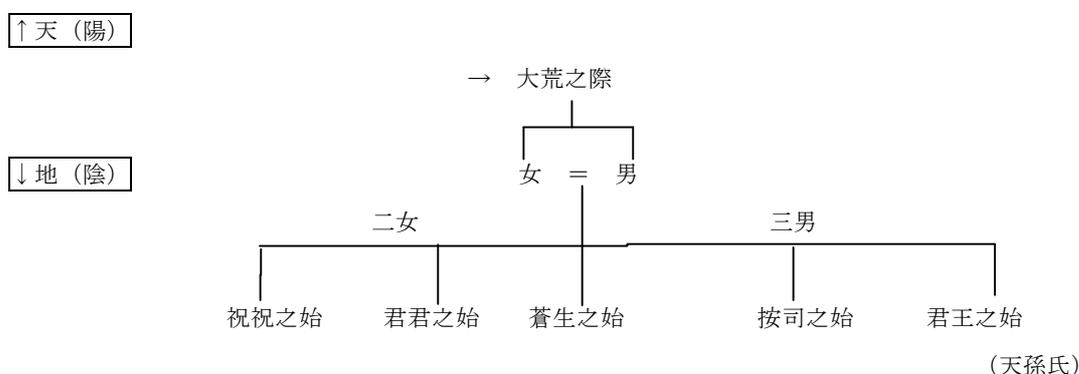
<sup>23</sup> 蔡鐸本『中山世譜』沖縄県教育委員会 1973年 読み下し文は筆者によるもの。

の記述は、蔡鐸本「世譜」にはみられない。例えば、天帝に命ぜられ下界に島々を造った阿摩美久にあたる神等について、蔡鐸本「世譜」はふれてない。『中山世鑑』にみる「天城」、「天帝」等の語も見られない。しかし、蔡鐸本「世譜」は「天地位定人物生矣」と記している。「天」と「地」が対置するという二元的な世界観の存在がうかがえる。

そして、蔡鐸本「世譜」に「天城」、「天帝」等の表現は見られないが、「天孫氏」という表現が継承している。しかも、この「天孫氏」は、『中山世鑑』も、蔡鐸本「世譜」も、琉球の初代の国君であると記している。

蔡鐸本「世譜」に記述された開闢神話の登場人物の関係を図で示せば以下のようなになる。

#### 【蔡鐸『中山世譜』】



### 3 蔡温本『中山世譜』にみる開闢神話

続けて、蔡温本「世譜」に記述された開闢神話をみてみよう。蔡温本「世譜」は、1725年に首里王府で編纂された漢文文獻である。その内容について、呉海燕氏は「王家の系譜、外交、統治、造営・整備、祥瑞・災異、文化と経済の七つのジャンルに」<sup>24</sup>わたっていると指摘している。単に内容から言うと、蔡鐸本「世譜」の五つのジャンルに比べて、蔡温本「世譜」のほうはより豊富になっているのである。また、蔡温本「世譜」の性格について、呉海燕氏は『王家の系譜』より、厳密な意味での『正史』の『本紀』に近づけたといえよう<sup>25</sup>と述べている。「本紀」とは紀伝体の歴史で、帝王の事跡や国家の大事を叙述した部分を意味する（『広辞苑』）。つまり、蔡温本「世譜」は王家の系譜である以上に、歴史書としての性格をより強くみせているといえよう。

以上の指摘から、①内容的には蔡温本「世譜」は蔡鐸本「世譜」より豊富になっている。②蔡鐸本「世譜」、蔡温本「世譜」、いずれも王家の系譜であるという性格を強く持っている。③蔡温本「世譜」は正史に一步近づけて、歴史書としての性格をより鮮明にしている、ということがわかる。

蔡鐸本「世譜」の記述は『中山世鑑』より客観的になっていることを先でみた。蔡温本「世譜」の記述は蔡鐸本「世譜」よりさらに豊富となり、正史に近づくことができた、と

<sup>24</sup> 前掲呉海燕氏論文 p147

<sup>25</sup> 前掲呉海燕氏論文 p147

いう。『中山世鑑』、蔡鐸本「世譜」、蔡温本「世譜」、三者は歴史書として編纂の過程で漸次成熟していった、といえるだろう。

蔡温本「世譜」、首巻、正巻13巻の記事から、「天」を含む語や文章は延べ170例が抽出される（資料3参照）。その中で、開闢神話についてどのように記述しているのかをみてみよう。

### 事例③ 蔡温本『中山世譜』巻一

#### 歴代総記

（前略）蓋我国開闢之初。海浪氾濫。不<sub>レ</sub>足<sub>二</sub>居處<sub>一</sub>。時有<sub>二</sub>一男一女<sub>一</sub>。生<sub>二</sub>大荒際<sub>一</sub>。男名<sub>二</sub>志仁禮久<sub>一</sub>。女名<sub>二</sub>阿摩彌姑<sub>一</sub>。運<sub>二</sub>土石<sub>一</sub>。植<sub>二</sub>草木<sub>一</sub>。用防<sub>二</sub>海浪<sub>一</sub>。而嶽森始矣。嶽森既成。人物繁夥。然當時之俗。穴居野處。與<sub>レ</sub>物相友。無<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>价傷之心<sub>一</sub>。歴<sub>レ</sub>年既久。人民機智。物始為<sub>レ</sub>敵。於<sub>レ</sub>時復有<sub>下</sub>一人。首出。分<sub>二</sub>群類<sub>一</sub>。定<sub>二</sub>民居<sub>一</sub>者<sub>上</sub>。叫称<sub>二</sub>天帝子<sub>一</sub>。天帝子。生<sub>二</sub>三男二女<sub>一</sub>。長男為<sub>二</sub>天孫氏<sub>一</sub>。国君始也。二男為<sub>二</sub>按司始<sub>一</sub>。（按司即如<sub>二</sub>中朝諸侯之類<sub>一</sub>）三男為<sub>二</sub>百姓始<sub>一</sub>。長女為<sub>二</sub>君君之始<sub>一</sub>。（君君婦女。掌<sub>二</sub>神職<sub>一</sub>者之称也。君君者。令<sub>三</sub>貴族婦人数十人。各掌<sub>二</sub>神職<sub>一</sub>。故合<sub>二</sub>称之<sub>一</sub>曰<sub>二</sub>君君<sub>一</sub>。康熙之初。議減<sub>二</sub>其数<sub>一</sub>。而今有<sub>二</sub>数職<sub>一</sub>存焉）次女為<sub>二</sub>祝祝之始<sub>一</sub>。（祝者亦掌<sub>二</sub>神職<sub>一</sub>者之称也。祝祝者。諸郡諸村。各有<sub>下</sub>婦女掌<sub>二</sub>神職<sub>一</sub>者<sub>上</sub>。故合<sub>二</sub>称之<sub>一</sub>曰<sub>二</sub>祝祝<sub>一</sub>。至<sub>レ</sub>今尚存）而倫道始矣。<sup>26</sup>

蔡温本「世譜」では、まず、開闢の当初、大荒の際に一男一女が生まれ、男は「志仁禮久」、女は「阿摩彌姑」と言うことを記している。その後、二人が土石を運び、樹木を植え、嶽森を中心に琉球の島々を創り上げたというのである。その時、「天帝子」という人物が登場する。「天帝子」が初めて「群類」をわかち、「民居」を定め、そしてこの天帝子により三男二女が生まれた。長男は天孫氏と言い、国君の始めとなり、二男は按司の始め、三男は百姓の始め、長女は君君の始め、二女は祝祝の始めとなった、というのである。

蔡鐸本「世譜」と同様に、蔡温本「世譜」も最初に「大荒」の際に「一男一女」が生まれたと記している。但し、蔡鐸本「世譜」の「一男一女」はその名が伝わっていないのに対して、蔡温本「世譜」では、男は「志仁禮久」、女は「阿摩彌姑」とその名を記している。後に、この二人が一連の国土創成を行ったのである。『中山世鑑』と同じように、蔡温本「世譜」も「嶽森」の創成から始まったと記している。

国土創成について、『中山世鑑』・蔡鐸本「世譜」と蔡温本「世譜」を比べると、まず、蔡温本「世譜」は琉球の島々の創建に関する記述が分量的にかなり増えていることが明らかである。さらにその内容も大分細かくなっていることがわかる。前項で述べたように、蔡鐸本「世譜」は国土等の創成、及び創成に関わる神については殆どふれていない。蔡温本「世譜」では、国土の創成神は「志仁禮久」と「阿摩彌姑」とし、二人が土石を運び、樹木を植え、

<sup>26</sup> 伊波普猷、東恩納寛惇、横山重編纂『琉球史料叢書四』 井上書房 昭和37年 読み下し文は次に挙げる例④『球陽』をご参照された。p20

嶽森を創成したこと等を細かく記述している。

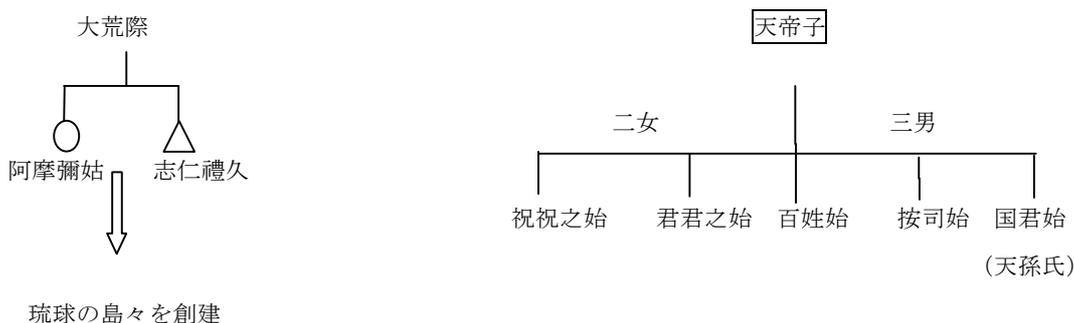
そして、『中山世鑑』と蔡温本「世譜」との相違点について、もっとも注目されるのは「天帝子」の登場である。『中山世鑑』・蔡鐸本「世譜」のいずれにも、「天帝子」という語は見られない。それに、三男二女、すなわち「天孫氏」を生んだのは、『中山世鑑』では天帝の御子である「一男一女」、蔡鐸本「世譜」では大荒の際に化生した「一男一女」である。蔡温本「世譜」だけが「天帝子」によって生まれたと記している。結果からみれば、この「天帝子」は「一男一女」に等しい存在になる。

「天帝子」とは何か考えてみよう。まず「天帝ノ御子」を略記し「天帝子」になる可能性が考えられる。池宮正治氏は『中山世鑑』では「天帝の子（天帝子）が結婚して人を生み、アマミキュが国土を修造する」<sup>27</sup>と述べている。この指摘をみれば、氏は蔡温本「世譜」にみる「天帝子」は『中山世鑑』にみる「天帝ノ御子」とであると主張していることがわかる。しかし、「天帝子」の登場については、「於レ時復有下一人。首出。分ニ群類一。定ニ民居一者上。叫称ニ天帝子一。」となっており、つまり、「天帝子」は「一人」であり、「一男一女」ではない。だとすれば、三男二女を生んだのは「天帝子」一人であることになる。普通なら、一人で子を生むのはありえないことであるが、「神」であればそれは可能になる。それゆえ、蔡温本「世譜」にみるこの「天帝子」は「神」に等しい存在であると考えたほうが妥当ではなかろうか。このことについて若干の不明点が残っており、今後の課題にしたい。少なくとも「復有下一人」とあるように、「一男一女」ではないことが明らである。

蔡温本「世譜」は『中山世鑑』の「天城」、「天帝」というような語は見られないが、「天帝子」等の「天」を含む語がみられる。それと、『中山世鑑』、蔡鐸本「世譜」と同じく、初代の国君は「天孫氏」と記している。

蔡温本「世譜」に記述された開闢神話の登場人物の関係は、図で示せば以下のようなになる。

#### 【蔡温『中山世譜』】



#### 4 『球陽』にみる開闢神話

最後に編纂年代が一番遅い『球陽』を見てみよう。『球陽』は1745年に首里王府が編纂

<sup>27</sup> 池宮正治「歴史と説話の間—語られる歴史—」池宮正治著作選集3『琉球史文化論』編者：島村幸一 笠間書院 2015年 p.31

した歴史書の集大成であり、各領域・分野の情報を幅広く網羅した最も重要な資料である。『球陽』の文献性格等については、次節で詳しく述べるため、ここでは割愛する。

#### 事例④『球陽』卷一國初

##### 1(琉球分野及開關)

(前略) 蓋し我が國開關の初、海浪氾濫し、居處するに足らず。時に一男一女有り、大荒の際に生ず。男は志仁禮久と名づけ、女は阿摩彌姑と名づく。土石を運び、樹木を植ゑ、用ひて海浪を防ぎ、而して嶽森始まる。嶽森既に成りて人物繁艱す。然れども當時の俗、穴居野處し、物と相友し、价傷の心有る無し。歴年既に久しく、人民機智ありて、物始めて敵と為す。時に復一人の首めて出でて群類を分ち、民居を定むる者有り。叫びて天帝子と稱す。天帝子、三男二女を生む。長男は天孫氏と為る。國君の始なり。二男は按司の始と為る(按司は即ち中朝の諸侯の類の如し)三男は百姓の始と為る。長女は君君の始と為る(君は、婦女の神職を掌る者の稱なり。君君は、貴族の婦女數十人をして各神職を掌らしむ。故に之れを合稱し君君と曰ふ。康熙の初、議して其の數を減ず。而して今數職の存する有り)。次女は祝祝の始と為る(祝は亦神職を掌る者の稱なり。祝祝は、諸郡諸村、各婦女の神職を掌る者有り。故に之れを合稱し祝祝と曰ふ。今に至るも尚存す)。而して倫道始まる。<sup>28</sup>

『球陽』のこの記事を見れば、開關の事についての記述は蔡温本「世譜」に非常に似通っていることが分かる。開關の当初、「太荒の際」にまず「一男一女」が生ずる。その男は志仁禮久、女は阿摩彌姑という名である。志仁禮久と阿摩彌姑は土石を運び、樹木を植ゑ、嶽森を中心に島々を創り上げたという。そして年月を経て、また一人「天帝子」とよばれる人物が出てきて、「群類」を分ち、「民居」を定むというのである。この「天帝子」によって、三男二女が生まれ、長男は天孫氏となり、國君の始となり、二男は按司の始、三男は百姓の始、長女は君君の始、次女は祝祝の始となった。

『球陽』にみる国土の創成や天孫氏の誕生については、殆ど蔡温本「世譜」を踏襲している。両者の記述を細かく対照すると、相違点は次の一点があるだけである。それは、蔡温本「世譜」の「植<sub>二</sub>草木<sub>一</sub>」が『球陽』に「樹木を植ゑ」となっていることである。『球陽』においても、「天孫氏」は「天帝子」によって生まれ、またこの「天帝子」は先に論じてきたように、『中山世鑑』と蔡鐸本「世譜」にみない表現である。要するに、「天帝子」は蔡温本「世譜」と『球陽』だけに登場する。『球陽』には「天城」、「天帝」等の表現はみられないが、「天帝子」と「天孫氏」等の「天」を含む語がみられる。

以上考察してきた開關神話に関する記述は一見類似しているが、それぞれに相違点が存在していることが確認できた。例えば、「大荒」の際に化生したのは誰であるか。「天孫氏」は一体誰によって生まれたのか。誰によって国土を創成したのか、国土創成の神と「天孫氏」

<sup>28</sup> 球陽研究会編『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』 角川書店 1974年 p93

は直接関係しているのか。以下、これらの明らかにされてきたことを整理してまとめた。  
まず、各文献に記述されている開闢神話に基づいて作成した表をみてみよう。

文献名 登場関係	『中山世鑑』	蔡鐸『中山世譜』	蔡温『中山世譜』	『球陽』
大荒之際に化生	なし	一男一女	一男一女（志仁禮久、阿摩彌姑）	一男一女（志仁禮久、阿摩彌姑）
国土創成の神	天神阿摩美久	なし	一男一女（志仁禮久、阿摩彌姑）	一男一女（志仁禮久、阿摩彌姑）
天孫氏を生む	天帝ノ御子（一男一女）	一男一女	天帝子	天帝子

表を見ながら議論していく。縦の列は、開闢神話における主な出来事を時間順に示したものである。横の列は、考察の対象となった文献である。まず、「大荒」の際に化生したのは誰なのか。この部分について、「大荒」という表現は『中山世鑑』にみられないので、表には「なし」となっている。そして、他の三つの文献にはすべて「大荒」という表現がみられる。順次みていくと、「大荒」の際に化生したのは、蔡鐸本「世譜」では「一男一女」である。蔡温本「世譜」では「一男一女」、男は「志仁禮久」、女は「阿摩彌姑」という名である。『球陽』では「一男一女」、同じく男は「志仁禮久」、女は「阿摩彌姑」となっている。つまり、「大荒」の際に化生したのは「一男一女」である点は、蔡鐸本「世譜」、蔡温本「世譜」、『球陽』で共通している。ただ、蔡鐸本「世譜」は「一男一女」の名について全く触れていないので、完全に一致しているのは蔡温本「世譜」と『球陽』である。

次に、国土創成の神と「天孫氏」は直接関係しているのか。まず、国土の創成について、『中山世鑑』では、天神の阿摩美久によって創成されたという。蔡鐸本「世譜」には関連記事は全く見られない。蔡温本「世譜」と『球陽』では、「一男一女」、すなわち「志仁禮久」と「阿摩彌姑」によって創成されたと記している。つまり、国土創成の神は、『中山世鑑』では「阿摩美久」、蔡鐸本「世譜」では記載なし、蔡温本「世譜」・『球陽』は「一男一女」（「志仁禮久」、「阿摩彌姑」）となっている。『中山世鑑』に登場する一人の神、「阿摩美久」は、蔡温本「世譜」と『球陽』では男女一対の神、「一男一女」（「志仁禮久」、「阿摩彌姑」）と変化していた。表からみれば、「天孫氏」の誕生は国土創成の神と直接関係しないことがわかる。

最後に、最も重要なのは「天孫氏」は一体誰によって産み出されたのか。『中山世鑑』では「天帝ノ御子」である「一男一女」、蔡鐸本「世譜」では「一男一女」、蔡温本「世譜」・『球陽』では「天帝子」となっている。『中山世鑑』と蔡鐸本「世譜」は「一男一女」となっている。しかし、蔡鐸本「世譜」には「天帝ノ御子」がみられないため、完全に一致しているのは蔡温本「世譜」と『球陽』である。前述したように、「天帝子」の表現は「天帝ノ御子」の略記で

ある可能性があるので、字面からみても「天帝の子」とであると連想しやすい。つまり、『中山世鑑』の「天帝ノ御子」と蔡温本「世譜」、『球陽』の「天帝子」は同義で、いずれも「天帝の子」という意味であると推測できよう。「天帝の子」が生んだ子は「天孫」と呼ばれるのも当然である。しかし、先にみてきたように、「天帝子」は一人であり、「天帝子」と「一男一女」は同一人物であるとも言い難い。「天孫氏」が生まれた結果からみれば、「天帝子」は「一男一女」に等しい存在であることだけをまず結論づけたい。

「天帝」という語は漢文的であるが、「天帝子」は漢文や日本の文献にはあまりみない。さらに「天帝子」という語は蔡温本「世譜」と『球陽』にしかみられない表現である。これらの文献は王府が編纂した漢文文献であるという性格からみて、「天帝子」はおそらく琉球の漢文文献のみに登場する独特な表現ではないかと考えられる。「天帝ノ御子」、「天帝子」、いずれにせよ初代国王・「天孫氏」の誕生は「天帝」と関連していることは間違いない。神聖性や至高性が「天」の観念と結び付けられていることが重要であろう。

表に基づいて、各文献の開闢神話にみる登場人物や国土創成等の相関関係を見てきた。表をみて「大荒之際に化生」「国土創成の神」「天孫氏を生む」の項目において、『球陽』の記載と蔡温本「世譜」の記載は基本的に一致していることが一目瞭然である。つまり、『球陽』にみる開闢神話は蔡温本「世譜」を踏襲していることがいえる。

## 5 まとめ

『中山世鑑』、蔡鐸本『中山世譜』、蔡温本『中山世譜』、『球陽』に記述されている琉球の開闢神話について考察してきた。これらの開闢神話は「天」を含む語がたびたび登場し、開闢神話には「天」の観念が重要視されていることを明らかにした。

「天孫氏」の登場は4つの文献に共通している。すなわち、開闢神話を構成する他要素は文献ごとに変動が見られるが、「天孫氏」の要素はかわらないのである。例えば、「大荒」の際に化生した「一男一女」は、蔡鐸本「世譜」ではただ「一男一女」と記載しているが、蔡温本「世譜」と『球陽』では、この「一男一女」の名を「志仁禮久」、「阿摩彌姑」とであると加筆した。一方、最初に編纂された『中山世鑑』では、「大荒」の際に「一男一女」が化生したことについては一切記していない。また、国土創成についても、蔡鐸本「世譜」では全く記載なしであるが、『中山世鑑』では「阿摩美久」、蔡温本「世譜」と『球陽』は「志仁禮久」、「阿摩彌姑」によって創成したと記している。

4つの文献に「天孫氏」の登場だけでなく、「天孫氏」が初代国王であることが一貫していることが明らかである。この「天孫氏」を生んだのは「天帝ノ御子」(『中山世鑑』)、あるいは「天帝子」(蔡温本「世譜」、『球陽』)であり、いずれも最高至上神「天帝」に繋がっている点がとても重要である。このように、これらの開闢神話には「天」を含む語が登場し、それにつながる「天」の観念の存在が明らかになった。

これまでの研究は、開闢神話にみる「天孫氏」をはじめ、「天城」、「天帝」等の表現は外来的であると述べ、あまり重要視してこなかったといえる。筆者は、これらの「天」を含む

語があてられていることこそ重要であると考えている。つまり、漢文文献を熟読し、一定の漢文素養を持っている編纂者たちの観念のなかで「天」の観念があるからこそ、このような語があてられたのではないか。少なくとも、支配階層を代表する編纂者たちは、天帝や天神がいる「天城」、天上世界を統帥する最高権力者「天帝」を、地上界の城や王と対置して観念していることがいえよう。知識人の中で、一定の「天」の観念が受容されていたことも窺えるだろう。

また、これまでは、琉球の開闢神話や「天孫氏」が実在したかどうかについての議論がほとんどである。しかし、本稿は王府編纂の歴史文献に記載されている琉球の開闢神話、及び初代国王＝「天孫氏」に関する記述に反映されている「天」に関する観念という視点から考察を試みた。言い換えると、天孫氏の実在は是か否かという歴史的考察とはことなり、本稿は開闢神話を巡る記述のなかに、天孫氏が初代国王であるという観念を重視する。

琉球の開闢、島々の創建は「天帝」の命令で「天」から降りてきた「神」によって行われた。さらに琉球の島々を創り上げたあと、初めて治世を行った人物とされる「天孫氏」は、「天帝」の後裔であるとされ、王家の起源を神聖至高な「天」に求めている。琉球の開闢神話と「天」との深い関係が見て取れるだろう。王権の正統性を強調するため、王の起源を説くため、「天」の思想が重要な役割を果たしていたことが明らかである。『中山世鑑』、蔡鐸本「世譜」、蔡温本「世譜」、『球陽』等の歴史書は、いずれも「天孫氏」が初代の国王とし、その出自と正統性を強調して記している。「天孫氏」が初代国王とすることが各文献に共通しているのもその証拠であろう。特に、王家の系譜である『中山世鑑』や蔡鐸本、蔡温本『中山世譜』等にとっては、王統の神聖性や正統性の説明は極めて重要である。

以上検討してきた「天城」、「天帝」、「天孫」等の「天」を含む語をはじめ、他に『中山世鑑』ではのべ115例（資料1参照）、蔡鐸本「世譜」ではのべ41例（資料2参照）、蔡温本「世譜」ではのべ266例（資料3参照）の「天」を含む語が確認できた。特に各王統の初代国王の出自記述に「天」を含む語が多く見出される。これらの「天」を含む語が反映している「天」の観念もさまざまである。例えば、舜天王王統の初代国王・舜天王、英祖王統の初代国王英祖王、察度王統の初代国王察度王、第一尚氏王統の初代国王尚巴志、第二尚氏王統の初代国王尚円王等の記述の中に、「天人感応思想」、「天命思想」「易姓革命思想」「祥瑞思想」等の「天」の観念が見られる。

では、これらのことは如何に記述されているのか、抽出した具体例を挙げながら次節で詳述したい。

## 第2節 国王出自記述にみる「天」

至高の権力者である国王の誕生や出自をめぐる話は神秘的な色彩に覆われていることが多い。例えば、中国の漢の高祖劉邦が生まれた時、雷電晦冥、その中で蛟龍が現れた、という<sup>1</sup>。日本でも、雄略天皇の誕生時に「神しき光」が産殿にみちた、という話がある<sup>2</sup>。では、琉球の歴代国王の出自については、どのような話が伝えられているのだろうか。

前節で考察してきたように、最初の正史『中山世鑑』では、天帝の御子＝天帝子の後裔である天孫氏が琉球の初代国王として記されている。それ以降は歴史書に如何に記述されているのか。

『球陽』<sup>3</sup>では、天孫氏以降、舜天王が歴史に登場した。彼は「天に逆ひて位を篡」った利勇を滅ぼして、「天人の怨に謝せん」とし、王位に登ったのである。次に登場したのは「天日の子」と呼ばれている英祖王である。英祖王の父、恵祖世主は善行をよく積んだことで、天の祝福を得て、英祖を授かったと記されている。次に登場したのは察度王である。察度王の母は天女であり、その天女譚は有名な銘苺子の話と並んで、人々に強く印象づけられて、民間にも広く流布している。そして、次に登場したのは第一尚氏王統を確立した尚巴志である。彼は「武寧王徳を失ひ国勢日に衰へ」た状況の下、三山を統一して、琉球を統一王朝へと導き、「万民の幸、天理の順なり」と評価された。最後に登場したのは、徳にそむいた尚徳王に代わって第二尚氏王統を確立した尚円である。尚円王の風貌は「徳威儼然として龍鳳の姿・天日の表有り」と書かれ、彼が国王になることは「天の我が君を生ずる所なり」と述べられており、さらに彼が王位に登ったのは「天人の望に順」ったこととされている。

この一連の国王の出自と即位に関する記述をみると、「天に逆ひて位を篡ふ」、「天人の怨に謝せん」、「天日の子」、「天理の順なり」、「龍鳳の姿・天日の表有り」、「天の我が君を生ずる所なり」、「天人の望に順」等のように、「天」を含む語や文章がたびたび登場している。前にもふれたように、本節ではこのような「天」を含む語や文章を「天」の要素と呼ぶことにする。例えば『球陽』全2588件の記事の中からは、「天界寺」「天尊廟」等のような固有名詞も含め、345の記事から「天」の要素を抽出することができる。さらに、これらの語や文章には「天人感応思想」「祥瑞思想」「災異思想」「天命思想」等、「天」に関する観念が強く反映されている。本節では、これらを「天」の観念と呼びたい。

本節は首里王府が編纂した『中山世鑑』、蔡鐸本『中山世譜』、蔡温本『中山世譜』、『球陽』等の歴史文献<sup>4</sup>をテキストとして用いる。これらの文献に記述されている歴代国王の出自に、どのような「天」の要素が登場しているかを抽出し、これらの「天」の要素の背後に、どのような「天」の観念が存在しているかを明らかにしたい。

<sup>1</sup> 『史記高祖本紀第八』「高祖、沛豊邑中陽里人、姓劉氏、字季。父曰太公、母曰劉媪。其先、劉媪嘗息大澤之陂、夢與神遇。是時雷電晦冥、太公往視、則見蛟龍於其上。已而有身、遂產高祖。」吉田賢抗『新釈漢文大系 第39巻 史記二(本紀二)』明治書院 1973年 p504

<sup>2</sup> 『日本書紀』巻第14「雄略天皇 即位前紀」に「天皇、産れまして、神しき光、殿に満り。」がある。日本古典文学大系67 岩波書店 1967年 p456

<sup>3</sup> 球陽研究会編『沖繩文化史料集成5 球陽 読み下し編』角川書店 1974年

<sup>4</sup> 伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編著『琉球史料叢書』第3～5巻 井上書房 1962年、沖縄県教育委員会編『蔡鐸本中山世譜』影印本 沖縄県教育委員会 1973年、球陽研究会編『沖繩文化史料集成5 球陽 読み下し編』『沖繩文化史料集成5 球陽 原文編』角川書店 1974年

### 1 天孫氏の出自記述にみる「天」

天孫氏、舜天王、英祖王、察度王、尚巴志王、尚円王は、各王統で重要な位置を有している国王である。彼らの出自が、それぞれ「天」に関わっている点は注目に値する。

前節でみてきたように、天孫氏は神話上で琉球の初代国王であるとされている。彼の出自は琉球開闢神話に求めることができる。『球陽』の記述には「天孫氏は乃ち天帝子の長子にして、始めて國君と為り、天孫氏と稱す」<sup>5</sup>と記載されている。その天孫氏の治世は17,802年間、25代が続いたと記述している。このことの歴史性については、すでに先行研究によって指摘され、これが歴史的な事実と考えられないことが明らかにされている<sup>6</sup>。天孫氏は神話上の人物として考えるべきであろう。

しかし、天孫氏をめぐる話は歴史文献だけでなく、首里王府によって編纂された他文献等にも点々と記されている。例えば、『琉球国由来記』に「当国、井、天孫氏、始作也。」(巻3-7「井」)、「当国、堤、天孫氏、始造也。」(巻3-8「堤」)、等と記されており、井や堤が天孫氏によって初めて作られたと述べられている。また、「当国、衣服者、天孫氏世代始。(略)」(巻3-17「衣服」)等のことも記され、さまざまな事物は天孫氏の時代から始まったとされている。開闢神話にみる天孫氏の話は前節で詳しく考察した。ここでは簡単に触れたい。

#### 『中山世鑑』巻一 琉球開闢之事

曩昔、天城ニ、阿摩美久ト云神、御坐シケリ。天帝是ヲ召レ、宣ケルハ、此下ニ、神ノ可<sub>レ</sub>住  
靈処有リ。去レドモ、未ダ島ト不<sub>レ</sub>成事コソ、クヤシケレ。爾降リテ、島ヲ可<sub>レ</sub>作トゾ、下知シ  
給ケル。(中略) 去程ニ、阿摩美久、天へ上リ、土石草木ヲ給ハレバ、嶋ヲ作クリ奉<sub>レ</sub>ントゾ、奏  
シケル。天帝、睿感有テ、土石草木ヲ給リテケレバ、阿摩美久、土石草木ヲ持下リ、嶋ノ数ヲ  
バ作リテケリ。(中略) 天帝、宣ケルハ、爾ガ知タル如ク、天中ニ神多シト云ヘドモ、可<sub>レ</sub>下神  
無シ。サレバトテ、黙止スベキニ非ズトテ、天帝ノ御子、男女ヲゾ、下給。二人、陰陽和合ハ  
無レドモ、居處、並ガ故ニ、往來ノ風ヲ縁シテ、女神胎給、遂ニ三男二女ヲゾ、生給。長男ハ  
國ノ主ノ始也。是ヲ天孫氏ト号ス。二男ハ諸侯ノ始。三男ハ百姓ノ始。一女ハ君々ノ始。二女  
ハ祝々ノ始也。(後略)<sup>7</sup>

上記は『中山世鑑』にみる天孫氏に関する記述である。前節の内容と少し重複するが、『中山世鑑』では、天帝が阿摩美久を遣わし、下界に国土を造らせ、さらに「天帝ノ御子」である男女一対の神を遣わし、人類を誕生させたと記している。この二神によって三男二女が生まれ、その長男は国の主の始めとなった。すなわち天孫氏のことである。

『中山世鑑』にみる天孫氏の記述において、天孫氏は天帝の後裔であり、初めて治世を行った「国ノ主」、すなわち国王であることが強調されている。つまり、初代国王やその王統の起源は神聖至高な「天」に求めることができる。言い換えれば、「天」の要素は国王の起源と王権の正統性を強調す

<sup>5</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』 p93

<sup>6</sup> 高良倉吉「近世琉球における天孫氏問題—雍正9年の天孫氏位牌安置一件の詮議から—」『球陽論叢』 島尻勝太郎・嘉手納宗徳・渡口真清三先生古稀記念論集刊行委員会編集 ひるぎ社 1986年 p154

<sup>7</sup> 伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編纂 『琉球史料叢書』第5 『中山世鑑』 井上書房 1962年 p13

るのに重要な役割をしているといえよう。

## 2 舜天王出自の記述にみる「天命思想」

天孫氏の後、舜天王が登場する。舜天王統の初代国王・舜天王はどのように記述されているか。以下『中山世鑑』と『球陽』にみる舜天関連の記述をみってみる。

### 『中山世鑑』巻1

(前略) 其後、天孫氏二十五世ノ御時、逆臣利勇ト云者有リ。少ノ時ヨリ、君是ヲ寵愛シ給へ、近侍ニ被ニ召仕。壯年ノ比ヨリ、国政ヲ司リ、權威ニホコリケルガ、終ニハ、以鹿為馬ノ心ヤ、出来タリケン。或時酒ニ、鳩ト云恐キ毒ヲ入レ、薬酒ト云テ、君ヘゾ進ケル。君モ御運ヤ盡タリケン。夢ニモ是ヲ知り給ハズ。誠ニ薬酒ナラント思召、聞シ召給タリケレバ、不レ移ニ時日一、血ヲ吐テゾ失給。去程ニ、利勇、大ニ悦、自立シテ、竊ニ、中山王トゾ、申ケル。浦添按司尊敦、是ヲ聞給テ、宣ケルハ、仄ニ聞、湯武ハ臣トシテ、君ヲ伐ト云ヘドモ、中庸ノ道ニ當ルト云ヘリ。吾朝ノ利勇ハ、弑逆ノ大故ニテ、天ニモ捨ラレ、人望ニモ、背カレタル者ナルニ、不レ討レ之、且ハ、亡君ノ芳恩ヲ、忘ルハニ似タリ。(後略)<sup>8</sup>

### 『球陽』巻1-10 附紀 爲朝公の一子尊敦、利勇を討滅して大位に就く。

(前略) 正に天孫氏二十五紀の裔、権臣利勇権を専にし、遂に自ら君を弑して位を篡ふの時に会ふ。尊敦歳二十二、英雄無比、義を倡へ兵を起す。四方之れに応ずること響きの如し。尊敦、義兵を領し来り城を囲み、罪を問ふ。利勇怒りて曰く、先君徳無く、予、天命を奉じ立ちて国君と為る。汝は乃ち孤窮の匹夫なり。豈敢へて妄りに兵を動かすべけんやと。尊敦大いに怒りて曰く、汝、幼冲より深く国恩に沐す。義として宜しく忠を致すべし。豈天に逆ひて位を篡ふの理有らんや。吾、今義を倡へ賊を誅して以て天人の怨に謝せんと。言畢り軍兵を激励して一斉に城を攻む。(中略) 国人大いに喜び、皆尊敦を推戴して以て大位に就く。<sup>9</sup>

記事の内容について確認してみよう。天孫氏王統の末期、その第二十五代の後裔の治世時に、権臣利勇がいた。彼は自分の勢力を増し、ついには国君を弑して、その位を奪った。このような状況の中で、当時浦添按司であった尊敦が義兵を起こし、逆臣利勇を討伐して、国内の乱を平定し、国君の位に就いたのである。この尊敦がのちの舜天王で、天孫氏王統に次いで舜天王統を創立したとされる人物である。

『球陽』の利勇についての記述と異なって、『中山世鑑』では利勇は「少ノ時ヨリ、君是ヲ寵愛シ給へ、近侍ニ被ニ召仕。壯年ノ比ヨリ、國政ヲ司リ、權威ニホコリケルガ、終ニハ、以鹿為馬ノ心ヤ、出来タリケン。或時酒ニ、鳩ト云恐キ毒ヲ入レ、薬酒ト云テ、君ヘゾ進ケル。」と記述している。利勇は幼少のときから国君の寵愛を受け、壮年になってから国政を司るほどの勢力を持つようになって、ついには国君に毒酒を飲ませ、国君を弑したというのである。『球陽』、『中山世鑑』のいずれも、利勇は天の意志に逆らい、その為に終には自分自身の滅亡を招いた人、として記されている。

この記事の中で、「天命を奉じ」、「天に逆ひて位を篡ふ」「天人の怨に謝せんと」等の詞句の中に

<sup>8</sup> 伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編纂 『琉球史料叢書』第5 『中山世鑑』 井上書房 1962年 p33

<sup>9</sup> 前掲『球陽 読み下し編』 pp. 98～99

「天命」「天」「天人」などの「天」の要素のあることに注目したい。

逆臣利勇の立場からみてみよう。彼は自分の行為について、「先君徳無く」と主張し、さらに自ら国君を弑して王位についたことについて、「予、天命を奉じ立ちて國君と為る」と粉飾しようとしていた。この記述には、「天命」という概念が登場している。

中国では、「天命」という概念は周の時代にすでに登場している。「天命」とは、すなわち天の命令である。中国では、天は「人間を含むこの世界の一切を生み出し、主催するとされていたところの、いわゆる人格神的・有意志的存在であった」<sup>10</sup>のである。人は「天」の命令・意向に従わなければならない、という考え方が天命思想である。天命思想では、天子は天の意志を地上の人間に伝える者として、天命を授けられて、「天」の「徳」を以て天下を治める者である。従って支配者が道徳性を持たない場合、天命が失われて滅ぼされる。このような考え方を背景に、利勇は先君の徳がないことを理由にして、自分の行為の正統性を説いたことになる。

しかし舜天王尊敦の立場からみると、利勇は「幼沖より深く國恩に沐す。義として宜しく忠を致すべ」きなのに、恩返しすることがなく、逆に「位を篡ふ」という不義なことをした人物である。そこで、舜天はこのような「天に逆」うことをした利勇は天罰を蒙るべきだと考えた。

さらに、先君を弑したという不義を働いた利勇と比べると、義を唱え反乱を平定した舜天王のほうが「有徳」であり、もっと国王にふさわしいことが強調されている。最終的に徳を失う利勇が討伐され、それで「國人大いに喜び」、「皆尊敦を推戴して以て大位に就く」ことになったのである。両者を比べると、不義を働きながら自ら「天命を奉じる」と唱えた利勇より、舜天が利勇を滅ぼすことこそが「天命を奉じる」ことであると考えたのである。両方の記述はいずれも「天命思想」に基づいているといえる。

舜天王の出自と即位の記述において、王位の継承には「天命思想」が重要な役割を果たしていることが明らかである。王権の正統性を強調するため、それを「天」と強く結び付けていることがよくわかる。このような事例から、天命思想は王府の歴史書編纂に多大な影響を及ぼしていることが指摘できる。

### 3 英祖王の出自記述にみる「天」

次に、英祖王の出自と即位に関する記述をみてみよう。

#### 『中山世鑑』巻2 南宋景定元年庚申英祖王御即位

英祖王ハ天孫氏ノ後胤、恵祖世主ノ孫也。其母夢ニ上帝一、娠給ケル間、後人、天子トハ申奉ル也。南宋、紹定二年己丑ニ、御誕生有リ。其年、聖瑞有テ、鳳鳴龍吟ス。(後略)<sup>11</sup>

上記は『中山世鑑』にみる英祖王の誕生や即位に関する記述である。記事では、英祖は天孫氏の後裔であり、恵祖世主の孫であると記している。このことについて、蔡鐸本「世譜」、蔡温本「世譜」の記述は少し異なっている。蔡鐸本「世譜」には、英祖は恵祖世主の孫ではなく、嫡子であると記している。蔡温本「世譜」では、英祖王条の記述に、恵祖世主が父として記している。また、英祖

<sup>10</sup> 佐藤貢悦 『古代中国天命思想の展開—先秦儒家思想と易的論理—』 学文社 1996年 p24

<sup>11</sup> 前掲『中山世鑑』 p27

が誕生した年に、「聖瑞有テ、鳳鳴龍吟ス。」というような尋常でない現象が起こっていたことが注目される。以下、『球陽』の記事をみってみる。

### 『球陽』巻1-16 附紀 英祖王伝説

惠祖世主は乃ち天孫氏の後裔なり。当時、惠祖は伊祖按司為り。善を行ひ徳を積む。然れども結禱の後、全く生育無し。晩天に至り、其の妻、日輪飛び來りて懷中に入るを夢む。既にして酸を喜び飯を悪む。惠祖料へらく、是れ前夢の徴有らんと。月既に満ち足り、臨蓐の日、祥光異彩、屋中より雲端に直透するを見、並びに異香屋に満つるや、早や已に一男子を生得す。惠祖、満心喜悅し、之れを愛し之れを惜しむこと異宝の如く一般なり。当時の人、以て天日の子と為す。英祖、生れて聖明、賢と親しみ道を崇び、其の徳大いに著はる。歳二十五、義本の世饑疫並行し民憂に勝へず国勢將に危からんとするに会ふ。英祖、命を奉じ、登りて国政を撰するに、饑疫俱に止み、人心始めて安し。政を撰すること七年、国人之れを仰ぐこと父母の如し。卒に義本の禪を受け君と為る。<sup>12</sup>

『球陽』の記述は英祖王が生まれつき<sup>そうせい</sup>聡穎で、帝王にふさわしい「天資」を持っていると述べている。とくに、英祖の「天日の子」として生まれた異常出生譚は、その神聖性・神秘性を強調するものである。

#### 3-1 英祖王の誕生—天人感応思想

この記事には英祖王の父、惠祖世主が「善を行ひ徳を積」んだと述べられている。要するに彼が道德性の高い人間であることを強調しているわけである。惠祖世主は結婚してしばらく子宝に恵まられなかったが、その「善を行ひ徳を積む」故に、天はその善行を嘉し、子宝を授けることにした、という。

ここには天人感応思想が窺える。中国では、「天」は自然・物理の天以外としては、超自然的、一切を主宰する超越的な人格神としての存在でもある。天は「大自然の運行とそして時ならぬ天変地異といったものの背後にあって豊潤と災害とを降し、民衆を勸戒し為政者に善導を勧める絶対者として観念され<sup>13</sup>ている。後にこの至高絶対者と人間との関連性が重要視されるようになり、人間界のすべてが天上世界に対応していると考えられるようになった。この、人と天との相応・対応関係が天人相関と呼ばれるものである。これと近い意味で、天と人との間に、互いに感じ合うことができるという考え方は天人感応思想と呼ばれている。『淮南子・天文訓』<sup>14</sup>に「人主之情、上通于天」（人主の態度は、上は天に通ずる）があり、天と人との対応・相応関係を述べている。中国人の生活思想の中では、「天が人間の行為の善悪に應じて禍福を下す」<sup>15</sup>という考え方が一般である。例えば、「惟天監下民、厥典義。降年有永有不永。（<sup>こ</sup>惟<sup>てん</sup>は<sup>し</sup>下<sup>を</sup> <sup>かんが</sup> <sup>み</sup>、<sup>そ</sup> <sup>の</sup> <sup>義</sup> <sup>を</sup> <sup>典</sup> <sup>る</sup>。年を降す、永き有り、永からざる有る。）」（『書経・高宗彤日』）があるように、天は人間が正しいことを行っているかどうかを監視し、その人の道德性によって寿命を与えているという。つまり、人間の寿命・禍福というのは、すべて天の感応した結果であるとされている。このような考え方は右にみた英祖

<sup>12</sup> 前掲『球陽 読み下し編』 p101

<sup>13</sup> 佐藤貢悦 『古代中国天命思想の展開—先秦儒家思想と易的論理—』 p24

<sup>14</sup> 楠山春樹 『新釈漢文大系 第54巻 淮南子（上）』 明治書院 1979年 pp.134~135

<sup>15</sup> 森三樹三郎 『上古より漢代に至る性命観の展開』 創文社 1971年 p14

王の出自の記述にも反映しているとみてよいだろう。

英祖王の記述では、恵祖世主が普段「善を行ひ徳を積」んで、天がその努力に感応した結果として、英祖は生まれたと、考えられている。このようなことは、人と天との間に、感じ合うことがあるという考えの存在したことを示している。英祖王についての記述は典型的な天人感応思想が反映されているといえる。

### 3-2 「天日の子」英祖一祥瑞思想

前項では、天人感応思想についてみてきた。このような思想の影響下、特に天子と天の相関関係を重視する考え方が発生した。それは、①天子が有徳で善政を行う場合、その善政が天に通じて、天が祥瑞を下すという祥瑞思想。②逆に、天子が不徳で悪政を行う場合、天がその譴責として災異を下すという災異思想である。以下の英祖王と義本王の記述を通して、祥瑞思想と災異思想をみてみたい。

英祖王は常人と異なった出生譚を有している。それは、日光が母の懐に入る夢をみたことで生まれた点と、誕生時に一連の祥瑞現象が起こったとする点である。これらのことを通じて英祖の常人と異なる神秘的な性格を物語ろうとしている。

まず、第1の点は、恵祖世主の夫人が「日輪飛び來りて懐中に入る」夢をみて英祖を懐妊したとされている。このことで、当時の人々は英祖のことを「天日の子」と呼んでいた。

この点について、中国では、日輪が懐等に入る夢をみたことによって、帝王や有能な人間が生まれる話はよく聞く<sup>16</sup>。下に挙げる遼の太祖皇帝の例がそれである。琉球では、このような話は日光感精説話<sup>17</sup>と呼ばれている。しかし、これらの日光感精説話は殆ど民間レベルで伝わっていることに留意すべきである。例えば、奄美や喜界島等の話では、殆どユタの起源を語ったものである。帝王の誕生を語るために、日光感精説話をもとにしたのは、英祖王の話だけである。つまり、英祖王に関する日光感精説話は王権に関連づけられていることが特徴的である。

以下、英祖の誕生時に現れた祥瑞現象、及びその背後に存在している「天」の観念に注目したい。

英祖が生まれた時に、「祥光異彩、屋中より雲端に直透するを見、並びに異香屋に満つるや」というような異常現象が起こったことが記述されている。「祥光異彩」が屋中から「雲端」まで「直透」し、人の世のものとは思えない芳香が屋中に満ち溢れていたという。このような異常現象が祥瑞現象という。このことについて、蔡鐸本『中山世譜』では、「降生之日紫氣連天異香滿屋」と記している。

中国では帝王や有能な人が誕生する際に、めでたい現象があらわれるとされている。例えば、赤

<sup>16</sup> 『魏書』卷二、帝紀第二・太祖紀に「太祖道武帝諱珽昭成皇帝之嫡孫獻明皇帝之子也母曰獻明賀皇后初因遷徙遊于雲澤既而寢息夢日出室內寤而見光自牖屬天歛然有感以建國三十四年七月七日生太祖於參合陂北其夜復有光明」、『魏書』卷八、帝紀第八・世宗紀に「世宗宣武帝諱恪高祖孝文帝第二子母曰高夫人初夢為日所逐避於牀下日化為龍繞已數匝寤而驚悸既而有娠」、『宋史』卷四、本紀第四・太宗一に「太宗神功聖德文武皇帝諱炅初名匡又改賜光義即位之二年改今諱宣祖第三子也母曰昭憲皇后杜氏初後夢神人捧日以授已而有娠遂產帝於浚儀宮舍是夜赤光上騰如火間巷聞有異香」等がある。(『二十五史』藝文印書館據清乾隆武英殿刊本景印)

<sup>17</sup> 山下欣一氏は、「日光感精説話は北は喜界島から南は波照間島に至る琉球列島の北部に位置している奄美諸島に濃厚に分布しており、そのモチーフは昔話の中にもこれを多く見出すことができる。」と指摘している。(『奄美説話の研究』法政大学出版局 1979年 p188) 日光感精説話の研究について、山下欣一『南島説話生成の研究—ユタ・英雄・祭儀』1998年、『南島民間神話の研究』2003年 第一書房、福田晃「日光感精説話の重層性」(『南島説話の研究』1992年 法政大学出版局)等が挙げられる。

光（白光・祥光）、異香等がそれである。他に、龍・麒麟・鳳凰等の動物の出現、また景星・慶雲・甘露等が現れる現象等である。このような考え方は祥瑞思想、又は祥瑞説と呼ばれる。以下、一例をみてる。

『遼史卷一 本紀一』

太祖大聖大明神烈天皇帝、姓耶律氏、諱億、字阿保機、小字啜里只、契丹迭刺部霞瀨益石烈郷耶律彌里人。（中略）初、母夢日墮懷中、有娠。及生、室有神光異香、體如三歳児、即能匍匐。

（後略）（太祖大聖大明神烈天皇帝、姓は耶律氏、諱は億、字は阿保機、小字は啜里只なり。契丹迭刺部、霞瀨益石烈郷、耶律彌里の人。（中略）初め、母日の懷中に墮つるを夢み娠むあり。生まるるに及び、室神光異香あり、体は三歳の児のごとく、すなはち能く匍匐す。）<sup>18</sup>

上の記事は、『遼史』にみる遼の太祖皇帝、耶律阿保機<sup>やりつあぼき</sup>の誕生時の描写である。中国では他にも類似している話が多くみられる<sup>19</sup>。「母夢日墮懷中、有娠」（母は日の懷中に墮ちる夢を見て、懐妊）、「室有神光異香」（室内に神光及び異香があり）等の表現を見れば、英祖王誕生時の描写と非常に似通っていることがわかる。つまり、英祖王誕生についてのこの記述は、中国の史書が記載している帝王誕生に関する記述と極めて類似していることが指摘できるのである。

『球陽』の英祖王が誕生した時の「祥光異彩、屋中より雲端に直透するを見、並びに異香屋に満つるや」等の記述は、典型的な祥瑞現象であり、背景に祥瑞思想の存在していることを読み取ることができる。

祥瑞思想は天人感応に近い、天人相関の考え方から発展してきたものである。天人相関というのは、神格化される天と、人間世界との関連性が重視される観念である。祥瑞思想においては、天地間の自然現象と人間が営む社会現象との相関が重視される。これらのことがさらに発展し、人間の道徳性に応じて、天からのさまざまな指示として災異あるいは祥瑞現象が現れるのである。これらの現象は人間の道徳性に応じており、天の意志によって発生するものだと考えられている。ここでいう天人相関において、「天は、すべての人に感応するわけではない。天は、天命を降して統治を委ねた天子の行為に感応して瑞祥と災異を降すことにより、天子を造り出した責任を果たす。」<sup>20</sup>というのである。特に、帝王が道徳性を持っているかどうかは直接社会状況につながると考えている。

以上みてきた帝王の誕生の例以外に、新王者が王位に就く前等にもこのような祥瑞現象が起こるとされ、特に王朝交替の際に、禪譲や革命が行なわれる時にも祥瑞現象があらわれるとされている。例えば、周の武王の舟に白魚が飛び込んできた話は有名である。

王府編纂の文献にも同様な考え方がみられる。『中山世鑑』は、英祖王が義本王の禪譲を受けて治世を始める際に、「依テ、景星出、卿雲興」というような祥瑞現象が起こったと記述している。これは典型的な祥瑞思想の反映であるといえる。

『中山世鑑』、『中山世譜』、『球陽』における英祖王の出自に関する記述からみれば、少なくとも、知識人、支配階層の人々が、祥瑞思想のような「天」の観念を熟知していたことが指摘できるだろう。

<sup>18</sup> 島田正郎『遼史』中国古典新書 明德出版社 1975年 p23

<sup>19</sup> 『宋史 本紀第一 太祖一』に「太祖、宣祖仲子也、母杜氏。后唐天成二年、生于洛阳夹马营、赤光绕室、异香经宿不散。」がある。

<sup>20</sup> 渡辺義浩『儒教と中国「二千年の正統思想」の起源』講談社 2010年 p42

### 3-3 義本王の禪讓—災異思想

前の項では祥瑞思想をみてきた。ここではそれと反対に、天子の失政や不徳な行為に対して、「天」が日食・地震・旱魃・洪水などの災害・異変の形で罰を下すという災異思想をみてみよう。

英祖王の誕生時に、「天」からのしるしとして一連の祥瑞現象が伴っていたことはすでに述べた。さらに、彼が国を治めると、「饑疫俱に止み、人心始めて安し」となった事が記されている。これらの記事は英祖王が王位にふさわしい人物であることを強調している、と読みとれる。英祖の有徳と治世の功績は「天」と通じ合い、「天」が人間界の疫病や飢饉を止ませた、と理解されるのである。さらに、「天」が英祖の善政を褒めて、「依テ、景星出、卿雲興」(『中山世鑑』)という祥瑞を下した。

では、なぜ飢饉や疫病等の災害が起こっただろうか。このことについて、義本王の禪讓に関することを考察したい。

#### 『中山世鑑』巻1 淳祐九年己酉義本王御即位

義本王ハ、舜馬順熙第一ノ王子也。南宋開禧二年丙寅ニ、御誕生。四十四歳ニテ御即位。其明年、天下大ニ飢饉。次ノ年ヨリ打続、疾疫有テ、人民半ハ、失ニケル間、君大ニ歎キ思召シ、群臣ヲ被レ召、宣ケルハ、(中略)今ノ疫癘ハ、併、朕ガ不徳ニ、依ルベシ。天下、天下之天下、非ニ一人之天下、ト云ナレバ、誰ニカ、家國ヲバ可レ讓。ト問給ケレバ、群臣咸、恵祖世主ノ嫡子、英祖ヲゾ、擧ニケル。(中略)依テ、景星出、卿雲興、疾疫、止ニケリ。英祖、攝レ政給事、七年ニシテ、義本王、在位十一年、御五十四ニシテ、御位ヲノガレテ、英祖ニゾ讓リ給。(後略)<sup>21</sup>

上は『中山世鑑』にみる義本王の禪讓に関する記述である。同様な内容は、蔡鐸本『中山世譜』、蔡温本『中山世譜』、『球陽』にも記されている。特に、蔡温本『中山世譜』の記述は『球陽』とほぼ同じである。以下、『球陽』の記述に基づいて分析を行う。

#### 『球陽』巻1-15 十一年、王、饑疫並行するを以て、位を英祖に讓る。

王、位に就くの後、饑饉頻りに加はり、疫癘大いに作りて、人民半ば失ふ。王、大いに驚き群臣を召して曰く、先君の世は国豊にして民安し。今、予、徳無く饑疫並行す。是れ天の棄つる所なり。予、位を有徳に讓りて退かんとす。卿等、我が為に之れを挙げよと。群臣僉曰く、恵祖世主の嫡子、名は英祖、生るに瑞徴有り、聖徳大いに著はる。国人之れを尊ぶと。王、大いに喜び、英祖を召して国事を摂せしむ。果然疫止み年豊なり。政を摂すること七年、人心皆之れに帰す。宋の宝祐七年己未、王、英祖に諭して曰く、予天の棄つる所と為り、民半ば失ふに致る。今、汝政を乗るに、年豊かに民泰し。乃ち天の眷みる所なり。宜しく大統を承け民の父母と為るべしと。英祖固く辞す。群臣皆之れを勧む。王、遂に位を英祖に讓りて隠る。其の隠る処、今考ふべき無し。<sup>22</sup>

義本王が王位についた後、「饑饉頻りに加はり、疫癘大いに作りて、人民半ば失ふ」という状況に

<sup>21</sup> 前掲『中山世鑑』 p25

<sup>22</sup> 前掲『球陽 読み下し編』 pp. 100~101

陥ったという。その原因について、義本王は「予、徳無く饑疫并行す」と考えている。統治者の不徳が原因で、「天」の意志の現れとして「饑疫并行」という状況が現れたとしている。天子の失政や不徳な行為に対して、「天」が災害・異変の形で罰を下すという災異思想は前に触れた。すなわち、支配者が徳性を持たない場合、「天」がその怒りの表現として飢饉や災害疫厲などの災異をひきおこし、天子を譴責するのである。

儒教の重要な文献『春秋繁露』に「災者、天之譴也、異者、天之威也。譴之而不知、乃畏之以威、詩云、畏天之威、殆此謂也。凡災異之本、尽生於国家之失、国家之失乃始萌芽、而天出災害以譴告之。」<sup>23</sup>がある。つまり、災は「天」の譴であり、異は「天」の威であると解釈し、災害や異変の根源は「天」にあるとされている。災異現象の発生と「天」の関連性を示したものである。この災異思想も祥瑞思想と同様に天人相関の考えから発展してきたものである。「天」は王の徳性に対して祥瑞や災異を下すわけである。

義本王についての記述からは典型的な災異思想に基づいた考え方が読み取れる。義本王は自分の治世は「天の棄つる所なり」と自ら責めて、ついに、「位を有徳に譲りて退かんとす」と決めた。

一方、英祖王の治世は「乃ち天の眷みる所なり」と考えられていて、義本王の治世の「天の棄つる所なり」と鮮明な対比となって記されている。この部分について、蔡温本『中山世譜』も同じように「予为天所棄」、「乃天之所眷也」と記述している。「天」は「人間全体のなかから善徳を積みかさねた者を天子に選ぶこと」<sup>24</sup>ができる。英祖は選ばれた人物として天下を委ねられた。両者の記述から、王の治世は「天」からの承認が重要視され、その命令に従わなければならないという天命思想が窺える。天子（すなわち国王）は天の意向に従って王位につくものであり、これが天命を奉じることだと考えられているのである。ここでは義本王も、英祖王も天命に従ったのである。現象的にみれば、天命を受けるということは、皇帝まで登るという場合もあるし、上の地位から下位へ降格されることもあるわけである。「天」は「地上の支配者に対して恩寵と威罰との両面的な働きをとげる」<sup>25</sup>のである。

『球陽』の義本王に関する記述についての前半部分は災異思想が表現された部分であり、後半部分の英祖王が政治を摂った記述については、天人感応思想が表現された、英祖王を讃えた説話といえる。そして、義本王の禪讓の記述、英祖王が禪讓を受けて王位に就いた記述は、両方ともに天命思想を反映したものである。以上二つの英祖王と義本王の説話全体は、災異思想と天人感応思想、天命思想を利用した「天」の觀念の表明になっている、と言える。

以上、英祖王の誕生や出自及び義本王の禪讓の記述について考察した。英祖王についての記述には祥瑞思想に基づく「天」の觀念が強く反映しており、義本王の記述には災異思想に基づく「天」の觀念がはっきり読み取られる。さらに、禪讓する義本王も、王位を受け継ぐ英祖王も、天命を奉じていると考えられ、両方の記述ともに天命思想が窺える、と言えよう。

#### 4 察度王の出自と天人女房譚

察度王に関する記事は琉球側の文献だけではなく、中国側の史料『明実録』にも「中山王察度」

<sup>23</sup> 『春秋繁露』巻第八「必仁且智第三十」文淵閣『四庫全書』原文電子版 経部春秋類 118 武漢大学出版社 1997年

<sup>24</sup> 溝口雄三・池田知久・小島毅『中国思想史』東京大学出版会 2007年 p16

<sup>25</sup> 金谷治『中国古代の自然観と人間観』金谷治中国思想論集・上巻 平河出版社 1997年 p231

と、その名が記録に残されている。このように、察度王は琉球歴史上、その実在が確認できる最初の王として知られている。彼は初めて中国の明に使者を送り、正式に朝貢関係を結び、積極的に中国と交流を行った人物である。

### 『球陽』巻1-26 附紀 察度王伝説。

奥間大親は何人の後裔なるやを知らず。常に農を以て業と為す。家貧にして娶ること能はず。一日、田を耕し、帰りて森川(泉名)に至り、手足を洗ふ。一婦女の泉に臨みて沐浴するを見る。容色絶倫なり。(中略) 婦女之れに直告して曰く、妾は乃ち天女なり。下界して沐浴す。今已に飛衣盗まれ、天に上ること能はず。(中略) 大親、就ちに其の衣を把りて、深く倉内に蔵す。日去り月来り十余年を歴、一女一男を生む。其の女子稍長じて、其の衣を蔵するの処を知る。(中略) 母聞きて大いに悦び、夫の亡きを窺ひ、倉に登りて之れを視るに、果して櫃中に蔵し稻草を以て之れを蔽ふ。即ち飛衣を着して天に上る。大親及び女兒、皆各面を挙げて天を仰ぎ、放声慟哭す。天女も亦留恋捨て難く、再三飛上飛下し、終に清風に乗じて飛び去る。其の男子は即ち察度なり。(後略)<sup>26</sup>

記事の内容を確認しよう。奥間大親という人は森川で水浴びをしている天女と出会った。彼は天女の羽衣を隠し、天へ戻れなくなった天女と夫婦になり、一男一女を生んだ。しかし、その後、天女は羽衣を見つけて、ついに天へ戻ったという。その男子は成人後、勝連按司の娘と結婚し、次第に国人の信望を得て最終的に王位に就いた。その男子こそがすなわち察度である、という内容である。同じ話が『中山世鑑』、『中山世譜』にも記されている。

察度王の母が天女であることがこの物語の中で最も注目される。『中山世鑑』には、「察度王ハ、浦添間切謝那村、奥間ノ大親ガ、一男子也。母ハ天女也。」と記している。蔡温本『中山世譜』にはさらに「母、天上神女也」と記述されている。本来、国王であろうとも母が天女であることはありえない話ではあるが、この記事では敢えてこれを探り、察度王の出自を神聖・神秘化していることがわかる。察度も舜天や英祖と同様に、新しい時代を作り出した英雄として、高貴・非凡な出自が求められていたからであろう。

沖縄では天人を女房にする話がよく知られている。このような人間と異類とが結婚する、という話は世界中に広く分布している。例えば、中国の七仙女と董永の話<sup>27</sup>、日本の余呉湖羽衣伝説が有名である。

このような「天人女房譚」は、他に『琉球国由来記』巻十二一三十八「銘刈子祠堂」、『琉球国旧記』巻六一二「茗刈子祠堂」、『中山世鑑』巻二一「察度王」条、『中山世譜』巻三一「察度王附紀」にも収められている。また、『琉球国旧記』巻六一三十四「恵帽子井嶽」には、天女は子供を連れて天に昇って、男だけが残されたという「離別型」の「天人女房譚」も見られる。また、『琉球国由来記』巻十三一五十六「浜ノ御殿 神名 アマオレツカサ」に、浜ノ御殿という御嶽はかつて天女が

<sup>26</sup> 前掲『球陽 読み下し編』 pp. 103~104

<sup>27</sup> 「七仙女と董永」の話は民間伝承では様々なバリエーションがある。これは七夕縁起譚として知られている「牛郎と織女」の話としばしば混淆して語られている場合が多い。『捜神記』に見られる「七仙女と董永」の話の中で、七仙女のことを「天之織女」と記している。

降りてきた場所であると記されている。その神名「アマオレツカサ」は天から降りる神女を意味し、神聖な存在であることが強調されている。さらに、同巻十三一五十八「オヤガワ」の項に、オヤガワという井戸があり、浜の御殿に降りてきた天女が出産の時に使った産井である、と記している。これらの記述から、琉球にはかなりの天女譚が伝わっていることが十分に窺える。

琉球の天人女房譚の研究では、天女と神女との関連性について論じられているものが殆どであり、天女と王権との関連性についてはあまり言及されてこなかった<sup>28</sup>。察度王をめぐる天女譚は王権と結び付けられている。そして『球陽』や『琉球国由来記』における銘苺子の話を見てみれば、実は銘苺子の話も王権、王家と関連付けられていることがわかる。『琉球国由来記』巻十二の三十八「銘刈子祠堂」に「彼女子、尚真王為夫人」と記述されており、銘苺子と天女の間に生まれた長女は、のちに尚真王の夫人となったという。国王になった察度に対して、銘苺子と天女の間に生まれた娘は国王の夫人となったのである。両者をめぐる天女譚は王権に関連付けられている点においては類似しているといえる。

ここで、考えなければならないのは本来、民間説話の天人女房譚が王府編纂の歴史書に記され、さらには、実在した察度王の出自を語るために利用されたことである。琉球の天女伝承と王権について、島村幸一氏は、銘刈子と察度の伝承は王統系譜に繋がる天女伝承であり、「エボシカワ」等の伝承は聞得大君の霊力へ繋がる天女伝承であると指摘し、最後に「天女伝承が意味するものは、王権の時空を考える上で興味深く、魅力的な課題を我々に与える。」<sup>29</sup>と問題提起している。しかし、その詳しい関連性について触れてはいない。

注目すべきことは「天女」等の語で、「天」の要素が登場していることである。特に民間に伝わる「天人女房譚」が察度王、尚真王等を代表とする、いわゆる支配層にも利用されていることは重要である。天女は天上世界にいるため、神聖な存在であると思われており、天女すなわち天人の後裔も当然一般人より優れている資質を持っていると考えられた。「天人」「天女」等の語で示すように、「天」に対して一種の敬畏の感情、言い換えれば「天」の観念が背後に存在していたからこそ、このような伝承が正史に取り入れられたのだろう。

ここまで、天孫氏、舜天王、英祖王、察度王という一連の国王についての説話・記事を見てきた。これらの中で、舜天、英祖、察度についての記述（あるいは歴史的功績）には共通点がみられた。例えば、三人とも新しい王統を創り上げて、それぞれの初代国王として歴史に名を残した。さらに、三人の出自はそれぞれ異なるが、いずれも尋常ではなく、神秘的な色彩に覆われていた。舜天は「天に逆」ふ逆臣利勇を滅ぼし、民心民意に応え、王位についた。英祖は「天日の子」として生まれ、優れた資質を持っていた。彼の治世によって、義本の世で起こった「飢疫」は俱に止んだ。また、

<sup>28</sup> 福田晃氏は察度王をめぐる天女譚について、「その伝承は、すでに〈巫祖伝来〉を説く祝女たちの世界から離脱したものとなっている。」「察度王出自は、天人女房譚によって、超人間性を主張する」という。また、天女と神女との関連性について、「南島における天人女房譚は、聖なる川・泉に抛って神拝みに従う神女・祝女・巫女の姿と深くかかわって伝承されてきたと言わねばなるまい」と指摘している。『南島説話の研究』法政大学出版局 1992年 pp. 301～313 また、福寛美氏は『沖縄（琉球）の女神小事典』（『アジア女神大全』青土社 2011年）において、天女と聞得大君との関連性について述べている。君島久子氏は「天女の末裔—創世神話にみる始祖伝説の一形態—」（『民間説話の研究』同朋舎 1987年）の中で、察度王をめぐる天女譚を挙げているが、天女と王権との関連性については特に触れていない。

<sup>29</sup> 島村幸一「琉球船、土佐漂着資料にみる伝承の記事をめぐる—二つの天女伝承を中心に—」（『奄美沖縄民間文学』第11号 2012年） p62

察度は天女の子として生れ、歴史上有名な盛世を作り上げた。これらの王府編纂の文献の記述に、「天人感応思想」「祥瑞思想」「災異思想」「天命思想」等の「天」の観念が背景にあることが重要である。王府は歴史書を作る際に、各王朝交替の正当性を示すために、「天」に関わる観念や考え方を利用していたと言えよう。

## 5 尚巴志の三山統一と易姓革命思想

尚巴志は「沖縄史上はじめて出現した統一国家第一尚氏王朝の確立者」<sup>30</sup>である。『球陽』の尚巴志に関する記述を見てみよう。

### 『球陽』巻2-74 附紀 尚巴志、一統の治を致す。

(前略) 巴志は人と為り、胆大にして志高く雄才世を蓋ふ。(中略) 巴志、諸臣に謂ひて曰く、琉球は開闢より以来一王世を治む。山南・山北は皆仮王なり。今、中山王徳を失ひ政を廢す。何れの時に二山を平げ、一統の治を致すを得んやと。諸臣皆曰く、武寧王徳を失ひ国勢日に衰へ、山南・山北強暴益々甚だし。是れに由りて之れを觀るに、武寧王は民を救ふの主にあらず、乃ち国を傷ふの(虫宜)虫なり。請ふ、先づ中山を伐ちて以て基業を建て、然る後二山を平げて以て社稷を安んぜよ。是れ万民の幸、天理の順なりと。(中略) 諸按司、巴志を推して君と為す。巴志固く辞し、父思紹を奉じて君と為し、自ら能く父王を翼輔し、政を興して理治す。臣民及び諸按司皆服す。後山北を滅し、遂に山南を平げて以て一統の治を致す。<sup>31</sup>

記事をみると、尚巴志は舜天、英祖、察度のような尋常ではない出生譚は有していないが、その性格は「胆大にして志高く雄才世を蓋ふ」と描かれている。そして、父を継いで佐敷按司となった。つまり、尚巴志が希世の英雄であることが強調されている。さらに「英明神武にして擎天の翼有り」と、他の地域の有力な按司たちに評価された、と続く。これらのことについて『球陽』は、彼こそ三山を統一できる人物と主張しているようである。

武寧王の統治がはじまると「徳を失ひ国勢日に衰へ、山南・山北強暴益々甚だし」い状況となってしまう。要するに「爾よりして後殆んど百年に及ぶも兵戦息まず、生民塗炭」というような乱世の中で、希世の英雄、尚巴志の出現が求められていたことが強調される。特に、武寧王は「徳を失ひ、政を廢し」、山南、山北の勢力は増大しつつあった。そのような状況の中で、武寧王は「民を救ふの主にあらず、乃ち国を傷ふの(虫宜)虫なり」と評価され、民心民意がすでに武寧王より離反していたと述べている。

これと反対に、尚巴志は「二山を平げ、一統の治を致」し、「民を水火の中より拯」う正義の行為をなし、まさに民心民意に応え、三山の統一を達成した、と記されている。さらに重要なのは、尚巴志の「先づ中山を伐ちて以て基業を建て、然る後二山を平げて以て社稷を安んぜ」という行為を、『球陽』が「万民の幸、天理の順なり」と考えていることである。つまり、尚巴志が不徳な武寧王を倒し、三山鼎立の乱世を平定したことは天理に順ったことと考えられた事が窺えるの

<sup>30</sup> 高良倉吉『琉球の時代—大いなる歴史像を求めて—』 筑摩書房 2012年 p96

<sup>31</sup> 前掲『球陽 読み下し編』 pp.117~118

である。天理というのは、もともと中国の思想用語であり、「天の條理。萬事萬物が調和を保つ自然の條理。天道。天倫。」<sup>32</sup>をいう。このことについて、『中山世鑑』では、「偏へニ中山王ノ徳、天理ニカナヒ、御坐ケルニ依テ、天ヨリ與へ給へヌラントゾ、人々申合レケル。サテコソ、琉球國、又、一統シテ、目出度御代ニハ、成リテケリ。」と記している。

武寧王は自らの不徳によって民心に背かれ、ついに国家を統治する権力も失ったのである。この時に天意に従って、万民を拯う英雄が登場し、王朝交替がなされ、新王朝ができたとされるのである。これは易姓革命思想である。易姓とは姓をかえること、革命とは天命を革めること、易姓革命とは王朝交替のことである。中国では、天子は天命を受けて、徳を以て天下を統治する。もし天子が不徳であれば、統治の権力が奪われ、天命が<sup>あらた</sup>革まる。これは「『革命』の理論の真髓」<sup>33</sup>である。

この易姓革命思想の根拠は天命思想にある。舜天、英祖、察度の時と同様に、尚巴志の即位に関する記述には易姓革命の原理が用いられているのである。このことについては、高良倉吉氏も「いずれも前王統の治世が乱れたためそれを正す役目を果たし、ついには衆人に推されて王位に登ったとする中国の易姓革命流の説明がなされていることだろう。」<sup>34</sup>と指摘している。

尚巴志の三山統一は「天理の順なり」と強調されたが、その根本には彼が天命を奉じて王位に就いたことを強調する意図があっただろう。

尚巴志の登場については、史学的な観点から解釈する機会が多い。尚巴志が王位についたことについて、高良倉吉氏は「舜天・英祖・察度の時と同じように、ここでもやはり易姓革命流の真実にもとる道徳的歴史叙述を重ねているが、ことからの真相は、正史のいうのとは正反対に、尚巴志による中山王位の篡奪と見るべきだと思う」<sup>35</sup>と述べている。高良氏の指摘する問題は、歴史的事実の問題である。歴史の真相がどうなっているかは一旦おいて、ここでは、「天命」思想は天の命を奉じて王位に登る場合を指すこともあり、これと反対に、王権篡奪を正当化するために利用される、政治的なイデオロギーでもあることに注目したい。つまり、尚巴志が王権を篡奪したのは歴史の事実であっても、その篡奪を正当化するために、「天命」思想が利用されたことは明らかであろう。王府は易姓革命、天命思想等の「天」の観念を意識しながら歴史書を編纂したといえるだろう。支配層にはこのように「天」の観念がかなり浸透していたことが窺えるのである。

## 6 「龍鳳之姿天日之表」—尚円王

### 『球陽』巻3—123 附紀 尚円王伝説。

(前略) 忽ち一人の老臣の鶴髪雪の如き有り、身を挺し班を出で、高声に言ひて曰く、国家は乃ち万姓の国家にして一人の国家に非ず。吾、先王尚徳の爲す所を觀るに、暴虐無道、祖宗の功德を念はず、臣民の艱苦を顧みず、朝綱を廢し典法を壞つ。妄りに良民を殺し、擅に賢臣を誅して国人胥怨む。天変累りに加はり自ら滅亡を招く。此れ天の万民を救ふ所なり。幸に今、御鎖側官金丸は寛仁大度、更に兼ぬるに恩徳四境に布き、民の父母たるに足る。此れ亦天の我

<sup>32</sup> 諸橋轍次 『大漢和辞典』縮写版第三卷 大修館書店 1974年 p514

<sup>33</sup> 王柯 『「天下」を目指して—中国 多民族国家の歩み—』 図説中国文化百華 第13巻 (農山漁村文化協会 2007年) p22

<sup>34</sup> 前掲高良倉吉 『琉球の時代—大いなる歴史像を求めて—』 p50

<sup>35</sup> 前掲高良倉吉 『琉球の時代—大いなる歴史像を求めて—』 p85

が君を生ずる所なり。宜しく此の時に乗じて世子を廢し、金丸を立て、以て天人の望に順ふべし。何ぞ不可なること之れ有らんやと。言未だ畢らざるに、滿朝の臣士、声を齊しくして允諾す。(中略) 金丸、已むを得ず、天を仰ぎて大いに嘆じ、竟に野服を脱ぎて竜衣を着し、首里に至りて大位を踐む。而して中山、万世王統の基を開く。(後略)<sup>36</sup>

尚円王は第二尚氏王統を開創した初代国王である。『球陽』は「生得、徳威儼然として竜鳳の姿・天日の表有り」<sup>37</sup>と記している。「龍鳳之姿」とは「衆に優れた相貌。貴人の相。天子となるべき人相。」(『大漢和辞典』)の意味で、「天日之表」とは「四海に君臨すべき人相」(『大漢和辞典』)という意味である。いずれも常人と異なる資質の持ち主であり、つまり天子となるべきことが強調されている。両方の表現とも「尚円王が王になる前の『瑞相』についての表現」<sup>38</sup>であると考えられる。

「龍鳳之姿天日之表」という表現は中国古典文献にみられ、とくに天子になる兆として使われる<sup>39</sup>。ここで、王統の開祖として非凡な出自が求められる点においては、尚円王は舜天王、英祖王、察度王と共通しているといえるだろう。

さらに、蔡温本『中山世譜』に、尚円王には即位する前にいろいろな不思議なことが起こっていたと記している。例えば、「民田旱涸。王田水盈。」「島民嫉忌。屢欲殺之。王雖孤窮。終不能加害。」「受仕于尚徳之朝者、多被殺戮。王獨屢諫。不見殺。」等々一連の奇事が挙げられている。村民の田圃が旱涸している時、尚円の田圃だけは水が豊盈している。これはやはり「天」に恵まれている事をあらわしたというべきだろうか。村民はこの事を嫉妬し、尚円を殺害しようとしていたができなかったという。また、不徳の尚徳王に進言する忠臣は殆ど殺害されたのであるが、進言したにもかかわらず尚円だけが無事だったという。これは、尚円が「天」によって加護されていることを述べている。そして記事の最後に「嗚呼。非天命之主。烏能如是也哉。」とまとめている。天命思想に基づいた「天」の観念が明確に示されている。ここでの「天命」は天からの命令、「天」の意志という意味である。つまり、尚円王の記述から、国王が天命を以て天下を統治するという天命思想が読み取れるのである。尚巴志の「易姓革命」による事例と比べて、尚円は「天」と「人」の望みに従って王位に就いた。

尚円王は如何にして第二尚氏王統を開創し、王位に就いたのかを見てみよう。まず、尚徳王が「暴虐無道」であると指摘され、このままでは必ず「天変累りに加はり自ら滅亡を招く」と、天罰を受ける結末になるはずであることを述べている。この記述から、施政者の不徳によって、「天」から異変等の形で罰を下され、それでも悔い改めないと、「天」から滅ぼされるという天人感応の考え方が明らかに読み取れる。

そこで、尚円王のような「寛仁大度、更に兼ねるに恩徳四境に布き、民の父母たるに足る」人が出てきたことは、まるで「天の万民を救ふ所なり」とする。さらに、尚円王の存在と出現は偶然ではなく、むしろ「天の我が君を生ずる所なり」と、必然性を持っていると考えられている。このこ

<sup>36</sup> 前掲『球陽 読み下し編』p135

<sup>37</sup> 前掲注3書。p134

<sup>38</sup> 呉海燕 「琉球における漢文史書の研究—首里王府の史書編纂の特性と漢文文化の受容を中心に—」平成22年度沖縄県立芸術大学大学院 芸術文化学専攻後期博士論文 p213

<sup>39</sup> 『旧唐書・太宗紀上』には唐太宗について、「龍鳳之姿、天日之表、年將二十、必能濟世安民矣。」と記述されている。

とについて、蔡温本『中山世譜』は「此天之所救萬民也」、「此亦天之所生我君也」と記している。ここの記述から、「天」は有徳者に天命を下す、統治の権力を委ねるという考え方が読み取れる。記事の中で述べているように「宜しく此の時に乗じて世子を廃し、金丸を立て」、要するに革命を起こし、万民を救うことは何より義であるとしている。不徳の先王を討伐し、新しい王朝を作るのは、「天人の望に順ふ」ことと考えているのである。

尚円王に関する記述にも「天の万民を救ふ所なり」「天命の主に非ざれば」等の「天」の要素がたびたび登場していることは明らかであろう。とくに、尚円王が王位に登ることを記す記事に、天命思想等の「天」の観念を窺うことができることが重要であろう。

また、尚円王の後、その弟である尚宣威が即位したが、在位わずか6ヶ月で退位し、退隠したという。その退位の原因等について『球陽』は以下のように記している。

### 『球陽』巻3-140 尚宣威、尚真幼沖の故を以て、権りに大位に登る。

(前略) 頃間アリテ諸神託宣する有り、世子尚真を以て君と為すと。尚宣威、託言を聞き諸臣に謂ひて曰く、尚真、幼沖なりと雖も、誠に是れ命、世の真主なり。爾等宜しく心を同じくして輔翼し、以て邦家を保つべし。我は其の命に非ず。強ひて大位を踐めば、恐らくは天に戻る事有らんと。遂に尚真を奉じて君と為す。而して在位六個月にして越来に退隠す。<sup>40</sup>

上の記事は、尚宣威の退位の原因について記しているものである。それは、神の託宣により、尚真を国王にするべきということである。そして、尚宣威は、その託言を聞いて、自ら王位を譲ったのである。彼は自分が「其の命に非ず」、尚真は「誠に是れ命、世の真主なり」と考えたのである。さらに、尚宣威は自分が強いて王位についたら、「恐らくは天に戻る事有らんと」と言っていた。

これらの記述をみれば、ここの「命」はすなわち「天命」を指していることがよくわかるだろう。そして、天子は、すなわち国王は「天」の命で天下を統治するという「天命」思想がつよく反映しているといえる。

## 7 まとめ

以上、王府編纂文献における天孫氏王統の天孫氏、舜天王統の舜天王、英祖王統の英祖王、察度王統の察度王、第一尚氏王統の尚巴志王、第二尚氏王統の尚円王の誕生や出自等に関する記述を見てきた。彼らはそれぞれの王統において開祖として重要な位置を占めていたが、彼らの誕生や出自等の記述に「天」に関わる言葉や文章等が必ずと言ってよいほど登場していることが分かった。さらにこれらの「天」の要素の考察を通して、「天人感応思想」「祥瑞思想」「災異思想」「天命思想」「易姓革命思想」等、「天」の観念が存在していたことを明らかにしてきた。

天孫氏が琉球開闢神話に登場し、天帝子の長子としては、「国ノ主ノ始」となったとする記事を対象として分析した。琉球開闢神話の中で「天帝」「天城」「天神」等の「天」に関わる語は重要である。王の起源と王権の正統性を強調するために、「天」の観念が重要な役割を果たしたことを明らかにした。

<sup>40</sup> 前掲『球陽 読み下し編』p142

舜天王の記述においては、彼が天命を奉じて、逆臣利勇を滅ぼして王位に就いたこととする記事を対象として分析した。そして、「天」は一切を主宰する超越的な人格神として存在し、人間を含め、みな「天」の意向に従わなければならない、特に天子は天命を授けられて、「天」の「徳」を以て天下を治める、という天命思想が反映されていることを明らかにした。王位の継承には「天命思想」が重要な役割を果たしており、「天命思想」は中国における重要な政治思想の一つであり、このような「天」の観念が王府の歴史書編纂に多大な影響を及ぼしていることを明らかにした。

英祖王の記述においては、まず、英祖の父、恵祖世主が善行を積むことが「天」に通じ、「天」はその善行を嘉し、英祖を授けることにしたという記事を取りあげた。そして、そこには天人感応思想が反映されていることを指摘した。天人感応（それと近い意味で天人相関、天人合一等ともいう）思想とは、「天」と人との間には、相互に感じ合う関係があるという考え方であり、「天」と人との相関関係が重要視されるもので、中国人の生活思想にも広く浸透した観念である。この天人感応思想を以て、「天」と天子（人間）の相関関係を表す考え方は祥瑞思想と災異思想である。祥瑞思想と災異思想は天人感応思想の表裏の表現であると理解してもよい。統治者が有徳で善政を行えば、「天」がそれを褒める証として、祥瑞を下す。逆に、統治者が不徳で悪政が行われれば、「天」は災異を下す。この部分について、英祖誕生時の記述と義本王禪讓の記述についての考察を以て論を進めた。この中で、英祖が誕生時に伴った「祥光異彩」、「異香満屋」という異常現象は祥瑞現象であり、そこに祥瑞思想が反映されたことを明らかにした。次に、英祖の即位の背景となる義本王的禪讓について考察した。義本王は飢疫の原因が自分の不徳にあり、さらに自分の治世は「天の棄つる所なり」、英祖王の治世は「乃ち天の眷みる所なり」と考えている。そこに災異思想が反映されていることを明らかにした。英祖王誕生の記述にみる祥瑞思想と義本王禪讓の記述にみる災異思想は、鮮明な対比となって記されていることが分かった。

察度王の記述においては、民間説話レベルの天人女房譚が王府編纂の歴史書に記されていることを取りあげた。そして、これが実在した察度王の出自を語るために用いられたことは、「天」に対して一種の敬畏の感情、つまり「天」をめぐる観念が支配階層に存在していたことを指摘した。

尚巴志の記述においては、彼が不徳の武寧王を倒し、天理に順って三山を統一したことについて考察した。そこには、有徳者が天命を受け、不徳者が天命を失い、さらに革命によって滅ぼされる、易姓革命思想が反映されていることを明らかにした。また、易姓革命思想の中核は天命思想であることを強調した。

尚円王の記述においては、彼が暴虐の尚徳王を滅ぼして、「天人の望に順」って王位についたことについて考察した。この中で、尚円王は「天の我が君を生ずる所なり」「天命の主」であると記述され、そこに天命思想がつよく窺えることを明らかにした。また、尚宣威王に関する記述にも、「恐らくは天に戻るに有らんと」というような表現が見られ、これも典型的な天命思想の現れであると考えられる。

このようにして、天人感応思想と、その一表現である祥瑞思想、災異思想、そして易姓革命思想、その中核である天命思想の存在を明らかにしてきた。これらのことはいずれも「天」に関わる考え、認識であり、本節ではこれらを「天」の観念とまとめた。

これまで、特に歴史研究においては、舜天王をはじめ尚円王までの歴代王統では、易姓革命を以て王統の交替を実現した、という観点がしばしば述べられてきた。しかし、易姓革命の中核思想で

ある「天命思想」については、殆ど言及されてこなかった。渡名喜明氏は『中山世鑑』に記されている舜天・英祖・察度三王統について、「始祖はヤマトや天等の外部から訪れ、帰還する異様な外来者と地元＝地上の女性（または男性）との間に出来た子供である」<sup>41</sup>という特徴を指摘している。この中で「天」は外部という観点から捉えられているが、「天」についてそれ以外の視点からは述べられていない。本稿では、歴代国王の出自等の記述の考察を通して、先行研究の説く易姓革命思想に触れた上で、その中核である「天命思想」、さらに「天人感応思想」「祥瑞思想」「災異思想」等、「天」の觀念の諸相の存在及びその重要性を明らかにしてきた。

言い換えれば、各王朝の交替を説明する王府編纂文献にとっては、「天」の觀念はとても重要、かつ不可欠なものとなっている、といえる。これらの「天」の觀念は、王府編纂の歴史書に活用された。王統の正統性を語るために、これらの「天」の觀念が必要とされたことは明らかであろう。琉球国時代には、特に支配層、権力層に「天」の觀念が存在し、意識されていた実態が指摘できよう。また、英祖王の誕生をめぐる祥瑞思想、義本王の禪譲をめぐる災異思想等、中国の国家統治に用いられた天人相関の政治思想を、首里王府は有していたことを指摘したい。

以上みてきた「天」の觀念と各国王の出自等の記述との相関関係を表1にまとめた。

表1 「天」の觀念と各国王の出自記述の対応関係表

[天]の觀念 [天]の要素 国王	天人感応思想		天命思想	易姓革命思想
	祥瑞思想	災異思想		
舜天	—	—	「天命を奉じ」「天に逆ひて位を奪ふ、」	「天人の怨に謝せん」
英祖	惠祖世王は「善を行ひ徳を積む」「其の妻、日輪飛ひ來りて懷中に入るを夢見」「祥光異彩、屋中より雲端に直透するを見、并ひて異香室に満つるや、」	—	「命を奉じ、登りて國政を攝するに、饑疫俱に止み、人心始めて安し」	—
義本	—	「子、徳無く饑疫并行す。是れ天の棄つる所なり」	「汝政を乗るに、年豊かに民泰し。乃ち天の眷みる所なり。」	—
察度	—	—	—	「母、天上神女也」
尚巴志	—	—	—	「是れ万民の幸、天理の順なり」
尚円	—	—	「龍鳳之姿天日之表」、「天の万民を救ふ所なり」、「天の我が君を生ずる所なり」	「天人の望に順ふ」
尚宣威	—	—	「我は其の命に非ず。強ひて大位を錢めば、恐らくは天に戻ること有らんと」	—

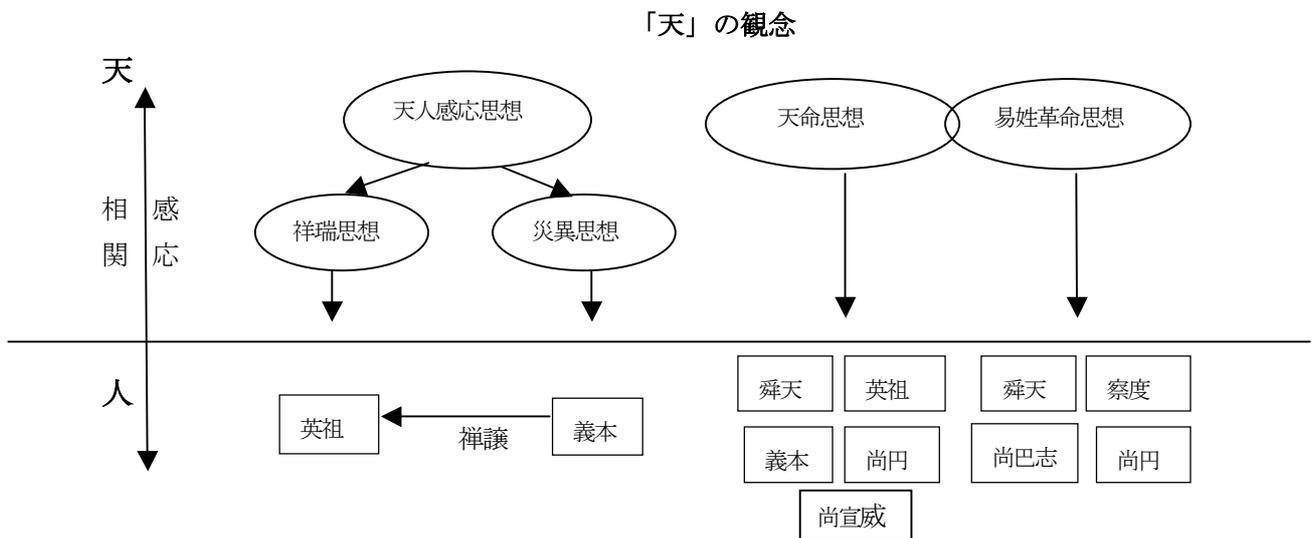
表の一番上は王府文献に見られる「天」の觀念であり、左は各王統の国王名であり、真ん中には各国王の出自の記述に見られる「天」を含む語や文章である。このような「天」の要素は王府文献の中で、とくに国王の出自記述によく登場している。また、表をみてわかるように、舜天王の記述に「天命思想」、「易姓革命思想」、英祖王の記述に「天人感応思想」、「祥瑞思想」、「天命思想」、義本王的記述に「災異思想」、「天命思想」、察度王の記述に「易姓革命思想」、尚巴志の記述に「易姓革命思想」、尚円王の記述に「天命思想」、「易姓革命思想」、尚宣威王の記述に「天命思想」がそれ

<sup>41</sup> 渡名喜明「神話・伝説に見る琉球王権の位相—記紀王権と比較して」『王権の位相』 弘文堂 1991年 p286

ぞれ反映されている。

つまり、一人の国王の誕生と事績をめぐる記述の中に、複雑な「天」をめぐる観念が重なり合い、同居していることがよく分かる。言い換えれば、一つの記述の中で、いくつかの、複雑な繋がりをもつ「天」の観念が矛盾なく、条理的に共存している、ということになる。これは、王府また編纂者たちがこれらの「天」の観念を熟知し、さらに使いこなした証拠であろう。これらの「天」の観念が完全に受容されていたことが指摘できよう。これらをもとに首里王府編纂の歴史文献にみられる「天」の観念を図1で示すと以下のようなになる。

図1 首里王府編纂歴史文献にみる「天」の観念の相関関係図



図をみてわかるように、祥瑞思想と災異思想は天人感応思想から発展してきたものである。ここでいう「天」と「人」は、「天」と「天子」(国王)に限定している。また、図の天命思想と易姓革命思想が重なっている部分は、易姓革命思想の中核は天命思想にあることを示している。このようにして、王府編纂文献の中で、一つ一つの独立した「天」の観念は、絡み合いながら有機的に共存している。これは王府編纂文献にみる「天」の観念のあり方であるといえよう。

### 第3節 『球陽』にみる「天」

第1、2節では琉球の開闢神話や国王出自の記述にみる「天」の観念を考察してきた。琉球開闢神話に登場する天孫氏をはじめ、舜天王、英祖王、察度王、尚巴志王、尚円王等、歴代王統の初代国王の出自や事績に関する記述の中に「天人感応思想」、「天命思想」、「祥瑞思想」、「災異思想」、「易姓革命思想」等の「天」の観念を確認してきた。

最初の正史『中山世鑑』、王家の系譜である『中山世譜』等は、各王統の系図を整理し、王権の絶対性と正統性を強調するために、「天」の観念を積極的に利用したことが明らかになった。これらの「天」の観念は王朝交替の記述等に用いられ、首里王府の史書編纂に大きな役割を果たしたのである。では、王家の系譜ではない、記事内容がもっと多様である『球陽』の中には、どのような「天」の観念が存在しているのか。以下、それに考察を加えてみたい。

#### 1 『球陽』について

『球陽』は首里王府によって編纂された漢文文献で、琉球国の歴史書の集大成ともいべき書物である。『球陽』は「球陽會記」とも呼ばれ、「球陽」というのは琉球の雅名であるという<sup>1</sup>。その編纂は1743年から始まり、1745年までに14巻の本が完成し、その後も書き継がれたという。今日の『球陽』は正巻22巻、附巻4巻より構成されている。

『球陽』の編纂は、「島津侵入から約百年、沖縄が島津侵入のショックから立ち直り独自性の回復を図る行為」であり、『球陽』は「古琉球的社会との訣別と近世沖縄の出発とも位置づけられる」<sup>2</sup>存在であると田名真之氏は指摘している。最初の正史である『中山世鑑』(1650年)、そして王家の系譜を整理する目的である蔡鐸本『中山世譜』(1701年)、それを改訂した蔡温本『中山世譜』(1725年)、このように、17世紀～18世紀にかけて、首里王府は多くの史料の編集に力を注いだのである。

島尻勝太郎氏は「世鑑、世譜、球陽には、その記述の方法、その精神に大きな相違がみられる」<sup>3</sup>と指摘し、各歴史文献はそれぞれの特徴を持っていると主張している。それは、「世鑑は、慶長の悲運を再び招かないために、後世の鑑戒とする意を強調し、世譜は、王家の家譜を後世に伝えることを意図し、球陽は、地域的にも、階層的にも、琉球全般に互る記事を網羅した、琉球の正史」<sup>4</sup>であるという。東恩納寛惇氏は「従来の世鑑・世譜の類は、王家の本紀であるが、球陽に至つて、列伝及び諸志をも採択し、汎く内外の史乗・野史を会記したのであり。」<sup>5</sup>と指摘している。他の歴史書と違って、「各地域からの報告と、地方行政に関する記事は、球陽の中で大きな比重を占め」、『球陽』はまさに「国民史」<sup>6</sup>と

<sup>1</sup> 球陽研究会編『沖縄文化史料集成5 球陽 原文編』 角川書店 1974年 p26

<sup>2</sup> 田名真之『沖縄近世史の諸相』 ひるぎ社 1992年 p26

<sup>3</sup> 島尻勝太郎『『球陽』について』 『沖縄文化』第35号 沖縄文化協会 1971年 p1

<sup>4</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 原文編』 角川書店 「球陽解説」 p26

<sup>5</sup> 東恩納寛惇『中山世鑑・中山世譜及び球陽』 『東恩納寛惇全集4』 編集者：琉球新報社 第一書房 1979年 p314

<sup>6</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 原文編』 角川書店 「球陽解説」 p30

も呼ぶべきである。冊封関係を重視して編纂された『中山世譜』等と比べ、『球陽』は「薩摩や中国を顧慮することなく琉球自身の歴史を編成しようと志したもの」<sup>7</sup>であるという特性をもち、琉球の正史の中でかなり重要な位置を占めているといえる。

『球陽』の収録した記事は、「内容的にはその範囲が国王以下庶民、国事から私事、王都首里から田舎、両先島におよび、また年代的にも琉球の開闢から1879の廃藩置県前にまでおよんでいることもあって、従来から広く用いられてきた」<sup>8</sup>と田名真之は指摘している。また同氏は、「ここ数年来各市町村で編集されている市町村史等にも、文献史料の一つとしてほぼ例外なく収録されている」<sup>9</sup>という。つまり、『球陽』は琉球の政治、歴史、文化などの領域におけるさまざまな研究に用いられる。最も情報量の多い、内容豊富な文献資料であるといえる。

## 2 『球陽』にみる「天」

では、『球陽』は「天」についてどのように記述しているだろうか。まずデータの抽出結果をみってみる。『球陽』正巻22巻、附巻4巻、全2588の記事から、「天」を含む語や文は延べ345の記事に登場する（資料4参照）。また、「天」を含まないが、「天」の観念を反映する事例として、「雷」に関する記述が90例、「鶴」に関する記述が16例ある。この中には、①一つの記事に複数の「天」を含む語が登場する場合と、②一つの「天」を含む語が複数の記事に登場する場合がある。例えば、巻1-2附紀「天孫氏の治世」の記事に「天孫氏」、「天帝子」が登場し、一つの記事に複数の「天」を含む語が登場している。これは①の場合にあたる。そして、巻1-8「汎く諸国と相通じ以て貿易を致す」、巻1-9「利勇、君を弑して位を篡ふ」、巻1-13「始めて国城の規模を宏む」等の記事に「天孫氏」がそれぞれに登場し、一つの「天」を含む語が複数の記事に登場している。これは②の場合にあたる。では、以下その具体例をみてみよう。

### 2-1 「天」を含む名詞

#### 事例① 巻2-116 王、大宝殿を天界寺に創建す。

尚泰久王、天界寺を創建す。今、尚徳王、父王の志を継ぎ、大宝殿を加建して以て雍熙の治を祈る。又巨鐘を鑄て天界寺に掛く(今に至るも尚存す)。<sup>10</sup>

上の記事は、大宝殿の創建についての記述である。大宝殿は、尚徳王が、その父、尚泰久王の志を受継いで天界寺に「加建」と記されている。また、巨鐘を鑄て天界寺に掛けたという。

「天界寺」の創建について、巻2-104附「芥隠、國に至り、佛教大いに興り、王、諸寺を建立し、巨鐘を懸く。」の記事は「景泰年間、尚泰久王新に天界寺を建つ。而して何れの

<sup>7</sup> 前掲「球陽解説」p31

<sup>8</sup> 田名真之『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社 1992年 p27

<sup>9</sup> 前掲田名真之書 p26

<sup>10</sup> 球陽研究会編『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』角川書店 1974年 p131

年に之れを建つるか、今考ふべからず。」と記し、天界寺は景泰年間に尚泰久王により創建されたことがわかる。天界寺は明治末期まで存在していた尚氏の菩提寺で、尚氏一家代々が帰依して追善供養などを営む寺である。現存しないが、以前首里にあった臨濟宗のお寺である。その寺域も広く、「守礼門の南側から玉陵にいたる」<sup>11</sup>という。

天界寺と並んで、天王寺と円覚寺も有名である。これが三大名寺と呼ばれたのである。天王寺も現存しない寺院で、明治時代に廃寺となったと言われる。その創建は第二尚氏王統の始祖尚円王と伝えられる。円覚寺は「第二尚氏王統の菩提寺で、琉球随一の巨刹」<sup>12</sup>とされ、「臨濟宗の沖縄での総本山、山号は天徳山」<sup>13</sup>である。

「天界寺」、「天王寺」、そして「天徳山」、王家の菩提寺としての三大寺の寺名は、いずれも「天」という語が含まれていることが注目される。中国も仏教の寺院名や道教の廟の名等は、「天」という語がつくことが多い。例えば、南京にも天界寺と呼ばれる寺院がある。北京に天寧寺がある。日本の場合も似通っている。例えば、京都の天龍寺が有名である。

本論文では、ここで登場している「天界寺」は寺院の名称であり、固有名詞として扱いたい。他に類似している用例は、「天王寺」、「天龍寺」、「天王廟」、「天尊廟」、「上天妃廟」、「下天妃廟」、「天后宮」等が挙げられる。これらの「天」を含む語は固有名詞であり、寺・廟の名称として用いられていることが特徴である。本稿では王家の菩提寺の寺名等に「天」を含む語を用いる意味等について追求しないが、これらのことから王権と「天」の観念との関連性を示唆していることを指摘しておきたい。

このように、名詞として出現する「天」を含む語がかなり存在し、『球陽』には183の記事から確認できる。

そして、固有名詞以外、「天井」、「天板」等、普通名詞として用いられる例もある。もう一つ言及したいのは、「天使」や「天朝」等の語が多くみられることである。「天使」というのは冊封使のことを指しており、明の朝廷は「天朝」といい、その冊封使は「天使」と呼んでいる。

以上見てきたように、『球陽』にみる「天」を含む語は名詞として登場する場合がよくある。その中に、寺廟名、人名、地名等の固有名詞と普通名詞がある。

## 2-2 自然関係を表す「天」

### 事例② 卷3-181 宮古山の鯖祖氏玄雅宝剣を献上す。

平良の北、務田川、夜半に至る毎に、音響地を揺るがし、光輝天に沖して人民畏懼す。鯖祖氏豊見親玄雅、彼の地に往き去くに、音弭み光滅して一物有ること無し。曙天に至るを俟ち満処に巡到し、心を用ひて之れを見るに、只一剣有るのみ。(後略)<sup>14</sup>

上の記事では、宮古の平良の務田川に、夜になると大きな音が大地を揺るがすほど鳴り

<sup>11</sup> 沖縄大百科事典刊行事務局編集『沖縄大百科事典 中巻』 沖縄タイムス社 1983年 p 858

<sup>12</sup> 前掲『沖縄大百科事典』 p 858

<sup>13</sup> 前掲『沖縄大百科事典』 p 355

<sup>14</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』 p 155

響き、光輝が天に沖していることが起き、人々みなそれを畏れていた。鯖祖氏豊見親玄雅という人がそれを探しに行き、宝剣を発見したことについて記している。その後、豊見親玄雅はその宝剣を国王に献上したという。

この記事の中に「光輝天に沖して」という「天」を含む文章が見られる。明るい光が「天」に沖するという。ここの「天」は自然・天体の天空、すなわち大空を指すことがわかる。

これに類似している用例は他に、巻7-506「十三年、臨海寺並びに社宮、改めて蓋くに瓦を以てす。」にみる「大光輝有りて碧天に上沖す」、巻7-512「客星、丑寅の会に侵す。」にみる「前夜碧天を仰観するに、客星西方を侵す有り」と、巻11-763「識名邑の地、盜賊土を掘りて輝を滅す。」にみる「此れよりの後、光輝既に滅し、敢へて天に沖せず」、巻21-1818の「本年二・三両月、天に光有り。」等が挙げられる。

### 事例③ 巻20-1606 十八年辛巳、与那城郡の前の地頭代平安座村の名嘉村親雲上等の功勞を褒嘉して各々爵位を賜ふ。

与那城郡安勢理・饒辺両村に有る所の水田は、多く天沢に頼り、小旱に逢ふと雖も禾稼登らず、貢賦完うし難く、居民苦に坐す。平安座村の名嘉村親雲上、曾て西掟職に任ずる時、村の為に慮を發し、加味也原の地中に泉有るを看定む。乃ち田地官の主裁を請ひ、人民共に一十六名を率同し、各自資を捐して、上届末年より起して、以て丑年に至るまでに其の泉を鑿開し、且堤井四個を掘り開く。(後略)<sup>15</sup>

この記事は、与名城郡の前の地頭代平安座村の名嘉村親雲上等の功勞を「褒嘉」し、爵位を下賜する内容について記しているものである。「褒嘉」の理由は名嘉村親雲上が村民を率いて、「堤井」を造ったからである。記事によると、与那城郡安勢理・饒辺両村の水田は「天沢」に多く頼るため、旱魃の時に農作物は実らず、居民は貢賦に苦しむ。このような状況の中で、名嘉村親雲上が村民を率いて、「堤井」四つを「掘り開いた」のである。

ここで、注目したいのは「天沢」という表現である。「天沢」とは「天」のめぐみ、「天」からの恩沢であるという意味である。ここの「天沢」とは、「天」の沢、「天」の雨を指している。あるいは、「時雨」と理解してもいい。『孟子・尽心章句上』に「君子之所以教者五。有如時雨化之者。」(君子の教ふる所以の者五あり。時雨の之を化するが如き者有り。)<sup>16</sup>とあるように、「時雨」とは「ちょうどよい時期に降る雨」という意味であり、転じて教化、恩沢という意味としても用いられる。記述では、両村は普段、「天沢」を頼りにしているので、雨の降らない旱魃の時には水不足で、農作物の収穫ができないという。

ここの「天沢」は「天」の恩沢の意味から転じて、時節の雨、「時雨」を意味し用いられるようになっている。つまりここの「天沢」は自然現象の一つとしても理解できる。本論はこれを自然関係を表す「天」を含む語として分類する。

<sup>15</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』 p 483

<sup>16</sup> 内野熊一郎『新釈漢文大系 第4巻 孟子』明治書院 1962年 通釈：君子が人を教えるやり方には五通りある、即ち一つは、ちょうどよい時期に降る雨が自然に草木を育てるような教え方である。 p 477

この「天沢」は中国風の表現であり、『球陽』には22例もみられる。他に、巻20-1658「本年、具志頭郡波名城村の新垣筑登之親雲上等の功を褒嘉して各々爵位を賜ふ。」の「原、天沢に頼り」、巻22-1915「本年、兼城・高嶺・豊見城三郡の土民の功勞を褒嘉して各爵位を賜ふ」の「専ら天沢に頼りて以て耕種を為し」等が挙げられる。

事例②の天体の天空を意味する場合と、事例③の時節の雨を意味する場合以外、「天旱」、「天気」、「秋天」等、自然現象や自然の時節を表す「天」を含む語もみられる。これらの語はいずれも自然、あるいは自然現象に関係があるので、ここでは、「自然関係」と分類する。このような事例は94例が確認できる。

### 2-3 「天人感応思想」を反映する「天」

#### 事例④ 巻1-21 七年、大島等の処、皆始めて入貢す。

王曰く、海を隔て地を殊にす、素より我が政令の及ぶ所に非ず。何の爲に來り貢するやと。對へて曰く、近ごろ我が海島、烈風猛雨の患無く、五穀饒熟す。是れ必ず王国の善政、天地に感ずるの故なり。是を以て來り貢すと。王、悦びて其の貢を受く。而して厚く賞して送り歸す。次後毎年入貢す。東北諸島入貢の後、王輔臣に命じて公館を泊村に建てしめ、官吏を置きて諸島の事を治めしむ。即ち今の泊御殿是なり。又公倉を泊御殿の北に建て、諸島の貢物を收貯せしむ。即ち今の天久山聖現寺是れなり。但公館・公倉は何れの年に之れを建て、並びに何れの代に公倉を以て寺院と為せしや、俱に年代考へ難し。故に附紀す。<sup>17</sup>

上の記事は、英祖王代に大島等をはじめ、東北諸島が入貢し始めたことについて記している。英祖王の話については、前節で考察してきたように、英祖の誕生及びその治世事績に、「天人感応思想」、「祥瑞思想」、「天命思想」等の「天」の觀念がみられる。

記事の内容をみてみよう。英祖王は朝貢者に対して、そちらは我が政令の及ばないところであるが、なぜ朝貢しにきたかと尋ねる。そして、朝貢者たちは、最近我々の島々では、烈風猛雨の患が無く、五穀豊穰であり、これは「必ず王国の善政、天地に感ずるの故なり」と答えた。つまり、記述には朝貢者たちは自分たちの平穩な生活は英祖の善政のお蔭であると考えたことが記されている。ここには、国王の善政は天地が感じるができるという「天人感応思想」の存することを読み取れる。

前節でも述べてきたように、「天人感応」というのは、「天」と人との間は互いに感じ合うことができるという考え方である。人間の禍福、さらに寿命まで、すべて「天」の感応した結果であるとされている。一般人でない「天子」の場合は、「天子」の治世事績等も「天」が感応するものである。「天子」の政治功績は直接に国家や国民の運命につながっている。それは、「天子」が有徳で善政をすれば、その善政が「天」に通じて、「天」が祥瑞を下す。逆の場合には、「天」が「天子」の悪政を譴責し災異を下すというのである。

上の記述において、英祖の善政は天に通じたので、周囲の島々が五穀豊穰の「太平盛世」

<sup>17</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』p102

となった、と強調している。これは典型的な「天人感応思想」であるといえる。

ところが、朝貢者たちは本当にそう考えたのだろうか。事実上かれらは朝貢せざるを得ない状況にあるのではないだろうか。このことから、編纂者、いわば支配階層の中に中国の政治思想に用いられる「天」の観念がかなり浸み込んでいる様子をうかがわせるだろう。また、歴史書の編纂にはこのような「天」の観念が積極的に取り入れられていることがよくわかる。

**事例⑤ 卷7-516 蔡鐸の妻葉氏眞呉勢、屢々夫に側室を求むるを勧め、且固く請ひて淵を以て嫡と為す。**

唐榮の紫金大夫蔡鐸の妻葉氏眞呉勢は、十六歳にして出嫁し、二十歳にして甫めて女子を生み、二十二歳にして再び次女を生む。既にして十有余年、受胎に会はず。葉氏之れを憂へて曰く、人の家は以て嗣無からべからず。君何ぞ側室を求めざらんやと。鐸曰く、汝、婦道を以て姑に事へ、和順至孝なり。天必ずや汝を眷ん。豈嗣無きの理有らんやと。葉氏曰く、妾は受胎せざること既に十有年に迫ぶ。豈天を待みて以て家統を廢せんやと。屢々勧め、屢々強ひて以て側室を求めしむ。側室、男淵を生む。二秋を歴て葉氏も亦男温を生む。葉氏、両兒を愛すること恰も珍宝の如し。数歳の時に及び、鐸、温を以て嫡と為さんとす。葉氏曰く、然らず。君久しく嗣無く、宗業を廢すること有るを恐る。妾は志を潔くして許願し、今幸に淵を生む。淵は側室の生む所と雖も、是れ天賜の嫡子なり。既に両兒を得、業を伝へ家を保ちて永く虞無し。則ち一家の大慶なり。請ふ、君、再察せよと。鐸、然諾せず。葉氏固く請ふ。遂に淵を以て嫡と為し、温を以て次と為す。而して一家榮華し、友愛尤も篤し。<sup>18</sup>

上の記事は、主に蔡鐸の妻葉氏眞呉勢が夫に側室を勧めたことについて記述している。記事の内容を確認しておく。妻の葉氏は嫁いできてから二女を生んだが、なかなか男子を生む運に恵まれない。そのため、葉氏は夫の蔡鐸に度々側室を入れるように勧めた。そこで、蔡鐸は彼女にこういった。「汝、婦道を以て姑に事へ、和順至孝なり。天必ずや汝を眷ん。」という。その後、側室が男子を生んだが、2年後葉氏も男の子を産んだ。それが蔡温である。

まず、「天必ずや汝を眷ん。」という「天」を含む文章に注目したい。その意味は「天」は必ずあなたのことを眷るという意味である。「眷る」というのは、顧みるという意味で、振り返ってみる、目をかける、気にかけるという意味である。つまり、蔡鐸は妻の葉氏に、「天」は必ずあなたのことを眷顧するので、子供がないことは絶対ないからと言うのである。それはなぜかという点、『球陽』は葉氏が「姑に事へ、和順至孝」であるからと述べている。そして、その後葉氏は念願に男子を授かった。

葉氏の「和順至孝」の孝行があったからこそ、それが「天」に通じて、「天」はその孝行

<sup>18</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』 p218

を嘉し、男子を授けることにしたのである。この男子が蔡温であり、有能な政治家であり学者であった。この話は英祖の誕生をめぐる話を連想させる。英祖の父、恵祖世主は善行をよくし、「天」がその善行を嘉し、子宝、すなわち英祖を授けることにしたという話である。

葉氏は、側室の生んだ男子が「天賜の子」であるといっているが、葉氏の生んだ男子こそ「天賜の子」であるというべきであろう。「天賜の子」はすなわち「天」が賜った子という意味である。葉氏の「和順至孝」が「天」に通じて、「天」がその善行を嘉し、男子（蔡温）を授けることにした。この事例においても、典型的な「天人感応思想」を読みとれる。

他に、巻4-208「若狭町の衛氏、白銀を掘獲す」の記事では、衛氏具志川月春という人が、普段「生質篤恭存心廉直」という高い徳性を持っているため、仙人の類と思われる老翁の教えによって白銀を獲得した話を記している。記事の中で、衛氏は「我此の祥に遇ふ。乃ち天祐之れを錫ふなり」と言っている。つまり、白銀を得たことは「天」の庇祐であると考えたのである。この記事も「天人感応思想」を反映していると考えられる。

このように、『球陽』には「天人感応思想」を反映する事例が全部で54例確認できる。

## 2-4 「天女」、「天神」に関する記述

前節の歴代国王の出自記述に関する考察の中で、察度王の母が天女である話についてふれた。察度の話に並び、銘苺子の話においては、銘苺子と天女の間にも生まれた長女は、のちに尚真王の夫人となった。これらのことから、国王や王女の高貴・非凡な出自を強調するために、「天」の観念が重要な役割を果たしてきたことを指摘した。

そして、察度や尚真王夫人をめぐる天女譚のほか、『琉球国旧記』巻六一三十四「恵帽子井嶽」、『琉球国由来記』巻13-56「浜ノ御殿 神名 アマオレツカサ」、同巻13-58「オヤガワ」の記事の中にも天女が登場してくる。琉球には天女をめぐる話は少なからずみられる。『球陽』には察度や銘苺子以外の天女譚も見られる。

### 事例⑥ 巻13-1087 天女、与那原御井に現降す。

大里郡与那原の西に一井泉有りて、寒水を湧出す。溶々たる甘醴、清澄底に徹し、一点の濁有ること無し。古より、王后より以て士民に至るまで、恆に崇信を為す。而して靈感響くが如く、禱りて応ぜざる無し。之れを名づけて御井と曰ふ。夏五月朔旦、其の邑の、幼童、名は如古と称し、年甫めて十歳のとき、外従妹二人、一は武樽と曰ひ、年纔めて八歳、一は真牛と曰ひ、年已に六歳と、相携へて共に其の井地の南に遊ぶ。黒雲天を蔽ひ、天色朦朧として、倏ち二円光有りて天より降り来る。形は月団に似て、色は火紅の如し。彼の二妹児、慌忙として逃走す。惟だ如古のみ站立して之れを看る。忽ち人姿二位に变ず。其の一位は紅色衣を穿ち、一位は青色衣を着し、容貌異常、嬈媯焜煌として猶神仙に似たり。如古深く之れを怪とし、進みて井辺に至れば、天神其の井中より緩々歩を移し、出でて東地に來り、飛びて戊土樹上に升り、再三衣

を振り、仍に二円光に変じて、遙かに碧空に騰りて逝去す。如古急に其の家に回り、祖父母に告知す。祖父母、愕然として大いに驚き、亦以て之れを怪異として、竟に其の事を以て、憲司に稟明し、転じて王廷に達す。<sup>19</sup>

上の記事は、大里郡与那原の御井に天女が現れたことについて記している。御井は与那原にあり、甘醴な寒水が湧き出す井泉である。神聖な場所として古から篤く信仰されている。先にふれたとおり、この「与那原御井」は『琉球国由来記』に「浜ノ御殿」として記載されている。その神名は「アマオレツカサ」であり、「アマオレ」はつまり「天降り」のことである。では内容を確認しよう。ある夏に、如古は従妹たちと一緒に御井に遊びに行ったとき、二つの「月団」のような赤い光が天から降りてくるのをみた。従妹たちは逃げたが、如古だけが残った。そして、その二つの赤い光は人の姿に変化し、一つは紅色の衣服を着る人に、一つは青色の衣服を着る人に変化した。二人とも容貌端麗で、とてもこの世の者と思えない、神仙のような姿であった。それを奇怪に思い、如古はさらに井泉の近くまでいってみると、その「天神」は井中から出て、「戊土樹上」に昇ってから、また光に変化して天上へ去って行った。如古は急いでこのことを祖父母に告知したが、のちに朝廷まで伝達されたという。

この記事の中に「天女」、「天神」等の「天」を含む語が登場している。池宮正治氏の指摘によれば、この天女の話は『大島筆記』や『琉球国由来記』にもみえ、与那原の浜と御井は王国の聖なる場所だったという<sup>20</sup>。察度の話や銘苺子の話にみる天女に比べると、この記述にみる天女は、少し異色であるといえよう。この天女降臨の話は、天女の降りてきた時の様子から、最後に天に飛昇した時の様子まで、すなわちその全過程を詳細に記されている。例えば、天上から降りてきたときの状態は、最初に円状の光であったこと等、これまで見てきた天女降臨の話とかなり異なっている。今までの話では、天女が最初に降りてきたときの様子は殆ど描かれていない。また、天女は「羽衣」や「飛衣」を持っているのは殆どであるが、この話には代わりに「光」という要素が加えられた。

そして、その光はのちに天女の姿に変化し、飛昇時にまた光に変化し直した話も極めて中国の神仙説に似通っている。それに、記事では二人の天女は「神仙に似たり」と記述している。これらのことから、この天女譚では神仙思想<sup>21</sup>に関する観念をうかがわせるといえる。

「神仙」とは不老不死を得たものである。「神人」と「仙人」とを結合した語とされる。『史記・封禪書』では「僊人」、『漢書・芸文志』では「神僊」と記される。「僊」は軽やか

<sup>19</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』pp. 327～328

<sup>20</sup> 池宮正治「歴史と説話の間—語られる歴史」池宮正治著作選集3『琉球史文化論』 編者：島村幸一 笠間書院 2015年 p.39

<sup>21</sup> 私たちがよく耳にする「神仙思想」は道教の「神仙説」である。「神仙説」とは道を得て仙になることを唱える道教的な思想である。道教の最も重要な思想、あるいは道教の中核、中心となっているのは神仙思想であるといえる。拙稿「沖縄における道教的な要素の基礎研究 —『球陽』および周辺文献を中心に—」参照 琉球大学大学院 人文社会科学部研究科 平成21年度修士論文 p.19

に舞い上がる姿を意味し、天上を飛ぶものをさして「僊人」と称したのである。私たちが普段使っている「神仙」という言葉は、「仙」、「仙人」を指しており、つまり、天上を飛ぶという特徴がある。「神」と「仙」は異なる概念である。「仙人」の形跡が神秘的であり、不思議な神通力を持っていることから、その「仙」の前に「神」をつけたということのようだ。宗教的な概念において「神」は、超自然的な力を人格化され現れている形である。

この記事では、天女を表現する語が「天女」→「神仙」→「天神」というように変化がみられる。つまり、この記述において、天女は「神仙」、さらに「天神」としてもみなしている点が重要である。その「二人」は、天上を飛ぶ、光から変化する等不思議な神通力の持ち主であるから、記述中に「天女」、「神仙」、「天神」等の語を用いたのではないだろうか。

『球陽』には、察度王や尚真王夫人の話のような、国王等の神聖な出自を強調するための天女譚がみえる一方、神仙思想の観念を反映する天女譚も見られるのである。『球陽』には、このような「天女」や「天神」が登場する例が11例見られる。

例⑥の話では、「天女」のことを「天神」とも呼んでいる。「天神」はすなわち「天」の神、「天上世界」の神を指している。『球陽』をはじめ、『中山世鑑』や『中山世譜』等の歴史書、さらに地誌『琉球国由来記』にも「天神」が登場する。『中山世鑑』の首巻「琉球国中山王世継総論」では「蓋我朝開闢。天神阿摩美久築レ之。」と記し、「天神」阿摩美久は国土を創成したことを記述している。

#### 事例⑦ 卷1-5 諸神出現して国祚を護衛す。

風俗淳樸、民習端慤なれば、神出見して託遊する者有り。国人之れを呼びて君真物と曰ふ。夫れ諸神の託遊は、必ず婦女に係る。故に国人亦之れを尊びて女君と曰ふ。神、婦人の二夫せざる者を以て尸と為す。降れば則ち数々靈異を著はす。国に不良有れば、神輒ち王に告げ、其の人を指して之れを擒へしむ。故に国人竦然として畏憚し、敢へて侮侵せず。其の神一ならず。名も亦同じからず。烏富津加久羅の神は天神なり（此の神掌る所の職、今考へ難し）。儀来河内の神は海神なり（此の神掌る所の職、今考へ難し）君手摩の神は天神なり（此の神は乃ち国君登位承統すれば、則ち一代に一次出見し、国君万歳の寿を祝す。二七日託遊す。今に至るまで相伝ふるの御唄は、乃ち其の時の託宣なり）。（中略）新懸の神は海神なり（此の神は五年に一次或いは七年に一次出見す。凡そ人の心志誠篤なる者の家に、此の神親しく自ら来格し、寿を祝ひ年を延す。邪詭なる者の家には必ず来格せず。亦人の行不善なる者は、此の神宣言して刑罰を加ふ。此れも亦二七日の託遊なり）。荒神は海神なり（此の神は三十年に一次或五十年に一次、世道衰微し、不仁乱逆の徒、恣心衝行する時も当り、神即ち出見して刑罰を加ふ。是れ懲悪勸善の神なり。二七日託遊す。必ず奥に出見す。故に俗に奥の公事と云ふ）。（中略）遺老伝に記す、往昔の世、人心篤実なれば、神常に之れが為に護衛し、感有れば必ず応ず。間々海寇の来侵する有れば、則ち神、輒ち其の米を化して沙

と為し、其の水を鹹と為す。或いは寇賊をして盲啞と為らしむ。忽然として颶風遽かに起り、舟皆沈覆し崩裂すと。後世に至り、人心機巧にして祭に臨みて懈怠す。故に護の神、復常には見はれずと爾云ふ(託遊の俗、伝へて尚豊王の世に至るまで尚存する有り)<sup>22</sup>

上の記事は国土創成等が完成したあと、諸神が出現し、国を護衛するということについて記している。この中に「天神」が登場する。これらの神々は「風俗淳樸、民習端慤」の時にしか出現しない。記事をみれば、諸神はそれぞれに名と職能があることがわかる。例えば、「烏富津加久羅」は「天神」であり、「儀来河内」は「海神」であり、この二神の職能はよく分からないという。『中山世鑑』では「烏富津加久羅」は「ヲボツカグラ」の神とし、「儀来河内」は「ギライカナイ」の神としている。また、記事は君手摩の神も「天神」であると記している。この神は『中山世鑑』では、「キミテズリ」の神とし、国王が王位に登る時に一代に一次のみ出現するとされる<sup>23</sup>。他に国土を巡り、国を護衛する「浦巡の神」、国土を護衛し、国王の長寿を祝う「月公事」神という「天神」も登場している。

記事中の「天神」や他の登場する諸神が直接に現れるのではなく、「婦女に係り」、「託遊」ということは、極めて琉球的であるといえる。「烏富津加久羅」は「オボツ・カグラ」、即ち垂直的な世界観を代表する、想念上の「天上世界」である。これは水平的な世界観—「ニライカナイ」と対照的であるといえる。この事例にみる「烏富津加久羅」という「天神」は、事例⑥にみる「天女」・「神仙」とも呼ばれる「天神」と異なっている。事例⑥の「天神」は「天女」のように直接人間界に降りてくるが、この事例にみる「天神」は、直接に降りてくるのではなく、婦女に依りかかって出現するというのである。これは、琉球的な「天上世界」、すなわち「オボツ・カグラ」から降臨する「天神」の特徴であろうと考えられる。

『球陽』にみる「天神」の例は、他に巻4-210「那覇の薛明道、天神像を請来す」、巻6-338「天神像を池上院に請移す。」が挙げられる。この2例の「天神像」はどのような「天神」の像であるのは不明である。巻4-210の記事では、薛明道は薩州に行き、「天神」の木像を請来し、那覇に安置したという。そして、航海等の祈願をする時にその「天神」に祈祷すると記している。つまり、この「天神」は航海安全を守る神として信仰されていることがわかる。

また、巻2-106「五年、阿摩和利、護佐丸を讒害す。」の「遂に天を仰ぎて曰く、吾何の罪ありて此くの如きや。嗚呼天神地祇予が心志に鑒み、以て誠偽を分てと。(後略)」、巻10-730「七年、始めて元旦の祝位を殿庭の正北に定む」の「往古の時より、毎年元旦

<sup>22</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』p95

<sup>23</sup> 「キミテズリ」神の出現は一代一次だけではないこと、すでに池宮正治や波照間永吉の研究等によって指摘されている。池宮正治「歴史と説話の間—語られる歴史」池宮正治著作選集3『琉球史文化論』編者：島村幸一 笠間書院 2015年 p51、波照間永吉「碑文とオモロからみる古琉球の王府祭儀」『沖縄県史 各論編 古琉球』財団法人沖縄県文化振興会史料編集室編集 2010年 近代美術 p519

には、祝位を其の年の歳徳臨む所の方位に設けて、以て天神地祇を拝す。(後略)、に「天神地祇」がみられる。『大漢和辞典』では「天神地祇」について、「天上にいる神と大地に住む神。あまつかみと国つかみ。天神は昊天上帝を主とするが、外に日月星辰・司中・司命・風師・雨師等があり、地祇は后土を主とするが、外に社稷・五祀・五嶽などがある」<sup>24</sup>と記している。ここの「天神地祇」は漢文風的な表現であり、広義的に天・地の神、つまり神々を意味するようになっている点が重要である。

以上は、「天」を含む語が直接に登場する事例をみてきた。次に「天」を含む語が直接に登場しないが、「天」の観念を反映する事例をみてみよう。

## 2-5 「雷」に関する記述

中国では、雷は単に物理の自然現象としてだけではなく、抽象的な意味合いも持っている。例えば、雷は「天」が悪人を罰する手段として現れ、特に五穀を粗末にする者や、親不孝な者は「天」より罰せられて、雷にうたれて死ぬ話が多く伝えられており、民間ではそれは最も不名誉な死にかたとされている。

古代の人々にとって雷は畏れるべき存在であり、それにまつわる信仰が古くから伝えられている。『論衡』に「雷为天怒」<sup>25</sup>（雷は天怒である）があるように、雷は「天」の怒りの表現であると人々は考えたのである。また、「隆隆之聲、天怒之音」<sup>26</sup>（隆隆の聲、天怒の音にして）（『論衡』・「雷虚第二十三」）があるように、雷の声も、「天」が怒った音であると人々は考えたのである。雷を神格化したのが雷神である。雷神は「天命を受けて刑罰を下す天帝の属神」<sup>27</sup>とされていたのである。つまり、ここの「天」は一切を主宰する超越的な存在を意味していることが明らかであろう。

以上のことは雷と「天」の関連性を示唆していると考えられる。雷は「天」からの何らかの指示の表明と考えられ、「天」と深く関わっている。雷に対する畏敬的な信仰心の存在を通して、超越的な存在である「天」にまつわる観念をうかがわせていることが重要であろう。言い換えれば、「天」の観念が雷に関する信仰に投影されているといえる。

『球陽』には、雷に関する記述が度々みられる。例えば、雷神を祀っている天尊廟の記述、落雷についての記録等があげられる。では、これらの記述には、雷はどのように登場しているのか。また、その中にどのような「天」の観念が反映しているのか。以下、考察してみたい。

### 2-5-1 雷神を祀る天尊廟に関する記述

『球陽』には雷神を祀る廟一天尊廟についての記載がみられる。「天尊」という「天」を含む語はどのような意味であろうか。雷神と「天尊」とはどのような関係を持つのだろうか。それらのことを見る前に、とりあえず雷神の形象等について確認しておきたい。

<sup>24</sup> 諸橋轍次著 縮写版『大漢和辞典』第3巻 大修館書店 1974年 p491

<sup>25</sup> 山田勝美『新釈漢文大系 第68巻 論衡(上)』明治書院 1976年 p477

<sup>26</sup> 山田勝美『新釈漢文大系 第68巻 論衡(上)』明治書院 1976年 通釈: ごろごろという雷鳴は、天の怒っている声で、人が怒りなげく声のようなものであると。pp. 448~449

<sup>27</sup> 『平凡社大百科事典』第15巻 編集発行人: 下中邦彦 平凡社 1985年 p297

中国の雷神は、民間で雷公とも呼ばれる。一般に獣形、あるいは半獣形で双翼をもつものとされている<sup>28</sup>。雷神の形象について、『山海経』に登場する龍身人頭の雷神形象は最も古いといわれている。『山海経 海内東経第十三』に「雷泽中有雷神，龙身人头，鼓其腹则雷」<sup>29</sup>（雷沢の中に雷神がおり、龍身で人頭、その腹を鼓<sup>う</sup>てば雷となる）とあり、最初の雷神は龍の身体をしており、頭は人間となっている様子が確認できる。

漢代になると、雷神の表象は「力士の姿で、左手に連鼓を引き、右手には槌を打つ形になっていた」と擬人化されている。そして宋代になって、「雷の力を呪術力の源泉とし、雷呪によって雷部の神将神兵を使役して目的を達する、雷法とよばれる呪術が、道教の中で重んじられるようになってくる」<sup>30</sup>のである。これまでの雷神は男性として描かれるのがほとんどであり、後世には雷神は女神（電母・閃電娘娘と呼ばれる）とされることもある。

日本にも雷にまつわる信仰が伝わっている。江戸期の有名な「風神雷神図」には、前述の漢代に伝わる雷神の形象に似ている雷神が描かれている。日本の雷神は「水神かつ火神として、天と地をつなぐ媒介者とみなされ、また雷はカンダチと称せられるように神の示現をも意味した」<sup>31</sup>という。神の示現を意味するところは、中国における雷神が、天命を受けて刑罰を下す天帝の属神である点と共通すると思われる。平安初期の仏教説話集『日本霊異記』にも雷が落ちる話がみられる。

以上、中国や日本に伝わっている雷神の形象について簡単にみてきた。では、『球陽』に記述されている雷神はどのような姿であろうか。

### 事例⑧ 卷2-77 附 天尊廟・上天妃廟・龍王殿を創建す。

杜公録に云ふ、天尊廟は昔閩人中山に移居する者、廟祠を創建して國の為に福を祈ると。此れを以て之れを考ふるに、上天妃廟・竜王殿も亦此の時之を建つるか。又曰く、竜王殿は旧是れ建てて三重城に在り。経歴既に久しくして唐榮上天妃廟前に移建すと。

<sup>32</sup>

上の記事は『球陽』にみる天尊廟の創建についての記録である。記事によれば、天尊廟は琉球に移住してきた閩人三十六姓によって創建されたという。そして、その創建は「國の為に福を祈る」ため等と記している。これらの内容が『球陽』は、「杜公録」を参照して記したことを冒頭に書いてある。この「杜公録」について、高橋康夫氏は『球陽』の引用の誤りであり、実際には存在しない資料であると指摘している。<sup>33</sup>

<sup>28</sup> 野口鐵郎等編纂『道教事典』 平河出版社 1994年 p584

<sup>29</sup> 『叢書集成新編第90冊 山海経 18巻』新文豊出版股份有限公司 編者：本公司編輯部 中華民國75年元月台一版 訳『平凡社ライブラリー34 山海経 中国古代神話世界』訳者：高馬良三 平凡社 1994年

<sup>30</sup> 松本浩一「雷神—天刑の執行者」 月刊『しにか』 特集◎道教の神々—その由来と信仰』 1997年1月号（第8巻第1号） p68

<sup>31</sup> 前掲『平凡社大百科事典』第15巻 p297

<sup>32</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』p118

<sup>33</sup> 高橋康夫「古琉球期那覇の三つの天妃宮—成立と展開、立地をめぐって」『沖縄文化研究』36号 法政大学沖縄文化研究所編 2010年 p69 高橋は「杜公録」、すなわち1633年の冊封使杜三策本人の記録は知られておらず、その従客であった胡靖の残した記録が、『琉球記』として北京の国家図書館に、ま

天尊廟は「国の爲に福を祈る」ところであると記述されているが、そこにはどのような神を祀っているのか。この問題について、冊封使録等の関係資料は詳細に記している。以下、『琉球国志略』や『使琉球雑録』の関連記述を確認してみよう。

『琉球国志略 卷七』

雷神廟。在那覇護国寺前。祀雷声普化天尊。故俗呼天尊廟。汪録云。永樂中。貢使自京師塑像帰。崇禎末。王尚質新之。其上梁文。有祈通渡唐之船。冀遂懋遷之願。旧録作三清殿。今無此称。徐録云。供玉皇。誤。左右懸絹旛二。実書雷神号也。(雷神廟、那覇の護国寺の前にある。(九天応元)雷声普化天尊を祀っている。それで俗に天尊廟と呼ぶ。汪録では、永樂年間(1403～24)に、進貢使により北京からその塑像を持って帰ったという。崇禎末年(1628～44)に、尚質王はそれを新たに修造した。その棟梁に文があり、唐に渡る船の航海安全や貿易繁昌を祈っている。旧録では、これを三清殿と呼ぶが、今はこのような呼称はない。また、徐録では「玉皇を祀っている」と記しているが、これは誤りである。左右に絹の旛二つがあるが、それには雷神の号が書かれている。<sup>34</sup>

上は、乾隆21年(1756)の冊封副使周煌によって書かれた『琉球国志略』の記事である。記事の冒頭に「雷神廟」は俗に「天尊廟」と呼ぶことを記しており、ここの「雷神廟」は、すなわち事例⑥の『球陽』にみる「天尊廟」のことである。「祀雷声普化天尊」はあるように、「天尊廟」は「雷声普化天尊」を祀っている。すなわち雷神を祀っている廟であることがわかる。その雷神の号は「雷声普化天尊」であることから、俗称では「天尊廟」と呼ぶようになったのであろう。また、その雷神の神像は、「汪録」によると、永樂年間に進貢使によって持ち帰られたと記している。

ここでいう「汪録」というのは、康熙22年(1683)の冊封使汪楫の作った『使琉球雑録』のことをさしている。「天尊廟」について、『使琉球雑録』は以下のように記している。

『使琉球雑録』

天尊廟。祀雷声普化天尊。去波上不遠。国無道士。奉香火者亦僧也。相伝。永樂中。貢使自京師塑像以帰。有禱必応。崇禎末年。中国多故。貢使久阻不還。王尚質特命新之。祈通渡唐之船。冀遂懋遷之願。語見上棟文中。旧録。紀此地為三清殿。殿中無三清像。国人亦無此称。(天尊廟は、雷声普化天尊を祀っている。波の上からあまり遠くはない。国には道士がないため、香火をささげるのは僧である。永樂年間に、進貢使が北京からその塑像を持ち帰った。それを祈れば必ず応じてくれるという。崇禎末

た『杜天使冊封琉球眞記奇観』としてハワイ大学のハミルトン図書館に現存しているだけであり、それらには『球陽』の前掲引用文は存在しない。」と述べている。

<sup>34</sup> 周煌『琉球国志略』(講座テキスト冊封使使録集八一) 沖縄県立図書館 1974年 訳は筆者  
原田禹雄訳注『周煌 琉球国志略』を参照 榕樹書林 2003年 p413

年、中国は多事であったために、使者の帰国も阻まれた。尚質王は、特命してこれを新たに修造させた。渡唐の船の航海安全や貿易繁昌を祈った。その願文は上の棟にみえる。旧録では、ここを三清殿と記し、殿中には三清像がないが、国人の中にもそのような呼称は無い。<sup>35</sup>

まず、記事の内容を確認してみると、『琉球国志略』にみる「天尊廟」の記述と殆ど同じである。ただ、「旧録」では、「天尊廟」を「三清殿」と呼ぶ等の内容が加筆されている。ここでの「旧録」とは、康熙二年（1663）の冊封使張学礼が撰した『中山紀略』<sup>36</sup>のことと推測されているようである。注目したいのは、汪楫の『使琉球雜録』のなかにも、「天尊廟。祀雷声普化天尊」とあるように、「天尊廟」には、「雷声普化天尊」が祀られていることを明確に記している。

以上の両使録資料から、事例⑧の『球陽』にみる「天尊廟」は、雷神を祀っている廟であることが明らかである。

では、「雷声普化天尊」はどのような神であるのか。まず、「天尊」というのは、道教における最も尊貴な天神の称である。道教の中には、三清の元始天尊・靈宝天尊・道德天尊、玉皇といわれる玉皇大天尊などがある。天尊は、教化者であり救済者でもある、超越的存在に対する呼称で、神仙の道を極めたものである<sup>37</sup>。つまり、「天尊」は道教の中で最も高いレベルの尊称である。道教において雷神の中心的な神格とされているのは九天応元雷声普化天尊のことである。道教の経典『九天応元雷声普化天尊玉枢宝懺』<sup>38</sup>には、九天応元雷声普化天尊は、「玉清真王之化身」（玉清真王の化身）であるとされている。いわば最高の雷神であるという。沖縄の「天尊廟」では道教の最高の雷神を祀っているということがわかる。

また、「天尊廟」に関連する記事は徐葆光の『中山伝信録』にもみられる。その記述は、以下のようである。

#### 『中山伝信録』

天尊廟。在護国寺下。供玉皇。有鐘。為景泰七年丙子九月二十三日鑄。銘文与天妃宮同。（天尊廟、護国寺の下にある。玉皇を祀っている。鐘があり、景泰七年（1456）丙子九月二十三日に鑄造された。銘文は、天妃宮と同じである。）<sup>39</sup>

<sup>35</sup> 原田禹雄訳注 『汪楫 冊封琉球使録三篇』 榕樹書林 1997年 訳は筆者 p64

<sup>36</sup> 「那壩之東北三里。有三清殿。殿前二松。大数围高二十餘丈。枝葉茂盛。勢若飛舞。三清殿東有天妃廟。」（那壩の東北三里に、三清殿があり、殿前の二本の松は、その太さは数围で、高さは二十丈あまり、枝葉はよく茂り、まるで飛んだり舞ったりするかの勢いがみられる。三清殿の東に天妃廟がある。）張学礼『使琉球紀・中山紀略』原田禹雄 榕樹書林 1998年 p82

<sup>37</sup> 前掲『道教事典』p429

<sup>38</sup> 『道蔵 二懺同卷 結十 九天応元雷声普化天尊玉枢宝懺』 pp. 3~549

<sup>39</sup> 『中山伝信録』（郷土史講座テキスト冊封使使録集 十）編集：沖縄県立図書館 1976年 訳は原田禹雄 『徐葆光 中山伝信録 新訳注版』 榕樹書林 1999年 p354

『中山伝信録』には、「天尊廟」は護国寺の下にあることのみを記し、そこに雷神を祀っていること等についてはふれていない。「玉皇を祀っている」というのは、廟内は雷神「天尊」以外に、玉皇上帝、玉皇大帝という一般に道教の最高神とされている玉皇をも併祀している可能性が高い、と窪徳忠は指摘している<sup>40</sup>。つまり、一つの寺廟には、神仏本尊の他に別の神仏も併祀されているのである。

以上、『球陽』および冊封使録関係資料を中心に、「天尊廟」に関する記述を見てきた。これらの文献から、17世紀の後半から18世紀のなかばころには、護国寺の近くに「天尊廟」が建てられ、そこには「雷声普化天尊」という道教の雷神が祀られていることを確認できた。ここで、「天尊廟」にまつわる雷神信仰は久米村の中国系の人たちによってもたされた点に留意しなければならない。

では、この「天尊廟」に祭られている雷神は、どのような性格を持っているだろうか。『琉球国由来記』にひく「唐栄旧記全集」は、雷神「天尊」について、以下のように記している。

『琉球国由来記』巻9-7

(前略) 天尊者。護国庇民天神也。吾国寺院、無<sub>レ</sub>能奉<sub>二</sub>祀斯神<sub>一</sub>者<sub>上</sub>。但、中華之人。乃能奉<sub>二</sub>祀斯神<sub>一</sub>焉。拠<sub>レ</sub>此考<sub>レ</sub>之、三十六姓、始<sub>二</sub>宮<sub>一</sub>呂宅<sub>一</sub>時、或建<sub>二</sub>此廟于斯<sub>一</sub>乎。<sup>41</sup>

『琉球由来記』では雷神「天尊」は「護国庇民」の天神とされて、主に中国系の人たちによって信仰されていると記している。また、「天尊」について、以下のような記述もある。

『琉球国由来記』巻9-19

禱雨之時。于<sub>二</sub>天尊・竜王二廟<sub>一</sub>、大夫乙員、都通事二員、黄冠通事二員、通事乙員、秀才乙員、毎廟七人焼<sub>レ</sub>香、誦<sub>二</sub>太上玉樞宝經・太上洞淵説・請雨龍王三品經<sub>一</sub>。

(後略)<sup>42</sup>

記事によれば、雨乞をするときに、「天尊」・「竜王」二廟で祭祀を行って、「天尊」・「竜王」に祈願するというのである。雷の出現には雨を伴うのが一般的であり、雷神に降雨の祈願をすることは想像しやすい。沖縄の雷神「天尊」のもう一つ重要な性格とは、雨と強く関わっていることである。

記事によれば、雨乞いの際に「太上玉樞宝經・太上洞淵説・請雨龍王三品經」等の道教の経典を読誦しているという。これらの道教の経典はおそらく留学生か進貢使によってもたらされ、当時の通事が中国に行き、道士から道教の経典の読誦法を学んできた、と窪徳忠氏は指摘している。<sup>43</sup>

<sup>40</sup> 窪徳忠 南島文化叢書1『中国文化と南島』第一書房 1981年 p201

<sup>41</sup> 編者：外間守善 波照間永吉『定本 琉球国由来記』角川書店 1997年 p170

<sup>42</sup> 編者：外間守善 波照間永吉『定本 琉球国由来記』角川書店 1997年 p173

<sup>43</sup> 窪徳忠 増訂『沖縄の習俗と信仰—中国との比較研究—』東京大学出版会 1974年 p198

これらの雨乞祭礼は首里王府によって行われ、その礼儀作法等も中国式である点が重要である。つまり、首里王府が代表する支配階層において、雷神「天尊」は風雨を管理し、特に雨を司る性格をもつ神として信仰されていたといえる。

また、雨乞いに関連するが、窪徳忠氏は沖縄では「天尊」は竜宮の神であるという考え方もあると指摘している<sup>44</sup>。竜神も海以外に河川湖沼など、水に関係あることを管理する神として信じられ、雨を降らせることができるとも考えられている。中国では竜神に雨乞いを祈願することがよくある。上の『琉球国由来記』の記述にも同様なことが記されており、雨乞いの時には「竜王廟」にても祭祀を行うのである。日本各地の雷電神社は、雨乞いに効験があるともされている。雷神信仰の雨乞いに効験があるという点においては、上記の記述は中国、日本と共通している。

さらに、雷神「天尊」はもう一つ独特の性格がある。さきみた『琉球国志略』等の記述では、「天尊廟」の棟梁の文には「有祈通渡唐之船。冀遂懋遷之願」と記されている。つまり、その願文には中国と往来する船の航海安全の願いが記されているのである。冊封使たちは当時、琉球に到着後、第二日目に「天尊廟」を参詣し、香をささげた。その記録が汪楫の『使琉球雜録』にみえる。『琉球国由来』の「唐榮旧記全集」にも、似たような記録が残っている。

#### 『琉球国由来記』巻9-20

貢船自開洋之日至七ケ日、于天妃二廟、自大夫至若秀才、焼香誦天妃經。拜畢、于天尊・竜王二廟、焼香拝禱焉。自其次日至貢船帰国、毎日大夫以下、若秀才及郷官士、更番拝禱于四廟。<sup>45</sup>

これは、おそらく海路の守護を祈祷するためであろう。これらのことからみれば、雷神「天尊」は航海安全の守護神としても信仰されていることがわかる。琉球は当時中国の冊封国として東アジア貿易における航海ネットワークの中にあり、航海安全の祈願等はとても重要視されていた。このため、「天尊」は雷神として護国庇民の性格を持つものである一方で、航海安全の守護神という性格までももつようになっていたのだろう。

このようにして、雷神「天尊」は、護国庇民の神として、もしくは祈雨の神として、龍宮の神として信仰されているだけでなく、海上安全の守護神としても信仰されるようになっている。

以上、『球陽』や冊封使の使録関係文献を中心にした考察を通して、雷神「天尊」は、①護国庇民の神②祈雨の神③海上安全の守護神である、という三つの性格を持つことが明らかになった。少なくとも、首里王府を代表する支配階層は、雷神「天尊」を護国庇民の神、祈雨の神、さらに海上安全の守護神として信仰していたといえる。ところが、一般の

窪徳忠 南島文化叢書1『中国文化と南島』 第一書房 1981年 p206

<sup>44</sup> 前掲窪徳忠『中国文化と南島』 p207

<sup>45</sup> 編者：外間守善 波照間永吉『定本 琉球国由来記』 角川書店 1997年 p173

人々は「雷」をどう考えているのか。それにつながる「天」の観念はどのようなものであるか。

### 2-5-2 落雷に関する記述について

雷にまつわる信仰は古くから伝えられており、落雷等は「天」が悪人を罰する手段であると古くから信じられてきた。『球陽』には神格化される雷神「天尊」に関する記述以外に、落雷に関する記述も見られる。

#### 事例⑨ 卷22-2249 本年、真和志郡仲井真村の大加原に、雷公の降落する有り。

此の年、崎山筑登之親雲上、屋良部木を見守る為に、房屋一間を設造して以て居住を為す。更に金城村の油屋小の女子、採薪を伐採する者有り。奈んせん雷公唯に房屋を焼失するのみならず、而も至採薪者に至るまで、亦打殺せらる。<sup>46</sup>

上の記事は、真和志郡仲井真村の大加原に雷が落ちたことについて記している。崎山筑登之親雲上という人は、「屋良部木」を見守るために、一間の房屋を造って家とした。しかし、雷が落ちて家屋が焼失した。それだけではなく、たまたま通りかかった採薪の者も落雷にあたり死亡したという。

記述のなかに、落雷のことを「雷公の降落」と記し、雷のことを「雷公」と記している。

#### 事例⑩ 卷22-2251 本年、大里郡与那原村境内の東伊楚原に、雷神の下落する有り。

此の年、崎山村の長子仲嶺、草を苜る事の為に、該原に往き到り、已に打殺せらる。<sup>47</sup>

上の記述は、大里郡与那原村境内の東伊楚原に雷が落ちたことについて記録したものである。崎山村の仲嶺という人は、草を苜るために東伊楚原に行くが、そこで落雷にあたって死亡したという。

この記述の中では、落雷のことを「雷神の下落」と記し、雷のことを「雷神」と記している。

#### 事例⑪ 卷22-2252 本年、豊見城殿に雷神の下落する有り。

此の日、雷神の豊見城殿中に下落する有り。只其の殿を見るに、神主面前の地板より以て天板・磚瓦に至るまで、穿破して出づ。其の破る所の圍は、約計五寸なり。<sup>48</sup>

上の記事は、豊見城殿に雷が落ちたことについて記している。雷が落ちて、豊見城殿を焼失した。その殿の被害は大きく、神主面前の地板をはじめ、天板、磚瓦まですべて突破された。被害の面積は約「五寸」である。

<sup>46</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』 p661

<sup>47</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』 p661

<sup>48</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』 p661

この記述においては、落雷のことを「雷神の下落」と記し、雷のことを「雷神」と記している。

以上みてきた事例⑨～⑪のような、落雷に関する記述は、『球陽』全体で90例が確認できる。記述の内容から見れば、落雷は自然災害として描かれ、落雷による被害等の状況が記録されている。此处で注目したいのは、落雷等の自然現象を記述する時に、各記事の見出しには、落雷と記されず、「雷神」や「雷公」等の表現が用いられている。事例⑨では「雷公の降落」、事例⑩、事例⑪では「雷神の下落」となっている。つまり、これらの落雷現象は、「雷神」や「雷公」の降下や落下等によって発生したと考えたのである。

「雷神」、「雷公」はいずれも「雷」の神格化された表現であることが明らかであろう。「雷神」や「雷公」は「落下」するものであり、高所にある「天」とのつながりも容易に想像できる。前文でふれたように雷神は天帝の属神で、天帝の命令を受けて刑罰を下す神であると古くから信じられてきており、「雷」と「天」との関連性を強く示唆しているといえる。以上の考察から、少なくとも支配階層では神格化した「雷神」という観念を有していることがいえるだろう。

『球陽』にみるこれらの「雷」の記述は、雷は「天」の怒り、天罰の一表現であると記していないが、「雷神」や「雷公」等の表現からみて、落雷についてただ単純な物理現象としても考えていないことがわかる。これについて、『球陽』は「紀」の体裁に近い歴史書である文献性格に制約されていることが考えられるだろう。つまり、『球陽』は歴史書として落雷現象をまとめて記録するだけに留まっている。では、民間にはそのような話、または関連観念が存在しているのか。

沖縄の民話に逆立ち幽霊の話がある。地域によっていろいろなバージョンはあるが、妻を捨てた夫は、落雷にあたって、天罰をうけた話がみられる<sup>49</sup>。つまり、人間が不義の事をしたら必ず「天」から罰せられる、という考え方が民間に存在しているといえるだろう。そして、その罰の手段として「雷」が落ちるのである。

この他に『伊良部郷土誌』に「天運」という話がある。この話においては、もともと雷に打たれて死ぬべき運命の人が、美しい心を持ち、道徳性が高いため、その運命が天神により変えられ、長いこと生きて幸せに暮らしたという。その類話は沖縄県内では具志川、伊平屋島、名護市、那覇市、南風原町、宮古の城辺町、池間島、多良間島でも聴取されている。<sup>50</sup>

また、波照間永吉氏の話によれば、人間は悪いことをしたら、天罰として雷にあたる、と幼い頃にお母さんから教えられていた、という。これらより、沖縄の民間において、落雷は天罰を下す手段であるという観念が存在している、といえるだろう。

## 2-6 「祥瑞思想」に関する記述

前節で考察してきたことによって、『中山世鑑』、蔡鐸本『中山世譜』、蔡鐸本『中山世譜』、

<sup>49</sup> 国立国語研究所資料集5 『沖縄語辞典』 国立国語研究所 1983年 pp.22～26

<sup>50</sup> 大川恵良 『伊良部郷土誌』 山一出版社 1974年

蔡温本『中山世譜』、『球陽』等の歴史文献にみる英祖王の出自記述に、祥瑞思想等の「天」の観念が強く反映していることが明らかになった。例えば、英祖王の誕生について、『中山世鑑』では、「其年、聖瑞有テ、鳳鳴龍吟ス。」とするし、『球陽』では、その誕生時に「祥光異彩、屋中より雲端に直透するを見、並びに異香屋に満つるや」等の「祥瑞現象」を記している。

『球陽』では、このような「祥瑞思想」を反映する事例が他にもみられる。なお、前にも述べたが、本稿でいう「思想」は、一種の考え方、または一種の観念であることを意味する。すなわち、「祥瑞思想」は「天」の観念を反映する一種の考え方である。

### 事例⑫ 卷 21－1759

本年秋、伊平屋島勢理客地方に鶴一隻の飛来して棲止する有り。土民之れを獲て朝廷に献ず。<sup>51</sup>

『球陽』では、事例⑫のような鶴が出現する記事は延べ16例がみられる。他に、以下のような記述が挙げられる。

卷 11－796 「鶴雁来遊す」

卷 16－1334 「十一月の間、麻姑山田上地方に鶴四翅有りて、来り棲住す」

卷 20－1528 「本年十月、久米島具志川郡大田・兼城両村近辺の水田に鶴一偶の棲止する有り。(後略)」

卷 21－1749 「本年十二月、久米島具志川郡大久保の地方に、鶴一隻飛来して棲止する有り。(後略)」

卷 21－1891 「本年、栗国島に鶴二隻の飛来する有り。」

卷 22－1928 「本年九月、栗国島に白鶴一隻の飛来する有り。」

卷 22－2167 「本年二月、伊江島に鶴二隻の飛来するあり。(後略)」

卷 22－2212 「本年、久米島仲里郡に一鶴(其の毛灰色)の飛来して棲住する有り。」

卷 22－2254 「本年、摩文仁郡に白鶴一隻の飛来する有り。」

卷 22－2259 「本年、久米仲里郡に白鶴三隻の飛来する有り。」

卷 22－2260 「本年、摩文仁郡に白鶴一隻の飛来する有り。」

卷 22－2261 「本年、真壁郡に白鶴一隻の飛来する有り。」

卷 22－2262 「本年、久米具志川郡に白鶴四隻の飛来する有り。」

卷 22－2287 「本年、真壁郡に白鶴一隻の飛来する有り。」

卷 22－2300 「本年、鶴鳥兩個(高さ約四尺、羽は鼠色に似たり)有りて、久米具志川郡に飛来す。」

鎌倉芳太郎資料では、これらの記述を鶴の種類、その飛来の地域や季節等に分けて詳しくまとめている。<sup>52</sup>

<sup>51</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』p515

鶴は動物の一種類であるが、特に吉祥、長寿などの象徴的な意味合いを強く帯びたものとして、人々に広く受け入れられている。鶴が一般の動物と違って、どこかに現れたら、わざわざ朝廷まで献上するということは、鶴が祥瑞思想を代表するものとして、国家の祥運繁栄、国王の健康長命を喩える象徴的な意味があるからであろう。また、中国では、鶴のことは「仙鶴」とも呼ばれるように、鶴は仙人の所有物だと考えられ、よく不老不死の仙人と一緒に登場することから、不老長寿の象徴として知られている。

沖縄には本来鶴はいないが、『球陽』の記録等からみて、実際に渡来したことがあるといえる。『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第I巻 美術・工芸』では、鶴に関連して、祝いの時には「千歳経る松ぬ 緑葉ぬ下に 亀が歌しれば 鶴や舞方」<sup>53</sup>という歌が歌われることを紹介している。「千歳を経る松」とあるように、この歌には、長寿の願いが込められていることがわかる。そして、「松」、「亀」等の長寿を象徴するシンボルと並べて歌われることから、「鶴」もその類、すなわち長寿のシンボルであると考えられる観念を窺えるだろう。また、沖縄では「ツル」という名前がよく見られる。組踊の登場人物にも「鶴千代」等のような名前はたびたび見られる。やはり、「鶴」は縁起のいいものであるからだろう。

また、飛来した「鳥」を国王に献上したことを謡う歌に、「屋良キューナ」がある<sup>54</sup>。「屋良キューナ」では、飛来した「鳥」を「黄糸緒」をつけて、「銀籠」や「金籠」に入れて、王に献上し、その長寿を願うことを歌っている。このキューナの内容は事例⑫にみる『球陽』の鶴を朝廷に献上する例に極めて似ており、「鶴」という語は出てないが、おそらくその「鳥」は「鶴」のたぐいであるのではないか。

また、『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第I巻 美術・工芸』には、「古来鶴の尊ばれる理由脱俗の姿、高雅な風を愛し、仙富なりとした支那趣味からきたものである。」<sup>55</sup>と書いており、鶴にまつわる観念は中国から伝わってきたことを指摘している。その背景には祥瑞思想があることは間違いない。

前節でみてきたように、祥瑞の現象は、「天」が王者の善政をほめて下すしるしであると考えているのである。国王の治世がよければ、特殊な動・植物、異常な天文現象等が出現するとされる。例えば、善政である英祖王が義本王から禅譲を受けると、飢饉や疫病等も自然に止まって、「景星出、卿雲興」（『中山世鑑』）というような祥瑞現象も現れたのであ

<sup>52</sup> 『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第I巻 美術・工芸』 編集：沖縄県立芸術大学附属研究所 芸術・文化学部門 波照間永吉 沖縄県立芸術大学附属研究所 2004年 p 639

<sup>53</sup> 前掲『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第I巻 美術・工芸』 p 640

<sup>54</sup> [屋良ごゑにや]「屋良の涙さきに／銀くうて居る鳥／金啣うてをる鳥／いきやしきやる鳥か／屋良の御役目か／屋良の御万人揃て／かねまわちとたさ／おしまわちとたさ／黄糸緒つけて／銀籠に入れて／金籠にこめて／美童にかみらち／里之子がしちやけて／北谷森登ゆさ／平良ふな登ゆさ／阿丹川にのぼゆさ／樋川御門にのぼすて／前の御庭に登ゆさ／御近習に御取次／王の聖前おしやげて／中城の前におしやけで／某／里之子にかみらち／うり召せう里之子／百二十歳御願／あやざはねみるぎやても／しろざはねみる迄も／御願しゆらはあむぢゅあるとう／願て居らはだんぢゅあるとう」（『南島歌謡大成I 沖縄篇（上）』）「銀くうて居る鳥」「金啣うてをる鳥」とは銀をくわえている鳥、黄金をくわえている鳥という意味。p222

<sup>55</sup> 前掲『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第I巻 美術・工芸』 p 640

る。「景星」、「卿雲」という祥瑞現象は為政者の善政の表れである。奇獣等の縁起がいい動物類も同じである。

吉祥の動物である鶴の出現は、やはり国王の善政に繋がると考えられるだろう。そのため、編年体の歴史書である『球陽』はわざわざ「鶴の飛来」の記事を取り入れて記録しているのだろう。このことについて、鎌倉芳太郎氏は、鶴の飛来があるのは「この時賢王さとして曰く、『禎祥を見て喜ぶべからず、愈々勤めて徳を修むるを貴しとなす。』」<sup>56</sup>等のことをノートに記した。つまり、『球陽』にみられる鶴の飛来等の記事は典型的な祥瑞思想を反映しているといえる。

以上、鶴に関する記述にみる祥瑞思想について見てきた。『球陽』では、鶴のような動物に関する祥瑞思想の事例以外に、植物にかかわる祥瑞思想の事例もみられる。

**事例⑬ 卷13-1043 泉崎村醫生南日枚に、一柑樹(俗に金九年母と叫ぶ)有り。子を結んで祥を呈す。**

那覇泉崎村醫生南日枚(大嶺筑登之親雲上快知)に柑一本有り。一年子を結ぶ。其の大きなこと柚と同じく、其の味蜜の如し。次年、南医、勢頭座敷を拝す。<sup>57</sup>

この記事においては、柑樹が実を結ぶことを、人々が一種の祥瑞、あるいは吉祥がもたらされたと考えたことがわかる。その主人、南日枚は翌年に「勢頭座敷を拝す」、勢頭座敷を授かったという、すなわち昇進することになったのである。つまり、柑橘の木は「子を結ぶ」という祥瑞現象は、後の昇進を予兆するのである。このような考え方の源は祥瑞思想にあると考えられる。

以上、具体例の分析を通して、『球陽』にみる「天」は大まかに以下のように分類できる。

- 1 「天」を含む名詞（普通名詞と固有名詞） 183 例
- 2 「自然関係」を表す 94 例
- 3 「天人感応思想」を反映する 55 例
- 4 「天女」、「天神」に関する記述 11 例
- 5 「雷」に関する記述 90 例
- 6 「祥瑞思想」を反映する－「鶴」に関する記述 16 例

上記1～4までは「天」という語を含む事例であり、5・6は「天」という語を含まない事例である。「雷」に関する記述は、「天」という語は出てないが、天罰思想と関連している「雷神」や「雷公」等の表現がよくみられる。「鶴」の出現等に関する記述も、「天」という語は出てないが、「天人感応思想」の一種でもよべる祥瑞思想が反映している。

### 3 まとめ

<sup>56</sup> 前掲『鎌倉芳太郎資料集(ノート篇)第1巻 美術・工芸』 p.640

<sup>57</sup> 前掲『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』 pp.319～320

以上、『球陽』にみる「天」の観念について考察を試みた。事例①では、天界寺の大宝殿の創建に関する記述を考察した。記事中の「天界寺」は「天」を含む固有名詞であり、抽出した事例の中で、このような「天」を含む固有名詞や普通名詞の例が最も多いことを指摘した。また、そのうち「天界寺」、「天王寺」、「天龍寺」、「天尊廟」、「上天妃廟」、「下天妃廟」、「天后宮」等のように、寺・廟の名称に「天」の語が多く用いられることは特徴的であると指摘した。

事例②と事例③では、自然関係の事例について考察した。事例②では、宮古平良の務田川に宝剣があり、夜になると光輝が天に沖して、豊見親玄雅という人はそれを見つけ、国王に献上したという事例を考察した。この事例の中の「天」は自然の天体、すなわち天空を指していることを指摘した。事例③では、与名城郡の前の地頭代平安座村の名嘉村親雲上等を「褒嘉」し、爵位を賜う記事を見た。与那城郡安勢理・饒辺両村は普段「天沢」に多く頼るため雨の降らない時期には水不足している。それで、名嘉村親雲上は村民を率いて堤井を造り、王府によって勸奨されたという。この事例にみる「天沢」は「天」の恩沢の意味から転じて、自然現象としての時節の雨を意味するようになったことを指摘した。これらの例は自然現象に関係があるので、自然関係の用例としてまとめた。

事例④と事例⑤は「天人感応思想」を反映する事例について考察した。事例④では、英祖王代に大島等の東北諸島が入貢し始めた記事を取り上げた。これらの朝貢者たちは、英祖王の善政が「天」に通じたため、五穀豊穡の「世」が現れたと考えた、という記事である。この事例においては、国王の善政は天地に感ずるものであるという「天人感応思想」をはっきり読み取れると指摘した。事例⑤では、蔡鐸の妻葉氏眞呉勢は婦道を尽くし、和順至孝であるため、「天」に「眷顧」され、「男嗣」を授かった記事を取り上げた。長年男子を生む運に恵まれない葉氏の高い徳性に「天」が感応した結果で、念願の男子が生れたのである。つまり、「天」がその徳行を嘉し、男子を授けることにしたのである。この事例は英祖王の出生譚に似通って、典型的な「天人感応思想」が反映していることを指摘した。

事例⑥では、大里郡与那原の御井に天女が現れた事例を取り上げた。この話に登場する天女は、察度王を巡る天女譚や銘刈子の話にみる天女と異なって、「神仙に似た」特徴を持っている。この天女の話は、神仙思想の観念を反映していることを述べた。

事例⑦では、「烏富津加久羅」という「天神」について考察した。この「天神」は事例⑥にみる「天女」・「神仙」とも呼ばれる「天神」と異なり、琉球的な「天上世界」、すなわち「オボツ・カグラ」から降臨する「天神」であることを明らかにした。また、従来の水平的な世界観—「ニライカナイ」と対照的で、『球陽』では「オボツ・カグラ」という垂直的な他界観を有していることを指摘した。

事例⑧では、「雷」に関する記述を考察した。事例⑧では、道教の最高の雷神「九天応雷普化天尊」を祀る天尊廟の創建や由来等について触れた。これにまつわる雷神信仰は主に久米村の中国系の人によって信仰されていることを述べた。そして、首里王府を代表する

支配階層において、雷神「天尊」は①護国庇民の神②祈雨の神③海上安全の守護神として信仰されていることを明らかにした。

一方、事例⑨、⑩、⑪でみたように、『球陽』には落雷等についての記録が多く見られるが、それが天罰の現れであると述べる記述は見られない。しかし、自然現象の落雷を記録するのに、「雷神の下落」「雷公の降落」等、「雷神」「雷公」の表現が用いられ、『球陽』では、雷を神格化する観念が存在していることを指摘した。しかし、これが「天罰」などの「天」の意志を示すものであるとの記述がないことも指摘した。しかし、民間の言説として、妻を捨てた悪い夫が、落雷にあたり、天罰を受けた話が伝えられている。民間において、雷は人間の道徳性につながり、不義の事をしたら必ず天から罰せられ、落雷はその「天罰」の現れとして下されるという観念が存在していることを指摘した。

事例⑫、⑬では、「祥瑞思想」を反映する事例を考察した。事例⑫では、鶴が飛来し、それを朝廷に献上した事例を取り上げた。鶴は縁起のいい動物として、吉祥、長寿などの象徴的な意味合いを強く帯びている。そのため、鶴は祥瑞思想を代表するものとして、国家の祥運繁栄、国王の健康長命を喩えるに用いられている。また、祥瑞の現象は「天」が王者の善政をほめて下すしるしであると考えられ、『球陽』にみる鶴の飛来等の記述は国王の善政に繋がり、「祥瑞思想」を反映していることを指摘した。事例⑬では、柑橘の木が「子を結ぶ」吉祥を呈し、翌年、その主人が昇進した話を取り上げた。これは縁起のいい植物の出現による祥瑞思想を反映する事例である。

以上『球陽』にみる「天」の観念を考察してきた。『球陽』にみる国王出自に関する記述には、『中山世鑑』、『中山世譜』と同じで、中国の政治思想に用いられる「天」の観念がよく見られる。それは「天人感応思想」、「祥瑞思想」、「天命思想」、「易姓革命思想」等である。

そして、『球陽』は「紀」の形式に近い正史でありながら、各分野の豊富な情報を網羅した文献でもある。本節で考察してきたように、国王の出自を語るために用いられる政治思想としての「天」の観念以外、天上を飛ぶ「神仙」の観念を反映する天女の話、「天罰」の考え方を反映する「雷」の記述、祥瑞思想を反映する「鶴」の飛来等の記述があるように、『球陽』には多種多様な「天」の観念がみられる。これは『球陽』の文献性格に大きく関わっていると考えられる。これは『球陽』にみる「天」の観念の一特徴であろう。

#### 第4節 『琉球国由来記』にみる「天」

第1～3節では、開闢神話や国王出自の記述を中心に、『中山世鑑』、蔡鐸本『中山世譜』、蔡温本『中山世譜』、『球陽』等の歴史文献にみる「天」の観念について考察を試みた。同じ正史でありながら、『中山世鑑』や『中山世譜』は王家の系譜である性格を強く持ち、『球陽』は「紀」に近い編年体の史書である性格を強く持っている。文献の性格によって、みえてくる「天」の観念も異なっている。この節では、文献の性格がかなり違う『琉球国由来記』にあらわれる「天」の観念をみてみよう。

##### 1 『琉球国由来記』について

『琉球国由来記』（以下『由来記』と略記する）は1713年に、首里王府によって編纂された王国時代の総合的な地誌である。この点において、前の3節でみてきた歴史文献と大いに異なっている。その内容は、「王城（首里城）はもちろんのこと、全国の島々、村々に伝わる祭祀や、行事、官職、諸事の由来、寺社の縁起、玉陵記、唐栄記、各地方の嶽々の由来と神名、祭祀、古伝承など」<sup>1</sup>に及んでいる。つまり、『由来記』は祭祀関連、官爵・職制関連、諸事の由来等についてまとめたものである。

『琉球国旧記』（以下『旧記』と略記する）は1731年に首里王府によって編纂され漢文文献である。『旧記』の序文では、『由来記』の記事は「繁冗」（複雑、簡潔でないこと）や「糠粃」（記述に相応しくないこと）であることを指摘した上、さらに王命を奉じて『由来記』を改修した旨を述べている。つまり、『旧記』は『由来記』を漢文に書き改めた書物であり、『旧記』と『由来記』は深い関連性を持っている。一方、『旧記』は単に『由来記』を漢文に書き改めただけではなく、改修の際に記事の取捨選択等が行われ、全体の記述もより客観的になっているという。<sup>2</sup>

従って、本節では、『由来記』にみる「天」の観念をより明確にするために、『旧記』の関連記事等も並行して検討する場合がある。とはいえ、本節は『由来記』にみる「天」の観念を明らかにすることを目的としており、あくまでも『由来記』の記事を中心に考察することを改めて言っておきたい。

では、「天」に関する事例の抽出結果をみてみよう。『琉球国由来記』全21巻の記事から、「天」を含む語や文章、延べ157例を抽出した（資料5参照）。『琉球国旧記』正巻9巻、附巻11巻の記事から、「天」を含む語や文章、延べ110例が抽出できた（資料6参照）。

以下、その具体例を挙げながら「天」の観念を考察してみよう。

<sup>1</sup> 外間守善・波照間永吉編著 『定本 琉球国由来記』 角川書店 1997年 p.593

<sup>2</sup> 呉海燕 「琉球における漢文史書の研究—首里王府の史書編纂の特性と漢文文化の受容を中心に—」 平成22年度沖縄県立芸術大学大学院 芸術文化科学研究科後期博士論文 pp.157～180 呉海燕は、『由来記』では、由緒が不明なものはそれを明記しているのに対して、『旧記』は由緒の明らかなものを取捨して正巻に収載し、不明なものは附巻に収載し、もしくは切り捨てる場合もある。『旧記』は全体的に由緒の明白さを基準にして、構成を整理しようとしている痕跡が見られる。」と述べ、また、日本と関連のある記事が基本的に省かれて、編纂者の中国を意識する姿勢がうかがわれること等も指摘している。

## 2 首里王府の祭祀関係記述にみる「天」

## 事例① 『琉球国由来記』巻5-45 王城都内祭祀跋

天子祭二天地一。諸侯祭二封内山川一。古之礼。不レ可レ欠也。雖レ然祭レ神以レ誠為レ本。若誠不レ立。則祭不レ足レ觀焉。故云祭レ神如二神在一。敢不レ敬乎。琉球上古之世。風俗淳朴。人心篤実。祭レ神如レ在。故神常為二之護衛一。有レ禱必応。有レ感必現。至レ今王城内外。所有火鉢嶽神。皆斯神也。至二後世一。風俗日下。人心日薄。臨レ祭懈怠。神亦不レ応。天降二災厄一。而国家不レ如二先代一者。豈可レ不レ思焉哉。幸遇二当今国王一。修レ徳養レ民。以レ礼使レ臣。竟以二神譜之非一レ輕。特命二向維屏等一。新修二神譜一。将レ見下琉球風俗。孝順篤敬。而神亦為二之護衛一。永致中太平之美上矣。<sup>3</sup>

上の記事は、『琉球国由来記』巻5の巻末に収録されている跋文である。巻5には序文がないが、跋文がついている。同様に跋文しか付いてないのは巻9である。また、巻1、巻2、巻10、巻12のように、序文が付いているが、跋文がない場合もある。序・跋文両方の付いているのは巻10だけである。これについて、波照間永吉は『由来記』には「序・跋の付けかたに一貫性のない」<sup>4</sup>と指摘している。『由来記』巻5は、主に首里城中の祭祀関連についてまとめている。その詳しい内容は、「①首里城中に祀られる御日之御前・御月之御前、御火鉢之御前＝火の神、場内の一〇の御嶽・聖域。②聞得大君御殿に祀られる御日之御前・御月之御前、御火鉢之御前＝火の神。③首里三平等の大阿母志良礼殿内の火の神と大阿母志良礼の行う重要な祭儀の儀礼過程および呪詞、首里の各村にある御嶽の名・祭神・由来・呪詞などを記す」<sup>5</sup>のである。上の跋文の内容をみて、首里城内外に、「火鉢」や「嶽神」が祭られていることがわかる。

この跋文は、祭祀儀礼等の祭祀活動の重要性について強調している。その内容を確かめるとすなわち、「天子」は天地を祭り、諸侯は封じられた山川を祭ることが古礼である。このことはとても重要で欠かせないのである。神を祭る時に最も重要なのは誠心であり、誠心がなければ祭祀を行う意味がなくなる。故に、神を祭る時に誠心を以て祀らなければならない。琉球上古の時、風俗は淳朴で、人心も篤実であったため、神々は常に人々を護衛し、その靈験はよく顕現したのである。今日、王城内外に祭られている火鉢と嶽神はそのような神である。しかし、後世に至って、古礼や風俗が守られなくなって、人々の誠心も薄くなり、祭祀が懈怠されている。そのため、神々も応じてくれず、「天」が災厄を降すのである。

記事中の「天降災厄」というのは、「天」が災厄を降すということである。これは前節の

<sup>3</sup> 前掲外間守善・波照間永吉編著 『定本 琉球国由来記』 p 151

<sup>4</sup> 前掲外間守善・波照間永吉編著 『定本 琉球国由来記』 p 569

<sup>5</sup> 前掲外間守善・波照間永吉編著 『定本 琉球国由来記』 p 564

義本王の話でふれた考え方と同じである。すなわち「天子」の失政や不徳な行為に対して、天が災害・異変の形で罰を下すという考え方である。これは災異思想である。支配者が道徳性を持たない場合、「天」がその怒りの表現として飢饉や災害疫厲などの災異をひきおこし、天子を譴責するのである。つまり、「臨レ祭懈怠。神亦不レ応。天降二災厄一」とあるように、この跋文では神々に対しての祭祀を怠った場合、「天」から災厄が降されると考えたのである。

ここでは、「神」と「天」との対応関係をうかがわせる。すなわち、神に不敬なことをすれば、「天」が罰を降すと考えられたのである。これは神観念の一側面を反映しているといえるだろう。一般の災異思想では、「天子」が失政や不徳等の行為をすれば天罰が降されるというふうと考えられているが、ここでは、神に不敬等の行為をすれば天罰を降すと考えられていることがわかる。

そして、登場した、いくつかの「天」を含む語や文に注目したい。文頭に「天子祭二天地一。諸侯祭二封内山川一。」が見られる。「天子」はすなわち最高権力者である国王を指している。「天子」や「諸侯」は漢文的な書き方に倣っていることは一目瞭然であろう。中国の周から漢までの古礼について記した、『礼記』「曲礼下」に「天子祭二天地一、祭二四方一、祭二山川一、祭二五祀一、歳徧。諸侯方祀。祭二山川一、祭二五祀一、歳徧。」<sup>6</sup>がある。天子は毎年まず天地、その次四方、さらに次に山川、五祀を祭るのである。そして、諸侯はその地方の山川等を祭るといふ。これについて、『由来記』は「天子祭二天地一。諸侯祭二封内山川一。」と記している。つまり、「天子」は天地を祭り、諸侯はその封じられた領地内の山川を祭ると述べる。『由来記』のこの記述は『礼記』の記述にとっても似ており、『由来記』が漢文の古典文献、または漢文化に影響されている一例といえよう。『礼記』の記述も、『由来記』の記述も、天地を祭るのは「天子」のみになっていることが注目される。

中国では、「天子」が天地を祭る儀礼がある。その儀礼は、最初に郊外で行われるため郊祀と呼ばれていた。この郊祀は「天」への祭祀である南郊と、「地」への祭祀である北郊に分けられている。中国の祭天儀礼は「天子」のみが行うことのできる最高の祭祀儀礼である。一年の豊穰を祈るために、毎年、冬至の日に行われる。祭天儀礼についての最初に記載したのは『礼記』である。また、正史『二十四史』「帝王本紀」にも祭天儀礼を行う様子等が年毎に記録されている。「天子」が「天」を祭る所は古くから圜丘という。この圜丘は上部が円形で、下部が方形となり、古代中国の「天円地方」という天体観を反映している。圜丘は明の時代に「天壇」と称されるようになった。

ところで、事例①にみる「天子祭二天地一」という祭礼は、中国の「天子」によって行われる祭天儀礼と同質なものであろうか。この問題を明らかにするため、もう一つの事例を検討してみる。『由来記』には「天壇之御拝」という祭礼についての記述がみられる。

<sup>6</sup> 竹内照夫 『新釈漢文大系 第27巻 礼記(上)』明治書院 1971年 通釈：天子は天地・四方・山川・五祀(戸・竈・中霤・門・行)を祭り、毎年これを欠かさない。諸侯は(それぞれの)地方の神・山川・五祀を祭り、毎年これを欠かさない。pp. 72～73

## 事例②『琉球国由来記』巻1-87 天界寺年籠

十二月晦日・冬至之前夜、於二天界寺一、有二天壇之御拝一。御名代、法司官一員、並御鎖側・正議大夫・長史・那覇官長・其外諸位、唐之礼拝也。旨趣、有二祝文一。琉球国中山王府。代遣二臣法司ムム等官一。荷二（台）天朝厚恩一。叨二享禄位一。皆頼下天生二我君一、保レ民致上レ治。茲逢冬至ニ元旦令節一。聖寿益増。臣等下情。無レ任二忻躍感戴之至一。<sup>7</sup>

記事では、「十二月晦日・冬至之前夜、於二天界寺一、有二天壇之御拝一。」と記しており、12月の晦日及び冬至の前夜に、天界寺において「天壇之御拝」が有るといことがわかる。ここでいう「天壇之御拝」とは、どのような儀礼だろうか。ここでは、「天壇」という語も使われているが、それは中国の「天子」による「天壇」で行う祭天儀礼と同じものなのか。

『由来記』の巻1は、「王城之公事」についてまとめたもので、それは「首里の王城で公事として行われる祭儀を、一月から一二月まで日順に配列し、その儀礼過程の大略、由来、参加者について記」<sup>8</sup>したものである。記事によれば、「天壇之御拝」は、公事として12月に天界寺で行われるのである。そして、参加者は「御名代、法司官一員、並御鎖側・正議大夫・長史・那覇官長・其外諸位」が挙げられている。祝文をみれば、「天」が我が国王を生んでくれたお蔭で、民生平穏であり、そこで天子の聖寿の「益増」をお祈りする、というような内容となっている。これについて、豊見山和行氏は「中国皇帝の皇恩への感謝と長寿を祈願する内容である」<sup>9</sup>と述べている。つまり、この祭礼の主な内容は、国運の平穏、国王の善政を褒めたたえ、さらに天子の長寿等を祈願することである。

この祝文は『明會典』に記載されている明代の朝賀儀礼等に用いられた祝文と全く同じである<sup>10</sup>。記事中にも明確に記しているように、この「天壇之御拝」は「唐之礼拝」であり、中国に倣った中国式の祭礼である。「天壇之御拝」について、池宮正治氏は『天壇』という言葉といい、これはかつて中国の儀礼に習ったものだったに相違ない。このように明らかに中華風の儀礼と思われるものには共通したものがある。それは絶えず久米村の役人（長史、大通事、大夫、大筆者、秀才）などが指揮介在し、中国語で号令をかけ祝文を読み上げていることである。<sup>11</sup>と述べている。つまり、この祭礼の祝文等も中国語で読み上げ、極めて中国の色彩の濃い祭礼であることは論ずるまでもない。

<sup>7</sup> 前掲外間守善・波照間永吉編著 『定本 琉球国由来記』 p46

<sup>8</sup> 前掲外間守善・波照間永吉編著 『定本 琉球国由来記』 p564

<sup>9</sup> 豊見山和行「祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」 『琉球王国の外交と王権』 吉川弘文館 2004年 p239

<sup>10</sup> 石偉華「明代節日朝賀制度研究」、福建師範大学修士論文 2014年 石氏の指摘によれば、明の洪武年間に頒布した祭儀規定では、重大な祝日に全国各地の司府州県では、官員等が祭祀儀礼を行い、次のような祝文を唱える。「某衙門某官臣某等、荷国厚恩、叨享禄位皆頼天生我君、保民致治、今茲（正旦、冬至、圣旦圣寿益増）。臣等下情、无任忻跃感戴之至。」（『明會典』巻56）  
<http://wenku.baidu.com/view/49099dd4dd3383c4bb4cd2e3.html?pn=51> （2015年9月アクセス）

<sup>11</sup> 池宮正治「琉球王府の朝賀と進貢」池宮正治著作選集3『琉球史文化論』 編者：島村幸一 笠間書院 2015年 p131

前に触れたとおり、中国の祭天儀礼は毎年の冬至に行われる。「天壇之御拝」は「十二月晦日・冬至之前夜」に行われるという。単に祭祀が行われる日時をみても、両祭礼はとても近いが、同日ではないことが注意しなければならない。また、中国の祭天儀礼は「天子」の親祭であるが、琉球の「天壇之御拝」はそうではない。記事によればその参加者は「御名代、法司官一員、並御鎖側・正議大夫・長史・那覇官長・其外諸位」とあり、国王が入っていないのである。さらに、祭礼の内容を見ると、中国の祭天儀礼は、一年の豊穰等を祈願するものであり、「天壇之御拝」は中国の皇帝の恩沢への感謝やその長寿を祝うものであることがわかる。これでまず「天壇之御拝」は中国の祭天儀礼と同一なものではないと考えられる。また、首里城内には「天壇」という場所が存在しない。ここでいう「天壇」は中国の「天子」が祭天儀礼を行う「天壇」であることがわかる。この一連のことから、「天壇之御拝」は、中国の天壇に向かっての遥拝であろうと推測できる。「天壇」は「天子」が祭天儀礼を行う場所であり、「天壇」を遥拝することは「天」を意識しているといえるだろう。この祭礼は王府の公事として行われことから、首里王府が代表する支配階層では「天」の観念を有していることが明らかになっている。同時にこれが王府祭祀儀礼の特徴の一側面をもうかがわせる。

また、首里城内部で行われる祭祀の中にも中国の祭天儀礼に倣った祭礼がある。真栄平房敬氏の紹介によると、「夏至、冬至の日に首里城内で天地を祭る国王の親祭があり、この祭りは、中国皇帝が天壇で天を祭り豊作を祈ることに倣ったものと思われ、天地御祭と称された」<sup>12</sup>のである。単純に祭祀の内容からみれば、国王による豊作祈願であるため、中国の「祭天儀礼」と極めて似通っているといえる。

この「天地御祭」は首里城内で行われたと言われているが、城内で行う具体的な場所が不明なようである。琉球処分以降、中城御殿で行われるようになり、沖縄戦の前年まで継続されていたという<sup>13</sup>。この儀礼は国王親祭であるため、「昭和期になっても名代以外の男性は参加」<sup>14</sup>できないという。国王の親祭である点は、中国の祭天儀礼と共通している。祭祀の内容も中国の祭天儀礼と同じ、豊作等を祈願する内容となっている。ただ、祭礼を行う時間は夏至と冬至の日である点は、中国の祭天儀礼と異なっている。その祝文は以下のようになっている。

天地の御神々の御慈悲、御元祖の御功德により、御殿御始め御子孫御萬人（御真人？）、國中諸離れに至るまで、陰陽五行おそなわり賜り、毛作（ムジユクイ。諸作物）の世果豊（ユガフウ、豊作の意）、諸船の嘉利吉（カリユシ）、これひとへに御神徳の至りと仰ぎ奉り候。次に御殿御始めの御子孫御萬人、國中諸離れに至るまで、陰陽五行おそなわり賜り、毛作りの世果豊、諸船の嘉利吉御守護あらむことを願ひ奉り候。

<sup>12</sup> 真栄平房敬『首里城物語』 ひるぎ社 1989年 p145

<sup>13</sup> 前掲真栄平房敬『首里城物語』 p145

<sup>14</sup> 前掲真栄平房敬『首里城物語』 p146

この祝文は候文の形式を採っているが、内容的には「世界豊」や「嘉利吉」等の琉球的な表現と、「陰陽五行」等の中国的な表現とが混淆していることが特徴である。祭祀の時は、特に飾りなどはなく、供え物も簡単で、「天」に向けて供えられているという<sup>15</sup>。祝文に「天地の御神々の御慈悲」とあるように、祈願の対象は「天地の御神々」となっている。「天」と「地」へ祈願し、「天地」への原始的な信仰心が覗える。

さらに、供え物等も素朴であることから、「天地御祭」は、中国の祭天儀礼の国家政治的な儀礼という性格は持っていないと考えられる。祭礼の主旨は中国の祭天儀礼に倣ったが、祝文などは琉球独自の形式で行っていた。つまり、この祭礼は、中国の祭天儀礼に倣った琉球風の「祭天儀礼」であるといえよう。重要なのは、支配階層を代表する王家では「天」にまつわる信仰を持ち、「天」の観念を有していることが確認できることである。

これ以外に、「朝之御美拝」という王府の重要な祭礼がある。これについて、真栄平房敬氏は、「俗に『朝之御美拝』（チョウヌウニフェー）とよぶ朝賀の式は、中国明の制に倣ったもので、王府の儀礼の中で最大希望（ママ）のものであった。」<sup>16</sup>と紹介している。この「朝之御美拝」は「元旦、元望、冬至にあう毎に、国王が前之御庭に出御、王子衆はじめ百官を率いて北殿前に設けられた『子之方の御座敷』<sup>ニースフア</sup>で紫禁城を遥拝し、皇帝の禧を祝した」<sup>17</sup>ものである。この祭礼について、豊見山和行氏は「『天の御拝』あるいは『子の方』御規式と呼ばれる」<sup>18</sup>祭礼であると指摘している。『由来記』ではこの祭礼を「朝拝御規式」としており、祭礼を行う際のありようと祝文について詳しく記している。それは以下のようである。

### 事例③『琉球国由来記』巻1-3 朝拝御規式

聖主於二御庭一、歳徳之明方ニ御向へ、御焼香有り。諸官供奉為二御拝一。有二長使・大夫引礼一。即中華之礼法也。此時聖上御側ニ久米村長史侍テ祝文ヲ唱。

維

康熙伍拾貳年歳次癸巳正月朔旦、琉球国中山王、世曾孫、臣尚敬、敢昭告ニ于皇天后土神祇一。茲遇ニ三陽開泰、万物回新一、謹率ニ臣僚一、詣所ニ祈求一、風調雨順、国泰民安、永遵ニ天道一。臣等下情、無レ任ニ忻躍感戴之至一。（後略）<sup>19</sup>

祭礼の内容を確認してみよう。この「朝拝御規式」は国王親祭の祭礼で、まず「聖主」すなわち国王は「御庭」にて「歳徳之明方」へ向かって、焼香礼拝をする。その後諸官員

<sup>15</sup> 前掲真栄平房敬『首里城物語』 p 147 供え物は「五穀（米、麦、マージン、トーナチン、あずき）、鶏、豚肉、さとうきび、九年母、それに御神酒、美御水（ヌービー）、塩」等で、また「祈願文を墨書した板を台にのせ、御籠飯（ウクファン。御花米を盛った二段丸重形の祭具）の側に天に向けて供える」という。

<sup>16</sup> 前掲真栄平房敬『首里城物語』 p 119

<sup>17</sup> 前掲真栄平房敬『首里城物語』 p 120

<sup>18</sup> 前掲豊見山和行「祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」 p 232

<sup>19</sup> 前掲外間守善・波照間永吉編著『定本 琉球国由来記』 p 22

が礼拝する。これらのことを「朝拝」という。「朝拝」が終わった後、国王はまた正殿に入り、王妃の焼香や諸官の礼拝等の祭礼が行われる。この「朝拝」が行われる前に、「天の御拝」（天拝）がまず行われる。その具体的な様子について、池宮正治氏は「午前九時頃から北殿の基壇（せん誇り）に設けた祭壇で、国王自ら諸臣を率いて天帝の住処である北辰の紫微を礼拝する。」<sup>20</sup>と紹介している。この祭礼は「天」の観念と深く関わっている。これもまた国王の親祭である点が重要である。

祝文の内容を合わせてみると、国王は「歳徳之明方」へ向かって、「皇天后土」へ祈願すると記述されている。「歳徳神」の観念は日本の陰陽道系の信仰に繋がるが、「皇天后土」というのは中国的である。この祭礼は「中華之礼法也」と記されているが、「歳徳神」の観念等もみられることから、単純な中国的な祭礼でもないことがいえる。豊見山和行氏は、この元日規式は「陰陽道系の『歳徳』信仰と中国風の礼拝様式とが混交した儀礼であった」と指摘している。また、『球陽』が「始めて元旦の祝位を殿庭の正北に定む」（巻10-730）と記載しているように、この歳徳の方角への礼拝は1719年に廃止され、その後北へ向うように規定され、紫禁城を遥拝する「子の方」礼拝として定着したという。

ここで注目したいのは、祝文の中に登場する「皇天后土」、「天道」等の「天」を含む語である。これらの語は典型的な中国風の表現となっている。特に、「皇天后土」という表現は『由来記』をはじめ、首里王府編纂の他の文献にもしばしば登場する。例えば、『由来記』巻3-5「五穀」の条に「春、夏祭于皇天后土」（春、夏に皇天后土を祭る）、『球陽』巻1-3の記事に「以て皇天后土成物の徳に報ゆ」などの記事がある。

「皇天」は、「天をつかさどる神。上帝。天帝。」（『デジタル大辞泉』）、すなわち至高無上、超越的な「天」を意味する。『礼記』「月令」では后土は土の神であるとしている。「后土」はここではすなわち大地の神を意味する。『周書・武成』に「告于皇天后土」が見える。中国において、土地の神には后土、土地神、城隍神がある。三つの神はそれぞれに異なる機能を持っている神ではあるが、民間では混淆して信仰している場合が多い。

ここでの「皇天后土」とは、天を司る神、地を支配する神、つまり天地の神明を指している。「天神地祇」という意味である。琉球の歴史書、史料、特に漢文文献には、記述手法、文の格式をはじめ、中国の歴史書や典故などをそのまま引用した例がきわめて多い。「皇天后土」という表現は、中国文献をそのまま引用した可能性が高い。つまり、首里王府のこの祭礼は、「天神地祇」、すなわち天地の間のあらゆる神明が祈願の対象となっていることを留意しなければならない。中国の祭天儀礼では「天」への祈願は最も重要な位置を示している。「朝拝御規式」はそうではない。天地の神々がすべて祈願の対象とされている。もっといえば、「天」を特別に重要視するニュアンスはあまり読み取れないように感じる。これについて、豊見山和行氏は、明の祭天儀礼の祝文には「昊天上帝」が登場するが、琉球

<sup>20</sup> 前掲池宮正治「琉球王府の朝賀と進貢」pp.135~136 同指摘では、『由来記』に記載されている祝文と異なる祝文も挙げている。この祝文には「皇天后土」がみられない。

<sup>21</sup> 豊見山和行「琉球の王権儀礼—祭天儀礼と宗廟祭祀を中心に」『王権の基層へ』編著者：赤坂憲雄 新曜社 1992年 p199

の祝文にはそのような表現が見られないとも指摘している<sup>22</sup>。

つまり、この祭礼は儀式的な面、特に祝文等は中国の祭天儀礼を模倣しているが、実質的に異なっていることがいえる。豊見山和行氏の指摘によれば、「琉球では昊天上帝を礼拝する祭天儀礼ではなかったが、中国の祭天儀礼の形式を採っていた」<sup>23</sup>という。中国の祭天儀礼の形式等を模倣したことから、支配階層では中国の「天」の観念に関する知識等を熟知していることが推測できる。しかし、王府のこの祭礼は本質的には中国の「祭天儀礼」と異なっている点も重要である。これは、「天」の観念の部分受容であると理解してもよいだろう。

以上、『由来記』の王城祭祀儀礼の中の「天」に関わる祭祀儀礼についての記述を見てきた。これらの記述において、「天子祭天地」、「天壇之御拝」、「皇天后土神祇」「天地の御神々」等の「天」の要素は注目に値する。これらの祭祀儀礼は、中国の政治思想に用いられる「祭天儀礼」と違う性格を持っていることが明らかになっている。つまり、中国式の祭礼が行われていたが、その内部には琉球独自のものが潜在している。中国の祭天儀礼では「天」の超越性が強調されている。一方、琉球風の「祭天儀礼」では、「皇天后土」や「天地」等の表現が使用され、「天」以外の要素も入っていた。これは首里王府の公事祭礼の一特徴であるともいえよう。

では、首里王府から離れているほかの地域にはどのようなものが存在しているのか。

### 3 御嶽・神名の由来に関する記述にみる「天」

#### 事例④『琉球国由来記』巻13-64 コバダウノ嶽 神名 壺ツ瀬ノアマオレツカサノ御イベ

宮城村ニヲソコ川ト云フ川アリ。神威烈シウマシマス故、穢人禁制之川也。昔、夜半時分、両三度人沐浴イタシケル間、川近く居ケル者相忍見ケルニ、何クノ人トハ不レ知、容顔美麗ニシテ、照り輝ケル衣裳ヲ脱置水浴ケルヲ、彼衣裳ヒソカニ隠置ケレバ、上天スルコトヲ不レ得シテ下界ニ滞在、或男ニ取合男子一人、女子一人産生シケルトナリ。然レバ、男子ハ宮城之地頭、女子ハ同巫ニ為レ成由也。天女終死シケル時、此嶽之内壺ツ瀬ト云大石之上葬也。彼天女骨、于レ今有レ之、村中ヨリ崇敬也。<sup>24</sup>

上は「コバダウノ嶽」という御嶽およびその神名の由来について記しているものである。宮城村では「ヲソコ川」という川がある。昔、天女が夜分にその川で沐浴する時に、人にその衣裳を隠されて、「上天スルコトヲ不レ得シテ下界ニ滞在」、すなわち天上界へ戻るができなくなって、人間界にそのまま滞在することになった。その後天女は人間の男性と結婚し、男子一人と女子一人を産んだ。男子はのち「宮城之地頭」、女子は宮城の「巫」と

<sup>22</sup> 前掲豊見山和行「琉球の王権儀礼—祭天儀礼と宗廟祭祀を中心に」p197

<sup>23</sup> 前掲豊見山和行「祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」p239

<sup>24</sup> 前掲外間守善・波照間永吉編著『定本 琉球国由来記』p279

なった。天女が死んだ後、彼女を葬った地は御嶽となった。それが「コバダウノ嶽」の由来である。

この話は琉球に広く伝わっている銘苺子や察度王をめぐる天女の話と極めて類似していることがよくわかる。珍しいことは、一般の天女の話は、天女が最後に飛衣を見つけ、天上界へ戻るパターンが多いが、この話では、天女は一生人間界に留まった。さらに、その天女を葬る地が御嶽として信仰されている。

ここで注目したいのはこの御嶽の神名、「壺ツ瀬ノアマオレツカサノ御イベ」のことである。「壺ツ瀬」はその地名で、「御イベ」は神聖な地、聖域という意味である。そして、この中の「アマオレ」は「天降」である。この御嶽は天女の骨を葬る地であるため、その神名は「壺ツ瀬ノアマオレツカサノ御イベ」となっている。

この話と非常に似ている話が巻 13-56「浜ノ御殿 神名 アマオレツカサ 与那原村」にみられる。それは「浜ノ御殿」というところの由来やその神名について記している。昔、「浜ノ御殿」に天女が天降りしたから、その地は聖域になり、その神名も「アマオレツカサ」となったという。

この二つの話はいずれも「天女」に関わる聖域の由来について記したものである。「コバダウノ嶽」は天女の骨を葬る場所であり、「浜ノ御殿」は天女が天降りした場所である。二つの聖域の神名には、天女の「天降」したことにちなんで「アマオレ」という表現が用いられている。「アマ」は「天」のことで、「オレ」は「降れる」<sup>25</sup>である。「アマオレ」は「天降」である。この表現は、和語「アマ」と琉語「オレ」を組合せたものであり、非常に琉球的であるといえる。これは琉球で形成した、琉球的な「天」の観念の表われであると私は考える。民間レベルでは、一般の人々の観念の中で「天」の観念が存在していたといえる。

第2章の歴史記述にみる察度王をめぐる天女の話と比べ、この天女の話は国王等の出自を語るためではなく、聖域の由来を語るためであることが重要である。

#### 事例⑤『琉球国由来記』巻 20-10 船立御嶽 男女神。

カネトノシラコニヤジツカサト唱東中宗根村内ニ有リ。船路、且、諸願ニ付、大御神村中崇敬仕事。

由来。往昔、久米島按司トヤラン云人、一人娘アリ。七歳頃ヨリ朝夕、日天・月天ヲ崇敬シケレバ、天道感応ニヤ、万事ノ吉凶一事モ不レ違占ヒケル。其家ニ嫁有ケルガ、邪見放逸ナルモノニテ、彼娘ヲネタム心アリテ、イカニモシテ失ン事ヲ計リ、父ニ様々ノ讒言ヲイタシ申ヤウ、此娘へ夜ナ夜ナ忍男参ルヨシ、空言ヲ云ケレバ、父、誠ゾト心得、大ニ怒ヲナシ、汝心直ナルモノナラバ人住島ニ行ケ、心狂レルモノナラバ鬼界ガ島ニ取付ケトテ、小舟ニ乗セ沖へ押出ス。彼娘ノ兄在ケルガ、ケ様ニ過モナキモノヲ邪見ナル嫁ノ讒言ヲ信ジ、情ナク流シ失ンコソウタテケレ。我モ妹諸共ニ死ンニハ

<sup>25</sup> 「降れる」：高い所から低い所へ移る。『沖縄古語大辞典』『沖縄古語大辞典』編集委員会 代表：外間守善 角川書店 1995年 p174

シカジトテ、小舟ニ泳掛リ、鳴ク啼ク天ヲ仰ギ祈リツツ、浮ヌ沈ヌ風儘ニ流レケル。  
天ノ御加護ニヤ、翌日ノ朝、漲水津ニ漂着ス。(後略)<sup>26</sup>

『由来記』の巻20は、各処の祭祀や宮古諸島の聖域・祭祀に関わることをまとめている。その特徴は「個々の御嶽の由来を詳しく記録しようとしていることと、神名の項で『男神』『女神』の別を明確にしていることである」<sup>27</sup>という。巻20に収められている記事は人々の信仰世界に繋り、その信仰観念を窺うことができるものと考えられる。

記事の内容を確認してみよう。昔、久米島按司という人に一人娘がいる。彼女は日天・月天を崇敬し、天道もその誠心に感応した。それで、彼女は万物の吉凶をト占することができるようになった。しかし、ある日父が讒言を聞き、娘が男の人と密通するとのことで、その娘を島流しにしようとした。兄は妹のことを信じ、父に嘆願したが、結局一緒に流されてしまった。幸いに、兄弟は無事に宮古の「漲水津」に漂着した。その後、兄弟は神の託言で船立というところに定住し、それぞれ結婚して幸せの生活を送っていたという。

記述中に、「日天・月天ヲ崇敬」、「天道感応」、「天ヲ仰ギ祈リツツ」、「天ノ御加護」等の一連の「天」を含む語や文に注目したい。まず、彼女は七歳の頃から毎日「日天・月天」を崇敬していた。彼女のこの行動に天道が感応し、彼女はト占ができるようになり、つまり不思議な力を持つようになったというのである。ここでは、「天道感応ニヤ」が示しているように、「天人感応思想」が反映しているといえる。「日天」、「月天」は自然天体の「日」、「月」を意味しており、その表現も極めて琉球的であると考えられる。天体の「日」、「月」を表す際に「天」がつくことはとても重要であろう。これは琉球の「天」の観念の一表現であると言ってもよいだろう。

また、妹のことを憐れに思い、一緒に流された兄は、ずっと「天ヲ仰ギ祈リツツ」であった。それで、無事に宮古島に流れ着いたと考えられている。この記述から、「天」への信仰観念が覗われる。さらに、記事では、兄弟が無事に漲水津に漂着したことは、「天ノ御加護」であるからと記している。つまりここでは、「天」は人間の運命を決定する、超越的な存在である性格が読み取れる。以上、この事例を通して、「天人感応思想」等の「天」の観念が存在していたことが明らかになってくる。

この話に似通っている事例が『琉球国旧記』には記載されている。

#### 事例⑥『琉球国旧記』巻9-10 眞玉嶽

眞玉嶽（在ニ西仲宗根西海邊一。神名曰ニ金殿・松美嘉一。乃男女二神也）

昔。眞玉山下。有ニ一夫婦一。夫名曰ニ金殿一。婦名曰ニ松美嘉一。四壁荒涼。資用缺乏。而存ニ心正直一。常修ニ精潔一。晨昏拜レ天。不ニ敢爲一レ悪。終子孫蕃衍。且享ニ富貴之福一。而夫婦。俱到ニ耆老一。而顔色不レ衰。能得ニ長壽一。故其夫婦已死。遂葬ニ子

<sup>26</sup> 前掲外間守善・波照間永吉編著 『定本 琉球国由来記』 p476

<sup>27</sup> 前掲外間守善・波照間永吉編著 『定本 琉球国由来記』 p567

眞玉山一。後世人尊二敬之一。以爲レ神。而今子孫繁榮。此嶽以爲二根所一焉。<sup>28</sup>

上の記事は、宮古の眞玉御嶽の由来についての記述である。『由来記』にも同様な話が記されている。昔、眞玉山に夫婦がいた。男の人は「金殿」、女の人は「松美嘉」という。『由来記』では「カネトノ」、と「マツメガ」となっている。この夫婦は正直な心を持ち、常に精進修身し、朝晩に「天」を崇拝していた。悪行を一切せず、日々善行を行うようにしていた。そのことで、夫婦は子孫繁盛、富貴栄華の生活を手に入れ、幸せに暮らしていた。さらに、夫婦とも長寿であった。後世の人々はその夫婦を神として崇拝したという。

この記述においても、夫婦は正直な心を持ち、徳性の高いことが強調されている。また、その夫婦は善行を行い、日々「天」を拝むことで、富貴栄華の生活や長寿が得られたというのである。つまり、「天」がその善行等を嘉し、いい生活や長生きを賜ったと理解してもよいだろう。

事例④、⑤にみる「天」を拝むということがとても重要である。ここでは、「天人感応思想」等の「天」の観念が確認できる一方、「天」が神仏のように、すなわち格別に信仰されている様子も覗える。また、神は天上世界にいる、あるいは「天」そのものは超越的な存在として観念されていることも窺える。これは、あえて言えば神観念の一側面を垣間見ることができることだろう。

このような事例は他に、久米島の登武那覇嶽の由来についての記述、宮古の比屋地御嶽の由来についての記述、泊御嶽の由来についての記述等が挙げられる。『琉球国旧記』の巻8-5「登武那覇嶽」に「愿皇天后土。實二鑒二人之心一。賜二善惡之報一」がみられる。その意味は、「皇天后土」より人の心をよく鑒て、その善悪に応じて報してほしいと祈願しているという。つまり、ここでは、人々の善悪に天が感応することができる考えたのである。これは典型的な「天人感応思想」の表れであるといえる。

また、『由来記』巻20-25「比屋地御嶽」に「天ニ祈ケルハ」、巻20-27「泊御嶽」に「天ノ恵」、「天ヲ拝ス」というような「天」を含む文章がみられる。これらの表現からは、「天」に対しての格別な信仰心が覗われる。「天」に祈れば、「天」が自分のことを加護してくれるという考え方が存在している。

これらの事例では、「天」に祈る、「天」を拝む等の表現が共通している。これらから「敬天祭神」の観念が存在していたことがいえる。

#### 4 まとめ

以上、『琉球国由来記』にみる「天」の観念について考察してきた。事例①、②、③では、王城祭祀儀礼の中の「天」にかかわる記述を考察した。「天壇之御拝」、「朝拝御規式」、「天地御祭」の三つの「天」に関わる祭礼の考察を通して、これらの祭祀儀礼は、中国の政治思想に用いられる「祭天儀礼」と違う性格を持っていることが明らかになった。例えば、「朝

<sup>28</sup> 伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編纂『琉球史料叢書 第三巻 琉球国旧記』東京美術 1972年 p154

拝御規式」の祝文には、「皇天后土」のような表現が用いられ、中国の祭天儀礼にみる「昊天上帝」のような表現を採用しなかった。さらに、中国の祭天儀礼に倣った、国王親祭の「天地御祭」では、「天地」への信仰観念が視え、これは琉球風の「祭天儀礼」とも呼べるものであると指摘できた。

事例④では、「コバダウノ嶽」や「浜ノ御殿」の聖域や神名の由来についての記述を検討した。二つの場所はいずれも天女の「天降」に関わったため、聖域になったことを明らかにした。そして、天女の「天降」したことにちなんで、その聖域の神名も「アマオレ」となっている。民間の御嶽やその神名に「天」の要素が見られることが重要であると指摘した。

事例⑤、⑥等の例では、宮古島の船立御嶽、真玉御嶽、久米島の登武那覇嶽等の由来についての記述を見てきた。中央の祭祀観念にみる「天」にかかわる事例と異なって、地方の祭祀観念を反映した関連記述が注目される。例えば、事例⑤の「船立御嶽」の由来に関する記述に、「天道感応」、「天ヲ仰ギ祈リツツ」、「天ノ御加護」のような記述がみられる。事例⑥の「真玉嶽」の由来に関する記述に「晨昏拜天」のような表現が見られる。

また、「比屋地御嶽」の関連記述に「天ニ祈ケルハ」、「泊御嶽」の関連記述に「天ノ恵」、「朝夕、天ヲ拝ス」等の記述が見られる。「天ノ御加護」、「天ノ恵」等の表現が見られるように、「天」はただ物理的な空なる天体を意味するのではなく、超越的な存在として観念され、人間界を司る力を持つ存在として表現されている。同時に、人間は「天」が持つ超越的な力を求め、その「御加護」を希求している。その「後加護」を求めるため、人々が「天ヲ仰ギ祈リツツ」、「天ヲ仰ギ祈リ」、「天ヲ拝ス」等のことを行うのである。国家レベルの祭祀儀礼と比べて、これらの祈りの行為は、「天」への原始的な信仰心を窺わせる。

『由来記』の編纂には「首里の王城を核点として、中心から周縁へという配置構造になっている」<sup>29</sup>という特性がある。事例①～③は、首里の王城の祭礼を考察したもので、いわゆる中心、支配階層の祭祀観念を反映したものであると考えられる。事例④～⑥は、沖縄本島、久米島、宮古島の神名、御嶽の由来の記述を考察したもので、いわゆる中心を離れた周縁、一般階層の祭祀観念を反映したものであるといえる。両者からはいずれも「天」の観念が読み取れることが重要であろう。

文献の性格から考えてみると、本節で考察した『琉球国由来記』は地誌であり、この中の「天」と王家の系譜である『中山世鑑』、蔡鐸本『中山世譜』と蔡温本『中山世譜』にみる「天」の観念とはかなり異なっていることがよくわかる。例えば、察度王の出自を語るため、その母が天女である話は、琉球の正史『中山世鑑』、『中山世譜』、そして『球陽』までたびたび登場する。ところが、察度王をめぐる天女譚は、『琉球国由来記』に登場せず、かわりに類話の銘刈子の話が登場する。重要なのは、この天女譚は王権の正統性を語るためではなく、「銘刈子祠堂」の由来譚として記されている。これは王府の歴史書と地誌の文献の性格に大きく作用されているからであろう。

<sup>29</sup> 前掲外間守善・波照間永吉編著『定本 琉球国由来記』p569

## 第2章 小括

第2章では首里王府が編纂した歴史文献にみる「天」の観念について考察を試みた。第1節では、『中山世鑑』、蔡鐸本『中山世譜』、蔡温本『中山世譜』、『球陽』等の歴史文献における開闢神話の「天」の観念を考察した。これらの開闢神話にある「天城」、「天帝」、「天孫」等の「天」を含む語は注目に値する。また、これらの開闢神話に関する記述の比較考察を通して、その共通点と相違点について述べた。これらの開闢神話に関する記述においては、「天帝」の後裔である「天孫氏」は「国君ノ始」であることを強調して記していることが共通点として指摘できた。初代国王の出自や王権の正統性は「天」に求めていることが重要である。

第2節では、『中山世鑑』、蔡鐸本『中山世譜』、蔡温本『中山世譜』、『球陽』等の歴史文献における国王出自記述にみる「天」の観念を考察した。初代国王の天孫氏をはじめ、舜天王統の舜天王、英祖王統の英祖王、察度王統の察度王、第一尚氏王統の尚巴志王、第二尚氏王統の尚円王の出自記述の考察を行った。彼らはそれぞれの王統において開祖として重要な位置を占めていたが、彼らの誕生や出自等の記述に「天」に関わる言葉や文が必ずと言ってもよいほど登場していることが確認できた。さらにこれらの考察を通して、「天人感応思想」、「祥瑞思想」、「災異思想」、「天命思想」、「易姓革命思想」等の「天」の観念が存在していたことを明らかにした。例えば、「天日の子」として生まれた英祖王の記述に、「天人感応思想」、「祥瑞思想」、「天命思想」等の「天」の観念が見られた。また、自ら王位を退いて、英祖に王位を譲った義本王の記述に、「災異思想」、「天命思想」に基づく「天」の観念をはっきり読み取ることができた。これらの「天」に関する観念は、いずれも中国の政治思想によく用いられた考えである。つまり、このような中国の国家統治に用いられた天人相関の政治思想を、首里王府は有していたことが指摘できた。

このように、「天」を含む語をはじめ、『中山世鑑』には「天」を含む語や文章は延べ115例、蔡鐸本『中山世譜』には29例、蔡温本『中山世譜』には170例を確認することができた。これら三つの文献は王家の系譜である性格を強く持ち、中でも各王統の初代国王の出自の記述に「天」に関する観念が多く見出された。これらの「天」の観念は、王府編纂の歴史書に活用されたのである。王統の正統性、王朝の交替等を語るためには、これらの「天」の観念が必要とされたことが明らかである。支配階層にはこのような「天」の観念が存在し、意識されていた実態を指摘した。

第3節では、『球陽』にみる「天」の観念を考察した。王家の系譜である『中山世鑑』や『中山世譜』の国王出自の記述と比べてみれば、『球陽』の国王出自の記述はほぼ両者を踏襲し、中国の政治思想に用いられるのと同様な「天」の観念を使用していることを指摘

した。一方、その他、天上を飛ぶ「神仙」の観念を反映する天女の話、「天罰」の考え方に関わる「雷」の記述、また祥瑞思想を反映する「鶴」の飛来等の記述など、多種多様な「天」の観念がみられている。同じ正史でありながら、『球陽』の独自性が窺えるところである。すくなくとも、『球陽』にみる「天」の観念は、王権との関わりの有無によって大きく分けることができる。これは『球陽』にみる「天」の観念の一特徴であろう。

第4節では、歴史文献ではないが、王府の最大級の地誌、『琉球国由来記』にみる「天」の観念を考察した。王城の公事祭礼である「天壇之御拝」、「朝拝之規式」、「天地御祭」等の考察を通して、王府の祭祀儀礼の中に「天」の観念が入っていたことが確認できた。これらの祭礼は形式上、中国の祭天儀礼を模倣したが、本質的に政治思想として用いられる中国の祭天儀礼と違う性格を持っている点を指摘した。一方、「皇天后土」等の表現がみえるように、「天地」への信仰観念が覗え、これらの祭礼は琉球独自の「祭天儀礼」と呼べることを述べた。また、「コバダウノ嶽」や「浜ノ御嶽」の由来に関する記述を考察し、これらの聖域の神名は天女の「天降」にちなんで、「アマオレ」となっていることが重要であると論じた。

王府の祭礼に対して、首里から離れた周縁としての久米島や宮古島の御嶽の由来等の記述も考察した。宮古島の「船立御嶽」の由来に関する記述に、「天道感応」、「天ヲ仰ギ祈リツツ」、「天ノ御加護」のような表現がみられる。「比屋地御嶽」の関連記述に「天ニ祈ケルハ」、「泊御嶽」の関連記述に「天ノ恵」、「朝夕、天ヲ拝ス」等の記述が見られる。王府の祭祀観念と比べ、これらの祭祀観念には、「天」への崇拝や信仰観念が窺えることが重要であることを指摘しておきたい。

つまり、国家レベル、いわゆる国家政策に深く関わっている王府の祭礼と比べて、地方レベルの聖域・御嶽等の由来譚にみる「天」の観念は、人間界を司る力を持つ存在である「天」への信仰心がよく反映していることを論じた。さらに言えば、国家と地方の比較を通して、土着の信仰面にみる「天」の観念がどのようなものであるかを窺えることができると考えられる。

文献の性格に大きく関わっているが、歴史文献、特に王家の系譜である『中山世鑑』、『中山世譜』等には、王権の正統性を強調するため、「天命思想」、「易姓革命思想」等の「天」の観念が多く取り入れられている。逆に、地誌である『琉球国由来記』には、そのような「天」の観念は殆ど見られない。かわりに、信仰に基づいた「天」の観念が多く見られる。

久米島や宮古島の御嶽・聖所に関する記述に「天」の観念が存在しているように、一般の人々の観念の中に「天」はいかなる存在であるかが重要視しなければならない。これらの問題については、別の視点からの考察が必要だと思われる。例えば、文献の性格の問題

も含めて、歴史文献だけではなく、王府の祭祀歌謡集である『おもろさうし』にどのような「天」の観念が存在しているのか。民間、あるいは一般人の考え方を代表できる南島歌謡の中に、「天」はどのように登場しているのか。これらの問題についての考察は、第3章、第4章で行いたい。

### 第3章 『おもろさうし』にみる「天」

#### 1 『おもろさうし』について

『おもろさうし』は首里王府によって編纂された歌謡集である。その歌は「沖縄を中心にした島々村々に伝わる神歌」<sup>1</sup>である。『おもろさうし』は、「口承で伝わっている地方の神歌ウミイを、中央首里に集めて文字化し、王府で再編したものである」<sup>2</sup>。オモロは「地方に伝わっている神歌とは違う中央の神歌であり、民衆歌謡に対する宮廷歌謡」<sup>3</sup>である。

『おもろさうし』は全22巻、1554首のオモロよりなっている。第1巻には41首のオモロが収録され、1531年に成立した。第2巻はそれから82年後の1613年に成立し、46首のオモロが収録されている。第3巻以降はさらに10年後の1623年に完成されたと言われている。

収録されている神歌の内容について、定本『おもろさうし』は大きく三つに分類している。これを要約すると、以下のようになる。

1, 国王と王都首里を讃え、聞得大君以下王府の祭祀にかかわる神女が携わった王府オモロ。2, 沖縄本島を中心とする南島の島々、村々（宮古、八重山諸島を除く）で謡われたもの、土地を讃美し、各地の豪族である按司を讃美したもの、地方の神女を謡った地方オモロ。3, 特殊オモロ<sup>4</sup>。

『おもろさうし』に謡われた世界は首里王府から地方農村部まで広がって、その内容は非常に豊かである。例えば、王府オモロと呼ばれる第1巻、第3巻、第4巻等には、高級神女によって行われる祭祀儀礼関連のオモロが数多く謡われている。これらのオモロを通して、尚真王時代における中央集権制に伴う王権の正統性を強調する意識が集中的に反映されていることがわかる。王府オモロに対して、第2巻、第15巻～第21巻等、いわゆる地方オモロと呼ばれるオモロは、地方農村部の歴史、社会事情、按司たちの事績を謡い、要するに「首里王府の息のかからない、沖縄古代の世界観、宗教観」<sup>5</sup>を知ることができるものである。さらに、第8巻、第9巻、第13巻等、ゑさオモロやゑとオモロ等、特殊オモロと呼ばれるオモロは、当時社会の有名人や有名な事件を謡ったり、東アジア航海ネットワークの一環である沖縄と日本本土および中国との中継貿易状況を謡ったりしていて、海外貿易や外国文化との交流実態を反映したものとみなすことができ

<sup>1</sup> 外間守善校注 『おもろさうし(下)』 岩波書店 2000年 p447

<sup>2</sup> 外間守善・波照間永吉編著『定本 おもろさうし』 角川書店 2002年 p26

<sup>3</sup> 前掲『定本 おもろさうし』 p19

<sup>4</sup> 前掲『定本 おもろさうし』 pp. 15～18

特殊オモロについて、さらに①地方にかかわるもので、沖縄の歴史を揺り動かした英雄的人物を讃美したものと、当時の社会で有名になった事件を謡ったゑさオモロ。②首里士族、那覇士族が中継貿易で精力的に行動した時代に謡われたもので、航海安全を祈願・予祝することが主題であるゑとオモロ。③神事にまつわる歌舞と饗宴を謡ったオモロで、その大部分は高級神女の神遊びを謡ったあすびオモロ。④こねりオモロ。⑤歌唱・名人オモロと分類している。

<sup>5</sup> 前掲『定本 おもろさうし』 p15

る。

外間守善氏は「『おもろさうし』には、沖縄における重層的な神観念や世界観が投影されている」<sup>6</sup>と指摘している。いうまでもなく、『おもろさうし』は、古琉球の歴史、社会、文化、さらに世界観を知るのに欠かせないものである。それゆえ、沖縄における「天」の観念を究明するため、『おもろさうし』にみる「天」の観念の考察はとても重要かつ不可欠であると考えている。

『おもろさうし』の中には、「天」あるいは「天」に関する言葉がしばしば出現する。その中で「天」はどのように語られていたか、そこに示された「天」の観念はどのようなものであるか。『おもろさうし』を通してみえてくる沖縄の「天」の世界観を考えてみたい。これらの問題の考察を通して、沖縄における「天」が古くからどのように認識されてきたのかを明らかにしたい。

オモロの言語は「厳密には現代琉球方言とは異なり、それぞれが生み出された時代や地域の言語的特徴が反映された古典語である」<sup>7</sup>。琉歌や組踊の言語も同様である。古典語の中でオモロの言語は「もっとも古い言語要素を有している。」<sup>8</sup>とされている。まずオモロ語を豊富に収録している『沖縄古語大辞典』を確認しておく。

『沖縄古語大辞典』では、天の意味を次のように挙げている。「①地上に対して上方の高所。おおぞら。天空。天上。オモロには「てに」とある。古くは、漢語の撥音を「ニ」と発音する傾向があった。②万物を支配する神。造化の神。③自然現象。大自然。④時のめぐり。世の中。全世界。⑤天上の世界。⑥王様。国を支配している者。」

我々が普段考えている「天」の意味は実に多様である。『沖縄古語大辞典』の解釈をみれば、「天」をいうとき、実在していることを指す場合と、実在しない、想念上にあることを指す場合がある。例えば、①の天空、③の自然現象、⑥の王様は実在していることを意味する。②万物を支配する神、④の世の中、⑤天上の世界は実在しない、想念上にあることを意味する。

## 2 『おもろさうし』にみる「天」を含む語の概観

では、オモロの「天」はどのような意味を持っているのか。まず『おもろさうし』に出る「天」を含む語を抽出する。次に、抽出した語を分類し、その上で具体例の分析を行う。分類と具体例の検討を通してオモロの世界に表現されている「天」の観念の実態、及び特徴を究明したい。

「天」を含む語は、①「天」一語で出現する場合と、②「天」＋別語で出現する場合がある。本稿では①と②を便宜的に「語形」と称する。これらの語を含むオモロは合わせて55首がある（資料7参照）。例えば、一語で「天」という語形として出現するオモロは7-371、11-557が挙げられる。天＋別語で「天か下」という語形として出現するオモロは

<sup>6</sup> 外間守善『南島文学論』 角川書店 1995年 p348

<sup>7</sup> 代表：外間守善『沖縄古語大辞典』 『沖縄古語大辞典』編集委員会 角川書店 1995年 p757

<sup>8</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p757

3-97、3-119、7-351、13-835、13-846、13-877 が挙げられる。なお、本章でオモロを記す際、〈巻番号-通し番号〉という形で示す。巻内番号を省く。

本稿では、これらの抽出した「天」を含む語を以下のような観点で分析する。すなわち、語形の意味に基づいて分析を行い、語形の構成等についての文法的な議論はしない。例えば「天より下」という語形は、「天」+助詞「より」+「下」から構成されているが、本稿ではこのように語形の構成について文法的な議論をしないということである。「天より下」という語形の示す「天下、世の中」という意味を以て分析の対象とする。ただし、必要によって語形の文法的な構成についても言及することはあるだろう。

では、まず抽出した「天」を含む語を確認しておく。中黒で語の構成のされかたを兼ねて示す。なお便宜上、『定本 おもろさうし』に出る順に示す。

- 【てに・が・した】1-1、
- 【てに・の・いのり】1-4、
- 【てに・ぎや・下】1-31、
- 【てに・より・した・の】1-32、<sup>9</sup>
- 【てに・ち・よためかちへ】1-39、
- 【てに・つき・の・ねだかもり】2-62、
- 【天・つぎの・しま・の・ね・に】2-63、
- 【天・か・下】3-97、<sup>10</sup>
- 【ち・天・とよむ・大・ぬし】3-97、
- 【天・ぎや・した】3-100、
- 【天・きや・下】3-101、<sup>11</sup>
- 【きこゑ・天・つぎ・ぎや】3-110、
- 【天・より・下・の】3-111、<sup>12</sup>
- 【天・の・いのり】3-122、
- 【天下・した】3-151、
- 【ち・天・の・せぢ】4-160、
- 【天・つぎ・に】【てに・つぎ・の】4-199、
- 【天・に・てる・てだ】(てに・に・てる・てだ) 5-212、
- 【てに・から・わ】5-222、
- 【天・より・した・の】5-230、
- 【天・か・した】5-231、<sup>13</sup>
- 【天・きや・した】5-238、<sup>14</sup>

<sup>9</sup> 他に、8-25 番 (417) にもでる。

<sup>10</sup> 他に、3-32 番 (119)、7-7 番 (351)、13-90 番 (835)、13-101 番 (846)、13-132 番 (877) にもでる。

<sup>11</sup> 他に、12-90 番 (741)、13-132 番 (877) にもでる。

<sup>12</sup> 他に、17-21 番 (1195) にもでる。

<sup>13</sup> 他に、5-51 番 (262) にもでる。

- 【天・地・よためかちへ】6-342、  
 【天・の・うち】7-362、  
 【天・ちよく・とよみ・よつる】7-371、  
 【天・に・とよむ・大ぬし】7-379  
 【ち・天・とよむ・大ぬし】7-379  
 【てに・の・てだ】7-386  
 【てに・に・てる・ほし】8-418、  
 【てに・ぎや・した】9-490、  
 【天・とゞろ】10-511、  
 【ち・天・とよむ・大ぬし】10-513  
 【天・ち・とよむ・わかぬし】10-513  
 【天・がなし】10-513  
 【てに・きよら・は】10-513  
 【天下・おそい】10-518、  
 【てに・ゝ・うへつく・ぎやめ】11-624、  
 【てに・の・てだ】12-659、  
 【天・に・おゑつく・ぎやめ】(あめ・に・もいつく・ぎやめ) 12-713、  
 【てに・か・下】12-735、  
 【天・つぎ・の】13-763、  
 【天・か・下・の】13-824、  
 【地・天・とよむ・大ぬし】13-834  
 【天・ち・とよむ・大ぬし】13-834、  
 【てに・ゝ・とよむ・大ぬし】13-851  
 【ち・てに・とよむ・大ぬし】13-851、  
 【あや・の・てに】13-882、  
 【あや・の・天】13-980、  
 【きこゑ・あや・てに・ぎや】17-1241、  
 【きこゑ・あや・の・てに・ぎや】17-1242、<sup>14</sup>  
 【とよむ・あや・の・天・が】18-1272、  
 【てに・に・おゑつく・ぎやめ】(てに・に・おいつく・ぎやめ) 21-1482、  
 【あお・の・てに】21-1502

以上、『おもろさうし』から抽出した、「天」を含む語の全語形を示した。では、これらの「天」を含む語は、どのように『おもろさうし』に登場しているのか、さらにどのような特徴を持っているのか。以下、それぞれの具体例を挙げながら検討していく。

<sup>14</sup> 他に、5-75番(286)、12-91番(742)にもでる。

<sup>15</sup> 他に、(1271)にもでる。

## 3 『おもろさうし』にみる「天」の実態及び特徴

## 3-1 自然の天空を意味する「天」

まず、我々にとって最も身近な存在である「天空」、すなわち頭上にある大空、天体としての「天」は、『おもろさうし』の中に存在しているのか、さらに具体的にオモロの中でどのようにうたわれているのかを確認してみよう。なお、以下の引用はすべて『定本おもろさうし』によるものである。

## [例1]

巻5-222 一 おもひ、またふきや  
よねもいは、げらへて、  
かぐら、あつる、  
くもこ、ごちへ、みをやせ  
又 かなしわうしやくが  
よねもいは、げらへて  
又 てに、からわ、ふりおそて  
よねもいは、げらへて  
又 ぢい、からは わきあがる  
よねもいは、げらへて<sup>16</sup>

このオモロは、地方の権力者である、優れて立派な按司様を讃美するオモロである。天から降ってくるように、地から湧いてくるように、たくさんのお米を作って、国を豊かになる願望を謡っているものである。神女の予祝のオモロとなっている。

「よねもい」はお米のことである。米は人間にとって、非常に重要なものなので、「おもひ」が変化した「もひ」という接尾敬称辞<sup>17</sup>をつけて、「よねもい」と表現している。「げらへて」とは作ってという意味である。

「ふりおそて」の「おそて」は「おそう」から変化した形であり、ここでは覆いかぶさるという意味である。「ふりおそて」というのは降って覆いかぶさって、万物を濡らし、万物を守護している様子と理解できる。ここで、日常の雨・雪が降る様子を想像してみてもよい。つまり、お米が雨・雪のように降ってくる様子である。

このオモロは、天から降ってくる雨・雪が大地を覆うように、たくさんのお米で覆われるように、たくさん収穫できるように、と祈りを込めて謡っている。そのような自然の気象現象を描く場面で、「おそう」という言葉を用いていることはとても興味深い。

<sup>16</sup> 前掲外間守善校注 『おもろさうし(上)』 大意：勝れて立派なまたふき様、わうしやく様が、お米を作って見事である。神女は天上の神座にある聖なる口(呪言)で祈って国王様に奉れ。天からは降り襲うように、地からは湧き上がるように、お米をいっぱい作って国を豊かにしてほしい。p162

<sup>17</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p162

さて、オモロ人たちはどこから米は降ってくると考えたか。「てに、からわ、ふりおそて」と「ぢい、からは わきあがる」という対句表現を検討してみる。「ぢい、からは わきあがる」は地から湧いてくるという意味であり、ここの「ぢい」はすなわち「地」である。反対語による対句表現「てに、からわ、ふりおそて」をみれば、「てに」も、まぎれもなく、天空をさすことがわかるだろう。すなわち、天から米が降ってくるという意味であり、このオモロに出てきた「てに」は自然天体の天、すなわち天空、大空だと考えられる。このオモロにおいて、「ふりおそて」と「わきあがる」という反対語による対語表現は特徴的である。「てに」と「ぢい」（「天」と「地」）は対語であり、このような対語表現はオモロや南島歌謡全体の中の典型的な表現手法である。

以上、例1の分析を通して、このオモロに出現した「天」は自然天体の天空を意味していることが明らかになった。また、「地」と対応している、頭上にある「天空」という「天」の観念が、オモロの世界に普通に存在していることがいえる。このオモロでは、「天」のことは「てに」と書かれている。

では、ほかに自然天体の天、すなわち天空、大空を指す例はどうなっているのか。

#### [例 2]

巻8-418 一 おもろ、ねやがりや、  
           せるむ、ねやがりや、  
           とひや、くさす、ちよわれ  
 又 しよりもり、ちよわる、  
           おぎやかもい、がなし  
 又 てにに、てる、ほししよ、  
           ほししゆ、さに、しよわれ

このオモロは国家の繁栄や国王の長寿を祈る歌である。まず、歌の内容を確認してみよう。おもろ音揚がり・宣るむ音揚がりは「おもろの中心的作者・歌唱者。『音揚がり』は音頭取りの意で、祭りの中でその役割を果たしたのであろう。また部落生活の物知りとして予言者的な役割も果たしたらしい。」<sup>18</sup>とある。オモロ歌唱の名人「あかいんこ」と同じ、15世紀の人物とされているが、同一人物ではない。

『沖縄古語大辞典』の解釈によれば<sup>19</sup>、「とひやくさ」は十百歳のことで、原意は「十の百歳、百歳の十倍ということ」である。ここでは「千歳。永遠。永年。長寿のこと」を意味しており、「す」は、強意を表す係助詞であり、「～こそ」という意味である。「とひやくさ」は寿命の長さを強調している。「とひや、くさす、ちよわれ」とは末永くいらっしやってという意味である。また、「しよりもり」は「首里城内の拝所名。首里の汎称

<sup>18</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p274

<sup>19</sup> 本段落の語釈はすべて『沖縄古語大辞典』によるもの。p470、p341、p198、p352、p313、p352

にも、また首里城をさしてもいう。「おもい」は接尾敬称辞である。「おぎやかもい」について、このオモロでは人名・尚真王の尊称である。「がなし」は「～様。加那志の字を宛てている。いとしい、敬愛する、などの意。『愛し』から転じて、敬称の接尾語となったもの。オモロをはじめ琉歌、組踊などに用例が多い」、ここでは、首里城にいらっしゃる、敬愛する尚真王のことを指している。さらに、「しよ」も「しゆ」も「す」から変化した形で、ここでは「～こそ。強意を表す係助詞」である。「てにに、てる、ほししよ」とは、天空に照っている星こそという意味である。「さに」は「数。また、数える時の覚えとする印」であり、もともと「さん」である。「しよわる」は「ある動作や行為を行う」<sup>20</sup>という意味である。「ほししゆ、さに、しよわれ」は、星こそを数える、という意になる。

外間守善氏はこのオモロの内容について、「おもろ音揚がり、宣るむ音揚がりは、お祈りをします。天に照る星こそ、星こそその齢を数え給うのだ。首里杜にまします尚真王様は、千年も末長く栄えてまします。」<sup>21</sup>と指摘している。つまり、天空に照り輝いている星の数の多さを国王の長寿に喩えている。天空に輝くたくさんの星のように、首里にいらっしゃる国王も末永く栄えていらっしゃってください、というような祈りを込めたオモロとなっている。

しかし、天空の星は無数であるほど、いいかえれば数えきれないほどであるが、数えれば数えられるものでもある。ならば、国王の寿命も数えられる程度に留まっているのだろうか。これについて、波照間永吉氏は異なる見解を指摘している。それは、天上の星がいくら多数でも、数えられるものであり、これに対して国王の寿命は星の数よりはるかに多く、つまり数えられないほどである<sup>22</sup>。この観点は筆者も賛成である。このオモロの面白いところは、天上の星を数えようとするなら、数えられるものであり、国王の寿命は、数えられないほど末永く続くという願望を謡っているところであろう。このような考え方は、首里王府の編纂した『おもろさうし』にだけではなく、民間にもすっかり浸み込んでいる。沖縄民謡、「ていんさぐのぬ花」では、「天ぬ群り星や 読みば読みしが 親ぬゆしぐとうや 読みやならぬ」と謡っている。その意味は、天空の星は数えれば数えきれても、親の教えは数えきれものであるという。また、とても類似している、奄美の与論島の民謡にも「天ぬ群星や ゆみばゆまりゆしが 親ぬ御恩や ゆみんならん（天の星は 数えれば数えられますけれども 親の御恩は 数えきれないものです）」というのがある。

さて、このオモロの「てにに、てる、ほし」に注目する。この中で、星が天空に輝いていること、天体としての「天空」や「星」の特徴を謡っていることは明らかであろう。以上の分析を通じて、このオモロに登場している「てに」は自然・天体の天空、大空、

<sup>20</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p470、p341、p198、p352、p313、p352

<sup>21</sup> 前掲外間守善校注 『おもろさうし（上）』 p285

<sup>22</sup> 波照間永吉先生の授業で指摘していただいたこと。

更に宇宙をも指していることがわかるだろう。

以上、例1と例2をみてきた。これらの用例では天空、大空を意味する「天」を含む語が見られている。このような類似している例は、他にもみられる。例えば、巻5-212の「天に、てる、てだ」が挙げられる。

[例3]

巻5-212 一 首里の、てだと、  
           天に、てる、てだと、  
           まちゆに、ちよわれ  
 又 みかなし、てだと、  
           てにゝ てる、てだと  
 又 てだ、いちろくと  
           てにゝ、てる てだと  
 又 てだ、はちろくと、  
           てにゝ、てる てだと<sup>23</sup>

このオモロは国王をテダと重ねて、敬愛する国王様を讃美するオモロである。「首里のてだ」と「天にてるてだ」とが対になっている。「首里の、てだ」は首里の太陽ということで、すなわち国王を指している。「天にてるてだ」は天上に照っている太陽を指している。つまり、「太陽と王を重ねて、太陽を讃美し、太陽とともに有ることは、王の永続性を願うことにつながる。」<sup>24</sup>という。

「く」は接尾敬称辞であり、「てだ、いちろく」と「てだ、はちろく」は国王の美称となっている。各地の有力者である按司、または国王を「てだ」と称したり、謡ったりすることがオモロの一特徴であると言える。知名定寛氏は「按司や国王が太陽と対置されたり、あるいは太陽と称されていたことは、その地位や権力を太陽と結びつけることによって神聖化・正当化しようとする思想が存在していたことを意味している。」<sup>25</sup>と指摘している。このオモロからも、国王と太陽との緊密な繋がりが窺える。

一方、そのテダは単独に謡われているのではなく、「てに」(天)と一緒に謡われている点が重要であると考えている。すなわち、反復句の「てにゝ、てる、てだ」という表現が目される。「てだ」が天上に照っていることが強調されるように読み取れる。天に照る太陽は物理的な空間に存在し、照り輝いて、この世を暖かくする。それとこの地上の国王様が対比的に、あるいは同列・並列的に謡われている。このオモロでは、太陽を

<sup>23</sup> 前掲外間守善校注『おもろさうし(上)』 大意：首里の敬愛する国王様と、天に照っている太陽神と、心をつなげてまします。てだ一郎子、てだ八郎子(国王)と、天に照っている太陽神と、心をつなげてまします。 p158

<sup>24</sup> 中本正智／比嘉実／クリス・ドレイク 「おもろ鑑賞—琉球古謡の世界」 連載・69回 月刊『言語』 言語編集部 大修館書店 1990年6月号 p19

<sup>25</sup> 知名定寛 『沖縄宗教史の研究』 榕樹社 1994年 p181

表現する際に、天に照っている太陽と表現しており、「天」も重要視されている点は留意しなければならない。オモロの人は、テダに対して神聖視する観念を持つことから、「天」に対しても一種の格別な感情を持っていると推測できよう。つまり、「天」が高所にある、聖性を帯びている性格が読んで取れる。また、地上世界にあつて神聖視される「首里」と対応するのは「天」であることも覗えるだろう。これらの分析を通して、このオモロにみられる「天にてるてだ」の「天」は自然・天体としての天空であることが明確である。同時に、国王を天に照る太陽に喩えることから、「天」に関連する観念が意識されているといえる。池宮正治氏は「テダは近世に入っても国王を意味したが、この『てだ』という語は、天地を主宰する神・天帝や太陽を意味する漢語の天道（てんだう）から出てテダとなって出回ったものである。」<sup>26</sup>と指摘している。

以上、自然の天体、すなわち天空、大空を意味する事例をみてきた。紙幅の都合上、ここで全例を掲げることにはできない。他に例えば巻10-537、巻13-882番の「あやのてに」は、美しい天という意味であり、ここでの「てに」も自然の天体の天空を指している。このように、「てにちよためかちへ」（巻1-39）、「あやのてに」（巻13-882）、「あやの天」（巻13-980）、「てにうへつくぎやめ」（巻11-624）、「天におゑつくぎやめ」（巻12-713）、「てににおゑつくぎやめ」「てににおいつくぎやめ」（巻21-1482）等、自然の天体、天空を意味する用例が少なからずみられる。これらの用例を纏めれば、以下ようになる。なお、「あやのてに」と「あやの天」のように、同一語を異なる語形で表す場合がある。

#### 〈自然の天空を意味する〉

【てに・から・わ】5-222

【てに・に・てる・ほし】8-418

【天・に・てる・てだ】（てに・に・てる・てだ）5-212

【てに・うへつくぎやめ】11-624

【天・に・おゑつくぎやめ】（あめ・に・もいつくぎやめ）12-713

【てに・に・おゑつくぎやめ】（てに・に・おいつくぎやめ）1-1482

【あや・の・てに】13-882、10-537、

【あや・の・天】13-980

【てに・ち・よためかちへ】1-39

【天地・よためかちへ】6-342

【てに・の・てだ】12-659

【あお・の・てに】21-1502

【天・ちよく・とよみ・よつる】7-371

<sup>26</sup> 池宮正治「琉球国王の神号と『おもろさうし』」日本東洋文化論集(11) 1-27 2005年 p5 琉球大学学術リポジトリ <http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp:8080/bitstream/123456789/2396/>

## 3-2 抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する「天」

前項では自然の天空を意味する用例を検討してみた。実在する自然の天空に対して、実在しない、想念上の観念に関する用例はどうなっているだろうか。以下、その具体例をみてみよう。

## [例4]

卷1-122 一 きこゑ大ぎみが、  
 天の、いのり、しよわれば、  
 てるかはも、ほこて、  
 おぎやかもいに、  
 しま そゑて、みおやせ  
 又 とよむ せだかこが

このオモロは戦争の勝利を予祝するオモロとされている<sup>27</sup>。「てるかは」は「太陽神のこと」<sup>28</sup>を指している。「ほこて」は現代日本語の「誇る」と少し異なるが、沖縄古語の中で「喜ぶ。祝福する。誇らしく思う。得意に思う。」<sup>29</sup>という意味になっている。「おぎやかもい」の「おぎやか」は尚真王の尊称で、「おもひ」は接尾敬称辞であり、このオモロの中では尚真王の称号と考えられる。「そゑて」は「そえて」であり、元の形である「そえる」は「治める。支配する」の意で、従って「しま、そゑて」は島を治めて、支配して、という意味になる。「しま、そゑて」の「しま」について、このオモロでは「しま」と記しており、ほぼ同じ内容が謡われる巻1-4番のオモロでは、「かさり」と記載している。「かさり」（笠利）は奄美大島笠利を指して、「しま、そゑて」というのは奄美大島を征伐することを指していることを、岩波文庫『おもろさうし』が指摘している<sup>30</sup>。しかし、このオモロにおいては「かさり」という表記は一切みられない。本稿はこの問題について詳しく議論しない。「しま」の征伐の勝利を予祝する「天のいのり」ということを注目したい。[例4]のオモロと非常に似ているオモロがある。

卷1-4 一 きこゑ大ぎみぎや、  
 てにの、いのり、しよわれば、  
 てるかはも、ほこて、

<sup>27</sup> 内容的には「名高く霊力豊かな聞得大君が天の祈りをし給えば、太陽神も喜び祝福し給うておられる。尚真王様に笠利（奄美大島）を討って奉れ。（戦勝予祝の国家的儀礼のおもろ）」となっている。前掲外間守善校注『おもろさうし（上）』p108

<sup>28</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p445 「かは」はカーの音を表記したもので、「ふつか」「みっか」の「か」と同源である。

<sup>29</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p594

<sup>30</sup> 前掲外間守善校注『おもろさうし（上）』p108

おぎやかもいに、  
 かさり、うちちへ、みおやせ  
 又 とよむ せたかこが

このオモロは〔例4〕のオモロと構造的にほぼ同じであることが分かるだろう。その大意とは、「名高く靈力豊かな聞得大君が、天の祈りをし給うたからには、太陽神も喜び祝福し給うておられる。尚真王様に笠利（奄美大島）を討って奉れ。（大島討伐の戦勝予祝のおもろ）」<sup>31</sup>とある。

「てにのいのり」とは「天のいのり」、つまり「天の祈り」という意味である。では、「天のいのり」というのは天への祈りなのか、または天の神への祈りなのか。外間守善校注『おもろさうし（上）』では、「天のいのり（天の祈り）」は「天の神に対する祈り」<sup>32</sup>であると解釈している。「天の、いのり、しよわれば」は「天の神に対して、お祈りをなされば」という意味になる。

『おもろさうし』にみる「～のいのり」の用例を確認してみる。〔例4〕にみる「天のいのり」の他、「てにのいのり」（天の祈り）、「いへのいのり」（威部の祈り）、「いべのいのり」（威部の祈り）、「せんのいのり」（千の祈り）がある。また、「つかさいのり」（司の祈り）、「みしまいのり」（御島の祈り）がある。『おもろさうし辞典・総索引』によれば、「いへのいのり」は「いべのいのり」と同じ、威部での祈りと解釈できる。威部は神聖なる場所という意である。そして、「せんのいのり」はたくさんのお祈りの意、「つかさいのり」は神女の祈りの意、「みしまのいのり」は御島の繁栄を祈るためのお祈り、みしまは首里のことであるという<sup>33</sup>。

以上の用例を参考すれば、「天のいのり」は、①「天」でのいのり、②「天」へのいのり、③「天の神」へのいのり、と解釈することが可能である。まず、「天」でのいのりにはならないだろう。そして、また最初の疑問に戻るが、すなわち「天」へのいのり、また「天の神」へのいのり、のどちらになるかという問題である。

まず、「天」へのいのりになる場合を検討しよう。「天」へのいのりであれば、天そのものへのいのり、つまり「天」への信仰になると考えられる。もっといえば、「天」そのものを一般神仏として信仰するようになる。ところが、「きこゑ大ぎみが、天の、いのり、しよわれば」があるように、「天のいのり」という行為は聞得大君によるものであることがわかる。豊見山和行氏は、これは「聞得大君による天への祈願行為」<sup>34</sup>であると指摘している。また、同指摘では、「近世の琉球社会において天は神仏一般と同じ程度に崇拝される対象にすぎなかった。ただし、聞得大君や神女にとって天への拝礼はやや位相が異

<sup>31</sup> 前掲外間守善校注 『おもろさうし（上）』 p16

<sup>32</sup> 前掲外間守善校注 『おもろさうし（上）』 p108

<sup>33</sup> 仲原善忠・外間守善著 『おもろさうし辞典・総索引』第二版 角川書店 1978年 p199、p223、p311

<sup>34</sup> 豊見山和行 『琉球王国の外交と王権』 吉川弘文館 2004年 p235

なるものであった」<sup>35</sup>と氏は述べている。では、この聞得大君による「天」への祈願行為は王府レベルの「祭天」儀礼行為の一種であろうか。

前章でみてきたように、王府レベルの祭礼の中に、「天壇之御拝」、「朝拝之規式」、「天地御祭」等の「天」に関わる祭礼は存在したが、その祭礼の内質は中国の天子による「祭天儀礼」と異なっていることが明らかになった。これらの祭礼は殆ど中国の礼法に倣った、中華風の祭礼であるといえる。そして、重要なのはこれらの祭礼に関する記述に聞得大君は登場しない。つまり、例4のオモロにみる聞得大君による「天のいのり」は、「祭天」儀礼行為と同一視できない。

また、『おもろさうし』には「天の祈り」という用例は2例しかない。（「天のいのり」と「てにのいのり」）。つまり、「天のいのり」という行為は一般的ではないと推測できる。さらにいえば、「天」そのものへの信仰があまりみられない。それゆえ、このオモロの「天のいのり」は、「天」そのものへの祈りではないだろうと判断できる。

「天」そのものではなく、「天」にあるものが対象になりやすいだろう。「天の、いのり、しよわれば、てるかはも、ほこて」があるように、「天」へ祈れば、「てるかは」（太陽神）が喜び祝福をするという。ここでは、「天」と「太陽」（太陽神）の関連性が示唆的であると言ってもよいだろう。また、「いのり」という表現から、その対象は神格化したものでなければならない。ここの「てるかは」は物理的な太陽を指しているのではなく、太陽を神格化した表現、すなわち太陽神を指していることが推測できる。太陽は天上に照っている特徴から、「てるかは」（太陽神）の在所も天上世界にあることは容易に連想できる。

さらに、『おもろさうし』にみる「いのて」（祈て）の用例を確認してみれば、巻3-96、巻7-357、巻12-723等では、太陽神への祈りとなっている用例がある。他に、巻1-38、巻3-95等では、御嶽の神への祈りという用例もある。これらの用例からは、オモロの中で、太陽神や御嶽の神へのいのりは普通であると考えてもよいだろう。これらのことを総合して考えると、例4の「天のいのり」は、太陽神へのいのりである可能性は極めて大きいだろう。

前にふれたとおり、外間守善氏は「天のいのり」は「天の神のいのり」と解釈している。ところが、「天の神」とは何の神であるかについてははっきりしない。『おもろさうし』にみる「天」を含む語の抽出結果からみれば、オモロの中で、「天神」あるいは「天の神」というような表現は見あたらない。つまり、外間説の「天の神」は太陽神であると考えたほうが妥当ではなかろうか。神聖なる太陽神の居所は「天」にあり、その「天」も神聖的な空間として観念されていると考えられる。このように、「天」の観念に関わったオモロの神観念の一側面も窺える。

ここで重要なのは、「天のいのり」から連想する「天上世界」の観念である。太陽は「天」にある。太陽神は「天上世界」にいる。ここでは、抽象的な概念として、想念上の空間

<sup>35</sup> 前掲豊見山和行 『琉球王国の外交と王権』 p241

「天上世界」が観念されていることが明らかである。

[例5]

卷7-362 一 あけどまが、たてば、  
 天の うち、  
 けおの うちは、おしあけて、  
 てるかはが、きよらや、てりおそう、  
 だしま、まぶりやべら  
 又 あけだちが、たてば  
 又 きこへ大ぎみぎや、  
 しよりもり、ちよわる、  
 かいなであぢおそい  
 又 とよむ せだかこが  
 まだまもり ちよわる  
 又 きこゑ、大ぎみぢよ、  
 てだ、てるかはと、  
 とごゑ、やりかわちへ

このオモロは、「明け方になると、太陽神のまします天の内、京の内を押し開けて、名高く霊力豊かな聞得大君が、首里杜、真玉杜にまします、撫でいつくしむ国王様を守ります。聞得大君と太陽神が美しく照り、守護するこの国を守りましょう。」<sup>36</sup>と解釈されている。

「あけどま」は「明け方。暁の事。『どま』は時を表す接尾辞」<sup>37</sup>である。その対語は「あけだち」である。「てるかは」は太陽神のことで、「てりおそう」（照り襲う）は「(太陽)があまねく照りわたる。照り渡って守護する」<sup>38</sup>という意味になる。「だしま」は「だいしま(大島)」、大きな島という意味で、島に対する美称である。「きこへ大ぎみ」と「しよりもり」はオモロに頻りに謡われている。「きこへ大ぎみ」の対語は「とよむせだかこ」であり、「しよりもり」の対語は「まだまもり」である。「とごゑ」とは「とをごゑ」、「声。掛け声。音信。美しい声。美しいことば。『十』は美称辞。」ということである。「やりかわちへ」は「やりかわす」からきた表現で、「(声や視線などを)互いにかわす」という意味で、「とごゑ、やりかわちへ」というのは「声を互いに遣わし合って。心を通わせて」<sup>39</sup>という意味になる。

このオモロでは、「天のうち(天の内)」が謡われている。その対語は「けおのうち」

<sup>36</sup> 前掲外間守善校注 『おもろさうし(上)』p251

<sup>37</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p14

<sup>38</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p444

<sup>39</sup> 前掲外間守善校注 『おもろさうし(上)』p252

であり、「京の内」とも書く。その意味について、「祭場の名。広義には首里王城のことをいい、狭義には、首里城の南西隅にある神祭りが行われた聖域（しけ、ましけともいう）をさす。石垣で囲まれ、三つの御嶽があった。その外の広場に首里杜・真玉杜がある。」<sup>40</sup>と『沖縄古語大辞典』は説明している。仲原善忠氏によれば、「天上はオボツ（対語カグラ）という。君々（神々）は、オボツの京の内から、地上の京の内（首里城の西南隅）に天降りする。」<sup>41</sup>という。波照間永吉氏は『『おもろさうし』に現れるケオノウチは、首里城および首里城内の聖域と強く結び付いた名称であった」、ケオノウチは、「聖空間の性格が現れている」<sup>42</sup>と指摘している。つまり、「けおのうち」は神聖な空間や場所を指している。

また、「けおのうち」について、巻12-723のオモロでは、「けおのうち」において、聞得大君による太陽神への祈願について謡っている。その例を簡単にみってみる。

巻12-723 一 きこゑ大ぎみぎや  
 けおの、うちの、もちよろ、  
 みしま、いので、  
 あんしおそいにみおやせ  
 (中略)  
 又 てるかはは、のだてゝ、  
 いしきよらは、あかなて  
 又 てるしのは、のだてゝ、  
 ぶさちは や、しなて、  
 又 あぢおそいと、よきやて、  
 あまこ、あすで、あわちへ

「みしまいので」について、御島は首里のことを指しており、つまり首里の繁栄を祈るということである。このオモロの大意について、外間守善氏は次のようにまとめている。名高く霊力豊かな聞得大君が守護する、王城内の京の内、もちろん内のきらめき輝いて美しいことよ。大君、君々神女はお祈りをして、稲穂の実りを守り育てて、豊作にしてください。神遊びをして、国王様と行き会って、眼を合わせて心をついにします。首里王城の安泰を祈って、国王様に末長き幸福を奉れ。

「けおのうち」は神女が天降りする場所でもある。神女は「天上世界」の「オボツ・カグラ」から「おぼつせち」と「かぐらせち」を持って帰って、王に奉じるのである。<sup>43</sup>

<sup>40</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p264

<sup>41</sup> 前掲『仲原善忠全集 第二巻』p176

<sup>42</sup> 波照間永吉『南島祭祀歌謡の研究』砂子屋書房 1999年 p944、p957

<sup>43</sup> 池宮正治「王と王権の周辺—『おもろさうし』にみる—」池宮正治著作選集1『琉球文学総論』編者：島村幸一 笠間書院 2015年 p192

本稿で注目したいのは、「けおのうち」で太陽神へ祈願することである。「けおのうち」の対語は「天のうち」であり、そうすると「天のうち」で太陽神を祈願することになる。この「天のうち」は「天上世界」にある神聖な空間として想念されている。これは例4にみる「天のいのり」とも関連するように思われる。例4の「天のいのり」は太陽神へのいのりであると考えるが、例5では「天のうち」で太陽神へ祈願するという。両者いずれも「天」と太陽の関係性を表明している。これについて、末次智氏は「京の内庭における『天』とは太陽ということであった。」<sup>44</sup>と指摘している。氏は、「天」と太陽の関係性を指摘したが、「天」の観念についてとくに触れていない。

例5のオモロにおいて、「天のうち」という聖なる空間と対応して、王城内の聖空間「けおのうち」がある。比嘉実氏は『『京の内』は天上と城内の祭場を媒介する空間と見たほうがもっと適切かもしれない』<sup>45</sup>と述べている。

オモロの世界では、「神はまず天上の他界から降臨し、そして村の聖地へ来訪するという想念があった」<sup>46</sup>という。このことについて、外間守善氏は、沖縄では村落レベルに伝わるオボツ・カグラは聖域であり、来訪神が最初に足がかりをすところとしての観念がまず古来にあったと考えている。そして、貴族レベル、国家レベルにおけるオボツ・カグラの信仰は「意識的に天上に押し上げられ」、「中国の道教の影響を受けた知識人、あるいは日本神道の影響を受けた知識人たちによって、王権強化思想として育てられていったものである」<sup>47</sup>と指摘している。

また、波照間永吉氏はオモロでは「水平的移動による神の来訪が多く伝えない」ため、「天上他界観が優勢となっているということ」<sup>48</sup>を指摘している。

以上みてきたように、オモロの世界観の中で、「けおのうち」に対応して「オボツ・カグラ」という想念上の「天上世界」が存在している。例5の場合では、「けおのうち」の対語は「天のうち」となっている。従って、「天のうち」は「オボツ・カグラ」との関連性も示唆的であるといえる。

ようするに、「けおのうち」と「オボツ・カグラ」の対応関係からみて、ここの「天のうち」は想念された、聖性を帯っている空間であることが推測できよう。さらに、「天」の語を含んでいることから、「天のうち」は抽象的な「天上世界」を意味していると考えられるだろう。少なくともオモロの世界では「天」に関する観念を有していたことがうかがわれる。

<sup>44</sup> 末次智「京の内庭史考—首里城の起源と久高島—」 沖縄国際大学南島文化研究所紀要『南島文化』第32号 沖縄国際大学南島文化研究所 2010年 p69

<sup>45</sup> 前掲 中本正智／比嘉実／クリス・ドレイク 「おもろ鑑賞—琉球古謡の世界」 連載・68回 月刊『言語』1990年5月号 p20

<sup>46</sup> 玉城政美『琉球歌謡論』 弧琉球叢書8 砂子屋書房 2010年 p154

<sup>47</sup> 外間守善『南島の神歌』 中央公論社 1994年 pp.265～266

<sup>48</sup> 波照間永吉『『おもろさうし』の神出現の表現—『おもろさうし』の神々と王権』 波照間永吉編『琉球の歴史と文化—『おもろさうし』の世界』 角川学芸出版 2007年 p153

## [例 6]

卷 21-1502 一 まごろこが、もちなし  
 よりあげ、もり、おれわちへ、  
 で わん、わん、かぐら、ぎやめ、とよま  
 又 なよくらは、  
 すづなりは、もちなちへ  
 又 なさが、ぜん、  
 おやが、ぜの、このみ  
 又 もゝがめは、  
 やそがめは、すへて  
 又 あおの、てにの、  
 たま、すだり、まき、あげて  
 又 けおの、うちの、  
 いと、すだり、まき、あげて  
 又 なよくらが、うざししよ、  
 よらぶさは、おろちやれ

岩波文庫本『おもろさうし』は、このオモロについて次のように解釈している。「真こ  
 ろ子様のもてなしであるよ。寄り上げ杜に降り給いて、いざ、私は、天の上の神座まで  
 鳴り轟こう。なよくら神女を、鈴鳴り神女を、もてなしてお祝いをしよう。父なるお方  
 が、親なるお方が、酒を作り、百甕を、八十甕を据えて、天上の玉簾を巻き上げて、京  
 の内の糸簾を巻き上げて、お祝いをしよう。なよくら神女の御命令でこそ、よらぶさ神  
 女をおろしたのだ。」<sup>49</sup>

このオモロについて、波照間永吉氏は「このオモロでは、立派な男のもてなしで、ナ  
 ヨクラ神が天上世界のケオノウチの糸簾を巻き上げて、ヨラフサをおろした、と謡って  
 いる」<sup>50</sup>と述べている。つまり、外間説と異なって、「なよくら」は神女ではなく、神様  
 であると主張している。

注目したいのは「あおのてに」（青の天）という「天」を含む語である。まず、その次  
 の句「たま、すだり、まき、あげて」があるように、玉簾を巻き上げることが謡われて  
 いる。天上に「たま、すだり」があることから、ここの「天」は自然天体の天空ではな  
 いことがわかる。さらに、「まき、あげて」という動作から、ここの「天」は抽象的な、  
 想念上の天上世界をさしていることが推測できよう。

また、次の「けおの、うちの、いと、すだり、まき、あげて」をみれば、「あおのてに」  
 の対語は「けおのうち」であることがわかる。例5のオモロでも触れたように、「けおの

<sup>49</sup> 前掲外間守善校注『おもろさうし（下）』 p416

<sup>50</sup> 波照間永吉『南島祭祀歌謡の研究』 砂子屋書房 1999年 p 948

うち」は広義には首里王城のことをいい、狭義には、首里城の南西隅にある神祭りが行われた聖域（「しけ」、「ましけ」ともいう）をさすのである。例5で考察してきたように、「けおのうち」と対応しているのは「オボツ・カグラ」と「天のうち」であることから、ここの「てに」は想念世界にある神聖な空間、すなわち「天上世界」を指していることが推測できる。「けおのうち」について、波照間氏がさらに、「対語『青の天』に明らかのように、ここのケオノウチが天上世界のそれを想定している」<sup>51</sup>と指摘している。

「あおのてに」という表現について、仲松弥秀氏は神の世界とは「青い鳥、青い山脈などという言葉で表現される『青の世界』」<sup>52</sup>であると述べている。つまり、「青」は神聖的な空間に繋がる言葉であることがわかる。神のいる世界は「青の世界」であるように、オモロの世界では「あおのてに」は神聖なる空間として観念されることがいえる。

そして、「けおのうち」にいらっしゃるのは神であることから、このオモロに出現する「あおのてに」にいらっしゃるのも神女ではなく、「天」の神であることが推測できる。このオモロにおいて、ナヨクラ神様が天の簾を巻き上げて、ヨラフサをおろしたと謡われており、「あおのてに」は神の在所、神聖な天上世界であることが明らかである。また、「おろす」という表現から、神様は高所にいらっしゃるという垂直の神観念が窺える。オモロの世界の中で垂直的な信仰観念はオボツ・カグラ以外、「天」にまつわる信仰観念も存在していることが重要である。

前述したとおり、オモロの世界では、常に地上世界と対応している「天上世界」—「オボツ・カグラ」が想念されている。「ニライ・カナイ」、「アマミヤ・シネリヤ」とともに、「オボツ・カグラ」はオモロの世界において極めて重要な他界観の一つである。では「オボツ・カグラ」の観念と「天」とはどんな関係があるのか。

紙幅の関係上、本稿は「オボツ・カグラ」について詳しく論じないが、「天」の観念を究明するための比較対象として簡単に触れたい。「オボツ・カグラ」はもともと一語ではない。その「語義は明らかでないが、オボツはウビチの表記で、忌み地、聖地を意味するらしい。カクラは神クラ、神の座という説」<sup>53</sup>がある。『沖縄古語大辞典』では、「オボツ」は「天上の神の在所、神のいます所という意で天上をさす、地理的空間ではなく観念的な空間で」<sup>54</sup>あり、「カグラ」は「天上の神の在所。神くら。神の座。地上に対応して観念化された天上世界のこと」<sup>55</sup>であると解釈している。自然、天体としての「天」と区別して、オボツ・カグラは抽象的な天上世界であると考えられている。「カグラ」は「天上にあるとおもろでは観念され、神聖な空間で、神々、精霊の原郷とされている。」<sup>56</sup>という。『中山世鑑』巻1

<sup>51</sup> 前掲波照間永吉『南島祭祀歌謡の研究』p 948

<sup>52</sup> 仲松弥秀「琉球弧の信仰」著者代表：谷川健一 海と列島文化 第6巻『琉球弧の世界』小学館 1992年 p307

<sup>53</sup> 仲原善忠『仲原善忠全集 第二巻』沖縄タイムス社 1977年 p177

<sup>54</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p 153

<sup>55</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p 184

<sup>56</sup> 前掲中本正智／比嘉実／クリス・ドレイク 「おもろ鑑賞—琉球古謡の世界」連載・74回 月刊『言語』1990年11月号 p12

の「琉球開闢之事」では「ヲボツカグラノ神ト申スハ、天神也」と記している。すなわち「オボツ・カグラ」の神は「天神」である。

「オボツ・カグラ」の用例はオモロに多くみられる。「オボツ」だけでも巻4-174番、巻11-559番、巻11-625番、巻12-654番、巻12-742番、巻14-1007番、巻21-1411番、巻21-1468番、巻21-1486番、巻21-1499番等が挙げられる。一例をみってみる。

巻22-1523 一 きこゑ、大きみが  
おぼつ、せぢ、おるちへ、  
あんじ、おそいよ みまぶて、  
きみべや、おぼつ、より、かへら  
又 とよむ せだかこが、  
かぐら、せぢ、おるちへ

このオモロの大意は、「聞得大君が天上世界であるオボツの靈力を降ろして、国王様を守護する。そして、君々神女は豊かな靈力を身につけて、オボツから王城へ帰ろう。」<sup>57</sup>となっている。

『沖縄古語大辞典』では「おぼつせぢ」を「天上の靈力」<sup>58</sup>である、と解釈している。つまり、「おぼつ」は「天上」という意味である。その対語は「かぐらせぢ」となっている。オモロの世界で、「オボツ・カグラ」は「王権守護のために神の赴く聖なる他界であり、セヂ（靈力）の源泉地」<sup>59</sup>として信じられている。「おぼつせぢ おるちへ」は、聞得大君が「おぼつせぢ」、いわゆる「天上」の靈力を降ろしたと謡っている。次の「あんしおそいよみまぶて」というのは、国王様を守護する意である。要するに、国王を守護するせぢ（靈力）が「オボツ・カグラ」に求められている。

このオモロの「きみきみや おぼつより かへら」は、君々は「オボツ・カグラ」からこの世界へ帰るといふふう理解できる。つまり、この「おぼつ」は「王とその配下の者を守るために君神が赴く世界であり、神はこの他界からこの世界に『かへる』（帰る）」<sup>60</sup>場所である。

「オボツ・カグラ」は天上他界であるという観念は、「沖縄島と周辺の島々および奄美諸島にみられるもので、宮古や八重山には至っていない。」<sup>61</sup>と波照間永吉氏は指摘している。さらに、「この他界観が王権と関わり、中央から地方へと伝播していったものであることが推測できるだろう。あるいはこの他界観は、もともと北方的なもので、北部琉球出自（第一尚氏は伊平屋島、第二尚氏伊是名島）の王権が誕生することにより、琉球

<sup>57</sup> 外間守善『南島の神歌』 中央公論社 1994年 pp.262～263

<sup>58</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』 p.153

<sup>59</sup> 波照間永吉『『おもろさうし』から何を讀みとるか』p.69 波照間永吉編『琉球の歴史と文化—『おもろさうし』の世界』 角川学芸出版 平成19年

<sup>60</sup> 波照間永吉 放送大学平成25年度対面授業 『『おもろさうし』の世界』レジュメ pp.35～36

<sup>61</sup> 前掲波照間永吉 放送大学平成25年度対面授業 『『おもろさうし』の世界』レジュメ pp.35～36

一円にあった普遍的な水平他界の上に、王権と関わる他界として加上されたものとも考えられる。」<sup>62</sup>と氏は述べた。

ところで、「オボツ」は必ず天上他界ではないという観点もある。仲松弥秀氏によれば、「オボツ山・オボツ嶽は、奄美・沖縄諸島で、集落の腰当て杜として広く分布し、この杜に来訪神が最初に足がかりする」<sup>63</sup>と指摘している。湧上元雄氏は、オボツは「御嶽の神霊の憑依する聖所または霊石霊木を意味するイベ、イビ、ウブ、オブと同義で、オボツ山は山中または山上他界といえる。」<sup>64</sup>と指摘している。仲松弥秀氏は、「少なくとも琉球弧におけるオボツは、天上とか、地上とか、あるいは、海のかなたとかいった限定された空間的な場所をさすのではなく、たんに『神の居所』、沖縄諸島における『御嶽』と解してよいのではないかと思われる。」<sup>65</sup>と述べている。

以上のことをみて、オモロにみる「オボツ・カグラ」は、地上の観念と対応するために構造された想念上の「天上世界」である特徴が注目に値する。これと比べてみると、「天」が想念上にある「天上世界」を意味する以外に、目にみえる物理の空間としての天空、大空をも意味する。

一方、例4でみてきたように、「天」を含む語を以て聖なる空間、「天上世界」を表現する用例を確認できるが、その数は少ない。これは、「天」の観念の外来性を物語っているだろう。外間守善氏は「おもろの中で尚真の頃になり、特に中央において、ニルヤ・カナヤ（海の彼方の楽土）の神々を想定する世界観の上に重ねてオボツ・カグラ（天上）の神が出現する世界観が強調されてくるし、地上と天上とを結ぶ垂直構造の世界観が、ぬきさしのならない形で組み上がっていくのを見ることができからである。」<sup>66</sup>と述べている。おそらく、「天」の観念が入ってきて、それが代表する垂直的な世界観を、古琉球の人々は「オボツ・カグラ」という在来の観念を以て表現したのではないか。

以上みてきた三首のオモロには抽象的な「天上世界」が語られていたことがわかる。自然の天体の「天空」と対比的で、神様の在所として、あるいは想念世界にある神聖な空間として、抽象的な「天上世界」が想念されていたことが明らかである。「天のいのり」等のような表現から、オモロの世界では「天上世界」、「天」を神聖視する観念を有していると言える。抽象的な「天上世界」を意味する用例を纏めれば、以下のようなになる。

〈抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する「天」〉

【てに・の・いのり】1-4（【天・の・いのり】1-122）

【ぢ天・の・せぢ】4-160

【天・の・うち】7-362

【天・とゞろ】10-511

<sup>62</sup> 前掲波照間永吉 放送大学平成25年度対面授業 『『おもろさうし』の世界』レジュメ pp.35~36

<sup>63</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p.154

<sup>64</sup> 湧上元雄『沖縄民俗文化論 祭祀・信仰・御嶽』榕樹書林 2000年 p.350

<sup>65</sup> 前掲仲松弥秀『琉球弧の信仰』p.310

<sup>66</sup> 外間守善『沖縄文学の世界』角川書店 1979年 p.92

【あおのてに】21-1502

### 3-3 天下、世の中を意味する「天」

『おもろさうし』の「天」を含む語の中で、最も頻繁に出現するのは世の中、あるいは「天下」を意味する語である。「天下」は「天」の下ということで、そのうちさらに①天の下に広がるすべての空間。世界全部。また、この世。あめのした。②この国全部。一国全体。国家。国中。③世間。世の中。④一国の政治。万機。また、国を支配する権力。等のような解釈がある<sup>67</sup>。本稿最初に触れた『沖縄古語大辞典』の「天」についての解釈の中には、「時のめぐり。世の中。全世界。」という解釈がある。この解釈は漢文の「天下」の意味とほぼ同じである。つまり、天の下の空間、全世界を意味する。では、『おもろさうし』に「天」の下の空間を表す時に、どう表現しているのか。それは具体的にどのように謡われているのか。そして、それは中国の「天下」思想とどのような関連を持つだろうか。

以下、典型例を挙げながら分析していく。

『おもろさうし』の巻1-1には「てにがした」という「天」を含む語がみられる。

#### [例7]

巻1-1

一 きこゑ大きみぎや、  
おれて、あすび、よわれば  
てにが、した  
たいらげて、ちよわれ  
又 とよむ せだかこが  
又 しよりもりぐすく  
又 まだまもりぐすく

このオモロは神になりかわった聞得大君が、「国王に国を治める靈力を授ける国家的儀礼のおもろ」<sup>68</sup>とされている。聞得大君は琉球王国時代の最高神女のことであり、聞得大君は祭祀儀礼の中で非常に重要な存在であることがよく知られている。聞得大君は「みずから神として降臨し、あるいは靈力を操作して、儀礼のなかで、国王にセジや果報や生命力などをさずけて王権を宗教的に強化する。その他に、王家の繁栄、臣下の守護、農作豊穰、航海安全など、国家の諸事象を宗教的に守護することが聞得大君の任務であ

<sup>67</sup> 日本大辞典刊行会編集 『日本国語大辞典 第十四巻』 小学館 1975年 p307

<sup>68</sup> 前掲外間守善校注『おもろさうし(上)』 大意：名高く靈力豊かな聞得大君が、首里杜ぐすく、真玉杜ぐすくに降り、神遊びをし給うたからには、国王様は天下を安らかに治めてまませ。(太陽神に成り変わった聞得大君が、国王に国を治める靈力を授ける国家的儀礼のおもろ) p14

る」<sup>69</sup>。その対語は歌の後半に出現している「とよむせだかこ」（鳴響む精高子）である。「おれて」とは神が天上世界から降りて、「あすび」とは「神遊び。祭祀の場では、夜籠りして祈願する際などにオモロを謡い舞う意に用いられた」<sup>70</sup>。「よわれば」は敬語「おはる」+助詞「は」から変化したもので、「おほる」は「いらっしやる。居る、行く、来るの尊敬語」<sup>71</sup>であり、尊敬の意を表す。「きこゑ大ぎみぎや、おれて、あすび、よわれば」は、すなわち聞得大君が神遊びをする、という意味である。

「天が下」というのは、「天の下。世の中のこと」<sup>72</sup>である。「ぐすく」という言葉は沖繩では非常によく知られている言葉である。第2章でふれたように、「ぐすく」は拝所、聖所のことであり、または按司の居城ともされている。オモロの中で、「しよりもりぐすく」は「王都首里にある琉球国王の居城」<sup>73</sup>を指している。「まだまもり」は「しよりもり」の対語であり、「まだまもりぐすく」も首里城のことを云う。

このオモロは、聞得大君が首里城で神遊びをして、国王様に靈力をさずけることについて謡っている。国王がその靈力を以て世の中を平和に治まって、国が豊になると謡っている。

このオモロから国王が統治している範囲を「てにがした」と考えていることがわかる。では、「てにがした」（天下）は中国の政治思想でもある「天下思想」と同じだろうか。

中国における「天下」は一般に「中国王朝の皇帝が主宰し、一定の秩序原理に支配されている空間」<sup>74</sup>を指している。中国でも古くから帝王が統治している権力範囲は天下であるという思想がある。天下思想は「天」の思想に基づいている。古代中国において「天下思想」は国家統治の基本的な政治思想であり、それによって、王権の正統性を強調した。

ここで、注意しなければならないのは、このオモロで「てにがした」と書いてあるが、「天下」という熟語は使われていない。ただ国王が統治している領域を「てにがした」と表現しており、つまり天の下の空間、世の中という意味である。ここでの「てにがした」は漢文の中の政治意味を帯びている「天下」の観念、すなわち天子の支配領域である「天下」という観念と同一視できない。この「てにがした」は素朴な観念でもあるといえる。「てにがした」の語形で表しているように、「が」は「の」にあたるので、その意味は「天の下」になる。つまり、直観的に「天」の下の空間を指しているのである。

「てにがした」以外、【天・か・した】巻5-231、巻5-262、【てに・か・下】巻12-735、【天・か・下】巻3-97、巻3-119、巻7-351、巻13-835、巻13-846、巻13-877、【天・か・下・の】巻13-824、【天下・した】巻3-151のような表記例もみられ

<sup>69</sup> 前掲『沖繩古語大辞典』 p 225

<sup>70</sup> 前掲『沖繩古語大辞典』 p 21

<sup>71</sup> 前掲『沖繩古語大辞典』 p 145

<sup>72</sup> 前掲『沖繩古語大辞典』 p 447

<sup>73</sup> 前掲『沖繩古語大辞典』 p 340

<sup>74</sup> 王柯 『図説中国文化百華』第13巻 『「天下」を目指して—中国 多民族国家の歩み—』（社）農山漁村文化協会発行「中国文化百華」編集室企画・制作 2007年 p 8

る。次に「天が下」の例をみってみる。

卷7-351 一 大ぎみは、たかべて、  
世ぼこりは、げらへて、  
天が下 なわ かけて、ちよわれ  
又 くにもりは たかべて

このオモロには「天が下」がみられる。このオモロの大意は、「大君神女は、国守り神女を敬い崇べて、王城内に世誇り殿を造営し、国王様は天下に心を掛けて、安らかに治めてまします。」<sup>75</sup>となっている。

「天が下 なわ かけて」は、天の下に縄をかけて、ということであるが、実際に天の下にすべて縄をかけることはできない。これは比喩的な表現であることがわかる。ここの「天が下」は、縄を掛けることができる対象として、すなわち抽象的な概念、国王の統治範囲であることが明らかであろう。国王が縄をかけ操るように、国土、すなわち天下を治める観念が読んで取れる。

これらの例はいずれも世の中、天の下の空間という意味である。国王の権力範囲は「てにがした」等の形で表している。そして、少なくとも首里王府が編纂した『おもろさうし』の世界には「てにがした」のような語で示しているように、「天」にまつわる観念が存在していたことがいえる。

また、天下の思想と王権との関連性について、『おもろさうし』、特にその第一巻は、尚真王の王権の確立、国家基盤の強化のための中央集権、政教一致の支配体制整備などに伴ったもので、王国の理念、国家的論理を反映した編纂意図が透けてみえる<sup>76</sup>と『定本おもろさうし』は指摘している。このことが例7オモロに「象徴的に表現されている」<sup>77</sup>といえる。では、この「てにがした」は漢文表現の「天下」とどのような相違点が存在するのか。オモロの世界では、天の下の空間を表すときに、「てにがした」以外の表現もあるのか。

上に挙げてきたこの第1-1のオモロに非常に類似するオモロがある。

#### [例8]

卷1-32 一 きこゑ、きみおそい、  
おれて、あすび、よわれば、  
てにより、したの、  
せぢ、がほう、みおやせ  
又 せだかきみ、おそいぎや

<sup>75</sup> 前掲外間守善校注 『おもろさうし (上)』 p244

<sup>76</sup> 前掲『定本 おもろさうし』 p13

<sup>77</sup> 同上

又 しよりもりぐすく  
 又 まだまもりぐすく<sup>78</sup>

このオモロの構造は第1巻の第1首のオモロと非常に似ている。「きこゑ」は接頭美称辞で、「きみ」は神女の君々のことで、「おそい」は守護する意味である。「きこゑ、きみおそい」聞得大君のことを指している。その対語は「せだかきみ、おそいぎゃ」である。「しよりもりぐすく」と「まだまもりぐすく」は対語で、首里城のことを指している。「セジ」は霊力で、「がほう」は果報、「良いこと。しあわせ。幸運。繁栄。豊穰。」<sup>79</sup>等を指す。

ここで注目したいのは、「てによりしたの」である。まず「てによりした」は「天より下の空間」であると理解できよう。その後ろに「の」が接続されたことで、「てによりしたの」は「天より下の空間の」という意味になる。さらに続く句は「セジ」と「果報」であり、「てにより、したの、せぢ、がほう、」は天から下のセジ果報、つまり世の中の、世間のセジ果報というふうに解釈できる。

このオモロの中で、「てによりした」という語は天下、世の中を意味している。「てによりした」に格助詞「の」を接続することによって、その解釈も天より下の、すべての空間を指していると解釈できる。このオモロは名高い聞得大君が首里杜ぐすく、真玉杜ぐすくに降りて、神遊びをしていらっしやって、天下のすべての豊かな幸運や繁栄を国王に奉じると理解できよう。

例8のオモロは、聞得大君は「しよりもりぐすく」「まだまもりぐすく」に降り、「てによりした」の「せぢ」「がほう」、すなわち「天下」のセジ果報を国王に奉れ、「天下」、世の中が平和に治まるようにと謡ったオモロである。このオモロにみる「天下」は少し異なる解釈ができる。「天下」を意味する語について、例7のオモロでは国王の支配下にある範囲を「てにがした」、例8のオモロでは「天」より下すべての空間を「てによりした」と表記している。例7にみる「てにがした」(天の下)とは、「天」の下の空間、すなわち世の中の意味がつよく読み取れる。同時に、国王が統治する世の中の意味もある。例8にみる「てによりした」(天より下)では、天より下のすべての空間、その広い範囲を強調しているように理解できる。例7の「てにがした」と例8の「てによりした」はどちらも天の下の空間を指しており、同時に国王の支配領域という意味合いを帯びていると考えられる。しかし、政治的空間より物理的「空間」のほうが一層つよく読み取れるように感じる。つまり、これは中国の政治思想の「天下思想」と異質な部分が存在していることに留意しなければならない。

もう一例をみってみる。

<sup>78</sup> 前掲外間守善校注『おもろさうし(上)』大意：名高く霊力豊かな君襲い神女が、首里杜ぐすく、真玉杜ぐすくに降りて神遊びをし給うたからには、天下の霊力豊かな果報を国王に奉れ。p32

<sup>79</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』 p261

## 〔例9〕

卷5-238 一 あがるいの、大ぬし  
 世そう、せぢ、あぢおそい、  
 天ぎや、した、  
 せぢ やり、やり ちよわれ  
 又 きこへ、くにせりきよ、  
 世そうせぢ、あぢおそい

このオモロの大意について、外間守善氏は「名高い東方の大主、国宣り子様が、お祈りをします。世を守護し支配する霊力を持つ国王様は、天下（国）に霊力を遣った、末長くましませ。」<sup>80</sup>と述べている。『沖縄古語大辞典』によれば、「あがるい」とは「東方。太陽の出る方角。」であり、「あがるいの、大ぬし」はもともと太陽神のことであるが、ここでは「東方の領主。按司の美称。」である。「世そう」の「世」は世の中、世間の意味で、「世そう」とは「世を守護し支配する」意味で、転じて「美称辞的用法として慣用的に使われる」<sup>81</sup>という。「セジ」は霊力で、「世そう、せぢ」とは世の中を守護し、支配する霊力である。「あぢおそい」は按司様の敬称辞で、按司の首領、国王のことを指している。

このオモロにおいても、国王が統治する範囲を「天ぎやした」（天の下）だと認識している考え方が窺える。「天ぎやした」の「ぎや」は、「てにがした」の「が」（口蓋かによる）と同じである。このオモロでは、「天」の下の範囲を「天ぎやした」という形で表している。

以上見てきた3首のオモロには、いずれもセジが登場している。国王が聞得大君から授かったセジ、いわゆる霊力をもって、「天下」（世の中）を治めるという内容は共通している。また、オモロの中において、聞得大君を通して、国王様が神聖な空間からセジ、すなわち霊力を齎たらされた場面が歌われる。その神聖な空間が「天上世界」であると考えられる。この3首のオモロにみる霊力（セジ）の源は「天上世界」に遡ることができる。豊見山和行氏によれば、「オボツセヂ・カグラセヂ、ヂテニセヂ（地天の霊力）は天上に源を持つセヂであるが、それらのセヂは聞得大君や君々を媒体して王へ与えられるという観念を有していた」<sup>82</sup>という。ようするに、「さまざまなセヂ（霊力）のなかで天が重要な位置を占めている」<sup>83</sup>と氏は指摘している。

「天」と「セジ」の関連性が示唆的である。「天」は聖性を帯びる、霊力の源であるという観念が覗えるだろう。このことについてさらに「国王の統治する『おきなハ』の天の下＝琉球世界は、聞得大君のセヂ（霊力）によって加護されているという世界観が明

<sup>80</sup> 前掲外間守善校注『おもろさうし（上）』p170

<sup>81</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p9、p10、p712

<sup>82</sup> 豊見山和行『琉球王国の外交と王権』吉川弘文館 2004年 p235

<sup>83</sup> 前掲豊見山和行『琉球王国の外交と王権』p 235

瞭に示されている」、「少なくとも一六世紀半葉の琉球において天や天下という観念は、セゼの信仰と深く結び付いた観念であったと考えられるのである。」<sup>84</sup>と豊見山和行は指摘している。

国王は世を治め、その支配空間は「天」の下であると認識している観念が窺われる。しかし、中国の天下思想と全く同様ではなく、「てによりした」が示したように、国王が統治する疆土、すなわち政治的空間を「天」より下というふうに表示している。特に王権と緊密に関連していることから、「天」の観念と思想が古琉球の世界観にかつて存在し、重要な役割を果たしたことがわかる。

例7の「てにがした」（天の下）、例8の「てによりした」（天より下）、例9の「天ぎやした」についての考察を通して、オモロの世界の中で「天」の下の範囲、「天」より下の空間、という「天」の観念がはっきり存在していることが検証できた。

オモロの中では、「天下」を意味する語は、「天か下」「天きや下」「天より下」「天下した」「天下おそい」等のような形で示されている。漢語の「天下」というような形を以て出現する事例はない。「天」と「下」のあいだにかならず「が」あるいは「か」「ぎや」、または「より」等の語が入っていることが特徴的である。

言い換えれば、オモロの中では「天下」の観念は存在しているが、体系化した「天下思想」、つまり政治思想としての「天下思想」はまだはっきり成熟していないといえる。また、第1章でふれたように、「吾左治天下」や「治天下大王」等の劍銘にみえるように、日本では5世紀頃に「天下」の観念が存在していた。これらに比べて、オモロには「天下」という熟語は使われていない。例えば、国王の支配下の空間に対して、例7では「てにがした」、例8では「てによりした」、例9では「天ぎやした」を以て表現しており、「天下」という語で表現する例は見られない。繰り返しになるが、「天」の下の範囲は国王の支配範囲だという認識がオモロの世界には存在していた。しかし、中国のように、天子が治める範囲を「天下」と呼ぶという成熟した政治思想としての「天下」の観念はまだ成立していないといえよう。

以上、世の中、「天下」を意味する用例を考察してきた。「天」が登場するオモロの中で、「天下」を意味する語例が最も多い。それは、「てにがした」、「てにぎやした」、「てによりした」等の形でオモロの中に登場する。漢語あるいは熟語としての「天下」を以て出現する例は殆どない。「天」と「下」の間に助詞が入っていることが特徴的である。これらの語を纏めれば、以下のようなになる。なお、「てにがした」と「天かした」、「てによりした」と「天より下」のように、同一語ではあるが、異なる語形で記された場合はそれぞれ挙げている。

#### 〈天下、世の中を意味する「天」〉

【てに・が・した】1-1

【天・か・した】5-231、5-262

<sup>84</sup> 前掲豊見山和行 『琉球王国の外交と王権』 p236

【てに・か・下】12-735

【天・か・下】3-97、3-119、7-351、13-835、13-846、13-877

【天・か・下・の】13-824

【天下・した】3-151

【天下・おそい】10-518

【天・きや・した】5-238、5-286、12-742

【てに・ぎや・下】1-31

【天・きや・下】3-101、12-741、13-877

【てに・ぎや・した】9-490

【天・ぎや・した】3-100

【てに・より・した・の】1-32、8-417

【天・より・した・の】5-230

【天・より・下・の】3-111、17-1195

以上に見てきたように『おもろさうし』にみる「天」という語を含む用例の中で、天下、世の中を意味する用例は合計27例がみられる。「天」が登場する55首のオモロの中に、「天下」を意味する語が登場するのが27首も数える。

### 3-4 美称辞として用いる「天」

『おもろさうし』では「天」を含む語を美称辞として用いる場合がある。『沖繩古語大辞典』が提示しているように、「王様。国を支配している者」に用いられる場合がそれである。では、国王は実際にどううたわれているのか。

#### 3-4-1 国王の美称辞

オモロの中で、国王を表す語はさまざまである。島村幸一氏の分類によれば、国王を表す語は【按司襲い】【おぎやか思い】【王にせ】【たゝみ子】【成さい子】【浮きゆ雲】【若子思い】【後勝り】【天継ぎ】【祈り揚がり】【てだ】【てだこ】<sup>85</sup>等がある。

氏が指摘した国王を表す語の中で【天継ぎ】という「天」を含む語がある。まず、この用例について検討してみる。また、【天継ぎ】以外に、「天」を含む語を以て国王の美称として用いる用例もみられる。その例も一緒にみしてみる。

#### [例 10]

卷13-763 一 天つぎの、御さうぜ、  
 大きみは、たかべて、  
 やらざもり、いしらごは、おりあげて、  
 ともゝすへ、せいいくさ、よせる、まじ  
 又 わうにせの、御このみ、

<sup>85</sup> 前掲 島村幸一『『おもろさうし』と琉球文学』 p354

- せだかこは、のだてゝ、  
 やへざもり、ましらごは、つみあげて、  
 ともゝすへ
- 又 きこゑ、天つぎの、  
 世の、さうぜ、めしよわちへ、  
 おくの、みよう、いしらごは、おりあげて、  
 ともゝすへ
- 又 とよむ、わうにせの、  
 世の、さうぜ、めしよわちへ、  
 おくの、うみの、ましらごは、つみあげて、  
 ともゝすへ
- 又 きこへ、大ぎみぎや、  
 やらざもり、ちよわちへ、  
 だしきや、くぎ、さしよわちへ、  
 ともゝすゑ
- 又 とよむ、せだかこが、  
 やへざもり、ちよわちへ、  
 あざか、がね、とゞめは、  
 ともゝすへ<sup>86</sup>

このオモロでは、「天つぎの、御さうぜ」「きこゑ、天つぎ」というような「天」を含む表現が目される。「天つぎ(天統)」は尚清王の神号である。「さうぜ」は「思うこと。考えること。叡慮。『考え』の敬語」<sup>87</sup>という意味であり、「天つぎの、御さうぜ」は尚清王のご叡慮という意味である。「きこゑ」は「名高い、評判の、などの意味をもつ美称辞で」<sup>88</sup>、「聞こえる」の連用形である。従って、ここでの「きこゑ、天つぎ」は国王尚清に対しての敬称だと考えられる。このオモロの前に以下のようなことも記されている。

嘉靖三十二年 五月四日 つちのとのとり  
 やらざもりのまうはらいの時に きみま  
 物のみ御真へより おがみ申 みせざる  
 天つぎのあんじおそいがなし天の御み事  
 にゑと つくり申候

<sup>86</sup> 大意:尚清王様、国王様の御叡慮で、聞得大君、精高子を崇めてお祈りをして、屋良座社、八重座社に石を、石垣を積み上げて、千年も末長く敵の軍勢を寄せるまい。名高く鳴り轟く尚清王様、国王様が国についてのお考えをなさいまして、沖の藩、沖の海に石を、石垣を積み上げて、千年も末長く敵の軍勢を寄せるまい。(後略) 外間守善校注 『おもろさうし(下)』 pp. 18~19

<sup>87</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』 p 295

<sup>88</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』 p 225

やふその 大やくもい  
 ごゑくの 大やくもい  
 こふばの 大やくもい  
 くによしの 大やくもい

上記は、屋良座森が整備できた時に、聞得大君以下の神女達がミセセルを唱えたことについて記している。そのミセセルを官僚達によって改作したのが 763 番のオモロである、と池宮正治氏は指摘している<sup>89</sup>。また、同指摘では、このオモロにみる「天つぎ」、「わうにせ」、「きこゑ天つぎ」、「とよむわうにせ」はすべて尚清王の神号「てにつぎのわうにせ」を指していると述べている。つまり、「天つぎのあんじおそいがなし天」も尚清王のことを指している。このオモロでは国王の神号だけではなく、王を表す言葉として「がなし天」が用いられている。

国王の神号に「天」という語を直接用いることで、「天」と「国王」、さらに「天」と王権との関連性が示唆される。さらに、「つぎ（継ぐ）」という表現から、王は「天」の意志を受け継いで、「天」の命令を以て天下を治めるという考え方が窺える。「天」の「絶対性」と「正統性」を受け継いでいるということで「天継」と示している。例にみる尚清王の神号の「天継」はこのような考え方の表明であろう。

ここで中国の天命思想を連想させられる。第1、2章でふれたように、「天命思想」とは「最高至上者である天の命令という意味で、中国における政治思想及び人間観の基底をなす重要概念である。人間をふくめみな最高至上者である天によって生じたものであり、すべてその支配下にあるから、天の意向に従わなければならない、という考え方。」<sup>90</sup>である。天子、いわゆる王は天命を授けられて、天の意志を継いで、天の「徳」を以て天下を治めるのである。尚清王の神号の「天継」から、このような考え方が窺えるだろう。

また、仲原善忠氏によれば、「天継の按司襲い天ともいう。王のことを単に天ともいう」<sup>91</sup>という。これらのオモロにおいては、国王の称号に「天」をつけることによって、国王のもつ至上の権力性が強調されるようになると考えられる。つまり、尚清王時代には「天」の観念はすでに存在していたと言える。

歴代の国王は神号を持っている。その中に尚清王の神号のように、「天」を含む語が用いられているのは他にもある。例えば、尚豊王の神号は「天喜也末按司添」（てにぎやすへあぢおそい）である。尚真王の神号が「おぎやかもい」等で示している例は、オモロに多く見られる。池宮正治氏の指摘では、巻13-762番のオモロの前に付いている詞書に

<sup>89</sup> 池宮正治「琉球国王の神号と『おもろさうし』」日本東洋文化論集(11) 1-27 2005年 p13 琉球大学学術リポジトリ <http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp:8080/bitstream/123456789/2396/>

<sup>90</sup> 野口鐵郎、坂出祥伸等編集『道教事典』平河出版社 1996年 p431

<sup>91</sup> 仲原善忠『仲原善忠全集 第二巻』沖縄タイムス社 1977年 p437

は尚真王の神号を「おぎややもい天」と記している<sup>92</sup>。同指摘では、『天』は接尾敬称辞として付加されたもの」と述べている。

また、国王の神号には「てだ」と関係あるのが多くみられる。例えば、尚思達の神号は「君日」（きみてだ）、尚円王の神号は「日始按司添」（てだはじめあぢおそい）、尚永王の神号は「日豊操王」（てだふさうわう）、尚寧王の神号は「日賀末按司添」（てだがすへあぢおそい）となっている<sup>93</sup>。池宮正治氏によれば、察度王から第一尚氏までは『真物』系の神号が多い、そして「天」、「日」がついている神号は第二尚氏から顕著になっているという。<sup>94</sup>

以上、国王の神号は「天」を含む語で表現する用例を確認した。では、国王の神号はどのように付けられたのか。

『中山世鑑』巻4の尚円王に関する記述に、「去程ニ、其翌月五月、守護ノ神出現有テ、名ヲバ金丸アンヂスエ末続ノ王ニセイトゾ付給」<sup>95</sup>と記している。この記述では、尚円王は守護の神が「金丸」という名を授けたと述べている。つまり、国王の神号は守護の神より付与されるものである。

また、『中山世鑑』の尚清王の神号に関する記述では、「御即位ノ翌月、正月十六日、天神、アフキラノカミ、ヲリサセ給テ、御名ヲバ天継アンヂヲスエ末続ノ王ニセイトゾ付奉給」<sup>96</sup>と記している。この記述では、国王の神号の付与について尚円の例よりさらに詳しく記載している。それは、尚清王が即位の翌月に「天神」が降りてきて、国王に「御名」を付与したということである。これについて、波照間永吉氏は、「王の『神号』はその守護神によるものである」<sup>97</sup>と指摘している。本稿では、その守護の神は「天神」であることが重要であると考えている。

さらに、尚清王の神号についての記載は、国王頌徳碑「かたのはなの碑文」にもみられる。尚清王の神号の付与について以下のように記されている。

#### 【国王頌徳碑】（かたのはなの碑）

首里天の御ミ事をカミ申みちつくりまつうへ申候ひのもの

大りうきう国中山王尚清ハそんとんよりこのかた二十一代の王の御くらひをつぎめしよわちへ天より王の御なをは天つき王にせとさつけめしよわちへ御いわひ事かきりなし。（後略）<sup>98</sup>

<sup>92</sup> 前掲池宮正治「琉球国王の神号と『おもろさうし』」p11

<sup>93</sup> 前掲池宮正治「王と王権の周辺—『おもろさうし』にみる—」pp. 180～181

<sup>94</sup> 前掲池宮正治「王と王権の周辺—『おもろさうし』にみる—」p182

<sup>95</sup> 伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編著『琉球史料叢書』第5『中山世鑑』井上書房 1962年 p55

<sup>96</sup> 前掲『中山世鑑』pp. 58～59

<sup>97</sup> 波照間永吉「碑文とオモロからみる古琉球の王府祭儀」『沖縄県史 各論編 古琉球』財団法人沖縄県文化振興会史料編集室編集 2010年 近代美術 p521

<sup>98</sup> 沖縄県文化財調査報告書第六十九集『金石文—歴史資料調査報告書V—』沖縄県教育庁文化課編集 南西印刷 p236（大琉球国中山王尚清は、尊敦より以来二十一代の王を継ぎ給ひて、天より王の御名をば、天継王仁世と授け給ひて御祝ひ事なし）中山盛茂『琉球史辞典』文教図書 1984年 p198

碑文の内容によれば、「天より、王の御なをは、天つぎ王にせと、さつめしよわちへ」とあって、つまり、「天」より尚清の御名・「天つぎ王にせ」を授かったという。同碑文の裏には同じ内容を漢文で「大琉球中山王尚清自從舜天降来二十一代之王孫天賜聖号為天下王」と刻まれている。これについて、比嘉実氏は「尚清王代において、中国の、天の思想によって王統を正当化する論理がすでにできあがっていた」<sup>99</sup>と指摘している。

また、「添継御門の南のひのもん」の碑文にも、尚清王の神号が見られる。

【添継御門の南のひのもん】

首里の王天つき王にせのあんしおそいかなし天のミ御ミ事にすゑつきの御ちやう御石かきつみ申候時のひのもん

首里天つきのあんしおそいかなし天のミ御ミ事御くすくの御石かききよらさちよさあれとも御くすくのこしあてはへおもてのひとへにありよるけに首里の御世の御さうせめしよわちへ（後略）<sup>100</sup>

この碑文にみる「首里天つきのあんしおそいかなし天」は尚清王のことを指している。二つの碑文はいずれも尚清王の神号を「天」を含む語を以て表していることが明らかである。

「かたのはなの碑」の碑文に関して、末次智氏は国王の神号は「天上界の神からもたらされるものと認識している」<sup>101</sup>と指摘している。しかし、碑文には「天の神」というような表現は見当たらず、「天より」と明確に記している。つまり、「天」が強調されているといえる。

また、池宮正治氏は「おもろでは天上のカミに対してきわめて影の薄いものである。」<sup>102</sup>と指摘している。上にみたとおり、第二尚氏から「天」「日」の表現を以て国王の神号を表す傾向が強くなり、尚清代になって、「天」の思想がすでに定着したという指摘が重要であると筆者は考える。以上のことを総合的に考えると、ここでは末次氏のいう「天の神」ではなく、「天」が重要視されていることがいえるだろう。つまり、「天」の観念がある程度に成熟した結果このような表現が用いられているのではないか。

尚清王の神号が示しているように、国王の神号は「天」より授けられるものであると考える観念は重要であろう。比嘉実氏が指摘したように、琉球の王権観念の形成には中国の「天」の思想の影響は大きかったのであるという。<sup>103</sup>この点について、筆者も賛成である。

<sup>99</sup> 比嘉実「琉球王国・王権思想の形成過程～若太陽から太陽子思想へ～」『球陽論叢』島尻勝太郎・嘉手納宗徳・渡口真清三先生古稀記念論集刊行委員会編集 ひるぎ社 1986年 p 780

<sup>100</sup> 前掲『金石文—歴史資料調査報告書V—』p 237

<sup>101</sup> 前掲末次智「京の内庭史考—首里城の起源と久高島—」p 69

<sup>102</sup> 前掲池宮正治「王と王権の周辺—『おもろさうし』にみる—」p 192

<sup>103</sup> 前掲比嘉実「琉球王国・王権思想の形成過程～若太陽から太陽子思想へ～」p 800

巻4-199番のオモロにも「天つき」（天継）という表現がみられる。これも尚清王の神号として登場している。

巻4-199 一 きこへ、さすかさが、  
 けおの、うちは、おしあけて、  
 しよりもり、おれわちへ、  
 きみぎや、こがねすへ、  
 天つぎに みおやせ  
 又 とよむ、大ぎみぎや、  
 もぢろ内は、つきあけて、  
 まだまもり、おれわちへ  
 又 年 三とせ、なるぎやめ、  
 しよりもり、おもかしや  
 又 とし 四とせ、なるぎやめ、  
 まだまもり、おもかしや  
 又 しよりもり、かけぶせる、  
 てにつぎの  
 又 まだまもり、しきぶせる  
 又 てるかはが、あがる、やに  
 てりおそて

このオモロにみる「てにつぎ」は尚清王のことを指している。その大意は、「名高く鳴り轟く差笠、大君神女が、京の内、もちろ内を開けて、首里杜、真玉杜に降り給いて、君神女の持っている立派な靈力を尚清王様に奉れ。三年、四年になるまで、首里杜、真玉杜（首里王城）で国じゅうを支配して栄えている尚清王様の御代は輝かしい。太陽が上がってくように照り輝いて支配し給え。」<sup>104</sup>となっている。比嘉実氏は、このオモロについて、「サスカサは、天の命を承けて王位に登極した意味もつ『天継ぎの王にせてだ』（尚清王）に天下を統治するための『黄金のセジ』を授ける。そして、この首里の都において天下を支配する王の權威が太陽のようにあまねくこの世を照らすようと王を祝福する」と述べている。

まず、このオモロでは尚清王は「天」の命で王位を受け継いでいるとしている。ところが、王が「天」の命で「天下」を治めるには「こがねすへ（黄金のセジ）」が必要である。この「セジ」はサスカサを媒介にして与えられているという。ここでは、中国の「天命」思想にみる「天子」は直接に「天」の命を受け「天下」を治める構造と異なっている。琉球の場合、国王は「天下」を統治するには「セジ」がなければならない。これは

<sup>104</sup> 外間守善校注 『おもろさうし（上）』 pp. 142～143

琉球の独自性ともいえる。そして、このオモロの最後に「てるかはが あがる、やに、てりおそて」と謡うように、「天」の命で王位を継いだ国王は、太陽のように照り輝いて、国中を支配するという。ようするに、「天」の意志によって王位に就く王は太陽のように天下を支配せよ、との願望がうたわれている。ここには、「天」と「太陽」の関連性も読み取れる。

オモロの中で、王を太陽に喩える表現は極めて多い。それは、太陽の帯びている聖性によるだろう。「天」を含む語を以て、王を表すことも、やはり「天」の帯びている神聖・至高の特性があるからであろう。つまり、超越的な力をもつ「天」、それにまつわる観念が存在しているといえる。

以上の例において重要なのは、国王の神号が「天」を含む語を以て表現されることであろう。上にも強調したように、「天」の観念が意識されたからこそ、「天」を含む語が王の神号に用いられたのであろう。

#### [例 11]

卷 10-513 一 ち天 とよむ、大ぬし、  
 ほしの かた、もぢろちへ、ちよわれ  
 又 天ぢ とよむ、わかぬし  
 又 やゝの みしよ、めしよわちへ  
 又 ほしの かたの、みきゝ、うび  
 —中略—  
 又 あまおれ、大ぎみ、さきだて  
 又 国おれ、大ぎみ、さきだて  
 又 天がなし、しぢやけわ  
 又 てにきよらは、しだけわ<sup>105</sup>

このオモロには「ち天（地天）」「天ぢ（天地）」という「天」を含む語が登場し、これにより「地天鳴響む大主」と「天地鳴響む若主」のような対語表現が用いられている。「ち天（地天）」「天ぢ（天地）」は「天」と「地」の意味であり、『おもろさうし辞典・総索引』に「地天鳴響む大主」は「国王の尊称」<sup>106</sup>とされており、「地天鳴響む大主」と「天地鳴響む若主」は「天地に鳴り轟く国王様」という意味になる。また、中本正智氏は「天地に鳴りとどろく大主は、国王であると同時に太陽神そのものを表している。星のかた

<sup>105</sup> 大意：天地に鳴り轟く国王様は、美しい御衣を召し給い、きらきら輝いてまします。星の絵入りの御帯を締め、霊力を持つ剣を差し給いて、音高く数の多い鳴り清ら鼓を足下の大地に揺るがして、奥渡しく渡、舞う渡、など荒海を踏み敷き、穏やかにし給いて、波轟ろを操り、波を穏やかにし給いて、風直りを頭に差し給いて、国王行列に鳥毛で飾った槍、長柄の円扇を先頭に立てて、天降れ大君、国降れ大君を先頭立てて、神は天加那志、天清らを従えて歩むことよ。外間守善校注 『おもろさうし(上)』 pp335~336

<sup>106</sup> 仲原善忠・外間守善著『おもろさうし辞典・総索引』第二版 角川書店 p236

(絵)は、国王の衣装の図柄であると同時に、天体そのものである<sup>107</sup>と指摘している。これは、オモロにみる、国王を太陽に喩える観念の反映であろう。

ところが、7-379番のオモロの中では「ぢ天 とよむ、大ぬし」という表現がみられるが、それは太陽を意味している。このオモロでは、「やゝの みしよ、めしよわちへ」や「ほしの かの、みきゝ、うび」等の表現からみると、「美しい御衣」と「星の絵入りの御帯」は人間、つまり国王に用いられることが容易に推測できる。それゆえ、このオモロにみる「ぢ天 とよむ 大ぬし」は太陽のことではなく、国王を讃える美称として解釈できるだろう。

もう一つ注目したいのは、このオモロには「天がなし」「てにきよらは」のような「天」を含む表現がみられることである。「かなし」は接尾敬称辞である。「天」に「かなし」がつくことで王を指す言葉になる。つまり国王の美称である。また、同様に「きよら」も接尾美称辞であり、「天清ら」はこのオモロにおいては神女名となり、要するに神女の美称となっている。

オモロの「～がなし」の用例について、島村幸一氏は「基本的には神や貴人、もしくは神格を意識したものに下接した語で、それが転じて名の一部になった例がある」<sup>108</sup>と述べている。「～がなし」はオモロを始め、琉歌、組踊などにもよく用いられる表現で、オモロの世界観をよく反映している言葉である。「がなし」の前に「天」という語がついて、最高の権力者・王を指す言葉となることは重要である。このようなことから、「天」は至高の存在である観念が窺われる。このような「天」の観念が背景としてあるからこそ、国王の美称、尊称に「天」を含む表現が用いられているようになっただろう。

では、国王の美称以外に他の美称はどうなっているのかをみてみよう。

### 3-4-2 太陽神及び太陽の美称

#### [例 12]

卷7-386 一 こはり、きもよりや、  
あんの、きもよりや  
てにのてだ  
あぢおそい、まぶら  
又 けおの、よかる ひに  
けおの きやがる ひに  
又 しより、ふる、あめや、  
すでみづど、ふりよる  
又 ぐすく、ふる、あめや、  
わかみずど、ふりよる

<sup>107</sup> 中本正智／比嘉実／クリス・ドレイク 「おもろ鑑賞—琉球古謡の世界」 連載・39回 月刊『言語』言語編集部 大修館書店 1987年12月号 p23

<sup>108</sup> 島村幸一 『『おもろさうし』と琉球文学』 笠間書院 2010年 p430

このオモロの大意について、岩波文庫本によれば「我が肝寄り神女はお祈りをします。今日の吉き日、輝かしい日に、首里、王城に降る雨は、浄めの躰で水、若水こそが降っているのだ。天に照る太陽は国王様を守るであろう。」<sup>109</sup>と解釈されている。てだはもともと太陽のことをさしている。このオモロに出る「てにのてだ」（天のテダ）というのは、『おもろさうし辞典・総索引』によると、「日神の意」<sup>110</sup>であると記載されている。

「あぢおそい」はオモロの中でよく見られる表現で、「按司（あぢ）」に「おそい」を接続した語である。オモロの中に「あんじおそい」、「あぢおそい」との表現があり、殆ど国王を示す語として用いられている。「まぶら」は「守ろう」という意味になる。「あぢおそい、まぶら」は、按司様（ここでは国王を指す）を守ろうという意味である。「襲い」は「始原的に神が守護している、神に守られているという意味の語」<sup>111</sup>である、と島村幸一氏は述べている。要するに、守護するのは神である。このオモロからは、国王様を守護できるのは天体の太陽ではなくて、神格化された「てだ」、つまり「てにのてだ」であることが推測できよう。

「てに」（天）という表現は重要である。ここで、「てだ」の前に「てに」がつくことによって、「てだ」は単に天体としての太陽を指すのではなく、神格化された「てだ」（太陽）になる。「てにのてだ」は、天上にある「てだ」をほめ讃えている。つまり、この「てに」は美称辞として用いられると考えられる。

以上太陽神の美称として用いられる用例をみてきた。他に、巻3-10番（97）の【ち天とよむ大ぬし】も太陽神のことを指しており、太陽神の美称として用いられている。また、太陽神ではなく、太陽の美称として用いられる用例もみられる。例えば、7-35番（379）の【天に・とよむ・大ぬし】【ぢ天・とよむ・大ぬし】、13-89番（834）の【地天・とよむ・大ぬし】【天ぢ・とよむ・大ぬし】、13-106番（851）の【てに・とよむ・大ぬし】【ぢてに・とよむ・大ぬし】等の例が挙げられる。

これらの表現には「とよむ大ぬし」という表現が共通している。「大ぬし（おほぬし）」は「大なる王様。本来、人格的な大主がしだいに神格化したり、貴人や太陽の尊称にまで使われるようになったものであろう」と『沖縄古語大辞典』は解釈している。

巻7-379番に「天に とよむ 大ぬし あけもとのろのはなのさいわたり あれよみれよ きよらやよ」がある。「天にとよむ大ぬし」の対句は「ぢ天とよむ大ぬし」であり、ここでは「天地に鳴り轟く大主の意」<sup>112</sup>で、太陽のことをさしている。「あけもとのろのはな」は日の出の様子を花が咲くことに喩え、日出の美しさを謡っている。

巻7-379番のオモロにみる「天にとよむ大ぬし」、「ぢ天・とよむ・大ぬし」は、もと

<sup>109</sup> 外間守善校注 『おもろさうし（上）』 岩波文庫 pp.268～269

<sup>110</sup> 『おもろさうし辞典・総索引』第二版 仲原善忠・外間守善著 角川書店 1978年 p236

<sup>111</sup> 島村幸一 『『おもろさうし』と琉球文学』 笠間書院 2010年 p430

<sup>112</sup> 外間守善校注『おもろさうし（上）』 大意：天地に鳴り轟く太陽よ、明けもどろの花が咲き渡っていく。あれ、みろ。なんと美しく雄大なことよ。p265

もと人間を表す「大ぬし」という語に、「天にとよむ」または「地天にとよむ」等の語が付くことによって、太陽のことを意味するようになった。または、太陽のことを擬人化した表現だと考えられる。

以上のオモロの考察を通して、太陽神及び太陽の美称として、「天」を含む語で表す用例が確認できた。

### 3-4-3 神女の美称辞

先に見てきた例の中に「天清ら」という神女の美称の用例がみられた。以下、他の神女の美称として用いる用例を確認したい。

#### [例 13]

卷 17-1241 一 きこゑ、あやてにぎや、  
すへの、ひやし、  
めづら、ひやし、みおやせ  
又 とよむ、あやてにぎや

このオモロには「きこゑあやてにぎや」という「天」を含む語がみられる。その対語表現は「とよむあやてにぎや」である。ここでの「あやてに（綾天）」は神女名であり、「きこゑ」は接頭美称辞である。オモロの中で「あや（綾）」は美称辞としてよく用いられる。「あや」は「美しい、の意の接頭辞」<sup>113</sup>である。オモロの中でこの外にも、「あやくも（綾雲）」、「あやかね（綾金）」、「あやけ（綾木）」、「あやけうま（綾毛馬）」等の表現もある。「あや」について、中本正智氏は、「あや」は「自然現象、場所、飛翔するもの、歌舞、行事などを修飾しているが、神事と関係するものが多い。」「神意が現れた靈妙なものの意味があり、神や神事に関するものを崇めるための修飾語とみてよい」<sup>114</sup>と指摘している。

このオモロでは、「てに（天）」に「あや（綾）」をつけて、神女名を表している。他に卷 17-1242 番に「きこゑあやのてに」というのもみられるが、「きこゑあやてに」と同意で、神女名であると考えられる。

また、「すへ（精）」は「セジに似た不可視の靈力」<sup>115</sup>であり、「ひやし」は「ひやうし」（拍子）の意である。このオモロは、「あやてに」（綾天）神女が、靈力のあるおもろ拍子、美しい、立派な拍子を打って、領主様に奉ると謡っているオモロである。

### 3-4-4 その他の美称辞

#### [例 14]

卷 2-62 一 あらかきの、ねだか、もりぐすく、

<sup>113</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p 43

<sup>114</sup> 前掲中本正智／比嘉実／クリス・ドレイク 「おもろ鑑賞—琉球古謡の世界」 連載・65回 月刊『言語』1990年2月号 p13

<sup>115</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p 361

てだが、ふさよわる、ぐすく  
又 てにつぎの、ねだか、もり<sup>116</sup>

上に挙げた例には、「てにつぎのねたかもり」という表現が見られる。ここでの「てにつぎ」は「天を継ぐこと。美称として使われる。」<sup>117</sup>のである。このオモロの中で、「てにつぎ」は「ねだかもり（根高森グスク）」の接頭美称辞として用いられている。「ねだかもりぐすく」は「部落祭祀の中心になる高貴な森グスク」という意味である。「あらかきのねだかもりぐすく」は中城村新垣にある森グスクのことである。

また、巻2-63番のオモロが類似している。

#### [例 15]

巻2-63 一 あらかきの、くにの、ねに  
けよ、しよる、つかい、  
もゝとの、つかい  
又 天つぎの、しまのねに、<sup>118</sup>

このオモロでは、「天つぎのしまのね」という表現が注目される。「くにのね」は国の根で、要するに国の根本となっている、転じて国の中心であるという意味で使われている。「天つぎのしまのね」は「しまのね（島の根）」に対しての美称であることが分かる。「天つぎ」は美称として用いられることがわかる。

以上、「天」が美称辞として用いられる例を考察してみた。これらの美称辞は以下のように分類することができる。①国王の美称辞。②太陽神及び太陽の美称辞。③神女の美称辞。④その他の美称辞。と分類することができる。

#### 〈美称辞として用いる「天」〉

##### ①国王の美称辞

【ち天・とよむ・大ぬし】3-97

【きこゑ・天つぎ】3-110

【天・つぎ】【てに・つぎ】4-199

【ち天・とよむ・大ぬし】【天ち・とよむ・わかぬし】【天・がなし】【てに・きよら】10-513

【天・つぎ・の】13-763

##### ②太陽神及び太陽の美称辞

<sup>116</sup> 大意：新垣の天頂の根高杜ぐすくは、太陽の栄え給うぐすくであることよ。外間守善校注『おもろさうし（上）』p58

<sup>117</sup> 前掲『沖縄古語大辞典』p448

<sup>118</sup> 大意：新垣の天頂の国の根（中心）に今日している神迎えは、いく度もくり返したお招きなのだ。岩波文庫『おもろさうし（上）』p58

- 【ち天・とよむ・大ぬし】3-97  
 【てにのてだ】7-386  
 【天に・とよむ・大ぬし】【てに・ゝ・とよむ・大ぬし】  
 【ち天・とよむ・大ぬし】7-379  
 【地天・とよむ・大ぬし】【天ぢ・とよむ・大ぬし】13-834  
 【ぢてに・とよむ・大ぬし】13-851
- ③神女の美称辞  
 【きこゑ・あや・てに】17-1241  
 【きこゑ・あやの・てに】17-1242、18-1271  
 【とよむ・あやの・天】18-1272
- ④その他の美称辞  
 【てに・つき・の・ねだかもり】2-62  
 【天・つぎの・しまのね】2-63

#### 4 まとめ

以上の具体例の分析を通して、『おもろさうし』にみる「天」は以下の四つに分類することができる。Ⅰ自然の天空を意味する。Ⅱ抽象的な天上世界を意味する。Ⅲ天下、世の中を意味する。Ⅳ美称辞として用いる。これは①国王の美称辞、②太陽神の美称辞、③神女の美称辞、④その他の美称辞に分けられる。この四つの分類に基づいて、『おもろさうし』の中で、「天」がどのように描かれてきたのを通り考察した。例えば、自然の天空を意味する例は13例があり、これに比べ、世の中、「天下」を意味するのは27例もあり、遥かに多いことが分かる。

自然の天体の天空を意味する以外、「天」は聖なる空間、超越的な存在としても認識されていることが明らかになった。単に抽出した用例の数をみれば、オモロの中で、天は遥かな天上、遠方、または世の中として多く描かれて、より抽象的な、神の居所としてはあまり描かれていないといえる。つまり、オモロの世界の中で、「天」は「天上世界」、すなわち聖なる空間として認識されているが、そのような用例は少ない。中本正智氏が指摘したよう、オモロの世界では、「視覚でとらえられる世界に、『ちてに』（地天）または『てにち』（天地）とあるように、『てに』（天）と『ち』（地）に分かれる。『てに』の世界を、特に『おぼつ』といい、対語に『かぐら』（神座）がある。そして地上の現世を『てにがした』（天が下）といった。『せち』（霊力）は、『みるや、かなや』から、『おぼつ、かぐら』を経て、『てにがした』にもたらされると考えていた。」<sup>119）</sup>のである。

オモロの世界の中で、つねに人間界と対になっている、想念上の聖空間、神の居所として強調されている空間は、「オボツ・カグラ」である。言い換えれば、「天」と対照す

<sup>119）</sup> 前掲中本正智／比嘉実／クリス・ドレイク 「おもろ鑑賞—琉球古謡の世界」 連載・40回 月刊『言語』1988年1月号 p33

ると、「オボツ・カグラ」のほうこそ古来ある土着的な観念であると考えられる。一方、これらのことは「天」の観念の外来性を示しているともいえる。

また、『おもろさうし』にみる「天」を含む語の中では、「天下」、世の中を意味する語は最も多い。「天」の下、または「天」より下の空間は、王の支配領域であると考えられる観念が存在していたことが明らかになった。オモロの中で「天下」、世の中を意味する語は「てにがした」（「てにぎやした」）、「てによりした」等のように表現している。「天下」というような漢語、熟語を以て表現する例はみられない。「天が下」等の語形で表しているように、「天」の下は王の統治範囲であるという素朴な考え方は存在しているが、成熟した政治思想としての「天下」思想はまだ形成されていないことが特徴的である。オモロ人は直観的に「天」の下、「地」の上、つまり、「天」と「地」の間の空間が世の中であると考えていたのである。

「天」は国王の美称辞、太陽及び太陽神の美称辞、神女の美称辞等として用いられる用例も確認できた。国王や太陽神の神聖性や至高性等を強調するため、「天」という語が用いられていることが重要である。

以上の考察を通して、オモロの世界観の中で、従来の水平的な世界観以外に、「天」が示すように、垂直的な世界観が存在していることが明らかになった。

しかし、「天にてるてだ」、「天にてるほし」等の用例があるように、「てだ」や「ほし」のほうが重点に置かれており、「天」あるいは「天」の観念に対しての意識はまだそれ程強くない。中国のように、「天」そのものが万物を主宰する絶対至高権力者であるというような表現はあまり見られない。敢て言えば、オモロの世界観の中で、「天」の観念は、地上的・水平的な他界観によって構造されたと理解してもよいだろう。高所にある聖空間が「オボツ・カグラ」として多く描かれ、「天」を以て表現するのは少ない。「天」の観念の外来性が窺える。

最後に、中央オモロでは王権との繋がりがつよく、王権に関する「天か下」のような用例が多くみられている。特に国王の神号を「天」を含む語で表す用例があるように、「天」の観念は王権と強く結びついているのである。逆に、地方オモロでは、そのような用例がみない。このことについて、琉球の基層文化における「天」の観念を更に考察しなければならない。要するに、民間レベルではどのような「天」の観念が存在しているかを考察すべきである。例えば口承を基盤とする南島歌謡では、「天」はどのように謡われているのか。これらの問題について、次章で考察したい。

## 第4章 南島歌謡にみる「天」—『南島歌謡大成』を通して

### 第1節『南島歌謡大成Ⅰ 沖繩篇上』にみる「天」

これまで、首里王府が編纂した歴史文献や祭祀歌謡集等にみる「天」の観念について考察を行った。首里王府が編纂した歴史書にみられる「天」の観念は、統治階層、または知識人階層が王統の正当性を主張するために記述したものであり、琉球全体の「天」の観念であるとは言えない。とくに、民間レベルではどのような土着の「天」の観念があるのかを考察しなければならない。

首里王府編纂の『おもろさうし』に反映されている、天上世界「オボツ・カグラ」という観念は、王府、いわゆる上級支配階を代表する他界観念としてよく知られている。しかし、一般の人々が「オボツ・カグラ」を天上世界として想念しているかどうかについては、また議論の余地はあるだろう。このことに関して、湧上元雄氏は次のように指摘している。「外来宗教の影響の濃い支配者層の王権祭祀にとって山中他界の御嶽の上にさらに抽象的な天上他界の『オボツカグラ』を想定し得ても、実生活者の農漁民にとって、目にみえない海彼、海底、地底なればこそ他界を幻想しえても、さえぎる物なく澄み透った青空のなかに天上を幻視するには、余りに即物的でありすぎた沖繩の民衆ではなかっただろうか」<sup>1</sup>。つまり、一般民衆が考える「天」と、支配階層が考える「天」とは、かならずしも同じではないことに留意しなければならない。一般民衆にとっての「天」、また支配階層が持っている「天」の観念は、それぞれにどのような特徴があるのかは、ここで考察すべき課題であろう。

では、一般の人々が考えている「天」はどのような姿であろうか、また、その「天」に関する観念とは、どのようなものであろうか。これらの問題を考察するため、本章では、琉球の古層、古琉球時代の観念を反映している琉球歌謡を考察することにする。尚、テキストとして『南島歌謡大成Ⅰ 沖繩篇上』、『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』、『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』、『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』<sup>2</sup>を使用する。そして、本稿は専門的な歌謡研究ではなく、王府の歴史書等にみる「天」の観念と比較する視点で、琉球歌謡にみる「天」の観念を明らかにすることを目的としていることをあらかじめことわっておきたい。

#### 1 『南島歌謡大成Ⅰ 沖繩篇上』にみる「天」を含む語の概観

南島歌謡は、その内容によって「呪禱的歌謡・叙事的歌謡・抒情的歌謡」<sup>3</sup>と分類されている。呪禱的歌謡というのは、「神から人間に下される神託、人間と、人間の営みに対する神の祝福の言葉、また人間の神への祈りの言葉、さらに生活の周辺で起こるいろいろな出

<sup>1</sup> 湧上元雄『沖繩民俗文化論 祭祀・信仰・御嶽』 榕樹書林 2000年 pp.350～351

<sup>2</sup> 外間守善 玉城政美 『南島歌謡大成Ⅰ 沖繩篇上』 角川書店 1980年、外間守善 宮良安彦編 『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』 角川書店 1979年、外間守善 新里幸昭編 『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』 角川書店 1978年、田畑英勝 亀井勝信 外間守善編 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』 角川書店 1979年

<sup>3</sup> 波照間永吉監修 高教組教育資料センター 編集『新編 沖繩の文学』（増補・改訂版） 沖繩時事出版 2003年 p18

来事を理想的な方向へ進展させるためのマジナイや呪いの言葉<sup>4</sup>等である。「ミセゼル・オタカベ・<sup>カンフチイ</sup>神口・<sup>ニガイフチイ</sup>願い口・マジナイグトウ・ジئمヌ・ウムイ・キューナ・オモロ」<sup>5</sup>がそれである。叙事的歌謡は、「歴史的な事柄や英雄的な人物の行為などをモチーフとして物語的に叙述していく歌謡」<sup>6</sup>である。これは主に宮古歌謡の場合である。さらには、農耕、布織等の作業過程を述べ、予祝の機能を持つ歌謡の形式をもさす。抒情的歌謡は、「個人の心の中に生起する喜怒哀楽をうたったもの」<sup>7</sup>である。

本稿は中央から地方まで、沖縄本島から離島まで、すなわち中心から周縁までという方針で考察していく。ここでは、まず『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』における「天」に関する観念をみる。『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』は「琉球王国時代の文献に記された呪詞、呪謡のすべて」<sup>8</sup>を収録記載し、「沖縄諸島の呪詞、呪禱の歌謡、叙事的歌謡の全貌」<sup>9</sup>を明らかにするための重要な資料である。

『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』に、「天」を含む歌謡は 170 篇が見られる（資料 8 参照）。この 170 篇の歌謡から以下のような「天」を含む語を抽出した。便宜上、用例の多い順に示しておく。

「首里天加那志」

「首里天かなし」

「天のみや」（天の庭）

「天ぢ」、「てんぢ」、「ていんぢ（天地）」<sup>10</sup>、「ていんじ」（天地）<sup>11</sup>

「てにのみや」（天の庭）

「天ぎやをそひ玉にせ」

「天のてた」、「天のてだ」（天の太陽）

「首里天か那志」、「首里天嘉那志」

「天地通しめしよわれ」（天地に通し下さい）

「天きやおそい玉にせ」

「てにがうへ」（天の上）

「首里の天かなし」

「首里天賀那志」

「首里天かな」

「すゆいてんぢやなし」（首里天加那志）、「すゆいてんじゃなし」（首里天加那志）

<sup>4</sup> 前掲『新編 沖縄の文学』p18

<sup>5</sup> 前掲『新編 沖縄の文学』p18

<sup>6</sup> 前掲『新編 沖縄の文学』p18

<sup>7</sup> 前掲『新編 沖縄の文学』p19

<sup>8</sup> 外間守善 玉城政美 『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』 角川書店 1980年 p636

<sup>9</sup> 前掲『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』 p636

<sup>10</sup> 例えば、「ていんぢめーんかい」（天地庭に）、「ていんぢとうーし」（天地通し）がある。

<sup>11</sup> 例えば、「ていんじまーぬ」（天地庭の）、「ていんじとうーし」（天地通し）、「ちんじまぬ」（天地庭の）等がある。

- 「すいてんざなしみふにどー」（首里天加那志〈国王〉の御船だよ）  
 「てんぢゃなし」、「天加那志」（天加那志）  
 「天の宮に」（天の庭に）  
 「てにのおみゃ」（天の御庭）  
 「てにちおみや」（天地御庭）  
 「天ぢをみや」（天地御庭）  
 「てにぢくに」、「天ぢくに」（天ぢくに）  
 「てにぢ」  
 「天ぢ森」（天地森）  
 「天きやおそへ王にせ」  
 「天がすゑ王にせ」（天の末王様の）  
 「天に照るてろかは」（天に照るテロカハ〈太陽〉と）  
 「天の大てだ」（天の大太陽）  
 「天ぬうみん子ぬ」（天の思い子が）  
 「天のかづらまき」（天の蔓巻き）  
 「てにがうェ」（天の上）  
 「天にている/ているくふわーが」（天に照る/ティルクファー〈太陽〉が）  
 「天からや 雨たぼうれ」  
 「天からや降ゆい」（天からは降る）  
 「てんがしちや とゆむ」（天の下鳴響む）  
 「ていんしやか いみしやか」（天静か 海静か）

では、これらの「天」を含む語が歌謡の中にどのように登場しているのか。以下、具体例をみてみよう。

## 2『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』にみる「天」の実態及び特徴

### 2-1 自然の天空を意味する「天」

#### 例①雨乞いの歌（勝連村津堅）

- |   |                   |                |
|---|-------------------|----------------|
| 1 | あみたぼり ていんがなしー ハリ  | 雨を下さい天加那志 ハリ   |
|   | あみやていんからふいうとち ハリ  | 雨は天から降り落として ハリ |
|   | サンナ ジャンナー         | サンナ ジャンナー      |
| 2 | あみふさそーて ねがやびーる ハリ | 雨欲しさして願います ハリ  |
|   | ジャンなー ジャンナーヨ      | ジャンなー ジャンナーヨ   |
| 3 | あみやていんからふいうとしゅー   | 雨は天から振り落とす     |
|   | ここやじーからわしやがゆさー    | 穀は地から湧き上がるよ    |

ジャンナ ジャンナーヨ  
(後略)

ジャンナ ジャンナーヨ<sup>12</sup>

上は勝連地域で雨乞いをする時に歌うウムイである。このウムイの中に「ていんがなし」(天加那志)、「ていん」(天)等の「天」を含む語が見られている。まず、第1節の詞章では、「あみたぼり ていんがなし」が謡われ、「ていんがなし」(天加那志)に「あみたぼり」と願いを込めて歌っていることがわかる。「ていんがなし」に直接雨乞いをしている点が重要である。

そして、「あみやていんからふいうとしゅー」(雨は天から振り落とす)、「ここやじーからわしゃがゆさー」(穀は地から湧き上がるよ)と歌っている。ここで、人々は雨は「ていん」(天)から降ってくる、「ていん」は雨の源であると考えていることがわかる。その対句は「ここやじーからわしゃがゆさー」(穀は地から湧き上がるよ)であるように、「ていん」(天)と対応しているのは「じー」(地)である。「天」と「地」の対応関係からみて、ここに歌われている「ていん」は明らかに自然・天体の天空を指していることがわかる。

このウムイは前章、『おもろさうし』にみる「天」で考察した巻5-222のオモロと非常に似ている部分が見られる。巻5-222のオモロでは、お米は「天」から降ってくるように、地から湧き上がるように、すなわちたくさん収穫できるように、と祈りを込めて謡っている。このオモロにおいても、「天」と「地」が対置され謡われている。これらの例から、「天」と「地」が対応する、すなわち空間的にいうと、上下の垂直的な宇宙観はすでに存在していたといえる。

もう一点注目したいのは、「ていんがなし」(天加那志)という表現である。前章でふれたとおり、「がなし」はオモロをはじめ、琉歌、組踊等にもよくみられる表現である。島村幸一氏は「がなし」というのは「基本的には神や貴人、もしくは神格を意識したものに下接した語で、それが転じて名の一部になった例がある」<sup>13</sup>と述べている。さらに、「あみたぼり」という表現から、例①にみる「ていんがなし」は、「天」に対しての敬称だけではなく、擬人化または神格化される表現であると考えられる。

例①のウムイでは、「ていん」で表しているように、雨が降ってくる源である、自然・天体を意味する「天」の観念が読み取れる。同時に、「ていんがなし」の表現があるように、雨乞いの祈願の対象となる、神格化される「天」の観念がうかがえる。また、このウムイにみられる、雨乞いの時に直接「天」に祈願することが重要であると考えられる。

もう一つ【早ばつの時のオモロ(具志川市)】にも、似ているような表現がみられる。

#### 早ばつの時のオモロ(具志川市)

<sup>12</sup> 前掲『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』p431 本章ではテキストを引用する際、テキスト原文の漢数字をアラビア数字に改めた。以下同

<sup>13</sup> 島村幸一 『『おもろさうし』と琉球文学』 笠間書院 2010年 p430

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 1 雨たぼーりよー たぼーりよー    | 雨を下さい 下さい                 |
| 2 水欲しやかなさぬ にじららぬー   | 水欲しさ愛しくて耐えられない            |
| 3 天からや降ゆい 地から湧き出でゆい | 天からは降る 地からは湧き出る           |
| 4 雨降で養りよー かなしいー     | 雨降って養えよ 加那志 <sup>14</sup> |

このウムイも「天」から降るという表現がみられ、自然・天体の天空を意味する「天」の例として挙げられる。

また、例①に非常に類似して、同じく勝連地域の雨乞いのウムイがある。〔雨乞いの歌（勝連村平安名）〕には「天からや 雨たぼうれ 地からや 湧きあがれ」（天からは雨を下さい 地からは湧き上がれ）、〔雨乞いの歌（勝連村津堅）〕には「雨たぼうれ天加奈志 雨や天から降り落とす 穀や地から湧上ゆり」（雨を下さい天加那志 雨は天から降り落とす 穀は地から湧き上がる）というような表現がみられる。

このように、自然の天体を意味する「天」の例は、他に以下のようなものがある。

「たう比屋定作物ため浜おれ之時火之神前御たかへ言（仲里間切堂、比屋定村）」の「天のてたの」（天の太陽の）、

「宇根真謝作物為浜おれ之時宇根のろ火之神前御たかへ言（仲里間切宇根、真謝村）」の「天のてだ」（天の太陽）、

「右同時〔宇根真謝作物為浜おれ之時〕浜ニ而御たかへ言（仲里間切宇根、真謝村）」の「天のてだ」（天の太陽）、

「右同時〔比嘉村作物ため浜おれ之時〕浜ニ而たかへ言（仲里間切比嘉村）」の「天のてだ」（天の太陽）、

「右同時〔島尻村作物ため浜おれ之時〕、浜ニ而御たかへ言（仲里間切島尻村）」の「天のてだ」（天の太陽）

この五つのオタカベには、いずれも「天のてた」や「天のてだ」という表現がみられる。これらの例の中で、「天のてだ」は「天」の太陽という意味であり、「天」は自然・天体の天空を意味していることがわかる。

以上のように、自然・天体の天空を意味する「天」の類例が全部で10例みられる。それを以下のようにまとめて示す。

〈自然の天空を意味する「天」〉

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| 「ていんから」                   | 1例 |
| 「天から」                     | 4例 |
| 「天のてた」                    | 1例 |
| 「天のてだ」                    | 4例 |
| 「天に照るてろかは」（天に照るテロカハ〈太陽〉と） | 1例 |
| 「天の大てだ」（天の大太陽）            | 1例 |

<sup>14</sup> 前掲『南島歌謡大成 I 沖繩篇上』 p486

「天にている/ているくふわーが」(天に照る/ティルクファー〈太陽〉が) 1例

「てんがしちや とゆむ」(天の下鳴響む) 1例

「ていんしやか いみしやか」(天静か 海静か) 1例

「てんがしちや とゆむ」(天の下鳴響む) 1例

## 2-2 抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する「天」

### 例②大雨乞之時儀間のろ火之神前御たかへ言 (仲里間切儀間村)

1	けふのよかろひに	今日の良き日に
2	なまのきやかろひに	今の輝かしい日に
3	なよくらかとゝの	ナヨクラのととの
4	くしらわいのかとの	クシラワイの門の(内)に
5	おし立	押し立て
6	寄り立る	寄り立てる
7	あかくちや	赤口<火の神>
8	ぜろまゝかなし	ゼロママ<火の神>加那志
9	御たかへしやへら	御崇べしましょう
10	五の神	五の神
11	七の神 よやわちへ	七の神が寄り合わせて
12	十はい	十拝
13	八はい おかで	八拝を拜んで
14	大雨乞し [やへもの]	大雨乞いをしますので
15	むかしまね	昔真似
16	けさしまね しやへもの	けさし<昔>真似をしますので
17	あまみやあろやに	あまみや<大昔>あるように
18	し [ね] りやあろやに	しねりや<大昔>あるように
19	いしたうね	石たう根
20	あまのきみかなし	天の君加那志
21	てこのきみかなし	てこの君加那志
22	ゑりぢよ	御声
23	とこゑ あわせめしよわちへ	十声を合わせなさって
24	天のみや	天の庭
25	雨のみやの	天の庭の
26	かうじやまへ	カウジヤ前
27	かうじやしゆに	カウジヤ主に
28	あめ乞て	雨を乞うて

29 いふ乞て	いぶ〈雨〉を乞うて
30 井口ひろくあけて	井口を広く開けて
31 井はなひろくあけて	井端を広く開けて
32 雨おろちへたまふれ	雨を降ろして下さい
33 いふおろちへたまふれ	いぶを降ろして下さい
34 あんじおそいか田原	按司添いの田原が
35 わうにせかみとり	王様の実取り〈田〉が
36 みなわれてあもの	皆割れてあるので
37 もろわれてあもの	諸割れてあるので
38 三かひてばまとうさ	三日といえば間遠い
39 四かひてばまとうさ	四日といえば間遠い
40 けふの夜くれのふに	今日の夕暮れに
41 けふの夜すゞめに	今日の夕しじまに
42 やはくとたまふれ	柔々と下さい
43 なくくとたまふれ	和々と下さい <sup>15</sup>

このオタカベは、久米島の仲里間切儀間村で雨乞を行う時に唱えるものである。オタカベについては前にもふれたように、呪術歌謡であり、「人が神を崇べ、神に対する宣立てのための祝詞」<sup>16</sup>である。他にキューナにもこの歌と類似している雨乞いの歌がみられる。これらの歌謡は雨乞の時に歌われたもので、庶民の想念が忠実に反映していると考えられる。

詞章を見てわかるように、「天」と雨との関連性に人々は早くから注目していることがわかる。ようするに、「天」は雨の源であると考えられていることが明らかである。また、雨は上の方、頭上から降ってくる、という誰でも体験してわかることから、当時の人々が「天」は上、頭上に存在している、と考えていたことが知れる。さらに、「天のみや」と「雨のみやの」は対語関係となり、「天」と「雨」とは対応していて、両者の関連性が示唆されている。最も重要なのは、「天」の上に「天の庭（天のみや）」というところが想念され、天上世界が存在しているという他界観を、当時の人々が持っていたことがいえるだろう。

詞章「天のみや 雨のみやの かうじやまへ かうじやしゆに あめ乞て いふ乞て（天の庭 天の庭の カウジヤ前 カウジヤ主に 雨を乞うて いぶ〈雨〉を乞うて）」には、雨を降らせる所、すなわち天上の「天の庭」というところに「かうじやしゆ」がいらっしゃるといふ考えが示されている。この「かうじやしゆ」はどのような存在であろうか。天上世界の神であろうか。この「かうじやしゆ」はどのような姿をしているのか、「天のみや」で何をしているのだろうか。

「かうじやしゆ」は「かうじや」＋「しゆ」で構成されている。仲原善忠は「校注仲里

<sup>15</sup> 外間守善 玉城政美 『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』 角川書店 1980年 pp. 58～59

<sup>16</sup> 外間守善 玉城政美 『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』 角川書店 1980年 p. 645

旧記」の中で、「しゅ・まへ（主・前）は敬語で、かうじやは蛇または鰻の背にある斑点をさすように思う。あるいはかうなじ（虹）のことかとも考えられるがこの点明らかにし得ない。」<sup>17</sup>と指摘している。また、同指摘では、「かうじやしゅ」は「龍とは言うものの足がなく、のろのろした」様子だそうである。「かうじやしゅ」の様子についての描写は、「右同時〔大雨乞之時〕大蔵下にてかういにや」<sup>18</sup>に「あしきり かうじやしゅ ひしやきり かうじやしゅ」（足切れカウジヤ主 ヒサ（脚）切れカウジヤ主）という描写がみられる。照屋理氏の指摘によれば、「あしきり／ひしやきり」というのは「足が短いことの表現であり、カウジヤ主を蛇体もしくは蛇体に近い姿をしている」<sup>19</sup>という。

では、「かうじやしゅ」は「天のみや」で何をしているのかみてみよう。詞章の「井口ひろくあけて 井はなひろくあけて 雨おろちへたまふれ いふおろちへたまふれ」（井口を広く開けて 井端を広く開けて 雨を降ろして下さい いぶを降ろして下さい）部分で確認できる。つまり、「井口」等の語から、天上（天の庭）に人間界を潤わせる水源があると人々が考えていることが推測できよう。その「井口」が開けられたら、人間界に雨が降ってくると考えられている。ここでの「井口」を開ける動作、すなわち詞章の「井口ひろくあけて 井はなひろくあけて」と表現している部分をみれば、その働きを果たすのは「こうじやしゅ」である。このことから「こうじやしゅ」は天上世界の「井口」を制御していることが推測できる。言い換えれば、「こうじやしゅ」は天上で天の井口を管理し、人間界の雨を司っているといえる。だとすれば、「かうじやしゅ」は人間界の雨を司る神だと理解してもよいだろうか。

しかし、仲原善忠氏の指摘では、「かうじやしゅ」は「天上の泉の口にのろのろしていてその口を塞ぎ、降雨をさまたげる」<sup>20</sup>という性格をもっていると主張している。しかも、「かうじやしゅ」は龍に似ているが、龍のような足を持っていないで、「のろのろ」している様子であるとも指摘している。仲原氏の指摘中の「のろのろ」、「塞ぎ」、「さまたげる」等の一連の表現をみれば、「こうじやしゅ」はどのような凛々しい神様の姿をしているとは言い難い。

では、他に「かうじやしゅ」はどのような文脈で登場しているのか。「右同時〔大雨乞之時〕比屋定村志村のおひや家おべい井まんせだうとまりニ而御たかべ言」では、「かうじやしゅ」は以下のように描かれている。

（前略）

66 天のみやの かうじやしゅ	天の庭のカウジヤ主
67 雨のみやの かうじやしゅ	天の庭のカウジヤ主
68 井口 たてきるな	井口を断ち切るな
69 井はな たてきるな	井端を断ち切るな

<sup>17</sup> 仲原善忠『仲原善忠全集』第三巻 沖縄タイムス社 1978年 p161

<sup>18</sup> 前掲『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』p169

<sup>19</sup> 照屋理「南島神名の研究」平成22年度沖縄県立芸術大学大学院 芸術文化科学研究科博士論文 p127

<sup>20</sup> 仲原善忠『仲原善忠全集』第三巻 沖縄タイムス社 1978年 p161

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 70 井ぐち ひろくあけて | 井口をひろく開けて     |
| 71 井はな ひろくあけて | 井端をひろく開けて     |
| 72 雨おろちへたまふれ  | 雨を降ろしてください 21 |
- (後略)

上記のオタカベでは、雨乞い祈願する際にまず「天のみやの かうじやしゆ 雨のみやの かうじやしゆ」と呼びかけている。このことは「オタカベを唱える人々が、想念上の天上世界である『天のみや／あめのみや』(天の庭)にカウジヤ主はいるのだと考えて」<sup>22</sup>いと照屋理氏は述べている。さらに、「井口 たてきるな 井はな たてきるな」という詞章をみれば、「天の庭においてカウジヤ主は、井口、井端を断ち切っており、それをやめるよう祈願がなされている」<sup>23</sup>ことがわかる。同指摘によれば、「カウジヤ主が湧出口を塞いでいて、それが原因で日照りが続いている、だから湧出口を断ち切ることをやめ、広く開けてくれと祈願している」<sup>24</sup>というのである。

そして、前述のように、足がとても短い「かうじやしゆ」はどうやって井口を塞ぐだろうか。この詞章に出る井口は我々が一般にみる地面の下から掘りあてた井戸ではなく、南島地域にみる池やダムのような形をしていることが想像できよう。このことを併せて考えると、足の短い、蛇体をしている「かうじやしゆ」は、そののろのろした身体で井口を塞いでいる様子が想像できるようになるだろう。

ここに描かれている「かうじやしゆ」は、「井口」を制御する神様より、やはり仲原善忠氏の指摘していたように、井口の側にのろのろして、足のない身体で井口を塞ぎ、人間界への降雨をさまたげるものである、と理解したほうがよいだろう。つまり、「かうじやしゆ」は水や雨を司る神であるとは理解しがたく、崇めるべき「神」としての性格が薄いといえよう。逆に降雨を邪魔する存在である性格がより鮮明に読み取れるものであろう。

この歌謡の中で「天のみや(天の庭)」という表現が注目される。『南島歌謡大成 I 沖繩篇上』に、「天のみや」という語が出てくる歌謡は17篇が見られる。そのうち15篇は『久米仲里旧記』からの出典である。これはとても特徴的であるといえる。「天のみや(天の庭)」という表現は久米島に限定的にあらわれている、といってもいいだろうか。実は八重山にも「天の庭」という表現がみられる。

例えば、「天の庭」の表現は他に、石垣島と小浜島の雨乞いの歌の中にもみられる。石垣島大浜村の雨乞いの歌は以下のようなものである。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 雨欲しやぬか なりば | 雨が欲しくてたまりません |
| 2 水欲しやぬか なりば | 水が欲しくてたまりません |

<sup>21</sup> 前掲『南島歌謡大成 I 沖繩篇上』 p48

<sup>22</sup> 前掲照屋理論文 p 126

<sup>23</sup> 前掲照屋理論文 p 126

<sup>24</sup> 前掲照屋理論文 p 126

3	山々ぬ 神がなし	山々〈御嶽御嶽〉の神加那志
4	本々ぬ 神がなし	元々の神加那志
5	天ぬみや 登りようり	天の庭に登りなさい
6	上ぬみや 登りようり	上の庭に登りなさい
7	五くむりぬ ある水	五小堀のある水
8	七くむりぬ ある水	七小堀のある水
9	大浜村上	大浜村の上に
10	黒石村上	黒石村の上に
11	どうりどうりし 給ぼらる	ドウリドウリと（雨を）ください
12	ぞうりぞうりし 給ぼらる	ゾウリゾウリと（雨を）ください

この歌では、天の庭に、「五くむり」（五小堀）と「七くむり」（七小堀）があり、その中に水があると謡っている。同じ雨乞いの歌ではあるが、例①の久米島の歌と比べると、「天の庭」に「こうじやしゆ」がいることについては触れられていない。

例①のオタカベと比べると、この歌では、「天の庭」は「天ぬみや」と表現されている。さらに、その対語は「上ぬみや」となっている。つまり、例①のオタカベにおいて、「天のみや」の対語は「雨のみや」に対して、この歌では「天ぬみや」の対語は「上ぬみや」となっている。「雨」は「アメ」であり、「アメ」は「上」でもある。つまりここでは、「雨」＝アメ（上）である。前に触れたように、久米島では「天」と「雨」との対応関係が注目される。八重山では、「天」と対応するのは「上」という観念が覗える。もう一つは小浜島の雨乞い歌である。

（前略）

21	てんみいなが あるあみ	天の庭にある雨
22	ういみいなが あるみず	上の庭にある水
23	五ふくろ とりあき	五袋をとり開け
24	七ふくろ とりあき	七袋をとり開け
25	ちりくむや あみなし	白雲は雨にして
26	ないふもや みじなし	乗り雲は水にして
27	なうらたきぬ ういから	ナウラ嶽の上から
28	よならたきぬ ういから	与那良嶽の上から
29	雨むようば くぬみわり	雨模様を作りなさい
30	みじむようば くぬみわり	水模様を作りなさい
31	ばがくもうま 上なんが	我が小浜島の上に
32	なかすにぬ 上なんが	仲宗根〈小浜島の異称〉の上に
33	にかぬ夜ぬ ゆるから	今夜の夜の夜から

- |    |              |                 |
|----|--------------|-----------------|
| 34 | ゆすぬゆうぬ にあから  | 夜去り夜の夜から        |
| 35 | ぞうるぞうるし たぼうり | ゾウルゾウルと（雨を）ください |
| 36 | さらさらし たぼうり   | サラサラと（雨を）ください   |
- (後略)

上記は小浜島の雨乞いの歌である。この中でも「てんみいなが」（天の庭）という表現が目される。この中では「天の庭」に雨がると謡われている。同様に「こうじやしゆ」の存在について触れていない。この歌では、「天の庭」は「てんみいなが」と表現されており、その対語は「ういみいなが」となっている。この歌においても、「天」と対応しているのは「上」であるということが明らかになっている。八重山篇では、「天の庭」が出ているのはこの二例だけである。

ここで言えるのは、久米島では、人々の観念の中で「天」は「雨」、すなわちアメ（上）と緊密なつながりを持っている存在として観念されていると考えられるだろう。大浜村の雨乞いの歌と同様に、八重山では「天」は「上」という言葉で示しているように、空間的な上位にある観念として考えられていたようであろう。これについて、八重山の歌謡にみる「天」の観念でまた詳しく考察を試みたい。

また、「天のみや」の「みや」について少し考えてみる。宮良當壯氏は「ミヤ」の原義について、それは神社創建と強く関連していると主張し、「神座として注連縄を張り繞らさるべき大木巨岩の周囲にある雑木雑草が伐り払はれて、広場が設けられたであらう。この広場こそ、実に『ミヤ』であつて、神祭を執行するに心要欠く可からざる場所」<sup>25</sup>であると指摘している。また、同指摘では奄美大島は広場のことを「ミヤ」と発音していることも述べている。つまり、「みや」は広場、あえて言えば神聖な広場であるという意味と理解してもよいだろう。その意味から考えれば、「天のみや」は天上世界にある聖地と理解できよう。興味深いのは、中国、特に道教の信仰や習俗の中で、「天庭」は神様が天上世界にいらっしゃる神聖な場所を指している言葉、ということである。沖縄の「天のみや」と中国の「天庭」は、いずれも「庭」という字が使われている。この言葉のかさなりは興味深いことである。「天」と「ミヤ」はいずれも聖なる空間の意味を帯びているからこそ、このような表現が使われているだろう。

このオタカベは雨乞いの時に唱えたものである。雨乞いするとき、神女がまず「あかくちや」「ぜろまゝかなし」の前にて祈願し、そして「五の神」「七の神」が力を寄り合わせて、そこで神様を拝むのである。そのあと「あまのきみかなし」「てこのきみかなし」等の声と合わせて、みんなと一緒に願い言を申し上げるといふ。要するに、雨乞いをする際、火の神だけではなく、「五の神」「七の神」「あまのきみかなし」「てこのきみかなし」等、たくさんの神様が力を合わせて、「天のみや（天の庭）」にいる「こうじやしゆ」に雨乞いの願いをする。

<sup>25</sup> 宮良當壯「ミヤ（宮）の原義に関する研究」『宮良當壯全集 15』 第一書房 1981年 p31

ここで、久米島で雨乞いの時、火の神の前で祈願することに注目したい。沖縄の火の神は普段一家の禍福吉凶を司って、一家を守護する神様とされている。このオタカベから久米島では、雨乞いをする時に、まず火の神の前にて祈願することがわかる。

伊波普猷氏は「火の神考」において、『火の神』は自分自身で人々の祈願を叶えるのではなく、オボツ・カグラやニライ・カナイという霊威の満つ豊穡な他界の神への媒介神である。<sup>26</sup>と述べている。また、仲原善忠氏は沖縄の火の神の性格について、「一般に、ニライ・カライ（東方）へのお通し（取り次ぎ）とされている。しかしそればかりではない。第一に火事を起こさないこと。（略）第二は、一般的の守護活動、すなわち豊年、雨乞い、延命、そのほかの除災、招福、航海安全、あらゆる祈願の対象となる。」<sup>27</sup>と述べている。

例①のオタカベにみる火の神は、お通しの神様であることは明らかであろう。つまり、火の神は昇天するという性格をもっているから、人々の願いが火の神を通して天まで届く。仲原善忠氏の指摘した沖縄の火の神の第一の職能は、「ニライ・カライ（東方）へのお通し（取り次ぎ）とされている」ことであるが、例①のオタカベは異なっている。このオタカベは、人々は天上世界にある「天のみや」にいらっしゃる「こうじやしゅ」へ降雨を祈願したものである。つまり、この場合は、「ニライ・カナイ（東方）」へのお通しではなくて、天上（世界）へのお通しであることがわかる。自然の天体としての「天」以外に、天上世界、すなわち神聖な空間が想念されていることが十分に窺える。

このオタカベには、上天する火の神、「天加那志」という神様、さらに天上世界にある神聖な場所「天のみや」にいらっしゃる、龍に似ている「こうじやしゅ」等、いくつかの「天」を含む語や詞章が見られる。当時の人々の世界観の中で「天」に関する観念がしっかり存在していることがよくわかるだろう。

最後にもう一つ興味深いことがある。「こうじやしゅ」は龍に似ていることが述べられている。天上世界で井口を制御する「こうじやしゅ」は雨を司る龍神を連想させる。中国、とくに中国の民間習俗の中では、龍神は天帝の支配下にある、衆天神の一つであるとする考え方が一般である。しかも、その居所は大体、湖、川、江等にある。人間界に雨をもたらす時に、龍神は天上に上がって雨を降らすことが多い。例①のオタカベに登場した「こうじやしゅ」は龍に似ているが、本当に龍であるかどうかはまた別の問題である。しかし、「こうじやしゅ」が直接雨を司る職能があることからみて、人々は雨を司る力、あるいは雨を司る神は天上世界にいと想念していることが覗えるだろう。抽象的な天上世界そのものが想念されていることが重要であろう。

### 例③五月六月稲の穂祭大祭の時の御たかへ（祖辺）

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1 王にせ按司おそひか | 王にせ按司添い〈国王〉が |
| 2 百日選       | 百日和          |

<sup>26</sup> 伊波普猷「火の神考」 『沖縄文化論叢（全5巻） 第二巻 民俗編Ⅰ』 編者：大藤時彦 小川徹 平凡社 1971年 p160

<sup>27</sup> 仲原善忠「太陽崇拜と火の神」 『仲原善忠全集 第三巻』 沖縄タイムス社 1978年 p431

3 よかるひより 取合ち	良き日和を取り合わせて
4 しらちやね	白種
5 あまちやねの	甘種の
6 およひとて	御為を取って
7 おなふさとて	御直さを取って
8 手ずやへむ	手摩ります
9 拝みやへむ	拝みます
10 拝まれめしよわちへ	拝まれなさって
11 手ずられめしよわちへ	手摩られなさって
12 天地通しめしよわれ	天地に通して下さい
13 あめぢ通しめしよわちへ	天地に通して下さい
14 にらい通しめしよわちへ	ニライに通して下さい
15 かない通しめしよわちへ	カナイに通して下さい
16 いつのすじや	立派な衆生の
17 玉のすじや	玉の衆性の
18 およひとやへむ	御為を取ります
19 おなふさとてと	御直さを取ってこそ
20 おかみやへる	拝みます <sup>28</sup>

上記は祖辺地域で行う五月六月稲の穂大祭の時に唱えるオタカベである。この中の「天地通しめしよわれ」という表現が注目される。稲の穂祭は琉球王国時代の重要な祭礼であり、国王自らも参加する祭礼である。稲の穂祭は旧暦の5月に行われる稲の豊作を祈願する稲の初穂儀礼である。稲の穂祭は「古く麦稲四祭のなかでももっとも重んじられた祭儀で、歴代国王も4月の稲ミシキョマ稲作発祥地とされる沖縄島南部の知念玉城の地を巡拝してその順調な成長を祈り、さらに5月中に吉日を選び、国中に稲穂祭を挙行政させた。」<sup>29</sup>という。

この中で重要なこととは、祈願するとき、「天地通しめしよわれ あめぢ通しめしよわちへ」（天地に通して下さい 天地に通して下さい）、「にらい通しめしよわちへ かな通しめしよわちへ」（ニライに通して下さい カナイに通して下さい）と歌っていることである。つまり、豊穰への祈願は「天地」や「にらい」・「かない」まで通し、届けてくださいと願い込んで歌っていることがわかる。

「天地」の対語は「あめぢ」であり、まず空間的に頭上の「天」と足元の「地」をそれぞれ意味している。そして、その次の詞章をみれば、「天地」に通してだけではなく、「にらい」・「かない」にも通してくださいと祈願している。「にらい」・「かない」は沖縄の最も代

<sup>28</sup> 前掲『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』 p89

<sup>29</sup> 沖縄大百科事典刊行事務局編集『沖縄大百科事典 上巻』 沖縄タイムス社 1983年 p94

表的な他界観であるといえる。「ニライ・カナイ」の世界は、「海のかなた、もしくは海の底・地の底にあって、そこから人間の世界、村落に神々が訪れてきて、さまざまな豊穡、幸などをもたらしてくれる」<sup>30</sup>と考えられている。このオタカベでは「ニライ・カナイ」と対応しているのは「天地」である。つまり、「天地」も神聖な世界、空間であることがまず想像できる。さらに、先にも触れたように、このオタカベでは、稲の豊作の祈願を「天地」、「ニライ」・「カナイ」へ祈願することから、「天地」は、「ニライ」・「カナイ」と同様に、神のいる世界、聖なる空間として想念されていることがいえるだろう。

つまり、海の向こうにある「ニライ」・「カナイ」という水平的な他界観と、高所にある「天」と足元にある「地」で示す「天地」という垂直的な他界観が両方存在しているといえる。さらに、このオタカベでは、このような水平と垂直的な他界観は矛盾なく併存して歌われていることが重要であると考えられる。すくなくとも、このオタカベに歌われる他界観は、水平的でだけでなく、垂直的なものも含め、四方全面、宇宙全体に対しての信仰観念がうかがえるだろう。高所にある「天」の観念が存在していたといえる。これと非常に似通ったものに「稲之穂大祭の御たかへ（中城間切）」がある。この中では、「天地（通しめしよわれ）」のかわりに「天ぢ森」という表現がみられる。簡単にみてもみる。

#### 稲之穂大祭の御たかへ（中城間切）

〈前略〉

39 しらちやね	白種
40 あまちやね	甘種の
41 およゑとて	御為を取って
42 おなふとて	御直さを取って
43 にらへ御すいじ	ニラへ御スイジ
44 かなへ御すいじしち	カナへ御スイジでもって
45 天ぢ森	天地森
46 あち森	天地森に
47 とうしめしよわち	通しなさって
48 たべめしよわれ	下さい <sup>31</sup>

〈後略〉

このように、「天地に通しめしよわちへ」というような表現は他にも多数みられる。例えば、以下のように挙げられる。

「初御願之御たかへ（首里三平等）」の「天ぢとをしめしよわちへ」（天地に通しなさって）  
 「正月百人御物参之御たかへ（首里三平等）」の「天ぢとふしめしよわちへ」（天地に通し

<sup>30</sup> 沖縄大百科事典刊行事務局編集『沖縄大百科事典 下巻』 沖縄タイムス社 1983年 p138

<sup>31</sup> 前掲『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』 p131

なさって)」

「正月弁の御嶽行幸のみおやたいのり御たかへ（首里三平等）」の「天ぢ あめぢ とふしめしよわちへ（天地 天地に通しなさって）」

「長月御たかべ（首里三平等殿内）」の「天地通しめしやうちへ」（天地に通しなさって）、

「正月初御願の御崇（首里真和志之平等）」の「天ぢ通しめしやうちへ」（天地に通しなさって）、

「百人御物参之時の御崇（首里真和志之平等）」の「天ぢ通しめしやうちへ」（天地に通しなさって）、

「毎年、麦二祭之時、御崇之意趣者（真和志間切識名村）」の「てんぢ通しめしよわれ」（天地に通し下さい）、

「雨乞いのオタカベ（首里三平等）」の「天ぢ御通しめしやうち」（天地に御通しなさって）、

「ムスビ」の「ていんじとうーし おてらとうーし」（天地通し 御テラ通し）、

「ビンヌスンヌティルル」の「ていんじとうーし うていらとうーし」（天地通し 御ティラ〈聖域〉通し）、

「結び」の「ていんぢとうーし うていらとうー」（天地通し 御ティラ通し）、

「久高殿ぐきまーいのティルル」の「うり ていんぢとうーし うていら」（ウリ 天地通し 御ティラ通し）、

「外間殿ぐきまーいぬティルル」の「ていんじとうーし うね うていら」（天地通し ウネ 御ティラ通し）

「ハレイシ フーフェーイ〈入羽〉」の「天地とううき召しょうち」（天地に通しきなって）

これらの例はいずれも祈願する時に唱えたオタカベに登場する表現である。これらの表現の中の「天」はただ空間的な「天」を表すだけではなく、祈願の対象すなわち神がいる世界をも意味していると考えられる。

また、次のような例がある。

#### 事例④田の祝の歌（豊見城辺）

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 1 天からおりんそうちやる | 天から降りなさって             |
| 2 天人が初みたの     | 天人が始めた                |
| 3 白ちやに        | 白種                    |
| 4 天ちやに たぼち    | 甘種を下さって <sup>32</sup> |
- （後略）

上は豊見城の田の祝の歌である。ジャンルの的にはクェーナとなっている。このクェーナの中に「天からおりんそうちやる」、「天人が初みたの」等のような「天」を含む語句がみられる。詞章から、「白種」と「甘種」は「天」から降りてきた「天人」によって与えられ

<sup>32</sup> 前掲『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』 p251

たと考えたことがわかる。この歌謡は琉球の稲作神話を背景にしたものであり、「天人」はアマミキョのことを指している。「白種」は最初に白い壺に入っている五つの穀物種で、「甘種」はアマミキョが「天」に禱って得られた稲種のことである。これらのことについて詳述しないが、ここの「天」は、明らかに「天人」すなわち神が住む世界を意味しているだろう。「天」は神がいる天上世界をさしており、すなわち抽象的な「天」の観念としてまとめることができる。

このように、前項でみてきた自然・天体の天空の例と異なって、想念世界にある「天上世界」等のような例、すなわち抽象的な「天」の観念を表す例が確認できるのである。これらの例をまとめて示す。なお、「天ぢ」や「てんぢ」、「てにぢ」のように、同一語の異表記もそれぞれ示す。

#### 〈抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する「天」〉

「天のみや」(天の庭)	17 例
「天ぢ」	10 例
「ていんじ」(天地)	5 例 <sup>33</sup>
「てにのみや」(天の庭)	4 例
「てんぢ」	3 例 <sup>34</sup>
「ていんぢ」(天地)	3 例 <sup>35</sup>
「天地通しめしよわれ」(天地に通し下さい)	2 例
「てにがうへ」(天の上)	2 例
「天の宮に」(天の庭に)	1 例
「てにのおみヤ」(天の御庭)	1 例
「てにちおみや」(天地御庭)	1 例
「天ぢをみや」(天地御庭)	1 例
「てにぢくに」(天ぢくに)	1 例
「天ちくに」(天ぢくに)	1 例
「てにぢ」	1 例
「天ぢ森」(天地森)	1 例
「天ぬうみん子ぬ」(天の思い子が)	1 例
「天のかづらまき」(天の蔓巻き)	1 例
「てにがうエ」(天の上)	1 例
「天ぬうみん子ぬ」(天の思い子が)	1 例
「天のかづらまき」(天の蔓巻き)	1 例
「てにがうエ」(天の上)	1 例

<sup>33</sup> うち「ていんじま一ぬ」(天地庭の) 1 例、「ていんじとう一し」(天地通し) 3 例、「ちんじまぬ」(天地庭の) 1 例

<sup>34</sup> うち「てんぢをみや」(天地御庭) 1 例

<sup>35</sup> うち「ていんぢめ一んかい」(天地庭に) 1 例、「ていんぢとう一し」(天地通し) 2 例

## 2-3 国王の美称として用いる「天」

### 例⑤正月百人御物参之御たかへ（首里三平等）

1	けふのよかるひより	今日の良き日和
2	かほうひよりに	果報日和に
3	首里天かなし美御前より	首里天加那志美御前〈国王〉より
4	むかしから	昔から
5	けさしから あるやに	けさし〈昔〉からあるように
6	御祝物 おしあけられめしよわれ	御祝物を押し上げられなさって
7	おがまれめしよわちへ	拝まれなさって
8	せぢまさりめしよわちへ	セヂ〈靈力〉勝りなさって
9	御祝物 こんでうけしよわちへ	御祝物を組手受けなさって
10	天ぢとふしめしよわちへ	天地に通しなさって
11	御月	御月
12	おてた	御太陽
13	三つ星	三ツ星
14	七つ星の御前と	七ツ星の御前と
15	あいちへなりめしよわちへ	相手になりなさって <sup>36</sup>
	〈後略〉	

上のオタカベは、正月に百人物参の時に唱えられたものである。歌謡の中には、「首里天かなし美御前より（首里天加那志美御前〈国王〉より）」、「天ぢとふしめしよわちへ（天地に通しなさって）」等、「天」を含む詞句がみられる。

百人御物参とは、神女たちが首里城及び周辺の聖域（御嶽など）にお参りする行事である。神女たちがこの行事を通して国王の長寿とその子孫の繁栄をはじめ、国家繁栄、国土や航海安全、さらに五穀豊穰までを祈願する。

「天ぢとふしめしよわちへ」は、「天地」に通して下さいという意味である。つまり、神への祈願は「天」や「地」の間の空間だけではなく、天上世界へも、すなわちすべての空間に通すようにと唱えている。それゆえ、天上世界は祈願の対象である神の居所であると理解してもよいだろう。ようするに、古琉球では、「天」は自然の天体をさすだけではなく、人々の想念世界に存在する抽象的な観念である一面もうかがえる。このオタカベでは、「天ぢとふしめしよわちへ」の表現以外に、「御月」「おてた」「三つ星」「七つ星」というような語が並んでおり、「天上世界」を具象化しているように読み取れる。

ここで注目したいのは、「首里天かなし」である。何度もふれてきたように、「かなし」

<sup>36</sup> 前掲『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』p 83

はもともと接尾敬称辞であり、「～様。いとしい、敬愛する、などの意の『愛し』から転じ」<sup>37</sup>たものである。この語は、「天」に「かなし」を接続して、「天がなし」となしている。「天がなし」は「天」を神格化、あるいは擬人化した表現であることがまずいえる。さらにその前に「首里」という言葉が付加された。このようにして、このオタカベにみる「首里天かなし」は「国王」を指す言葉であり、国王の敬称となっている。

前章で論述したとおり、尚真王の代から「天」や「日」等の語を以て国王の神号に用いることが顕著だった。尚清王の神号、「天継おうにせ」があるように、国王を表現するには「天」という語が用いられるようになって、尚清王の代では「天」の観念がすでに定着したと言われている。「天」が超越的な性格を持つことで、「天」という語は敬称辞として用いられるようになった。すなわち、至高神聖の国王を修飾するため、「天」が用いられるようになった。「がなし」の前に「天」、「首里天」等の語が付加されることによって、最高の権力者・王を指す言葉に変化することは重要である。

このオタカベにみる「首里天がなし」は、「首里」にいらっしゃる敬愛する国王様で、「天」のような存在である、というふう考えられているからだろうか。

『おもろさうし』に出てくる国王を指す語は「ぢ天とよむ大ぬし」、「きこゑ天つぎ」、「天つぎの御さうぜ」、「天ぢとよむわかぬし」、「天がなし」、「てにきよら」等がある。他に、「天」を含まない表現としては、「按司襲い」「おぎやか思い」「王にせ」「たゝみ子」「成さい子」「浮きゆ雲」「若子思い」「後勝り」「天継ぎ」「祈り揚がり」「てだ」「てだこ」<sup>38</sup>等がある。「天がなし」のような例がみられるが、「首里」という言葉がついている表現、つまり例⑤のオタカベにみる「首里天かなし」のような表現は全く見られない。逆に、例⑤にみられるように、地方・民間レベルでは国王を指すときに、「首里」という言葉をよく使用し、「首里」を強く意識していることが窺える。

例⑤にみる「首里天かなし」で国王を表す例は、『南島歌謡大成 I 沖繩篇』に多く登場している。表記の仕方はさまざまである。他に「首里天加那志」、「首里天か那志」、「首里の天かなし」、「首里天嘉那志」、「首里天賀那志」、「すゆいてんぢやなし」、「すゆいてんぢやなし」「すいてんぢなし」等が見られる。これらの語はいずれも国王を指す言葉として用いられている。『おもろさうし』にみられる、国王を表す「天つぎ」「天ぢとよむ」等のような表現はここでは全く見られない。

#### 例⑥ 毎年十二月、田の上の御嶽後彝編の御前にてのみせざる（伊平屋島勢理客村）

〈前略〉

45 首里森	首里森
46 真玉森	真玉森
47 百浦添	百浦添

<sup>37</sup> 『沖繩古語大辞典』『沖繩古語大辞典』編集委員会 代表：外間守善 角川書店 1995年 p198

<sup>38</sup> 前掲 島村幸一『『おもろさうし』と琉球文学』 p354

48 すゑのおとん	精の御殿に
49 かけふさへ	掛け栄え
50 しきふさへ	敷き栄え
51 けにちよわる	実におわします
52 だにちよわる	誠におわします
53 てたほこるあんしおそい	太陽誇る按司添い〈国王〉の
54 天きやおそい王にせ	天下添い王様の
55 おなふさとて	御直さを取って
56 およひとて	御為を取って <sup>39</sup>
〈後略〉	

上の例は、伊平屋島勢理客地域のミセゼルである。この中に「天きやおそい王にせ」という「天」を含む語がみられる。「天きやおそい王にせ」は天下添い王様と解釈されており、その対語は「てたほこるあんしおそい」（太陽誇る按司添い〈国王〉）である。「てたほこる（太陽誇る）」と「天きやおそい（天下添い）」、「あんしおそい（按司添い〈国王〉）」と「王にせ（王様）」がそれぞれ対応していることがわかる。知名定寛氏は「按司や国王が太陽と対置されたり、あるいは太陽と称されていたことは、その地位や権力を太陽と結びつけることによって神聖化・正当化しようとする思想が存在していたことを意味している。」<sup>40</sup>と指摘している。オモロでも、国王や按司、すなわち権力者のことを「テダ」と呼んでいる。この歌謡は、こういった対応関係をよく反映している。

さきにも触れたように、太陽を意味する「日」や「天」を意味する「天」という語等は国王の神号に多く用いられる。「天きやおそい」は「天下」を支配する国王という意味であり、権力者、とくにここでは国王を表す言葉として、「天」が使用されていることが重要である。これは、やはり「天」が持っている神聖で超越的な属性につながるためだろう。このオタカベにおいても、「天」という語は国王の尊称、または敬称辞として役割を果たしていることは明らかである。

このように、国王の尊称として「天きやおそい王にせ」と表現する例はしばしば登場する。これは「天ぎやおそひ王にせ」とも記され、全部で8例が見られる。例えば、「毎年十二月田のかみ御嶽後いべの前にてのみせざる（伊平屋島勢理客村）」には「天ぎやをそひ王にせ」（天下添い王様の）となっている。

以上、「天」が国王の尊称に使われる例をみてきた。国王の美称として、例⑤、⑥でみてきた「首里天かなし」、「天ぎやをそひ王にせ」のほか、「天がすゑ王にせ」（天の末王様の）等のような表現も見られる。これらの例をまとめて以下のように示すことができる。

〈国王の美称として用いる「天」〉

<sup>39</sup> 前掲『南島歌謡大成 I 沖繩篇上』p20

<sup>40</sup> 知名定寛『沖繩宗教史の研究』 榕樹社 1994年 p181

「首里天加那志」	30 例
「首里天かなし」	22 例
「首里天か那志」	2 例
「首里天嘉那志」	2 例
「首里天賀那志」	1 例
「すゆいていんがなしーめー」(首里天加那志前〈国王〉)	2 例
「すゆいてんぢやなしーめー」(首里天加那志前〈国王〉)	1 例
「すゆいてんぢゃなしーめー」(首里天加那志前〈国王〉)	1 例
「すいてんざなし」(首里天加那志〈国王〉)	1 例
「首里天かな」	1 例
「首里の天かなし」	1 例
「天きやおそい王にせ」	2 例
「天ぎやおそい王にせ」	1 例
「天きやおそへ王にせ」	1 例
「てんぢやなし」(天加那志)	1 例
「天加那志」(天加那志)	1 例
「天がすゑ王にせ」(天の末王様の)	1 例

### 3 まとめ

以上、『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』にみる「天」の観念を考察した。これらの「天」を含む語は、①自然の天空を意味する、②抽象的な天上世界を意味する、③国王の美称として用いる、と大きく三つに分類することができる。

すなわち、「天から」「天のてだ」等のような自然の天体としての天空を意味する例もあるが、「天のみや」のような、神のいる天上世界を表す抽象的な「天」の観念の例もある。さらに、もう一つ、「首里天加那志」「天きやおそい王にせ」等のような、国王の美称辞として用いられる例も確認できる。この中で、「首里天かなし(首里天加那志)」という語が出てくる用例が最も多く、66 例が見られる。その次に、「天のみや(天の庭)」という語が出てくる用例が 17 例見られる。「天きやおそい王にせ」という語が出てくる用例が 8 例見られる。

事例①では、勝連地域の雨乞いのウムイをとりあげた。この例では、「ていんがなし」(天加那志)、「ていん」(天)等の「天」を含む語が見られる。そして、「あみやていんからふいうとしゅー」(雨は天から振り落とす)と謡われるように、ここの「ていん」は自然・天体を意味することが明らかである。

事例②では、久米島の雨乞い時のオタカベを考察した。民間では、「天上世界」に「天のみや」(天の庭)があり、そこの井口を制御する「こうじやしゅ」が存在していると信じられている。雨乞いをする時に、火の神などを通して、この「こうじやしゅ」へ祈願するの

である。これらの考察を通して、人々は頭上にある「天」はただ天空として認識するのではなく、そこは神の在所、いわゆる神聖な空間としても観念されていることが明らかになった。

事例③では、豊作を祈願するための五月六月稲の穂大祭の時に唱えるオタカベを考察した。この例では、「天地通しめしよわれ あめぢ通しめしよわちへ」（天地に通して下さい 天地に通して下さい）、「にらい通しめしよわちへ かな通しめしよわちへ」（ニライに通して下さい カナイに通して下さい）等の表現がみられ、豊穰の祈願は「天地」や「にらい」・「かない」まで通して下さいと歌う。これらの考察を通して、「ニライ・カナイ」と対応して、「天地」は神聖な世界、空間であることが明らかになった。

事例④では、田の祝の歌についてみてきた。この中では、「天からおりんそうちやる」、「天人が初みたの」等が歌われ、「天人」等の「天」の観念が存在していることが明らかになった。このように、事例②、③、④にみる「天」は抽象的な「天上世界」を意味する例としてまとめることができる。

事例⑤、⑥では、「首里天がなし」、「天きやおそい王にせ」等の「天」を含む語を考察してみた。その考察を通して、これらの語は国王の美称として用いられることがわかった。このような「天」にまつわる観念があるからこそ、「天」は超越的な存在としての性格は段々定着していったのだろう。それゆえ、「天」という語は至高、最上であるという意味を持つ語として、次第に最高権力者である「国王」の美称に用いられるようになったのではないかと考えられる。

本節の考察を通して、首里王府の祭祀歌謡集『おもろさうし』にみる「天」の観念と比べて、民間レベルのオタカベ、キューナ等に見られる「天」の観念は、雨乞いや稲の豊作祈願等のように、いわゆる一般の人々の生活に緊密に関連していることがよくわかる。言い換えれば、王権の正統性を強調するために用いられる「天」の観念と比べて、民間レベルの「天」の観念はそれほど抽象的ではなく、より具体化、具象化しているといえよう。これは、地域ごとの土着の「天」の観念の姿として理解してもよいだろう。

## 第2節『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』にみる「天」

宮古地域は、言語（言葉）をはじめ、信仰や習俗等の面において、沖縄本島や他の離島とやや違う位相を示している。このことについて、外間守善氏は「宮古には、奄美、沖縄、八重山地域にみられる農耕社会の祈願をこめた呪言とは異なった色あいの神歌群、呪言のみられるのが特徴である。」<sup>1</sup>と指摘している。また、その歴史について、小野重朗氏は「宮古の歴史は、沖縄本島の歴史の歩調とだいぶおくれながらよく似た歩みで、先ず独特な創世神話を持ち、14世紀末には中山王察度に貢するほどの支配者があり、そうした按司、豊見親といわれる領主が割拠して英雄時代の様相をみせ、目黒盛豊見親、仲宗根豊見親をへて15世紀末に尚真王の中央集権の中に組みこまれていく。」<sup>2</sup>と述べている。

テキストでは、宮古の歌謡は大きく「呪禱的歌謡」、「叙事的歌謡」、「叙情的歌謡」に分けられている。「呪禱的歌謡」にはピヤーシ、タービ、フサ、ニーリがある。ピヤーシの「語義は『囃す』に源をおき、それが名詞化したものである。神々を高らかにおだて囃し立てて豊穰を祈願するのが、このピヤーシの目的」であり、その内容は「農作物の豊穰祈願・予祝、豊年祈願、家庭繁栄などがその主題で、詞の構造は、ニガリと重なりをみせる。」<sup>3</sup>という。タービは「狩侯の神女によって謡われていた神歌である。タービとフサは、狩侯の祖先神の事績を謡ったもの」<sup>4</sup>である。ニーリは「ニーラーグ、ニルともいう。稲村賢敷がいうように、ニーラーグはニーラのアーグの意味で、ニーラは海の彼方の楽土、神々や祖先神のいます所である。その神々を崇めたてまつる歌謡を意味する」<sup>5</sup>のである。

外間守善氏は宮古の歌謡は、「唱えることから謡うことへ発展していく姿をみせてくれるという点で特徴的である<sup>6</sup>」としている。また、小野重朗氏は「宮古古歌謡の性格としては、生産的叙事歌が少なく、歴史的叙事歌が豊かである」<sup>7</sup>と指摘している。例えば、宮古のフサは、内容的に神の降臨、神の子の生誕、村落創建のことについて謡っている神歌が多い。

### 1『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』にみる「天」を含む語の概観

では、これらの歌謡にどのような「天」の観念が存在しているのか。まず、『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』から抽出した「天」を含む語や文章を確認してみたい。「天」を含む語や詞章はのべ158例がみられる（資料9参照）。一篇の歌謡の中で、意味が異なった「天」を含む語が登場する場合がある。例えば、「ヤーキヤー声（夏祭り）」に、「ていんだオ（天道）」と「ていん（天）」が登場している。一方、一篇の中で、同一の「天」を含む語が複数回登場する場合もある。例えば、同じ「ヤーキヤー声（夏祭り）」の中で、「ていん」が2回登

<sup>1</sup> 外間守善『南島文学論』 角川学芸出版 2013年 p646

<sup>2</sup> 小野重朗『改訂南島歌謡／琉球歳時記他』 第一書房 1995年 p104

<sup>3</sup> 「宮古のクイチャー調査報告書」 沖縄県文化財調査報告書145集 沖縄県教育庁文化課編集 沖産業 2006年 p6

<sup>4</sup> 前掲「宮古のクイチャー調査報告書」 p6

<sup>5</sup> 前掲「宮古のクイチャー調査報告書」 p7

<sup>6</sup> 外間守善 新里幸昭編 『南島歌謡大成 Ⅲ宮古篇』 川角書店 1978年 p486

<sup>7</sup> 小野重朗 『改訂南島歌謡／琉球歳時記他』 第一書房 1995年 p105

場している。<sup>8</sup>

では、「宮古篇」ではどのような「天」が登場しているのか。以下『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』から抽出した「天」を含む語を全例示しておく。(便宜上語例の多い順に示す)

「ていん」(天)<sup>9</sup>  
 「天太」(テダ)(太陽)  
 「ていんだう」(天道) (「ていんだお」と「ていんだオ」も含む)  
 「天の」<sup>10</sup>  
 「てんがなす」(天加那志)  
 「ていんど」  
 「ていんのだ」(天野田)  
 「天帝」  
 「首里天」  
 「てんのもも」(天の百)  
 「ていんと」  
 「ていんとう」  
 「ういてん」(上天)  
 「おいてん」(上天)  
 「ぼう天」(坊天)  
 「ぼーていん」  
 「天轟」  
 「ていーんーぬーまーく」(天のマク)  
 「天て」(天帝)  
 「天てい」(天帝)  
 「竜宮天」  
 「七色天」  
 「真南天」  
 「玉天」(首里天の対語)  
 「うしゅーていん」(御主天)  
 「天かに」(天金) 神名  
 「天が」

<sup>8</sup> ヤーキヤー声(夏祭り)

ー ていんだオの みゅー ーぶぎ/やーきヤー/やぐみゅーいぬ みゅぶぎ(天道のお蔭で 囃子 恐れ多い神のお蔭で)〈中略〉二九 ていんがらぬ ぴゅー イうぶゆだみ なをい(天からの日取りを 大世鎮め〈祭式名〉の直る日を)〈中略〉七四 ていんや まおうさぎ ういん まうさぎ(天は真お捧げ上も真お捧げ)

<sup>9</sup> このうち、「ていんがら」15例、「ていんぬ」11例、「ていんや」10例、「ていんにゃ」6例、「ていんに」3例、「ていんがなシ」2例、「ていんがむチ」2例、「ていんぐむチ」2例、「ていんの」1例、「ていんゑ」1例、「ていんかい」1例、「ていんチ」1例、「ていんぐみ」1例

<sup>10</sup> このうち、「天の七帳」1例、「天の七座」1例、「天の百」1例、「天の星」1例、「天の赤星」1例

「あうでいん」(青天)

「てん」

以上の抽出した「天」を含む語をみれば、宮古歌謡の中で、「天」のことが「ていん」と表記されていることがわかる。また、「天道」という「天」を含む語は「ていんだう」、「ていんと」、「ていんとう」等の形で表現されており、宮古歌謡に多く歌われていることが確認できる。そして、沖縄本島や宮古の歌謡に共通する表現として、「てんがなす」(天加那志) もしばしば登場していることがわかる。さらに、「竜宮天」や「七色天」等のような、宮古歌謡にしか登場しない「天」を含む語まで確認できた。

では、これらの「天」を含む語は、宮古歌謡の中にどのように歌われているのか。そして、歌謡の中で、これらの語は我々の頭上にある天空を意味している、または神の在所としての天上世界を意味しているのか、すなわちどのような姿で立ちあらわれているのかを明らかにしたい。

以下、これらの「天」を含む語の具体例を検討してみよう。

## 2『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』にみる「天」の実態及び特徴

### 2-1 自然の天空を意味する「天」

#### 例① 上りの美しい狩俣村(狩俣)

- |      |                                |                                   |
|------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 1    | とうかゆーかぬ<br>じゅーぐにちぬ<br>うちキぬにゃーん | 十日四日(十四日)の<br>十五日の<br>お月様のように     |
| 2    | あがイかぎ<br>にゆイかぎ<br>カイまたむらよー     | 美しい上りの<br>美しい昇りの<br>狩俣の村よ         |
| (中略) |                                |                                   |
| 6    | カイまたや<br>かんがにぬ<br>シまどうやイよー     | 狩俣は<br>神の根の<br>島であるよ              |
| 7    | シまぬばな<br>むらぬばな<br>うやきばしょー      | 島の花(として)<br>村の花(として)<br>富貴をしてください |
| 8    | ていんぬふシ<br>にぬばぶシ<br>ふシぬにゃーん     | 天の星<br>子の方角の星<br>星のように            |
| 9    | みゃーくとうなぎ<br>シまとうなぎ             | 宮古が永久にある限り<br>島のある限り              |

ていらさまちよー

照らしてください<sup>11</sup>

上は宮古の狩俣村をほめたたえるクイチャーである。クイチャーはクイチャーアークのことで、集団舞踊をとめない、単にクイチャーとも呼ばれる。その語義は「クイ（声）をチャース（合わす）すなわち『声を合わす』であり、一日の労働を終えた若い男女が野の広場に集まり、声を合わせて唱和する歌」<sup>12</sup>である。神や祭祀関連の呪禱的歌謡と異なって、クイチャーアークは「人々の生活や世の中のことを対象化した」<sup>13</sup>ものであり、「対語対句をつらねて事柄を叙事的に表現する」<sup>14</sup>特徴があり、叙事的歌謡である。例①のクイチャーは狩俣村が豊かであり、永久に富貴繁栄であると願いを込めて歌っている。

このクイチャーでは、まず狩俣村は十五日の「うチキぬにゃーん」（お月様のように）、美しい村であるとほめたたえている。そして、狩俣村は「かんがにぬ」（神の根の）島であり、島の花・村の花として、富貴繁栄になってほしいと歌う。さらに、狩俣村は「ていんぬぷシ」（天の星）のように、すなわち天空に照っている星のように、永遠に輝いていると歌っている。

詞章の中に「ていんぬぷシ」（天の星）という「天」を含む語がみられる。ここの「天」は、星が照っている天空、自然の天体・大空であることが判断できる。つまり、このクイチャーにみる「天」は自然の天空を意味している。例①と類似して、「天」に照っている星を歌っている例は他にもみられる。例えば、次のように挙げられる。

クイチャーの「内根間の加那ガマ（狩俣）」には、「ていんぬぷシ くまみシリゆー シりばし」（天の星のように 細かく輝いているのが そろっている時に）という詞章がみられる。この中にも「ていんぬぷシ」、「天」の星が輝いていることが歌われ、この「天」は自然の天体の天空を指している。

また、トゥクルフンの「トゥクルフン」に「ていんぬ んみぶシどう ういぬ むやチぎどう」（天の昴星に 上の六連星に）がみられる。この場合でも、「天」の昴星があるように、ここの「天」は自然の天空を指していることがわかる。同じトゥクルフンの「家葺きのトゥクルフン」にも「ていんぬ んみぶシどう ういんぬ むやチぎどう（天の昴星に 上天の六連星に）」と歌われている。この二例では、「ていん」の対語は「うい」（あるいは「ういん」）であることがみてわかる。つまり、「天」は「上」と対応的な関係を持っていると考えられる。次節、八重山歌謡にみる「天」の考察においてもふれるが、八重山歌謡にも「天」と「上」が対になって歌われることがたびたびみられる。この点について、八重山と宮古は共通しているといえるだろう。

このような例、「天」と「上」が対語関係として登場している例は、他にも多くみられる。例えば、次のような例がある。

<sup>11</sup> 前掲『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』 p 347

<sup>12</sup> 前掲『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』 pp. 483~484

<sup>13</sup> 前掲『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』 p 465

<sup>14</sup> 前掲『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』 p 466

〈タービ〉

「ヤーチャー声（夏祭り）」の「ていんや まおうさぎ ういん まうさぎ」（天は真お捧げ 上も真お捧げ）、

「山のフシラズ」の「ていんぬまま あらだ ういぬまま あらだ」（天のまま〈運命〉ではないので 上のままではないので）、「ていんや まオさぎ ういん まうさぎ」（天は真お捧げ 上も真お捧げ）

〈ピヤーシ〉

「仲嶺元の世乞いピヤーシ〈女〉（狩俣）」の「ていんや まうさぎヨ ういん まうさぎよ」（天は真お捧げだよ 上も真お捧げだよ）、「ていんや と うゆちかまい ういん と うゆ ちかまい」（天に鳴響み着かれ 上に鳴響み着かれ）」

「マイニャ元の夏穂祭り のピヤーシ〈女〉（狩俣）」の「ていんにゃ と うゆちかまい ういん と うゆちかまい」（天にまで鳴響み着かれ 上にまで鳴響み着かれ）

「年のバンのピヤーシ（狩俣）」の「ていんや まうさぎよ ういん まうさぎよ」（天は真お捧げだよ 上も真お捧げだよ）、「ていんにゃ と うゆちかまい ういん と うゆ ちかまい」（天にまで鳴響み着かれ 上に鳴響み着かれ）

「祝いのウプナ-のピヤーシ（狩俣）」の「ていんや まうさぎよ ういん まうさぎよ（天は真お捧げだよ 上も真お捧げだよ）

「大世鎮めのピヤーシ〈女〉（狩俣）①大世鎮めのピヤーシ」の「ていんにゃ まうさぎよ うい まうさぎよ」（天は真お捧げだよ 上も真お捧げだよ）、

「大世鎮めのピヤーシ〈女〉（狩俣）②ピヤーシの梢声」の「ていんにゃー と うゆちきやまい ういん と うゆちきやまい（天にまで鳴響み着かれ 上に鳴響み着かれ）、

「夏穂祭りのぴやーしぐい〈女〉③（島尻）「アラビヤーシ」ニ〈にごーぐい〉」の「ていんーのーだーぬ イーざのーかーん かーんーのーよー」、「うーいーのーだーぬ んーまーのーかーん かーんーのーよー（うーいーのーだーぬ んーまーのーかーん かーんーのーよー（上野田の母の神 神がよ 上野田の母の神 神がよ））」

〈ニガリ〉

「年のバンのニガリ」の「やぐみ ていんだオ やぐみ ういがなシぬ みゆぷぎ（恐れ多い天道の） 恐れ多い上（神）加那志のお蔭で）、「ていんとー ういんとー ちかさまい」（天道に上道に（祈願を）着かせてください）

「大世鎮めのニガリ〈部落全体の願い〉」の「ていんとうー ちかさまい ういんとうー ちかさまい（天道に着かせてください 上道に着かせてください）、

「大世鎮めのニガリ〈個人の願い〉」の「ていんとうー ういんとうー ちかさまい」（天道に上道に（願いを）届かせてください）

〈アーク〉

「ぎさやまがアーク」の「ぎさやまとばんとやよ天からのめをとびアむ かのびきやとめがとやよ上からのめをとびアむ（ギサヤマとわたしとは天から結ばれた夫婦であろうか

かの男とこのメガは上〈天〉からの夫婦であろうか)、

「池間のそぎアーク十四首」の「天のちやうよ拝めばまい 上のちやうよをがめばま」(天の長を拝めども 上の長を拝めども)

〈フサ〉

「家の主親阿母のフサ」の「ていぬまま やりば ういぬまま やりば」(天の(御心の)ままであるので 上の(御心の)ままであるので)

これらのことから、宮古歌謡の中では、「天」の対語として「上」が用いられていることが明らかである。つまり、宮古の人々の観念の中で、「天」は「上」にあると考えたことがわかるだろう。また、歌謡の中に必ず「天」→「上」の順で出てくることが特徴的である。

「天」→「あま/あめ」の例はみられないことも重要である。少なくとも宮古歌謡の中では、「上」は「天」と同様な機能を以て登場していることが言える。

この点について、照屋理氏は、『ういてんの やぐみ』は天上の畏れ多い神の意と考えられる。宮古地域の祝詞・歌謡にはこのほか、『ういぬしゅー』(『宮古篇』ピヤーシ1)や『ういぬうや』(アーク5)などの神名がみえ、天上の想念世界をウイ(上)として、そこに関わる神々について表現している事例がみえる。<sup>15</sup>と述べている。つまり、「上」は想念上の「天上世界」という観念を宮古地域では有しているといえる。従って、その対語である「天」も「天上世界」として想念されていると考えられるだろう。

## 例② タウガニアーク(池間島)

(前略)

21 あうでいんがまぬ シたがみまい	青天の下までも
しらくむがまぬ シたがみまい	白雲の下までも
まっちゃぎどう いかていどう	一緒にいようとって
すとうみどう ならていどう	共になろうとって <sup>16</sup>

(後略)

上の例では、恋人と一緒に居たい気持ちを歌うものである。中に「あうでいん」という表現がみられる。その意味は青天、青い空と理解できる。つまり、青空、白い雲のようなはてのない遠方まで、ずっとあなた(恋人)と一緒に居たいという気持ちを表現している。ここでの「あうでいん」は自然の天体の青空を意味していると判断できる。

このように、自然の天空を意味する「天」の用例は、他に、アークの「仲屋のイン太良(池間島)」にみる「ていぬぬ あみぬ すつぞばー」(天の雨の粒を(うけないで)、クイチャーの「東里真中(池間島)」にみる「ていんちきやふ うゆりば ういちきやふ うゆりば(天につくまで伸びている 天上につくまで伸びている)」、「姉ガマの家(池間島)」

<sup>15</sup> 照屋理「南島神名の研究」平成22年度沖縄県立芸術大学大学院 芸術文化科学研究科博士論文 p63

<sup>16</sup> 前掲『南島歌謡大成 III宮古篇』p391

にみる「うちばいぬ ていぬあシー みやぎりば」(奥南の方〈申の方角〉の天の下を 見上げると)、アークの「内根間のかながま」にみる「あまんの世んの天曇るよ夜やればよ」(雨の夜の天の曇る夜であったから)等が挙げられる。これらをまとめて示すと以下のようになる。

〈自然の天空を意味する「天」〉

「ていぬふシ」(天の星)	2例
「ていぬ んみぶシ」(天の昴星)	2例
「ていぬあみ」(天の雨)	1例
「ていぬあシー」(天の下)	1例
「あうでいん」(青天)	1例
「天曇るよ夜」	1例

2-2 抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する「天」

例③ 狩<sup>うやがん</sup>侯祖神のニーリ(狩侯)(一)

1 ていぬ あかぶしやよ	天の赤星よ
ていだなうわ まぬシよ	太陽の子真主よ
とうんとうなぎ	〈囃子。トントナギ鳴響もう、の意〉
とうゆま	〈以下略〉
2 ていだぬ うふーじ とうゆみやよ	太陽の大按司豊見親よ
ういなうわ まぬシよ	天上の子真主よ
3 しらていやま ビーゆぬシ	シラテ山に坐す主
ふんむじん ビーゆぬシ	国の柱に坐す主
4 やまぬ ふーしらじよ	山のフシラズ〈大蛇神〉よ
あうシばぬ まぬシよ	アウスバの真主〈祖神〉よ
5 あうシばや かさまし	アウスバは重ね
すりすばや まさらし	スリスバは勝らし
6 まやぬ まちみがよ	真屋のマツメガよ
むむふさぬ まぬシよ	百草の真主よ
7 んまり まちみがよ	うまりマツメガよ
やすふさぬ まぬシよ	八十草の真主よ
8 んまぬかん うみゆふぎ	母の神のお蔭で
やぐみかん うみゆふぎ	恐れ多い神のお蔭で
9 ゆらさまイ うみゆふぎ	許されるお蔭で
ふがさまイ うみゆふぎ	満たされるお蔭で
10 みやくとうが いななぎ	宮古が永久にある限り

シまとうゆが いなぎ  
島がある限り（部落の神としてまませ）<sup>17</sup>  
（後略）

上に掲げたのは「狩俣祖神のニーリ」の第1章である。「狩俣祖神のニーリ」は全部で5章からなる。その内容は、第一章では「大森の主で山の精霊である大蛇の精をうけて、マヤヌマツメガという女子が産れて狩俣の始祖となることを歌う。第二章では、この始祖との系譜関係は不明だが、狩俣の大城ムトを開いた大城マダマという女酋が二男、五女の七人の子を産むことを述べる。」<sup>18</sup>のである。第三章は「マズマラー女酋の全盛時代を、生産活動（機織り）に象徴させて謡った後、その事績が宮古中にとどろくとともに、沖縄の御前（中山王）にまで知られたことを誇りにしている」<sup>19</sup>ことを謡っている。第四章では「大城殿という男酋が、鉄の手斧や大槌を用いる人々を集めて井戸を掘って名を揚げたことを叙べ、最後の第五章では、「その後の男酋ユマサズ（世勝り）が城を築、八重山に渡って造船をし、その船で貿易をして沖縄の中山王に貢租をすることを叙べている」<sup>20</sup>のである。この「狩俣祖神のニーリ」は「村落の始祖から大城元の祖先神や大城元を出自とするすぐれた人物たちの姿を、時間の推移に従って系譜化したものである。」<sup>21</sup>というのである。「狩俣祖神のニーリ」は、「狩俣に久しく口承されてきた神歌のフサ、タービ、ピヤーシや、神話、伝説などを下敷きにして、しだいに積み重ね作りあげられたもの」<sup>22</sup>であると外間守善は指摘している。

例に挙げている部分では、狩俣部落の発祥、あるいは祖先神に関わることについて謡うものである。詞章の冒頭部の「ていんぬ あかぶしゃよ」（天の赤星よ）」という「天」を含む語が注目される。

まず「あかぶしゃ」（赤星）は「ていだなうわ まぬシ」（太陽の子真主）であり、さらに、この「ていだぬ うぷーじ とうゆみや」（太陽の大按司豊見親）は「ういなうわ まぬシ」（天上の子真主）であることを強調して謡っている。「ぶしゃ」は星のことで、「あか」は明るいという意味である。「あかぶしゃ」は明るい星、すなわち明星のことを指していると理解してもよい。それに、『沖縄古語大辞典』では、「あかぼし」は「金星のこと。宵の明星、明けの明星」<sup>23</sup>と解釈しており、金星は最も明るい星であることから、「あかぶしゃ」に「赤星」とあてているが、その意味は明星であると考えられる。

この「あかぶしゃ」（赤星）は「ていだなうわ まぬシ」（太陽の子真主）である。「ていだ」は太陽のことであり、「うわ」は宮古方言では子、子供の意である。つまり、「あかぶしゃ」は太陽の子であると言っている。天体の中で最も明るいのは太陽であろう。太陽の

<sup>17</sup> 前掲『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』 p126

<sup>18</sup> 小野重朗『改訂南島歌謡／琉球歳時記他』 第一書房 1995年 pp.106～109

<sup>19</sup> 外間守善『南島文学論』 角川学芸出版 2013年 pp.477～478

<sup>20</sup> 小野重朗『改訂南島歌謡／琉球歳時記他』 第一書房 1995年 p109

<sup>21</sup> 新里幸昭『宮古の歌謡』 沖縄タイムス社 2003年 p167

<sup>22</sup> 外間守善『南島文学論』 角川学芸出版 2013年 p648

<sup>23</sup> 『沖縄古語大辞典』 『沖縄古語大辞典』編集委員会 代表：外間守善 角川書店 1995年 p7

子は最も明るい星—「あかぶしゃ」と表現しているのは理解しやすい。「まぬシ」は「真主」であり、「あかぶしゃ」を擬人化し、さらに神格化した表現であると考えられる。「天の明星」と「太陽の子真主」は対になっている。ここの「あかぶしゃ」は狩俣部落の祖先神の神名であり、「天」と「太陽」に関係あることはまずいえるだろう。

次の「しらていやま ビーゆぬシ ふんむじん ビーゆぬシ」(シラテ山に坐す主 国の杜に坐す主)は、「天の赤星」は狩俣村に降臨した後、「シラテ山」に定住したことを謡っている。新里幸昭氏は、この部分の内容について、「大城元の祭神である『豊見赤星てたなうら真主』(天の赤星)が、狩俣部落の背後の山中にある国杜(シラテ山)にいる大蛇神(山のフシラズ)の精を受け、村人たち(ムムフサ・ヤソフサ)の真の指導者である『真屋のマツメガ』を生み、その子孫がふえていくさまを謡」<sup>24</sup>っている、と述べている。

さらに重要なのは、第2節では「ていだぬ うぷーじ とぅゆみゃ」(太陽の大按司豊見親)は「ういなうわ まぬシ」(天上の子真主)であると謡っている。「ていだぬ うぷーじ とぅゆみゃ」(太陽の大按司豊見親)について、上原孝三氏は「ティラの大按司のタービ」にみる「ていらぬふシとぅゆみゃ」(ティラの大按司鳴響み親)と同一人物で、すなわち「天の赤星」と蛇神の間に生まれた男の子神であると主張している。また、「ふーしらジ」(フシラズ)はその間にできた女の子神であるという<sup>25</sup>。これに対して、外間守善氏と新里幸昭氏は『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』では「フシラズ」は自然神の大蛇神であると主張している。さらに、新里幸昭氏は「ティラの大按司のタービ」にみる「ていらぬふシとぅゆみゃ」(ティラの大按司鳴響み親)は子孫神であることを述べるが、「ティラ」は「ティダ」(太陽)ではなく、その正体は不明であると指摘している。<sup>26</sup>

これらの問題について、本稿は細かく議論しないが、第1節の詞章にみる「ていだなうわ まぬシ」(太陽の子真主)と対になっている表現は「ういなうわ まぬシ」(天上の子真主)であると筆者は考えている。つまり、「太陽の子真主」と「天上の子真主」とが対応し、両者は同一人物、すなわち「天の赤星」のことを謡っていると考えている。従って、「ていだ」と「うい」が対応していることがわかる。そして、ここでは「天上」を意味する語として「うい」(上)が用いられている。狩俣の人々は祖先神の「ていんぬあかぶしゃ」は、太陽の子の真主、天上の子の真主であると考えたのである。

上でみてきたとおり、宮古歌謡の中では「ていん」(天)の対語として「うい」(上)が登場する場合が見受けられる。この例では、「うい」(上)は「ていだ」の対語となっている。要するに、「ていん」の対語でない場合でも、「うい」は「天上」という聖なる空間を表現している。これは極めて重要な問題である。換言すれば、「うい」(上)が代表する垂直方向の神観念が古くから存在したことを示していると言ってもよいだろう。しかし、このような例は此の一例だけで、殆どの場合「天」の対語として登場し、「天」の言い換え

<sup>24</sup> 新里幸昭 『宮古の歌謡』 沖縄タイムス社 2003年 p140

<sup>25</sup> 上原孝三「女神『山のフシライ』をめぐって」『沖縄文化』73号 『沖縄文化』編集所 1990年 p68

<sup>26</sup> 新里幸昭「狩俣の神タータービ・ピャーシをもとに」『沖縄文化研究7』法政大学沖縄文化研究所紀要(7) 法政大学沖縄文化研究所 1980年 p129

る表現となっている。これは、宮古では「うい」という古来の信仰観念の上に、「天」の観念が重なった実態を示唆しているのではないかと考えられる。本稿で強調したいのは、「天」の観念がみられることである。「ていぬぬあかぶしゃ」の「ていん」(天)も、「ういなうわ」の「うい」(天)も、自然の天空を指すのではなく、抽象的な「天上世界」、あるいは神の在所である聖なる空間を意味していると判断できる。

狩俣部落の発祥についての話は他の文献にもみられる。女神赤星の話はまず狩俣部落の大城御嶽の由来と関連がある。『宮古史伝』ではこれらのことについて、以下のように述べている。

「大城御嶽は狩俣邑にある。豊見赤星天太なうら真主と申す女神を祀る。この女神は、狩俣の東方にある島尻当原という小森に天降りして、狩俣の後方大城山に住んでいたが、ある夜若い男と婚すると夢見て懐妊し、七ヶ月目に一腹男女二児を生んだ。もとより父が分からないので初めて行逢う者を父と定めようと、子どもを抱いて出てみれば、山の前の大岩に大蛇が這いかかり、子等を見て首をあげ尾をふって喜び躍るような風情が見えたので、これはきっと大蛇が神霊に威応して人間を造りなしたものとなし、蛇を父と定めた。これより狩俣邑始まり子孫が栄えたという。」<sup>27</sup>

この「狩俣祖神のニーリ」に謡われている神話・伝承は、首里王府が編纂した地誌『琉球国由来記』、『琉球国旧記』、宮古本島や周辺の離島にある 27 カ所の御嶽の祭祀、由来等について記している『御嶽由来記』にも記載されている。以下に示すのは、『琉球国由来記』における関連記事である。

#### 『琉球国由来記』卷二十 「各处祭祀 九」 宮古島 「大城御嶽」

女神。豊見赤星テタナフラハイ主ト唱(狩俣村後峰ノ上ニアリ)。為ニ船路一、且、諸願ニ狩俣村中崇敬仕也。

由来。往昔、右神、狩俣村東方島尻当原ト云フ小森ニ天降シテ、狩俣村後、大城山ニ住居ス。有夜、若男ニ取合歟ト夢ヲ見テ則致懐妊、七ヶ月ニ一腹男女産ミ出ス。父ナキ子ナレバ、初而見ルモノヲ父ニセントテ抱出ケレバ、山ノ前ナル瀬ニ大ナル蛇這掛リ、彼子ヲ見テ、首ヲ揚ゲ尾ヲ振り舞躍ケル。其時、先夜ノ夢中ノ蛇ノ変化ニテモアルヤラント、思ヒシトナリ。此人ヨリ狩俣村始リタル由、云伝アリテ、氏神ト号シ崇敬仕ルナリ。<sup>28</sup>

上の『琉球国由来記』における記述は、宮古島の狩俣村の大城御嶽の由来について記したものである。この大城御嶽は、「狩俣村後」にあり、かつて女神・豊見赤星が「狩俣村東方島尻当原ト云フ小森」に天降した後、「住居」としたところである。記事の後半において、女神は大蛇の精を受けて、男女を産んで、そこから狩俣村が繁昌していくことについて記

<sup>27</sup> 慶世村恒任 新版『宮古史伝』 富山房インターナショナル 2008年 p8

<sup>28</sup> 外間守善・波照間永吉編著『定本 琉球国由来記』 角川書店 1997年 p474

載している。記事の内容は「狩俣祖神のニーリ」の内容と同じである。この中の女神、「豊見赤星テタナフラハイ主」は「狩俣祖神のニーリ」にみる「ていんぬあかぶしゃ」のことである。

『琉球国由来記』のこの記載では、女神は「豊見赤星テタナフラハイ」と呼ばれている。そして、女神が狩俣村に「天降」したと記している。「狩俣祖神ニーリ」には、女神「ていんぬあかぶしゃ」は「天降」したというような表現はみられない。しかし、女神のことを「ていんぬあかぶしゃ」と表現している。つまり、「天降」は「天」から降りてきたということ、「ていんぬあかぶしゃ」は「天」の赤星であるということ、これらの表現はそれぞれ「天」という要素が入っていることは看過できない。そして、「ていだなうわ」（太陽の子）、「豊見赤星テタナフラ」が示しているように、「てだ」という要素も重要であると考えられる。狩俣の祖先神は太陽の子として、「天降」して、狩俣村を繁昌させたという。村の起源を、降臨した女神の出自となる「天」に求めていることが重要であろう。

参考に『琉球国旧記』における大城御嶽についての記事も以下に挙げておく。内容はほぼ同様である。『琉球国旧記』の記事では、豊見赤星のことを「天女神」と記している。

#### 琉球國舊記目錄卷之九 〔宮古山記〕

##### 大城嶽（在<sub>二</sub>太平山狩俣村後峰上<sub>一</sub>。蓋女神也。神名稱<sub>二</sub>豊見赤星手掌洞拜<sub>一</sub>）

昔有<sub>二</sub>天女神<sub>一</sub>。忽現降<sub>二</sub>于島尻當原山<sub>一</sub>。後亦移<sub>二</sub>居于此嶽<sub>一</sub>。一夜嘗夢。有<sub>二</sub>一少年<sub>一</sub>。侵<sub>二</sub>入閨中<sub>一</sub>。驚起視<sub>レ</sub>之。無<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>一物<sub>一</sub>。因而有<sub>レ</sub>孕。已歷<sub>二</sub>七個月<sub>一</sub>。一齊生<sub>二</sub>下一男一女<sub>一</sub>。即母想。我兒無<sub>レ</sub>父。抱<sub>二</sub>出二子<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>初會者<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>父。散步走出。時大蛇。見<sub>二</sub>其所<sub>一</sub>抱二子<sub>一</sub>。搖<sub>レ</sub>首擺<sub>レ</sub>尾。躍然而舞。神女見<sub>レ</sub>之曰。疇昔之夜。化<sub>二</sub>青年<sub>一</sub>入<sub>レ</sub>房者。豈非<sub>二</sub>此大蛇<sub>一</sub>乎。何見<sub>二</sub>此兒<sub>一</sub>。能如<sub>レ</sub>此耶。已而歸來。遂<sub>二</sub>卜<sub>二</sub>地于狩俣<sub>一</sub>。結<sub>二</sub>構一庵<sub>一</sub>而住焉。自<sub>レ</sub>此人民漸聚。而爲<sub>二</sub>村邑<sub>一</sub>。今狩俣村人。爲<sub>二</sub>氏神<sub>一</sub>。常爲<sub>二</sub>崇信<sub>一</sub>焉。<sup>29</sup>

また、同『琉球国由来記』巻二十「神遊ノ由来」の記事にも、「往昔、狩俣村東方、島尻當原ニ天人ニテモヤアルヤラン、豊見赤星テダナフラ真主ト云フ女、狩俣村御嶽大城山ニ只独住居ス。（後略）」と記し、ほぼ同様な内容で女神「豊見赤星テダナフラ真主」のことについて述べている。この記事では、女神赤星は「天人」で「アルヤラン」と推測している。

以上の考察を通して、宮古狩俣部落の祖先神に関する歌や記述等には「天」の観念が度々登場していることが明らかになった。例えば、その神名は「ていんぬあかぶしゃ」と呼ばれており、この「天の赤星」は「ていんだなうわ まぬシ」（太陽の子真主）、「ういなうわまぬシ」（天上の子真主）であると語われている。これらの表現には「天」の要素が入っており、「天」の観念が反映しているといえる。そして、「ていん」や「うい」が示したように、宮古歌謡では、神の在所である「天上世界」が観念されていることがうかがえる。こ

<sup>29</sup> 伊波普猷、東恩納寛惇、横山重編纂『琉球史料叢書三』 井上書房 1972年 p151

こでの「天」は明らかに自然の天空をさすのではなく、抽象的な「天上世界」を意味している。

狩俣部落の起源伝承だけではなく、宮古島の開闢神話にも「天」の観念がみられる。『宮古島旧記』にみる宮古島の開闢神話は次のようである。古意角（恋角）と姑意玉（恋玉）という男神、女神がいる。男神の古意角は天帝の命で天降りして島造りをし、女神の姑意玉は天帝に請うて天降して、男神と夫婦になる。その間に宗達神と嘉玉神が生れ、宮古島が繁昌していく。この古意角（恋角）と姑意玉（恋玉）を祀っている御嶽が漲水御嶽という。漲水御嶽の由来の話は、『琉球国由来記』（巻二十）、『琉球国旧記』（巻九）、『遺老説伝』（68）にも記載されている。

このように、宮古では神は「天」から降臨し、あるいは「天上世界」から降りてきた、という考え方が存在しているといえる。神の在所について、タービの「ヤーキヤー声（夏祭り）」では以下のように歌っている。

#### 例④ ヤーキヤー声（夏祭り）

- |  |   |
|--|---|
| 1 ていんだオの みゅーふぎ<br>やーきやー〈以下略〉<br>やぐみゅーいぬ みゅふぎ<br>やーきやー〈以下略〉 | 天道のお蔭で<br>〈囃子〉<br>恐れ多い神のお蔭で<br>〈囃子〉             |
| 2 あさていだぬ みゅーふぎ<br>うやていだぬ みゅふぎ                              | 父太陽のお蔭で<br>親太陽のお蔭で                              |
| 3 ゆーチキぬ みゅーふぎ<br>ゆーていだぬ みゅーふぎ                              | 夜の月のお蔭で<br>夜の太陽〈月〉のお蔭で                          |
| (中略)   |   |
| 7 んまぬかん わんな<br>やぐみ うふかんま                                   | 母の神であるわたしは<br>恐れ多い大神は                           |
| 8 いっちゅー あらけんな<br>いっちゅー ばジみんな                               | 一番新しくは<br>一番初めには                                |
| 9 ばんが ていんにやういん<br>ゆぬていんにやういん                               | わたしの天の上に<br>同じ天の上に                              |
| 10 はーるかつあ なかん<br>まーるかつあ あかん                                | 張る蚊帳の中で（暮らしていて）<br>丸蚊帳の中で（暮らしていて） <sup>30</sup> |
| (後略)   |   |

このタービには「ていんにやういん」（天の上）、「ていんだオ」（天道）という「天」を含む語がみられる。詞章によれば、「んまぬかん」（母の神）、「うふかんま」（大神）は、「て

<sup>30</sup> 前掲『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』 p11

いんにゃういん」(天の上)の「は一るかつあ なかん」(張る蚊帳の中)で暮らしている、という。ここの「天」は明らかに神のいらっしゃる聖空間、つまり抽象的な「天上世界」を意味している。

新里幸昭氏の紹介によれば、狩俣の冬祭り、すなわち祖神祭において、祖神を迎え、祖霊を案内するための最初の神行事、チーグバナでは、祖神は「ていんがら うりんみゃい なかびがら うりんみゃい」(天から降りて参られ (天の) 中辺から降りて参られ)と歌うという<sup>31</sup>。つまり、宮古の人々は祖神が「天」から降臨したと考えたのである。ここの「天」は祖神のいらっしゃるところであると考えられる。

また、ピヤーシの「大城元のピヤーシ〈男〉(狩俣)」では、まず冒頭に「ていんがなシ ういかなシ なやぎゃーえ」(天加那志 上加那志を 崇べよう)と神の名を挙げる。ここの「ていんがなシ」(天加那志)は「天」を神格した表現であり、「天上世界」にいらっしゃる神であると考えてもいい。そして、「ていんやがみ いきちくぬ うにがイ」(天まで行き着くところのお願い (を致しました))、「なかびがみ とうゆちきぬ うにがイ」((天の) 中辺まで鳴響み着くお願い (を申し上げました))と続いて謡っている。つまり、「天」までお願いしたという意味である。ここにみる「天」も抽象的な「天上世界」を指しているといえる。類例として、「マイニャ元の夏穂祭り のピヤーシ〈女〉(狩俣)」の「ていんにゃ とうゆちかまい ういん とうゆちかまい (天にまで鳴響み着かれ 上にまで鳴響み着かれ) 等が挙げられる。

他に、多良間島の「雨乞ひのニリ」では、雨が降ってほしいという願いは「ていんにと うしわーりとい」(天にお通しなさいまして)、「なかびとうしわーりとい」(中辺にお通しなさいまして)と謡っている。「天」に願いを通すことは、「天」にその願いを受け止める存在があるということである。さらにそれらの存在の住む世界が「天」、すなわち「天上世界」にある。つまり、ここでは「天上世界」にいらっしゃる神へ雨乞いの祈願をするのである。

この一連の事例から、宮古の信仰の世界では、「天」は神の在所として観念されていることが検証できた。

#### 例⑤ 雨乞いのクイチャー (狩俣)

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1 ていんだうの オみゆふぎ    | 天道のお蔭で          |
| やーらあみヨー ふさよー〈以下略〉 | 〈囃子。柔ら雨が欲しい、の意〉 |
| 2 やぐみゅー いぬ オみゆふぎ  | 恐れ多い神のお蔭で       |
| 3 あさていだぬ オみゆふぎ    | 父太陽のお蔭で         |
| 4 うやていだぬ オみゅーぶぎ   | 親太陽のお蔭で         |
| 5 ゆぶちきぬ うみゅーぶぎ    | 夜月のお蔭で          |
| 6 ゆるていだぬ オみゅーぶぎ   | 夜太陽のお蔭で         |

<sup>31</sup> 前掲『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』p 503

7	にだでいぬシ オみゅーふぎ	根立て主のお蔭で
8	やぐみょーいぬ オみゅーふぎ	恐れ多い神のお蔭で
9	ゆーむとうぬ オみゅーふぎ	四元のお蔭で
10	ゆーにびぬ オみゅーふぎ	四威部のお蔭で
11	んまぬかん うみゆふぎ	母の神のお蔭で
12	やぐみょーいぬ オみゅーふぎ	恐れ多い神のお蔭で
13	ゆらさまイ オみゆふぎ	許されるお蔭で
14	ふがさまイ オみゆふぎ	満たされるお蔭で
15	うぷゆぬシ オみゆふぎ	大世主のお蔭で
16	ていだヨノシ オみょーふぎ	太陽世主のお蔭で
17	うぷぎぬシ おみゆふぎ	大座主のお蔭で
18	いソぎぬシ オみゆふぎ	磯座主の蔭で
19	うぱらいが オみゅーふぎ	ウパラジ（神名）のお蔭で
20	かみゃろジが オみゅーふぎ	カミヤラジ（神名）のお蔭で
21	うぷやしゅーが オみゅーふぎ	大家主のお蔭で
22	あかんぬシ オみゅーふぎ	飽かん（立派な）主のお蔭で
23	うるかにん うらまい	砂川根におられる
24	みずうらん うらまい	水裏におられる
25	かーぐにん うらまい	井泉国におられる
26	あみぬぬシ みずぬぬシ	雨の主水の主
27	いいがらー みーうむ	西からは雌雲
28	あがいがらー びぎーぐむ	東からは雄雲
29	ういがらー みーうむ	北からは雌雲
30	ばいがらー びぎうむ	南からは雄雲
31	あオふさぬ ないんきゃー	青草が萎えるまで
32	つシさふさぬ ないんきゃー	白草が萎えるまで [になったから]
33	にかがゆー いきゃんきゃ	夜更けにならないうちに
34	にートラがみゃいんきゃ	子寅までならないうちに
35	さしんだぎ ふいーさまじ	柄杓 [一杯] だけでも [雨を] 下さい
36	にうんだき ふいーさまじ	柄杓 [一杯] だけでも [雨を] 下さい <sup>32</sup>

クイチャーは「雨乞いや豊年祈願の祭の後とか、仕事を終えた後などに、男女が村の広場に集まって、円陣を作って歌声を交し合って歌い、集団舞踊が行われる」<sup>33</sup>時に歌うものである。一般民衆の生活や生産等にかかわるものが多く謡われる。その内容も豊年の祈願、

<sup>32</sup> 前掲『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』 p338

<sup>33</sup> 小野重朗 『改訂南島歌謡／琉球歳時記他』 第一書房 1995年 p116

雨乞い、恋に関する事等、多様である。それは宮古の人々の信仰世界に深く根ざしているといえる。上に挙げた例は農耕生産に緊密に関連している雨乞いを謡っているものである。

前節で考察した、久米島のオタカベにみる「天の庭」に「かうじやしゆ」が存在し、天上世界の井口を制御する内容と比べ、このクイチャーでは、「井泉国」にいらっしゃる雨の主・水の主に雨乞いを祈願する、という内容になっている。雨の主と水の主は雨と水をつかさどる神であると信じられている。

歌の冒頭に神々の名を列挙し、雨がほしいという願望を謡っている。最初に挙げられているのは「ていんだう」の神である。「ていんだう（天道）」という「天」を含む語に注目したい。「ていんだう」は「天道（狩俣部落東方高台）をさすと同時に、そこに坐すヤグミティンダウまたはヤグミ大神加那志とよばれる神も意味する。」<sup>34</sup>という。新里幸昭氏は「狩俣で靈験あらたかで一番恐れ多い神が天道（ティンダウ）の神である。」<sup>35</sup>と指摘している。

この例では、「天道」はどの意味だろうか。「ていんだうの オみゆぶぎ やぐみゅー いぬ オみゆぶぎ」（天道のお蔭で 恐れ多い神のお蔭で）の「オみゆぶぎ」は、「神々のお蔭でこのように祭りを行えること、豊かな平安の日々を送れること、それに対する感謝の気持ちを表す言葉である」<sup>36</sup>という。そして、その対句「やぐみゅー いぬ オみゆぶぎ」は「恐れ多い神のお蔭で」という意味であり、従って「ていんだうの オみゆぶぎ」の「ていんだう」（天道）は狩俣の高台にある聖域を指すのではなく、狩俣の最も靈験のある神を指していることが判断できる。

さらに、ここの「天道」は、第1章で考察した中国や日本における「天道思想」の「天道」と同質なものであろうか。

「天道」の解釈について、『日本国語大辞典』は次のように記している。①天地自然の道理。天の道。天理。②天地を主宰する神。天帝。上帝。また、その神の意思。天地間の万般を決定し、さからうことのできない絶対的な意思。③（一般に「てんとう」）太陽。日輪。④天体の運行する道。天。空。天空。⑤天上界。てんとうさま。⑥仏語。六道・五道の一つ。⑦昼間の空巢ねらいをいう、盗人仲間の隠語。<sup>37</sup>

中国の「天道」という語はもともと「天の道。天の道理。」という意味であり、のち「天地を主宰する神」<sup>38</sup>を意味する語としても使われるようになった。つまり、「天道」は「直接には文字通りの天を指すが、歴史的には人々にとってある人格的な重みをもって迫ってくる擬人的な性格をもっていた。その人格とは、人々の日々の行動を的確に評価しそれにふさわしい応報を下すというものである。」<sup>39</sup>という。この「天道」の思想は日本では中世以降「人間の行為の善悪に応じた応報を与える存在として、信仰の対象ともなった（＝天

<sup>34</sup> 前掲『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』 川角書店 1978年 p458

<sup>35</sup> 新里幸昭『宮古の歌謡』 沖縄タイムス社 2003年 p210

<sup>36</sup> 新里幸昭『宮古の歌謡』 沖縄タイムス社 2003年 p210

<sup>37</sup> 日本大辞典刊行会編集 『日本国語大辞典 第十四巻』 小学館 1975年 p361

<sup>38</sup> 諸橋轍次著『大漢和辞典』縮写版 大修館書店 1974年 p479

<sup>39</sup> 編集委員代表 佐藤弘夫『概説 日本思想史』 ミネルヴァ書房 2005年 p95

道思想)。」<sup>40</sup>のである。特に戦国時代では、このような「天道」の思想は、武士たちによって信じられ、自分の行為の正当性を説くために積極的に利用されたのである。

以上のことをみれば、このクイチャーに謡われる「ていんだう」は、政治思想に用いられる「天道」の思想と全く異質なものであることがわかる。そして、この「ていんだう」は万能の神として信じられ、中国で発生した原始的な「天道」の意味、すなわち天地を主宰する神であることと似通っているといえるだろう。

しかし、中国の「天道」の神に比べて、宮古の「ていんだう」神は狩俣の高台にある聖域にいらっしゃる神を指しており、要するにその在所等がはっきりしていて、もっと具象化している特徴がある。

『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』の中で「天道」が登場する歌謡は24例見られる。「天道」の表記は多様化している。例えば、「ていんだう」5例、「ていんだお」2例、「ていんだオ」9例、「ていんど」4例、「ていんと」2例、「ていんとう」2例が確認できる。例⑤の「ていんだうの オみゆぶぎ」(天道のお蔭で)のような常套的な表現も少なからずみられる。これは、宮古歌謡の特徴的な表現であるといえる。例えば、タービの中でも「ていんだうぬ みゆぶぎ やぐみょーぬ みゆぶぎ」(天道のお蔭で 恐れ多い神のお蔭で)という表現が頻出する。タービの例だけをあげてみると以下のようにになっている。

「タービの根口声」の「ていんだうぬ みゆぶぎ やぐみょーぬ みゆぶぎ」(天道のお蔭で 恐れ多い神のお蔭で)、

「祓い声」の「ていんだオノ みオぶぎ やぐみゅーいノ みオぶぎ」(天道のお蔭で 恐れ多い神のお蔭で)、

「ヤーキヤー声(夏祭り)」の「ていんだオの みゆーぶぎ やーきゃー やぐみゅーいぬ みゆぶぎ」(天道のお蔭で 囃子 恐れ多い神のお蔭で)、

「ヤーキヤー声(冬祭り)」の「ていんだオの みゆーぶぎ やーきゃー やぐみゅーいぬ みゆぶぎ やーきゃー」(天道のお蔭で 囃子 恐れ多い神のお蔭で 囃子)、

「舟んだぎ司のタービ(志立元)」の「ていんだオぬ みゆーぶぎ」(天道のお蔭で)、「舟んだぎ司のタービ(仲嶺元)」の「ていんだオぬ みゆーぶぎやーきゃ <以下略>」(天道のお蔭で <囃子>)が挙げられる。

他にもピヤーシの「仲嶺元の世乞いピヤーシ(女)(狩俣)」の「ていんだうぬ やぐみゅーいぬ みゆぶぎ」(天道の 恐れ多い神のお蔭で)、フサの「西の家元のフサ」の「ていんだうぬ みゆーぶぎ」(天道のお蔭で)、ニガリの「中嶺元の朔日のニガリ」の「やぐみ ていんどーがなシぬ みゆぶぎ」(恐れ多い天道加那志のお蔭で)等が挙げられる。また、「中嶺元の朔日のニガリ」の中に「やぐみ ていんどーがなシぬ みゆぶぎ」(恐れ多い天道加那志のお蔭で)があるように、「ていんどーがなシ」(天道加那志)という表現が一例みられる。ここでは、「ていんど」(天道)の尊称として「ていんどーがなシ」と表現していると考えられる。

<sup>40</sup> 前掲『概説 日本思想史』 p144

以上に挙げた例では、「ていんだう」（天道）は万能的神、超越的な存在として観念されている。

また、「ていんだう」という語で示した狩俣の拝所としての存在も重要である。沖縄の拝所や御嶽の名称は殆ど方言で命名されている。狩俣の拝所「ていんだう」の場合は、漢語の「天道」の発音から「ていんだう」という名に転化したようである。これは、とても珍しい例である。つまり、宮古地域ではこのような「天」の観念が古い時代に伝来した可能性を示唆してくれる。これらの問題を究明するため、狩俣の「ていんだう」で実際に行われている祭り等を考察する必要があると考えられる。本論文は文献上の考察を中心としているため、これらの考察は今後の課題としたい。

例⑥ 答申（与那覇）

今日 <sup>くがに</sup> 黄金 <sup>びかず</sup> 日数ん	今日の吉き日のごとに
神 <sup>か</sup> の良 <sup>よ</sup> ぎ日数ん	神の吉き日のごとに
此 <sup>もと</sup> の基 <sup>もと</sup> のうわんな	この元の上に
島主 <sup>すまぬす</sup> の根開んな	島主の根を開く時に
十二方 <sup>とうふたぼー</sup> 上がみ	十二方の上まで
十二方 <sup>じゅうにぼー</sup> 上がみ	十二方の上まで
天 <sup>てん</sup> の七帳 <sup>ななちよう</sup> がみ	天の七帳まで
にらい <sup>にすしや</sup> 百々帳 <sup>もも</sup> がみ	ニライの百帳まで
十二方 <sup>か</sup> 重 <sup>かさ</sup> ばまい	十二方を重ねられて
諸々神 <sup>もろもろ</sup> のやぐみや	諸々の恐れ多い神は
やとそにの天 <sup>あが</sup> の崇 <sup>あが</sup> や	八十宗根〈部落〉の天の崇めは
諸々神 <sup>もろもろ</sup> ばびゆうきうて	諸神を引き連れて
(中略)	
天 <sup>てんどうき</sup> 轟 <sup>き</sup> が やぐみ神	恐れ多い神天轟が
明 <sup>みや</sup> 星 <sup>ぶしや</sup> が やぐみ神	恐れ多い神明星が
ゆつきうい そらさまい	世継ぎの方もおられた
午天太 <sup>うま</sup> が やぐみ神	恐れ多い神午テダが
祖天太 <sup>ぼあてだ</sup> が やぐみ神	恐れ多い神祖テダが
東 若 御天太ん	東の若テダも
台 <sup>だい</sup> こまい やぐみ神	恐れ多い神台こまい
盆 <sup>ぼん</sup> こまい やぐみ神	恐れ多い神盆こまい
ふつだてん こまいゆうる	端立に籠っておられる
百々 <sup>もも</sup> 血主 <sup>つぬす</sup> やぐみ神	恐れ多い神百千主
仲屋 <sup>なかや</sup> ん こまいゆうる	仲屋に籠っておられる
御金主 <sup>うかにぬす</sup> やぐみ神	恐れ多い神御金主

てんでみこ 天帝 やぐみ神	恐れ多い神天帝
うちようぬす 御帳主 やぐみ神	恐れ多い神御金主
かーにぼら だ ず 川根原 抱かまる	川根原を支配しておられる
しど 川根勢頭 やぐみ神	恐れ多い神川根勢頭
うぶんま 大安母がやぐみ神	恐れ多い神の大阿母が
いすがき 石垣ん こまいゆうる	石垣に籠っておられる
うやんま 親母が やぐみ神	恐れ多い神の親阿母が
大和から 降らまる	大和からくだられた
御金主 やぐみ神	恐れ多い神御金主
天加那志 やぐみ神	恐れ多い神天加那志
うそいゆーす 覆る やぐみ神	恐れ多い神うそいゆーす〈未詳〉
ばんじゆ ず 盤受ん こまいゆうる	番所に籠っておられる
(中略)	
うぶて だ 大天太が やぐみ神	恐れ多い神大テダが
ぼつまる 初丸が やぐみ神	恐れ多い神初丸が
かんしど 神勢頭がやぐみ神	恐れ多い神神勢頭
ま ぼいてん おと 真南天 弟がアム	真南天弟がアム〈未詳〉
(中略)	
竜宮天 やぐみ神	恐れ多い神竜宮天
ななうてん 七色天 やぐみ神	恐れ多い神七色天
うぶて だ たゆ 大天太ん 頼らまい	大テダを頼まれて
(中略)	
アパリヤ天太 やぐみ神	恐れ多い神アパリヤテダ
きむ 肝さるずが やぐみ神	恐れ多い神肝さるずが <sup>41</sup>
(後略)	

上の例には、「天の七帳」<sup>てん ななちよう</sup>、「天の崇」<sup>きず</sup>、「午天太」<sup>ぼあて だ</sup>、「祖天太」<sup>うぶて だ</sup>、「天帝 やぐみ神」(恐れ多い神天帝)、「天加那志」<sup>おと</sup>、「大天太」<sup>うぶて だ</sup>、「真南天弟がアム」<sup>おと</sup>、「竜宮天」<sup>おと</sup>、「七色天」等の「天」を含む語がみられる。詞章の内容によれば、これらの語は殆ど「恐れ多い神」を意味している。「天の七帳」と「天の崇」だけが異なる。また、「真南天弟がアム」は未詳語である。単純に表現からみれば、人々の信仰世界に繋がる神の名に、「天」という語がよく用いられていることがわかる。

さらに、「諸々神のやぐみや やとそにの天の崇や」<sup>きず</sup>(諸々の恐れ多い神は 八十宗根〈部落〉の天の崇めは)と謡われるように、神々は「天」の崇めをしているという。ここの「天」は超越的な神として観念されていることが窺える。

<sup>41</sup> 前掲『南島歌謡大成 III宮古篇』pp. 122～123

また、「天の七帳がみ」（天の七帳まで）の対句は「にらい 百々帳がみ」（ニライの百帳まで）であり、「天」と「にらい」が対語表現となっている。「ニライ」は他界を指していることから、それに対応している「天」も人間界ではなく、他界であると判断できる。この「天」は抽象的な「天上世界」、他界を意味する空間を指しているといえる。そして、「竜宮天 やぐみ神」は恐れ多い神「竜宮天」という意味であり、「七色天<sup>ななうてん</sup> やぐみ神」は恐れ多い神「七色天」という意味である。両者とも神の名である。竜宮の神は中国でも日本でも広く信じられている神であるが、竜宮に「天」という語をつけることで神の名とする表現は極めて特徴的であるといえる。

例⑥にみる「天帝」のように、「天帝」という表現が使われる用例は5例ほど確認できる。他に、ピーシャの「やーます御願のぶなかの願詞（来間島）」には「西の崎いつの崎たか神 天帝のうらまい」（西の崎いつの崎の高神 天帝がおられる）がみられる。西の崎に「天帝」がおられると謡っている。宮古の人々の観念の中で「天帝」が存在していることが窺える。存在ピーシャの「迎えンナフカの神歌（与那覇）」にも「天帝 やぐみ神（恐れ多い神天帝）」が登場している。

この2例の中で、「天帝」は「恐れ多い神」であると謡われている。宮古歌謡の中で、「天帝」が神として観念されていることがわかる。中国では「天帝」は一切を主宰する神、超越的存在として信じられ、「天帝」という表現は極めて中国的である。南島歌謡の中で、「天帝」と同様な意味を以て機能している、あるいは万能の神を意味する「天がなし」等のような表現は見られるが、直接に「天帝」という表現を用いたのは宮古地域だけである。これらのことから、先に触れた「天道」の問題も含め、宮古地域にみる「天」の観念は、中国から多大な影響を受けてきたと推測できよう。これは、宮古歌謡の考察を通してみえる宮古の「天」の観念の一特徴であると考えられる。

また、ニーリの「上比屋山うまにやーず御嶽のにーり（砂川）」の中に「天ていふく願まい（天帝を願い給い）」、「来間島やーますぶなかのにーり（来間島）」の中に「たか神ば願まい 天てふく願まい」（たか神〈西崎に祭られた神〉を願い給い 天帝に願い給い）がある。この2例でも、「天帝」に祈願することを謡い、「天帝」は至高の神としての性格がはっきりよみとれる。

「天」の神としての「天帝」と近い意味で使われているのは「てんがなす」（天加那志）である。これは先にも触れたが、南島の他の地域にも共通している表現である。八重山では「天加那志」は国王を表す語として用いられる。宮古では、次の4例が挙げられる。ピーシャの「皿の歌（伊良部島）一」にみる「てんがなす ういがなすぬ おかぎん」（天加那志 上加那志のお蔭で）、アークの「ユークイアーク（伊良部島）」にみる「てんがなす なやきみゆよ」（天加那志を名揚げよう）、「乗瀬お嶽の祭り歌（一）（伊良部島）」にみる「てんがなすのおかぎん やごみが おかぎん へーガヨーノ ユーヤナオレ（以下略）」（天加那志のお蔭で 恐れ多い神のお蔭で 〈囃子。世は直れ〉）、クイチャーの「アマゴイコイチャ〈雨を乞うこいちゃ〉（伊良部島）」にみる「てんがなす やごみよ（天加

那志恐れ多い神を)にあぎゅうといよ(見上げていて)ヨイイマーヌ ニアギユウトイヨ  
〈囃子〉 ニノヨイサッサイ」がある。

これらの事例においては、「天加那志」は恐れ多い神と謡われ、つまり、「天」の神として観念されていることがわかる。また、雨乞い等の場合に祈願の対象となる神として登場し、「天帝」と同じような機能を以て登場しているといえよう。おそらく、「天」の神を漢語風に表す場合は「天帝」、琉球風に表現する場合は「天加那志」で示しているのだろう。

また、「天帝」や「天加那志」と表現せず、「天」そのものを神格化し、超越的な神として歌う例がある。タービの「舟んだぎ司のタービ(志立元)」では「ていんがらぬまま ゆらさまイまま(天からの(仰せの)通り 許されたまま)と謡い、「天」の指示をうかがい、「天」の仰る通りにするという内容を謡っている。「天」の万物の主宰者としての性格が読み取れる。タービの「山のフシラズ」には「ていんぬまま あらだ ういぬまま あらだ(天のまま(運命)ではないので、上のままではないので)という詞章がみられる。「ていんぬまま」は運命であると解釈している。同じ歌は『平良市史』では「ていんぬまま」を「天運」と解釈している。つまり、この「天」は、「天」の定め、人の運命であると理解してもいい。類似する例は、アークの「西銘の司のアヤゴ」が挙げられる。その中には「天からのめうとねど 上からのまふきヤねど(天からの夫婦にと 天からの配偶者にと)が謡われ、「天」からの命令、「天」の定め、という観念が明らかに読み取れるだろう。また、「ぎさやまがアーク」に「ぎさやまとぼんとやよ天からのめをとびアむ(ギサヤマとわたしとは天から結ばれた夫婦であろうか)、「かのびきやとめがとやよ上からのめをとびアむ(かの男とこのメガは上(天)からの夫婦であろうか)という詞章では、夫婦になったのは「天」の定め、つまり運命であるということを強調して謡っている。

以上の事例をみて、狩俣の信仰の世界の中には、「天道」の神、「天帝」、また「天加那志」など、「天」の神が観念されていることが明らかであろう。そして、これらの神の在所として、「天上世界」が想念され、そのような聖なる空間が存在していると宮古の人々は考えたのである。「天」は一切を主宰する超越的な存在として考えられたことがわかる。以上考察してきた事例にみる「天」は、抽象的な「天」の観念を表す事例として纏めることができる。これらをまとめて示すと以下のようなになる。

#### 〈抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する「天」〉

「ていんだう」(天道)	24例
「天の七帳」	1例
「天の七座」	1例
「てんのもも」(天の百)	2例
「てんがなす」(天加那志)	4例
「ていんのだ」(天野田)	3例
「天帝」	3例
「ういてん」(上天)	2例

「ぼう天」(坊天)	2例
「天轟」	2例
「天の赤星」	1例
「竜宮天」	1例
「七色天」	1例
「真南天」	1例
「天て」(天帝)	1例
「天てい」(天帝)	1例
「おいてん」(上天)	1例
「ていんぬうふんず」(天の大溝〈天の川〉)	1例
「てんのももちょう」(天の百帳)	1例
「ぼーていん」	1例
「ていーんーぬーまーく」(天のマク)	1例

### 2-3 国王の美称として用いる「天」

#### 例⑦ 渡地積上のアヤゴ

首里天の美おぼけ	首里天〈国王〉のお蔭で
玉天の美おぼけ	玉天のお蔭で
囃「おやけめずまかり」(各通)	〈富み栄えて光り輝けり、の意〉
狩侯の親なり	狩侯の親となり
島尻原の主なり	島尻原〈村〉の主となり
大神がめかけ添へ	大神まで支配し
池間がめかけ添へ	池間まで支配し
あんせでヤむすてから	そうしてさえ支配してから
四島でヤむ添てから	四島さえ支配してから
渡地ば積みあげ	渡地を積み上げ
瀬渡ば積みあげ	瀬渡しを積み上げ
積みあげばらひからや	積み上げ祓ってからは
築いばらひからや	築き祓ってからは
上や上ほこり	上は上に誇り
島や島ほこり	島は島に誇り <sup>42</sup>

上に挙げたアヤゴは国王をほめたたえる内容となっている。歌謡では、国王のお蔭で、その支配があるからこそ、今の豊かな生活がある、と謡っている。冒頭には「首里天の美

<sup>42</sup> 前掲『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』 pp. 303～304

おぼけ 玉天の美おぼけ」(首里天〈国王〉のお蔭で、玉天のお蔭で)という「天」を含む詞章が見られる。ここの「首里天」は国王のことを指している。中央の首里王府を代表する「首里」に「天」という語を付加することで、「首里天」という国王を表す語を構成する。「首里天」は国王の美称である。その対語は「玉天」である。

これと非常に類似するのは「四嶋の親橋積あやこ」である。この中にも「首里天の美御ほけ 玉天の美御ほけ」(首里天〈国王〉のお蔭で 玉天〈国王〉のお蔭で)という詞章がみられる。なお、『宮古島の歌』に収録されている「四島の親橋積あやこ」は「首里天の美御ほけ王天の美御ほけ」(首里天〈国王〉のお蔭で王天のお蔭で)となっており、「首里天」の対語は「王天」となっている。つまり、「玉天」は「王天」の誤りである可能性もあるだろう。「王天」という表現は、権力者を表す「王」に「天」を付加する形となっている。この場合は「天」は国王を表す語を構成する美称辞である。

#### 例⑧ 仲屋まぶなり (多良間島)

1 仲屋まぶなり	仲屋マブナリ〈女の名〉
とよむ	鳴響む
まぶなりがよ	マブナリがよ
セーガムトー〈以下略〉	〈囃子〉
2 五つが一めー	五歳までには
宮古まで	宮古まで
とよみらよ	鳴響むだろうよ
3 七つが一め	七歳までには
沖縄がみ	沖縄まで
とよみらよ	鳴響むだろうよ
4 うしゅが耳	(首里の) 御主の耳
天が耳	天の耳まで
うかりらよ	(名声は) うけられるだろう
5 まぶなりよ	マブナリよ
ぬぷりくゆ	(首里に) 上って来いよ
て一ぬ声よ	との声 (があるだろう)
6 御主の声	御主の声
天の声	天の声
な一らだよ	であっても
7 あばやらび	わたしは童
七つぶらど	七歳の子供で
やりば一よ	あるから
8 御主の声	御主の声に

天の声  
 ならりんよ  
 (後略)

天の声に  
 (応ずることは) できません<sup>43</sup>

上記のアーグには「天が耳」、「天の声」等の「天」を含む語がみられる。掲げた部分の大意は、多良間島に仲屋マブナリという女の子がいる。彼女の名は5歳までに宮古島中によく知られ、7歳までには沖縄まで知られるようになったという。さらに、その名声は「うしゅ」の耳まで届いたという。

この「うしゅ」は「御主」であり、すなわち国王のことを意味する語である。その対句は「天が耳」(天の耳)と謡われ、「うしゅ」の対語は「天」である。つまり、ここの「天」は国王のことをさしていると判断できる。そして、詞章「御主の声 天の声 なーらだよ あばやらび 七つぶらど やりば一よ」とは、国王の命令であっても、私は7歳の子供だから、首里に上ることができない、という意味である。ここの「御主の声」は「天の声」の対語となっており、いわゆる国王の声、国王の命令という意味である。この例では、国王のことをそのまま「天」で表すことが明らかである。

また、ニーリの「上城金殿がニル(多良間島)(ロ)パイドニの歌詞」では、「みなかしや うしゅぐむチ うしやぎよ みゃーんしや ていんゑ一むぬ うやしよ」(前庭の物は御主貢物として 差し上げ 庭のは天上への物として 差し上げ)がみられ、国王への貢物は「ていんゑ一むぬ」(天上の献上物)と表現されている。ここの「ていん」も国王のことを指していることがわかる。

また、前述したとおり、「天加那志」は「天」を神格化した表現で、超越的な「天」の神を意味する語としてよく用いられている。これと異なって、アーグの「仲宗根豊見親初めて年貢を捧げて上国せし時のアヤゴ」では、「御主加那志御拝みば 天加那志御拝みば(国王を拝むと天加那志を拝むと)」が謡われ、この中の「天加那志」は国王を指している。なお、『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』では、「天加那志」は国王を意味する語として用いる例はこの一例のみである。「天」が国王を表す美称、またはその美称語を構成する美称辞として用いられるのは、沖縄本島、八重山も共通している。「天」の超越的な性格を持っているからこそ、至高の権力者である国王を表す語として用いられるようになったと考えられる。

「天」が国王の美称または美称辞として用いる例を纏めれば、以下ようになる。

#### 〈国王の美称として用いる「天」〉

「首里天」	3例
「天加那志」	1例
「天が耳」	1例
「天の声」	1例
「ていんゑ一むぬ」(天上の献上物)	1例

<sup>43</sup> 前掲『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』pp. 294～295

### 3 まとめ

以上、『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』にみる「天」の観念について考察を試みた。事例①、②では、「上りの美しい狩俣村（狩俣）」にみる「ていんぬぷシ」（天の星）、「タウガニアグ（池間島）」にみる「あうでいん」（青天）等の「天」を含む語を考察し、これらの事例にみる「天」は自然・天体の天空を意味する「天」であることを明らかにした。

事例③では、「狩俣祖神のニーリ（狩俣）（一）」にみる「ていんぬあかぶしゃ」（天の赤星）等の「天」を含む語を考察した。「天の赤星」は狩俣部落の祖先神として、「ていんだなうわ まぬシ」（太陽の子真主）であり、「ういなうわ まぬシ」（天上の子真主）であると謡われている。これらの表現に「天」の要素が入っており、「天」の観念が反映しているといえる。事例④タービの「ヤーキャー声（夏祭り）」の考察では、「んまぬかん」（母の神）、「うふかんま」（大神）は、「ていんにやういん」（天の上）の「は一るかつあ なかん」（張る蚊帳の中）で暮らしていると歌い、ここの「天」は明らかに神のいらっしゃる聖空間、つまり抽象的な「天上世界」を意味していることが明らかである。事例⑤「雨乞いのクイヂヤー（狩俣）」の考察では、雨乞いの時に「ていんだう」（天道）の神に祈願することがあり、ここの「ていんだう」（天道）は一切を主宰する超越的な神として観念されていることが明らかである。事例⑥「答申（与那覇）」の考察では、「天帝」、「天加那志」、「竜宮天」、「七色天」等は、「天」の神として観念され、「てん なちろう」（天の七帳）等の「天上世界」が存在していると考えられたことが明らかになった。これらの事例にみる「天」は、自然の天空を意味するのではなく、抽象的な「天上世界」、または超越的な存在として観念されていることが指摘できる。

例⑦、⑧では、「首里天」、「天が耳」、「天の声」等の「天」を含む語を考察した。「首里天」は国王の美称であり、「天が耳」、「天の声」の「天」も国王のことを指していることを実証し、「天」は国王の美称、または美称辞として用いられることを明かにした。

このように、具体例の分析や考察を通して、宮古篇にみる「天」を含む語は、①自然の天体を意味する。②抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する。③国王の美称／美称辞として用いる、というぐあいに三つに分類することができる。この分類は、前節の「沖繩篇上」にみる「天」の分類と同様である。単純に抽出した用例数から見れば、宮古地域では人々の信仰世界に繋がる抽象的な「天」の観念を反映する事例が多く見られる。また、「天」の対語として「上」が使われ、「天」を言い換える表現として、「天」と同様な役割を果たしていることが明らかになった。そして、「上」は「ていだ」の対語として登場する例も確認でき、「天」の観念が定着するまえに、宮古地域内部で生まれた「上」という観念が古くから存在していた可能性が高いと指摘した。もう一つ、「天道」や「天帝」等、漢語的な表現がよく見られることから、宮古にみる「天」の観念は中国から多大な影響を受けたことが窺えることも指摘できることである。

### 第3節『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』にみる「天」

外間守善氏によれば、八重山歌謡は呪詞・呪禱的歌謡、叙事的歌謡、叙情的歌謡に大きく分類することができるという。さらに呪詞・呪禱的歌謡の中にカンフチ（神口）、ニガイフチ（願い口）、ユングトゥ（誦み言）、ジヌムヌ（呪文）、叙事的歌謡の中にアヨー、ジラバ、ユンタ、叙情的歌謡の中に節歌、トゥバラーマ、スンカニと分類している。<sup>1</sup>

また、池宮正治氏は「八重山地方の古謡の、アヨー、ユンタ、ジラバ、ユングトゥは詞形や音楽上の別を明確に分けることができないが、かつては歌の場や歌う主体等で区別していたのであろう」<sup>2</sup>と指摘している。さらに、同指摘では、その内容について、「叙事的、物語的で、豊穰予祝、航海安全、雨乞い、子孫繁盛、家褒め等の主題を歌う」と述べられている。

#### 1『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』にみる「天」を含む語の概観

では、八重山の歌謡には「天」がどのように登場し、どのように歌われているのか。『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』から「天」を含む語はのべ62例確認できる。（資料10参照）

これらの「天」を含む語はどのようなものであろうか。以下、全例を語例の多い順に示しておく。

- 「上天」
- 「天加那志」（首里王）
- 「天ぬ雨」（天の雨）
- 「天さすばり」（未詳）
- 「天寿」（天寿）
- 「天ぬ声」⇒御主ぬ声（天の声 御主〈国王様〉の声）
- 「天ぬ星」（天の星）
- 「天かいぬぶりょーり」（天に昇りなさい）
- 「天がなし」（天加那志〈天帝〉）
- 「てんぬかんがなす」（天の神加那志）
- 「天なかび」（天の中空）
- 「天たらし」（天垂らし）
- 「天中び」（天中空）
- 「天国」（天国）
- 「上天加那志」（上天加那志）
- 「天気」（天気）
- 「上天門」（上天門）
- 「天福」（天福）

<sup>1</sup> 外間守善 宮良安彦編『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』 角川書店 1979年 p639

<sup>2</sup> 池宮正治「琉球文学総論」池宮正治著作選集 1『琉球文学総論』 編者：島村幸一 笠間書院 2015年 p13

「天ぬ大王」  
 「天ぬ うらや玉」  
 「天ぬ中」(天の中)  
 「てんにまふい」(天に舞う)  
 「天ぬあぢまいから」(天の按司前から)  
 「天ぬあぢまいから」(天の按司前から)  
 「天ぬあぢまいから」(天の按司前から)  
 「天添」 (国王)  
 「てんのあじ」(天の按司)  
 「天ぬあみ」(天の雨)  
 「ていんななつぷすぬ」(天七つ星の)  
 「天の星」(天の星)  
 「天ぬ星」(天の星)  
 「天かはら」(天の河原)  
 「天主」(天加那志〈首里王〉)  
 「天あらど」(天から)  
 「天ぬ頂上」  
 「ていんぬみぐみ」(天の恵み)  
 「天ぬ恵」(天の恵み)  
 「天ぬ四宿」(天の四宿)  
 「母親天星」(母親の天星)  
 「天にうがまりる」(天に拝める)  
 「天や幕し」(天を幕にして)  
 「天ぬみや」(天の庭)  
 「てんみいな」(天の庭)  
 「天が上」(天の上)  
 「首里天」(首里天〈加那志〉)  
 「天みやもの」(天加那志への貢物)

以上の抽出例をみて、前節でみた宮古篇にみる「天」を含む語と比べて、八重山篇のほうが、より少ないことがわかる。宮古篇の158例と比べ、八重山篇は62例で約半数である。例えば、「上天」という「天」を含む語の用例は8例、その次の「天加那志」の用例は4例である。では、これらの「天」を含む語はどのような意味を持っているのか、歌謡の中に具体的にはどういうふうに出場しているのか。さらに、第1、2節で考察した「沖繩篇上」、「宮古篇」にみる「天」と比べ、どのような類似点と相違点が存在しているのか、あるいはどのような特徴を持っているのか。

以下、その具体例を考察してみよう。

## 2『南島歌謡大成IV 八重山篇』にみる「天」の実態及び特徴

### 2-1 自然の天空を意味する「天」

#### 例① うずら一まゆんた（竹富島）

1	あらし火ぬ 燃いやくん 野や火ぬ むいやくん	荒い火が燃えて来る 野の火が燃えて来る
2	くんがま一や まるばし うずら一まや びざらし	卵を転ばして 鶉を踏みつぶして
3	天 雨ぬ 給うられ ういぬ雨ぬ たぼうられ	天の雨が給われ 上の雨が給われ
4	あらし火や 消や一いき うずら一まや 命買い	荒い火は消えていき 鶉は命を買い
5	天 雨ぬ うんぎや うたぐいや うんぎくい	天の雨の恩義は 歌声は恩義の声
6	くんがま一や まらしみ うずら一まや さにさし	卵は生まれさせ 鶉は嬉しくして <sup>3</sup>

このユンタは、鶉やその卵が野火で瀕死の状態になったところ、天から雨が降ってきて、鶉は助かり、その卵も無事に孵化させられた、という内容を謡っている。卵を無事に孵化し、鶉はうれしくて、等の擬人化した表現はおもしろいところである。

詞章の中で「天 雨ぬ 給うられ」、「天 雨ぬ うんぎや」という「天」を含む詞句が見られる。「天 雨」は「天の雨」と解釈でき、「天」から降ってきた雨という意味になっている。ここの「天」は、雨が降ってくる源であり、頭上にある天空を指していることがわかる。すなわち、このユンタに登場する「天」は、自然の天空を意味していることが明らかである。

もう一つ注目したいのは、「天 雨」の対語が「ういぬ雨」となっている点である。つまり、「天」と対応しているのは「うい」である。「うい」は方位をさす「上」であり、「上方」という意味である。南島歌謡では、対語表現が一般的であり、対語によって表現される事物は基本的に同じものを指している。「上」は空間的な位置、上方を指していることから、その対語「天」も空間的上方を指していることがわかる。これは「天」が高所にある、頭上にあることを表していると考えられる。これによって、このユンタにみる「天」は自然の天空をさすことは明瞭であるといえる。八重山歌謡の中で、「天」を言い換える表現として、「上」が用いられていることがまずわかるだろう。

<sup>3</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 p 434

「天ぬ雨」、すなわち「天」から降ってきた雨に似通う例は、外にもみられる。例えば、ジラバの「いんたりーでいらば（与那国島）」に以下のことが謡われている。

### いんたりーでいらば（与那国島）

〈前略〉

- |    |   |                      |
|----|---|----------------------|
| 16 | <sup>ていん</sup> 天ぬ <sup>あみ</sup> 雨 ありばどう | 天の雨であるなら             |
|    | ゆまぬちいじい ありばどう                           | 夕方の雨であるなら            |
| 17 | <sup>かさ</sup> 笠ばとうり ぱんすんどう              | 笠をかぶって防ぐよ            |
|    | <sup>んぬ</sup> 蓑ばとうり ぱんすんどう              | 蓑を着て防ぐよ <sup>4</sup> |

〈後略〉

このジラバの中に「天ぬ雨」が謡われている。上に挙げている詞章の意味とは、「天」から降ってきた雨であれば、夕方に降ってきた雨であれば、笠をかぶって、蓑を着て防ぐのよ、というのである。ここに謡われた「天ぬ雨」は、「天」からの雨であり、「天」は自然の天空を意味していることが判断できる。これに類似しているのは、ユンタの「崎山ゆんた（西表島崎山村）」に「天ぬあみや かさかびどう ぱんしい」<sup>5</sup>（天の雨は 笠をかぶって 防ぎ）と歌っている例である。

また、ユングドゥの「南風保多ふんたか（黒島）」は以下のようなことを謡っている。

### 南風保多ふんたか（黒島）

〈前略〉

- |                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| 庭な 出 天ぬ中 渡雲 見らりて見りばど | 庭に出て 天の中を渡る雲とは見ると           |
| 天ぬ中 渡雲               | 天の中を 渡る雲は                   |
| 長足人ぬ 畔越るにん           | 脛長人が畔を越えるように                |
| 高足人ぬ 畔越るにん           | 足高人が田圃を越えるように               |
| 越や越 座な座り居りば          | 越えに越え坐りに坐っていると              |
| 風生るんさみ               | 風が吹いてくるよ                    |
| 上や仕出るんさみ             | 上〈天気・風〉が吹いてくるよ <sup>6</sup> |

〈後略〉

このユングドゥでは、「天ぬ中」という「天」を含む語が見られる。詞章の中では、「天ぬ中 渡雲 見らりて見りばど」と謡い、天の中を渡る雲という表現が登場している。自然の雲が天空に漂っている様子が描かれている。このユングドゥに登場している「天」は自然の天空を指していることが明らかであろう。

節歌の中にも「天」が謡われている。例えば、以下のような例が挙げられる。

<sup>4</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』p291  
<sup>5</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』p396  
<sup>6</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』p147

### 白鳥節

- |                     |                            |
|---------------------|----------------------------|
| 1 夏の水なふたけ、呑ふしやくあれとん | 夏の水はどれほど 飲みたくあっても          |
| 2 天の星なをたけ、くびそりて読とん  | 天の星はどれほど 首をそらして数えても        |
| 3 浜真砂なをたけ、千年おき読とん   | 浜の真砂はどれほど 千年間おいて数えても       |
| 4 里かことわすらゝん         | あなたのことが忘れられない <sup>7</sup> |

この節歌の中には「天の星」が謡われている。その意味は「天」に輝いている無数の星であると理解できる。ここの「天」は自然・天体の「天空」を意味していると判断できる。

### かみく節（石垣島白保村）

- |                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| 1 天ぬ星ぶしや 皆が上に照る   | 天の星々は 皆の上に照る               |
| そのまんざい照るゆる        | ソノマンザイ照る                   |
| 2 くがに星々や ばぬが上に照ゆる | 黄金の星々は 私の上に照る <sup>8</sup> |

〈後略〉

この節歌にも、「天ぬ星ぶしや」、すなわち「天の星々」が登場している。詞章は、天の星々は皆の上に照っているが、黄金の星々は、私の上に照っている、というような意味である。「天ぬ星ぶしや」の「天」も星が輝く天空を指していることがわかる。

ユンタの「ゆびが夕（石垣島石垣村）」に「てんにまふい なかびとぶ とるだき」<sup>9</sup>（天に舞う 中空に飛ぶ 鳥のように）という表現が見られる。このユンタでは女は恋人が早く自分の側に来てほしいと呼びかけている。そこで「てんにまふい なかびとぶ とるだき」という比喩的な表現を使っている。すなわち、天に舞う、空に飛ぶ鳥のように、飛んできてほしいということである。ここの「てん」（天）は、鳥が飛ぶ空、つまり、自然の天空、大空を意味していることが明らかであろう。

以上みてきように、これらの歌謡に謡われている「天」は、自然・天体の天空を意味している。このような例をまとめれば、以下のようなになる。

#### 〈自然の天空を意味する「天」〉

「天ぬ雨」（天の雨）	3例
「天ぬ星」（天の星）	2例
「天気」（天気）	1例
「天の星」（天の星）	1例
「天ぬ中 渡雲」（天の中）	1例
「てんにまふい」（天に舞う）	1例
「天ぬあみ」（天の雨）	1例
「天や幕し」（天を幕にして）	1例
「ていんななつぷすぬ」（天七つ星の）	1例

<sup>7</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』pp492～493

<sup>8</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』p 510

<sup>9</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』p 313

「天ぬ頂上」

1例

## 2-2 抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する「天」

## 例② むりか星〈ゆんた〉(竹富島)

- |   |   |  |
|---|---|--|
| 1 | むりか星 星どうよう ササ<br>天ぬ按司ぬ前からへ<br>うーふて 承きたる故とう<br>うーふて うきたる因とうへ | 昴星 星がね ササ<br>天の按司様から<br>はいと 承諾した故に<br>はいと 承けた故に                      |
| 2 | 島ぬ真上からへ 真上から 通んど ササ<br>天ぬ中 通んどへ<br>物作る しゆらば<br>むりか星ゆ 見当しへ   | 島の真上から 真上から通うよ ササ<br>天の中を通うよ<br>物作りをするなら<br>昴星を 目当てにせよ <sup>10</sup> |

上のユンタは竹富島のむりか星、すなわち昴星について謡っているものである。その内容は、昴星は「天」の按司様に承諾をした故に、島の真上、天の中にも通うようになった。物作の時には、昴星を目当てにして下さい、ということを謡っている。このユンタと類似しているのは石垣島のユンタ「むりか星(石垣島石垣村)」である。

## むりか星(石垣島石垣村)

- |   |                               |                                    |
|---|-------------------------------|------------------------------------|
| 1 | むりか星どよ ヒヤ<br>天ぬあぢまいから         | 昴星がねヒヤ<br>天の按司前から                  |
| 2 | 島うたいで で一ゆちやら<br>ふんうたいで で一ゆちやら | 島を治めよと言われたので<br>国を治めよと言われたので       |
| 3 | うーふでうきだるゆやんど<br>うーふでうきだるつにやんど | はいと承諾した故に<br>はいと承諾したわけで            |
| 4 | 島のまー上いから<br>ふんぬなかと通ゆんど        | 島の真上から<br>国(村)の中を通うよ               |
| 5 | むぬ作るしゆうらば<br>むりか星みあてし         | 農作をするなら<br>昴星を目当てにせよ <sup>11</sup> |

例②のユンタと比べて、石垣島のこのユンタは、昴星の由来についてもっと具体的に謡っていることがわかる。このユンタでは、昴星は「天の按司前」から、島・国を治めよと言われ、そのことを承諾したから、島の真上に輝くようになり、農耕をする時には昴星を

<sup>10</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 p440

<sup>11</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 p330

目当てにして下さい、と謡っている。これらの歌謡では「天ぬあぢまい」（天ぬ按司ぬ前）という、「天」を含む語が注目される。

このユンタによれば、昴星が天上に通うようになったのは、「天ぬあぢまい」（天ぬ按司ぬ前）の命令によったという。ここでの「天ぬあぢまい」（天ぬ按司ぬ前）は自然の天空の「天」ではなく、星などを司る存在として観念されていることが窺える。「あぢ」（按司）とは地域の権力者であり、「天ぬあぢ」（天の按司）とは天上世界を支配する権力者であることが容易に理解できる。「前」は接尾敬称辞であり、尊敬や敬愛の意を表すものである。これらのことから、「天ぬあぢまい」（天ぬ按司前）は天上世界を主宰する最高の権力者である、すなわち「天」を神格化した表現であるといえる。この「天の按司」がいらっしゃるのはもちろん天上世界であろう。このユンタにみられる「天」は抽象的な「天」の観念を表していることがいえよう。

この昴星に関するユンタを裏付ける話として、<sup>はいなな</sup>南七つ星と<sup>ぶし</sup>北七つ星の話がある。それを謡うユンタは以下のようなものがある。

#### 南七つ星（石垣島石垣村）

- |                                 |                                       |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| 1 南七つ星どよ ヒヤ<br>天ぬあぢまいから         | 南の七つ星はねヒヤ<br>天の按司前から                  |
| 2 島うたいで で一ゆちやら<br>ふんうたいで で一ゆちやら | 島を治めよと言われたが<br>国を治めよと言われたが            |
| 3 ばぬや島うたるぬ<br>くりやふんうたるぬ         | 私は島は治められない<br>これ〈私〉は国は治められない          |
| 4 んばでいづだるゆやんど<br>ゆむでうきだるつにやんど   | いやと言った故に<br>否と言った故に                   |
| 5 んまぬは一にふんうとし<br>びちぬは一にうつちやんど   | 午の方にふみ落とし<br>未の方に置いてあるぞ               |
| 6 まきぶどりしーうんさ<br>ゆいぶどりしーうんさ      | 巻踊りをしているよ<br>結い踊りをしているよ <sup>12</sup> |

このユンタでは、南の七つ星は、「天の按司前」から、島・国を治めるように言われたが、いやと言ったため、午の方に落されて、未の方に置かれたと謡っている。これと対応して、ユンタの「北七つ星（石垣島石垣村）」では、北の七つ星について謡っている。その内容は、ほぼ「南七つ星」のユンタと同じである。

#### 北七つ星（石垣島石垣村）

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1 北七つ星どよ ヒヤ | 北の七つ星はねヒヤ |
|-------------|-----------|

<sup>12</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 p330

天ぬあぢまいから	天の按司前から
2 島うたいで で一ゆちやら	島を治めよと言われたが
ふんうたいで で一ゆちやら	国を治めよと言われたが
〈中略〉	
5 うすぬは一にふんうとし	丑の方にふみ落として
西の方にうつちやんど	北の方に置いてあるぞ
6 まきぶどりしーうんさ	巻踊りをしているよ
ゆいぶどりしーうんさ	結い踊りをしているよ <sup>13</sup>

南の七つ星と違って、このユンタでは、北の七つ星は「天ぬあぢまい」にいやと言ったため、丑の方に落されて、北の方に置かれたというふうになっている。南の七つ星と北の七つ星は、「天の按司前」に島を治めよと言われたが、拒否したため、両者とも落とされたのである。此れに対して、昴星は、承諾したため、天上に留まることになったという。

「天の按司前」は天上世界の主宰者であると述べたが、これは中国の「天帝」にあたる存在であるといえる。山里純一氏は、「ムリ星ユンタ」を紹介する際、「この古謡では、島を治めよという天帝の命令を断ったため、北七つ星は北の方へふみ落とされ、丑の方へおいやられ<sup>14</sup>た、と説明している。つまり、ここでも「天ぬあぢまえ」（天の按司前）は「天帝」に相当する考え方が窺える。両者共通しているのは「天上世界」を統治する主宰者として観念されていることである。このような「天」の観念が存在しているからこそ、「天ぬあぢまえ」というような言葉が用いられたのだろう。とくに、「あぢ」や「まえ」など、琉球的な表現は、琉球独特の「天」の観念を示すものと考えてもよいだろう。

また、ムリカ星や七つ星について謡われるユンタは、「むりかぶしゆんた（石垣島大川村）」、「豊年祭の時の神歌（小浜島）」も挙げられる。

「天の按司前」のように、「天」を神格化した表現に類似する事例は他にもみられる。

### 例③ すばんがーにかんふちい〈願詞〉（石垣島宮良村）

一 てんぬかんがなすあみふしやぬやぬ	天の神加那志 雨がほしい
みぢむとぬかんがなすみぢふしやぬ	水元の神加那志 水が欲しい
一 うふぬがやんかりどふう	大野の茅も枯れるよ
すくるかざんびぢりどふう	作物の葛も萎えるよ
一 なゆとがみどあみたぼーらぬ	何を咎めて雨をくださらない
いかとがみどみぢたぼらぬ	如何咎めて水をくださらない
一 あみさありどぬちんむさーり	雨で命も持てる
みじさありどどうむさーり	水で身体はもてる

<sup>13</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 p330

<sup>14</sup> 山里純一「八重山歌謡に謡われた星」『日本東洋文化論集(13)』 2007年 p179 琉球大学学術リポジトリ <http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp:8080/bitstream/123456789/550/1/04-yamazato.pdf>

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| 一 たんでとうどうふかんぬまい  | どうかどうか 大神の前              |
| どうでんすーさるてんがなすまい  | どうぞ申し上げます天の神加那志前         |
| 一 すばがあにばたぼりかんぬまい | 雨葛をください 神の前              |
| かんかざばたぼりういがなす    | 神葛をください 上加那志             |
| 一 あみぬみちゆあきとうし    | 雨の道を開けて通して               |
| みぢぬみちゆあきとうし      | 水の道を開けて通して <sup>15</sup> |

〈後略〉

このニガイフチィは石垣島宮良地域の雨乞いを祈願する時のものである。冒頭には、雨をくださいと願いを唱えるが、その祈願の対象は「てんぬかんがなす」となっている。「かん」は神の意であり、「てんぬかん」は「天の神」という意味である。「がなす」は接尾美称辞の「加那志」である。つまり、ここでは、雨乞いをする際に、まず「天の神加那志」へ祈願することがわかる。詞章をみれば、「てんぬかんがなす」の対語は「みぢむとぬかんがなす」、すなわち「水元の神加那志」となっていることがわかる。

水・雨を降らせる神は「みぢむとぬかんがなす」（水元の神加那志）であると考えたことがわかる。さらに、その対語は「てんぬかんがなす」（天の神加那志）があるように、水・雨を司る「水元の神加那志」は「天の神加那志」、すなわち「天」の神と考えたことがわかる。

さらに、続く詞章には「どうでんすーさるてんがなすまい」（どうぞ申し上げます天の神加那志前）と、「てんがなすまい」（天の神加那志前）が再び登場する。その対語は「ういがなす」（上加那志）となっている。例①で少し触れたが、八重山歌謡の中では、「天」の対語として「上」が挙げられることが多い。この例でも、「天の神加那志前」の対語として、「上加那志」が謡われている。他に「上」が「天」の対語として登場する例は次のようなものがある。

ニガイフチィの「清明御嶽願い口〈神口〉（竹富島）」にみる「天さすばり 上さすばり 降りみそーる 大やん主やん」（天さすばり 上さすばり〈以上未詳〉降りなさる大親 主親）、「東ばいざーし御嶽願い口〈神口〉（竹富島）」にみる「天さすばり 上さすばり 降りみそーる 大やん主やん（天さすばり 上さすばり〈以上未詳〉に降りなさる大親 主親）、ユンタの「うずらーまゆんた（竹富島）」にみる「天 雨ぬ 給うられ ういぬ雨ぬ たぼうられ」（天の雨が給われ 上の雨が給われ）、雨乞いの歌の「雨乞い歌（石垣島大浜村）」にみる「天ぬみや 登りようり 上ぬみや 登りようり」（天の庭に登りなさい 上の庭に登りなさい）、「雨乞い歌（小浜島）」にみる「てんみいなが あるあみ ういみいなが あるみず」（天の庭にある雨 上の庭にある水）が挙げられる。

もう一つ特徴的といえるのは、ニガイフチィの中に「天」のことを「上天」と表現する例がたびたびみられる。例えば、以下のように挙げられる。

<sup>15</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 p56

「火の神願い口〈神口〉(竹富島)」の「上天 しだかりおーる 火ぬ神加那志ぬ前」(上天に 居りなさる火の神加那志の前〈火の神様〉)、「火の神願い〈正月四日、十二月二十四日〉(竹富島)」の「用心加那志ぬ前 上天加那志ぬ 御導兼ぬ神ぬ前」(用心加那志の前 上天加那志の ウタイ金の神の前〈神名〉)、「年通しぬ 吉事ゆ 招かし給うりていり 上天なおーり」(年中のよいことを招かせてくださいといて 上天にお行きなさり)、「十六日祭(竹富島)」の「上天 中辺なおーり」(上天 中空にいらっしやり)、「七夕祭(竹富島)」の「上天 中空までい 踏み通し 見おーりていり」(上天 中空までも踏みつづけ 見て来られて)、「再葬唱え言葉〈洗骨供養の願い〉(竹富島)」の「上天 中坐なおーりていり」(上天 中空に行かれて)、「葬式弔い念仏経文(竹富島)」の「魂や 上天中辺ぬ 八万八千八百八十里ぬ 上天門 極楽ぬ花ぬ上ぬ 神仏成り(魂は 上天中空の八万八千八百八十里の上天門 極楽の花の上の神仏となり)」がある。

上記の用例において、「天」を言い換える表現として「上」が使われ、あるいは「天」の前に「上」を付加した「上天」という語が用いられている。つまり、八重山歌謡では「天」を表すときに、「上」を用いて表現する特徴があるといえる。「天」と「上」の出る順番について、「天」が先で、「上」は後に出ることも重要である。

「上」は、空間的な概念として上位、高所を意味している。このことは頭上にある「天」の特徴と合致しているといえるだろう。「天」は「上」にある特性が具体的に表現されている。八重山の人々の観念の中で、「天」はまず「上」にあると考えられていることがわかる。八重山歌謡の中では、「天」と同様な役割を果たす「上」という観念が存在している。宮古歌謡にもこのような例が見られる。これは「上」が漢語の「天」が入る以前に「天」に相当する観念であった可能性を示唆している。

#### 例④ 鳩間口説〈鳩間島〉

一 ぎにやゆたかぬ ぱとうまむら  
しまぬながりゆ みわたしば  
るくぬいちじに ちかくあり

〈囃子〉

いやいーや うすーめーで  
かるまき うらりてい  
うやく ちょーでー  
とうじっくわ やしなてい  
むらとうん わぶくに  
わらぶ とうしゆり  
くわん くわー うどうくぬ  
むじきな むぬさみ  
んぞさそーりば

実にや豊たか鳩間島  
島の流れを見渡せば  
六の一字に近くあり

イヤイヤ 御主前で  
寄り集まっていて  
親子 兄弟  
妻子を養って  
村中と和睦に  
童子年寄り  
クワンクワ男の  
無邪気な者よ  
可愛がれば

ていんぬみぐみぬ	天の恵みの
うやきはんじょうー	裕福繁昌を
あらしみせゆさ	あらしめなさるよ
なまぬ はやしに	今の囃子に
くどうき ゆみゆみ	口説を詠め詠め <sup>16</sup>
〈後略〉	

上は鳩間島の口説歌謡である。口説とは、「叙事的な長編の歌」<sup>17</sup>である。鳩間口説は全部で9節あるが、上は第1節目である。その内容は鳩間島をほめたたえるものとなっている。注目したいのは「ていんぬみぐみぬ うやきはんじょうー」という詞章である。「ていんぬみぐみ」は「天」の恵みであるという意味である。「うやきはんじょうー」は裕福繁昌の意味である。「ていんぬみぐみぬ うやきはんじょうー」というのは、「天」の恵みの裕福繁昌であり、つまり、島の裕福繁昌は「天」の恵みであると考えたことがわかる。

ここの「天」は、人智を超える、万物一切を主宰する超越的な存在である性格が窺える。要するに、この口説にみる「天」は抽象的な「天」の観念としてまとめることができる。これに似通う竹富島の「竹富口説」もある。

#### 竹富口説（竹富島）

〈前略〉

〈囃子〉 いやいや	イヤイヤ
天ぬ恵ん 神の御蔭ん	天の恵みも神の御蔭も
重々 様々 叶てい見ちゃりば	重ね重ねいろいろ叶ってみると
ありが礼儀や 老てい若さん 好める	その礼儀には老いも若きも仕組んだ
踊り狂言 歌や三味線	踊り狂言 歌や三味線
種子取祝ぬ 面白むんさみ	種子取り祝いの面白いことよ
今ぬはやしに 口説 読み読み	今の囃子で口説を詠め詠め <sup>18</sup>

この口説も、作物が豊作で、島が富貴繁栄の内容を謡い、竹富島を褒め讃えるものである。この口説の中では、「天ぬ恵ん 神の御蔭ん」という「天」を含む詞句が見られる。その意味は「天」の恵み、神のお蔭という意味である。上にみた「鳩間口説」の表現と似ており、この口説では、島の繁栄は「天」の恵みであり、神のお蔭であると考えている。

重要なのは、ここにみる「天」も超越的な存在として観念されていることである。さらに、ここで「天の恵み」と「神のお蔭」は対になっており、対置して謡われることが重要であると考えられる。つまり、「天」と「神」の関連性を示唆しているといえる。

「天」が超越的な存在として観念されるのは、次の例からもうかがえる。

<sup>16</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 pp. 547～548

<sup>17</sup> 沖縄大百科事典刊行事務局編集 『沖縄大百科事典 中巻』 沖縄タイムス社 1983年 p960

<sup>18</sup> 前掲『南島歌謡大成 IV八重山篇』 p553

## 例⑤ トゥバラーマ大会歌詞（石垣島）

（前略）

- 80 天からど うらとぼんとや 夫婦なりで いちけたぼる  
     天からあなたと私とは 夫婦になれと言いつけなさる
- 81 天ぬ頂上だき 親ぬぶんじ 言葉ぬ数々 なまど思うり  
     天の頂上ほどの親の恩義 言葉のかずかずは今が思える
- 82 天ぬ星だき かなしやまうるぬ 肝ぬさだみや うらどうらみ  
     天の星の数ほど愛しい者がいるが 心に定める者はあなた一人だ
- 83 天ぬ星だぎ歌 数ありど んぞさーかぬさや とばらま歌んが  
     天の星の数ほど歌数はあるが 最もいい歌はトゥバラーマ歌である 19

（後略）

上は石垣のトゥバラーマ大会の歌詞の一部である。トゥバラーマは「本来作業労働歌であったのだが、労働にまつわる男女の恋をうたいあげる側面から、しだいに抒情的に発達していった抒情的歌謡である。」<sup>20</sup>という。また、トゥバラーマはジラバとユンタの影響をも大きく受けていると言われている。ジラバは「アヨー同様、カンフチ、ニガイフチの持つ呪的心性や予祝的機能を受けつぎつつ、人々の生活に深いかかわりをもつ農耕、家造り、船造り、航海、井戸掘り等々を主題にして謡われる叙事的歌謡」<sup>21</sup>である。ユンタはジラバより内容は多様であり、「人々の生活にまつわる農耕、家造り、船造り、航海、貢納」<sup>22</sup>等が取り込まれている。

トゥバラーマはもともと作業労働の場面に関わる歌であるため、「一般、庶民階層に支持される」性格を持っている。トゥバラーマの考察を通して、一般民衆が「天」に関してどういうふうに考えているかが明らかになってくるだろう。

ここで注目したいのは「天からど うらとぼんとや 夫婦なりで いちけたぼる」という詞章である。その意味は「天からあなたと私とは 夫婦であるとお言いつけになった」という意味である。つまり、夫婦になることは運命であり、さらに重要なのはこの運命の決定者は「天」であるということである。すなわち、天の定めである。このような考え方は第1章で紹介した「天命」の観念の一種であると考えられる。

「天命」はすなわち「天」の命令、「天」の定めである。第1章で見てきたように、中国では、「天」は万物、社会諸事項の運命を決定することができる、とされる。例えば、「天」は王朝の運命、すなわち王朝の交替を決めるだけでなく、人間の運命、禍福、さらにその寿命まで決定することができる、とされている。このような「天命」観念は広く中国人の価

<sup>19</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 p535

<sup>20</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 p654

<sup>21</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 p649

<sup>22</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 p650

値観の中に浸透している。例えば、最も有名なのは孔子の「五十にして天命を知る。」<sup>23</sup>であろう。すなわち、「五十歳になって、天が自分に命じ与えたものが何であるかを覚り、また、世の中には天運の存するということができた。」という意味である。

例⑤では、「天」から夫婦になれと言われるのは、運命であり、「天命」である、とうたっている。これらから八重山では、一般民衆の考えの中で「天命」観念というような「天」の観念が存在していることが明らかになった。

しかし、例⑤にみられる「天命」観念は、第2章にみられる、国家の政治思想として登場する「天命」観念とは異なっていることに注意しなければならない。中央を代表する首里王府編纂文献にも、地方を代表する八重山にもそれぞれ「天命」観念がみられることが重要であろう。

これらの例以外に、抽象的な天上世界を意味する「天」の例もみられる。例えば、本章第1節でも触れた、雨乞いの歌の「雨乞い歌（石垣島大浜村）」には、「天ぬみや 登りようり 上ぬみや 登りようり」（天の庭に登りなさい 上の庭に登りなさい）という表現が見られる。この雨乞い歌では、雨乞いの時、御嶽の神々に祈願し、「天の庭」・「上の庭」に登って、そこにある「五くむり」（五小堀）・「七くむり」（七小堀）の水を、大浜村に降らして下さい、と歌うのである。つまり、「天ぬみや」は天上世界にある聖域、雨の源である、と考えたことがわかる。この雨乞い歌にみる「天」は抽象的な「天」の観念を表明する例であるといえる。そして、留意すべきなのは、「天ぬみや」の対語は「上ぬみや」となっていることである。先に指摘した通り、「天」と「上」は同意に使われる表現として、八重山歌謡にたびたび登場している。

また、これと非常に類似する例がある。「雨乞い歌（小浜島）」にも「てんみいなが あるあみ ういみいなが あるみず」（天の庭にある雨 上の庭にある水）という表現が用いられている。この中でも、天上世界にある「てんみいなが」（天の庭）には、すなわち雨・水の源である聖域が存在すると考えたことが窺える。

以上みてきた例の外に、八重山歌謡には火の神が上天することがよく謡われている。以下、その例をみってみる。

#### 例⑥ 火の神送り（昇天）の祝詞（石垣島石垣村）

（前略）十二月二十四日、びなかんがなしぬ、天かいぬぶりょーり、やーにんじゅ、きないにんじゅぬ、一にんぬあいだぬ、しいよう、しぎま、いいくとう、やなくとうどう、天がなしかい、うーとうし、しーとーるびにち、で、にんぎん、ぴと一、しきうんゆ一。（中略）びなかんがなしん、みーの一し、しきの一し、しーとーりり、いいかたかい、みしやーそんや一、しされーとーりり、う天がなしとうぬ、つごーかけ一、いいお一でーり、しましとーりって、（後略）（今日十二月二十四日に 火の神加那志が天に昇りなさい 家人数〈家族〉 家庭人数〈家族〉の 一年間のやりかた 為様

<sup>23</sup> 吉田賢抗『新釈漢文大系 第1巻 論語』 明治書院 1960年 p40

よいこと 悪いことを 天加那志〈天帝〉にお通ししなさる日だと 人間 人は聞いております。(中略) 火の神加那志も 見直し 聞き直ししなさって よい方に よいように申しあげなさり 御天加那志〈天帝〉との都合がよく よい公事をすませなさって (後略))

これは石垣島石垣村の火の神様が昇天する際に唱えられるニガイフチである。ニガイフチとは「願口」であり、すなわち神への願いことばである。八重山の呪詞は『『願い』系統、『口』系統、『崇べ』系統、『経文・他』系統』<sup>24</sup>があり、多様である。

このニガイフチは火の神が昇天する際に唱えるものである。その内容について確認してみよう。まず、詞章の「十二月二十四日、ぴなかんがなしぬ、天かいぬぶりょーり」は、12月24日に火の神が天に上る具体的な期日を述べている。次に、「やーにんじゅ、きないにんじゅぬ、一にんぬあいだぬ、しいよう、しぎま、いいくとう、やなくとうどう、天がなしかい、うーとうし、しーとーるびにち」と、その日には火の神が上天して、この一年でこの一家の人々がどんなことをしてきたか、またしたよいことと悪いことを、すべて「天がなし」(天加那志〈天帝〉)へ報告するという。しかも、「やーにんじゅ、きないにんじゅ、いいくとうたんがーどう、しいしっさりで、うもーそんが」(家人数 家庭人数はよいことだけを申しあげると思いますが)と、人間のした悪いことは天加那志〈天帝〉に告げず、人間のしたよいことだけを天加那志〈天帝〉へ告げてほしい、と願う。この中に、「天かいぬぶりょーり」(天に昇りなさい)、「天がなし」、「う天がなし」等の「天」を含む語があることが注目される。これらの語を議論する前に、火の神について少し触れておく。

沖縄の火の神は普段一家の禍福吉凶を司って、一家を守護する神様とされている。第1節で考察した通り、雨乞いをする時に、火の神は天上世界へのお通し神、すなわち媒介神としての役割を果たしていた。この例では、火の神は一家の行為を監視し、そのありさまを直接「御天加那志」(天帝)に報告する役割を果たしていることがわかる。

沖縄の火の神のこの性格は中国の竈の神の性格と非常に似ている。中国の道教に強く影響されているとみられる。沖縄のヒヌカン、すなわち火の神は、中国の竈神信仰に緊密に繋がっている。

中国の竈神は、各家の厨房に祀られている家庭の主神であり、一家の禍福吉凶を司る神として信仰されている。竈神はその家の1年間の家族の善行・悪行を調べ、旧暦の12月23日、もしくは12月24日<sup>25</sup>に昇天し、玉皇上帝に善悪功過の多少を報告するとされている。その報告の如何により、翌年の1年間の家族の禍福が決まる。またその吉凶禍福の結果を携え、元旦の朝に降下してくるといふ。その昇天と降下の日時は地方によって異なっている。旧暦の12月8日と1月4日とする説もある。

<sup>24</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 p645

<sup>25</sup> 窪徳忠氏の指摘によれば、宋代以後には、華北では12月23日、華中以南では12月24日に祀るようになっていた。窪徳忠 増訂『沖縄の習俗と信仰—中国との比較研究—』 東京大学出版会 1974年 p472

以上の中国の竈神の性格をみると、沖縄の火の神の性格と殆ど同じであることがわかるだろう。以下、『球陽』、『琉球国由来記』、『中山伝信録』、『琉球国志略』等にも竈神に関する記述を簡単にあげてみる。

『球陽』

始裁毎年正五九月知事僧祭大臺所竈神 自往昔時毎年正月五月九月三个月擇吉且令波上山知事僧恭供祭品誦經設壇祭祀大臺所竈神至于是年裁其祭禮（始めて毎年正・五・九月、知事僧の大台所竈神を祭るを裁つ。 往昔の時より、毎年正月・五月・九月の三个月、吉且を択びて、波上山知事僧をして、恭しく祭品を供え、誦經設壇し、大台所竈神を祭祀せしむ。是の年に至り、其の祭礼を裁つ）<sup>26</sup>

『琉球国由来記 卷一 五月五日条』

士民作二飴粕菖蒲一、奠二祭竈神・祖先一、食レ之也。<sup>27</sup>

記事には「竈神」の記載がみられており、竈神を祀ることについて記している。また、『中山伝信録』と『琉球国志略』においても、竈神の上天日や再び降臨する日などについての状況を記載している。

『中山伝信録卷第六』

（十二月）二十四日送竈。次年正月初五日始迎竈。毎月朔望。家々婦女。取瓶罌至砲台。汲新潮水帰。献竈神。或献天妃前石神。（（十二月）二十四日は、竈の神を送り、次の年の正月五日に、始めて竈神を迎える。毎月、朔日と十五日は、家々の女性は、徳利や壺をもって砲台へゆき、新潮水を汲んで帰り、竈の神に供えたり、天妃の前の石神（仁王）に供える。）<sup>28</sup>

『琉球国志略 卷四下』

（十二月）二十四日送竈。次年正月初五日迎竈。正三五九此四月名為吉月。婦女相率至沿海雪崎洞中。拜水神祈福。毎月朔望。婦女取瓶罌至砲壹。汲新潮水帰。献竈神。及献天后宮前石神。以上節令。（（十二月）二十四日に竈神（の上天）を送り、あくる年の正月五日に迎える。正月・三月・五月・九月の四ヶ月を、吉月と名づけ、女性たちは連れ立って、沿海の雪崎の洞内へゆき、水神を拜んで福を祈る。毎月、一日と十五日には、女性は甕を持って砲台へゆき、新しい潮水を汲んで、持って帰り、竈神や天后宮の前の石神に供える。（以上は節令である）。）<sup>29</sup>

<sup>26</sup> 『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』 p291

<sup>27</sup> 編者：外間守善 波照間永吉『定本 琉球国由来記』 角川書店 1997年

<sup>28</sup> 『中山伝信録』（郷土史講座テキスト冊封使使録集 十） 編集：沖縄県立図書館 1976年  
訳は原田禹雄『徐葆光 中山伝信録 新訳注版』 榕樹書林 1999年 p468、p471

<sup>29</sup> 周煌『琉球国志略』（講座テキスト冊封使使録集八一） 沖縄県立図書館 1974年  
訳は原田禹雄『周煌 琉球国志略』 榕樹書林 2003年 p305

これらの記載に対して、窪徳忠氏は「おそらく冊封使に接触するよう人々のあいだで、12月24日に辞竈が、一月五日に接竈が行われていたのであろう」<sup>30</sup>と指摘している。指摘中の「辞竈」は、例⑥にみる火の神の昇天のことであり、「接竈」とは天上から戻ることを指している。ところで、「竈神」がみられるのは主に冊封使録資料や首里王府編纂の歴史書等に限定されている。南島歌謡にはあまり見られない。例えば、八重山篇の「稲が種子あよ一（石垣島大浜村）」には「うかまんがなしよう」（御竈加那志〈火の神〉）というような表現がみえる。

沖縄の火の神の信仰は中国の竈神信仰と混淆しているともいえる。伊波普猷氏は、火の神の信仰は、中国（道教）文化から多大な影響を受けていることを指摘した上で、その独自性も指摘している。道教文化を受容する前に、沖縄ではすでに自らの火の神に対する信仰の土壌が培われていたと述べている<sup>31</sup>。このことについて、窪徳忠氏も、沖縄の火神信仰と中国の竈神信仰は似ており、かなり多くの類似点をもつが、両者を同一視することはできないことも強調している<sup>32</sup>。つまり、沖縄の火の神の信仰の独自性を重視しなければならない、ということである。例えば、例⑥のニガイフチィでは、火の神が昇天し、人間のした良いことと悪いことを天帝に報告する性格は中国由来の竈神信仰とほぼ同じである。しかし、第1節で考察した、久米島の雨乞いのオタカベにみる、火の神の天上世界へのお通しの神であるという性格は、沖縄独特のものであると言える。

ここで注目したいのは、例⑥にみる「天がなし」、「う天がなし」の表現である。「がなし」は「加那志」であり、何度もふれたように、オモロ、琉歌等の中でよく用いられる接尾敬称辞である。いとしい、敬愛する意である。例えば例⑥では、火の神のことを「びなかんがなし」（火の神加那志）と記している。これに対して、天上世界の主宰者を、「天がなし」と「う天がなし」等のように表現している。「天」を擬人化し、さらに神格化した「天がなし」という表現から、八重山歌謡の中では信仰世界につながる抽象的な「天」の観念が存在していることがまずいえるだろう。確かに火の神の昇天する性格は、中国由来の信仰に影響されているが、「天がなし」のような琉球風の表現も独特であるといえるだろう。

また、竹富島のニガイフチィ「火の神の年頭（石垣島石垣村）」の中にも、「う天がなし」という表現が見られる。さらに竹富島のニガイフチィ「火の神願い（正月四日、十二月二十四日）」の中では、「天」のことを「上天加那志」と表現しており、火の神の昇天は「上天なお一ち」（上天にお行きなさり）と表現している。ここで重要なのは、「天」と「上」の対応関係がみられることである。「天」のことを「上天」と言っていることは、「天」は八重山の人々の観念の中で、「上」にあると考えていることを証明している。これは、八重山の人々の「天」に対する考えを忠実に反映しているといえる。

<sup>30</sup> 窪徳忠 増訂『沖縄の習俗と信仰—中国との比較研究—』 東京大学出版会 1974年 p526

<sup>31</sup> 伊波普猷「火の神考」『沖縄文化論叢（全5巻） 第二巻 民俗編Ⅰ』 編者：大藤時彦 小川徹 平凡社 1971年

<sup>32</sup> 前掲窪徳忠『沖縄の習俗と信仰—中国との比較研究—』を参照

以上、超越的な存在である「天」を意味する事例、または神等の在所である神聖な空間、天上世界を意味する「天」の事例を見てきた。これらの例にみる「天」は、目にみえる自然の天空ではなく、人の観念世界にある抽象的な概念として理解できる。これらの例をまとめると以下のとおりである。

〈抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する「天」〉

「上天」	8例
「天寿」(天寿)	2例
「天かいぬぶりよーり」(天に昇りなさい)	1例
「天がなし」(天加那志〈天帝〉)	1例
「てんぬかんがなす」(天の神加那志)	1例
「天たらし」(天垂らし)	1例
「天国」(天国)	1例
「上天加那志」(上天加那志)	1例
「上天門」(上天門)	1例
「天福」(天福)	1例
「天ぬ大王」	1例
「天ぬ うらや玉」	1例
「天ぬあぢまいから」(天の按司前から)	1例
「天ぬあぢまいから」(天の按司前から)	1例
「天ぬあぢまいから」(天の按司前から)	1例
「てんのあじ」(天の按司)	1例
「ていんぬみぐみ」(天の恵み)	1例
「天ぬ恵」(天の恵み)	1例
「天ぬ四宿」(天の四宿)	1例
「母親天星」(母親の天星)	1例
「天にうがまりる」(天に拝める)	1例
「天ぬみや」(天の庭)	1例
「てんみいな」(天の庭)	1例
「天が上」(天の上)	1例

2-3 国王の美称として用いる「天」

例⑦ 真乙姥ゆんた (石垣島石垣村)

(前略)

- 4 しらびある 路から 開通してある航路から  
 明きていある 路から 開けてある航路から

- 5 按司添ゆ 拝みな 按司添〈国王〉を拝みに  
天添ゆ 拝みな 天添〈国王〉を拝みに  
(中略)
- 10 按司添ぬ 御果報や 按司添の御果報は  
天添ぬ みあふや 天添の御果報は
- 11 昼や真頂 かめどうし 昼は(頭の)真上に(手を)戴いて祈願して  
夜や真胸に うき通うし 夜は真胸に(合掌の手を)置き続け<sup>33</sup>  
(後略)

上は石垣島のユンタである。ユンタは労働を主題とする叙事的歌謡である。ユンタの内容は多彩多様で、実際の労働や作業に基づいている内容が多い。ユンタは「八重山の人々の生活を包み込む歌」<sup>34</sup>であるといえる。その語源は「誦み歌」であり、「誦み」は「『口』『声』『願い』『崇べ』等々とともに、神にかかわりの深い聖なる言葉」<sup>35</sup>であるという。

ここで注目したいのは「天添」という表現である。「添」はもともと支配する意味を帯びており、オモロ等にもよく用いられる表現である。例えば、地域の権力者のことを按司添と表現している場合が多い。例⑦にみる「按司添」は、支配者を敬う表現で、国王のことをさしている。「按司添」の対語は「天添」である。対語関係から考えれば、この「天添」も国王のことを意味していることがわかる。「按司添」、「天添」の「添」は語尾に接続して、「按司」や「天」の至高性を強調する美称辞としても使用されていると考えられる。

ここでは、最高の権力者である按司の対語として、「天」が用いられていることが重要である。「天」を以て国王を意味する用例はしばしば紹介した。例えば、『おもろさうし』の巻13-763には、「天つぎ」というような表現がみられる。そのオモロの中では「天つぎ(天続)」は尚清王の神号である。つまり、「天」を以て国王尚清に対しての敬称だと考えられる。国王の神号に「天」という語を直接用いることで、「天」と「国王」、さらに「天」と王権との関連性が示されている。さらに、「つぎ(継ぐ)」という表現から、王は「天」の意志を受け継いで、天の命令を以て天下を治めるという考え方が尚清王時代に存在していたと言える。つまり、天の「絶対性」と「正統性」を受け継いでいることになるだろう。また、前節の考察では、伊平屋島勢理客村のミセゼルの中にみる「天きやおそい王にせ(天下添い王様)」という表現についても紹介した。そこでは、国王のことを「天きやおそい王にせ(天下添い王様)」と表現していた。

八重山歌謡では他にも、国王を表す言葉として、天加那志(首里王)、首里天(国王)、天主(天加那志〈首里王〉)等の表現がある。例えば、「崎山ゆんた(石垣島石垣村)」では、「天ぬ声 御主ぬ声 やろうりど(天の声 御主〈国王様)の声で ありなさるので」と歌われている。この中で、「天ぬ声」と「御主ぬ声」は対語表現となっており、御主は国王のことを指していることから、「天」も国王を指していることがわかる。この例では、

<sup>33</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 p 335

<sup>34</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 p 650

<sup>35</sup> 前掲『南島歌謡大成IV 八重山篇』 p 650

国王のことを直接「天」と表現していることがきわめて重要であると考えられる。このユンタと類似する例は、ジラバの「ていさがりじらば（石垣島川平村）」にみる「ヤー天ぬ声 大主ぬ声 やゆりば」（ヤー天の声 大主の声で あるから）である。

これら以外に、国王のことを「天加那志」と表現する例もたびたび見られる。例えば、節歌の「天加那志節（石垣島新川村）」にみる「天加那志御用ぬ 二十舛ぬ美布 勢頭舟子揃るてい 洗濯ゆ しやびん（天加那志<首里王>の御用の 二十舛の美布 主任 補佐役が揃って 洗濯をします）、「石垣布晒節（石垣島石垣村）」にみる「天加那志御用ぬ 二十舛ぬ 美布 わした女童ぬ 拝んでい むぬ」（天加那志<首里王>の御用の 二十舛の美布よ 吾等乙女の いただいたもの）、「登野城布晒節（石垣島登野城村）」にみる「天加那志 御用ぬ 二十舛ぬ 美布／今日ぬ ゆかる日に 美布 晒らさ」（天加那志<首里王>のご用の 二十舛の美布／今日の吉き日に 美布を晒そう）、「桴海布晒節（石垣島桴海村）」にみる「天加那志御恩義 うやきせば給ぼられ 天加那志御用ぬ 二十舛ぬ御布 清水に洗らてい 押しすぶていからや」（天加那志<首里王>の御恩義で 富貴の世をいただき／天加那志の御用の 二十舛の御布／清水で洗って 押し絞ってからは）等が挙げられる。例⑥では、「天加那志」は「天」を神格化した表現であるが、上にあげた例では、「天加那志」は「天」を擬人化して、国王の美称・尊称として用いている。

また、節歌の「仲本布さらし（黒島）」では、「天主御用布 二十読の御用美布 清水に洗て 押し絞てからや 照太陽に乾やて 手並しやびら」（天加那志<首里王>の御用布の二十舛の御用の美布は 清水で洗っておし絞ったからには 照る太陽に乾して 手で均らしましょう）と歌われ、国王のことを「天主」と表現している。クエーナの「こいにや（石垣島四ヶ村）」には「首里天の ねかいや 按司すいの ねかいや」（首里天（加那志）の願いは 按司添<王様>の願いは）が見られ、国王のことを「首里天」と表現している。

これらの語はいずれも最高権力者である国王を意味する語として出現している。重要なのは、これらの表現がいずれも「天」という語を含んでいることである。「天」を以て至高権力者を表すことは明らかになっている。これは、「天」は至高の存在であるという性格があるからこそ、このような使い方、すなわち最高権力者・国王の美称として用いられるようになっただろうと考えられる。

以上、「天」が国王の美称として用いられる用例を見てきた。これらの例をまとめて示せば、以下ようになる。

#### 〈国王の美称として用いる「天」〉

「天加那志」（首里王）	4 例
「天添」（国王）	1 例
「天主」（天加那志〈首里王〉）	1 例
「首里天」（首里天〈加那志〉）	1 例
「天みやもの」（天加那志への貢物）	1 例

### 3 まとめ

以上、『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』にみる「天」の観念について考察した。事例①では、「うずら一まゆんた（竹富島）」にみる「天 雨ぬ 給うられ」等の「天」を含む詞章の考察を通して、八重山歌謡の中には自然の天体を意味する「天」が謡われたことが確認できた。このような、自然の天体を意味する「天」の用例は、外に「天ぬ星」、「天ぬ中 渡雲」等があるように、全部13例が見られる。

事例②では、「むりか星〈ゆんた〉（竹富島）」にみる「天の按司」という「天」を含む語の考察をとおして、八重山歌謡の中では「天」を神格化した表現として、天上世界の最高権力者として、「天の按司」が観念されていることを明らかにした。事例③では、「すばんがーにかんふちい〈願詞〉（石垣島宮良村）」にみる「てんぬかんがなす」（天の神加那志）という「天」を含む語の考察を通して、八重山では雨乞いをする時に、直接「天の神加那志」へ祈願することとなり、天上世界には「天の神」がいらっしゃると考えたことを明らかにした。また、事例④、⑤、⑥では、「天ぬ恵み」、「天からど うらとぼんとや 夫婦なりで いちけたぼる」（天からあなたと私とは 夫婦になれと言いつけなさる）等、「天」を含む語や詞章の考察を通して、「天」は人智を超えて、万物の運命等を決定することのできる、超越的な存在として観念されていることを明らかにした。これらの事例にみる「天」は、抽象的な観念として考えられ、人々の信仰世界に繋がる重要な観念である。このような例は全部で32例がみられる。

事例⑦では、「天添」、「天加那志」、「天主」「首里天」等の「天」を含む語の考察を通して、八重山歌謡の中で「天」が国王の美称、尊称として用いられていることが確認できた。これは、オモロにも、『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』にも共通するものであることを指摘し、「天」が超越者の性格を持っているからこそ、最高権力者である国王を表現する語として定着したのではないかと述べた。

これらの考察を総合してみると、八重山歌謡にみる「天」は①自然の天体を意味する、②抽象的な天上世界や超越的な存在を意味する、③国王の美称として用いる、という三つの種類に大きく分類することができる。

また、『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』にみる「天」を含む語や文章の中で、ニガイフチィにみる事例が一番多い。そのうち竹富島の例が多くみられる。ニガイフチィは神への願い言であり、このようなことから、「天」は人々の信仰世界に繋がる重要な観念の一つであることが窺える。逆に、ユンタ等の生産労働歌にみる「天」の事例は、用例が少ない点も特徴といえる。そして、八重山歌謡では、「天」の対語表現は「上」となっている例がたびたび見られることから、八重山の人々の観念の中で、「天」は「上」と考えたことが窺える。「天」が入る以前、「上」が使われていたが、「天」が入った後もなお「上」が使われていた。これがその土着性を示している。「上」は「天」と同様な機能を以て使われていることが重要であろう。

## 第4節 『南島歌謡大成V 奄美篇』にみる「天」

奄美諸島は沖縄本島と離れ、大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島などからなる。奄美には「民謡や伝説の花が咲き乱れ、風俗、習慣、言語、祭祀等が古代に近い姿で行われて、島民生活を特色づけている。『島』であるがために外部の影響を受けること少なく、従って古俗が比較的純粋な形で保たれているばかりでなく、地理的關係から特殊な南北文化交錯圏を形成しているわけである。」<sup>1</sup>という。

本稿は、南島歌謡にみる「天」の観念をより明確にするため、沖縄本島、八重山諸島、そして宮古島との比較対象として、『南島歌謡大成V 奄美篇』にみる「天」の観念を考察する。なお、本稿は歌謡研究ではなく、『南島歌謡大成V 奄美篇』における「天」を含む語の抽出・分析によって、奄美の「天」の観念を明らかにすることを目的としていることを断っておきたい。

### 1 『南島歌謡大成V 奄美篇』にみる「天」を含む語の概観

まず、『南島歌謡大成V 奄美篇』から「天」を含む語や詞章を確認してみる。「天」を含む語や文章はのべ192例を抽出できる(資料11参照)。以下、それらの語をすべて示しておく。(便宜上語例の多い順に示す)

- 「てんぬ」(天の)
- 「うていん」(天)
- 「ていんと」(天/天道)
- 「天ぬ」(天の)
- 「てんとう」(天道)
- 「ていんから」(天から)
- 「天」(天)
- 「てんち」(天地)
- 「てんじく」(天竺)
- 「うてん」(天)
- 「てんざし」(天ざし)
- 「ていんぬみや」(天の庭)
- 「てんじん」(天神)
- 「ていんに」(天に)
- 「ていん」(天)
- 「ていんじ」(天で)
- 「ていんちく」(天ちく)
- 「てんぢばな」(天時花) (「てんじばな」(天時花) 1例)
- 「ていんとう」(天道)

<sup>1</sup> 文英吉『奄美大島物語』増補版 南方新社 2008年 p.20

「てんぐ」(天狗)  
 「てんたろ」(天太郎)  
 「天と地」(天と地)  
 「天とう地」(天と地)  
 「てんど」(天道)  
 「ていんじょ」(天井)  
 「てんじょう」(天井)  
 「てんじょ」(天井)  
 「ていんぬさし」(天の指し)  
 「ていんたろ」(天太郎)  
 「ての」(天の)  
 「てんの」(天の)  
 「て一んぬ」(天の)  
 「ていんぬぬる」(天のノロ)  
 「ていんとうじ」(天と地)  
 「てんとうち」(天と地)  
 「てんとち」(天と地)  
 「てい」(天)  
 「天道」(天道)  
 「天ぬ下」(お天道様の下)  
 「てんじょ」(天上)  
 「て一んぬ一」(天の)

以上の語形をみれば、奄美では「天」のことを表すのに「てん」、「ていん」、「うてん」、「うていん」、「て一ん」、「てい」等の形が用いられていることがわかる。また、宮古篇に共通して、「天道」という語もよくみられる。例えば、「ていんと」、「てんとう」、「ていんとう」、「てんど」等が挙げられる。では、これらの「天道」は宮古の歌謡に謡われている「天道」と同じものであろうか。これらの「天」を含む語は奄美の歌謡にどのように登場しているのか。沖縄篇、宮古、八重山に比べ、どのような特徴を持っているのか。

以下、その具体例の考察を試みたい。

## 2 『南島歌謡大成V 奄美篇』にみる「天」の実態及び特徴

### 2-1 自然の天空を意味する「天」

#### 例① 雲ぬナガレ (大島大和村恩勝)

〈前略〉

5 きゅうぬほこらしやや

今日のほこらしさは

ものにたとえれば	物にとえて言うならば
ていぬしらくもば	天の白雲を
とうたるごとに	取った思いだ
6 ていぬしらくもぬ	天の白雲が
わてにとうられいゆむい	わが手に取られようか
きゆぬほこらしやどう	今日のほこらしさこそは
わてにとうらる	わが手に取ることができる <sup>2</sup>

上にみる例はナガレ歌である。この中に「ていぬしらくも」という「天」を含む語がみられる。詞章の内容を確認してみると、今日の誇らしさは物に譬えると、まるで「天」の白雲を手を取ったというような気持である。「天」の白雲を手を取ることはできないが、今日の誇らしさこそ、我が手に取ることができたのだ、というような内容である。

「天」の白雲を手を取ることは現実には不可能であるが、不可能なことが可能になった気持ちは、「天」の白雲を手を取るという不可能なことが可能になったようだというのである。つまり、このナガレ歌はそのような気持ちを謡ったものであろう。「天」の白雲は、空に浮かぶ雲のことをさしている。ここにみる「天」は自然の天空を意味していることが明らかであろう。

#### 例② 八月踊り歌共通歌詞 天然物の歌（イ）星

1 てんぬぶれぶしゃ	天の群れ星は
ゆめばゆみなりゆり	数えれば数えられる
わがおもることや	吾が思いごとは
ゆみやならぬ	数えられない
2 てんぬふしだもそ	天の星でさえ
つゆうれてすみゆり	露に降りて染みおる
こんちきやさをとうて	この近くに居って
すまじうきゆめ	染まらずに置くか
3 てんにとゆまれや	天に名高いのは
ななちぶしすぶし	七つ星と北極星
ぢぎにとよまれや	地上に名高いのは
とのちそしら	殿地の旦那様 <sup>3</sup>

<後略>

上記は八月踊り歌の歌詞である。第1節では天の群れ星はたくさんあるが、数えようと

<sup>2</sup> 田畑英勝 亀井勝信 外間守善編 『南島歌謡大成V 奄美篇』 角川書店 1979年 p.221

<sup>3</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』 p.391

すれば数えられるのだが、私のあなたへの思いは数えようとしても数えられないものだ、ということ謡っている。「ぶれぶし」とは「群星となるが、これはブレブシと称する一星座のことである。」<sup>4</sup>という。「てんぬぶれぶしゃ」（天の群れ星）の「てん」はすなわち自然の天空を指していることがわかる。これに類似している、与論島の遊び歌には「天ぬ群星や ゆみばゆまりゆしが 親ぬ御恩や ゆみんならん」（天の星は 数えれば数えられますけれども 親の御恩は 数えきれないものです）が見られる。<sup>5</sup>

第2節は、天上の星さえ露に降りて染みこんでいるが、こんなに近くにいる私達が染まらずにいられるかという、恋心を謡っているものである。「天」の星が露に映っていることを、露に降りる、と美しく表現している。ここの「てんぬふし」の「てん」も自然・天体の天空を意味していることがよくわかるだろう。

第3節では、天上に名高い星とは七つ星と北極星であり、地上に名高いのは殿地の旦那様であると謡っている。ここの「てんにとゆまれや」（天に名高いのは）にみる「てん」は明らかに自然の天空をさしているだろう。

以上、例①、②にみる「天の白雲」、「天の群星」等は自然・天体の天空を意味していることがわかる。このように天空を意味する「天」の用例は、他に新ナガレ歌の「雨ぬナガレ（大島大和村恩勝）」にみる「なまふりゆるあむいや ていんからや あらん」（今降る雨は 天からふる雨ではない）、「あむいや ていんから よこにはふらん」（雨は天から横には降らない）、「思ひ出の歌」にみる「おしかくそすれば 天と地や鏡」（おしかくそうとすると 天と地は鏡（である））、「掛け歌」にみる「天と地とさへ 霜降りて染みゆり」（天と地とでさえも 霜が降って染みますのに）等が挙げられる。このような例を纏めれば以下のようなになる。

#### 〈自然の天空を意味する「天」〉

「ていんぬしらくも」（天の白雲）	8例
「天と地」（天と地）	7例
「てんぬふし」（天の星）（うち「ていんぬふし」1例）	3例
「てんぬぶれぶしゃ」（天の群星）	2例
「天ぬ群星」（天の群星）	2例
「てんにとゆまれ」（天に名高い）	1例
「ていんからや あらん」（天からふる雨ではない）	1例
「あむいや ていんから」（雨は天から）	1例
「天ぬ群れ星」（天の群星）	1例
「天ぬ星」（天の星）	1例
「天ぬ白雲」（天の白雲）	1例
「ていんとうじ」（天と地）	1例

<sup>4</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』p391

<sup>5</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』p593

「てんとうち」(天と地)	1例
「てんとち」(天と地)	1例
「天と地」(天と地)	2例
「天とう地」(天と地)	2例

## 2-2 抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する「天」

### 例③ 思いぬ松金(1)

1 おもいぬまずがねや	思いのまずがね〈人名〉は
2 あがんがれい きよらさる	あんなにまで美しい
3 をうなぐうまれ	女生まれ
4 かみがうまれ	神の生まれ
5 ういぬくさも しらじ	上のくせもなく〈おしゃべりもせず〉
6 さぬくさも しらじ	下のくせもなく〈行いもよいのに〉
7 てるていだが	照る太陽の
8 いちぬてい さされいてい	一の手を指されて
9 ななぬてい さされいてい	七の手を指されて
10 おもいぬまずがねや	思いのまずがねは
11 あしだるさ とうてい	足だるくなって〈懐妊して〉
12 つまだるさ とうてい	爪だるくなったので
13 なさるうや	生んだ親
14 すだてうやが	育ての親が
15 とうきとうりば たのでい	時とりを頼んで
16 むぬしりば たのでい	物知りを頼んで
17 とうき ごまく	時も些細に(みせたら)
18 ふでい ごまく	太占も些細に(みせたら)
19 おもいぬまずがねや	思いのまずがねは
20 ちぬわざや あらん	血の病気ではない
21 ぎいしぬくわ あれいば	(腹の子は)人間の子ではない
22 ぎしぬくわ あれいば	人間の子であったなら
23 このつき	九か月か
24 とうつきとう まれるり	十か月で生まれる
25 かねぬまたらふいや	かねのまたらべは
26 かみぬくわあてい	神の子供であって
27 ずうにかげつし うまれてい	十二か月で生まれて
(中略)	

70 あざ くらぶいしろ	父親競べをしよう
71 あざや をうらんな	父親はいないのか（と友達にいわれたので）
72 ひのかみ たんでい	火の神をたのんで
73 じろま たんでい	地炉の神をたのんで
74 うていと のぼせてい	天に上せて
75 うていとぬ あまたなんじ	天の神が遠い所に
76 うとうしくわや をうらんな	落し子はいないか
77 なさるくわや をうらんな	生んだ子はいないか（たずねさせた）
78 かみぬまたらぶいや	神のまたらべは
79 いじきまれてい	勝れた生まれで（あったので天の神が）
80 ひぬかみち さぎいうるそ	火の神にさげおろそう
81 あさうち さぎいうるそ	あさうちに下げおろそう
82 なみだぶん うさぎいてい	銀の足高の盆に捧げて
83 みずがばな うさぎいてい	三桮（一升五合）の花米を供えて
84 もずがばな うさぎいてい	三升の米の初をあげて
85 やまとやしろから くだたる	大和のやしろからくだった
86 まかばしきよ	真（美称）かばしき
87 しじきよらさ	上等の線香を
88 いちとうぶし	五とぼし（とぼして）
89 しじきよらさ	上等の線香を
90 ななとうぶし	七とぼし（とぼして）
91 しじきよらさ	上等の線香（の煙）は
92 ていだやぐれい	天まで
93 とうでいきゅんど	とどくよ
94 あまやぐうれい	天まで
95 とうどうきゅんど	とどくよ <sup>6</sup>

上記は奄美に伝承されている思松金の話である。「思いぬ松金」は長編なため、一部のみを挙げた。引用した部分の内容を確認してみよう。「おもいぬまずがね」（思松金）というとても美しい女性がいた。彼女は照るテダ（太陽）に愛され、太陽に感精し懐妊した。やがて十二ヶ月を経て男の子が生まれる。人間の子は十ヶ月で生まれるが、神の子なら十二ヶ月でうまれるというのがあって、男の子は神の子である。その後父親競べで、男子が父はいないものと言われ、火の神に頼んで、父を探しに「うていと」（天）に上る。そこで、「うていと」（天）の神に遠いところに落し子がいなくて聞かぬかと聞く。以上は引用した部分の主な内容である。

<sup>6</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』 pp. 61～63

その後、男の子は「うていと」（天）に上って、そこでいろいろな試練を受けるが、ようやく神の子であることが認められ、人間界に戻る。

思松金をめぐる話は奄美の島々に伝承され、地域によって内容は若干異なっている。例えば、喜界島では、話の最後は、男の子は地上界に戻って「草子（占者）、母親はユタ（巫女）の始めになる」<sup>7</sup>という。奄美大島では、最後に男の子は「司祭者の始めとなる」<sup>8</sup>のである。

思松金は太陽の光に感精したために懐妊したが、このような話は日光感精説話とも呼ばれている。日光感精説話は東アジアにも広く分布して<sup>9</sup>、例えば、中国では、日輪が懐等に入る夢をみたことによって、帝王や有能な人間が生まれる話はよく聞く。沖縄では、奄美諸島に濃厚に分布しており、沖縄本島にもみることができる。とくに、「南島においては奄美諸島でトキ、ユタなどの始祖説話もしくは巫歌として、はたまた宮古諸島では御嶽起源説話、英雄出生譚などとして伝承されている」<sup>10</sup>のである。例③はそのような例である。

琉球列島における日光感精説話についての研究は、山下欣一氏の「奄美の日光感精説話群」<sup>11</sup>、『南島説話生成の研究—ユタ・英雄・祭儀—』<sup>12</sup>、福田晃氏の「日光感精説話の重層性」<sup>13</sup>等が代表として挙げられる。第2章でみてきたとおり、歴代国王の出自記述にみる「天」の観念の考察において、英祖王の誕生をめぐる話は日光感精説話に基づいて作られたことを明らかにした。歴史記述にみる英祖王の話は、王権の正統性を語るために日光感精説話を利用したといえる。例③をはじめ、奄美や喜界島等に伝わる思松金の話では、殆どユタの起源を語ったものである。国王の出自を語るために、日光感精説話をもとにしたのは、英祖王の話だけである。つまり、英祖王をめぐる日光感精説話は王権に関連づけられていることが特徴的である。

日光感精説話について細かく論じることは本稿の目的ではない。本稿は、奄美歌謡にみる「天」を含む語等を考察し、それを通してどのような「天」の観念が存在しているかを明らかにすることを目的としている。

例③の思松金の話の中では、「うていんと のぼせてい」（天に上せて）、「うていんとぬあまたなんじ うとうしくわや をうらんな」（天の神が遠い所に 落し子はいないか）等の「天」を含む語がみられる。まず、「天」のことを「うていんと」と表現していることがわかる。そして、「うていんと のぼせてい」というのは、「天」に上るという意味であり、普通「天」に上る行為はできないから、「うていんと のぼせてい」という表現から、この「天」は自然・天体の天空、大空という意味ではないことが推論できる。つまり、ここにみる「天」は観念世界にある抽象的な空間、「天上世界」を指していることがいえるだろ

<sup>7</sup> 福田晃『南島説話の研究』 法政大学出版局 1992年 p172

<sup>8</sup> 福田晃『南島説話の研究』 法政大学出版局 1992年 p172

<sup>9</sup> 大林太良『東アジアの王権神話』 弘文堂 1984年

<sup>10</sup> 山下欣一『南島説話生成の研究—ユタ・英雄・祭儀—』 第一書房 1998年 p20

<sup>11</sup> 山下欣一『奄美説話の研究』 法政大学出版局 1979年

<sup>12</sup> 山下欣一『南島説話生成の研究—ユタ・英雄・祭儀—』 第一書房 1998年

<sup>13</sup> 福田晃『南島説話の研究』 法政大学出版局 1992年

う。

さらに、男の子は「天上世界」に上り、そこで「うていんとぬ あまたなんじ うとうしくわや をうらんな」と聞いて、すなわち「うていんと」の遠い所に落し子がいないかと聞く。これらの詞章から、「うていんと」という天上にある空間が観念されていることがわかる。奄美歌謡には「うていんと」に太陽がいらっしやって、「天」の神がいらっしやるという考えが存在することが窺える。

思松金の話は『南島歌謡大成 奄美篇』においては、外に大島大和村恩勝の「芭蕉ナガレ」、古ナガレ歌の「うもいまつがね」等にもみられる。「うもいまつがね」では、次のような詞章が見られる。

### うもいまつがね

〈前略〉

67 あじやくらべ とらしようー	父競べをしよう
68 やうち あじやうらんなー	家に父は居ないか
69 ひぬかみたぬでいよ	日の神頼んで
70 じるまたぬでいよ	火の神頼んで
71 てんぬ のぼしようていよ	天に昇って
72 うてんとぬ あまたん	お日様の向こうに
73 むどしぐわやあらんなー	むどし子ではないのか
74 うもいぬまつがねやよー	思いの松金は
75 きんぬまたらべやーよ	金の童子は
76 いじてい うまれじゅや	尊い生れなので
77 ひぬかみぬよー さげうるし しや しやりいてい	日の神が下げ降ろしさして <sup>14</sup>

〈後略〉

詞句「てんぬ のぼしようていよ」（天に昇って）をみれば、この例では、「天」のことを「てん」と表現していることがわかる。その次の「うてんとぬ あまたん」（お日様の向こうに）があるように、ここの「うてんと」は「お日様」、すなわち太陽を指している。「ていんと」は天道とも考えられ、「うていんと」は「御天道」、つまり御天道様、一切を主宰する神、超越的な存在として観念されていると言ってもいいだろう。

日本語では「お天道様」は①太陽を敬い親しんでいう語。②天地をつかさどり、すべてを見通す超自然の存在。というような意味がある。（小学館『デジタル大辞泉』より）思松金は太陽の精を受けて懐妊したことから、この「うていんと」は太陽という意味とも重なっているように読み取れる。重要なのは、この事例にみる「天」は、自然の天空を意味するのではなく、抽象的な「天上世界」を意味することが明らかになっている。

奄美大島の思松金をめぐる伝承は、「ユタが神を降ろす折のオタカベとして吟誦されるも

<sup>14</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』 p203

のであり、やはり司祭者の始祖の由来を主張する叙述とみられる。」<sup>15</sup>ことを福田晃氏は述べている。例えば、「新神さかし(4)(大島)」の中に、男の子のことを「てんぬさしだち」(天ざしの子)、「ていんぬさしだし」(天つ神の子)と表現している。少なくとも、奄美の巫祖譚は「天」にかかわる要素を帯びている。ユタ信仰がとても盛んである奄美にとっては、その起源が「天」の観念と結びつけられている点はとても重要である。

#### 例④ 島建ていしんご(沖永良部島知名町屋子母)

1 あがるでい	東方の嶽
2 すぐるでい	スグル嶽(カ)
3 ばしゃぐぬたき	芭蕉群れの滝
4 しなぐぬていに うまりたぬ	シナグの滝に生まれたる
5 いしぬを一とう	石の王と
6 はにぬきみとうが	金の君とが
7 なちやぬくわどう やしが	産みし子であるが
8 なちやぬうやは いしになてい	産みし親は石なり
9 ちむとうぬうやは はにになてい	乳元の親は金になり
10 お一なむくりらだな	御名も呉れられず
11 みきゆなむちきらだな	ミキュ名もつけられずに
12 お一なぬふしゃでいちどう	オ一名が欲しいと書いて
13 みきゆなぬふしゃでいちどう	ミキュ名が欲しいと書いて
14 ていんぬみやにぶてい	天の庭昇りて
15 ているていだふがみやぶる	照る太陽を拝みはべる(拝みます)
16 うやなだふがみやぶる	親ナダを拝みはべる
<中略>	
33 ていんぬみやにぶてい	天に庭昇りて
34 ているていだふがでい	照る太陽拝んで
35 うやなだふがみやぶる	親ナダ拝みはべる
36 うまりくち	生れ口
37 うやにぐる きちみりば	親ニグル聞いてみれば
38 うじなうまりは しゅらぬむん	氏なき(素姓なき)生れはしていないもの
39 じゃむなうまりは しゅらぬむん	ジャムな生れはしていないものを
40 お一なくりら	オ一名呉れよう
41 みきゆならきら	ミキュ名つけよう
42 しまくぶだ	シマクブダ
43 くみくぶだ くりら	クミクブダ 呉れよう

<sup>15</sup> 福田晃『南島説話の研究』 法政大学出版局 1992年 p173

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 44 おーなくりら          | オ一名呉れよう                 |
| 45 みきゆならきら         | ミキュ名つけよう                |
| 46 おーなむろてい         | オ一名貰い                   |
| 47 みきゆなむろたしが       | ミキュ名貰ったが                |
| 48 しまうちゆき くりんしょーり  | 島ウチュキ呉りん候らえ             |
| 49 くみうちゆき くりんしょーり  | 国ウチュキ くれて下さい            |
| 50 ていぬみやには         | 天の庭には                   |
| 51 しまうちゆきは なさらんど   | 島ウチュキはなせないよ             |
| 52 くみうちゆきは なさらんど   | 国ウチュキはなせませんよ            |
| 53 ニルヤじまうりてい       | ニルヤ島降りて                 |
| 54 ハナヤじまうりてい       | ハナヤ島降りて                 |
| 55 しまうちゆきとうり       | 島ウチュキを取れ                |
| 56 くみうちゆきとうり       | 国ウチュキを取れ                |
| 57 ニルヤじまうりてい       | ニルヤ島降りて                 |
| 58 ハナヤじまうりてい       | ハナヤ島降りて                 |
| (中略)               |                         |
| 230 くみがき たていたしが    | 国垣 建てたが                 |
| 231 むなじま うからじ      | 無島〈無人島〉置けず              |
| 232 はらじま うからむ      | 空島 置けず                  |
| 233 ていぬみやー にぶてい    | 天の庭 昇りて                 |
| 234 ていだがなし         | 照る太陽がなし                 |
| 235 うやなだがなし        | 親ナダがなし                  |
| 236 ちゅーだに くりんしょうーり | 人種呉れ候らえ                 |
| 237 しじゃだに くりんしょうーり | シジャ種くれて下さい              |
| 238 ちゅーだには なきやらむんど | 人種はなきものぞ                |
| 239 しじゃだには なきやらむんど | シジャ種はないものです             |
| 240 をないとう          | 姉妹と                     |
| 241 めーとうし          | 兄弟とで                    |
| 242 ちゅーだには ひゅーがらし  | 人種は広めよ                  |
| 243 しじゃだには ひゅーがらし  | シジャ種は広がらせ <sup>16</sup> |
| (後略)               |                         |

上記は沖永良部島に伝承されている島建の神話について唱えるものである。山下欣一氏は「この呪詞の内容は①自己の出自②国土の創造③人類の起源④農耕の起源を唱える順序で、創世のエネルギーが唱いあげられています。ほぼ全体で 376 行ほどを対語、対句を重

<sup>16</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』 pp. 155~159

ねつつ、叙事を展開する壮大な創世神話なのです。」<sup>17</sup>と述べている。

上はその一部分だけを挙げている。内容を簡単に確認しておく。まず、主人公は自分の出自についてのべている。それは、自分が「あがるでい」（東方の嶽）、「すぐるでい」（スグル嶽（カ））、「ばしゃぐぬたき」（芭蕉群れの滝）、「しなぐぬでい」（シナグの滝）で生まれて、石の王と金の君の子ではあるが、聖名を未だもらっていないという。そのため、「ていんぬみや」（天の庭）に昇って、「ていりていだ」（照る太陽）を拝み、「うやなだ」（親ナダ）を拝みにきていると話す。そして「シマクブタ」、「クミクブダ」という聖名をもらった。このあと、国土を乞うことにした。まず「天の庭」に昇って、太陽へ乞い願う。すると、天の庭にはないので、「ニルヤ島」と「ハナヤ島」に行き、そこの「ふーぬし」（大主）からもらって下さいと指示された。「ふーぬし」（大主）は「ふーしゅ」（大潮）と「やはしゅ」（八潮）を頼んで、「あかちち」（赤土）を下に、「くるちち」（黒土）を上を持って、「うきしま」（浮島）を造らせた。そして、「しまくぎ」（島釘）と「くみくぎ」（国釘）をもらい、木を植え、泉川を造り、ついに村を造った。この後さらに主人公は、「天の庭」に昇って、人種を求めたのである。以上のように、例④に挙げているのは沖永良部島の国土の創成、人類の発祥などについて記している部分である。

この中で、「ていんぬみや」（天の庭）という「天」を含む語に注目したい。本章、第1節、第2節の考察で明らかになったように、久米島、八重山地域では、雨乞いするときにも「天の庭」が登場する。久米島では、「天の庭」に雨を掌る「かうじやしゅ」が存在し、天上世界の井口を制御していると信じられていた。八重山地域の小浜島では「てんみいな」（天の庭）に雨や水があると考えられ、石垣島では、「天ぬみや」（天の庭）に「五くむりぬ」（五小堀）・「七くむりぬ」（七堀）があつて、その中に水があると信じられている。

例④では、国土を創成する場合も、人種を求める場合も、「ていんぬみや」（天の庭）に昇る行為が繰り返されている。「ていんぬみや」（天の庭）に昇って、そこにいらっしゃる「ていだ」（太陽）、あるいは「ていだがなし」（太陽がなし）を拝み、祈願しているのである。これらの事例に共通して、「天の庭」は神のいらっしゃる世界、つまり抽象的な聖なる空間として存在していることが判断できるだろう。そして、「天の庭」に昇って、「ていだ」に国土や人種を乞うのであつて、ここでは「ていだ」が万物を創造する「天」の神として、「天上世界」にいらっしゃると考えたことが窺える。

また、国土を求めるために主人公は「ていんぬみや」（天の庭）に昇ったが、そこで「しまうちゅきは なさらんど」（島ウチュキはなせないよ）、「くみうちゅきは なさらんど」（国ウチュキはなせませんよ）といわれ、「ニルヤじま」（ニルヤ島）、「ハナヤじま」（ハナヤ島）に求めるように言われた。「ニルヤ・カナヤ」は沖縄の代表的な他界観であり、「ニルヤ・カナヤ」と並んで登場する「ていんぬみや」（天の庭）は他界の一つ、つまり「天上世界」を表していることが明らかである。

<sup>17</sup> 山下欣一「奄美・沖縄の「民間神話」の存在形成の探求」宮古伝承文化センター—第三回講演とシンポジウム「狩俣の伝承世界」報告書 宮古伝承文化センター 2008年 p30

山下欣一氏は「天の庭には、太陽がいてウヤナダ加那志、照るテダ加那志、ティダクム加那志とか呼ばれて」と述べて、「これらの神話の表現から考えて、天の庭の対極として地底または海底のニルヤ島、ハナヤ島の二元的世界の存在が基本的に設定されて」<sup>18</sup>いと指摘している。

この指摘は、太陽の主体性、または太陽信仰の観念を中心に述べていた。しかし、氏の研究では「天の庭」と「地底」・「海底」という二元的世界観の存在が指摘されていたが、「天」に関わる観念について特に触れていない。本稿ではその先行研究の成果を踏まえ、別な角度から新たな視点で問題点を提起したい。それは、「天」という要素の重要性についてである。例③と例④には、「ていだ」という太陽を意味する語が登場し、太陽を神聖視する観念が窺える。そのなかで、注目しなければならないのは、ここの「ていだ」も単に天体の太陽を指すのではなく、神格化した存在として観念されていることである。さらに、神としての「ていだ」（太陽）の在所は「天上世界」にあることが重要であろう。

少し整理してみよう。例④の島建神話の中で、国土や人種、農作物等を「ていだ」（太陽）に乞うが、その「ていだ」の在所として観念されている「天上世界」の存在にこそ留意しなければならない。いままでの研究では、神格化した「ていだ」についてはよく論じられてきたが、「ていだ」と「天」との関連性、あえて言えば「天」の観念の重要性については殆ど言及されてこなかった。また、ニルヤ島、ハナヤ島と対置して、「天の庭」という空間が想念されている点、すなわち「上」と「下」、「天」と「地」という対照的な世界観の存在が窺える。

このように、例③、例④にみる「天」は、自然の天空を意味するのではなく、想念世界に繋がる抽象的な「天上世界」を意味していることが明らかである。そして、神格化した「ていだ」だけではなく、他の神々もいらっしゃる聖なる空間として、「ていんぬみや」（天の庭）、すなわち「天上世界」が奄美の人々の世界観の中にあることは極めて重要なことであろう。

以上の例でみてきたように、国土や人種等を求めるために「天」に昇る。それらのものの起源は「天」と結びつけられている。これに類似して、物事のみなもとを「天」に求める事例が他にもみられる。例えば、稲の種は「天」から下されたと謡う例等が挙げられる。

#### 例⑤ 米ぬナガレ(1)

- |   |             |              |
|---|-------------|--------------|
| 1 | ねいらや とおすんじま | ねいらや とおすんじま  |
| 2 | かなや とおすんじま  | かなや とおすんじま   |
| 3 | ねいらや しゅうむり  | ねいらやのしゅうむりから |
| 4 | かなや しゅうむり   | かなやのしゅうむりから  |
| 5 | つるんとうり      | 鶴の鳥          |
| 6 | たかんとおり      | 鷹の鳥が         |

<sup>18</sup> 山下欣一『奄美説話の研究』 法政大学出版局 1979年 p295

7 ねいぐふ	稲の穂
8 ねいぐらんだねや	稲の種は
9 わきばねに くむいんしょおし	脇羽に押し込めなさって
10 すでいばねに くむいんしょおし	袖羽に押し込めなさって
11 ひるじま のぼせんしょおし	広島にのぼせなさって
12 ふうじま のぼせんしょおし	(この)大島にのぼせなさって
13 むかし ひゃんじゃ うやのろが	昔 平安座の親のろが
14 おてん あまてえば	大空に聳ゆる天の嶽に
15 のぼりんしょおし	お登りになって
16 ねいぐふ	稲の穂
17 ねいぐらんだねや	稲の種は
18 わきばねなんじ くむいんしょおし	脇羽に押し込めなさって
19 すでいばねなん くむいんしょおし	袖羽に押し込めなさって
20 ひるじま ひるぎいんしょおし	広い島〈全島〉におひろめになって

19

(後略)

このナガレ歌は、稲の種の由来について謡うものである。冒頭には「ねいらや」、「かなや」がみられ、前半の部分では鶴・鷹が「ニライ・カナイ」から、稲の穂・稲の種を脇羽に押し込めて持ってきたと謡っている。そして、後半では平安座の親ノロが「おてん」（大空）に聳える「あまてえ」（天の嶽）に登って、稲の穂・稲の種を袖に隠して持って取ってきたことについて謡っている。この中で、「おてん」（天）、「あまてえ」（天の嶽）等「天」や「あま」などの語を用いる表現が見られる。「おてん あまてえば」というのは、天空に聳える「天」の御嶽という意である。「あまてえ」は「天の嶽」であり、これは人の想念世界に存在するものであると考えられる。「おてん」は「お」＋「てん」で、「天」に「お」をつけることで、自然の天空を抽象化するのである。つまり、異世界としての「天上世界」を意味している。

「ニライ・カナイ」は水平方向の他界を象徴し、「おてん」の「あまてえ」（天の嶽）は垂直方向の他界を象徴している。一見矛盾しているようにみえるかもしれないが、両者いずれも他界を表現していることから、ここで強調されているのは、稲の種は神聖なる異世界に由来している、ということだろう。つまり、稲の種は聖なる空間、神の世界からもたされたことが重要視されているのである。以上の考察を通して、奄美歌謡では水平方向も、垂直方向も、四方全体の他界観を有していることが窺える。

例⑤でみてきたように、稲の種は鷹や鶴等の飛鳥類が隠し持って人間界に与えられた由来譚がしばしばみられる。例えば、「稲の伝来のオモリ」では、次のように謡っている。

<sup>19</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』 p192

### 稲の伝来のオモリ

1	ねりやはまさきなん	ネリヤ浜崎に
2	金ぬはまさきなん	金の浜崎に
3	はじまたん	始まった
4	ねごほんだね	稲穂種
5	ねごらんたぬ	稲穂種
6	きじてんいゆんとり	雉子という鳥
7	かきじるちゆんとり	かきじるという鳥
8	おーじどりぬとて	おーじ取りで取って
9	ぬしみどりぬとて	盗み取りで取って
10	そばでんこみて	脇腹にこめて
11	おーしまのぼて	大島のぼって
12	ひるしまのぼて	広島のぼって <sup>20</sup>

このオモリでは、雉子という鳥が稲の種を盗んで来て、大島にもたらしたという内容を謡っている。そして、冒頭に謡われるように、稲の種は「ねりやはまさきなん 金ぬはまさきなん」に始まったという。これは「ネリヤ・カナヤ」、すなわち他界を代表する「ニライ・カナイ」である。このオモリでは、稲の種は「ニライ・カナイ」に由来していると考えているのである。古ナガレ歌の「ばしゃながね」にも稲の種の起源について謡っている。

### ばしゃながね

〈前略〉

11	たかぬとりがよー	鷹の鳥がよー
12	うてんとぬ あまたのぼていよ	天の向こうに昇って
13	ねごほ ねごらんだねいば	ねご穂 ねごらん種を
14	むすじ ういうとしゆー	六粒追い落す <sup>21</sup>

〈後略〉

このナガレ歌においても、稲の種は鷹の鳥によって追い落とされたと言っている。注目してほしいのは、鷹の鳥は「うてんとぬ あまた」に昇って、稲の種を追い落としたということである。「天」のことが「うてんと」と表現しており、「天」の向こうに稲の種があると謡っている。この「天」の向こうはすなわち抽象的な「天上世界」とであると理解できる。

類似している「米ぬナガレ（4）」では、次のように謡っている。

<sup>20</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』 p129

<sup>21</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』 p206

## 米ぬナガレ(4)

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| 1 ひゃんざ うやのろが     | 平安座親のろが                  |
| 2 うていんと あまた のぼてい | 天の天田に上って                 |
| 3 かねぬまたらぶい たのでい  | かねのまたらべ〈神名〉を頼んで          |
| 4 かねぬまたらぶいが      | かねのまたらべが                 |
| 5 たかぬとうりば たのでい   | たかの鳥を頼んで                 |
| 6 たかぬとうりが        | たかの鳥が                    |
| 7 ねいごほ ねごらんだねば   | 稲の穂 稲の種をば                |
| 8 みしじ くいうとうし     | 三本食い落し                   |
| 9 みたばりぬ た このでい   | 三たばりの田を作って               |
| 10 もしじ くいうとうし    | 六本食い落し                   |
| 11 もたばりぬ た このでい  | 六たばりの田を作って <sup>22</sup> |

〈後略〉

この「米ぬナガレ」では、平安座親ノロが「うていんと あまた」（天の天田）に昇って、「かねぬまたらぶい」という神に頼んで、そして「かねぬまたらぶい」が「たかぬとうり」（たかの鳥）に頼んで、それによって稲の穂を食い落として、たんぼを作った、ということについて謡っている。この中で、天のことを「うていんと」と表現している。そして、「あまた」とは「天田」であり、すなわち「天上世界」の田圃、という意味である。

人間界の田圃と対応して「天上世界」にある田圃は「天田」であると考えたことが窺える。そして、人間界の田圃は、「天田」にある稲の穂をたかの鳥が食い落としたことによって作られたと考えたのである。

稲の種は「天」の田に植えていると謡う例は他にもある。「米ぬナガレ(3)」では「あまぢゃなにはじむえたる ねごほだね いふなむん」((この)天田の中に生えた 稲穂種よ貴重なもの)と謡い、「天」の田圃を「あまぢゃ」と表現している。このナガレでも稲の種が「天田」に植えてあり、それはとても貴重なものであると謡っている。

稲の種は「天」から下されたと考えられ、つまり穀物は神さまからの贈り物だと考えられたのである。例えば、古ナガレ歌の「親ノロナガネ（大島名瀬市）」では、「くみや たっかが うしさが あまみきょうが うしさる（米は誰がそうしたのか 天みきょう〈神の名〉が造り給うのだ）と謡っている。「あまみきょう」は「天をうしはく神の意か」<sup>23</sup>と解釈されており、お米が天の神によるものであると考えたのである。「のろぐち」では、「くめや たか うせさる あまみきょうが うせさる」（米は誰がそのように（作るように）教えたのか 天みきょう〈天の神〉がそのように 教え給うたのです）とみえ、お米が天の神より教わって作ったものだとして唱えている。ここの「あまみきょう」は『中山世鑑』の琉球開闢神話にも登場する「アマミキョ」のことである。「アマミキョ」は天上世界にすむ

<sup>22</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』 p194

<sup>23</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』 p188

神であることが重要である。

これらの例から、奄美の人々が天上世界に「天田」が存在し、そこに稲が植えられており、その稲の種が人間界に下されたことで人間界の田圃が初めて作られたと考えたことがわかる。稲の種が「天」から落とされたことは、つまり穀物の起源を「天」に求めているのである。このことが重要であると考えられる。

また、類似した事例として、煙草の種が「天」から下された事例もみられる。

#### 例⑥ 煙草ながね（2）（大島竜郷町秋名）

たばくくさだねや	煙草草種は
ていんさしじむち	天の神様のおさしずによって
うるされたる	ここの上界に下された
たばくくさだね	煙草草種 <sup>24</sup>

上記のナガレ歌の中で、煙草の種は天上界から下されたと言われている。さらに、重要なのは「ていんさしじ」によって下されたと言っている。ここでは「天」のことを「ていん」と表現しており、「ていんさしじ」は「天」の神の指図であると解釈している。この解釈について、筆者は「ていんさしじ」は「天」の指図と解釈したほうがもっと妥当ではないかと考えている。なぜかという、ここの「天」は万物を主宰する、超越的な存在としての「天」を意味しており、「天」そのものは万能の神であるからである。また、「うるされ」という表現から、上から下へ、つまり「天上世界」から人間界へ、という垂直的な神観念もうかがえる。

奄美の歌謡では、とくにナガレ歌の中で、「煙草ながね」のような植物の種等が「天」から降りてくることがしばしば言われている。例えば、以下のような類例が挙げられる。

古ナガレ歌の「草ぬナガネ（大島竜郷町秋名）」では、「ていん さしじ むち うるされたん あざやばな」（天の指図によって 下された美しい花）と謡い、美しい花が「ていん さしじ」（天の指図）によって下されたと考えたのである。「朝日なんがなし（大島）」に「うてん あまたからよ あをば だれだれとう むえたる あおばさや」（天の彼方から（おろされて） 青葉もたれだれと 生えた青芭蕉は）がみられる。ここでは「うてん あまた」（天の彼方）から「あをば」（青葉）がおろされたと言われている。

また、古ナガレ歌の「芭蕉ナガレ（1）（大島竜郷町秋名）」に「ていんから うるされたん きよらばしゃ」（天から降ろされた美しい芭蕉）、「ていんさしじ むち わが ういたる きよらばしゃ」（天の神の指図によって 私が植えた美しい芭蕉）と謡われる。それに非常に類似している古ナガレ歌の「芭蕉ナガレ（5）」にも「ていんとうきゅらどう うるされいたん きゅらばしゃや」（天から降ろされた美しい芭蕉は）、「ていんさしじむち わがういたる きゅらばしゃ」（天のお指図によって 私が植えた美しい芭蕉）と謡われて

<sup>24</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』 p210

いる。その意味は、私が植えた美しい芭蕉は、天の指図に従って植えた芭蕉であり、さらに、その芭蕉はその美しい芭蕉は、天から降ろされた芭蕉であると強調している。物事の源が「天」に求める観念が読み取れる。

このように、抽象的な天上世界を意味する「天」の例がかなり見られる。

例⑦ 朝まぶり (大島)

1	きいぶぬ よかるひんよ	今日のよき日に
2	きいぶぬ きちにちや	今日の吉日に
3	ていんちく	天ちく〈天の〉
4	あまぬかわぬ	天の川の
5	むいずいんはち	水の初を
6	もれあぎいていよ	もらい上げて
7	せいじんぬかみ のだていていよ	水神の神を祈りたてて〈祭って〉
8	のりつきんそれい	のりついて下さい
	〈中略〉	
13	なかばしきよ	真香ばしの (線香)
14	しじきよらや	筋の美しい (線香)
15	うていん あまた	天の彼方に
16	のぼりんそし	おのぼりになって
17	おーな みけな	麗しい神名に
18	あがりんそれい	おなり下さい
19	おがみ のだてりょーん	拝みいのりたてます <sup>25</sup>

上に挙げた例では、今日の吉日に、初の水をもらい、水神にお祈りする、ということについて謡っている、この中には「ていんちく」(天の)、「うていん あまた」(天の彼方)等の「天」を含む語が見られる。「むいずいんはち」は水の初であり、つまり初水という意味である。その水は「あめぬかわ」(天の川)の水であると謡い、「天」の川はすなわち「天上世界」にある川であると考えられる。「うていん あまた」という表現も、「天」の彼方と解釈されているが、「天」の彼方は「天上」の異世界であり、「天上世界」を意味していると理解できる。

他に人々の想念世界にある「天」の例としては次のように、「あられふずんさかし(1)」にみる「ていんちもり あまてい あまやぐれい まわてい」(天の杜をまわって 天屋をまわって)、「新神さかし(4)(大島)」にみる「いちぬていんば あけてい ななぬていんば あけてい」(一の天を開けて 七の天を開けて)、「五か年祭り(大島)」にみる「ていんぬ ぞうば あけてい」(天の門を開けて)等が挙げられる。これに対して、人々の想念

<sup>25</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』p73

の世界にある「天」の例もみられる。わらべ歌の「はあ はいよ（大島瀬戸内町薩川）」では「てんぬみゃー」（天の宮）等がある。

このように、抽象的な観念としての「天」に関わる事例は他にもみられる。ユングトゥの「夕焼の歌」と大島住用村城のわらべ歌「夕焼」が興味深いものである。

### 夕焼の歌

てんぬ やーぬ もえーて	天の家が燃えて
あしやや ひゃりー ひゃりー	明日は ひでり ひでり

上記のユングトゥは、夕焼けで真っ赤になった空をみて、子供たちがこれは天の家、すなわち天人が住んでいる家が火事になったと連想して歌う。子供の世界の中にも「天人」が存在していると考えられ、さらに天人たちの家は「天上世界」にあると考えた点が興味深い。同時に、このような「天」の観念は、かなり一般の人々の生活文化の中にしみ込んでいることが十分に窺えるだろう。類似したものに大島のわらび歌の「よーねや ていんぬやぬ ええてい あちやや ひゃーれい ひゃーれい」（今晚は天の家が 焼けて明日は日和になれ 日和になれ）と歌っている。

また「天人」と言えば、「天女」をめぐる伝説をみななければならない。奄美では「天女」の話は数多く伝承されている。

### 例⑧ 天かあむろ口説（徳之島）

てんか あむろが	天からあむろ
した うりて	〈天女〉が下界におりて
あがれぬ ちねんかわ	東のちねん川で
あめたれば	浴みていたら
みかるぬ しゅぬめに	みかる主前に
めかけらて	見つけられ
とびぎんや まよいぎんや	（天女は）飛衣 舞衣を
かくされて	隠されてしまい
ぬがよい あむろよ	（みかる主前が言うには） どうして あむろよ
くま あめる	此処で浴めるのか
わんやよ ときどき	（それに答えて） 私は時々
くま あめる	此処で浴みます
とびぎんや まよいぎんぬ	（天女は）飛衣 舞衣を
かくされて	隠されてしまい
てんに あがらちゃんて	天に上ろうと思っても
あがい ならんど	上ることができない

てんに とぼちやんで	天に飛ぼうと思っても
とび ならんど	飛ぶことができない <sup>26</sup>
〈後略〉	

上の天女伝説は銘苺子の伝説と殆ど同じである。天女は人間界で水浴びをしたら、その飛衣が隠されて、「天」に戻れなくなった。そして人間界の男と結婚し、子供が生まれたが、最後に飛衣が見つかって「天」に戻った。例の冒頭には「てんか あむろがした うりて」（天からあむろ〈天女〉が下界におりて）と唱え、「天」のことを「てん」と表現している。天女が「天」に戻れないときに「てんに あがらちやんで あがい ならんど」（天に上ろうと思っても 上るととができない）等と唱えている。子守歌としても、この天女伝説は謡われている。

#### あちゃや ていんかちどお（徳之島天城町平土野）

あちゃや	明日は
ていんかちどお	天に帰るのだよ
かなぐえーかなぐえー	坊よ 坊
とうびぎん まいぎん	飛び衣 舞い衣を
しこすきいよお	準備しておきなよ
かなぐえかなぐえ	坊よ 坊

子守歌にまで、天女伝説が語られて、人々に親しまれていることから、天女伝説の影響範囲はとても広いことがわかる。このように、口説の中には「天」の要素がみられる。つまり伝説、民間伝承の中に「天」の観念が見られていることが重要である。「天」にかかわる観念が人々の生活文化の中に浸透している実態が窺えるだろう。

これ以外には、口説「天の人〈天女〉（喜界島）」にも「むかし うちななん あたくと うぬ とうねいぬとうまりに あむりぐわぬ うりてい うも一ち」（昔、沖縄に有った事です トネ〈地名〉の泊に天降り人が降りていらした）とみられる。「あごね口説〈一名、稷口説〉」（徳之島）では、最初に「てんか あむろが うりて きて」（天からあむろ〈天女〉が降りてきて）と説いている。他にも「てんぬ かみさま ごしょだん だから」（天の神様御相談をお掛けいたしましょう）、「てんぬ てじるし たべ みしょれ」（天のてじるし〈証拠の印〉を給わり下さい）、等が見られるように、天女だけではなく、「てんぬかみさま」（天の神）、「てんぬ てじるし」（天のてじるし）等の「天」を含む語が注目に値する。これらの「天」を含む語は「天上世界」にいる天人、すなわち「天」の神、として観念されている。

また、ユタのことを「天ざし」（天指し）のユタという表現がよく見られる。例えば、「ふず祝いさかし（2）（大島）」の「てんぬざし ゆいほぞんが」（天ざしのゆいほぞんが）、「十

<sup>26</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』 p624

年祭り（大島）」の「ていんざしぬ ゆいほぞんが」（天指しの ゆいほぞんが）、「魂つけのタブエ（大島竜郷町秋名）」の「とうんじやし ゆいほぞん」（天指しのゆいほぞん）、「浜ずう願（1）（大島）」の「てんざしぬ ゆいほぞんが」（天ざしの勝れほぞんが）、「浜ずう願（2）（大島）」の「ていんぬざし ゆいほぞんが」（天ざしのゆいほぞんが）等がある。ここの「ざし」（指し）は指図の意であり、「天ざし」とは「天」の指図、すなわち「天」の命令、指令という意味である。ここにみる「天」は一切を主宰する超越的な存在として観念されているといえる。

またこれまで考察してきた事例と異なって、とくに民間では「天」の観念を反映する事例もよくみられる。喜界島のあしび歌「伊実久芭蕉山」に「ていんぬ ばち」（天罰）という例もみられる。

### 例⑨ 伊実久芭蕉山

〈前略〉

いさねいくばしややまに	伊実久〈地名〉の芭蕉山に
あや ていさじ うとうち	綾手拭を落とした〈なくした〉
みちやりば かたり	それを見つけたら教えて
とうめたらば むどうし	それを拾ったら戻して……
とうめてい むどうさん ちゅや	拾って戻さない人は
ていんぬ ばちかぶり	天の罰被れ <sup>27</sup>

〈後略〉

このあしび歌では、物を拾って戻さない人は天の罰を被ると歌っている。「天罰」のことを「ていんぬばち」と表現している。つまり、奄美の人々は不義なことをしたら、「天」から罰が下されると信じていることがわかる。民間では天罰の観念を有していることがいえる。

この例に関連して、与論島のあしび歌の中では「罪被り被り言ちゃんちん 罪ぬ被らりゆみ お天ぬ下行くとウ 見守が致ゆら」（罪をかぶれかぶれと言ったって あらぬ罪をかぶれましょうか お天道様の下にいくと 見守ってくれるでしょう）という歌がある。この中では罪がなければ、「天ぬ下」にいけば、すなわち「天道様」が守ってくれるはずだということを歌っている。つまり、罪がなければ、「天」がかならず庇護してくれるから、と考えたのである。ここの「天ぬ下」は「天道様の下」と解釈しているが、この「天」は「天罰」観念にみる「天」と同様に、万物の運命を決定することのできる、超越的な存在であるといえよう。

また、『えらぶよろん民謡辞典』に収録したあしび歌では「天ぬ緒ぬ」（天命）という表現がみられ、「緒」は命を貫く糸であり、「天ぬ緒」は「天の命」、「天」が定めた命という

<sup>27</sup> 前掲『南島歌謡大成V 奄美篇』 p511

意で、すなわち「天命」を意味している。ここでは人の運命は「天」の命であるという「天命」の観念が反映している。

以上考察してきた事例にみる「天」は、自然の天空を意味するのではなく、神のいらっしゃる世界、抽象的な「天上世界」、あるいは超越的な存在を意味していることが明らかである。これらの「天」を含む語を纏めれば以下のようなになる。

〈抽象的な天上世界、超越的な存在を意味する「天」〉

「ていんと」(天/天道)	11 例
「てんとう」(天道)	8 例
「てんぬ」(天の) <sup>28</sup>	8 例
「てんじく」(天竺) (「天竺」 1 例)	5 例
「ていんから」(天から) <sup>29</sup>	4 例
「うてん」(天)	4 例
「てんざし」(天ざし)	4 例
「ていんぬみや」(天の庭)	4 例
「てんち」(天地)	3 例
「天ぬ」(天の) <sup>30</sup>	3 例
「てんの」(天の) <sup>31</sup>	3 例
「てんじん」(天神)	3 例
「ていんちく」(天ちく)	3 例
「ていんとう」(天道)	2 例
「てんど」(天道)	1 例
「ていんぬさし」(天の指し)	1 例
「ていんに かえろ」(天にお帰りなさい)	1 例
「ていんにとよまれる」(天にもとよまれる有名な)	1 例
「ていんぬぬる」(天のノロ)	1 例
「てい」(天)	1 例
「天道」(天道)	1 例
「てんじょ」(天上)	1 例
「ていんに はしかきてい」(天に橋かけて)	1 例

<sup>28</sup> 「てんぬ ざし」(天の指し神)、「てんぬあざらがなし」(天の鮮けき神様)、「てんぬざし ゆいほぞんが」(天ざしのゆいほぞんが)、「てんぬ さしだち」(天ざしの子)、「てんぬ のぼしようていよ」(天に昇って)、「てんぬ かみさま」(天の神様)、「てんぬ やーぬ」(天の家)、「てんぬみゃーぬ」(天の宮の)

<sup>29</sup> 「ていんから さげうるせ」(天からさげおろし(の神の子だから))「ていんから まくだりぬ うまや」(天からまっすぐ下った馬は)、「ていんから くだる」(天から下ったかねぬまたらべ(かねのまたらべ(太陽の子))、「ていんから うるされたん きよらばしゃ」(天から降ろされた美しい芭蕉)

<sup>30</sup> 「お天ぬ下行くとゥ」(お天道様の下にいくと)、「天ぬ天ん川」(天の川)、「天ぬ下」(お天道様の下)

<sup>31</sup> 「ての」(天の)、「てーんぬ」(天の)、「てーんぬー」(天の)

以上みてきた例以外に、大島の「膳祓れグチ」には「てんたろ」、あるいは「ていんたろう」（天太郎）という「じんぶえさま」、すなわち配膳の神様も登場する。他には「てんぢばな」（天時花）、「てんぐ」（天狗）、「ていんじょ」（天井）等の「天」を含む語も見られる。

### 3 まとめ

以上、『南島歌謡大成V 奄美篇』にみる「天」の観念を考察してきた。事例①、事例②では、「ていんぬしらくも」（天の白雲）、「てんぬぶれぶしゃ」（天の群星）等の「天」を含む語を考察した。これらの語は自然・天体の天空を意味することを明らかにした。他に「天と地」、「あむいや ていんから」（雨は天から）等についてもまとめた。

事例③では、奄美に伝承されている思松金の話について考察した。思松金は太陽の精を受けて男子を生んだが、後に男子は「うていんと のぼせてい」、つまり「天」に昇って、父を探しにいった。そして、男子は「うていんとぬ あまたなんじ うとうしくわや をうらんな」（天の神が遠い所に落し子がいないのか）と聞いた。この中の「うていんと」は「天」の神のいらっしゃる世界、神の在所として観念されていることが明らかである。この「うていんと」が示すように、奄美の人々は、神のいらっしゃる「天上世界」の存在を考えていることが明らかになった。

事例④では、沖永良部の島創建の話について考察した。この事例では、国土、人種、穀物等を求めるために「ていんぬみや」（天の庭）に昇っていくことがまず確認できる。国土等は最終的に「ニルヤじま」（ニルヤ島）、「ハナヤじま」（ハナヤ島）からもたされたが、「ニルヤ島」「ハナヤ島」が示す「ニライ・カナイ」という水平の他界に対応して、「ていんぬみや」（天の庭）という垂直の他界が観念されていることが明らかになった。

例③では、男子は「うていんと」に昇って、「ていだ」にその出自をたずねる。例④では、主人公は「ていんぬみや」に昇って、国土を乞うという。両例にみる「ていだ」は単に天体の太陽を指すのではなく、神格化した存在であり、さらに重要なのは「ていだ」は「天」の神として、「天上世界」にいらっしゃると思えられていたことである。

例⑤では、「米ぬナガレ（1）」にみる「天」について考察した。この例では、稲の種は、平安座の親ノロが、「おてん」にある「あまてえ」（天の嶽）に昇って、袖に隠して持ってきたと謡っている。また、「米ぬナガレ（3）」、「米ぬナガレ（4）」では、稲の種は「天」にある「天田」に植えてあり、鷹等の鳥類により食い落として人間界に持たされたと謡っている。つまり、稲の穂は「天上世界」にあり、穀物の起源を「天」に求めていることが明らかである。

これに似ている、事例⑥の「煙草ながね（2）（大島竜郷町秋名）」では、煙草の種は「ていんさしじ」、すなわち「天」の指図により下されたと謡っている。他に、「草ぬナガネ（大島竜郷町秋名）」では、「ていん さしじ むち うるされたん あざやばな」（天の指図によって 下された美しい花）と謡い、「芭蕉ナガレ（1）（大島竜郷町秋名）」では「ていん

から うるされたん きよらばしゃ」(天から降ろされた美しい芭蕉)とうたっている。

事例⑦では、「朝まぶり(大島)」にみる「ていんちく」等の「天」を含む語を考察し、「天の川」には初水があると考えことを明らかにした。また、天人が住んでいる家は「てんぬ や」(天の家)など、抽象的な「天上世界」を表す「天」の事例等も考察した。さらに、天女伝説にみる「天」の観念、民間信仰にみる「天命」、「天罰」等の「天」の観念についても考察した。例⑧では、「天女」伝説。例⑨では、「天罰」の観念についてみてきた。

以上の具体例の考察を通して、『南島歌謡大成V 奄美篇』にみる「天」を含む語は、①自然の天体を意味する。②抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する。と大きく分類することができる。この分類を見れば、これは沖縄、宮古、八重山における分類に共通している。しかし、沖縄、宮古、八重山にみる国王の美称/美称辞としての「天」の用例は、奄美ではみられない。要するに、奄美歌謡の中では、国王の美称あるいは美称辞として用いる「天」の事例がない。「天」を含む語を以て国王を表現する例はみられない。もっとも、奄美歌謡自体は国王を褒めたたえる歌謡は殆どみられない。そのことに因るものであろうか。これは、奄美の大きな特徴である。

また、奄美歌謡では「天」のことを「てんと」(天道)、「うてんと」(御天道)と表現するのはよくみられる。自然の天空を表す場合も「天道」を用いる。また、太陽を意味する語としても「天道」はよく用いられている。筆者は日本本土出身の知人から、日本では「おてんとさま」という時に、ただ親しみをこめて普通の自然の太陽(またはおひさま)を指す、という話を聞いた<sup>32</sup>。これは奄美歌謡にみる「天道」の意味に近いだろう。この点に対して、第2節で考察してきた宮古歌謡にみる「天道」の観念とはかなり異なっている。宮古では、「天道」は最も畏敬すべき「天」の神として信仰され、そのような「天道」の事例が多く見られる。これは宮古歌謡にみる「天」の観念を特徴づける。「天道」の問題を含め、奄美歌謡にみる「天」の観念は日本の「天」の観念に影響を受けたと考えられる。

<sup>32</sup> 同じ研究室の佐々木和子さんから御教示をいただきました。

## 第4章 小括

以上、南島歌謡（『南島歌謡大成』を中心に）にみる「天」の観念について考察を試みた。

第1節では、『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』にみる「天」の観念についてみてきた。「天」に関わる語を有する歌謡170篇に見られる。「天」を含む語としては、「首里天かなし」「天のみや」等の表現が頻繁に出現することが特徴的である。具体的に事例①では、「あみやていんからふいうとしゅー」（雨は天から振り落とす）等の「天」を含む語を考察し、ここの「ていん」は自然・天体を意味することを明らかにした。事例②、③、④では、「天のみや」、「天地通しめしよわれ」、「天からおりんそうちやる」等の「天」を含む語を考察し、垂直的な他界観を表す「天上世界」の観念を有していることを論じた。特に事例②の考察を通して、人々は「天上世界」に「天のみや」（天の庭）があり、そこに「天上」の井口を制御する「こうじやしゅ」が存在すると信じていることを明らかにした。民間においては、このような土着の「天」の観念がしっかり存在していることを指摘した。事例⑤、⑥では、「首里天がなし」、「天きやおそい王にせ」等の「天」を含む語を考察し、これらの語が国王の美称として用いられることを明らかにした。

これらの具体例の分析を通して、『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』にみる「天」は、①自然の天空を意味する、②抽象的な「天上世界」を意味する、③国王の美称として用いる、の三つに大きく分類することができる。

第2節では、『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』にみる「天」について考察してみた。この中では「天」を含む語は延べ158例が見られる。事例①、②の考察では、「ていんぬぷシ」（天の星）、「あうでいん」（青天）等の「天」を含む語を取り上げ、これらの語が自然の天空を意味する「天」であることを明らかにした。事例③の「狩俣祖神のニーリ」は、「ていんぬあかぶしゃ」（天の赤星）という「天」の神が天降りし、狩俣部落の祖先神になったことを謡っているが、このニーリにおいては、狩俣の祖先神の聖性を「天」に求めている点が重要であることを述べた。事例④では、「んまぬかん」（母の神）、「うふかんま」（大神）は、「ていんにやういん」（天の上）の「は一るかつあ なかん」（張る蚊帳の中）で暮らしていることを歌い、この「ていん」（天）は神のいらっしゃる空間として観念されていることを明らかにした。事例⑤、⑥では、「ていんだう」（天道）、「天帝」、「天加那志」、「竜宮天」、「七色天」等の「天」を含む語を取り上げ、これらの語が「天」の神として観念され、信仰されていることを明らかにした。これらの事例にみる「天」は抽象的な「天上世界」、神のいらっしゃる聖空間を意味することを指摘できた。事例⑦、⑧では、「首里天」、「天が耳」、「天の声」等の「天」を含む語を考察し、これらの「天」は国王の美称、または美称辞として用いられていることを実証した。

これらの具体例の分析を通して、『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』にみる「天」は、①自然の天体を意味する。②抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する。③国王の美称／美称辞として用いる、の三つに分類することができる。これは基本的に第1節の結論に共通している。

第3節では、『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』にみる「天」について考察を行った。この中から「天」を含む語のべ62例を抽出した。事例①では、「天 雨ぬ 給うられ」等の「天」を含む詞章の考察を通して、八重山歌謡の中には自然の天体を意味する「天」が謡われていることが確認できた。また、このような、自然の天体を意味する「天」の用例として、他に「天ぬ星」、「天ぬ中 渡雲」等もみられることを述べた。事例②、③では、「天の按司」、「てんぬかんがなす」（天の神加那志）等の例を取り上げ、これは「天」を神格化した表現であることを明らかにした。事例④、⑤、⑥では、「天がなし」、「天ぬ恵み」、「天からど うらとぼんとや 夫婦なりで いちけたぼる」（天からあなたと私とは 夫婦になれと言いつけなさる）等の例を考察し、これらの例にみる「天」は万物の運命等を決定することのできる、超越的な存在として観念されていることを明らかにした。事例⑦では、「天添」、「天加那志」、「天主」「首里天」等の語は、国王を表す語として用いられることを指摘した。

これらの具体例の考察を総合してみると、『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』にみる「天」は、①自然の天体を意味する、②抽象的な「天上世界」、超越的な存在として意味する、③国王の美称として用いる、と三つに大きくわけることができる。この結論は第1節、第2節の考察から得たことに共通している。

第4節では、『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』にみる「天」を考察した。この中から「天」を含む語のべ192例を抽出した。事例①、②では、「ていんぬしらくも」（天の白雲）、「てんぬぶれぶしゃ」（天の群星）等の「天」を含む語を考察した。これらの語は自然・天体の天空を意味することが明らかになった。事例③、④では、奄美大島等に伝承されている「思いぬ松金」の話や沖永良部島の島創建神話の事例についてそれぞれ検討した。その中の「うていと のぼせてい」、「ていんぬみや」（天の庭）等の「天」を含む語を取り上げ、これらの例にみる「天」は、神の在所である「天上世界」を意味することを実証した。「思いぬ松金」の話は、これまで巫祖譚、すなわちユタの起源を説くためによく語られてきたが、「天」との関連性についてはあまり触れられてこなかった。本考察では、奄美の巫祖の起源を「天」に求めている点が重要であると指摘した。そして、水平的な「ニライ・カナイ」という他界観と対置して、「ていんぬみや」に示されるような垂直的な他界観を有していることを指摘した。「天」と「地」、すなわち「上」と「下」という二元の世界観が存在していることも論じた。

例⑤では、稲の種の由来について歌った「米ぬナガレ（1）」をみてみた。この例では、稲の種は平安座の親ノロが「おてん」に昇って、「あまてえ」（天の嶽）から取ってきたと謡い、この「おてん」は「天上世界」を意味することを判断した。事例⑥では、「煙草ながね（2）（大島竜郷町秋名）」を検討し、煙草の種は「ていんさしじ」、すなわち「天」の指図により下された内容をまとめ、物事の起源を「天」に求めることが明らかになった。事例⑦では、「ていんちく」、「あまぬかわ」等の「天」を含む語を取り上げ、初水は「天上世界」にある川からきたと考えたことを明らかにした。他に、民間信仰において「天罰」、

「天命」信仰等の観念が存在したことを述べた。喜界島、徳之島の口説に「天女」の話が説かれ、さらに、子供のわらべ歌には「天人」が住んでいる家まで歌われている。奄美では、一般の人々、子供までが「天」の観念を持っている。「天」にかかわる観念はかなり浸透している実態が指摘できる。

これらの具体例の考察を総合してみれば、『南島歌謡大成V 奄美篇』にみる「天」を含む語は、①自然の天体を意味する。②抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する。と大きく分類することができる。

本章の考察は、雨乞いや豊作祈願等の内容がよくみられるように、生活・生産に緊密に関連した、一般民衆の生活様態をよく示すものである。いままで考察してきた首里王府の編纂した歴史書、祭祀歌謡集『おもろさうし』等にみる「天」の観念とは異なり、民間レベルにおける「天」の観念を反映するものであると考えられる。

まず、考察からえた結論をみてみれば、沖縄篇上、宮古篇、八重山篇にみる「天」は、基本的に①自然の天体を意味する、②抽象的な天上世界、超越的な存在として意味する、③国王の美称／美称辞として用いる、と分類することができる。この点は『おもろさうし』にみる「天」の考察においても共通する。しかし、奄美篇だけは違う様相を示している。奄美篇の考察結果とは、①自然の天体を意味する。②抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する、というような分類である。つまり、「天」を含む語を以て国王を意味する例はみられない。奄美歌謡自体には国王を褒めたたえる歌謡は殆どみられない。これは、奄美篇の大きな特徴である。

これらの「天」の観念は地域ごとにその独自性を見せている。例えば、国王の尊称として用いられる「天」の例は、沖縄篇上では最も多く見られる。単純に用例の抽出数からみても、71例を数える。宮古篇では7例、八重山篇では8例。奄美篇では全く見られない。

また、宮古歌謡や八重歌謡には、「天」の対語は「上」として用いられる特徴が見られる。例えば、宮古篇の「トゥクルフン」にみる「ていぬぬ んみぶシどう ういぬ むやちぎどう」(天の昴星に 上の六連星に)、「年のバンのピヤーシ(狩俣)」にみる「ていんにゃ とらうゆちかまい ういん とらうゆ ちかまい」(天にまで鳴響み着かれ 上に鳴響み着かれ)はそれである。八重山篇のユンタの「うずら一まゆんた(竹富島)」にみる「天 雨ぬ 給うられ ういぬ雨ぬ たぼうられ」(天の雨が給わられ 上の雨が給わられ)、雨乞いの歌の「雨乞い歌(石垣島大浜村)」にみる「天ぬみや 登りようり 上ぬみや 登りようり」(天の庭に登りなさい 上の庭に登りなさい)が挙げられる。「天」も「上」も、空間的に上位にあることが共通している。つまり、「上」は「天」を言い換える表現として登場し、「天」と同様な役割を果たしていることが推論できた。この表現が宮古と八重山地域に限定されていることは重要である。

また、宮古歌謡にみる「天道」は一切を主宰する万能の神として信じられ、中国で発生した原始的な「天道」の意味、すなわち天地を主宰する神であることに似通っていることを論じた。これに対して、奄美歌謡にみる「天道」は、天空や太陽を指す場合がより多く

見られた。これらについて、宮古歌謡にみる「天」の観念は中国からの影響を受けたものであり、奄美歌謡にみる「天」の観念は日本から影響を受けたものであることを指摘しておいた。

以上のように、沖縄本島、宮古、八重山、そして奄美地域に謡われている歌謡、いわゆる南島歌謡にみる「天」の観念の実態及びその特徴を一通り考察した。この一連の考察で実証できたように、「天」は自然・天体の天空を意味する以外に、抽象的な意味合いを持つ「天上世界」、すなわち神が住む聖なる空間も意味している。その「天上世界」は人々の想念世界に存在し、人々の精神世界、あるいは信仰世界に繋がっている。「天」は神聖視される性格を帯びるようになり、漸次、最高、最上の意を表す語として定着していったと考えられる。このような信仰基盤があるからこそ、権力に繋がり、国王を意味する語として、「首里天」「天加那志」「首里天加那志」等の表現が用いられるようになったのだろう。そして、王権の正統性を強調するために用いられる「天」の観念と比べて、民間レベルの「天」の観念はより具体化、具象化している特徴があるといえる。これは、地域ごとの土着の「天」の姿として理解できる。

## 第5章 組踊にみる「天」

組踊は元来「冊封使を歓待するための余興としてつくられた」<sup>1</sup>ものであり、冊封使の乗る船は冠船と呼ばれる。それで、組踊は冠船踊とも呼ばれている。組踊は「冊封が行われる度に冊封使や国王の前で上演され、冊封を終えたあとには『御膳進上』として国王や薩摩在番、琉球士族らの前で上演された」<sup>2</sup>という。組踊は、琉球王国時代の冊封の舞台をはじめ、今日まで沖縄の代表的な芸能として人々に親しまれている。

### 1 組踊について

『球陽』では、組踊について以下のように記載している。

卷10-725 向受祐に命じ、始めて本国の故事を以て戯を作らしむ。

首里の向受祐（玉城親雲上朝薫）は、博く技芸に通ず。命じて戯師と為し、始めて本国の故事を以て戯を作り、人に教へ、次年演戯して、冊封天使の宴席に供せしむ。その戯、此れよりして始まる。<sup>3</sup>

向受祐はすなわち玉城朝薫のことである。上の記事は、組踊は玉城朝薫によって創られ、冊封使を歓待する宴で披露したことについて述べている。『球陽』は、玉城朝薫は「博く技芸に通ず」と記し、彼が持っている芸能等の素養で、「始めて本国の故事を以て戯を作」ったとされている。朝薫やその組踊について、三隅治雄氏は以下のように述べている。

英才で、早くから日本の文学に親しみ、日本語が達者で、仕舞も出来る人であるが、元禄16年（1703）から正徳4年（1714）までに5回ほど、薩州や江戸に上り、能、狂言をはじめ、本土の色々な芸能にも接している。朝薫はこれら本土の諸芸能を参考にし、これまで行われていた沖縄の諸芸能をもととして、沖縄の史実や伝説を題材に、五番の組踊を創作した。<sup>4</sup>

また、『球陽』記事の中の「命じて戯師と為し」は、玉城朝薫が1718年に国王より冠船躍奉行に命じられたことを指している。「次年演戯して、冊封天使の宴席に供せしむ」は、その翌年の1719年、すなわち尚敬王の冊封の時に、冊封使を歓待する宴で組踊が上演されたことを指している。「その戯、此れよりして始まる」の「その戯」はすなわち組踊のことを指しており、組踊はその時より始まったとされている。

組踊の先行研究としては、伊波普猷氏の『校注琉球戯曲集』をはじめ、池宮正治氏、矢

<sup>1</sup> 『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』 藝能史研究会 三一書房 1975年 p8

<sup>2</sup> 鈴木耕太「冊封の舞台に供された組踊」『沖縄文化』第43巻2号 2009年 p21

<sup>3</sup> 球陽研究会編 『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』 角川書店 1974年 p258

<sup>4</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』 p7 朝薫の五番：「二童敵討」、「執心鐘入」、「銘苺子」、「孝行之巻」、「女物狂」

野輝雄氏、三隅治雄氏、當間一郎氏の研究等は代表として挙げられる。例えば、當間一郎氏の『組踊研究』、池宮正治氏の『琉球芸能総論』等<sup>5</sup>においては、組踊の成立に関わる具体的な時間や経緯などについて詳しく論じている。池宮正治氏の『琉球芸能総論』によれば、組踊の創られた時代は、「17世紀末から18世紀初めにかけて、王府はしきりと古代的なものを廃止排除し、新たに儒教を政治の思想的支柱にしようとする」時代であり、組踊は「琉球の歴史の話(故事)をいわば忠や孝と言った冊封倫理で潤色して劇化している。」<sup>6</sup>という。また、當間一郎氏によれば、組踊は「全体に一貫して流れている思想は忠孝・節義である。それは当時の社会の思想的背景が儒教道徳にぬりつぶされていた頃で、君父に対する献身を最優先することが最上の美德とされていた。」<sup>7</sup>のである。

組踊は士族の男性により演じられ、「首里王府を中心にした士族の間での上演が多かった」ため、「一般民衆が自由に観劇できるようになったのはだいぶ後のことである」という。つまり、玉城朝薫は代表とした組踊の多くの創作者、及び鑑賞者が支配階層であり、組踊は当初一般民衆が鑑賞できないものでもあった。

## 2 組踊にみる「天」を含む語の概観

組踊は冊封の舞台に供するために創作されたため、儒教の道徳倫理観は組踊の世界観を支える重要な思想となっている。儒教の倫理観を重視する組踊の中では、どのような「天」の観念が存在しているのか。琉球王国の「国劇」とも言われる組踊にみる「天」の観念はどのような独自性、あるいは特徴を持っているのか。

これらの問題を明らかにするため、本稿では、『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』、『沖縄県史料 前近代8 芸能I』、『沖縄県史料 前近代11 芸能II』<sup>9</sup>をテキストとして用い、この中から「天」の要素を抽出し、分析や考察を加えたい。なお、本稿は組踊にみる「天」の観念を明らかにすることを目的とし、組踊の専門の研究ではないことを最初に断っておきたい。

本稿は上に挙げた三つの基礎文献から「天」を含む語や文を抽出したが、重複する作品は、『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』に基づいて取捨した。具体的に以下のような作品から抽出作業を行った。

・『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』

「二童敵討」、「銘苺子」、「孝行の巻」、「手水の縁」、「花売の縁」、「万歳敵討」、「大川敵討」、「忠士身替の巻」、「姉妹敵討」、「伏山敵討」、「二山和睦」、「久志の若按司」、「本

<sup>5</sup> 當間一郎『組踊研究』 第一書房 1992年、池宮正治『琉球芸能総論』 池宮正治著作選集2 編者：島村幸一 笠間書院 2015年、矢野輝雄『組踊を聴く』 瑞木書房 2003年

<sup>6</sup> 池宮正治『琉球芸能総論』 池宮正治著作選集2 編者：島村幸一 笠間書院 2015年 p10

<sup>7</sup> 『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』 藝能史研究会 三一書房 1975年 p10

<sup>8</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』 p10

<sup>9</sup> 『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』 藝能史研究会 三一書房 1975年、『沖縄県史料 前近代11 芸能II』 財団法人沖縄県文化振興会編集 光文堂印刷株式会社 1998年、『沖縄県史料 前近代8 芸能I』 沖縄県立図書館史料編集室編集 文進印刷株式会社 1995年

- 部大主]、「多田名組」、「忠臣仲宗根豊見親」、「巡見官」、「孝女布晒」
- ・『沖縄県史料 前近代 8 芸能Ⅰ』
    - 〈今帰仁御殿本組踊集 上巻〉
    - 「天願若按司敵討ち」、「雪払」（今帰仁御殿本組踊集 上巻）
    - 「義臣物語り」、「北山若按司敵討」（語学材料）
    - 「北山敵打」、「北山敵討」（与那国町西公民館組座所蔵本組踊集）
    - 「仲村渠真嘉戸」、「八重瀬の組立」、「伊祖の子」（伊舎堂用八所蔵本組踊集）
    - 「東辺名夜討」、「本部大腹」、「屋慶名大主敵討」（恩河本小禄御殿本組踊集）
  - ・『沖縄県史料 前近代 11 芸能Ⅱ』
    - 「貞孝婦人」、「森川の子」（田代安定扣稿本組踊集）
    - 「探義伝敵打」、「聳取敵打」、「大浦敵打」（沖縄小説集）
    - 「具志川大軍」（兼島信備所蔵本組踊集）
    - 「忠臣身替」（筑波大学所蔵本『琉球組踊』）
    - 「忠孝婦人」、「大南山」、「忠孝夫婦忠義」（與那覇政牛所蔵本組踊集）

以上の組踊の作品から、「天」を含む語や文章をのべ 182 例抽出した（資料 12 参照）。これらの語はどのような形で表れているのか。以下全例を示しておく。なお、便宜上例の多い順に示す。

「天の御定」	2 1 例
「天の引合」	1 5 例（うち「天の引合よ神の御助よ」1 例、「天ノ引合」3 例）
「天の御助・神の引合」	1 0 例 <sup>10</sup>
「天と地」	1 0 例
「天に」	1 0 例（うち「天ニ」3 例）
「天の下」	9 例（うち「天ノ下」3 例）
「天気」	8 例（うち「天気能」4 例）
「天道」	7 例
「天の御答目」	7 例（うち「天のおとかめ」1 例、「天ノ御答目」3 例）
「天の御助」	6 例（うち「天ノ御助」2 例）
「天の時」	6 例
「天運」	5 例（内「天の運」1 例）
「按司加那志天」	5 例（「按司かなし天」1 例）
「天の掟」	4 例
「御主加那し天」	3 例
「地天」	3 例
「天兵」	3 例

<sup>10</sup> うち「天の御助か神の引合か」3 例、「天の御助に神の引合に」3 例、「天の御助よ神の引合に」1 例、「天の御助神の引合に」1 例、「天ノ御助ガ神ノ引合カ」1 例

「首里加那志天」	2例
「天降り」	2例
「天のしら雲」	2例
「天も」	3例 <sup>11</sup>
「天まで」	3例（うち「天まで」1例、「天迄」1例）
「天から」	3例（うち「天カラ」2例）
「天の御肝」	2例（うち「天ノ御肝」1例）
「天のしりめしやうち」	1例
「天の戒か」	1例
「天の御恵か」	1例
「天を頂きよる」	1例
「旻天」	1例
「天より下りの」	1例
「天の雲」	1例
「天の雨」	1例
「天の雨風」	1例
「天の罪」	1例
「天すしりめしやうら」	1例（天はお知りなのか）
「天人」	1例
「晴天」	1例
「天のならハし」	1例
「天の御仕合」	1例
「天の願」	1例
「天ノ仰事」	1例
「天の御慈悲」	1例
「天ノ御情」	1例
「天地」	1例
「天ト地」	1例
「天ノン恨メルナ」	1例
「此天有る中や」	1例

まず、抽出した「天」を含む語をみてみれば、「天の御定」、「天の引合」、さらにそれとセットとなる「天の御助・神の引合」といった表現が圧倒的に多いことがわかる。これらの語はどのような意味であるか、どのような作品の中に登場しているのか。

そして、「天道」、「天運」、「天兵」等、中国的な表現が頻出することも一目瞭然であろう。さらに、「按司加那志天」、「御主加那し天」、「首里加那志天」等のような極めて琉球的な表

<sup>11</sup> うち「天も怨みるな」1例、「天もわか胸の」1例、「天む此世界の」1例

現もみられている。このような表現は、前章で考察した南島歌謡にもみられる。では、組踊作品の中に登場する「天道」、「首里天加那志」等は南島歌謡にみるものと同様な意味で使われているのか。両者はどのような異同があるのか。これらの問題を踏まえて、これらの「天」を含む語はどのような分類ができるのか。以下、具体例の分析を行う。

### 3 組踊にみる「天」の実態および特徴

#### 3-1 敵討物にみる「天」

組踊は題材により、一般に世話物と敵討物と分けられている。敵討物とは、悪き者によって主君（主人）、あるいは親兄弟等は殺された主人公が、悪き者を討ち取って恨みを晴らす内容を題材としたものである。世話物とは、世間のこと、いわゆる庶民の生活、義理・人情等に関わることを題材としたものである。組踊の中で、とりわけ敵討物と呼ばれる作品は多い。本稿の考察対象とした39の作品の中で、約半数以上が敵討物である。

では、敵討に関わる内容を題材にした組踊には、「天」がどのように登場しているのかをみてみよう。組踊の中の敵討物には「主君が闇打ちにされた後、生き残った家臣が主君の仇を取る「敵討型忠誠」及び主君や士族の遺児が親を闇打ちにした敵を討ちとる「敵討型孝行」が語られている。」<sup>12</sup>と崎原麗霞氏は述べている。次にみる例は家臣や遺児の連合による敵討ものである。

##### 例①「忠士身替の巻」

「忠士身替の巻」は「辺土名親雲上（生没年不詳）の作とされ」、「1808年、1838年（戌の御冠船）、1866年（寅の御冠船）の御冠船踊で上演された」<sup>13</sup>という。人々に親しまれてきた人気作として、「忠士身替の巻」の上演される地域は広く、「沖縄島北部の名護から中部、南部、また離島の多良間島や与那国島まで」<sup>14</sup>及んでいるという。

そのあらすじは次のようである。好色な八重瀬按司は、大里村の玉村按司の妻を奪おうと企み、その闇討ちで玉村按司夫婦ともに死んでしまう。玉村の若按司は父の臣下である平安名大主のもとに保護されたが、若按司の報復を恐れる八重瀬按司は、平安名大主を攻めようとする。それを聞いた玉村按司の臣下である里川の比屋の子、亀千代は若按司の身替わり計画をする。それは、亀千代は若按司の身替わりになって、八重瀬按司に降参するふう装い、そこで八重瀬按司を滅すという。一方、玉村按司の元臣下である波平大主はいつか主君の仇を討ちとろうと考え、独自に仇討を果たそうと考える。最後に、若按司と平安名大主らは亀千代、波平大主と合流し、見事に八重瀬按司を討ち取る。

##### 3-1-1 自然の天空を意味する「天」

この組踊の中にもいくつかの「天」を含む語や詞章がみられる。まず、若按司の身替わ

<sup>12</sup> 崎原麗霞「組踊「賢母三遷の巻」にみる儒学思想」『沖縄文化研究 37』法政大学沖縄文化研究所編 法政大学沖縄文化研究所 2011年 p 297

<sup>13</sup> 国立劇場おきなわ上演資料集〈三十五〉『忠臣身替の巻』国立劇場おきなわ調査養生課編集 2015年 p12

<sup>14</sup> 前掲国立劇場おきなわ上演資料集〈三十五〉『忠臣身替の巻』 p 13

りになろうとした亀千代の母との別れの場面に「天と地の中に」、「供に天かめて」等の「天」を含む語が登場する。

〈亀千代詞〉

やあ母親よ	やあ、母上よ。
天と地の中に	天と地の中に
君親の敵や	主君や親の敵は、
供に天かめて	ともに天をいただいて
地やふまねてやり	地はふまないという、
親の里川の	親の里川が
生ちをたる間の	生きている間中、
よすごとや朝夕	教えごと朝夕に
聞きなげなわ身の	聞きながらわたしが、
わが命惜しで	わたしの命を惜しんで
義理背ち済みゆめ	義理にそむいてすむか。
是非よ御情に	ぜひお情で
ゆるちたばうり	ゆるして下さい。 <sup>15</sup>

この場面に関わる内容は次のようである。「八重瀬の按司は、取り逃した玉村の若按司がいつか自分に報復をしないかと気に病んでいた。その行方を探していたところ、勝連の平安名大主が匿っている事をつきとめ、大軍を率いて攻め込むことにする。その噂を聞いた玉村の按司の臣下の亀千代は、危急をしのぐ為に、平安名大主や若按司と計り、若按司になりすまして八重瀬の按司の下に降参し、捕らえられる。」<sup>16</sup>という場面である。

ここは、虎千代は母及び家族に、若按司の身替わりになろうという計画を打ち上げたところである。その計画を実行するため、母と妹と別れることになる。その会話の中に「天と地の中に」という「天」を含む語がみられる。その意味は、「天」と「地」の中、言い換えれば、「天」と「地」の間の空間、世の中、世間のことだと理解できる。ここの「天」は「地」と対置されており、自然天体の天空を指していることが明かであろう。

その次に「供に天かめて地やふまねてやり」（ともに天をいただいて、地はふまないという）がみられる。「かめて」は『沖縄古語大辞典』では「戴める」として挙げ、「戴く。頭上に物をのせる。」<sup>17</sup>という意味である。つまり、「天かめて」とは「天」を頭に戴くという意である。「地やふまねて」とは地はふまない。ここの「天」も頭上の「天」、すなわち自然・天体の天空、「地」は足元の地であると理解できる。「天」と「地」と対語的に表現されており、「供に天かめて地やふまねてやり」とは共に天を頭に戴く、地を足元に踏むこと

<sup>15</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成』 p 149

<sup>16</sup> 前掲国立劇場おきなわ上演資料集〈三十五〉『忠臣身替の巻』 p 13

<sup>17</sup> 『沖縄古語大辞典』 『沖縄古語大辞典』編集委員会 代表：外間守善 角川書店 1995年 p 215

ができない、という意味である。つまり「不俱戴天」という意味になる。「俱」は「ともに」の意で、「不俱戴天」は、俱に「天」を戴かない、つまり同じ「天」の下には一緒にいない、ともにこの世に生きられないという意味である。『礼記・曲礼上』には「父之讎、弗與共戴天、兄弟之讎、不反兵、交遊之讎、不同國」<sup>18</sup>（父の讎は、與に共に天を戴かず、兄弟の讎は、兵に反らず、交遊の讎は、國を同じくせず。）がみられる。この中の「弗與共戴天」とは、これと共に天を戴かいという意であり、つまり「不俱戴天」の出典である。仇と同じ「天」の下に生きられないという、深い恨み・怒りを表している。

この組踊では、「天を戴く」と対置して「地をふむ」という表現が用いられ、「天」と「地」の対応性が強調されている。この例には共に地を踏まないことも表現されている。「天」と「地」の間、すなわち世の中に共に生きられないという意味としても読み取れる。このような表現は興味深く、組踊以外に琉歌にもみられる。この表現も漢文表現を琉球風に変容した形であると思われる。

例えば、中国では「戴天履地」という成語がある。「戴」は天を戴くという意味であり、「履」は踏む、踏みつけるという意味である。その意味は天地の間に存在する、または生きていくという意味である。その出典について、『春秋左氏伝・僖公』に「晋大夫三拜稽首して曰く、君、后土を履みて皇天を戴けり。皇天后土、實に君の言を聞けり。羣臣敢へて下風に在り、と。」<sup>19</sup>がある。これに類似して、現代中国語には「頂天立地」<sup>20</sup>という成語がより頻繁に使用されている。「頂天立地」は「戴天履地」とほぼ同じ意味である。「頂」は「頂く」であり、「立」は「立つ」である。つまり、「天」と「地」の間に立つ、という意味になる。転じて、「毅然として大地を踏まえるさま」（『中日大辞典』）、「独り立ちして他人には頼らないこと。独立の気概をいう」（『新明解四字熟語辞典』）、等の意で使われていることが多い。

この例においては、亀千代は母に「天と地の中に、君親の敵や 供に天かめて 地やふまねてやり」と話している。要するに、亀千代は天地の間に、主君や親の敵、すなわち八重瀬の按司と、共に天を戴く、地を踏むことはできない、彼を討伐しなければ義理に背くことになる、という決心を述べている。ここにみる「天」は自然・天体の天空を指していることが判断できる。

このように、ほかの自然の天空を意味する「天」の用例は以下のように挙げられる。

・『日本庶民文化史料集成』収録

<sup>18</sup> 竹内照夫『新釈漢文大系 第27巻 礼記(上)』明治書院 1971年 通釈：父の仇は、これと共に天を戴かない。(父や)兄弟の仇を討つには、武器を取りに引き返すことをせぬ。朋友の仇は、これと同じ国に住まない。 p47

<sup>19</sup> 鎌田正『新釈漢文大系 第30巻 春秋左氏伝(一)』明治書院 1971年 通釈：晋の大夫たちは三拜し頭を地にすりつけて、「君にはこの大地をふみつけて、天を戴いておられます。天も大地も、たしかに君のお言葉をお聞きになった。わたしどもも憚りながら風しもおってはっきりとお言葉を拝聴いたしました」といった。pp319～321 また、『呉越春秋・王僚使公子光伝』に「吾聞父母之讐不与戴天履地」、(<http://gj.zdic.net/archive.php?aid=4698>)、『周書・晋蕩公護伝』に「唯繫於汝、尔戴天履地」が見られる。(<http://gj.zdic.net/archive.php?aid=6808>)

<sup>20</sup> 宋・釈普濟『五燈会元』 <http://gj.zdic.net/archive.php?aid=12239>

- [二童敵討] にみる「天の雨風や」、  
 [銘苅子] にみる「天と地に光り」（天と地に光り）、「天と地の情」（天と地の情）、「天の雨てすも」（天の雨というのもの）、  
 [孝行の巻] にみる「天の雲さがて」（天から雲が下り）、  
 [伏山敵討] にみる「天と地や鏡」（天と地は鏡）、  
 [二山和睦] にみる「天と地の中に」（天と地の中に）、  
 [久志の若按司] にみる「天のしら雲」（天の白雲）、  
 [多田名組] にみる「地天ある中」（地天ある中）、「天に御日おてた」（天に御日、おてだ（太陽））、「天と地のなさけ」（天と地の情）、  
 [巡見官] にみる「天と地の情」（天と地のなさけ）
- ・『今帰仁御殿本組踊集 上巻』収録
  - [天願若按司敵討ち] にみる「天のしら雲」
  - ・『沖縄県史料 前近代8 芸能I』語学材料第二 収録
  - [義臣物語り] にみる「天ニ飛登り地ノ底ンククデ」
  - ・『伊舎堂用八所蔵本組踊集』収録
  - [仲村渠真嘉戸] にみる「地天ある中に」
  - [八重瀬の組立] にみる「天と地の中に」
  - ・『恩河本小禄御殿本組踊集』収録
  - [東辺名夜討] にみる「天ニ飛ヒ登り地ノ下モクダテ」、「金ヤ鞆ニ其音ハ天ニヒバチテウベタマシヒ事」
  - [屋慶名大主敵討] にみる「月落鳥鳴テ霜天ニ満チテスサマジク」
  - ・『沖縄小説集』収録
  - [探義伝敵打] にみる「天地はれわたて」、「天に橋く及ならん」
  - [聳取敵打] にみる「天のばてまてん地の底くゝて」
  - ・筑波大学所蔵本『琉球組踊』収録
  - [忠臣身替] にみる「天ト地ノ中ニ君親ノ的（ママ）ヤ」
  - ・『與那覇政牛所蔵本組踊集』収録
  - [忠孝婦人] にみる「天ニ飛登ル我身ノク、ツナツクワイシキ」
  - [大南山] にみる「此天有る中や」

### 3-1-2 超越的な存在としての「天」

続いて、亀千代は若按司の身替わりとして、八重瀬の按司のところに着いた場面に移る。ここにもいくつかの「天」を含む語が登場する。

〈吉田の子詞〉

やあ按司加那志  
 玉村の按司や

やあ、按司加那志。  
 玉村の按司の

悪欲の深さ  
 天の時知らぬ  
 馬鹿男やとて  
 按司加那志御氣さかて  
 刀刃に死ぢやる  
 悪按司のなし子  
 親に似ちさらめ  
 なまぐちなやから  
 驕り者やとて  
 御触のごとに  
 からめ出さてやり  
 此六月なるまで  
 さまへ にしやすが  
 平安名大主と  
 森川の子が  
 百かくし隠ち  
 自由ならぬあたす  
 はかりごとたばかやり  
 二人共に殺ち  
 くんしまてからに  
 さうてちやあべたん

〈亀千代詞〉

やあへ  
 義理の道知らぬ  
 野心なやつばら

〈吉田の子詞〉

いやこへな按司そひの  
 御前によしれやり  
 やぐめさも知らぬ  
 物言にくさ

〈八重瀬按司詞〉

やあ天も怨みるな  
 わ身も恨みるな  
 おががよも親の  
 おごり者やてど  
 積る悪慾の  
 罪むくひあてど

悪欲の深さは、  
 天の時を知らない  
 馬鹿な男であるから、  
 按司加那志のお気に逆らって  
 刀刃に死んだ。  
 悪按司の子で  
 親に似ていて、  
 なまいきなやつ  
 驕り者であるので、  
 御触のように  
 からめ出そうとして、  
 この六月になるまで  
 いろいろとやったが、  
 平安名大主と  
 森川の子が、  
 ひたかくしにかくして  
 思うようにできなかった。  
 はかり事をして  
 二人ともに殺して、  
 しばりあげて  
 つれてまいりました。

さあ、さあ。  
 義理の道を知らない  
 野心なやつ。

いや、今をときめく按司添の  
 御前に参上して、  
 おそれ多いことも知らない、  
 物言いのにくいことよ。

やあ、天も怨めるな。  
 わたしも怨めるな。  
 おまえのいやな親が  
 おごり者であったので、  
 つもる悪慾の  
 罪のむくいがあつて、

天の御咎目の	天のおとがめが
めぐるがなめぐて	廻りに廻って、
刀刃にかゝて	刀刃にかかって
殺されもしちやる	殺されてしまったのだ。
やあ外間	やあ、外間。
急ぢ引立てゝ	急いで引き立てて
殺ちきやうれ	殺して来い。 <sup>21</sup>

まず、身替わりの計画を共謀した、仲間である吉田の子と八重瀬の按司の会話に注目する。吉田の子は若按司（亀千代）を縛ったふうに装い、八重瀬の按司に降参する。そこで、吉田の子は若按司の父、すなわち玉村の按司は「天の時知らぬ馬鹿男やとて」と言い、八重瀬の按司に媚びる。

「天の時」は、すなわち「天時」という意味である。「天時」について、最も馴染みのあるのは「天時地利人和」であろう。『孟子・公孫丑章句下』に「孟子曰く、天の時は地の利に如かず。地の利は人の和に如かず。」<sup>22</sup>がある。「天時」はもともと「四季・晴雨・寒暑・風水・昼夜・方角など、すべて天然自然の現象のその時々の変移や状態を言う。」<sup>23</sup>という意味である。また、『大漢和辞典』に「天時」は「天のとき。天は時を以て運行するから、天道をいふ。」<sup>24</sup>がある。「天時」はのちに自然の天時だけではなく、「天」が与えている時機、すなわち「天」の決まっている時に物事をなすべき、というような抽象的な意味合いはよく使用されるようになった。ここの「天」はそのような意味であろう。詞章では、玉村の按司は「天」の時運を知らないで、最終的に殺される結末を迎えたという。

ここにおいても、「天」は万物の運命の決定者であり、一切を主宰する超越的な存在であることが明らかになっている。「天」が持っている超越的な性格が読み取れる。ここの「天」は自然・天体の天空を意味せずに、神格化されている「天」を意味しているといえる。

そして、八重瀬の按司は、若按司（亀千代）にこう語っている。「やあ天も怨みるな、わ身も恨みるな」と。つまり八重瀬の按司は若按司（亀千代）に、「天」も「私」も怨みの対象ではない、という。さらに、玉村の按司が殺されたことについて、「積る悪慾の 罪むくひあてど 天の御咎目の めぐるがなめぐて 刀刃にかゝて 殺されもしちやる」と話す。ここで、本当に悪事をした八重瀬の按司は、何も罪のない玉村の按司のほうが「悪慾」であると強弁した。そしてその「悪慾」に対して、天罰が下されて、「天」の咎めの現れとし

<sup>21</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成』 pp. 158～159

<sup>22</sup> 内野熊一郎『新釈漢文大系 第4巻 孟子』 明治書院 1962年 通釈：孟子がいうに、「国君がすべて事をなす場合には、天の時（天然自然の現象のその時々の変移や状態。たとえば四季・晴雨・寒暑・昼夜・方角など）の宜い時を選ぶことも大切だが、それよりも地の利（土地の自然状態が都合よくなっていること。たとえば、山河の険、城池の堅固さ）の宜いものを選ぶことには及ばない。しかし、その地の利の宜いということも、一国中の人心がよく和合し固く団結していることには、なお及ばないものである。」 p. 121

<sup>23</sup> 前掲内野熊一郎『新釈漢文大系 第4巻 孟子』 p. 122

<sup>24</sup> 諸橋轍次 『大漢和辞典』縮写版第三巻 大修館書店 1974年 p. 486

て、玉村の按司が殺されたのであると主張している。要するに、この結末は「天」の定めた運命であると考えたのである。「天」の定めたこの運命をしっかりと受け止めろと言っている。

ここでは中国の「怨天尤人」という四字熟語を連想する。「尤」は怨む、咎めるという意味である。つまり、天を怨み、人を尤めること、現代中国語では、物事がうまく行かない場合、何か挫折がある時に、それを客観的な要因のせいにする、という意味で使われていることが多い。「怨天」、「尤人」は『論語』に初めてみられる。孔子が弟子の子貢の質問に対して、自分の天命観念を説くために語ったことである。例えば、以下のように挙げられる。

「子曰、莫我知也夫。子貢曰、何為其莫知子也。子曰、不怨天、不尤人。下學而上達。知我者其天乎。」（子曰く、我を知ることを莫きかなと。子貢曰く、何為れぞ其れ子を知ることを莫からんやと。子曰く、天を怨まず、人を尤めず。下學して而上達す。我を知る者は其れ天かと。）（『論語・憲問第十四』）<sup>25</sup>

『論語』にみる「不怨天、不尤人」の「天」も自然天体の天空を意味するのではなく、抽象的な観念として、万物の運命の決定者、あるいは超越的な人格神を意味している。この「天」は、八重瀬の按司が言う「天も怨みるな わ身も恨みるな」にみる「天」と同意である。

また、「天の御咎目」という語が示しているように、悪いことをすれば必ず「天」から罰が下されるという「天罰」の観念も窺える。「天」は人間がやっていることをよくみて、その道德善悪等によって、人間の寿命を決定し、禍福をも与えている。要するに、「天」は人間の寿命、禍福を司っている、と考えた。悪いことをすれば、天罰が下されると信じていることが覗える。「天」は絶対的な存在であり、万物を創造する、一切の運命を決定することができるという性格を明確によみとれる。この組踊作品においては、むしろ悪いことをやりつくした八重瀬の按司のほうが、「天の咎め」つまり天罰にあたるべきであるだろう。

さて、舞台はまた移りかわる。「一方、玉村の按司の遺臣の波平大主は、独自に仇討ちの同士を募っていたが、身替わりの計略を知らず、平安名大主達が若按司を八重瀬按司に差し出したと聞いて激怒し、勝連へ向かう。しかし、話し合いにより無事に誤解もとけ、共に八重瀬城へと討ち入りに向かう。」<sup>26</sup>という場面になる。

平安名大主の話聞いて安心した波平大主は、若按司にあう。そこで、若按司が登場し、亀千代のことについて話す。

〈若按司詞〉

<sup>25</sup> 吉田賢抗 『新釈漢文大系 第1巻 論語』 明治書院 1960年 通釈：「自分は道を行おうとして努力してきたが、天の時を得ず、事は志とくい違ったが、さりとて別に天を怨むこともない。又天下の到るところで、わしを知って用いてくれる人はなかったが、さりとて別に人をとがめようと思わない。ただ、毎日手近い人事を学び、知らぬ道理を究めようとし、実行できなかったことを行おうと努めて、段段高明の域に達することができた。これらすべて天意なのだろう。私は人から理解せられなくとも、独り天だけは冥冥の裡（うち）によくわしを知っているのであろう」と。p.328

<sup>26</sup> 前掲国立劇場おきなわ上演資料集〈三十五〉 『忠臣身替の巻』 p.13

ゆうべ吉田から	昨晚吉田から
内通のふみに	内通の文に、
亀千代ことや	亀千代のことは
殺させもすらぬ	殺させもせずに、
生責のたぐひ	拷問の類を
すらんてやりたくで	しようとなくらんで、
籠舎しちあすが	牢舎に込めてあるが
天の御助けに	天の御助けに、
責もまたすらぬ	責めもしていない
心うちゆるち	安心しきって
夜昼も寢座に	夜昼も寢所に
引きこまてをとて	引きこもっていて、 <sup>27</sup>

若按司の話では、亀千代はまだ殺されていなく、牢舎に入れられたという。そして、亀千代が若按司と思って、安心した八重瀬の按司は油断して拷問等もせずにいた。そこで、亀千代がまだ生きていること、拷問等も受けていないことを、若按司は「天の御助け」であると考えたのである。ここでも、「天」の超越的な性格が窺える。

最後に若按司、平安名大主、波平大主らは「敵討」をし、見事に八重瀬の按司を討ち滅ぼして、無事に亀千代を救出できるのである。亀千代が無事であることについて、波平大主は以下のように話す。

〈波平大主〉

やあ亀千代	やあ、亀千代。
やあ吉田	やあ、吉田。
まこと忠節の	まこと忠節の
深さある故に	深かったために、
天の御助けに	天のお助けに
神の引合せに	神の引きあわせに、
鬼虎の口や	鬼虎の口は
凌ぢ来ちやる	凌いで来たのである。 <sup>28</sup>

ここも、波平大主は亀千代が無事であることは「天の御助け」であると考えたようである。留意しなければならないのは、ここでの表現は「天の御助けに神の引合せに」となっており、「天」と「神」が対になっていることは重要である。ここでは、人々が「天」に対

<sup>27</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成』 p164

<sup>28</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成』 p 168

して、一般神仏を信仰するような信仰心を持っていることが覗える。このような表現は組踊の中によくみられる。「天」を含む語を概観して、抽出した語の中で「天の御助・神の引合」という表現は10例ほどみられる。「天」と「神」が対語的となった常套表現である。これは組踊の一つの特徴であると考えられる。この問題については、後述する「孝女布晒」の事例でまとめたい。

さらに、敵討ちができたことについて、波平大主はこう語っている。

〈波平大主詞〉

やあ思子	やあ、若君。
一つゝみにかたき	いっきにかたきを
討取たる事や	討ち取った事は、
わすた供づれの	わたしたち供のもの
働きもあやべらぬ	働きではありません。
慈悲の御心の	慈悲のお心が
天までも知れて	天までも通じて、
玉村の御運	玉村の御運
御守りのあてど	お守りがあってこそ、
味方の一人も	味方に一人も
怪我やあやべらぬ	怪我はありません。
けふのほこらしや	今日の嬉しさは
ものに譬られめ	ものに譬えられようか。
躍りはね遊で	欣喜雀躍して
御祝ひしやべら	お祝いをしましょう。 <sup>29</sup>

「天までも知れて」という「天」を含む語句は注目に値する。波平大主は敵討ちが成功できた要因について、まず「わすた供づれの働きもあやべらぬ」と考えており、つまり、敵討ち果たしたのは、自分たちの働きではないと言っている。重要なのは「慈悲の御心の 天までも知れて」または「玉村の御運 御守りのあてど」と、波平大主は言っていることである。

その「慈悲の心」が、ちゃんと「天」まで通じていたから、言い換えれば「天」の御庇護、「天」の御佑けがあるからこそ、敵討ちが成功に導かれたという。ここでは、典型的な「天人感応」の考えが窺える。第1章で述べたように、「天人感応」とは「天」と「人」との対応関係を重視する考え方である。「天人感応」は、中国古代の原始哲学思想の一種ともいえる。「天」と「人」とが互いに通じ合い、「天」が人間のことに関与することができ、人間がしたことによって、天を感動させることもできる。「天」と「人」との間は、互いに

<sup>29</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成』p169

感じ合うことができるというふうを考えている。

中国では「尽人事以聽天命」（人事を尽くして天命に聴<sup>まか</sup>す）（南宋・胡寅『読史管見』）という言葉がある。または、「謀事在人、成事在天」（明・羅貫中『三国演义』第103回）という言葉がある。つまり、人事をやりつくし、あとは天に任すという意味である。やるべきことは努力して尽くして、あとは天命をまつだけである。成功するかどうか、その運は「天」にあると考えているのである。波平大主が言っていること、まさにこの諺の通りであろう。すなわち、敵討に成功したのは、自分自身の働きではなく、「天」の御佑けがあったからと考えたのである。類似する用例としては、「恩河本小祿御殿本組踊集」に収録されている〔東辺名夜討〕の「勝負ヤトカク天運に任チ」が挙げられる。ここにも勝負は「人事」で決めることなく、「天運」に任せるしかないという観念が窺える。このように、この組踊作品から、「天運」、「天罰」、「天命」、「天人感応」などの「天」の観念が確認できる。

八重瀬の按司は徳がなく、悪いことをやりつくしたので、最終的に滅ぼされたのである。ここは儒教の強調した「徳治」の観念が重要になってくる。「徳治」はすなわち「徳」を以て国を治する、という意味である。周代以降、「徳」と「天命」とは強く結び付けられるようになった。「周の人が『天命』以外に深い意義を有する『徳』を加味して考え、その徳が天命を獲得する拠り所とみなしたからである。」<sup>30</sup>という。「徳」がなければ、つまり不徳であれば、「天命」がそこから移されることになる。すなわち「天命」が革まるのである。「天命」が革まることは「易姓革命」である。つまり、これらの事例から「天命」観念における「易姓革命」の考え方がかいまみえる。

組踊の作品の中に、とくに敵討を題材とする作品では、不徳のために滅ぼされるのが殆どである。例①にみる八重瀬の按司のような例は、「二童敵討」の阿麻和利、「大川敵討」の谷茶の按司、「万歳敵討」の高平良御鎖等が典型的な例として挙げられる。このような敵討物には、「天の時」「天運」等のような「天命」観念、及び「易姓革命」観念がたびたび登場する。

## 例②「伏山敵討」

〈富盛〉

はあ此程の祈願

天のしりめしやうち

時運つりはてゝめくて来る

しばしまて

若按司に御にうけて

残らす一刀に

浮殺ち取らさ

はあ、これほどの祈願を

天もお知り下さって

時運つきはててめぐって来たのだ。

しばらく待て。

若君に申し上げて、

一人残らず一刀に

浮き〈ママ〉殺してやろう。<sup>31</sup>

<sup>30</sup> 永富青地編著『儒教 その可能性』 早稲田大学講師学院叢書4 早稲田大学出版部 2011年 p11

<sup>31</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成』 p205

上は「伏山敵討」の主人公、富盛大主が天願按司を討伐するときのセリフである。まず、「伏山敵討」のあらすじを簡単にみってみる。人望のある棚原按司は天願按司の闇討ちによって滅ぼされてしまった。棚原按司の臣下である富盛大主は、いつの日か主君の仇を討ち取ろうと考えた。年月を経て、生き残った棚原の若按司（虎松）は父親の仇を討とうと、富盛按司を訪ねた。一方、天願按司は富盛大主が切腹したと聞き、すっかり安心して、毎日遊び暮らしていた。ある日、天願按司が狩りに行く途中、富盛大主がまだ生きていることを聞き、急に富盛大主の住家を攻めようとした。そこで既に準備し、住家で待ち伏せていた富盛大主や若按司らは、見事に天願按司を滅ぼし、恨みを晴らす。

上は天願按司が富盛大主の住家を襲って、富盛大主に降参するよう話し、富盛大主がそれを拒絶する場面である。ここでは「天のしりめしやうち」という表現が注目される。その意味は、「天」もお知りになって、ということである。富盛大主は「此程の祈願 天のしりめしやうち 時運つりはてゝめくて来る」と天願按司に話した。つまり、いつか仇討ができるように祈って、その願いがようやく「天」に通じて、やっと仇討ができる時運がめぐって来た、と富盛大主は考えた。これを「天」もお知りになった、と言っている。このことから、この「天」は神格された表現であることがわかる。そして、願いが「天」に通じたことで、めぐってきた「時運」は「天時」であるといえる。「天」は人智を超える人間の運命を司る存在として観念されていることが明らかである。

そして、若按司はやってきた天願按司のことを次のように語っている。

〈若按司〉

いや寄手の面々	いや、寄せ手のものたち
慥ニ聞け	たしかに聞きなさい。
天の戒めか	天のいましめか
はるばるときやすん	はるばるとやって来たのも、
こまや待請て	ここは待ちうけて
忍てをすしらん	忍んでいたのを知らずに、
大口をするか	大口をたたくのか
舌よ抜き取らさ	舌をぬき取ってやろう。

この中で「天の戒め」という「天」を含む文がみられる。若按司は、天願按司が自分たちの待ち伏せを知らずにやってきたことは、「天の戒め」であると考えたのである。つまり、悪いことをした天願按司は「天の戒め」を受けて滅びる結末を迎えることになる。この表現からは「天罰」の観念が窺えるだろう。

最後に、仇討ちが成就し、富盛大主は次のように語る。

〈富盛〉

天の御恵か	天のお恵みだろうか
今日の引合や	今日の引きあわせは、
御思子の御果報	若君の御果報
働んあやへらん	働きもありません。
御急ちよめしやうれ	お急ぎ下さい。
御供からめきやひ	お供をいたして
本の御城に	もとのお城に、
御取立しやへら	お取り立てしましょう。 <sup>32</sup>

この中に「天の御恵」という「天」を含む語がみられる。富盛大主は、本日のこのような引き合わせはまるで「天の御恵」であろうかと話す。要するに、敵討できたことは「天」の恵みであると考えられた。ここにみる「天」も人間の運命を司る超越的な存在である。

上にみえるように、「天の時」という表現は敵討物によく見られる。このような用例は、他に『日本庶民文化史料集成』に収録されている[本部大主]の「天の時待つ」、[多田名組]の「天の時しらん」、「天の時そむく」がみられる。『与那国町西公民館組座所蔵本組踊集』に収録されている[北山敵打]の「天の時待ひ」、『與那覇政牛所蔵本組踊集』に収録されている[忠孝夫婦忠義]の「天の時得とる」がみられる。「天の時」を知らない、「天の時」を待つ、「天の時」にそむく、「天の時」を得る、この一連の「天」を含む語は、「天」から与えられる時期、すなわち「天命」の重要性を強調している。

「天時」と並び、敵討には「天運」も重要であると考えている。「天運」はすなわち「天」が定めた運命である、ある意味では「天命」の一側面としても理解できよう。このような「天」を含む語も敵討物にたびたび登場する。例えば、『恩河本小祿御殿本組踊集』に収録されている[東辺名夜討]に「勝負ヤトカク天運に任チ」、[屋慶名大主敵討]に「天運ユトモテ只休テオレハ」、『日本庶民文化史料集成』収録の[大川敵討]に「天運の廻り」等がある。

### 3-1-3 按司の美称として用いる「天」

#### 例③「大川敵討」

〈満納詞〉

はあ好でこのまらぬ	はあ、好んで好まれない、
天運の廻り	天運の廻りである。
勘違ひするな	かんちがいするな、
へ	かんちがいするな、

〈乙樽詞〉

村原が事や	村原の事は
-------	-------

<sup>32</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成』p 206

討死がしちやら	討ち死したのか、
音信も無いらぬ	何の便りもない。
沙汰も聞かぬ	うわさも聞かない。
女あてなしの	世なれぬか弱い女に
のゝ思ひのあゆが	何の思いがあるか。
命のつれなさに	命のつれなさに
按司加那志天の	按司加那志天の、
十百歳の御果報	千年の御果報
かめ願よしちをて	神にお願いをして、
お情に我身の	お情でわたしの
露程の命	はかない命を、
いきやしがなと思て	どうにかしてもらおうと思って
よしれやりをもの	参上しているもの、
色分ちたばうれ	識別して下さい
天の御肝	上様の御心にて。 <sup>33</sup>

上は「大川敵討」の登場人物、乙樽と満納の会話におけるセリフである。上のセリフには「天運」、「按司加那志天」、「天の御肝」等の「天」を含む語がみられる。「大川敵討」では他に「天の引合せ」、「天の御定め」等の表現もみられる。まず、「大川敵討」のあらすじを簡単にみってみる。谷茶按司は大川城を攻め、人望のある大川按司を滅ぼし、若按司を虜にした。その際、按司の旨を留守にしていた大川按司の臣下、村原の比屋はそれを知り、いつかの日に主君の仇を討とうと考える。大川城に帰る途中、村原の比屋は妻乙樽、息子乙松、母らに偶然に会い、そこで妻乙樽の計画を聞いた。乙樽は大川の若按司の乳母だと偽り、谷茶按司のところ（元大川城）に行った。谷茶按司の臣下である満納の子は乙樽の計謀を見抜き、谷茶按司に進言するが無視されてしまった。その後、乙樽の協力で村原の比屋は、無事に若按司を救出し、谷茶按司を滅す。

例に掲げているのは、乙樽が大川の若按司の乳母と偽って、谷茶按司の臣下の満納に見抜かれた場面である。満納は乙樽に村原の比屋の行く先を聞くが、乙樽はそれに答えず、満納はついに「好でこのまらぬ 天運の廻り 勘違ひするな」と、乙樽に言う。ここにも「天運」がみられる。注目したいのは乙樽の話である。乙樽は満納に信じてもらえるように、あえて谷茶按司に媚びる。乙樽は「按司加那志天の 十百歳の御果報 かめ願よしちをて」と言って、按司加那志天の長寿を神様さまにお祈りすると言う。

ここにみる「按司加那志天」は按司さま、つまり、谷茶按司のことを指している。この表現は上でも何回もふれてきた通り、南島歌謡等にも見られる表現である。「加那志」は按司を修飾する美称辞であるが、そのうえさらに接尾美称辞の「天」が付加されている。最

<sup>33</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成』 pp. 122～123

上の按司様という意味である。そして、その次に乙樽は「天の御肝」と言っ、上様の御心にて、私のことをよく識別して下さいという。「天の御肝」の「肝」は方言で「心」の意味であり、「天の御肝」は「天」の御心という意味である。つまり、上様、按司様の御心という意味である。ここの「天」は按司、すなわち谷茶按司のことを指している。

重要なのは、上にみる二つの表現はいずれも「天」を含む語を用いて最高の権力者（ここでは按司）を表している。今までみてきた通り、『おもろさうし』や南島歌謡には、「天」を含む語を用いて国王を表す例がよくみられる。それに似通って、組踊の中にも「天」を含む語を用いて、按司等を表現する例が確認できるのである。

以上みてきた例は組踊の題材に最もよく見られる敵討物である。これらの組踊作品は儒教の徳治思想に強く影響されていることが明らかである。「天時」「天運」等の表現が示したように、これらは敵討に必要な要素として頻繁に登場する。それに重要なのは、儒教の徳治思想と緊密に繋がり、「徳治」の背景ともなる「天命」観念や「易姓革命」観念がよく反映していることである。これらの「天」の観念は敵討内容を題材とした作品に集中的に現われていることが特徴づけられる。

### 3-2 世話物にみる「天」

敵討物にみる「天」についてみてきたが、次に、世話物に「天」はどのような姿で登場しているのかを検討してみよう。

#### 例④「孝女布晒」

まず、内容を確認しておく。勝連城主の頭役である安世理大主は置き手紙を残して、出家してしまった。息子の虎千代は父の行方を探しに行く。後妻の乙樽は、虎千代とその姉、玉松を殺し、自分の子乙鶴に家を継がせようと企む。父の手下である饒辺下庫裏は乙樽の陰謀に忤えずに、虎千代を殺してきたと乙樽に嘘をつき、玉松に虎千代は無事であり、お待ちくださいと伝える。家に残された玉松は継母に苛められ、雪の日に布を晒しにいくように命じられる。ついには家から追い出されるが、饒辺下庫裏に救われて助かる。一方、勝連城主の浜川按司は姉弟のことを噂に聞き、乙樽を捕まえ、処罰しようとする。しかし、姉弟は継母、乙樽のことを許してくれるように浜川の按司に嘆願する。その孝心に感心した浜川の按司は乙樽をゆるす。乙樽も改心して親子仲良く暮らすと約束する。

#### 3-2-1 超越的な存在としての「天」

この組踊の中にも、いくつかの「天」に関する語が出てくる。まず、姉の玉松と父の手下（家臣）である饒辺下庫裏の会話に「天」という語を含む詞章が登場する。そのセリフは以下のとおりである。

〈饒辺下庫裏〉

やあ思姉の前

やあ、お嬢様。

思けいの国頭に  
 いまいる道中に  
 待兼てをとて  
 殺ち捨りててやい  
 御母から我身に  
 仰事ありハ  
 天の御仕合ともて  
 与那城こびり  
 御待からめきやい  
 をがてをる次第  
 一々告上で  
 御戻や直に  
 我宿にいまうき  
 跡々此の事や  
 御計めしやいる事  
 委細思けいに  
 告上で置いんてやい  
 拝も度毎  
 おもてをやへたん  
 人繁さありは  
 おんにゆけんならん  
 あゝ針の御薙に  
 御座めしやうきをもの  
 物毎に御慎  
 御念入めしやうき  
 思けいの御戻  
 御待めしやり

〈玉松〉

天の御助か  
 神の引合か  
 かにある語いの  
 ある事やわめの  
 兼て夢程ん  
 しらんあたん  
 思けいとわんや  
 頼方ないらん

思弟が国頭に  
 行かれる道中に  
 待ちかねていて  
 殺してすてなさいと  
 御母からわたしに  
 お言葉があるので  
 天のおしあわせと  
 与那城こびりて  
 お待ち申し上げて  
 おめにかかっている  
 次第  
 いちいち報告して  
 御戻りはすぐに  
 わたしの宿にいらっしや  
 あって  
 あとあとこの事は  
 お考え下さるよう  
 くわしいことを思弟に  
 報告して置こうと  
 お目にかかるたびごと  
 に  
 思っておりまして  
 人通が多いので  
 申し上げることもでき  
 ない  
 ああ、針の薙の上  
 に  
 おすわりになつておら  
 れるから  
 ものごとにおつつしみ  
 御念を入れなさって  
 思弟のお戻りを  
 お待ち下さい

天の御助けか  
 神の引きあわせか、  
 このような話が  
 ある事は、わたしは、  
 かねて夢程も  
 しらなかつた。  
 思弟とわたしは  
 頼むところもない。

万事下庫理  
親とたのみよもの  
よしや有様に  
計やい給り

すべて下庫理  
親とたのみますので、  
よろしいように  
考えて下さい。<sup>34</sup>

父の手下である饒辺下庫裏は姉弟の味方である。継母の乙樽に虎千代を殺してすてなさいと命じられたが、饒辺下庫裏は乙樽に殺してきたと嘘をついた。そこで、饒辺下庫裏は玉松に弟の虎千代は無事であり、戻るのが待って下さいと伝えた。上記は饒辺下庫裏が玉松に出会って、そのことについて話した場面である。

まず、饒辺下庫裏は虎千代のことを待ちうけ、継母の陰謀をすべて報告できたことは「天の御仕合」（天のおしあわせ）であると思っていた。ここの「天の御仕合」とは、「天」の幸せという意味で、つまり「天」のお助けがあるからこんなことができたと考えられる。ここの「天」は自然・天体の天空を指すのではなく、人智を超える人間の運命を司る存在であることがよくわかる。

饒辺下庫裏が虎千代は無事であることを急いで玉松に伝えたくて、針の筵の上に座っているような気持であるところに、姉の玉松に出会って、そのことをすべて話した。饒辺下庫裏の話聞いて、玉松は「天の御助か神の引合か」（天の御助けか神の引きあわせか）、こんな話を聞くことができ、まさか夢程も知らなかった、と話す。ここにおいても、「天」の超越的な性格をよみとれる。弟の虎千代は無事であること、また饒辺下庫裏が自分たちの味方であること、さらに今こんなことを知ることができること、これらのことはすべて「天の御助」であることに他ならないだろうと、玉松は考えたという。饒辺下庫裏に会えることも含めて、幸せな巡り合わせは「天の御助」と「神の引合」であるという。

ここで注目したいのは、「天の御助」と「神の引合」がセットのように登場することである。要するに、これらのでき事は「天の御助」であり、「神の引合」である。ここでは、「天」は宇宙、万物の主宰者であるという性格が強調される一方、一般人が神仏を信仰するように、「天」に対して格別な信仰心を持っていることが窺える。これは当時の人々の神観念の一側面も反映していると考えられる。「天」は「神」であるというような観念をうかがえる。糸数兼治氏は「天は絶対的超越的存在であって、それに従うことによるのみ世界秩序が保たれると考えられたのであって、いわば天を人間の上位におく思想であり、多分に宗教的信仰的要素を色濃く残存させ、従ってそれは固有の神観念とも容易に集合するものであ」<sup>35</sup>と指摘している。

このように、「天の御助」と「神の引合」は組踊の中でセットのように用いられる例が少なからずみられる。事例①「忠士身替の巻」でみたとおり、波平大主は亀千代が無事であ

<sup>34</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成』p 352

<sup>35</sup> 糸数兼治「天の思想一向象賢から蔡温へ」 史料編集室紀要 13 沖縄県立図書館史料編集室 1988年 p 91 沖縄地域学リポジトリ 2015年3月アクセス  
<http://okinawa-repo.lib.u-ryukyu.ac.jp/bitstream/okinawa/7389/1/No13p73.pdf>

ことは「天の御助けに神の引合せに」よるものと考えた。また、事例③「大川敵討」では、村原の比屋は乙樽の遣いである泊にあって、みんなが団結一致して仇討ちをすることは、「天の引合か神の御助か」と語った。この例から、「天の御助・神の引合」と「天の引合・神の御助」は言い換え表現として用いられ、同様な意味でつかわれていることがわかる。

他に「天の御助・神の引合」が対になっている表現は以下の用例にもみられる。『今帰仁御殿本組踊集』に収録されたている〔天願若按司敵討ち〕、『沖縄小説集』に収録されている〔探義伝敵打〕に「天の御助か神の引合か」が見られる。『伊舎堂用八所蔵本組踊集』に収録されている〔八重瀬の組立〕、〔伊祖の子〕、『沖縄小説集』に収録されている〔響取敵打〕に「天の御助に神の引合に」が見られる。『與那覇政牛所蔵本組踊集』に収録されている〔大南山〕に「天の御助よ神の引合に」、〔忠孝夫婦忠義〕に「天の御助神の引合に」が見られる。『兼島信備所蔵本組踊集』に収録されている〔具志川大軍〕に「天ノ御助カ神ノ引合カ」が見られる。

人々は物事の成功する要因は、「天の御助」と「神の引合」であると考えており、「天」に対して、一般神仏を信仰するような信仰心を有していることが窺える。このような表現は、組踊の作品表現におけるパターン化の問題も考えなければならないが、「天」が超越的な存在として、神のように信仰されている一面は看過できない。これは組踊にみられる「天」の観念の一特徴であるといえよう。

### 3-2-2 「天命」観念を反映する「天」

次に、雪の降る中に追い出された玉松の語る「天の御定の 此生りともて」という「天」の語を含むセリフをみてみよう。「孝女布晒」の題名にも由来するが、継母が玉松に雪の日に布を晒せ、といじめる。しかし、継母の実娘である乙鶴は母の陰謀に应えず、姉の玉松に味方する。継母の乙樽は玉松を家から追い出して、乙鶴は雪と寒さの中で姉を探しに行く。しかし、追いかけてきた乙鶴に玉松は以下のように話す。

〈玉松〉

衾れ此形りに	あわれこの身なりに
なやいまた居てん	なっているも、
ひとん咎目らん	人もとがめない
母ん恨めらん	母も恨めない。
天の御定の	天の御定めが
此生りともて	この生まれとて、
思切やいをもの	あきらめているので。 <sup>36</sup>

<sup>36</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成』p 358

上記の「天の御定の此生りともて」が注目される。これもとりわけ組踊によく見られる表現である。今回抽出した「天」を含む語の中で「天の御定」は最も多く、21例もみられる。例えば、『日本庶民文化史料集成』に収録されている[銘刈子]に「天の御定」、「天の御定こそ」等がある。また[手水の縁]、[花売の縁]、[大川敵討]に「天の御定め」が見られる。そして、「天の御定の此生りともて」のような常套語になっている用例については、『今帰仁御殿本組踊集』に収録されている[雪拵]にみる「天の御定のこの生れともて」、『与那国町西公民館組座所蔵本組踊集』に収録されている[北山敵打]に「天の御定のおの生れともて」、『伊舎堂用八所蔵本組踊集』に収録されている[伊祖の子]に「天の御定の此生れとめバ」、『田代安定扣稿本組踊集』に収録されている[森川の子]に「天の御定の此の生ともて」、『與那覇政牛所蔵本組踊集』に収録されている[大南山]に「天の御定の此生れともて」、[忠孝夫婦忠義]に「天の御定のこの生れともて」が見られる。さらに、これ以外に、『田代安定扣稿本組踊集』の[貞孝婦人]に「天の御定の廻て来る間や」、「天の御定の廻て来る時や」がある。『與那覇政牛所蔵本組踊集』の[忠孝夫婦忠義]にも「天の御定の命ち待きめしやうれ」がみられる。

「天の御定」とは、「天」の定めた運命という意味である。「天」が定めた生まれ、人生であると理解できる。玉松は自分がこんなになったのは、「天」の御定めであり、自分の運命であると考えたのである。玉松は、人も、継母のことも、誰も恨まなく、これは自分の運命であるとしっかり受け止めてあきらめている。ここでは「天命」思想が窺える。注意しなければならないのは、ここの「天命」は天子の「天命」ではなく、一般人の「天命」のことである。孔子の語る「五十にして天命を知る」の「天命」と同じ意味である。

この例にみる「天」は明らかに自然・天体の天空ではなく、宇宙の主宰者、すなわち万物や人間の運命を決める至高権力者であることがわかる。ここの「天」は、超越的な性格を持ち、非常に抽象的な観念を表している。当時には「天」は人間運命の決定者であるというような「天」の観念が存在しているといえる。人々は中国の「天命」思想のような考え方を持っていることが明らかである。

先にまとめた用例に、「天の御定の此生りともて」、「天の御定の命ち待きめしやうれ」等があるように、「天の御定の命ち」はすなわち「天命」、人の運命であると考えられる。組踊の中ではこのような「天命」の観念がはっきり存在していると言える。たしかに、前にふれた「天の御助・神の引合」と同様に、「天の御定の此生りともて」という表現は組踊という文学表現のパターン化の問題も含めて考えるべきだが、これらの表現にはいずれも「天」という語が用いられ、「天」の観念が反映していることが重要であろう。

### 3-2-3 按司の美称として用いる「天」

「孝女布晒」にみるもう一つの「天」に関する事例に注目したい。当時の勝連城主、浜川の按司は玉松と虎千代が継母にいじめられたことを聞いて、継母の乙樽を捕まえ、処罰しようとする。玉松と虎千代は、継母が今まで養育してくれたから、乙樽のことを許すよ

うにと浜川の按司に嘆願する。以下はその場面である。

〈按司〉

いちやる願事か

どのような願い事か

〈とら千代〉

我姉をけい

わが姉弟は

母の気にさかて

母の気にさからって、

追よ出さりて

追い出されて

散々になとす

ちりぢりになっているのを、

按司かなし天の

按司加那志様が

ミやんにゆかて

お聞きになって、

母親や捕めらりて

母上はとらえられて

段々の御責てやい拝て

きびしいお責めにあっているとお聞きして

おとろしやんしらん

おそろしさも知らないで

よしれやいきやへたる

参上したのであります。<sup>37</sup>

ここで、注目したいのは「按司かなし天」である。ここの「按司かなし天」は勝連城主の浜川按司のことを指している。前文でみた「大川敵討」の例にも「按司加那志天」がみられた。「かなし」はオモロにもよく用いられる表現で、～様という意味で、尊敬や敬愛の意を表す。この組踊では、「按司加那志」の後ろにさらに「天」という美称辞をつけている。沖縄の歌謡の中で「首里天加那志」、宮古・八重山の歌謡の中で「天加那志」等のような表現がしばしばみられるが、これらの表現はいずれも国王を表す語である、「大川敵討」や「孝女布晒」等にみる「按司加那志天」、「按司かなし天」は、いずれも按司を表す語である。これも組踊の一特徴であると言える。

重要なのは「天」という語である。「天」がつくことによって、按司の尊貴、権力が一層強調されるようによみとれる。とくに、「首里天加那志」が示しているように、「天」は国王について使用するのが一般的である。ところが、ここでは、按司に対して、一般美称辞「かなし」の後にさらに「天」という語をつけ、按司に対して最高の敬意を表しているのである。

以上の例は「天」は按司を表す語として用いる事例である。では、おもろや南島歌謡でみてきたように、「天」が国王を表す語として用いられる例はあるのか。「貞孝婦人」の例をみてみよう。

「孝女布晒」と同様に、「貞孝婦人」は「孝行」を主題とする組踊の代表的な作品である。父母に対する孝行に比べ、「貞孝婦人」は姑に対する孝行を描く。そのあらすじを確認しておく。乙鶴は16歳の時に里森の子に嫁いだが、一年もならないうちに夫がなくなってしまう

<sup>37</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成』p 363

った。夫の遺言を守るために、乙鶴は里森家に残って、姑の面倒をみていた。父は乙鶴に再婚をすすめるが、姑へ孝行を尽くすため、そのことを固く断る。乙鶴の孝行やその忠貞は女性の模範として周囲の評判となる。その孝行に感心した国王は、銀子等を賜り、さらに里森家に領地をも与える。

この作品の中に「天の御定の週て来る間や」、「天の御定の廻て来る時や」、「天の御定」、「御主加那し天」、「首里加那（志）天」、「御主加那し天の御慈悲蒙やい」（『田代安定扣稿本組踊集』「貞孝婦人」）のような、「天」を含む語や詞章が見られる。

主人公の乙鶴は姑によく孝行を尽くしたため、国王がそれを褒奨したのである。この中で、国王を表す語として「御主加那し天」、「首里加那（志）天」が登場する。「御主」を修飾するのが美称辞「加那し」である、この上さらに「天」を付加している。このようにして、最高の権力者である国王を表している。「首里加なし天」は南島歌謡にみる「首里天加那志」と同じく国王をさしている。「首里」は国王のいらっしゃる場所であり、「加那志」は敬愛の意をあらわし、「天」は超越的な存在を示す。この一連の言葉はともに「国王」の特性を表す表現で、これを並べて表現することによって、「国王」を意味する語を構成している。「天」がどのようにして最高権力者である国王を表す語として定着したかについては、『おもろさうし』、南島歌謡にみる「天」の観念の考察で詳述した。

中国では、「天」は天子のみに使える言葉であり、それ以外で使うことは許されない語である。琉球王国時代にも、第二尚氏王統以降、琉球は統一王国として安定的に定着し、地域には按司は次第にいなくなった。「天」という言葉も権利関係の言葉として、段々王家専用の言葉として定着していた。しかし、「大川敵討」、「孝女布晒」等の組踊では、地域を支配する権力者である按司にも「天」という言葉が用いられる。そのことはとても興味深いことである。この組踊の時代背景は第一尚氏王朝に設定されているが、その創作は第二尚氏の時代である。それにも拘わらず、地域の按司、つまり国王以外の場合に「天」が用いられていることが重要である。つまり、中国においては天子のみに使う「天」が、琉球においては、国王のみならず地域の有力者である按司にも用いられた。これは組踊の文学作品という虚構性の問題も合わせて考えるべきだが、すくなくとも、これらの用法から「天」は地域の最高の権力者を表す言葉として認識していることが窺える。

換言すれば、すくなくとも組踊の作者たちは「天」の意味、「天」が持つ超越的な性格をしっかりと理解した上に、このような表現を使いこなしたと考えられる。そして、組踊の作者も、演者も、鑑賞者も首里士族であることから、琉球王国時代、とくに士族支配階層にはこのような「天」の観念がかなり浸透していることが明らかになっているだろう。

また、以上の例でみてきたように、「孝」を主題とする組踊の作品は少なからずみられる。儒教の倫理道徳観の中で「孝」はとても重要な要素である。組踊の「忠孝・節義を説く作品が多いのは、儒教道徳の徹底した沖縄の社会においては当然のなりゆきであった」<sup>38</sup>。儒教の倫理道徳はすなわち「三綱五常」である。土田健次郎氏によれば、「儒教の道徳は、仁、

<sup>38</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成』 p10

義、礼、智、信という層、忠、孝、悌、貞という層が重層的に存在するのである。この二つの層をまとめて表現したのが三綱五常であった。<sup>39</sup>というのである。親孝行について、「孝とは一般的に、親への態度や心情を説いた倫理道德であると認識されている。」<sup>40</sup>のである。儒家が主張する各種の倫理道德の中で、「孝」はとても重要であり、優先的に説かれている。例えば、中国では「百行孝為先」という教えがある。つまり、百の事があっても孝行は先に行くべきことであるという意味。「孝」であれば、「天」から庇護され、「不孝」であれば、「天」から罰が下される。これは「天罰」観念を支える重要な観点の一つである。

「貞孝婦人」では、主人公の乙鶴は、自分の運命はすべて「天の御定」であると考えた。儒教の教えの忠貞観念を強く読み取れる。最後にあるように、乙鶴の孝行に対して、首里の国王は「思なひべ」の位、銀子三貫目をご褒美として賜った。このように、琉球王国時代は、孝行に対して賞賛や奨励を行っている。例えば、「孝行の巻」では、首里王府は大蛇の生け贄になろうとしている娘の孝心に感心し、その褒美としてその娘を王妃に、その弟を王女の婿にしたという。

『球陽』にも孝行を奨励する記事を記載している。例えば、第2230条の「本年賞蔡氏伊計親雲上大鼎孝行頒賜物件」の記事では、蔡大鼎という人物の孝行に対して、首里王府は「褒嘉大鼎孝行頒賜掛床一幅綿子一把以示恩典」<sup>41</sup>、つまり奨励をしたのである。また、「128 蔡讓女亞佳度捐資建祠奉安神主」<sup>42</sup>の記事には「貞孝婦人」と非常に類似している話を記している。

儒教の倫理道德観が説く「貞」は「妻が夫に献身する道德」<sup>43</sup>を指している。特に古代中国では、女性に対して「三従四徳」という厳しい道德規範がある。「三従」とは、結婚する前に実家においては父に従い、そして結婚してから嫁いだ家においては夫に従い、さらに夫が死んだら子に従う、というのである。(『儀礼・喪服・子夏伝』)「四徳」とは、「婦徳」(徳性)、「婦言」(言行)、「婦容」(容姿举止)、「婦功」(家事等)である。(『周礼・天官・九嬪』)特に、女性の再婚等の行為は許されないことであった。

ところが、現実の社会はどうなっているのか。本来、儒教等の教えは民間に行けばいく

<sup>39</sup> 土田健次郎『儒教入門』 東京大学出版会 2011年 p19

<sup>40</sup> 佐野大介「孝の思想」『概説 中国思想史』 湯浅邦弘編著 ミネルヴァ書房 2010年 p245

<sup>41</sup> (2230 本年賞蔡氏伊計親雲上大鼎孝行頒賜物件) 蔡氏大鼎事親至孝常盡省定之禮毫無怠慢雖經出在他處入而伺其安否至于諸凡事情莫不盡心孝敬況當慈母染病之時除加心調治外往東禪寺佛前燃燈掌上祈以痊痾兩手就爛奈病勢沈重不見其效遂乃身故大鼎不勝悲嘆之至然因嚴父在世強止嘆心常慰父情其後充役赴閩之時再三勸父選配娶妾保養身體且見其年老身衰愁悶難勝屢邀其友與父談論以慰心情且因其患中風奉待醫藥以行調治跟遊四面而為保養病勢漸重遂臥篋床當此之時晝夜愈盡心力既行醫治復祈神祇歷十餘日不見其效不幸辭世曷勝哭慟至其送終人等無不感嘆既而每逢祭祀亦盡如在之誠不但此也內自兄弟外至親族交以和睦等由稟明()朝廷由是褒嘉大鼎孝行頒賜掛床一幅綿子一把以示恩典(『球陽』原文編 球陽研究会編 角川書店 1974)

<sup>42</sup> 128 蔡讓女亞佳度捐資建祠奉安神主 唐榮通事蔡讓女亞佳度及笄而嫁孝事舅姑順從其夫未經數載其夫棄世時亞佳度年十七守義寡居終無嫁意父母恤其少無子將改嫁之亞佳度堅執不從父母見其心志甚堅乃止亞佳度紡績織紵以為恆業歷年蓄積至於成化壬辰卜地于唐榮之東北自能捐資創建祠堂以安蔡氏神主且亞佳度意想宋朝忠惠公造萬安橋時有觀音現聖而成此橋至于今世海清國泰而萬民免風濤險阻者此誠忠惠公之功德而觀音靈幫之所係也由是亞佳度奉觀音于祠堂亦以崇信亞佳度年五十一而卒焉(『球陽』原文編)

<sup>43</sup> 前掲土田健次郎『儒教入門』 p53

ほど、圧力が厳しく、上流階層よりも一般の人々はしっかり守っているはずである。しかし、実際の琉球社会ではそうでもないようである。このことについて、「現実の琉球における士族社会は、家譜によれば離婚や再婚が普通に行われている社会である。そのためこのような貞節を守り義理と孝行に生きる女性は、理想像として賞賛され、讃美されたのだろう。」<sup>44</sup>という指摘がある。

この点はとても興味深いことである。ようするに、当時の社会の実際の状況とは別に、忠貞な女性を理想的な女性像として組踊の中に描いている。このことから、組踊がいかにも儒教の教え通りに創作されているかがよくわかるだろう。これは、組踊の特徴でもあると考えられる。すなわち、組踊は支配階層の思想を代表しているのである。

儒教の世界観の中では、「孝」と「忠」も繋がっている。その関係について、佐野大介氏は、「孝が深まってゆくにつれ、『親に事うる』から『君に事うる』へと拡大してゆくのは、孝の部分とされる敬、すなわち権威や規範に従うという観念が、君臣関係でも有効であると表している。」<sup>45</sup>という。前に考察してきた敵討物に描かれている君臣関係はそれである。

### 3-3 恋愛物にみる「天」

以上、敵討内容を題材とする敵討物と、世間の話等を題材とする世話物についてみてきた。組踊は主に敵討物と世話物に分けられている。恋愛を題材とした作品は皆無といってもよいほどであるが、「手水の縁」だけは「恋愛物」である。本稿ではあえて「恋愛物」という言葉を使う。

#### 例⑤ 「手水の縁」

〈山戸〉

あゝたうと	ああ、ありがたい。
この川に便て	この川のおかげで
手水呑むことや	手水を呑むことができるのは、
天の引合か	天のひきあわせか
神の御助か	神のおたすけか、
音にとよまれる	音に名高い
知念山口の	知念山口の
盛小屋の一人子	盛小屋の一人子
玉津がやゆら	玉津であろうか <sup>46</sup>

上は「手水の縁」の主人公、山戸と玉津の会話のセリフである。まず、あらすじを簡単にみてみよう。波平村の山戸は瀬長山で花見をして帰る途中に、波平井で髪洗いをしてい

<sup>44</sup> 国立劇場おきなわ上演資料集〈七〉『貞孝婦人』国立劇場おきなわ調査養生課 編集 2005年 p5

<sup>45</sup> 前掲佐野大介論文「孝の思想」p252

<sup>46</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成』p55

る玉津に出会う。玉津にひかれ、山戸は手水<sup>47</sup>で水を飲ませてくれと頼む。手水の縁で結ばれた二人は再会を約束する。山戸は夜に玉津の家をいき、密会するが、門番に見つかる。玉津は不義の密通で知念浜にて処刑されることになる。玉津は父の部下である志喜屋の大屋子と山口の西掟に山戸への伝言を頼む。処刑の寸前、山戸が駆けつけ、その陳情により二人は放免される。

上記は山戸が波平井で玉津に手で水を飲ましてくれと頼んで、ようやく同意を得る場面である。最初に堅く断った玉津に、山戸は川に身を投げると脅かし、玉津はやむえず同意した。そこで、山戸はこのことが「天の引合か神の御助か」と喜ぶのである。つまり、「天」の引き合わせと、「神」の御助けがあるからこそ、自分が望んでいることが実現できたと考えたのである。先にまとめたように、「天の御助・神の引合」、またその言い換えの表現である「天の引合・神の御助」は、組踊によく用いられる表現で、この「天」は神に等しい存在である。敵討物「大川敵討」、世話物「孝女布晒」、さらに恋愛物「手水の縁」、いずれにもこのような表現がみられている。

次に、別の場面をみしてみる。

〈玉津〉

やあ 志喜屋の大屋子  
山口の西掟  
この世振捨てゝ  
行きゆる涯だいもの  
恥もふりすてゝ  
言やば聞き給れ

やあ、志喜屋の大屋子  
山口の西掟  
この世をふりすてて  
行く時ですもの、  
恥もふりすてて  
言うのできいて下さい。

(中略)

里にい言葉の  
気にかゝてをもの  
やあ、志喜屋の大屋子  
里や花盛り  
人増りやれば  
男生れたる  
この世界のしるし  
御主加那志みやだいら  
夜昼もめしやうち  
天の御定の  
下て来る時や

あの方への言葉が  
気になっているから、  
やあ、志喜屋の大屋子  
あの方は若々しく  
人増えであるので、  
男と生れた  
この世のしるしとして、  
国王への御奉公を  
夜昼もなさって、  
天の御定めが、  
下って来るときは、

<sup>47</sup> 手水は「昔から男女が縁結びをする際に行われる行為」である。崎原綾乃「組踊『手水の縁』について」国立劇場おきなわ上演資料集〈四〉『手水の縁』国立劇場おきなわ調査養生課編集 2004年 p19

死出が山道に  
御待ちしゆんでやり  
玉黄金里に  
語てたばうれ

死出の山道に  
お待ちしていると、  
いとしいあの方に  
語って下さい。<sup>48</sup>

上は、玉津が処刑される前に父の部下の二人に山戸への伝言を頼む場面である。その伝言とは、男として立身出世し、自分は必ずあの世で待っているからという。ここでは、「天の御定」に注目したい。玉津は、男であるなら、「御主加那志みやだいら 夜昼もめしやうち」、つまり昼も夜も国王へ御奉公してくださいという。さらに、「天の御定の 下て来る時や」は、私がかならず「死出が山道に 御待ちしゆんでやり」と、玉津は伝言している。すなわち、「天」の御定めが来たときには、私が必ずあの世で待っているからという意味である。「死出の山道」は「死出の山路」で、死出の山の険しい山道という意味で、すなわちあの世の隠喩的な言い方である。ここの「天の御定」は「天」が定めた命、さらに言えば山戸の寿命を指しているのである。玉津は山戸が立派に生きていてほしい、寿命が来たときに、自分が必ずあの世で待っているのだと伝言した。

この例にみる「天」は人間の運命を司り、人間の寿命を決めることのできる存在として観念されていることがわかる。

「天の御定」が組踊の中に頻出する表現であり、前文でまとめたとおり、今回の「天」を含む語の抽出の中で、最も多く 21 例も確認できる。例えば、前項の「孝女布晒」の中にみる「天の御定」は「天」が定めた運命という意味であり、本例の「手水の縁」にみる「天の御定」と異なっている。この例にみる「天の御定」は「天」が定めた人間の寿命を意味している。

#### 4 まとめ

以上、『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』、『沖縄県史料 前近代8 芸能Ⅰ』、『沖縄県史料 前近代11 芸能Ⅱ』における組踊作品にみる「天」を含む語の抽出及び分析を行った。その中に、「天」を含む語や文は、のべ 182 例が確認できる。そして、「忠臣身替の巻」、「伏山敵討」、「大川敵討」、「孝女布晒」、「貞孝婦人」、「手水の縁」等を典型例として考察を試み、組踊にみる「天」の観念の有様、及びその特徴について述べた。

例①「忠臣身替の巻」においては、「天と地の中に」、「天の時知らぬ」、「天も怨みるな」、「天の御咎目」、「天の御助けに神の引合せに」、「天までも知れて」等の「天」を含む語を考察してみた。「天と地の中に」の「天」は自然・天体の天空を意味していることを明らかにした。「天の時知らぬ」の「天の時」は、本来は『孟子』のいう自然の現象やその時々の変移や状態をさしているが、この組踊の中では、「天」が与えている時機、「天」の時運を意味していることを明らかにした。「天も怨みるな」では、『論語』にみる「不怨天、不尤

<sup>48</sup> 前掲『日本庶民文化史料集成』p61

人」の「怨天・尤人」の意味と同様に、「天」、「人」を咎めるという意であり、「天も怨みるな」というのは「天」を怨むな、という意味であることを明らかにした。また、「天の御咎目」が示しているように、悪いことをすれば必ず「天」から罰が下されるという「天罰」の観念が窺えることが指摘した。そして、「天までも知れて」とは「天まで通じて」という意味であり、「天」と「人」との間には、互いに感じ合うことができるものがあるという「天人感応」の観念がはっきり読み取れたことを指摘した。以上の一連の「天」を含む語の中の「天」は万物の運命の決定者である、つまり超越的な人格神を意味している旨を論じた。

例②「伏山敵討」では、「天のしりめしやうち」（天もお知り下さって）、「天の戒め」（天の戒め）、「天の御恵」（天のお恵み）等の「天」を含む語を考察した。「天のしりめしやうち」の「天」は神格化された表現であり、「天の戒め」は「天罰」の観念と近いこと、また、「天の御恵」は「天」からの恵みであることを明らかにした。これらの語にみる「天」は抽象的な概念を表し、超越的な存在として観念されることを指摘した。

例③「大川敵討」では、「天運」、「按司加那志天」、「天の御肝」等の「天」を含む語について考察を加えた。「天運」は事例①等でみてきた「天時」と同様に、敵討に欠かせない要素として頻繁に登場することを論じた。そして、「按司加那志天」や「天の御肝」の「天」は地域の権力者—按司を表す語として用いられていることを明らかにした。

以上、組踊敵討物にみる「天」の観念についてまとめた。敵討物には悪役は不徳であるため、最終的に滅ぼされるのが一般的であり、これを通して見えたのは、儒教における「徳治」の政治思想であることを指摘した。また、その背景としての「天命」と「易姓革命」の観念が重要であることを主張した。

例④「孝女布晒」においては、「天の御仕合ともて」、「天の御助か神の引合か」、「天の御定の 此生りともて」、「按司かなし天」等の「天」を含む語について検討した。この中で、「天の御仕合ともて」、「天の御定の 此生りともて」が示しているように、「天」は自然天体の天空ではなく、宇宙の主宰者、人間の運命の決定者として存在し、超越的な性格を持っている状況を指摘した。また、組踊の中では、「天の御助」と「神の引合」とが対になって登場する機会が多いことを指摘し、「天」に対して神を信仰するような信仰心を有していることを論じた。また、「天の引合・神の御助」と「天の御助・神の引合」とは同意に使われており、この用法は組踊の一つの特徴であると論じた。さらに、事例③と類似し、浜川の按司のことを「按司かなし天」という語で示しているように、「天」を含む語が按司を表す語としても用いられることを述べた。これに対して、同じく孝行を題材とした「貞孝婦人」にみる「御主加那し天」、「首里加那（志）天」にも触れ、これらの語は国王を表す語であることを明らかにした。

例⑤「手水の縁」では、「天の引合か神の御助」、「天の御定」等について考察を試みた。特に、この作品にみる「天の御定」は「天」が定めた寿命を意味し、「天」は一切を主宰する超越的な存在であり、人間の寿命まで司る性格を持っていることが明らかになった。以上、世話物や恋愛物にみる「天」の観念についてみてきた。

世話物や恋愛物には「天の御定」、「天の引合せ」等、一般人の「天命」、すなわち運命を意味する「天」を含む語がよくみられ、敵討物には「天の時」、「天運」、「天の咎目」等、政治思想に用いる「天命」観念、「易姓革命」観念を反映する「天」を含む語がよくみられることを、組踊にみられる「天」の観念の一つの特徴としてまとめることができる。

そして、『おもろさうし』や南島歌謡における「天」の考察に比べ、組踊には「天が下」（天下）等のような表現、また宮古、八重山歌謡にみる「天」と「上」が対語になっている表現等がみられない。これに対して、「供に天かめて地やふまねてやり」（ともに天をいただいて、地はふまないという）、「天も怨みるな」（天も怨めるな）等、成語「不俱戴天」、「怨天尤人」等中国の典故に由来した表現がたびたび登場する。これは、組踊が中国の漢文文化から多大な影響を受けていたことをよく伝えるものであろう。特に、「忠」や「孝」等を主題とする作品が殆どであり、儒教の倫理道徳観をよく反映しているともいえる。組踊の創作者やその鑑賞層は主に士族階層である。彼らは高度な漢文知識や素養を持っている人であり、彼らが主役になって創作した組踊には漢文化の思想が反映されていることが容易に理解できる。

これらの成語は、現代中国語でもよく用いられる表現であり、この点からみれば、組踊にみる「天」は、王府の歴史書にみる「天」より比較的にわかりやすく、そんなに抽象的ではないといえる。

一方、「按司加那志天」「首里加那志天」等の語が示したように、組踊には「天」は国王のみに使うものではなく、地域の有力者にも使っている。もちろんこれは文学作品の虚構性や表現上の問題もあるが、しかし、このような表現は「天」の観念が意識されているからこそ創りあげられたのではないかと考えられる。「按司」、「加那志」等の琉球的言葉と漢語の「天」を組合せて、国王を表す語を構成している。これは、中国の「天」の観念を受容しながら、琉球の風土に結合した特徴的な表現となっているといえる。逆にいえば、「天」の観念が支配階層にかなり浸み込んでいる実態を窺わせるものと言えよう。創作者たちはこのような「天」の観念を十分に理解し、それを組踊作品に上手に使いこなしたと言えるだろう。

## 終章 琉球における「天」の観念の実態及び特徴

### 1 琉球における「天」の観念の実態

以上、歴史、文学、民俗、芸能等の分野から、文献資料を中心に「天」を含む語や文を抽出し、その具体例を分類、分析し、琉球における「天」の観念について考察してきた。これらの各領域に存在している「天」の考察を通して、「天」は古くからどのように認識されているのか、どのような姿で立ち現われているのかを追究し、琉球における「天」の観念の全体像を掴もうとしてきた。

序章では、先行研究等を纏め、問題点を提示した上で、本研究の動機・目的、意義、及び研究方法等を述べた。先行研究において、主に糸数兼治氏の「天の思想一向象賢から蔡温へ」、豊見山和行氏の「琉球の王権儀礼—祭天儀礼と宗廟祭祀を中心に」、比嘉実氏の「琉球王統譜・神号の思想史的研究」、渡名喜明氏の「神話・伝説に見る琉球王権の位相—記紀王権と比較して」、中村哲氏の「琉球王国形成の思想—政治思想史の一齣として—」、「月と日と天上上座—沖縄での思考—」についてまとめた。これまで「天」については、断片的な研究が殆どであり、「天」の観念を対象とした総合的な研究はまだなされていない現状を述べた。また、これらの先行研究は基本的に支配階層の考え方を代表しており、一般人が考えている「天」については殆ど言及されてこなかったことを指摘した。

そんな中で行われた本研究は、この領域における研究の空白を埋めることができるものと考えており、これらの問題点や課題を踏まえ、本論文の目的、意義および方法等について述べた。

第1章では、中国や日本の「天」を概観した。琉球における「天」の観念についての考察にあたって、琉球の「天」の概念を孤立的に考えるのではなく、中国や日本等東アジア漢字文化圏の国々をも視野に入れて考察を行った。

第1節では、中国における「天」の観念を考察した。中国における「天」が万物の創造者、万物運命の決定者である等の性格、「天人相関」・「天人合一」・「天人感応」等の概念を紹介し、「天」と「帝」、「天」と「人」の関係等について論じた。

第2節では、日本における「天」の観念を考察した。古代日本の「天孫降臨」の神話をはじめ、中世～近世期にみる「天道」、「徳治」、「祥瑞」思想等について述べた。中国や日本、それぞれの「天」にまつわる観念、「天」に対する認識を沖縄と比較しながら、その相違点と類似点について考えてみた。

第2章では、首里王府が編纂した歴史文献にみる「天」の観念について考察を試みた。第1節では、『中山世鑑』、蔡鐸本『中山世譜』、蔡温本『中山世譜』、『球陽』等の歴史文献を取り上げ、その開闢神話に関する記述にみる「天」を考察した。これらの開闢神話では、「天帝」の後裔である「天孫氏」は、「国ノ主ノ始」(『中山世鑑』)、「君王之始」(蔡鐸本『中山世譜』)、「国君始」(蔡温本『中山世譜』)、「国君の始」(『球陽』)と記し、「天孫氏」は初代国王であることは強調して記していることを共通点として指摘した。つまり、初代国王

の出自や王権の正統性を「天」に求めていることを明らかにした。

第2節では、琉球における歴代国王の出自記述にみる「天」を考察した。初代国王の天孫氏をはじめ、舜天王統の舜天王、英祖王統の英祖王、察度王統の察度王、第一尚氏王統の尚巴志王、第二尚氏王統の尚円王の出自記述に考察を加え、これらの記述に「天」を含む語や文章が必ずと言ってよいほど登場し、その中に「天人感応思想」、「祥瑞思想」、「災異思想」、「天命思想」、「易姓革命思想」等の「天」の観念が存在していたことを明らかにした。

これらの「天」の観念は、王権の絶対性、王統の正統性を強調するために歴史書に活用されたことを指摘した。言い換えれば、各王朝の交替を説明する王府編纂の文献にとって、「天」の観念はとても重要、かつ不可欠なものであることを示した。

第3節では、『球陽』にみる「天」の観念を考察した。『球陽』は王府が編纂した情報量の最も豊富な編年体の歴史書である。まず、歴代の国王の出自や王朝交替に関する記述にみる「天」は、『中山世譜』や『中山世鑑』等の歴史書とほぼ同じであることが確認できた。例えば、特に歴代国王の出自記述は殆ど蔡温本『中山世譜』を踏襲し、中国の政治思想に用いられる「天人感応思想」、「祥瑞思想」、「天命思想」、「易姓革命思想」等の「天」の観念を使用していることが明らかになった。一方、国王の出自記述や王朝交替に関する内容以外に、天上を飛ぶ「神仙」の観念を反映する天女の話、「天罰」の考え方に関わる「雷」の記述、また「祥瑞思想」を反映す、祥瑞現象として現れた「鶴」の飛来等の記述、多種多様な「天」の観念がみられていることを論じた。

これらの考察を通して、『球陽』にみる「天」の観念は、王権との関わりの有無によって大きく分けることが特徴づけられることを指摘できた。

第4節では、歴史書ではなく、地誌『琉球国由来記』にみる「天」の考察を試みた。首里城の公式祭礼である「天壇之御拝」、「朝拝之規式」、「天地御祭」等の儀礼を取り上げ、王府の祭祀儀礼の中に「天」にかかわる祭礼、さらに「天」の観念が存在していたことが確認できた。「天壇之御拝」と「朝拝之規式」は形式上、中国の祭天儀礼を模倣しているが、内実は中国の祭天儀礼と同質なものではないことを指摘した。さらに、首里城内で行われた「天地御祭」は、「天」と「地」を祭ることが主旨となっており、形式上も琉球独自のスタイルで行われた。これこそ琉球的な「祭天儀礼」ではないかとも指摘した。

さらに、王府の公式祭礼と違って、島々の神名、御嶽の由来等に関する記述も考察した。例えば、宮古島の「船立御嶽」の由来に関する記述にみる「天道感応」、「天ヲ仰ギ祈リツツ」、「天ノ御加護」等の表現、「比屋地御嶽」の関連記述にみる「天ニ祈ケルハ」、「泊御嶽」の関連記述にみる「天ノ恵」、「朝夕、天ヲ拝ス」等の表現を取り上げて考察を行った。王府の公式祭礼と比べ、これらの事例には、「天」への崇拝や信仰観念が窺えることを論じた。

以上のことから、『琉球国由来記』にみる「天」は歴史記述にみる「天」とやや違う位相を示していることが明らかになった。この中で、王朝交替などで使う政治思想としての「天」は全くみられない。特に王家の系譜である『中山世鑑』、『中山世譜』等にみる「天」と比

べ、このような聖域・御嶽等の由来譚にみる「天」の観念は、人間界を司る力を持つ存在としての「天」への信仰心がよく反映していることを指摘できた。ある意味ではこれが支配階層における信仰面に現れる土着の「天」の観念と理解してもよいと考えている。

以上のように、歴史記述に登場する政治思想としての「天」と違って、民間信仰レベル、あるいは支配階層ではない一般人が考えている「天」はどのような姿であるのか、さらに考察しなければならない。従って、これらのことを解明するため、琉球最古の祭祀歌謡集『おもろさうし』、奄美・沖縄各地の歌謡を集成した『南島歌謡大成』を考察することにした。

第3章では、首里王府が編纂した祭祀歌謡集『おもろさうし』にみる「天」を考察した。自然天体の天空から、国王の支配空間を意味する「天が下」、さらに国王の尊称として用いられる「天がなし」、「てにきよら」、「天つぎ」等の表現まで、『おもろさうし』の世界には、「天」を含む語、及びそれらの語が反映している「天」の観念が存在していたことを実証した。具体例の検討を通して、『おもろさうし』にみる「天」は①自然の天空を意味する「天」、②抽象的な「天上世界」、万物を主宰する超越的な存在としての「天」、③天下、世の中を意味する「天」、④国王の美称として用いる「天」、と大きく分類することができた。

オモロの世界では、自然天体としての天空を意味する以外に、「天」は聖なる空間、または超越的な存在としても認識されていることが明らかになった。しかし、このような抽象的な概念としての「天」はあまり多くは描かれていない。そのかわり、想念上の聖空間、神の居所として強調されているのは「オボツ・カグラ」であるとも指摘した。つまり、「てに」(天)の世界を「おぼつ」と表現している場合が多いといえる。さらにいえば、中国のように、「天」そのものが万物を主宰する絶対至高権力者であるという観念はそれほど多くないことを指摘した。首里王府が編纂した歴史書にみる「天」の観念と比較しながら、王府編纂の祭祀歌謡集『おもろさうし』にみる「天」の観念の特徴を掴むことができた。

第4章では、琉球の基層文化に現れる「天」、一般人が考えている「天」を明らかにするため、口承を基盤とする南島歌謡にみる「天」の観念を考察した。第1節では、『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』を取り上げた。具体例にみられる「天のみや」、「天地通しめしよわれ」、「天からおりんそうちやる」等の「天」を含む語の考察を通して、『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』では、自然の天空を意味する「天」が謡われる他、垂直的な他界観を表す「天上世界」の観念を有していることを明らかにした。例えば、久米島のオタカベにみるように、人々が「天上世界」に「天のみや」(天の庭)があり、そこに「天上」の井口を制御する「こうじやしゆ」が存在していると信じていることを論じた。また、これらの歌謡に「首里天がなし」、「天きやおそい王にせ」等の「天」を含む語がみられ、これらの語が国王の美称として用いられることを明らかにした。

第2節では、『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』を取り上げた。まず、「ていんぬぷシ」(天の星)、「あうでいん」(青天)等の「天」を含む語の検討し、宮古地域では自然の天空を意味する語として「ていん」、「でいん」等の形で謡われていることが確認できた。そして、

「狩俣祖神のニーリ」では「ていんぬ あかぶしゃ」（天の赤星）という「天」の神が天降りし、狩俣部落の祖先神になったことを謡い、この考察を通して、狩俣の祖先神の聖性を「天」に求めている点を指摘した。また、宮古歌謡には「神」がいらっしやる空間は「ていんにゃういん」（天の上）と謡われ、「ていんだう」（天道）、「天帝」、「天加那志」、「竜宮天」、「七色天」等の語は「天」の神を意味する語として登場することを明らかにした。さらに、「首里天」、「天が耳」、「天の声」等があるように、『おもろさうし』や『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』に通じて、宮古歌謡にも「天」が国王を表す美称や美称辞として用いられていることを実証した。

第3節では、『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』を取り上げた。具体的な用例を検討することによって、八重山歌謡には、自然の天空を意味する「天」として、「天ぬ星」、「天ぬ中 渡雲」などのような形で登場していることが明らかになった。これに対して、「天の按司」、「てんぬかんがなす」（天の神加那志）等の用例が示しているように、「天」を神格化した表現として登場し、天上界の最高権力者を「天の按司」、「天」の神を敬って、「天の神加那志」と呼んでいることが確認できた。さらに、「天がなし」、「天ぬ恵み」、「天からど うらとばんとや 夫婦なりで いちけたぼる」（天からあなたと私とは 夫婦になれと言いつけなさる）等の例があるように、「天」は万物の運命等を決定することのできる、超越的な存在として観念されていることを明らかにした。さらに、「天添」、「天加那志」、「天主」「首里天」等の「天」を含む語が国王を表す語として登場することも検証できた。

第4節では、『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』を取り上げた。「ていんぬしらくも」（天の白雲）、「てんぬぶれぶしゃ」（天の群星）等の語の考察を通して、奄美では、自然の天空を意味する語として「ていん」や「てん」等の形で表していることが事例で確認できた。そして、ユタの起源譚として奄美大島等に伝承されている「思いぬ松金」の話や沖永良部島の島創建神話の事例を検討し、その中にみられる「うていんと のぼせてい」と「ていんぬみや」（天の庭）の「うていんと」や「ていん」は神の在所である「天上世界」を意味していることを実証した。また、「米ぬナガレ」では、稲の種は平安座の親ノロが「おてん」に昇って、「あまてえ」（天の嶽）から取ってきたとし、「煙草ながね（2）（大島竜郷町秋名）」では煙草の種は「ていんさしじ」、すなわち「天」の指図により下されたと謡い、奄美では物事の起源を「天」に求める観念を有していることを指摘した。

このように、各節で考察した通り、南島歌謡の「天」は自然・天体の天空を意味する以外に、抽象的な意味合いを持つ「天上世界」、すなわち神が住む聖なる空間も意味している。その「天上世界」は人々の想念上の世界であり、人々の精神世界、あるいは信仰世界を表す観念である。そして、『おもろさうし』にみる「天」と同じように、『南島歌謡大成』の沖縄篇上、宮古篇、八重山篇にみる「天」は、①自然の天体を意味する、②抽象的な「天上世界」、超越的な存在を意味する、③国王の美称／美称辞として用いる、と大きく分類することができる。留意すべきなのは、奄美篇では「天」を含む語を以て国王を表す例が見られないことである。また、宮古や八重山では、「天」の対語として「上」が用いられる特

徴が見られる。例えば、宮古篇の「トゥクルフン」にみる「ていぬぬ んみぶシどう ういぬ むやちざどう」（天の昴星に 上の六連星に）、「年のバンのピヤーシ（狩俣）」にみる「ていんにゃ とうゆちかまい ういん とうゆ ちかまい」（天にまで鳴響み着かれ 上に鳴響み着かれ）はそれである。八重山篇のユンタの「うずら一まゆんた（竹富島）」にみる「天 雨ぬ 給うられ ういぬ雨ぬ たぼうられ」（天の雨が給われ 上の雨が給われ）、雨乞いの歌の「雨乞い歌（石垣島大浜村）」にみる「天ぬみや 登りようり 上ぬみや 登りようり」（天の庭に登りなさい 上の庭に登りなさい）などである。「天」も「上」も、空間的に上位にある。つまり、「上」は「天」の同義語として登場し、「天」と同様な役割を果たしていることが推論できた。このような表現は宮古と八重山地域の歌謡の世界に限定していることが重要であると指摘した。

宮古歌謡にみる「天道」は一切を主宰する万能の神として信じられ、中国で発生した原始的な「天道」の意味、すなわち天地を主宰する神であることに似通っていることを論じた。これに対して、奄美歌謡にみる「天道」は、天空や太陽を指す場合がより多く見られることを述べた。宮古歌謡にみる「天道」の観念は中国からの影響を受け、奄美歌謡にみる「天道」の観念は日本から多大な影響を受けていたことを指摘しておいた。

第5章では、芸能分野にどのような「天」の観念が存在しているのかを追究するために、組踊にみる「天」について考察した。テキストとして『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』、『沖縄県史料 前近代 8 芸能Ⅰ』、『沖縄県史料 前近代 11 芸能Ⅱ』に収録されている「組踊本」を用いた。敵討物の「忠臣身替の巻」、「伏山敵討」、「大川敵討」、世話物の「孝女布晒」、「貞孝婦人」、恋愛物の「手水の縁」等の典型例を取り上げ、組踊にみる「天」の観念の有様、及びその特徴について述べた。

具体的に、「忠臣身替の巻」にみる「天と地の中に」、「天の時知らぬ」、「天も怨みるな」、「天の御答目」、「天の御助けに神の引合せに」、「天までも知れて」等の「天」を含む語を考察し、「天時地利人和」や「怨天尤人」のような中国の典故などの琉球的表現への言い換えが用いられていることが実証できた。また、これらの「天」は抽象的な概念であり、一切を主宰する超越的な存在であることを明らかにした。この「天」と同じ意味合いで用いられる用例として、「伏山敵討」にみる「天のしりめしやうち」（天もお知り下さって）、「天の戒め」（天の戒め）、「天の御恵」（天のお恵み）、「大川敵討」にみる「天運」等の例も挙げられる。そして、「按司加那志天」、「天の御肝」等の考察を通して、組踊では「天」を冠する語で国王や按司を表していることを明らかにした。「天」を含む語で国王を表現する例はオモロや南島歌謡にしばしば登場することを検証してきたが、「天」を地域の権力者、按司に使うのは組踊だけであることも指摘できた。

また、敵討物と比較しながら、世話物の「孝女布晒」、「貞孝婦人」や唯一の恋愛物「手水の縁」にみる「天」も考察を加えた。これらの作品には「天の御定」、「天の引合せ」等の表現が頻出し、一般人の運命を意味する「天命」観念をよく反映することを指摘した。

一方、敵討物には政治思想に用いる「天命」観念、「易姓革命」観念をよく反映すると結論づけた。

## 2 琉球における「天」の観念の特徴

以上、第1章から第5章まで考察してきた内容を概略的にまとめ、その問題点等を提示しながら、得られた結果等について述べた。

琉球における「天」の観念についてまとまった研究はまだない。本研究は歴史、文学、民俗、芸能、いわゆる多岐にわたる領域から可能な限り広い範囲で「天」の考察を試みた。歴史分野では、王府編纂の歴史文献に中国の政治思想に用いられた「天」の観念がそのまま取り入れられ、王府の歴史書は「天」の観念という一本の縦軸によって貫かれていること。支配階層では、中国の政治理念に用いる「天」の観念を完全に受容していたと結論づけたい。

そして、歴史叙述ではない『おもろさうし』は、最古の祭祀歌謡集として、特に王府の漢文文献等と対照的である。古語による表現は「琉球的」な考え方、あるいは古琉球の世界観を知る上で重要な資料であり、古琉球社会における「天」の観念を一瞥できると考えている。

オモロの人々は、「天」のことを「てに」といい、オモロの世界では、自然天体としての天空が登場するだけでなく、聖なる空間「天上世界」、あるいは一切を主宰する超越的な存在としての「天」も登場している。しかし、このような抽象的な「天」はあまり多く描かれていない。上方にある聖空間として「オボツ・カグラ」が想念されている。さらに、『おもろさうし』の文献的な性格に大きく関わるが、祭祀関連の内容が殆どであるため、自然の天体等も支配者の美称として登場する。従来最もよく議論されてきたのは「テダ」であり、太陽を国王に喩えることはよくある。これに対して、オモロの世界では「天」を冠する語で国王、すなわち支配者を表すことがあることを本論で検証した。この点は、オモロだけではなく、宮古地域、八重山地域までも広く共通しているのである。これは、やはり背景として「天」の観念が存在し、「天」の超越的な性格が人々に意識されているからであろう。

奄美・沖縄本島・宮古・八重山に伝承されている歌謡は、生産に密接に関連する雨乞いや豊作祈願等の内容がよくみられ、一般民衆の生活様態がよくわかるものである。これらの歌謡の考察は、首里王府の編纂した歴史書、祭祀歌謡集『おもろさうし』等に見る「天」の観念と異なり、支配階層ではなく、民間レベルにおける「天」の観念を解明するための重要な手がかりである。例えば、『琉球国由来記』でみた宮古島や久米島の御嶽の由来に関する記述には、人々の信仰世界につながる「天」が登場している。つまり、首里が代表する中心地域以外の周縁地域、例えば離島等では違う様相の「天」が存在している。このような「天」こそ、古くから伝わっている土着の「天」の観念であると考えている。

『南島歌謡大成』の沖縄篇上、宮古篇、八重山篇にみる「天」は、①自然の天体を意味

する、②抽象的な天上世界、超越的な存在として意味する、③国王の美称／美称辞として用いる、と分類することができる。この点は『おもろさうし』にみる「天」の考察においても共通する。この分類に示されているように、「天」は自然の天空から神格化され、一切を主宰する超越的な存在となっており、それゆえ、「天」が神聖視される性格を持っていることから、次第に最高、最上の意を表す語として定着していったと考えられる。つまり、こうした「天」の觀念の信仰基盤があるからこそ、権力に繋る国王を意味する語の「首里天」、「天加那志」、「首里天加那志」等の表現へと繋がって用いられるようになったのだろう。ここで、留意しなければならないのは、奄美篇だけ違う様相を示しており、「天」を含む語を以て国王を意味する例がみられないことである。奄美歌謡自体に国王を褒めたたえる歌謡も殆どみられない。これは、奄美篇の大きな特徴である。国王の尊称として用いられる「天」の例は、沖縄篇上で最も多く見られる。単純に用例の抽出数からみても、71例も数える。宮古篇では7例、八重山篇では8例。奄美篇では全くない。

そして、『おもろさうし』にはなく、南島歌謡にしか見えない表現もある。例えば、宮古や八重山では、「天」の対語として「上」が用いられている。「上」は空間的に上位にあることが「天」と重なり、政治思想としての「天」と比べて、民間レベルの「天」はより具体化、具象化している特徴があるといえる。これは南島歌謡の独自性を示すことと結論づけられよう。さらに、南島歌謡に謡われる世界では、従来の水平的な他界観「ニライ・カナイ」以外に、「上」がしめしたように、垂直的な他界観、あるいは「上」・「下」という二元の世界観を有しているともいえるだろう。「天」と同様な役割を果たす「上」は、漢語の「天」が入る以前に「天」に相当する觀念のあったことを提示し、これは政治思想である「天」とは異なった一般人の信仰世界に繋がる沖縄の土着の「天」の觀念の姿であると考えている。

芸能分野の組踊では、『おもろさうし』にみる「天が下」、宮古、八重山歌謡にみる「天」と「上」が対語となる表現等がみられない。これに対して、「供に天かめて地やふまねてやり」（ともに天をいただいて、地はふまないという）、「天も怨みるな」（天も怨めるな）等、いわゆる成語「不俱戴天」、「怨天尤人」など、中国の典故に由来した表現がみられる。王府の歴史書と比べ、近世琉球における「天」の受容を解明するには組踊にみる「天」のほうが理解しやすいと考えられる。

また、組踊では「忠」や「孝」等を主題とする作品が殆どであり、儒教の倫理道徳観をよく反映している。それに、その創作者や鑑賞層は、主に高度な漢文知識や素養を持っている士族階層であり、組踊は中国の漢文文化から多大な影響を受けていたことが容易に理解できる。一方、文学作品の虚構性という問題もあって、組踊では天子のみに使う「天」を地域の権力者にも使っている。「按司加那志天」がそれである。このことは、創作者たちが中国の「天」の概念を熟知したうえ、上手に使いこなした証拠である。支配階層の中に中国の「天」の觀念がかなり浸み込んでいることのあかしになると考える。

このように、琉球における「天」は、中国思想に影響されながら、琉球の風土と結合し

た独特な姿を見せている。王府編纂の歴史文献、冊封を意識して創作された組踊は支配階層の「天」の観念を代表し、中国の「天」の思想や観念をよく反映しているといえる。古琉球の世界観の中に「天」はどのように登場しているのかについては、『おもろさうし』にみる「天」から窺い知ることができる。一方、これらの王権と政治にかかわる領域以外の奄美・沖縄本島・宮古・八重山地域にも、琉球的な土着の「天」が存在している。支配階層の「天」の観念と対照的なものとして南島歌謡に謡われる「天」がある。「首里天加那志」、「按司加那志天」等の表現があるように、琉球語の「首里」や「按司」、「加那志」等に漢語の「天」が付加され、外部からの語形のみではなく、琉球の風土に結合した表現が生まれる。かつて琉球王国として歴史上に輝き、中国との盛んな交流史を持つ琉球諸地域は、中国の「天」の思想、考え方に多大な影響を受けてきた一方、琉球の内部で独自に発達した「天」の観念も有している。

これをまとめると、支配階層を代表する中央では、国家統治に用いる政治思想としての「天」の観念が活用されていた。一方、地方では、一般民衆の信仰世界に繋がる土着の「天」の観念が存在した。そして組踊では、漢文文化に影響されつつ、琉球の風土に融合した土着の「天」も見せている。場合によっては矛盾のようにみえるが、実は多分野、多領域にわたって、多様な「天」が混在、あるいは併存しているわけである。この複合的な様相こそ琉球における「天」の観念の実態であり、特徴でもあろう。

最後に、本研究は「天」を含む語の抽出という基本の作業から着手し、可能な限り広い領域で「天」の観念を追究してきた。この意味で本研究は沖縄の「天」の観念についての初めての基礎研究であるといえる。そして、本研究は、文献資料を対象としており、文字化されていない資料についての考察は、情報量がかなり膨大なため、今後の課題にしたい。例えば、沖縄の「天」の全体像を描き出すため、その一環として民間の祭りや昔話等にみる「天」もさらに追究したいと考えている。

## ＜参考・引用文献一覧＞

## 【テキスト】

- ・伊波普猷 東恩納寛惇 横山重編 『琉球史料叢書第五 中山世鑑』 井上書房 1962年
- ・伊波普猷・東恩納寛惇 横山重編 『琉球史料叢書第四 蔡温本中山世譜』 井上書房 1962年
- ・伊波普猷 東恩納寛惇 横山重編 『琉球史料叢書第三卷 琉球国旧記』 東京美術 1972年
- ・沖縄県教育委員会編 『蔡鐸本中山世譜』（影印本）沖縄県教育委員会 1973年
- ・沖縄県立図書館史料編集室編 『沖縄県史料前近代8 芸能Ⅰ』 文進印刷株式会社 1995年
- ・球陽研究会編 『沖縄文化史料集成5 球陽 原文編』 角川書店 1974年
- ・球陽研究会編 『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』 角川書店 1974年
- ・藝能史研究會 『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』 三一書房 1975年
- ・財団法人沖縄県文化振興会編 『沖縄県史料前近代1 芸能Ⅱ』 光文堂印刷株式会社 1998年
- ・田畑英勝 亀井勝信 外間守善編 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』 角川書店 1979年
- ・外間守善 波照間永吉編著 『定本 琉球国由来記』 角川書店 1997年
- ・外間守善 波照間永吉編著 『定本 おもろさうし』 角川書店 2002年
- ・外間守善 玉城政美編 『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇（上）』 角川書店 1980年
- ・外間守善 新里幸昭編 『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』 川角書店 1978年
- ・外間守善 宮良安彦編 『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』 角川書店 1979年

## 【文献】

- ・阿部吉雄 山本敏夫 市川安司 遠藤哲夫 『新釈漢文大系第7巻 老子・莊子（上）』 明治書院 1966年
- ・荒川紘 『日本人の宇宙観—飛鳥から現代まで』 紀伊国屋書店 2001年
- ・池宮正治 『琉球文学総論』 池宮正治著作選集1 編者：島村幸一 笠間書院 2015年
- ・池宮正治 『琉球芸能総論』 池宮正治著作選集2 編者：島村幸一 笠間書院 2015年
- ・池宮正治 『琉球史文化論』 池宮正治著作選集3 編者：島村幸一 笠間書院 2015年
- ・石川忠久 『新釈漢文大系 第111巻 詩経（中）』 明治書院 1998年
- ・石川忠久 『新釈漢文大系 第112巻 詩経（下）』 明治書院 2000年
- ・石毛忠等編 『日本思想史辞典』 山川出版社 2009年
- ・市川安司 遠藤哲夫 『新釈漢文大系 第8巻 莊子（下）』 明治書院 1972年
- ・井上光貞 『天王と古代王権』 岩波書店 2000年
- ・伊波普猷 東恩納寛惇 横山重編 『琉球史料叢書第五 中山世鑑』 井上書房 1962年
- ・伊波普猷 東恩納寛惇 横山重編 『琉球史料叢書第四 蔡温本中山世譜』 井上書房 1962年
- ・伊波普猷 東恩納寛惇 横山重編 『琉球史料叢書第三卷 琉球国旧記』 東京美術 1972年
- ・今井宇三郎 『新釈漢文大系 第23巻 易経（上）』 明治書院 1987年
- ・内野熊一郎 『新釈漢文大系 第4巻 孟子』 明治書院 1962年
- ・王柯 『「天下」を目指して—中国 多民族国家の歩み—』 図説中国文化百華第13巻（社）

- 農山漁村文化協会発行 「中国文化百華」編集室企画・制作 2007年
- ・大川恵良 『伊良部郷土誌』 山一出版社 1974年
  - ・大澤真幸等編 『現代社会学事典』 弘文堂 2012年
  - ・大庭健[ほか]編 『現代倫理学辞典』 弘文堂 2006年
  - ・大林太良 『東アジアの王権神話』 弘文堂 1984年
  - ・赤坂憲雄編 『王権の基層へ』 新曜社 1992年
  - ・沖縄県立図書館編 『中山伝信録』（郷土史講座テキスト冊封使使録集 十） 1976年
  - ・沖縄県教育庁文化課編 『金石文—歴史資料調査報告書V—』沖縄県文化財調査報告書第六十九集 南西印刷
  - ・沖縄県教育委員会編 『蔡鐸本中山世譜』（影印本）沖縄県教育委員会 1973年
  - ・沖縄県立芸術大学附属研究所 芸術・文化学部門 波照間永吉編 『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第1巻 美術・工芸』 沖縄県立芸術大学附属研究所 2004年
  - ・沖縄県立図書館史料編集室編 『沖縄県史料前近代8 芸能I』 文進印刷株式会社 1995年
  - ・『沖縄古語大辞典』編集委員会 代表：外間守善 『沖縄古語大辞典』 角川書店 1995年
  - ・沖縄大百科事典刊行事務局編集 『沖縄大百科事典 上巻～下巻』 沖縄タイムス社 1983年
  - ・尾崎雄次郎編 『説文解字注 金冊』 東海大学出版会 1981年
  - ・尾崎雄次郎編 『説文解字注 竹冊』 東海大学出版会 1981年
  - ・小野重朗 『改訂南島歌謡／琉球歳時記他』 第一書房 1995年
  - ・小野沢精一『新釈漢文大系 第26巻 書経（下）』 明治書院 1985年
  - ・郭璞注 『爾雅』叢書集成新編 第三七冊 新文豊出版公司印行 民国73年
  - ・笠原仲二 『中国人の自然観と美意識』 創文社 1982年
  - ・何星亮 『中国自然神与自然崇拜』 新華書店上海発行所 1992年
  - ・加藤常賢 『新釈漢文大系 第25巻 書経（上）』 明治書院 1983年
  - ・金谷治 『中国古代の自然観と人間観』金谷治中国思想論集・上巻 平河出版社 1997年
  - ・鎌田正 『新釈漢文大系 第30巻 春秋左氏伝（一）』 明治書院 1971年
  - ・鎌田正 『新釈漢文大系 第32巻 春秋左氏伝（三）』 明治書院 1977年
  - ・楠山春樹 『新釈漢文大系 第54巻 淮南子（上）』 明治書院 1979年
  - ・楠山春樹 『新釈漢文大系 第62巻 淮南子（下）』 明治書院 1988年
  - ・国吉永啓編 『新沖縄文学』85号 沖縄タイムス 1990年
  - ・窪徳忠 南島文化叢書1 『中国文化と南島』 第一書房 1981年
  - ・窪徳忠 増訂 『沖縄の習俗と信仰—中国との比較研究—』 東京大学出版会 1974年
  - ・熊谷公男 日本の歴史第03巻 『大王から天皇へ』 講談社 2001年
  - ・藝能史研究會 『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』 三一書房 1975年
  - ・国立劇場おきなわ調査養成課編集 『忠臣身替の巻』 国立劇場おきなわ上演資料集〈三十五〉 2015年

- ・ 国立国語研究所編 『沖縄語辞典』 国立国語研究所資料集 5 1983 年
- ・ 小島佑馬 『古代中国研究』 東洋文庫 493 平凡社 1988 年
- ・ 財団法人沖縄県文化振興会編 『沖縄県史料前近代 1 芸能Ⅱ』 光文堂印刷株式会社 1998 年
- ・ 佐藤弘夫編 『概説 日本思想史』 ミネルヴァ書房 2005 年
- ・ 佐藤貢悦 『古代中国天命思想の展開—先秦儒家思想と易的論理—』 学文社 1996 年
- ・ 島村幸一 『おもろさうし』と琉球文学』 笠間書院 2010 年
- ・ 下中邦彦編 『大百科事典』 平凡社 1984 年
- ・ 周焯 『琉球国志略』(講座テキスト冊封使使録集八—二) 沖縄県立図書館 1974 年
- ・ 『春秋繁露』 文淵閣『四庫全書』原文電子版 経部春秋類 118 武漢大学出版社 1997 年
- ・ 新里幸昭 『宮古の歌謡』 沖縄タイムス社 2003 年
- ・ 末次智 『琉球宮廷歌謡論—首里城の時空から』 森話社 2012 年
- ・ 関晃 『日本古代の政治と文化』 関晃著作集第 5 巻 吉川弘文館 1997 年
- ・ 高馬良三訳 『平凡社ライブラリー34 山海経 中国古代神話世界』 平凡社 1994 年
- ・ 高良倉吉 『琉球の時代—大いなる歴史像を求めて—』 筑摩書房 2012 年
- ・ 竹内照夫 『新釈漢文大系 第 11 巻 韓非子(上)』 明治書院 1960 年
- ・ 竹内照夫 『新釈漢文大系 第 27 巻 礼記(上)』 明治書院 1971 年
- ・ 竹内照夫 『新釈漢文大系 第 28 巻 礼記(中)』 明治書院 1977 年
- ・ 竹内照夫 『新釈漢文大系 第 29 巻 礼記(下)』 明治書院 1979 年
- ・ 田名真之 『沖縄近世史の諸相』 ひるぎ社 1992 年
- ・ 谷川健一著編 『琉球弧の世界』海と列島文化 第 6 巻 小学館 1992 年
- ・ 田畑英勝 亀井勝信 外間守善編 『南島歌謡大成 V 奄美篇』 角川書店 1979 年
- ・ 玉城政美 『琉球歌謡論』 琉球叢書 8 砂子屋書房 2010 年
- ・ 知名定寛 『沖縄宗教史の研究』 榕樹社 1994 年
- ・ 張学礼 原田禹雄 『使琉球紀・中山紀略』 榕樹書林 1998 年
- ・ 土田健次郎 『儒教入門』 東京大学出版会 2011 年
- ・ 當間一郎 『組踊研究』 第一書房 1992 年
- ・ 『唐六典』「卷四 尚書礼部」 <http://gj.zdic.net/archive.php?aid=5563>
- ・ 豊見山和行 『琉球王国の外交と王権』 吉川弘文館 2004 年
- ・ 慶世村恒任 新版『宮古史伝』 富山房インターナショナル 2008 年
- ・ 永富青地編著 『儒教 その可能性』 早稲田大学講師学院叢書 4 早稲田大学出版部 2011 年
- ・ 仲原善忠 外間守善著 『おもろさうし辞典・総索引』 第二版 角川書店 1978 年
- ・ 仲原善忠 『仲原善忠全集 第二巻』 沖縄タイムス社 1977 年
- ・ 仲原善忠 『仲原善忠全集 第三巻』 沖縄タイムス社 1978 年
- ・ 長澤規矩也編 『穀梁傳』 和刻本経書集成 正文之部 第二輯 汲古書院 1975 年
- ・ 日本古典文学大系 67 『日本書紀』 岩波書店 1967 年

- ・野口鐵郎等編 『道教事典』 平河出版社 1994年
- ・波照間永吉 『南島祭祀歌謡の研究』 砂子屋書房 1999年
- ・波照間永吉編 『琉球の歴史と文化—『おもろさうし』の世界』 角川学芸出版 2007年
- ・波照間永吉 監修 高教組教育資料センター 編集『新編 沖縄の文学』(増補・改訂版) 沖縄時事出版 2003年
- ・原田禹雄 『徐葆光 中山伝信録 新訳注版』 榕樹書林 1999年
- ・原田禹雄 『周煌 琉球国志略』 榕樹書林 2003年
- ・比嘉実 『古琉球の思想』 沖縄タイムス社 1991年
- ・東恩納寛惇 『東恩納寛惇全集1』 編集者：琉球新報社 第一書房 1978年
- ・東恩納寛惇 『東恩納寛惇全集4』 編集者：琉球新報社 第一書房 1979年
- ・日原利国編 『中国思想辞典』 研文出版 1984年
- ・文英吉 『奄美大島物語』増補版 南方新社 2008年
- ・外間守善校注 『おもろさうし(上)』 岩波書店 2000年
- ・外間守善校注 『おもろさうし(下)』 岩波書店 2000年
- ・外間守善 『南島文学論』 角川書店 1995年
- ・外間守善 『南島の神歌』 中央公論社 1994年
- ・外間守善 『沖縄文学の世界』 角川書店 1979年
- ・外間守善 玉城政美編 『南島歌謡大成 I 沖縄篇(上)』 角川書店 1980年
- ・外間守善 新里幸昭編 『南島歌謡大成 III 宮古篇』 川角書店 1978年
- ・外間守善 宮良安彦編 『南島歌謡大成 IV 八重山篇』 角川書店 1979年
- ・外間守善 波照間永吉編著 『定本 琉球国由来記』 角川書店 1997年
- ・外間守善 波照間永吉編著 『定本 おもろさうし』 角川書店 2002年
- ・新文豊出版股份有限公司編輯部編 『叢書集成新編 第90冊 山海経 18巻』 新文豊出版股份有限公司 中華民國 75年元月
- ・三浦国雄 『不老不死という欲望—中国人の夢と実践』 人文書院 2000年
- ・溝口雄三 池田知久 小島毅 『中国思想史』 東京大学出版会 2007年
- ・森三樹三郎 『上古より漢代に至る性命観の展開』 創文社 1971年
- ・諸橋轍次 『大漢和辞典』縮写版 大修館書店 1974年
- ・矢野輝雄 『組踊を聴く』 瑞木書房 2003年
- ・山下欣一 『奄美説話の研究』 法政大学出版局 1979年
- ・山下欣一 『南島説話生成の研究—ユタ・英雄・祭儀』 第一書房 1998年
- ・山下欣一 『南島民間神話の研究』 第一書房 2003年
- ・山田勝美 『新釈漢文大系 第68巻 論衡(上)』 明治書院 1976年
- ・吉田賢抗 『新釈漢文大系 第1巻 論語』 明治書院 1960年
- ・吉田賢抗 『新釈漢文大系 第38巻 史記一(本紀一)』 明治書院 1973年
- ・吉田賢抗 『新釈漢文大系 第39巻 史記二(本紀二)』 明治書院 1973年

- ・劉熙 『釈名』叢書集成新編 第三八冊
- ・湧上元雄 『沖縄民俗文化論 祭祀・信仰・御嶽』 榕樹書林 2000年
- ・渡辺義浩 『儒教と中国「二千年の正統思想」の起源』 講談社 2010年

【論文】

- ・安里進 「グスクから御嶽へー考古学からみた沖縄の聖域ー」平成15年度沖縄国際フォーラム『沖縄のうたきとアジアの聖なる空間：文化遺産を活かしたまちづくりを考える』報告書 国際交流基金 2004年
- ・荒川紘 「天の思想史」『人文論集』静岡大学人文学部 2001年
- ・池享 「天下統一と朝鮮侵略」池享編『天下統一と朝鮮侵略』日本の時代史13 吉川弘文館 2003年
- ・池宮正治 「王と王権の周辺ー『おもろさうし』にみるー」島村幸一編池宮正治著作選集1 『琉球文学総論』 笠間書院 2015年
- ・池宮正治 「歴史と説話の間ー語られる歴史」島村幸一編池宮正治著作選集3『琉球史文化論』 笠間書院 2015年
- ・池宮正治 「琉球王府の朝賀と進貢」島村幸一編池宮正治著作選集3 『琉球史文化論』 笠間書院 2015年
- ・池宮正治 「琉球国王の神号と『おもろさうし』」日本東洋文化論集(11) 2005年
- ・池宮正治 「王と王権の周辺ー『おもろさうし』にみるー」島村幸一編池宮正治著作選集1 『琉球文学総論』 笠間書院 2015年
- ・糸数兼治 「天の思想ー向象賢から蔡温へー」史料編集室紀要13 沖縄県立図書館史料編集室 1988年
- ・糸数兼治 「グスク試論ースクとシキー」『南島文化』第36号(沖縄国際大学南島文化研究所紀要) 2014年
- ・伊波普猷 「火の神考」大藤時彦 小川徹編『沖縄文化論叢(全5巻) 第二巻 民俗編I』 平凡社 1971年
- ・上原孝三 「女神“山のフシライ”をめぐって」『沖縄文化』73号 『沖縄文化』編集所 1990年
- ・王家驊 「古代日本の儒学」(郭連友 訳) 源了圓・巖紹盪編『日中文化交流史叢書 第3巻 思想』 大修館書店 1995年
- ・沖縄県教育庁文化課編 「宮古のクイチャー調査報告書」沖縄県文化財調査報告書145集 沖縄産業 2006年
- ・君島久子 「天女の末裔ー創世神話にみる始祖伝説の一形態ー」 『民間説話の研究』 同朋舎 1987年
- ・呉海燕 「琉球における漢文史書の研究ー首里王府の史書編纂の特性と漢文文化の受容を中心

- に一」平成22年度沖縄県立芸術大学大学院 芸術文化学研究科後期博士論文
- ・ 崎原綾乃 「組踊『手水の縁』について」国立劇場おきなわ上演資料集〈四〉『手水の縁』国立劇場おきなわ調査養生課編集 2004年
  - ・ 崎原麗霞 「組踊『賢母三遷の巻』にみる儒学思想」『沖縄文化研究 37』法政大学沖縄文化研究所編 法政大学沖縄文化研究所 2011年
  - ・ 島尻勝太郎 「『球陽』について」『沖縄文化』第35号 沖縄文化協会 1971年
  - ・ 島村幸一 「琉球船、土佐漂着資料にみる伝承的記事をめぐって—二つの天女伝承を中心に—」『奄美沖縄民間文芸学』第11号 2012年
  - ・ 新里幸昭 「狩俣の神々—タービ・ピヤーンをもとに—」『沖縄文化研究 7』法政大学沖縄文化研究所紀要(7) 法政大学沖縄文化研究所 1980年
  - ・ 末次智 「京の内庭史考—首里城の起源と久高島—」沖縄国際大学南島文化研究所紀要『南島文化』第32号 沖縄国際大学南島文化研究所 2010年
  - ・ 鈴木耕太 「冊封の舞台に供された組踊」『沖縄文化』第43巻2号 2009年
  - ・ 石偉華 「明代節日朝賀制度研究」、福建師範大学修士論文 2014年  
(<http://wenku.baidu.com/view/49099dd4dd3383c4bb4cd2e3.html?pn=51>)
  - ・ 曾根原理 「『天道』から、徳川権力の荘厳装置へ」 荻部直・片岡龍編『日本思想史ハンドブック』新書館 2008年
  - ・ 佐野大介 「孝の思想」湯浅邦弘編著『概説 中国思想史』ミネルヴァ書房 2010年
  - ・ 高橋康夫 「古琉球期那覇の三つの天妃宮—成立と展開、立地をめぐって—」法政大学沖縄文化研究所編『沖縄文化研究』36号 2010年
  - ・ 高良倉吉 「近世琉球における天孫氏問題—雍正9年の天孫氏位牌安置一件の詮議から—」島尻勝太郎 嘉手納宗徳 渡口真清三先生古稀記念論集刊行委員会編集『球陽論叢』ひるぎ社 1986年
  - ・ 玉懸博之 「中世における普遍と特殊—南北朝期の政治思想の形成をめぐって—」玉懸博之編『日本思想史 その普遍と特殊』ぺりかん社 1997年
  - ・ 張興發 「略論道教神仙信仰の思想淵源」四川大学宗教研究所編『道教神仙信仰研究 上冊』中華道統叢書(十六) 中華道統出版社 2000年
  - ・ 辻達也 「伝統的権威の継承と下克上の論理」辻達也編『日本の近世 第2巻 天皇と将軍』中央公論社 1991年
  - ・ 照屋理 「南島神名の研究」平成22年度沖縄県立芸術大学大学院 芸術文化学研究科博士論文
  - ・ 渡名喜明 「神話・伝説に見る琉球王権の位相—記紀王権と比較して—」松原正毅編『王権の位相』弘文堂 1991年
  - ・ 豊見山和行 「琉球の王権儀礼—祭天儀礼と宗廟祭祀を中心に—」赤坂憲雄編『王権の基層へ』新曜社 1992年
  - ・ 仲原善忠 「太陽崇拜と火の神」『仲原善忠全集 第三巻』沖縄タイムス社 1978年

- ・仲松弥秀 「グシク考」『沖縄文化』第5号 沖縄文化協会 1961年
- ・仲松弥秀 「琉球弧の信仰」谷川健一『海と列島文化第6巻琉球弧の世界』小学館 1992年
- ・中村哲 「琉球王国形成の思想—政治思想史の一齣として—」法政大学沖縄文化研究所編『沖縄文化研究1』 法政大学出版局 1974年
- ・中村哲 「月と日と天上上座—沖縄での思考—」法政大学沖縄文化研究所編『沖縄文化研究6』  
(法政大学沖縄文化研究所紀要) 法政大学沖縄文化研究所 1979年
- ・中本正智／比嘉実／クリス・ドレイク 「おもろ鑑賞—琉球古謡の世界」 連載・40回 月刊『言語』 言語編集部 大修館書店 1988年1月号
- ・中本正智／比嘉実／クリス・ドレイク 「おもろ鑑賞—琉球古謡の世界」 連載・65回 月刊『言語』 言語編集部 大修館書店 1990年2月号
- ・中本正智／比嘉実／クリス・ドレイク 「おもろ鑑賞—琉球古謡の世界」 連載・68回 月刊『言語』 言語編集部 大修館書店 1990年5月号
- ・中本正智／比嘉実／クリス・ドレイク 「おもろ鑑賞—琉球古謡の世界」 連載・69回 月刊『言語』 言語編集部 大修館書店 1990年6月号
- ・中本正智／比嘉実／クリス・ドレイク 「おもろ鑑賞—琉球古謡の世界」 連載・74回 月刊『言語』 言語編集部 大修館書店 1990年11月号
- ・中本正智／比嘉実／クリス・ドレイク 「おもろ鑑賞—琉球古謡の世界」 連載・77回 月刊『言語』 言語編集部 大修館書店 1991年2月号
- ・波照間永吉 「碑文とオモロからみる古琉球の王府祭儀」財団法人沖縄県文化振興会史料編集室編『沖縄県史 各論編 古琉球』 近代美術 2010年
- ・波照間永吉 「『おもろさうし』の神出現の表現—『おもろさうし』の神々と王権」波照間永吉編『琉球の歴史と文化—『おもろさうし』の世界』 角川学芸出版 2007年
- ・波照間永吉 「『おもろさうし』から何を読みとるか」波照間永吉編『琉球の歴史と文化—『おもろさうし』の世界』 角川学芸出版 2007年
- ・波照間永吉 放送大学平成25年度対面授業 「『おもろさうし』の世界」レジュメ
- ・東恩納寛惇 「琉球の歴史」琉球新報編『東恩納寛惇全集1』 第一書房 1978年
- ・東恩納寛惇 「中山世鑑・中山世譜及び球陽」琉球新報編『東恩納寛惇全集4』 第一書房 1979年
- ・比嘉実 「琉球王国・王権思想の形成過程～若太陽から太陽子思想へ～」島尻勝太郎 嘉手納宗徳・渡口真清三先生古稀記念論集刊行委員会編集『球陽論叢』 ひるぎ社 1986年
- ・福田晃 「日光感精説話の重層性」『南島説話の研究』 法政大学出版局 1992年
- ・福寛美 「沖縄(琉球)の女神小事典」『アジア女神大全』 青土社 2011年
- ・細井浩志 「中国天文思想導入以前の倭国の天体観に関する覚書—天体信仰と暦—」 桃山学院大学総合研究所紀要 第34巻第2号
- ・前城直子 「『中山世鑑』所伝・琉球開闢神話の史料批判的研究」『沖縄文化』第42号 沖縄文化協会 1974年

- ・松本三之介 「天賦人權論と天の観念」『近代日本の国家と思想』家永三郎教授東京教育大学退官記念論集2 家永三郎教授東京教育大学退官記念論集刊行委員会 三省堂 1979年
- ・松本浩一 「雷神—天刑の執行者」月刊『しにか 特集◎道教の神々—その由来と信仰』 1997年1月号 (第8巻第1号)
- ・水林彪 「律令天皇制の神話的コスモロジー」 水林彪等編『王権のコスモロジー』 弘文堂 1998年
- ・宮良當壯 「ミヤ(宮)の原義に関する研究」『宮良當壯全集15』 第一書房 1981年
- ・山里純一 「八重山歌謡に謡われた星」 『日本東洋文化論集(13)』 2007年
- ・山下欣一 「奄美・沖縄の「民間神話」の存在形成の探求」宮古伝承文化センター—第三回講演とシンポジウム「狩俣の伝承世界」報告書 宮古伝承文化センター 2008年

# 琉球における「天」の觀念の基礎研究

## 資 料

資料 1	『中山世鑑』における「天」の用例表	1
資料 2	蔡鐸本『中山世譜』における「天」の用例表	11
資料 3	蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表	17
資料 4	『球陽』における「天」の用例表	37
資料 5	『琉球国由来記』における「天」の用例表	69
資料 6	『琉球国旧記』における「天」の用例表	77
資料 7	『おもろさうし』における「天」の用例表	89
資料 8	『南島歌謡大成Ⅰ 沖縄篇上』における「天」の用例表	103
資料 9	『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』における「天」の用例表	111
資料 10	『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』における「天」の用例表	121
資料 11	『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表	129
資料 12	組踊における「天」の用例表	145

## 凡 例

1 本資料は、『中山世鑑』、蔡鐸本『中山世譜』、蔡温本『中山世譜』、『球陽』、『琉球国由来記』、『琉球国旧記』、『おもろさうし』、『南島歌謡大成Ⅰ 沖繩篇上』、『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』、『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』、『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』、『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』・『沖縄県史料 前近代8 芸能Ⅰ』・『沖縄県史料 前近代11 芸能Ⅱ』収録「組踊本」等の文献資料から、「天」を含む語や文を抽出し、それに関わる用例をまとめたものである。

2 『中山世鑑』、蔡鐸本『中山世譜』、蔡温本『中山世譜』、『球陽』、『琉球国由来記』、『琉球国旧記』における「天」の用例表は、「巻番号／見出し」、「記事内容」、「「天」を含む語／文」、「備考」の4項目で整理しまとめた。

(1) 「記事内容」にある「／」は、テキスト原文の行頭を示す。

(2) 「記事内容」にある二重線は筆者によるもの。

3 『球陽』における「天」の用例表では、「天」を含む語について記事ごとに示した。

4 『おもろさうし』における「天」の用例表は「巻番号」、「オモロ」、「「天」を含む語／文」、「備考」の4項目で整理しまとめた。なお、「巻番号」欄では、<巻番号—巻内番号(通し番号)>という形で示した。重複オモロは「備考」欄に<→通し番号>という形で表記した。

5 『南島歌謡大成Ⅰ 沖繩篇上』、『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』、『南島歌謡大成Ⅳ 八重山篇』、『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表は、「歌番号」、「ジャンル」、「タイトル」、「「天」を含む語／文」、「対語」、「出典」の6項目で整理しまとめた。

6 組踊における「天」の用例表は、「作品名」、「「天」を含む語／文」、「意味」、「「天」の観念」、「出典」の5項目で整理しまとめた。なお、「出典」欄に、『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』を『日集成』、『沖縄県史料 前近代8 芸能Ⅰ』を『県史料芸能Ⅰ』、『沖縄県史料 前近代11 芸能Ⅱ』を『県史料芸能Ⅱ』と略記した。

7 テキスト原文の引用では、すべてテキスト通りに記載した。例えば、旧漢字もそのままに表記した。なお、パソコンでの表記が不可能の漢字など、偏と旁に分けて示した。

8 テキストは以下のものを用いた。

伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編纂 『琉球史料叢書第五 中山世鑑』 井上書房 1962年

沖縄県教育委員会編 『蔡鐸本中山世譜』 影印本 沖縄県教育委員会 1973年

伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編纂 『琉球史料叢書第四 蔡温本中山世譜』 井上書房  
1962年

球陽研究会編 『沖縄文化史料集成5 球陽 原文編』 角川書店 1974年

外間守善・波照間永吉編著 『定本 琉球国由来記』 角川書店 1997年

伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編纂 『琉球史料叢書 第三卷 琉球国旧記』 東京美術 1972  
年

外間守善・波照間永吉編著『定本 おもろさうし』 角川書店 2002年

外間守善 玉城政美編 『南島歌謡大成I 沖縄篇上』 角川書店 1980年

外間守善 新里幸昭編 『南島歌謡大成III 宮古篇』 角川書店 1978年

外間守善 宮良安彦編 『南島歌謡大成IV 八重山篇』 角川書店 1979年

田畑英勝 亀井勝信 外間守善編 『南島歌謡大成V 奄美篇』 角川書店 1979年

藝能史研究会 『日本庶民文化史料集成 第11巻 南島芸能』 三一書房 1975年

沖縄県立図書館史料編集室編集 『沖縄県史料 前近代 8 芸能I』 文進印刷株式会社  
1995年

財団法人沖縄県文化振興会編集 『沖縄県史料 前近代 11 芸能II』 光文堂印刷株式会社  
1998年

資料1 『中山世鑑』における「天」の用例表

『中山世鑑』における「天」の用例表			
巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
1 琉球國中山王世繼總論	蓋我朝開闢。天神阿摩美久築之。然後植二山石草木一。次生レ人。是稱二天孫氏一矣。	天神	
2 琉球國中山王世繼總論	數百年後。大日本。人王五十六代。清和天皇之孫。六孫王八世孫。爲朝公。爲二鎮西將軍一之日。掛二千鈞強弩於扶桑一。而其威武。偃二塞垣草木一。後逢二保元之亂一。而客二於豆洲一有レ年。當二斯時一。舟隨二潮流一。始至レ此。因以更二流虬一。日二流求一也。國人從レ之。如二草加一レ風。於レ茲爲朝公。通二一女一。生二一男子一。名二尊敦一。尊敦戴二一角。於右鬢上一。故爲レ掩レ角。居二髻於右鬢上一其爲レ人也。才德豪傑。超二出衆人一。是以國人尊レ之。爲二浦添按司一也。此時天孫氏。世衰政廢。爲二逆臣所一レ弑矣。尊敦起二義兵一。討二逆臣一。代レ之爲二中山王一。故國人效レ之。結二片髮一自レ此始。是爲二崇元唐主。舜天王一。舜天王。在位。五十一年薨。	天孫氏	
3 琉球國中山王世繼總論	世子。武寧王立。不明也。天運循環。無二往不一レ復。時則尚巴志。爲二山南王一。其政法二於先王之舊章一故二山。亦半歸レ之。終發レ兵一統。都二中山一。故獨稱二中山一矣。	天運循環	
4 琉球國中山王世繼總論	時王尚徳。暴虐其(甚カ)矣。故國人。歸二尚圓公一者半矣。雖レ然尚圓公。君二事於徳一。尚數十年。且曳レ楯幾度乎。噫如下周文。 <u>三二分於天下一</u> 。	天下	
5 琉球國中山王世繼總論	此時世子。尚眞公。爲二幼稚一。故群臣。立二尚圓公令弟尚宣威一。 <u>天神地祇不享二</u> 。尚宣威。在位六箇月。而避レ位。立二世子。尚眞公一。	天神地祇	
6 琉球國中山王世繼總論	尚眞公。 <u>天縱之聖</u> 。善繼二父志一。善述二父事一。	天縱之聖	
7 卷一 琉球開闢之事	曩昔、天城ニ、阿摩美久ト云神、御坐シケリ。	天城、	
8 卷一 琉球開闢之事	天帝是ヲ召レ、宣ケルハ、此下ニ、神ノ可レ住靈處有リ。去レドモ、未ダ島ト不レ成事コソ、クヤシケレ。爾降リテ、島ヲ可レ作トゾ、下知シ給ケル。阿摩美久畏リ、降リテ見ルニ、靈地トハ見ヘケレドモ、東海ノ浪ハ、西海ニ打越シ、西海ノ浪ハ、東海ニ打越シテ、未ダ嶋トゾ不レ成ケリ。	天帝	
9 卷一 琉球開闢之事	去程ニ、阿摩美久、天へ上リ、土石草木ヲ給ハレバ、嶋ヲ作リテ奉ントゾ、奏シケル。	天へ上リ、	
10 卷一 琉球開闢之事	天帝、睿感有テ、土石草木ヲ給リテケレバ、阿摩美久、土石草木ヲ持下リ、嶋ノ數ヲバ作りテケリ。先ゾ一番ニ、國頭ニ、邊土ノ安須森、次ニ今鬼神ノ、カナヒヤブ、次ニ知念森、齊場嶽、藪薩ノ浦原、次ニ玉城アマツバ、次ニ久高コバウ森、次ニ首里森、眞玉森、次ニ嶋々國々ノ、嶽々森森ヲバ、作りテケリ。	天帝、睿感有テ	
11 卷一 琉球開闢之事	數萬歳ヲ經ヌレドモ、人モ無レバ、神ノ威モ、如尚デカ可レ顯ナレバ、阿摩美久、又、 <u>天へ上リ</u> 、人種子ヲゾ、乞給ケル。	天へ上リ	
12 卷一 琉球開闢之事	天帝、宣ケルハ、爾ガ知タル如ク、	天帝	
13 卷一 琉球開闢之事	天中ニ神多シト云ヘドモ、可レ下神無シ。	天中	
14 卷一 琉球開闢之事	サレバトテ、默止スベキニ非ズトテ、 <u>天帝ノ御子</u> 、男女ヲゾ、下給。	天帝ノ御子	
15 卷一 琉球開闢之事	二人、陰陽和合ハ無レドモ、居處、並ガ故ニ、往來ノ風ヲ縁シテ、女神胎給、遂ニ三男二女ヲゾ、生給。 <u>長男ハ國ノ主ノ始也。是ヲ天孫氏ト號ス</u> 。二男ハ諸侯ノ始。三男ハ百姓ノ始。一女ハ君々ノ始。二女ハ祝々ノ始也。其ヨリシテゾ、夫婦婚合ノ儀ハ、アラハレケリ。	天孫氏	
16 卷一 琉球開闢之事	守護ノ神モ現ジ給。キミマモントゾ、稱シ奉ル。キミマモント申スニ、陰陽ノ二神アリ。ヲボニカグラノ神ト申スハ、 <u>天神也</u> 。	天神也	
17 卷一 琉球開闢之事	ギライカナイノ神ト申スハ、海神也。次デ二神ノ由來ヲ、アラアラ申ス也。先ヅ、キミテズリト申スハ、 <u>天神也</u> 。國主世繼ノ後、一代ニ一度、出現有テ、國主萬歳ノ壽ヲ、シ給神也。ニ七日ノ託遊也。ヲモルハ、其時ノ託宣也。」	天神也	
18 卷一 琉球開闢之事	浦マハリト申スハ、 <u>天神也</u> 。是モ一代ニ一度、出現有テ、浦々崎々ヲメグリ、國家ヲ守護シ給神也。竊ニ念ニ、是ハ聖人巡狩ノ義可レ成。」	天神也	

資料1 『中山世鑑』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
19	巻一 琉球開闢之事	月ノミヲヤダイリト申スハ、 <u>天神也</u> 。毎月ニ、一度、出現有テ、國家ヲ護持シ、國王ノ壽ヲ、シ給トナリ。一日ノ託遊也。」	天神也	
20	巻一 琉球開闢之事	五穀ノ祭神ト申スハ、當初、穴居野處、與レ物相友、無レ有二妬傷之心一。未レ知二稼穡一、食二草木之實一、未レ有二火化一、飲二禽獸之血一、而茹二其毛一ナドシテ、人繁榮、難レ成ケレバ、 <u>阿摩美久</u> 、 <u>天ヘノボリ</u> 、五穀ノ種子ヲ乞下リ、麥粟菽黍ノ、數種ヲバ、初テ久高嶋ニシ給。稻ヲバ、知念大川ノ後、又玉城ヲケミゾニシ給。	阿摩美久、天ヘノボリ	
21	巻一 琉球開闢之事	去程ニ、麥ハ春ノ中、稻ハ夏ノ初ニ、熟シテケレバ、先ヅ天神地祇ニ、祭ントテ、七日戒、三日齋シテ、祭リテケレバ、 <u>天神地祇</u> モ、悦ノアマリニヤ、現ジ給テ、初テ壽ヲソシ給ケル。	天神地祇	
22	巻一 琉球開闢之事	今ハ、世モ、澆季ニ及、人ノ心モ皆、驕奢邪漫ニシテ、鬼神ヲ敬禮スルニモ、無キガ如クニシ、剩ヘ、神事・祭事ニモ、懈怠疎意ナルニヤ、守護ノ神モ、現シ給ハズ。是ニ依テ、 <u>天災</u> 荐リニ至テ、飢饉衰微スル事、是多シ。上下萬民ノ苦、不レ可レ勝言矣。」	天災荐リニ至テ	
23	巻一 琉球開闢之事	別丁) <u>天孫氏</u> 二十五代、其姓名、于レ今不レ可レ知。故略レ之。起ニ乙丑一、終ニ丙午一。凡一萬七千八百二年也。」	天孫氏	
24	巻一 琉球開闢之事	今ノ王城ヲ、首里ト申スハ、昔天孫氏、初テ天降り、遍ク諸國ヲめぐリ、城ヲ築給ベキ地ヲ、擇給ケルニ、今ノ王城ニ、可レ益地ナシトテ、初テ經營シ、城ヲ築給ケル間、首里トハ申也。」	初テ天降り	
25	巻一 琉球開闢之事	我朝、流虬ト名付ルハ、 <u>天孫氏</u> 二十五代ノ御時、異朝隋ノ煬帝、利欲ニ慊ズ、中國ノ寶物ヲ、掠取ノミナラズ、剩ヘ數千萬艘ノ船ヲ作り、目ニモ不レ見、音ニモ不レ聞、異國ヲ尋求シム。此時、隋使、羽騎尉朱寬、初テ、此國ニ至ル。萬濤ノ間ヨリ、此地ヲ見レバ、虬龍ノ水中ニ浮ガ如シ。依レ是、隋人、流虬トハ名付ル也。	天孫氏	
26	巻一 南宋淳熙十四年丁未舜天御即位	<u>舜天</u> 尊敦ト申奉ルハ、大日本人皇五十六代、清和天皇ノ孫、六孫王ヨリ七世ノ後胤、六條判官爲義ノ八男、鎮西八郎爲朝公ノ男子也。ノ其由來ヲ委ク尋ヌレバ、大日本神武天皇ヨリ、七十四代ノ帝ヲバ、鳥羽院トゾ申ケル。五歳ニテ、踐祚アリ。	舜天、海内靜ニシテ、天下穩カナリ	
27	巻一 南宋淳熙十四年丁未舜天御即位	御在位十六箇年ガ間、海内靜ニシテ、 <u>天下穩カナリ</u> 。寒暑モ節ヲアヤマタズ、民屋モ誠ニ豐ナリ。	、天下穩カナリ。	
28	巻一 南宋淳熙十四年丁未舜天御即位	抑、爲朝一人トシテ、殊更大事ノ門ヲ堅タル事、 <u>武勇天下ニ赦レシ故也</u> 。件ノ男、器量人ニ越、心飽迄剛ニシテ、大力ノ強弓、矢束早ノ手キ、也。弓手ノ肘、妻手ニ四寸延テ、矢束ヲ引事、世ニ越タリ。	武勇天下ニ赦レシ故也	
29	巻一 南宋淳熙十四年丁未舜天御即位	爲朝ハ、七尺計ナル男ノ、目角ニツ切レタルガ、紺地ニ色々ノ絲ヲ以テ、獅子ノ丸ヲ縫タル直垂ニ、八龍ト云、鑑ヲ似セテ、白キ唐綾ヲ以テ威タル大荒目ノ鑑、同ク獅子ノ金物打タルヲ著ルマヽニ、三尺五寸ノ太刀ニ、熊ノ皮ノ尻鞆入レ、五人張ノ弓、長サ七尺五寸ニテ椿打タルニ、三十六差タル黒羽ノ矢負、甲ヲハ郎等ニ持セテ、歩出タル體、焚槍モ角ヤト覺テ、由々シカリキ。ノ謀ハ張良ニモ劣ザレバ、堅キ陣ヲ破ル事、呉子孫子ガ堅トスル處ヲ得、弓ハ養由ヲモ不レ恥バ、 <u>天ヲ翔鳥、地ヲ走ル獸</u> 、不レ恐ト云事無シ。	天ヲ翔鳥、地ヲ走ル獸	
30	巻一 南宋淳熙十四年丁未舜天御即位	其時、爲朝、參向ヒ、行幸ヲ、此御所ヘ、成シ奉リ、君ヲ御位ニ、即進セン事、掌ヲ返ス如クニ候ベシ。ノ主上ヲ迎ヘ進セン事、爲朝、矢ニツ三ツ放サザル計ニテ、未ダ <u>天ノ明ザラン前</u> ニ、勝負ヲ決セン条、何ノ疑カ候ベキ。	天ノ明ザラン前ニ	
31	巻一 南宋淳熙十四年丁未舜天御即位	今ニ三里モ走リタルラント、思ケル處ニ、乾ノ方ヨリ、黒雲一村、立サガリ、海風俄ニ、吹荒テ、波浪忽ニ、 <u>天ヲ卷翻</u> ス。或ハ樞ヲ吹折ラレ、或ハ梶ヲ打碎レテ、漂流シケル處ニ、梶取一人、進出テ、申ケルハ、イツモ女ヲ、便船致ス時ハ、龍神ノトガメ有ト見ヘタリ。	天ヲ卷翻ス	
32	巻一 南宋淳熙十四年丁未舜天御即位	其後、 <u>天孫氏二十五世ノ御時</u> 、逆臣利勇ト云者有リ。少ノ時ヨリ、君是ヲ寵愛シ給ヘ、近侍ニ被二召任一。壯年ノ比ヨリ、國政ヲ司リ、權威ニホコリケルガ、終ニハ、以鹿爲馬ノ心ヤ、出來タリケン。或時酒ニ、鳩ト云恐キ毒ヲ入レ、薬酒ト云テ、君ヘソ進ケル。	天孫氏二十五世ノ御時	

資料1 『中山世鑑』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
33 卷一 南宋淳熙十四年丁未舜天御即位	去程ニ、利勇、大ニ悦、自立シテ、竊ニ、中山王トゾ、申ケル。ノ浦添按司尊敦、是ヲ聞給テ、宣ケルハ、ノ仄ニ聞、湯武ハ臣トシテ、君ヲ伐ト云ヘドモ、中庸ノ道ニ當ルト云ヘリ。吾朝ノ利勇ハ、弑逆ノ大故ニテ、天ニモ捨ラレ、人望ニモ、背カレタル者ナルニ、不レ討レ之、且ハ、亡君ノ芳恩ヲ、忘ルハニ似タリ。且ハ、後世ノ嘲ヲ可レ招。	天ニモ捨ラレ	
34 卷一 淳祐九年己酉義本王御即位	義本王ハ、舜馬順照第一ノ王子也。ノ南宋開禧二年丙寅ニ、御誕生。四十四歳ニテ御即位。其明年、天下大ニ飢饉、ノ	天下大ニ飢饉、	
35 卷一 淳祐九年己酉義本王御即位	次ノ年ヨリ打續、疾疫有テ、人民半ハ、失ニケル間、君大ニ歎キ思召シ、群臣ヲ被レ召、宣ケルハ、ノ上者源也。下者流也。上者表也。下者影也。表端則影正。源潔則流清。是自然之理也。故天下如二人之一身ニ。	故天下如二人之一身	
36 卷一 淳祐九年己酉義本王御即位	元氣固、則百邪不レ能レ侵。元氣既衰、則邪氣由レ之而入、ト云ヘリ。ノ今ノ疫癘ハ、併、朕ガ不徳ニ、依ルベシ。天下、天下之天下。非二人之天下ニ、ト云ナレバ、誰ニカ、家國ヲバ可レ譲。	天下、天下之天下。非二人之天下ニ	
37 卷一 淳祐九年己酉義本王御即位	易日。聖人養レ賢。以及二萬民一。夫賢者。其徳足三以敦レ化正レ俗。其才足二以頓レ綱振一レ紀。其明足二以燭レ微慮レ遠一。其彊足二以結レ仁固レ義。大則利二天下ニ、小則利二一國ニ。是以君人。豐祿以富レ之。隆爵以尊レ之。養二人一而及二萬人一者。養レ賢之道也。ノ是則、義本王、養レ賢、及二萬民一給ノ事也。末代、難レ有、タメシ也。	大則利二天下ニ。小則利二一國ニ	
38 卷二 南宋景定元年庚申英祖王御即位	英祖王ハ天孫氏ノ後胤、惠祖世主ノ孫也。	天孫氏、	
39	其母夢ニ上帝一、娠給ケル間、後人、天子トハ申奉ル也。南宋、紹定二年己丑ニ、御誕生有リ。其年、聖瑞有テ、鳳鳴龍吟ス。	天子トハ申奉ル也	
40 卷二 南宋景定元年庚申英祖王御即位	景定五年甲子、西北ノ諸嶋、始テ來貢ス。ノ咸淳二年丙寅、北夷大島、重譯來朝ス。ノ王日、ノ徳澤不レ加、君子不レ饗ニ其質一。政令不レ施、君子不レ臣ニ其人一、ト云ヘリ。吾何ソゾ、其貢ヲ受ンヤ。ノトテ、辭シ給ケレバ、夷譯曰、ノ我國ニ有二黄耆一曰。天無二烈風淫雨一、海不レ揚レ波、三年也。ノ	天無二烈風淫雨一、海不レ揚レ波	
41 卷二 南宋景定元年庚申英祖王御即位	海不レ揚レ波、以聖徳下通ニ於地一。無二烈風淫雨一、以聖徳上通ニ于天一也。意者、今中國有二聖人一乎。何往（不脱カ）朝レ之哉ト、教ケル間、是以朝貢ス。ノトゾ、奏シケル。	天無二烈風淫雨一、以聖徳上通ニ于天一也	
42 卷二 大元至正十年庚寅察度王御即位	察度王ハ、浦添間切謝那村、奥間ノ大親ガ、一男子也。母ハ天女也。ノ其由來ヲ、委ク尋ヌレバ、奥間大親ハ、素ヨリ信實無妄ナル者ニテ、貧妻ニ有リケレバ、妻ヲ求ルニ便リ無シ。ノアル時、田ヲ耕シテ、歸ルサニ、手足ヲ洗シガ爲ニ、森ノ川ニ行ケルニ、年ナラバ、二八ト見ヘタル、紅顔美麗ノ女房、只獨、沐浴ヲソシケル。	母ハ天女也ノ昔ヨリ、天女天降ト云事モノ是ハ必定、天女ニテゾ有ルラン	
43 卷二 大元至正十年庚寅察度王御即位	奥間大親、ツクヅクト、思案シケルニ、ノ此郷ニ、カカル女房有トハ、見モ聞モ不レ及。若ヤ都アタリノ女房ニテモ、アルナラバ、遠所ヘ、獨リハ、來ルマジ。昔ヨリ、天女天降ト云事モ、アレバコソ、語リニモ傳ヘ侍レ。	天女天降ト云事	
44 卷二 大元至正十年庚寅察度王御即位	是ハ必定、天女ニテゾ有ルラン。ノトテ、竊ニ木蔭ヨリ立寄、彼女房ノ衣裳ヲ見ルニ、誠ニ人間ノ衣裳ニ非レバ、一先ゾ隠ヒテ見ン様ゾアルマテ、草ノ荒タル中ヘ、ヲサメ置、不レ知者ノ眞似ニテ、手足ヲ洗シ體ニテ、忽然トシテゾ、行キタリケル。	天女ニテゾ有ルラン	
45 卷二 察度	ノ去程ニ、彼女房、周章驚ク體見ヘテ、ツ、タチアガリ、衣裳ヲ取ントスレバ、衣裳ハ無シ。只サメメトゾ、泣居タリケル。ノ奥間大親、申ケルハ、ノ是ハ何方ヨリ、ヲハスル女房ニテ、渡ラセ給ケルゾヤ。若ヤ御同心ノ、人共有テ、行迷給モノニテ、アルナラバ、何方ヘ成トモ、送り進セ候シ。ノト有ケレバ、女房涙ヲ押ヘ、ノ今ハ何ヲカ可レ隠、我ハ天上ノ者ニテ有ケルガ、沐浴ノ爲ニ、今下界ヘ降リケルニ、飛衣ヲノスマレテ、不レ及レ力候。ノトゾ答ヘケル。ノサテハ餘儀無キ御事哉。憚リニテハ侍レ共、暫ク吾ガ草庵ヘ、御坐給ヘカシ。飛衣トヤランヲバ、尋求テ、進セ候シ。ノト申ケレバ、彼女房、ヨニモ、ウレシシナル氣色ニテ、サテハ眞平頼ム也。同心セン。	我ハ天上ノ者ニテ有ケルガ	
46 卷二 察度	ノトテ、奥間大親ガ草庵ヘゾ、参リタリケル。ノ奥間大親、心中ニハ、悦思ケレ共、尋求ル眞似ニテ、深ク櫃ニ收テ、藏ノ上ニゾ、カクシ置ケル。ノ去程ニ、彼女女モ、力不レ及、奥間大親ト、夫婦ニゾ、成居タリケル。ノ角テ、十年餘ニモ、成ヌレバ、二人ノ中ニ、女子一人、男子一人ゾ、出來ニケリ。ノ彼女子、如何シテ、知リタリケル、弟ヲ携ヘ、遊山ヲスルトテ、ノ母親ノ飛衣ハ六足藏ノ上ノ母親ノ舞衣ハ八足藏ノ上ノトゾ歌ヘケル。	彼女女モノ天ヘゾ上リケル	

資料1 『中山世鑑』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
47	巻二 察度	ノ母、ツクバノト聞テ、大ニ悦、夫ノ隙ヲ窺ヘ、藏ヘ上リテ、求ケルニ、案ノ如ク、櫃ニ收テ、稻ノ下ニゾ、カクシ置タリケル。悦バシト云儘ニ、取出シ、打着テ、 <u>天ヘ</u> ソ上リケル。ノ稚キ者共、聲ヲ不レ借、呼ハリ、泣悲ミケレバ、流石、名残惜ヤ有リケン、宇ノ上ニ、三度迄ハ飛下リケルガ、其後ハ卒ニ不レ歸。奥間大親モ、ヤスカランモノ哉ト、悲メドモ、甲斐ゾ無リケリ。	天ヘゾ上リケル	
48	巻二 察度	彼女子、王妃ト成リ給、前表ニヤ、牖ヨリ竊ニ、是ヲ見ルニ、彼男子、 <u>天子ノ蓋ヲ戴</u> ヘ(マヽ)テ、更ニ乞食飢渴ノ容ニハ非リケリ。ノ依テ彼女子、父母ヘ向テ申ケルハ、ノ彼男子コソ、吾ガ徳ニハ配シタリ。頻ニ彼ヲ、婿ニ取給ヘカシ。	天子ノ蓋ヲ戴ヘ(マヽ)テ	
49	巻二 察度	ト、一タビハ悲ミ、一タビハ怒テ申ケレバ、按司ハ元來、博學大知ノ人ニテ、御座ケレバ、サテハ、易ノ占ヲ見ントテ、周易ヲ開テ見給ニ、乾ノ初九ニ當リタリ。」ノ經曰。ノ乾元亨。利レ貞。ノ初九潜龍勿レ用。ノ象曰。大哉乾元。萬物資始。ノ <u>乃統レ</u> 天。雲行雨施。品物流レ形。大明ニ終始一。六位時成。	乃統レ天ノ以御レ天ノ天行健	易經引用
50	巻二 察度	時乗ニ六龍一。以御レ天。乾道變化。各正ニ性命一。保ニ合大和一。乃利レ貞。首ニ出庶物一。萬國咸寧。ノ	以御レ天	
51	巻二 察度	象曰。天行健。君子以自疆不レ息。ノ文言曰。元者善之長也。亨者嘉之會也。利者義之和也。貞者事之幹也。君子體レ仁足ニ以長一レ人。嘉會足ニ以合一レ禮。利レ物足ニ以和一レ義。貞固足ニ以幹一レ事。君子行ニ此四徳一者。故曰乾元亨利貞一。ノ初九曰。潜龍勿レ用。何謂也。子曰。龍徳而隠者也。不レ易ニ乎世一。不レ成ニ乎一。遯レ世无レ悶。不レ見レ是而无レ悶。樂則行レ之。憂則違レ之。確乎其不レ可レ拔。潜龍也。ノト有リケレバ、易ノ文、日出度シ。舜・禹、側陋ニ在時ノ占也トテ、彼男ヲ内ヘ請ジテ、酒餽ヲモテナシ、申サレケルハ、我女子、爾ニ與ユルゾ。後日、吉日ヲ擇テ、向フベシト、有ケレバ、男子大ニ悦、後日、吉日ヲ擇テ、向ヘケル。	天行健	
52	巻二 察度	サテモ女房、カノ人、初見タリシ時、 <u>天子ノ蓋ヲ</u> 、戴タリト見タルモ、此前表ニテゾ有ケントテ、大ニ悦、父勝連按司ヘ、人ヲ遣シテ、大ニ人夫ヲ雇、此金銀ヲ取りヲサメ、此地、靈所也トテ、樓閣ヲゾ、作りテケル。依テ時ノ人、金宮トハ名付ケル。今、大謝名ニ、金宮トテ、崇奉ル社、是也。	天子ノ蓋ヲ	
53	巻二 察度	其後、中山王西威、薨給ケレバ、時ノ攝政ドモ、五歳ノ世子ヲ、立ントシケルヲ、國人、僉議有ケルハ、亡君西威ノ、賞罰ヲ顧謂ニ、一トシテ、先王ノ舊規ニ當リタルハ無シ。是ニ依テ、國家ノ災害、止時無シテ、 <u>天下ノ民</u> 、塗炭ニ落タリ。是モ只、幼少ノ時、踐祚有テ、母后、政ヲ取替シニ依テ也。	天下ノ民	
54	巻二 察度	今ノ世子、太甲・成王ニモ非ズ。今ノ攝政、伊尹・周公ニモ非ズシテ、幼少ノ踐祚、如何アラン。サレバ、古典ニモ、 <u>天下、天下之天下、非ニ一人之天下</u> 一ト、云事有レバ、不レ如、世子ヲ廢テ、徳アル人ヲ立テ、國家安寧ニ致シニハ。	天下、天下之天下、非ニ一人之天下	
55	巻二 察度	數十年ノ後、大明、洪武二年己酉、太祖皇帝、遣レ使、頒レ詔曰。」ノ昔帝王之治ニ天下ニ。凡日月所レ照。無レ有二遠邇一。一視同仁。故中國尊〔マヽ〕安。四夷得レ所。非レ有レ意三於臣二服之一也。自二元政失一レ綱。	天下	
56	巻二 察度	天下兵争者、十有七年。四方遐裔。信奸不レ通。朕肇ニ基江左一。掃ニ群雄一。定ニ華夏一。臣民推戴。已主ニ中國一。建ニ國號一曰大明一。建ニ元洪武一。頃者、克平二元都一。疆宇大同。已承ニ正統一。方與ニ遠邇一。相ニ安于無事一。以共享ニ太平之福一。惟爾四夷。君長・酋帥等。遐邇未レ聞。故茲詔示。想宜ニ知悉一。ノトゾアリケル。	天下兵争者	
57	巻二 察度	察度王モ、後ニハ、驕奢ノ御心ヤ出來ケン。高ヨザウリトテ、數十丈ノ高樓ヲ作り、遊觀ヲシ給ケルガ、或時、此樓ニ上リ、戲言ニ、常ニ此樓上ニ、居給程ナラバ、毒蛇ノ恐モ無物ヲ、トゾ宣ケル。ノ天道王、彼奢ヲ懲給ケルニヤ、果シテ其夜、樓上ニテ、君ノ左ノ御手、毒蛇ノ爲ニゾ、觸タリケル。	天道モ	
58	巻二 察度	ノ其痕、次第ニ、ホトヲリノボリテ、切レタリケレバ、アル近臣、申ケルハ、君トシテ、片手無テハ、如何デカ、朝觀會同ノ禮、且ハ天神地祇ノ祭禮ヲバ、遂行給ベキ。恐ナガラモ、手ヲ奉ントテ、吾手ヲ肱ヨリ揺落シ、君ノ御手ニ指合セ、療治ヲ致ケレバ、御手スナハチ繼テケリ。ノ依テ、察度王ノ左ノ御手ハ、色黒ク、毛生ジケリ。全體ノ肌ニハ替リタリ。不思儀ナリシ事共也。ノ其御影、近年マデハ、末吉萬壽寺ニ在ケルガ、大明、萬曆三十八年庚戌、九月廿二日、失火ノ爲ニ失タリキ。	天神地祇ノ祭禮ヲバ	
59	巻三 永樂二十年壬寅尚巴志御即位	是ニ依テ、漢南諸侯、歸者四十國、剩ヘ此徳滿テ、 <u>天下ヲ一統シテ</u> 、子孫、	天下ヲ一統シテ、	

資料1 『中山世鑑』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
60 卷三 永樂二十年壬寅尚巴志御即位	八百餘年ノ天下ヲ持ケルモ、只文王ノ無欲ヨリ始レリ。	八百餘年ノ天下ヲ持ケルモ	
61 卷三 尚巴志	而ルニ、今ノ山北王、大勇者タル上、付順處ノ兵共、皆一人當千ノ者ニテ、輒ク可レ落トハ、思モ不レ寄ニ、三日四日ノ間ニ、戦負テ、自害ヲシ給ケルモ、偏ヘニ中山王ノ徳、天理ニカナヒ、御坐ケルニ依テ、	天理ニカナヒ	
62 卷三 尚巴志	天ヨリ與ヘ給ヘヌラントゾ、人々申合レケル。ノサテコソ、琉球國、又、一統シテ、目出度御代ニハ、成リテケリ。」	天ヨリ與ヘ給ヘヌラントゾ	
63 卷三 尚巴志	我琉球、國分爲レヨリ以來、百有餘年ノ間、一日片時モ、合戦ノ止時無シ。是ニ依テ、群臣ハ、戰場ノ塵ト成事ヲ悲ミ、百姓ハ、戦士ノ爲ニ財ヲ奪ハレ、泣哀ム事、虚日無シ。ノ依テ、臣巴志、不レ堪ニ悲嘆一、萬民ノ憂苦ヲ、サケンガ爲ニ、此比、兵ヲ發シテ、山南・山北ノ、二山ヲ平ゲテ、頗、大平ヲ致シキ。全ク、奢ヲ窮メ、欲ヲ恣ニシテ、兵ヲ發シテ、國土ノ煩ヒヲナスニ非ズ。是レ、國人之所レ知也。ノ伏願クハ陛下、聖鑒ヲ開テ、舊規ニ不レ違、襲封シ給ヘ、臣長ク節ヲ守テ、天下安穩、聖主重視ヲ仰ン。ノトテ、國ノ土産、馬及方物ヲ、貢シテケレバ、大明皇帝、歡感有テ、ノ爾琉球、國分レテ、民ノ塗炭ニ落ル事、百有餘年、誰カ是ヲ悲マザラン哉。ノ此比爾、義兵ヲ揚テ、太平ヲ致ス事、神妙ノ至リ也。是レ朕カ素意也。ノ自レ今以後、慎レ終知レ始、守レ節可レ緩ニ海邦一。然ラバ、則爾、子孫ト黎民トヲ保ツ事有ン。欽哉、故諭。ノトテ、宣徳三年戊申、遣ニ内監柴山・副使阮〔漸〕一、爲ニ琉球國中山王尚巴志一、及、父思紹係ニ追封一、爲ニ中山王尚思紹一。且、錫以ニ皮弁冠服等物一。御妃ニモ、冠服綵幣等ノ物ヲ賜。ノ是ゾ冠船ノ始也。ノ中山王尚姓モ、亦是ニ始ル。	天下安穩	
64 卷三 正統十年乙丑尚思達御即位	皇帝勅ニ諭琉球國中山王尚思達一。ノ朕奉ニ天命一、祇承ニ祖宗大位一。主ニ宰生靈一。夙夜惓惓。懼（マヽ）欲ニ天下之人。咸得ニ其所一。惟王遠居ニ海外一。	天命	
65 卷三 正統十年乙丑尚思達御即位	能敬ニ順天道一。恭ニ事朝廷一。恪ニ脩職貢一。遣ニ舅馬權度等一奉レ表。并、王叔尚金福。俱以ニ二馬匹・金銀器皿等方物一來貢。益見ニ誠意一。朕甚嘉悅。今權度等回。特賜ニ二王・王妃。并王叔。綵幣一。王其體ニ朕至懷一。故諭。	天道	
66 卷三 景泰元年庚午尚金福御即位	皇帝勅ニ諭琉球國中山王尚思達一。國家一親同仁。無レ間ニ遠邇一。況於下謹ニ脩職貢一之國。尤上所レ當レ厚。爾琉球。於ニ中國一爲ニ東藩一。世脩ニ職貢一。逾レ久益勤。今王遣ニ二使亞間美等一。奉レ表及進ニ二方物一。禮意勤至。朕承ニ二列聖一。嗣登ニ二大寶一。期下與ニ四海一。同樂中雍熙上。王能篤ニ於事大一。良足ニ嘉尚一。使還。特賜ニ二王及妃綵幣一。以答ニ誠意一。王其欽ニ崇天道一。仁ニ（血卩）生民一。永固ニ藩屏一。以副ニ朕懷一。故諭。	崇天道	
67 卷三 天順五年辛巳尚德世高王御即位	サレバ孟子云。ノ愛レ人不レ親。反ニ其仁一。治レ人不レ治。反ニ其智一。禮レ人不レ答。反ニ其敬一。行有ニ不レ得者一。皆反求ニ諸己一。其身正而。天下歸レ之。ノト云ヘリ。	天下歸レ之	
68 卷三 天順五年辛巳尚德世高王御即位	依テ良臣共、諫ヲ進ケレドモ、天下ハ皆、己レガ下ヨリ出タリトテ、却テ（足元?）〔疎カ〕ゼラレケル間、賢者、不レ樂ニ三告以善道一。隱ニ山林一者、不レ可ニ二勝計一。知アル者ハ、敗亡近キニ有ント、ヲデアヘリ。	天下ハ皆	
69 卷三 天順五年辛巳尚德世高王御即位	サレバ、天道ハ、盈ヲ虧習ナレバ、	天道ハ	
70 卷三 天順五年辛巳尚德世高王御即位	彼暴虐、天ニヤ、コタヘケン。在位九年、行年、未ダ三十二モ、不レ滿ニ、成化五年己丑、四月二十二日、壽二十九ニシテ、薨給ケレバ、時ノ攝政トモ、幼稚ノ世子ヲ、立テントシケルヲ、國人、世子ヲ廢シテ、内間里主御鎮側ヲ、立奉ル。是爲ニ中山王尚圓一。」	天ニヤ	
71 卷四 成化六年庚寅尚圓御即位	其世子尚徳、嗣テ立給ケルガ、資質甚敏、材力過レ人、手格ニ二猛獸一。知足ニ以拒レ諫、言足ニ以飾レ非。依テ、吾知カヲ恃ミ、自ラ人ヲ害スル事、不レ知レ數。或ハ、無レ罪、親ヲ殺サレテ哭シ、或ハ、無レ科、子ヲ討レテ、泣悲者、國中ニ充滿タリ。ノ御鎮側、是ヲ嘆給テ、主暴不レ諫非レ忠也、畏レ死不レ言非レ勇也ト、昔ノ比干ガ云置ニ金言也トテ、諫給ケルハ、ノ臣聞。人君謙恭敬信、節レ用愛レ人。故天王安。而社稷宗廟固。今君。用レ財若レ無レ窮。殺レ人若レ不レ勝。民惟恐ニ君後亡一。願君洗レ心易レ行。君子孫及ニ二萬世一。ノトゾ奏シケル。	故天下安	
72 卷四 成化六年庚寅尚圓御即位	大甲曰、天作レ孽猶可レ違、自作レ孽不レ可レ活トテ、	天作レ孽猶可レ違	

資料1 『中山世鑑』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
73	巻四 成化六年庚寅尚圓御即位	暴虐ノ後ハ、 <u>必ズ天誅難レ通境ニヤ</u> 、尚徳、御歳未ダ、三十ニモ不レ満シテ、成化五年己丑、四月二十二日、壽二十九ニテ、薨給ケル間、時ノ三公九卿、幼稚ノ世子ヲ立ントテ、群臣ヲ招キ、牛ノ耳ヲ切タリケル。	必ズ天誅難レ通境ニヤ	
74	巻四 成化十三年丁酉尚宣威御即位	○御即位ノ年ノ二月ニ、陽神キミテズ□(リ)、現ジ給ケレバ、尚宣威、是ハ必定、我が慶賀ノ爲ニ、ヲリサセ給、神ニテゾアルラント、悦思召テ、ヲヌシハ帝座ニ付セ給テ、久米中城王子ヲバ、帝坐ノ腋ニ立給ノ舊例ニハ、君々・神々、内原ヨリ出給テ、キミホコリノ前ニ、東面三立給ケルガ、今度ハ例ニ替リ、西面ニ立給ル。去程ニ、上君ヲ初トシテ、下老若男女ニ至ルマデ、是ハソモ何事ヤラント、魂ヲ冷シ、手ヲ握リ、カタヅヲ飲テ、居タル處ニ、宣託〔マ〕有ケルハノ首里ヲハルテダコウガ、ヲモヒ子ノアソビ、ミモノアソビ、ナヨレバノミモノノト、ヲモロヲ、メサレケル。尚宣威、聞召給テ、 <u>我其徳ニ非ズシテ、帝坐ヲ汚シタル事、是天ノトガメ、有ケルゾヤトテ、在位六箇月ニシテ、御位ヲノガレテ、世子久米中城王子ヲ、即位成奉リ給、是爲二尚眞公一。</u> 」	我其徳ニ非ズシテ、帝坐ヲ汚シタル事、是天ノトガメ、有ケルゾヤトテ	
75	巻四 成化十三年丁酉尚宣威御即位	○尚宣威ハ、御隠居シ給テヨリ、御領地越來ヘ、御越シ御坐ケルガ、幾程モ無ク、其年ノ八月四日、壽四十八ニシテ薨給フ。御位牌ハ、義忠龍幸トテ、圓覺寺客殿ニ在ス。其孫子、繼來シテ、今ノ越來道房養默、其後胤也。」 竊ニ念ニ、神ノ尚宣威ヲ廢給事ハ、全ク世子ヲ廢テ、自立シ給ヘタルヲ、惡ミ給ニハ非ザルベシ。只、尚眞公、聖ナレバ也。サレバノ薨ハ不以下二天下一與中丹朱上	天下	
76	巻四 成化十三年丁酉尚宣威御即位	而與レ舜。舜不以下二天下一。與中商均上。而與レ禹。	天下	
77	巻四 成化十三年丁酉尚宣威御即位	世皆謂。聖人至公無私。知レ愛二天下一。而不レ知レ愛二其子一。ト云ヘリ。吾朝ノ尚宣威モ、徳、尚眞公ヨリモ、勝レタルモノナラバ、神モ如何デカ、人望ニソムキ、尚宣威ヲバ、廢給シヤ。是尚眞公、一ノ聖瑞也。	天下	
78	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	尚清ハ、尚眞第五ノ王子也。弘治十年丁巳ニ御誕生。字ハ眞仁堯樽。正徳二年丁卯、御歳十壹ニシテ、中城王子ト成給。三十歳ニシテ御踐祚アリ。尚眞、薨御成リ給ヘシ時、群臣、中城王子ヲ、御位ニ即奉ントゾ、議定シケル。ノ中城王子、宣ケルハ、ノ今、世子浦添王子、雖レ爲二亡人一、其罪虚名也。是國人ノ所レ知也。而ルニ吾レ、兄ヲ超テ、位ヲ踐シ事、 <u>天理之所レ不レ容也。</u>	天理之所レ不レ容也	
79	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	ノ爾等不レ聞ヤ、衛ノ蒯(日費)ハ、子トシテ、父出公ヲ拒ギ、齊ノ子糾ハ、弟トシテ、兄桓公ヲ背テ、卒ニ天下ニ、惡名ヲ流セリ。	天下	
80	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	是皆、 <u>天理ヲ失者也。</u> 不レ如、浦添王子ヲ向奉、位ヲ進シニハノト、理ヲ責テゾ、辭シ給ケル。	天理ヲ失者也	
81	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	御即位ノ翌月、正月十六日、 <u>玉袖</u> 、アフキラノカミ、ヲリサセ給テ、御名ヲバ」	天神	
82	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	<u>天繼アンヂヲスエ末續ノ王ニセイトゾ付奉給</u> 」	天繼アンヂヲスエ末續ノ王ニセイトゾ付奉給	
83	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	嘉靖十三年甲午ノ夏、太明世宗皇帝、遣二正使給事中陳侃、副使行人高澄一、勅封二琉球國中山王世子尚清一、爲二中山王一。其詔勅左記。ノ奉二天承運一。	奉二天承運一	
84	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	ノ皇帝詔曰。朕恭雍二天命一。	朕恭雍二天命一	
85	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	爲二天下君一。凡推二行乎庶政一。必斟二酌夫古禮一。其於二錫爵之典一。未下嘗以二海內外一。而有上レ間焉。爾琉球國。遠在二海濱一。久被二聲教一。故國王尚眞。夙紹二顯封一。已踰二四紀一。茲聞二薨逝一。屬國請レ封。世子尚清。徳惟克レ類。衆心所レ歸。宜レ承二國統一。ノ朕篤念二懷柔之義一。用嘉二敬順之誠一。特遣二正使吏科左給事中陳侃、副使行人司行人高澄一。齎レ詔往封レ爾。爲二琉球國中山王一。仍賜二皮弁冠服等物一。ノ王宜下慎二乃初服一。益篤二忠勤一。有上レ光二前烈一。ノ凡國中。耆俊臣僚。其同寅翼贊。協力匡扶。尚殫二事上之心一。恪盡二臣藩之節一。保二守海邦一。永底二寧謐一。用弘二我同仁之化一。共享二太平之休一。故茲詔示。俾二咸知悉一。ノ嘉靖十壹年八月 日(印) (皇帝之寶)	爲二天下君一	

資料1 『中山世鑑』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
86 卷五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	皇帝勅二諭。琉球國中山王尚眞世子尚清一惟爾。世守二海邦一繼膺二王爵一敬二順天道二臣二事皇明一。	敬二順天道一	
87 卷五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	於二崇元寺一行二祭禮一、是始。其祭文左記。 諭祭文 維嘉靖十壹年歲次壬辰月朔日。 皇帝遣二正使吏科左給事中陳侃。副使行人司行人高澄一。 諭二祭琉球國中山王尚眞一。 惟王嗣守二海邦一四十餘載。敬レ天事レ上。誠恪不レ渝。宜下永二壽年一。爲中朕藩屏上。胡爲遭レ疾。遽爾告レ終。訃音來聞。良用悼惜。遣レ官諭祭。特示二殊恩一。靈其有レ知。尚克歆服。	敬レ天事レ上	
88 卷五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	琉球國中山王尚清。爲下護二送 天使回一レ朝事上。今特差二都通事林盛一。駕二使封王賓船一。前 往二福建地方一。除外。恐下無二文憑一。官司盤阻不上レ便。今給二黃字貳拾一號。半印勘合執照一。付二都通事林盛一收執前去。如遇下經二過關津一。把隘去處。及沿海巡哨官軍。驗實上。即便放行。毋レ得二留難一。因而遲悞不レ便。所レ有執照。湏レ至二出給者一。 今開 駕使 天使賓船都通事壹員林盛從人伍名 嘉靖十三年八月十一日 天使回レ朝。爲二護送事一。右執照付二都通事林盛一准レ此。	天使	
89 卷五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	五月朔。余等至二广石一。大舟亦始至。 二日。祭レ海登レ舟。守巡諸君。設レ宴爲レ餞。是日〔…〕 遂別二諸君一。慨然登レ舟。連日風逆。五日始發レ舟。不二越數合一而止。海角尚淺。 至二八日一。出二海一。方一望汪洋矣。風順而微。波濤亦不二洶湧一。舟不レ動而移。與二夷人舟一。相爲二先後一。出レ艙觀レ之。四顧廓然。茫無二山際一。惟天光與二水光一相接耳。雲物變幻無レ窮。日月出沒可レ駭。誠一奇觀也。	惟天光與二水光一相接耳	
90 卷五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	通事致レ詞曰「天使遠臨。世子不二勝訴踊一。聞風伯爲二從者驚一。世子蓋不二自安一。欲二躬自遠遊一。國事不レ能二自離一。謹遣二小臣一。	天使遠臨	
91 卷五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	サテ、島ノ仕置等、御定有テ、懸テ還御アルベカリシニ、三月初ノ比ヨリ、君御異例ノ心地、御坐ケレバ、典藥ノ頭、キノ藥、ギバノ藥スヽメ、御祈ノ借共、肝膽ヲ碎テ、痔レドモ、無レ驗、日ニ増、御病重ナハリ、已ニ危ク、見ハサセ給ケル間、上下萬民、アハテサハギ、 <u>仰天スル事</u> 、無レ限	仰天スル事	
92 卷五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	トテ、大ニ沐浴シテ、上、 <u>天</u> ニ告シ、下、海神ニ禱リ、懇誠ヲ盡シ、主ノ死ニ、代ン事ヲ請ケレバ、	天神、其感應	天命思想 天人感応
93 卷五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	其感應、天ニヤコタヘケン。其翌日ヨリ、王ノ御疾、日ニ増減アツテ、三月末ノ比ニハ、平愈シ玉ヘケル間、群臣、喜悅ノ眉ヲノ開ケル。去程ニ、四月中旬、彼津ヲ御出船、同十二日、無レ恙、那覇ノ港ニ、御歸朝シ給コソ、目出度ケレ。其日ヨリ國頭、心地例ナラズシテ、七月二十六日、卒ニ死 玉フソ、哀ナリ。	天ニヤコタヘケン	
94 卷五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	去程ニ君、大ニ哭泣シ給ヘテ、宣ケルハ、生レ我者父母、成レ我者國頭也。今ノ死ハ、是、 <u>天命ニ非ズ</u> 。我ガ死ニ代レリ。	天命ニ非ズ	
95 卷五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	嘉靖二十二年癸卯、二月二十日ヨリ、覺嶽ノ路、石普請始リ、同六月二十二日、其功畢ル。其記曰。」 <u>かたのはなに立申候</u> 首里天の御み事おがひ申、みちつくり、まつうへ申候 ひのもの 大琉球國中山王尚清は、そんとんより、このかた、二十一代の、王の御くらいを、にぎめしよわちへ、	首里天	
96 卷五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	<u>天より、王の御名をば</u>	天より、王の御名をば	
97 卷五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	<u>天つぎ王にせと、さづけめしよ</u> わちへ、御いわひ事、かぎりなし。 王がなしは、むまれながら、むかしいまの事を、さと	天つぎ王にせと、さづけめしよ	

資料1 『中山世鑑』における「天」の用例表

番号	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
98	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	めしよわちへ、天下を、おさめめしよわる事、むかし、もろこしのていおう、堯舜の御代ニ、にたり。しかれば、御たかべめしよわる、もありあり、だいらより、ひがしにあたりて、べんのたけといふ。これはきこゑ大ぎみ、きみゞ、カみほとけの、御あそび、めしよわるところ、あめふる時は、どろつち、ふかさあるけに、國王の御み事に、みちをつくり、まつをうへれとの、御み事をおがみ、くにゞのあんじべ、あすたべ、大やくもいた、さとぬしべ、けらいあくかべ、こゝろにあわせ、ちからをそへ、いしをはめ、まつをうへれば、みちはきよらく、まつはずし。一すじのみちに、千兩の金を、人々みおぼげに、あひ申候。	天下	
99	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	されば、嘉靖二十二年、みづのどのう、六月廿四日、ひのどのとりのへに、きこゑ大ぎみ、きみゞの、おれめしよわちへ、 <u>天つぎ王にせの、あんじおそひがなし</u> 、み御みつかい、めしよわちへ、あまこあわし、めしよわちへ、御ぼこり、めしよわちやこと、おもひぐわべ、くにゞのあんじべ、あすたべ、大やくもいた、里主部、けらへあくかべ、そろて、みはい、おがみ申候。おゑ人、わか人、めども、わらべに、いたるまで、よるも、ひるも、御たかべし申候。ねがい事かなひ、よろこび、たのしむ事、かぎりなし。大明嘉靖二十二年みづのどのう八月吉日 世あすたべ三人 大ざとの大やくもい まふとがね ぎすゝの大やくもい いぬたるがね みや平の大やくもい まいくさがね ぶぎやう一人 花城の大やくもい ま五ら	天つぎ王にせの、あんじおそひがなし	
100	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	同石碑後面記」 冕嶽修路碑文 大琉球國中山王何清。自二從舜天一降來。二十一代之王孫。 <u>天賜</u> 二聖號一	天賜	
101	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	爲二天下王一 自然神聖。通二達古今一。睿智聰敏。視德惟明。生知二法式一。一似二華助一。風雨晦明。無レ不二順從一。并包畜養無レ異。細儷億載。萬年有レ富無レ貧。太平之期。適當二今辰一。	天下王	
102	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	天長地久。呼二萬歳一三矣。	天長地久	
103	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	爰有二峨々高峯一。冠二于諸峯一。號二」 冕嶽一。其嶺茂樹叢生。其枝葉婆娑然。類二翠鳳張(羽十戈)一。是乃神仙來賞。降遊之靈地也。然則上自二國王大臣。公卿大夫一。下至二道俗尊卑。男女貴賤一。如二泰山北斗一。瞻レ之仰レ之。晨夕肅詣。瀝二丹精一。致二敬信一。或獻レ花。或燒レ香。日福日壽。日官日祿。靡二願而不レ成。莫二感而不レ彰矣。其嶽麓一有二高低屈曲長路一。早則路背坦圯圯。而跋レ前蹙レ後。衆人往還不二輕利一。馬牛驅難レ舉レ蹄。雨則泥濘深厚。而踏レ天踰レ地。老幼來復不二自由一。燕雀語如レ笑レ人也。由レ是」	而踏レ天踰レ地	
104	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	國王。敕教二公卿大夫。大臣百官。庶人等一。整二小石一脩レ路。植二稚松一蔭レ涼。各々欽奉一教宣一勸レ力同レ心。穿二鑿地一。破二裂石一。分二得林一。栽二培松一。無レ朝無レ暮。忙經二始一。豁二開一路一。擲二下千金一。路無二凹凸一。無二狹小一。坦平也。松鳴二涼風一。鳴二玉琴一貞秀也。人々往還。嬉戲遊樂。無レ極也。其文日七 邦畿千里 聖躬萬歳 整石修路 記太平世 植松蔭涼 仰漢武帝 達天大願 比海弘誓 琢詞斯石 繼慶末裔 大明嘉靖二十二年龍集癸卯八月仲浣大吉日建立」 日本南禪琉球圓覺精合釋檀溪老衲全叢謹撰」	達天大願	

資料1 『中山世鑑』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
105	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	嘉靖廿四年乙巳、八月十九日、天神キミテズリ、出現有テ、尚清王ノ御即位ノ、壽ヲゾシ給ヘケル。其壽祝ノヲモロ、左ニ記ス。」	天神キミテズリ	
106	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	嘉靖二十五年丙午、七月廿八日、世續石墻、普請功畢ル。其記左ニ記ス。」 すゑつぎ御門の南のひのもの 首里の王、 <u>天つぎわうにせの</u> 、	天つぎわうにせの	
107	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	<u>あんじおそいがなし天</u> の、み御事に、すゑつぎの御ちやう、御いしがき、つみ申候時の、ひのもの	あんじおそいがなし天	
108	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	<u>首里天つぎの、あんじおそいがなし天の、ひ御事</u> 、御ぐすくの、御いしがき、きよらさ、ちうさ、あれども、御ぐすくの、こしあて、はいおもての、ひとへに、ありよるけに、	首里天つぎの あんじおそいがなし天の、 ひ御事、	
109	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	<u>首里天つぎの、あんじおそいがなし、み御みつかいめし</u> よわちへ、御ゆわひめしよわちへ、御おもろ、御たほいめしよわちやこと、そろて、みはいおがみ申候。又ちやうらうそうたち、そろて、御いしがきの、御くやうの、御ゆわひ、申候。この御いしがき、つみ申候あいだは、日々のみ御げは、数しらす、月々に、おゑか、おがみ、申候。みはいは	首里天つぎの	
110	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	<u>首里天つぎの、あんじおそいがなし天の、ともゝと</u> 、とひやくさと、みはいおがみ申候。」 嘉靖二十五年、ひのへむま、十二月三十日に、しるし申候」	首里天つぎの、あんじおそいがなし天の、ともゝと	
111	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	添繼御門北之碑文 新二築石墻一記 大琉球國。中山府。首里邑。 今上國王尚清。自二從太祖舜天一降來。二十一世之王孫也。洪惟 聖朝大二統八統一。撫二育天下一。 添繼御門北之碑文 新二築石墻一記 大琉球國。中山府。首里邑。 今上國王尚清。自二從太祖舜天一降來。二十一世之王孫也。洪惟 聖朝大二統八統一。撫二育天下一。	舜天 天下	
112	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	然則自二天子之元子衆子一。至ニ公卿大夫之元子適子。	天子	
113	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	我朝ハ神國ニテ、天神、海神、出現ノ時ハ、禁裏ニテ遊託ナレバ、禁裏ハ是、潔戒スベキノ地也。	天神	
114	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	琉球國中山王尚清、 <u>天つぎわうにせ</u> 、あんじおそいがなしの、み御事、くにようし、とまりの、かくごのために、やらざもりのほかニ、ぐすくつませでゝ、おがで、	天つぎわうにせ	
115	巻五 嘉靖六年丁亥尚清御即位	おきなはの、 <u>天ぎや下は</u> きこゑ大きみの、御せちの	天ぎや下は	天の下、天下

資料2 蔡鐸本『中山世譜』における「天」の用例表

蔡鐸本『中山世譜』における「天」の用例表				
	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
1	中山世譜序	先王尚質神明天從德業日新于萬機之暇念及祖宗之功德將幾於湮沒為憂隨命向象賢以和文著中山世鑑一部而祖功宗德昭然可稽仁孝之源始於焉	神明天從	
2	世譜卷之一／總論	夫未生之初名曰太極時乃混混沌沌。無有陰陽清濁之辨。既而自分兩儀。清者升以為陽濁者降以為陰自是天地位定人物生矣其初有一男一女化生于大荒之際男性健而懷女女性順而隨男月去日來自成夫婦之道人倫始矣及生三男二女。	自是天地位定	
3	世譜卷之一／總論	一男為君王之始而謂／天孫氏二男為按司之始。三男為蒼生之始。一女為君君之始二女為祝祝之始。而五倫已備大道始矣。時風俗淳樸。民習端慤。神因而見焉。是為君眞物。	天孫氏	
4	世譜卷之一／總論	烏富津加久羅神者。天神也。／儀來河內神者。海神也。／君手摩神者。天神也。此神乃國君登位承統。則一代一次出見。賜國君萬歲壽。二七日託遊。至今相傳。御唄者。乃其時之託宣也	天神	
5	世譜卷之一／總論	浦巡神者。天神也。此神亦。國君一代一次出見。徧巡國土。護衛國祚之神也	天神	
6	世譜卷之一／總論	月公事者。天神也。每月一次出見。護衛國祚。賜國君萬歲之壽。一日之託遊也	天神	
7	世譜卷之一／總論	上古之世風俗淳朴人心篤實。敬神致如在之誠故神常為之護衛。有感必應。其時異國船來寇。在于近境中洋神輒化其米為沙。其水為鹹。或人忽為盲啞。忽然海風大起。舟遂沈覆崩裂。神力扶持如此賊舟不敢近岸反見困解。去至後世。風俗日下人心日薄。臨祭懈怠。故常護衛之神。不復出見天降災厄喪亂饑饉相續而至深可痛也	天降災厄	
8	世譜卷之一／總論	天孫氏子孫相繼而治然書契未興。其姓名事功無從稽考民未知稼穡。食草木之實未有火化飲禽獸之血而茹其毛	天孫氏	
9	世譜卷之一／總論	後歷數年麥・粟・黍、天然生于久高島。稻苗生于知念・玉城。始教民藝五穀生民始得粒食而農事興焉麥春熟。稻夏熟。	天然	
10	世譜卷之一／總論	故自古／國君二月幸于久高島。四月幸于知念・玉城。春夏祭于皇天后土。以報成物之功也。	皇天后土	
11	世譜卷之一／總論	天孫氏始築城于中山故曰首里／大業年間。／隋煬帝令羽騎尉朱寬。訪求異俗。于是始到本國。觀地界于萬濤間蟠旋蜿蜒若虬之浮水中。因名曰流虬。言語不通。掠一人以還。後亦遣武賁郎將陳稜率兵至于國。擄男女五百人而回。唐宋時未嘗朝貢元遣使招之不從至洪武始通中國。以時／乾道年間。為朝隨流至于流虬故改流虬名曰流求。洪武十五年癸亥皇帝賜金印章服並改流求賜琉球之名	天孫氏	
12	世譜卷之一／總論	天孫氏相繼致治凡一萬餘年矣德衰政廢諸按司多叛時有逆臣乘隙弑君篡位。尊敦時為浦添按司。修德行仁英雄無比諸按司歸之遂伐逆臣以登君位。	天孫氏	
13	世譜卷之一／總論	是為／舜天王。其為人也右鬢上聖一肉角常欲掩其角故右鬢上結髻國人皆法之始結髻髻在位五十一年而薨。	舜天王	

資料2 蔡鐸本『中山世譜』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
14 世譜卷之一／總論	第三王子尚賢王嗣立。在位七年而薨。無世子。立王弟尚質王。尚質王素性仁愛視民如子民仰之如父母在位二十一年而薨。／世子尚貞王即位。則山秀河清君明臣良孔子之廟成乎都西講論四子五經之書城勢與國貌大增舊規益壯帶礪河山之雄自茲文風丕振。王業遐昌但見麟趾之祥與天地無疆矣在位四十一年而薨。世孫尚益王立。在位三年而薨。／世子尚敬王立。	與天地無疆矣	
15 世譜卷之二	舜天王／爲朝公男子也。姓源。神名尊敦。母大里按司妹。乾道二年丙戌降誕。妃不傳世子舜馬順熙王。	舜天王	
16 世譜卷之二	天孫氏二十五代爲逆臣利勇見弑。浦添按司起義兵。伐逆臣利勇。以定國家。諸按司皆尊浦添按司爲中山君。	天孫氏	
17 世譜卷之二	是爲 舜天王。	舜天王	
18 世譜卷之二	義本王／舜馬順熙王世子姓源開禧二年丙寅降誕。母妃世子不傳。紀／淳祐九年己酉即位。／即位明年國中火饑饉其次年瘟疫人民半死軍民大嘆招集群臣言曰上者源也下者流也源潔則流清此自然之理也。今疫癘是以予之不德致之吾欲以國家讓于有德。群臣中誰可居位者。群臣咸舉惠祖世主嫡子英祖。王大喜。召英祖。試攝國政。舉賢才。退不肖。順天之義節地之財因之景星與卿雲並見疾疫止。英祖秉政七年。國中大治 義本王在位十一年。年五十四歲。讓位于英祖王壽薨不傳。	順天之義節地之財因之景星與卿雲並見疾疫止	祥瑞思想
19 世譜卷之二	英祖王／惠祖世主男子也神名英祖日子紹定二年己丑降誕母妃不傳 世子大成王。附紀／英祖王 天孫氏之後胤惠祖世主之嫡子也。其母夢 日輪而妊。	天孫氏	
20 世譜卷之二	降生之日。紫氣連天。異香滿屋。故人謂之 日之子。生而好學。及其長也見識出眾善名振于鄉里民皆敬服之至于二十五歲秉國政。遂繼 義本王爲君。	紫氣連天。異香滿屋。	祥瑞思想
21 英祖王	紀／景定元年庚申即位。／景定二年辛酉。四方巡野。始立徹法正經界。均井地。然後穀祿豐登。國無盜賊兵爭之慮。景定五年甲子。西北諸島始來朝貢。咸淳二年丙寅。大島始來朝貢。王曰。隔海殊地。素非吾政令所及。何爲來貢耶。對曰。近來我海島。無烈風猛雨之患。五穀饒熟。是必大國之善政。感于天地故也。是以來貢。王于是悅受其貢。而厚賞送歸。大德三年己亥八月初五日薨。在位四十年。壽七十一。	是必大國之善政。感于天地故也。	天人感応思想
22 英祖王	紀／從元年丁丑即位。／十歲即位不能親理國政王母操國權。朝政日非。賢者退隱。小人爭進。時 察度王。爲浦添按司。原來仁德冠世不但國人服之。諸按司皆歸之。王薨國人廢其世子尊 察度王爲君。／至正九年己丑四月十三日薨。在位十三年。壽二十二。察度王／浦添間切謝那村奧間大親之一男子也神名大眞物母天女也。至治元年辛酉降誕。妃勝連按司女子 世子武寧王	天女	
23 察度	附紀／奧間大親。資質純厚。常以農爲業。家貧不能娶。有時耕田歸。欲洗手足。至森川。見有絕色女子在川邊沐浴。奧間大親意想。鄉中吾未見有此美女。或從都中來者乎。若是都中之女則必有隨行者今獨身在此疑是神女也。吾聞此地有時天女來格既而從樹蔭見之。其衣果非常人衣。于是心欲私之。竊取其衣。藏于荒草中。往而視之。彼女驚動只着下衣。起身欲穿飛衣。則無飛衣。涕哭不止。	天女	

資料2 蔡鐸本『中山世譜』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
24	察度	奥間大親問曰。夫人自何來耶。女揮淚直告之曰。吾天人也。下界沐浴。今飛衣被盜。	天人	
25	察度	不能上天。乞爲我代尋。奥間大親騙曰。暫坐我草菴。吾往代尋。天女喜與之俱至草菴。奥間大親大喜其飛衣深藏于倉上。日去月來。歷十餘年。生一女一男。其女子長大。如何知其故。携弟遊而歌曰。母之飛衣。在六柱倉上。母之舞衣。在八柱倉上。母聞大悅。窺夫亡。登倉視之。果藏于櫃中。以稻穀蔽之。即取出着而上天。大親與其子皆失聲慟哭。	上天	
26	察度	天女亦留戀難捨。再三飛上飛下。終乘清風而上矣。	天女	
27	察度	後／中山西威王薨。時國相欲立五歲世子。國人僉曰。觀先君之政。不尊聖賢遺法。故臣民離情。敢怨而不敢言。更立幼冲世子。則向何圖治乎。遂廢世子。以立浦添按司爲中山王。察度王是也。 紀／至正十年庚寅即位。即位改先朝之虐政。以寬治民。仁而威。惠而信。從此始通中國。以開琉球維新之基。其妃。亦有賢德。而國人大服。惟。山南・山北。爭衡不從。 明、洪武五年壬子。（太祖滅元。改天下之號。曰大明）時乃太祖。改璫求。曰琉球。又遣行人楊戴。賚詔至國。詔曰。昔帝王之治天下。凡日月所照。無有遠邇。一視同仁。故中國尊安四夷得所非有意於臣服之也。自元政失綱。天下兵爭者。十有七年。四方遐裔信奸不通。朕肇基江左。掃群雄定華夏。臣民推戴。已主中國。建國號曰大明。建元洪武。頃者克平元都疆宇大同已承正統方於遠邇相安于無事以共享太平之福。惟爾四夷君長酋帥等遐邇未聞故茲詔示想宜知悉。	天下之號 天下	
28	世譜卷之三／尚思紹王	紀／永樂二十年壬寅即位。此時始此尚姓吾朝請封王爵之例從此始 洪熙元年乙巳皇帝遣內官柴山封爲中山王且諭祭先王尚思紹其勅曰／皇帝勅諭琉球國中山王世子尚巴志昔我皇考太宗文皇帝恭膺天命。統御萬方。恩施一視。遐邇歸仁。爾父。琉球國中山王思紹。聰明賢達。茂篤忠誠。	恭膺天命	
29	世譜卷之三／尚思紹王	敬天事上。益久弗懈。朝貢有常罔愆于職我皇考。嘉乃勤欵良用褒錫朕續承大統。弘敷治化尤重繼承念爾父告終已逾再歲非有嗣嫡之賢曷膺傳襲之重茲特遣內官柴山齎勅命爾世子尚巴志爲琉球國中山王。以繼其世於戲尚立忠立孝。恪守藩服。修德務善。以福一國之人。則爵祿之榮。延于無窮。尚其祇承朕命無怠無忽。故茲勅諭。宜體至懷	敬天事上	
30	尚思達王	正統十四年己巳九月十六日賜勅諭其勅曰皇帝勅諭琉球國中山王尚思達 朕奉天命。祇承祖宗大位。主宰生靈。夙夜惓惓。	朕奉天命	
31	世譜卷之三／尚思紹王	權欲天下之人。咸得其所。惟王遠居海外。	權欲天下之人	
32	世譜卷之三／尚思紹王	能敬順天道。恭事朝廷。恪脩職貢。遣舅馬權度等。奉表。并王叔尚金福。俱以馬匹金銀器皿等方物。來貢。益見誠意。朕甚嘉悅。今權度等回。特賜王王妃。并王叔。綵幣。王其體朕至懷。故諭。	能敬順天道	

資料2 蔡鐸本『中山世譜』における「天」の用例表

卷番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
33 尚金福王	<p>尚志王第六世子也母妃不傳神名君志洪武三十一年戊寅降誕世子尚泰久王紀／景泰元年庚午即位 二年辛未夏前年所遣使者亞間美等官回國因之 皇帝賜勅及綵幣等物所賜之物件在案景泰元年庚午閏正月初八日賜勅其勅諭曰。皇帝勅諭琉球國中山王尚思達國家一視同仁。無間遠邇。況於謹脩職貢之國。尤所當厚。／爾琉球。於中國為東藩。世脩職貢。逾久益勤。今王遣使亞間美等。奉表。及進方物。禮意勤至。／朕承列聖嗣。登大寶。期與四海。同樂雍熙。王能篤於事大。良足嘉尚。使還。特賜王及妃綵幣。以答誠意。<u>王其欽崇天道。</u>仁（血卩）生民。永固藩屏。以副朕懷。故諭。</p>	王其欽崇天道。	
34 世譜卷之四／尚稷王	<p>尚圓王／尚稷王世子也童名思德金神名金丸按司添末續之王仁子母瑞雲妃月光永樂十三年乙未降誕世子尚真王次開得大君加那志 附記／尚圓王生于葉壁山生而有賢德及其長以農為業或時天皇民田皆潤金丸田自有水盈滿人皆疑為盜水將害之常不和睦金丸不能安其身正統三年戊午年二十四歲携妻弟渡海至于國頭居處</p>	天旱	
35 世譜卷之四／尚稷王	<p>八年壬辰皇帝遣正使給事中官榮副使行人韓文封為中山王且諭祭先王尚德頌賜國王王妃照先代之例其物件在案其勅曰 皇帝勅諭琉球國故中山王尚德世子尚圓惟爾克世撫有海邦臣事皇明。克篤忠敬。乃父尚德。紹襲王封。曾未數年。遽焉薨逝。為冢?嗣。式克象賢。宜承爵命。統其國人。茲特遣正使給事中官榮。副使行人韓文。齎詔。封爾為琉球國中山王。并賜爾及妃。冠服・綵幣等物。／爾宜永堅臣節。<u>益順天心。</u>常懷事大之誠。用廣承先之志。欽哉。故諭。成化七年辛卯七月初八日</p>	益順天心	
36 尚宣威王	<p>紀／成化十三年丁酉即位／即位之年二月陽神君手摩出見尚宣威意中為作賀而喜色滿面自上于王座其時久米中城王子立于王座之側古來君君神神出自內殿至于奉神門後東面而立此番皆西面而立於朝之臣皆恐驚有暫時神有託宣神諭之旨皆有指久米中城王子為君尚宣威聞詔言始識尚真王為命世之真主且言曰我無其命居于君位恐有屋于天在位六箇月退君位以久米中城王子為主君是為尚真王尚宣威退位隱居于越來其年八月四日薨葬不傳壽四十八在位六箇月其後裔今越來朝略是也</p>	恐有戾于天	
37 尚清王	<p>十四年乙未二月為謝恩等事遣王舅毛實長史蔡瀚等官捧表文進獻方物所獻之物開列在案 大島謀反絕貢不朝 王怒曰孤當親去征討群臣議奏曰大島雖有叛心奈航海險阻只可遣將伐之何必勞聖駕矣 王曰不然彼島離國甚遠人多不習風化倘不親征何以收伏逆賊之心耶于是修備戰船五十餘艘親統大軍嘉靖十六年丁酉二月十三日那霸開洋前在連天港候風本月十六日遂臨大島進發十八日齊到名勢港口<u>金鼓震天勢如天神</u>逆徒大驚略無戰心引頸伏罪所謂仁者無敵于此不見哉王入其邑撫安百姓制法定度乃諭邑長曰汝再有不臣之心絕不輕赦邑長百拜受命百姓叩頭欣呼因此本年三月乃要班師還國王忽淹疾醫藥無效群臣驚懼法司國頭馬思良曰</p>	金鼓震天勢如天神	
38 尚清王	<p>今王遠涉險阻親征外夷倘有不諱逆徒必生異心禍不輕矣我當代王告死即日沐浴齋戒拜告于天神海神曰今王遇疾臣愿以身代死祈罷王遂愈起群臣大喜便能班師奏凱四月中旬歸到那霸庶民拜迎百官喜賀從此國家大治矣本年七月思良病卒王痛哭不止乃嘆曰生我者父母也成我者思良也遂令以厚禮葬之矣</p>	告于天神	
39 尚清王	<p>大美殿 尚清王始建之也王為世子時遠在中城故造一宮于首里以為問安之便焉及王即位乃諭曰自古禁中時有天神海神而出現真詔遊清潔之地也若子女降生及喪服等事許行于此豈無穢汚神靈且春秋二時夫人女子及宮女等出在菩提寺致祭多不便焉故倍舊宮修造三殿則不但能免其穢汚亦當春秋二祭行于此殿而各得其宜矣于是嘉靖二十六年丁未八月起工至越年十二月告成王大喜名曰大美殿乃有遺詔曰孫勿改此制是孤願也因此至今宮殿翻翻永垂其制於王之盛意不啻敬神亦累禮大矣</p>	天神	

資料2 蔡鐸本『中山世譜』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
40	世譜卷之五／尚豊王	尚久王第四王子也童名思五郎金神名天喜也未按司添加那志母(一龍)氏寵氏金武大按司志良禮童名思戸金號一鏡	神名天喜也未按司添加那志	国王の神号
41	尚質王	康熙二年癸卯六月二十七日皇帝遣正使張學禮副使王垓封爲中山王(此時王城未嘗造成於大美御殿待 天使受封)且諭祭先王尚豊頒賜國王王妃照先代之例其物件在案	天使受封	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表				
	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
1	中山世譜序	孤聞。夏后殷周。垂裳蒞治。而天下稱頌。書曰。后克艱厥后。臣克艱厥臣。	天下	
2	中山世譜序	及其衰也。悖天作弊。而萬民生怨。皆自為也。	悖天作弊	
3	中山世譜序	豈必謂之天也哉。	豈必謂之天也哉	
4	中山世譜序	詩曰。畏天之威。于時保之。其旨微矣。	畏天之威	
5	中山世譜序	惟我國。自天孫氏啓宇以來。一興一廢。安危不一。成化年間。我始祖王。以御鎖御官。	天孫氏	
6	中山世譜序	恭承天命。創業垂統。境內三府三十六島。一視同仁。	恭承天命	
7	中山世譜序	臣温讀麟經。而知一王之義。讀詩書。而知制作之難。夫禹湯文武。則創業垂統之大聖也。然風化百年。而後成。制作累世。而後備。蓋制作若斯之難也。維我國初。天孫氏。以無為關治。而姓名事功。莫可稽考者。以載記未備之故也。	天孫氏	
8	中山世譜序	自舜天踐祚而來。國俗革變。政法浸具。迄我始祖金丸王。承天命。登大位。集前王之大成。創萬世之鴻業。禮樂政刑。教化之治。燦然大興。	承天命。登大位。	
9	中山世譜序	而較諸前代規模。則天壤懸隔。猗歎休矣。傳至質王。恭逢皇清定鼎。文明益開。卒以歷代事功。及祖德宗功。昭穆親疎之非輕。	則天壤懸隔	
10	中山世譜序	特命按司向象賢。始用番字。著中山世鑑一部。然前代紀籍。頗致湮沒。象賢深為之嘆。既而貞王嗣立。斯文大明。如日中天。	如日中天	
11	中山世譜序	繇是我琉球國。自天孫氏啓宇以來。世統興廢。政治美惡。及昭穆親疎之屬。燦然足遡。昭然足稽。而譜事全備矣。	天孫氏	
12	中山世譜序	於戲西周之有天下也。文武以大聖創業。成康以大賢承統。然後始稱咸正罔缺。蓋制作若斯之難也。伏願居今稽古。	於戲西周之有天下也	
13	中山世譜序	綜千聖之心。以為心。修己治人。集百王之善。以為善。而政治之美。麟趾之祥。與天地俱垂矣。臣温。編輯告成。謹繕呈覽。伏乞上鑒。俯賜察。為此具。啓以聞。 雍正三年二月 日	與天地俱垂矣	
14	中山世譜卷一 1 歷代總紀	天地未分之初。混沌沌。無有陰陽清濁之辨。既而大極生兩儀。兩儀生四象。四象變化。庶類繁艱。	天地未分之初	
15	中山世譜卷一 1 歷代總紀	由是天地始為天地。人物始為人物。時我琉球。關在福州正東。偏南三里許。而分野。與楊州吳越。同屬女牛。星紀之次。俱在丑宮。(福建。北極出地二十六度三分。偏度。去北極中線。偏東四十六度三十分。琉球。北極出地二十六度二分三釐。偏度。去北極中線。偏東五十四度。則琉球與福州。東西相去八度三十分。推算徑直。海面一千七百里)蓋我國開關之初。海浪氾濫。不足居處。時有一男一女。生于大荒際。男名志仁禮久。女名阿摩彌姑。運土石。植草木。用防海浪。而嶽森始矣。嶽森既成。人物繁艱。然當時之俗。穴居野處。與物相友。無有价傷之心。	由是天地始為天地	
16	中山世譜卷一 1 歷代總紀	歷年既久。人民機智。物始為敵。於時復有一人。首出。分郡類。定民居者。叫稱天帝子。天帝子。生三男二女。	天帝子	
17	中山世譜卷一 1 歷代總紀	長男為天孫氏。國君始也。二男為按司始。(按司即如中朝諸侯之類)三男為百姓始。長女為君君之始。(君者婦女。掌神職者之稱也。君君者。令貴族婦女數十人。各掌神職。故合稱之曰君君。康熙之初。議減其數。而今有數職存焉)次女為祝祝之始。(祝者亦掌神職者之稱也。祝祝者。諸郡諸村。各有婦女掌神職者。故合稱之曰祝祝。至今尚存)而倫道始矣。	天孫氏	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
18	中山世譜巻一 1 歴代總紀	于是／ <u>天孫氏繼治之間</u> 。相厥山川。分爲三區。一曰中頭。即中山也。一曰國頭。即山北也。一曰島尻。即山南也。教民烹飪。而民利之。教民巢居。而民安之。／方是時也。書契未興。望月虧盈。以紀時節。候草榮枯。以定年歲。澹泊無爲。而俗自化。／然當時之民。未知稼穡。逐捕禽獸。以爲食。拾收菓實。以爲飯。	天孫氏繼治之間	
19	中山世譜巻一 1 歴代總紀	／歷年亦久。麥・粟・黍、天然生于久高島。稻苗生于知念・玉城。始教民耕種。而農事興矣。／（麥春熟。稻夏熟。是故舊制。國君。每年二月。幸久高島。四月幸知念・玉城。親自致祭。以報皇天后土。成物之德也。	以報皇天后土。成物之德也	
20	中山世譜巻一 1 歴代總紀	烏富津加久羅神者。 <u>天神也</u> 。（此神所掌之職。今難考焉）／儀來河内神者。海神也。（此神所掌之職。今難考焉）／君手摩神者。 <u>天神也</u> 。（此神乃國君登位承統。則一代一次出見。祝國君萬歲之壽。二七日託遊。至今相傳。御唄者。乃其時之託宣也）	天神也	
21	中山世譜巻一 1 歴代總紀	浦巡神者。 <u>天神也</u> 。（此神亦。國君一代一次出見。徧巡國土。而護衛國祚之神也）／與那原公事者。兼陰陽之神也。（此神于聞得大君初託之時。作託遊。亦二七日託遊也。于與那原出見。故俗云與那原公事）／月公事者。 <u>天神也</u> 。（此神每月一次出見。護衛國祚。祝國君萬歲之壽。一日託遊也）	天神也	
22	中山世譜巻一 1 歴代總紀	隋大業元年乙丑。海師何蠻。每春秋二時。 <u>天清風靜東望</u> 。依稀似有烟霧之氣。亦不知幾千里。	天清風靜東望	
23	中山世譜巻一 1 歴代總紀	時乃／ <u>天孫氏</u> 之裔。威德漸衰。四方按司。各據其土。築城聚兵。以爭權威。	天孫氏	
24	中山世譜巻一 1 歴代總紀	<u>天孫氏</u> 二十五紀之裔孫。爲權臣利勇所滅。時浦添按司尊敏。倡義起兵。來誅利勇。國人推戴尊敏爲君。	天孫氏	
25	中山世譜巻一 1 歴代總紀	是／舜天王也。／舜天登位。制度新定。國俗大革。（國俗至此。而爲三變）在位五十一年薨。	舜天王	
26	中山世譜巻一 1 歴代總紀	義本立（舜馬順熙王世子）災厄饑饉。民不勝憂。在位十一年。禪位于惠祖世主之長子英祖。即是／英祖王也。／英祖登位。施仁敷德。恤民進賢。刑措不用。國人大服。西北大島・久米島等處。亦始來朝。而國大治矣。時宋已亡。 <u>元定天下</u> 。至元年間。／世祖改流求。曰瑠求。	元定天下	
27	中山世譜巻一 1 歴代總紀	<u>天孫氏</u> ／共二十五紀。起乙丑。盡丙午。歷一萬七千八百二年。	天孫氏	
28	中山世譜巻一 2 歴代總論	<u>天孫氏</u> 二十五紀之裔孫。德微政衰。爲權臣利勇所篡。利勇亦非其德。妄踐大位。未幾月。國人誅之。／自此而下。安危不一。難以悉舉。姑取其最關於綱紀者。論之。夫／舜天。以孤窮。開基浦添。一舉義兵。風驅電掃。以匡國家。非英明豁達之主。其孰能之哉。	天孫氏 舜天	
29	中山世譜巻一 2 歴代總論	武寧嗣立。荒於酒色。奢侈宴遊。 <u>自絶于天</u> 。蓋其所宗絶祀之禍。嗚呼俗流之弊。其亦可畏也哉。	自絶于天	
30	中山世譜巻一 2 歴代總論	／蓋人主存亡禍福。雖曰天所致。實所自招也。桀紂幽厲。以聖王之孫而亡。	雖曰天所致	
31	中山世譜巻一 2 歴代總論	漢祖唐宗。以布衣之身而興。皆自爲也。豈必謂之天也哉。	豈必謂之天也哉	
32	中山世譜巻一 2 歴代總論	／故伊尹告大甲曰。嗣王祇厥身。周公戒成王曰。天命自度。皆古聖賢。而所以啓迪其君者。如出一口。其亦可不思焉哉。	天命自度	
33	中山世譜巻二／中山萬世總紀	尚宣威退隱于越來。其年卒。諡義忠。時王歲十三。善繼父志。善述父事。親賢遠佞。大定政法。卒致雍熙之休。（自天孫氏而下。國俗屢變。傳至此時。而大雍變）但八重山島。絶貢不朝。	天孫氏	
34	中山世譜巻二／中山萬世總紀	尚元立。（清王第二子） <u>敬天法祖</u> 。終始如一。時大島叛而不朝。／王自率軍征之。在位十七年薨。	敬天法祖	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
35 中山世譜卷二／中山萬世總紀	尚敬立。(益王世子) 修德崇道。視民若傷。王政咸興。享國平安。但見。山秀河清。君明臣良。而麟趾之祥。 <u>與天地無疆矣</u> 。在位三十九年薨。	與天地無疆矣	
36 中山世譜卷三／3天孫紀	<u>天孫氏</u> 。乃 <u>天帝子</u> 之長子。	天帝子	
37 中山世譜卷三／3天孫紀	始爲國君。稱天孫氏。既而交讓。相傳凡二十五紀。起乙丑。盡丙午。歷一萬七千八百有二年。皆天孫氏之裔孫也。但其間名氏。俱不傳。故曰天孫紀。	天孫氏	
38 天孫紀 紀	4紀／ <u>天孫氏</u> 。繼治之間。相厥山川。分爲三區。中頭・島尻・國頭。是也。／教民烹飪。教民巢居。及五穀生。教民耕種。暴海水爲鹽。取木汁爲酢。／爰製巾裳。構屋廬。始建城都于中山。名首里。／又畫野分郡。(俗呼郡爲間切)／置按司致治。／皆乃 <u>天孫氏承傳</u> 之間。	天孫氏	
39 天孫紀 紀	所以繼天立極之大功也。	所以繼天立極之大功也。	
40 天孫紀 紀	下至唐宋之代。汎與諸國相通。則 <u>天孫氏</u> 裔流之末。亦用文字也。可知焉。然記籍湮沒。而今有存者鮮矣。深可惜也哉。／南宋淳熙年間。 <u>天孫氏</u> 二十五紀之裔孫。德微政衰。其臣利勇專權。遂自弑君篡位。／由是。四方騷動。兵亂大興。盜賊蜂起。按司酋長。各據兵權。爭雄不息。舉國生民。塗炭既極。先是。本國船隻。有往諸國。以致貿易者。必奉憲令。而後過海洋。方是時也。皆因兵亂。而私竊過海者甚衆。／故宋史流求傳。有云。淳熙年間。流求常率數百輩。猝至泉州之水澳頭等村。肆行殺掠者。以此故也。／時。浦添按司尊敦。倡義起兵。以討利勇。國人推戴尊敦。以就大位。是爲 <u>舜天王</u> 。	天孫氏	
41 天孫紀 紀	5 舜天王／姓源。神號尊敦。(童名不傳)／宋、乾道二年丙戌、降誕。／父、鎮西八郎爲朝公。／母、大里按司妹。(名號不傳)／妃(不傳) 世子、舜馬順熙。	舜天王	
42 舜天王 附紀	6 附紀／舜天王之父。爲朝公。生得身長七尺。眼如秋星。武勇出衆。最善于射。乃日本人皇五十六世。清和天皇後胤。六條判官爲義公。第八之子也。	舜天王	
43 舜天王 附紀	／宋紹興二十六年丙子。(和朝保元元年)日本 神武天皇七十四世。 烏羽院。與 太子崇德院。失和構怨。各招兵戰。／時爲朝公。住于鎮西。投崇德院。以助其戰。寡不勝衆。大敗被擒。諸將受誅。公見流于伊豆大島。宋乾道元年乙酉。公駕舟以遊。暴風遽起。舟人驚恐。公仰天曰。	公仰天曰	
44 舜天王 附紀	運命在天。	運命在天	
45 舜天王 附紀	余何憂焉。／不數日。飄至一處海岸。因名其地。曰運天。即今山北運天江。乃公之所飄至也。公上岸。徧行國中而遊。國人見其武勇。尊之慕之。	運天 即今山北運天江	
46 舜天王 附紀	公不得已。乃謂夫人曰。吾與汝。情締鴛鴦。堅矢金石。 <u>奈天違人意</u> 。	奈天違人意	
47 舜天王 附紀	正會 <u>天孫氏</u> 二十五紀之裔。德微政衰。有一權臣利勇者。深受君恩。弱年任近侍官。壯年專掌國政。從己者賞之。逆己者罪之。權威尤盛。國人畏之如虎。／一日入內殿。乘隙殺君。自立稱國君。／時尊敦。歲二十二。英雄無此。倡義起兵。四方應之如響。尊敦領義兵來。圍城問罪。	天孫氏	
48 舜天王 附紀	利勇怒曰。先君無德。予奉天命。立爲國君。汝乃孤窮匹夫。豈可敢妄動兵耶。	予奉天命	
49 舜天王 附紀	／尊敦大怒曰。汝自幼沖。深沐國恩。義宜致忠。豈有逆天篡位之理耶。	豈有逆天篡位之理耶	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

番号	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
50	舜天王 附紀	吾今倡義誅賊。以謝天人之怨。／言畢。激勵軍兵。一齊攻城。利勇領兵。拒戰。矢石如雨。尊敦奮勇。攻破城門。諸軍乘勢。殺入闕庭。利勇無力可施。遂殺妻子。自刎而死。／國人大喜。皆推尊敦。以就大位。	以謝天人之怨	
51	義本王 紀	10 義本王／童名・神號、不傳。／宋、開禧二年丙寅、降誕。／父、舜馬順熙王。／母・妃、及世子、名號不傳。紀／宋、淳祐九年己酉、即位。／攝政、英祖（本國攝政。自英祖始。勤職七年。受禪就位）／義本王。爲人。天資削弱。仁而少斷。就位之後。饑饉頻加。疫癘大作。人民半失。／義本大驚。召群臣曰。先君之世。國豐民安。	天資削弱	
52	義本王 紀	今予無德。饑疫并行。是天之所棄也。予要讓位于有德而退。卿等爲我舉之。／群臣僉曰。惠祖世主之嫡子。名英祖。生有瑞徵。聖德大著。國人敬之。／義本大喜。召英祖。攝國事。果然。疫止年豐。攝政七年。人心皆歸之。	今予無德。饑疫并行。是天之所棄也	
53	義本王 紀	義本。年五十四。在位十一年。論英祖曰。予爲天所棄。致民半失。	予爲天所棄	
54	義本王 紀	今汝秉政。年豐民泰。乃天之所眷也。宜承大統。爲民父母。／英祖固辭。群臣皆勸之。／義本。遂讓位于英祖而隱。其隱處。今無可考。故壽薨不傳。／（起舜天丁未。盡義本己未。凡三王。七十三年）	乃天之所眷也	
55	英祖王	英祖王／神號、英祖日子（童名不傳）／宋、紹定二年己丑、降誕。／父、惠祖世主。／母・妃、名號不傳。世子、大成。附紀／惠祖世主。乃 天孫氏後裔也。	天孫氏	
56	英祖王	當時惠祖。爲伊祖按司。行善積德。然結禱之後。全無生育。至晚年。其妻夢日輪飛來。入于懷中。既而喜酸惡飯。／惠祖料。是前夢有徵。／月既滿足。臨蓐之日。見祥光異彩。從屋中。直透雲端。并異香滿屋。早已生。得一男子。惠祖滿心喜悅。愛之惜之。如異寶。一般當時之人。以爲天日之子。	天日之子	
57	英祖王 紀	咸淳二年丙寅。大島等處。皆始來朝入貢。／王曰。隔海殊地。素非吾政令所及。何爲來貢耶。對曰。近我海島。無烈風猛雨之患。五穀饒熟。是必王國之善政。感于天地故也。是以來貢。／王悅受其貢。而厚賞送歸。次後每年入貢。	是必王國之善政。感于天地故也。	天人感応
58	察度王	察度王／神號、大眞物（童名不傳）／元、至治元年辛酉、降誕。／父、浦添間切謝那村。與間大親（童名・誕壽、俱不傳）／母、天上神女也。／（察度有一姉一弟。姉名不傳。弟名泰期。疑是異母之弟也）／妃、勝連按司之女。（名號不傳）／世子、武寧	天上神女也	
59	察度王 附紀	附紀／與間大親。不知爲何人後裔也。常以農爲業。家貧不能娶。／一日耕田歸。至森川。（泉名）洗手足。見一婦女臨泉沐浴。容色絕倫。大親意想。吾村野中。未嘗見此婦。恐是從都中來耶。亦何獨身在此沐浴也。暗暗步進。從樹蔭見之。其衣懸于枝上。亦非常人之衣。／大親愈疑。竊取其衣。藏于荒草內。故意走到其處。／婦女驚慌着裳。仍欲穿衣。則衣沒有。婦女掩面而哭。／大親問曰。夫人自何來也。／婦女直告之曰。妾乃天女也。	妾乃天女也	
60	察度王 附紀	下界沐浴。今已飛衣被盜。不能上天。乞爲代尋。／大親心悅。騙之曰。夫人暫坐我屋。我往代尋。	不能上天	
61	察度王 附紀	／天女。喜俱至草屋。大親就把其衣。深藏于倉內。／	天女	
62	察度王 附紀	日去月來。歷十餘年。生一女一男。其女子稍長。知其藏衣處。／一日携弟而遊。且歌曰。／母之飛衣。在六柱倉。母之舞衣。在八柱倉。／母聞大悅。窺夫亡。登倉視之。果藏于櫃中。以稻草蔽之。即着飛衣而上天。	上天	
63	察度王 附紀	／大親及女兒。皆各舉面仰天。放聲慟哭。	舉面仰天	
64	察度王 附紀	天女亦留戀難捨。再三飛上飛下。終乘清風而飛去。／其男子。即察度也。	天女	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
65 察度王 附紀	明、洪武五年壬子。(太祖滅元。改天下之號。曰大明)時乃 太祖。改瑠求。曰琉球。又遣行人楊戴。賽詔至國。詔曰。昔帝王之治天下。凡日月所照。無有遠邇。一視同仁。自元政不綱。天下兵爭者。十有七年。朕起布衣。開基江左。命將四征。不度。西平漢主陳友諒。東縛吳王張士誠。南平閩越。北清幽燕。朕爲臣民推戴。即皇帝位。定有天下之號。曰大明。建元洪武。是用遣使外邦。播告朕意。使者所至。稱臣入貢。惟爾琉球。在中國東南。遠處海外。未及報知。茲特遣使往諭。爾其知之。故諭。察度王。受其詔。即遣弟泰期。奉表稱臣。貢方物。太祖。賜王大統曆。及金織文綺紗羅各五疋。賜泰期衣幣。有差。由是琉球。始通中國。以開人文維新之基。	天下	
66 察度王 紀	詔中山王曰。王居滄溟之中。崇山環海爲國。事大之禮。不行亦何患哉。王能體天宣民。行事大之禮。自朕即位。十有六年。歲遣人朝貢。朕嘉王至誠。命尚佩監路謙。報王誠禮。何期王復遣使來謝。	體天育民	
67 察度王 紀	今令內使監丞梁民。同前奉御路謙。賽符。賜王鍍金銀印一。近使者歸言。琉球三王互爭。廢農傷民。朕甚憫焉。詩曰。畏天之威。于時保之。王其罷戰息兵。務修爾德。則國用永安矣。又詔山南・山北二王曰。	畏天之威	
68 察度王 紀	上帝好生。寰宇之內。生民衆矣。天恐生民互相殘害。特生聰明者主之。邇者。琉球國王察度。堅事大之誠。遣使來報。而山南王承察度。亦遣人。隨使者入覲。鑒其至誠。深可嘉尚。	天恐生民互相殘害	
69 察度王 紀	近使者。自海中歸言。琉球三王互爭。廢棄農業。傷殘人命。朕聞之。不勝憫憐。今遣使。諭二王知之。二王能體朕意。息兵養民。以綿國祚。則天必祐之。不然悔無及矣。中山王察度。山南王承察度。山北王伯尼芝。各受其詔。罷戰息兵。亦皆遣使謝恩。太祖。賜三王衣幣。(山北入貢。自此而始。)	則天必祐之	
70 察度王 紀	二十一年戊辰。王遣甚模結致等。貢馬。表賀天壽聖節。	表賀天壽聖節	
71 武寧王 紀 附	附 察度王。始通中朝。自爾而後。五使數次來臨。至于武寧。始受冊封之大典。著爲例。以此考之。	天使	
72 武寧王 紀 附	則天使館。武寧王創建之。可知矣。但迎恩亭。何代建之。疑是亦有武寧建之歟。一曰。迎恩亭。嘉靖中。因冊使陳侃却金。故建亭。以識之。	天使館	
73 武寧王 紀 附	一曰。天使夏言。辭金之所。按。汪公錄云。夏言。生平歷宦。無奉使琉球事。由此考之。則却金之說。俱不足取也。	天使夏言	
74 武寧王 紀 附	本年。暹羅船至國。遭風。漂抵福建。布政司。籍記所有。請命。成祖。諭禮部尚書李至剛曰。暹羅與琉球通好。自是番邦美事。豈可乘其危。而利之。鄉有善人。猶能濟困。況朝廷統御天下哉。舟若壞。爲之修理。人乏食。給之粟。或歸國。或往琉球。俟風便。導之去。	況朝廷統御天下哉	
75 中山世譜卷四／尚思紹王 紀	攀安知。武藝絕倫。奮勇衝殺。官軍敗走。攀安知趕追間。忽見城中。火起冲天。攀安知大驚。急慌返兵入城。平原提刀來迎。大叱曰。汝既無道。我降于中山。	火起冲天	
76 中山世譜卷四／尚思紹王 紀	攀安知大怒。戰不數合。斫爲兩段。始知平原。心變作叛。悔之無及。只見。官軍爭先攻入。如天摧地塌。無力可禦。	如天摧地塌	
77 尚巴志王 附紀	島添大里按司。召群臣曰。今諸按司。皆不足懼。惟佐數按司之子。巴志。英明神武。有擎天之翼。今續父領佐數。吾甚懼焉。況吾與巴志不睦。如之何則可乎。	有擎天之翼	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
78	尚巴志王 附紀	／諸臣皆曰。武寧王失德。國勢日衰。山南・山北。強暴益甚。由此觀之。武寧王。非救民之主。乃傷國之螟蟲也。請先伐中山。以建基業。然後平二山。以安社稷。是萬民之幸。天理之順也。／	天理之順也	
79	尚巴志王 紀	本年。命輔臣。創建下天妃廟。	下天妃廟	
80	尚巴志王 紀	(杜公錄云。天尊廟。昔閩人。移居中山者。創建廟祠。爲國祈福。以此考之。	天尊廟	
81	尚巴志王 紀	上天妃廟・龍王殿。亦此時建之歟。／又曰。龍王殿。舊是建在于三重城。經歷既久。移建于唐榮。上天妃廟前矣)	上天妃廟	
82	尚巴志王 紀	明、洪熙元年乙巳。仁宗登極。改元洪熙。世子巴志。未知改元。遣使表賀。成祖萬壽聖節。貢馬及方物。／時仁宗。遣中官柴山。齎勅至國。封世子巴志。爲中山王。仍賜冠帶・襲衣・文綺。由是本國。始知改元。勅曰。／昔我皇考。太宗文皇帝。躬膺天命。統御萬方。恩施均一。遠近歸仁。	勅曰。躬膺天命	
83	尚巴志王 紀	爾父。琉球國中山王思紹。聰明賢達。茂篤忠誠。敬天事大。益久弗懈。我皇考。良用褒嘉。今朕繼承大統。念爾父沒已久。爾其嫡子。宜俾承續。特遣內官柴山。齎勅命。爾嗣琉球國中山王。／爾尚立孝立忠。恪守藩服。修德務善。以福國人。斯爵祿之榮。延于無窮。尚其祇承。無怠無忽。故茲勅諭。	敬天事大	
84	尚巴志王 紀附	／柴山碑記云。宣德五年。正使柴山。奉命遠造東夷。東夷之地。離閩南。數萬餘里。舟行累日。山岸無分。茫茫之際。蛟龍湧萬丈之波。巨鱗漲馮夷之水。風濤上下。捲雪翻藍。險難不可勝紀。／天風一作煙霧。忽蒙潮瀾。洶湃波濤之聲。振於宇宙。	天風	
85	尚巴志王 紀附	三軍心駭。呼佛號天。頃之忽有神光。大如星斗。高掛危檣之上。耿煥昭明。如有所慰。	呼佛號天	
86	尚巴志王 紀附	／然後衆心皆喜。相率而言曰。此乃龍天之庇。神佛之光矣。何以至是哉。是咸賴我公。崇佛好善。忠孝仁德之所致也。	此乃龍天之庇	
87	尚巴志王 紀附	此寺宇之建。相傳萬世無窮。良有以。夫建寺者誰。天朝欽命正使。柴公也)	天朝欽命正使	
88	尚巴志王 紀附	宣德三年。本國遣使。歸貢於朝。迨夫五年。正使山復。承勅來。茲重宣聖化。淮海往還。滄波萬頃。舟楫之虞。風濤之患。朝夕艱辛。惟天是賴。恩無以表良心。遂三軍墾地營基。建立佛寺。名之曰大安。一以資思育之勤。一以化諸夷之善。	惟天是賴	
89	尚巴志王 紀附	寺卒既成。六年卒事復命。迨宣德九年。歲在癸丑。天朝。甚嘉忠孝。特勅福建方伯大臣。重造寶船。頒賜衣服・文物。以勞之。日夜棲跡海洋之間。三軍有安全之歡。四際息風濤之患。或夜見神光。或朝臨瑞氣。此天地龍神。護佑之功。何其至歟。／於是。重修弘仁普濟之宮。引泉鑿井。于宮之南。鼎造大安千佛靈閣。凡在諸夷。莫不向化。	天朝。甚嘉忠孝	
90	尚巴志王 紀附	／寶閣既成。佛光嚴整。八月秋分。又有白龍高掛。以應其祥。此嘉祥之兆。良有自也。遂立碑記。以紀其事。使萬世之下。聞而知者。咸仰天朝德化之盛。而同趾〔マヽ〕美於前人。因書爲記。建閣者。故柴山云)	咸仰天朝德化之盛	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
91	尚巴志王 紀 附	明、正統元年丙辰。英宗登極。改元正統。時王適遣伍是堅等。貢方物。英宗。頒賜勅及大統曆。并白金彩幣。令伍是堅。齎回賜王。勅曰。／我國家。統有天下。薄海内外。罔不臣服。列聖相承。無間遠近。一視同仁。爾爲國東藩。世修職貢。益永益虔。	勅曰 天下	
92	尚巴志王 紀 附	王遣使來朝。貢馬及方物。禮意勤至。／朕嗣承祖宗大寶。期與四海群生。同樂雍熙。矧王篤於事大。良可嘉尚。／使者還。特賜王及妃。白金彩幣。以答遠意。王其欽崇天道。仁（血卩）有民。永保藩邦。以副朕望。欽哉。故諭。	天道	
93	中山世譜卷五 尚忠王	本年 英宗。遣正使余忬。副使劉遜。齎勅至國。諭祭故王巴志。封尚忠。爲中山王。仍賜王及妃。皮弁・冠服・金織・襲衣・幣布等物。詔曰。／昔我祖宗。恭天明命。	詔曰。／昔我祖宗。恭天明命。	
94	中山世譜卷五 尚忠王	君主天下。無間遠邇。一視同仁。海外諸國。咸建君長。以統其衆。朕承大寶。祇奉成憲。用圖永寧。故琉球國中山王尚巴志。爰自先朝。恭事朝廷。勤修職貢。始終如一。茲既云亡。其世子尚忠。敦厚恭慎。克類前人。上能事大。下能保民。／今遣正使給事中余忬。副使行人劉遜。齎勅。封爲琉球國中山王。以主國事。	君主天下。	
95	尚思達王 紀	勅曰。／朕奉天命。祇承祖宗大位。主宰生靈。夙夜惓惓。	勅曰。／朕奉天命。	
96	尚思達王 紀	罹〔惟力〕欲天下之人。咸得其所。	罹〔惟力〕欲天下之人	
97	尚思達王 紀	／惟王遠居海外。能敬順天道。恭事朝廷。恪修職貢。遣王舅馬權度等。奉表。并王叔尚金福。俱以馬匹・金銀器皿等方物。來貢。益見誠意。／朕甚嘉悅。今權度等回。特賜王・王妃。并王叔。綵幣。王其體朕至懷。故諭。	能敬順天道	
98	尚泰久王 紀	七年丙子。遣使。奉表入貢。景帝遣正使李秉彝。副使劉儉。齎勅至國。諭祭故王尚金福。封王弟尚泰久。爲中山王。并賜王及妃。冠服・綵幣等物。詔曰。／帝王主宰天下。恒一視而同仁。藩屏表率國中。或同氣以相嗣。	詔曰。／帝王主宰天下	
99	尚泰久王 紀	／朕躬膺天命。撫馭諸侯。琉球國王。尚金福。既薨。其弟尚泰久。性質英厚。國衆歸心。茲特遣使齎勅。封爲琉球國中山王。	朕躬膺天命	
100	尚泰久王 紀	本年。王命輔臣。鑄天尊廟之鐘	天尊廟之鐘	
101	尚泰久王 紀 附	附／景泰年間。一僧至國。諱承瓊。字芥隱。日本平安城人也。／王命輔臣。新構三寺。一曰廣嚴。（今存）一曰普門。二曰天龍。（俱今不存）／令芥隱和尚。爲開山正住持。而輪流居焉。／王受其教。禮待甚優。而國人崇佛重僧。由是。王大喜。景泰・天順間。卜地于各處。多建寺院。并鑄巨鐘。懸于各寺。朝夕令諸僧。談經說法。參禪禮佛。以祈昇平之治。	一曰天龍	
102	尚泰久王 紀 附	明、天順元年丁丑。王命輔臣。鑄天妃二廟。及萬壽寺等鐘。	鑄天妃二廟	
103	尚泰久王 紀 附	王大驚。便命阿摩和利。爲大將。急發大軍。寅夜前往。圍得中城。水洩不通。／護佐丸。仰天嘆曰。吾何罪如此。其臣士等人大怒。皆要出戰。護佐丸止之曰。王命也。豈可違也。自刎而亡。／時家族。及臣士等入。相從自死者。不可勝數。／由是。阿摩和利。得志。大整軍馬。密召臣士。議攻中山。／時其夫人。（夫人。名叫蹈揚。按司乃王女也）有一僕臣。名大城。武勇無比。勢如狼虎。當時之人。號鬼大城。／	仰天嘆曰	
104	尚泰久王 紀 附	／大城知其機事。密告夫人曰。事既如此。夫人大驚曰。災禍不遠。汝爲我計之。大城俟夜靜時。負夫人逃走。到首里城。天未曙。敵門報王。	天未曙	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
105 尚徳王 紀	七年癸未。正使潘榮。副使蔡哲。齋詔至國。論祭故王尚泰久。封世子尚徳。爲中山王。仍賜王及妃。皮弁・冠服・綵幣等物。詔曰。朕紹帝王之統。續祖宗之緒。主宰天下。一視同仁。撫馭華夷。靡間遐邇。惟爾琉球國。僻居海島。密邇閩中。慕義來庭。受封傳業。蓋有年矣。	詔曰。主宰天下	
106 尚徳王 紀	故國王尚泰久。克篤勤誠。敬天事大。甫餘六載。倏爾告終。先業攸存。可無承繼。其世子尚徳。性資仁厚。國衆歸心。茲特遣正使史科右給事中潘榮。副使行人司行人蔡哲。齋詔。往封爲琉球國中山王。仍賜以皮弁・冠服等件。凡國中官僚士庶。宜同心輔翼。作我外藩。嗚呼。循理謹度。永堅率。俾之忠親族。睦隣。丕冒威寧之化。故茲詔示。悉使聞知。	敬天事大	
107 尚徳王 紀	二年丙戌。王遣正議大夫程鵬。長史梁賓等。奉表。貢馬及方物。宴賚如例。本年。王親自率軍。征討奇界。先是。奇界島。畔而不朝。連年發兵。屢征無功。王怒曰。非甯無功。反見侮辱。吾宜親領軍兵。以平賊亂。遂率二千餘兵。路歷安里村。見有一鳥。飛鳴而過。王把弓。仰天祝曰。若我得平奇界。一矢射鳥落。若平不得。又射不得。祝畢。絃響矢發。早巳鳥落于地。王心大喜。分駕海船五十餘艘。二月二十五日。那霸開船。行至洋中。又見一巨鐘。在于波面浮沉。遂載于船。以爲八幡大菩薩之賜。二十八日。至奇界。賊兵于港口。立柵築壘。矢石如雨。決不可進。	仰天祝曰	
108 尚徳王 紀	王大怒。令軍兵進攻。死者無數。王愈怒不息。老臣一人。出班而奏曰。賊兵有勇無智。破之何難。請延數日。臣必有破賊之計。王從其言。俟到三月初五日。烟雨霏霏。當夜天黑。對面難辨。老臣令數百軍人。各駕小舟。多帶火把。伴爲分軍之狀。駕赴彼島背後。賊兵見之。果中其計。止令老兵。守港口。皆往背後。迎敵。王大喜。急令諸軍。一齊上岸。放火燒屋。喊聲振天。賊兵大驚。魂不附體。降者無數。賊首力窮。被擄受誅。王別立酋長。令治百姓。本月十三日。開船而歸。由是。王命輔臣。于射鳥處。建宮藏鐘。名八幡宮。并構寺。名神德。又鑄巨鐘。懸于神德寺。(鐘今尚存)	喊聲振天	
109 尚徳王 紀	本年。王命輔臣。創建大寶殿于天界寺。先是。景泰年間。尚泰久王。新建天界寺。由是尚徳王。續父王之志。加建大寶殿。以祈雍熙之治。又鑄巨鐘。掛于天界寺。(至今尚存)	天界寺	
110 中山世譜卷六/尚稷王	(或曰。尚稷乃義本之後。或曰。天孫氏之裔。未知孰是。	天孫氏之裔	
111 尚圓王	童名、思德金。神號、金丸按司添末續之王仁子。明、永樂十三年乙未、降誕。王生得。德威儼然。有龍鳳之姿。天日之表。并足下有痣。色如黃金。未即位時。有泊村人。大安里者。一見曰。此人可居億兆之上矣。	天日之表	
112 尚圓王 附紀	金丸憂苦。以農爲業。每遇天旱。民田皆涸。金丸之田。獨有水漫漫。人皆疑。爲盜水。常與金丸不睦。或將害之。金丸無言可辨。	每遇天旱	
113 尚圓王 附紀	嗣是。而王暴虐日甚。金丸屢諫不聽。成化四年戊子、八月初九日。金丸歲五十四。仰天嘆息。致仕以隱于內間。	仰天嘆息。	
114 尚圓王 附紀	明年己丑四月。王薨。當時法司。欲立世子。仍遵典例。集群臣于闕庭。說知此事。群臣皆畏法司權勢。默而不言。忽有一人老臣。鶴髮如雪。挺身出班。高聲言曰。國家乃萬姓之國家。非一人之國家也。吾觀先王尚徳之所爲。暴虐無道。不念祖宗之功德。不顧臣民之艱苦。廢朝綱。壞典法。妄殺良民。擅誅賢臣。國人胥怨。天變累加。	天變累加	
115 尚圓王 附紀	自招滅亡。此天之所救萬民也。	此天之所救萬民也	
116 尚圓王 附紀	幸今御鎖側官金丸。寬仁大度。更兼恩德布於四境。足爲民父母。此亦天之所生我君也。	此亦天之所生我君也	
117 尚圓王 附紀	宜乘此時。廢世子。立金丸。以順天人之望。何不可之有。言未畢。滿朝臣士。齊聲允諾。其響若雷。貴族近臣。見其有變。爭先逃走。王妃・乳母。擁着世子。隱于眞玉城。兵追殺之。既而群臣。捧鳳輦・龍衣。前至內間迎接。金丸。大驚曰。以臣奪君忠耶。以下叛上義耶。爾等宜歸百里。而擇貴族賢德之人。爲君。言畢。淚流如雨。固辭不起。又避隱于海岸。群臣追從。極言力請。	以順天人之望	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
118 尚圓王 附紀	／金丸。不得已。仰天大嘆。竟脫野服。着龍衣。至首里。踐大位。而中山。開萬世王統之基。／後名其岸。曰脫衣岩。(俗呼其岩。曰脫御衣瀨)／且。西原間切。嘉手刈村。所謂內間御殿者。乃金丸舊宅也。今皆存焉。	仰天大嘆	
119 附	尚圓王。未即位之前。屢有奇事。／王年二十歲。一時失父母。孤窮甚極。是一奇事也。／民田旱涸。王田水盈。是一奇事也。／島民嫉忌。屢欲殺之。王雖孤窮。終不能加害。是一奇事也。／至國頭。亦如此。是一奇事也。／受仕于尚德之朝者。多被殺戮。王獨屢諫。不見殺。是一奇事也。／嗚呼。 <u>非天命之主</u> 。烏能如是也哉。	非天命之主	
120 紀	本年 憲宗。遣正使官榮。副使韓文。齎勅至國。諭祭故王尚德。封尚圓。爲琉球國中山王。仍賜王及妃。冠服・綵幣等物。／勅曰。(成化七年辛卯。七月初八日發)／惟爾克世。撫有海邦。臣事皇明。克篤忠敬。乃父尚德。紹襲王封。曾未數年。遽焉薨逝。爾爲家嗣。式克象賢。宜承爵命。統其國人。／茲特遣正使給事中官榮。副使行人韓文。齎詔。封爾爲琉球國中山王。并賜爾及妃。冠服・綵幣等物。／爾宜永堅臣節。 <u>益順天心</u> 。常懷事大之誠。用廣承先之志。欽哉。故諭。	勅曰 益順天心	
121 附	成化年間。王命輔臣。建寺名天王。而爲家廟之備。／(弘治七年。尚眞王。建宗廟于圓覺寺。故以 <u>天王寺</u> 。爲王妃廟。即今尚稷以下。諸妃神主。皆奉于此寺。節節致祭。著爲典例)／王又卜地於泊村東南之間。創建中山國王廟。而廟側建寺。名崇元。／其制。與家廟大異。每會 冊封之時。則論祭之禮。有行于此廟。實非私廟之所較也。故是廟也。自 <u>舜天</u> 而下。惟即位者。必奉安此廟。而春秋二仲。以中華之禮。祭之。著爲定規。	天王寺 舜天	
122 附	後至泰久。始建天界寺。而尚泰久・尚德神主。奉安于天界寺。	天界寺	
123 尚宣威王 紀	／頃間。諸神有託宣。以世子尚宣爲君。／尚宣威。聞訖言。謂諸臣曰。尚眞雖幼冲。誠是命世之眞主也。爾等宜同心輔翼。以保邦家。我非其命。強踐大位。恐有 <u>戾于天</u> 。／遂奉尚眞爲君。而在位六個月。退隱于越來。是年。八月初四日薨。(葬地不傳)／壽四十八。諡義忠。(今其子孫。世領越來)	恐有戾于天	天命思想
124 尚眞王 紀	十三年庚申。王發兵。征八重山。／先是。宮古島・八重山。自洪武年間以來。每歲入貢往來不絕。奈八重山酋長。有掘川原赤蜂者。心變謀叛。兩三年間。絕貢不朝。／時宮古島酋長。有仲宗根豐見屋者。與赤蜂不睦。赤蜂將攻宮古。二島騷動。／事聞中山。由是。王命大里等九員。爲將。并撥大小戰船四十六。以仲宗根爲導。本年二月初二日。那霸開船。十三日。前至八重山・石垣之境。／大里等上岸。只見赤蜂。領衆兵。背嶮咀。面大海。布擺陣勢。又令婦女數十人。各持枝葉。 <u>號天誅地</u> 。萬般咒罵。似行法術。／大里等。驅軍大進。賊兵及婦女。略無畏懼。賊陣開處。赤蜂首擱戰。大里大疑曰。賊奴銳氣。不可輕敵。遂將四十六艘。分爲兩隊。一隊攻登野城。一隊攻新河。／赤蜂。首尾不能相應。官軍乘勢。攻擊甚急。賊兵大敗。降者無數。赤蜂被擄伏誅。／大里等。別立酋長。撫安百姓。奏凱而歸。嗣後朝貢如例。	號天誅地	
125 尚眞王 紀	十五年壬戌。王命輔臣。于城門外。鑿地作沼。建堂于水中。以藏朝鮮國王所進。方冊藏經。／先是。尚德王遣使。至朝鮮進禮物。時朝鮮王李(王柔十木)。以方冊藏經。托使者帶回。進尚德王。王亡後。其經尚存。故尚眞王。建堂藏之。歷年稍久。堂壞經朽。而成空地。天啓元年辛酉。尚豐王。改建 <u>辨財天女堂</u> 。	辨財天女堂	
126 中山世譜卷七	／尚清王／童名・眞仁堯樽金。神號、 <u>天續之按司添</u> ／明、弘治十年丁巳、降誕。／歲十一。領中城。稱中城王子。	天續之按司添	神号
127 尚清王 紀	十三年甲午夏。世宗。遣正副使。陳侃・高澄。齎詔至國。諭祭故王尚眞。封世子尚清。爲中山王。／詔曰。／朕恭膺天命。爲天下君。凡推行乎庶政。必斟酌夫古禮。其於錫爵之典。未嘗以海內外。而有間焉。／爾琉球國。遠在海濱。久被聲教。故國王 尚眞。夙紹顯封。已踰四紀。茲聞薨逝。屬國請封。世子尚清。德惟克類。衆心所歸。宜承國統。／朕篤念懷柔之義。用嘉敬順之誠。特遣使齎詔。封爾爲琉球國中山王。仍賜以皮弁・冠服等物。王宜慎乃初服。益篤忠勤。有光先烈。／國中耆俊臣僚。其同寅翼贊。協力匡扶。尚禪事上之心。恪盡臣藩之節。保守海邦。永底寧謐。	詔曰 朕恭膺天命 爲天下君	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
128	尚清王 紀	／勅曰。惟爾世守海邦。繼膺王爵。敬順天道。世事皇明。爾父尚眞。自襲封以來。恭勤匪懈。比者薨逝。良用悼傷。爾以冢嗣。國人歸心。理宜承襲。／茲特遣使。封爾爲琉球國中山王。并賜爾及妃。冠服・綵幣等物。爾宜祇承君命。克紹先業。修職承化。保境安民。以稱朕柔遠之意。	勅曰 敬順天道	
129	尚清王 紀	十六年丁酉春。王發兵征大島。／先是。大島有酋長數人。而一人叫與灣大親。與灣(大?)親。爲人。性資忠孝。惟善是務。同僚酋長。皆是奸佞。與與灣大親不睦。／其同僚。來入貢時。奏言。與灣大親。有謀叛之意。請誅之。若遲延。必難制焉。／王以大嶋阻海。虛實難辨之故。被讒惑。是年。命將發兵。往討與灣大親。／官軍上岸。與灣大親。仰天嘆曰。吾無罪而就死。知我者天乎。自縊而死。兵攜其子。載軍實而還。／(與灣大親之子。名叫糠中城。其裔孫姓馬。至今繁盛)	仰天嘆曰 知我者天乎	
130	附	世子尚元。爲人柔弱。惟尚鑑心。宜承國統。以就大位。諸僚臣。諛從其議者最衆。或心思忠義。亦畏其權威。而不敢言者有之。毛龍吟。察知此事。大怒曰。尚元。乃正妃之所生。邦家之冢嗣也。我聞。立長紹世。天倫之大順。古今之常道。／況我等已奉遺命。宜竭忠勤。保守社稷。豈可妄棄遺命。而廢天倫耶。若有執拗。而負王命者。我必委身于刀鋒。見先王于泉下。然後我志可解矣。	天倫之大順 而廢天倫耶	
131	尚元王 紀	三十八年己未秋。遣正議大夫蔡廷會、長史梁炫等。奉表貢方物。并謝恩。／時廷會等。具言。海中風濤巨。鳳文本は「回」測。海寇出沒不時。恐使者有他虞。獲罪上國。請如正德中。封占城故事。賽回詔冊。不煩天朝遣封。	天朝	
132	尚元王 紀	四十一年壬戌。于奉神門前。創立石欄。告成。(時法司。澤子・毛廉・馬良詮)本年。海氛稍靖。世宗遣 冊使郭汝霖。李際春。齎詔至國。諭祭故王尚清。封世子尚元。爲中山王。／詔曰。朕受天命。主宰寰宇。凡政命之宣布。惟成憲之是循。其於錫封之典。遐邇均焉。爾琉球國。遠處海陬。聲教漸被。修職效義。閱世已久。故國王尚清。顯荷爵封。粵隴二紀。茲者薨逝。屬國請封。世子尚元。朕念象賢。衆心歸附。是宜承紹國統。	詔曰。朕受天命	
133	尚元王 紀	(當時。天使館大門內。有公堂一座。進則寢堂。 冊使二員共焉。東西廊二。後小堂一。僅容從者。	天使館	
134	尚元王 紀	本年。王親統大軍。往征大島。／先是。大島酋長。與灣大親亡後。其同僚等謀反。絕貢不朝。由是。王親率大軍。駕船五十餘。往征大島。賊徒領兵迎敵。戰未數次。大敗而走。／官軍深入其境。金鼓震天。勢如雷霆。賊徒大驚。降者無數。賊酋無力可戰。被縛受誅。王命別立酋長。撫安百姓。	金鼓震天	
135	尚元王 紀	／時王得疾危甚。法司官馬順德。籙(籙頁)天折代王死。王果愈起。班師而返。／是年。順德卒。王命厚葬。并以順德累世功勞。封其子爲按司。世受襲爵。著爲例(即今按司。姓馬。其裔孫也)	籙(籙頁)天折代王死	
136	尚永王	／神號、英祖仁耶添按司添。又稱日豐操王。(童名不傳。未即位時。稱阿應理屋惠王子)／嘉靖三十八年己未、降誕。／父、尚元王(尚永。係第二子)／母、眞和志聞得大君加那志。號、梅岳。／妃、島尻佐司笠按司加那志。童名、眞滿金。號、坤功。(尚氏北谷王子朝里之女。嘉靖四十一年壬戌生。崇禎十年丁丑、八月二十六日薨。壽七十六。葬于天山御墓。乾隆十六年辛未、二月初四日。移葬于東玉陵)	天山御墓	
137	紀	七年乙卯夏。神宗。遣蕭崇業・謝杰。齎詔至國。諭祭故王尚元。封世子尚永。爲中山王。詔曰。朕受天明命。君臨萬方。溥海內外。罔不來享。延賞錫慶。恩禮攸同。惟爾琉球國。遠處海濱。恪遵 教。世修職貢。足稱守禮之邦。／國王尚元。紹序膺封。臣節深謹。茲焉薨逝。悼切朕衷。念其侯度有常。王封當繼。其世子永德。惟象賢。惠能得衆。宜承國統。永建外藩。	詔曰。 受天明命	
138	紀	／勅曰。／惟爾先世。守此海邦。代受王封。克承忠順。迨於爾父元。畏天事大。益用小。誠節懋彰。寵恩洋溢。遽焉薨逝。良用悼傷。爾爲冢嗣。克修厥美。群情既附。宜紹爵封。／茲特遣使。封爾。爲琉球國中山王。并賜爾及妃。冠服・彩幣等物。爾宜恪守王章。遵述先志。秉禮守義。奠境安民。庶幾彰朕無外之仁。以永保爾有終之譽。	勅曰。 畏天事大	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

卷番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
139 尚寧王 紀	三十四年丙午。神宗。遣夏子陽等。齎詔至國。諭祭故王尚永。封世子尚寧。爲中山王。詔曰。朕恭膺天命。誕受多方。爰暨海隅。罔不率俾。聲教所訖。慶賚惟同。爾琉球國。僻處東南。世修職貢。自我皇祖。稱爲禮義之邦。國王尚永。祇襲王封。恪遵侯度。條焉薨逝。良惻朕心。其世子寧。賢足長人。才能馭衆。間闕請命。恭順有如。	詔曰。朕恭膺天命	
140 中山世譜卷八	／尚豐王／童名、思五郎金。神號、天喜也未按司添。／萬曆十八年庚寅、十一月十三日、降誕。／父、尚寧／母、阿應理屋惠按司加那志。童名、眞錢金。號、蘭叢。附／尚豐王。乃尚元王第三子。尚久之第四子也。	天喜也未按司添	
141 紀	本年。世子命輔臣。新建辨財天女堂。／先是 尚眞王。建堂于沼中。藏方冊藏經。歷年已久。經朽堂壞。而成空地。由是命輔臣。改建辨財天女堂。	辨財天女堂	
142 尚賢王 紀	十七年甲申春。世子遣正義大夫金應元。使者吉時逢等。奉表貢方物。并以尚豐王訃告。兼請襲封。／時會中朝。兵亂四起。海賊阻道。應元等。留滯福州。不得歸。是年 世祖皇帝。掃靖兵亂。登皇帝位。定有天下之號。曰大清。建元順治。	定有天下之號	
143 尚質王 紀	詔曰。帝王。祇德應治。協於上下靈。承於天時。則薄海通道。罔不率俾爲藩屏臣。朕懋績鴻緒。奄有中夏。聲教所綏。無間遐爾。雖炎方荒略。亦不忍遺。故遣使招徠。欲俾仁風暨於海濱。爾琉球國。粵在南徼。乃世子尚質。達時識勢。祇奉明綸。即令王舅馬宗毅等。獻方物。稟正朔。抒誠進表。繳上舊詔勅・印。朕甚嘉之。故特遣正使兵科副理官張學禮。副使行人司行人王垓。齎捧詔・印。往封爲琉球國中山王。仍錫以文幣等物。爾國官僚及氓庶。尚其輔乃王。飭乃侯度。協摠乃蓋。守乃忠誠。慎又厥職。以凝休祉。綿於奕世。故茲詔示。咸使聞知。	承於天時	
144 尚質王 紀	／但中外均屬臣子。臣躬承天庥。不能少爲諸臣之報。而反重爲諸臣之累。臣何人斯豈能宴然。伏乞上命還學禮等原職。／聖祖。嘉王恭順。特賜王緞幣二十疋。著爲例。	臣躬承天庥	
145 尚貞王 紀	二十二年癸亥夏。聖祖。遣正使翰林院檢討汪楫。副使內閣中書舍人林麟（火昌）。齎勅至國。諭祭故王尚質。封世子尚貞。爲中山王。併以御筆大書。中山世土四字賜王。詔曰。朕躬膺天眷。統御萬方。聲教誕敷遐邇。率俾粵在荒服。悉溥仁恩。奕葉承祧。并加寵錫。爾琉球國。地居炎徼。職列藩封。	詔曰。朕躬膺天眷	
146 尚貞王 紀	中山王世子尚貞。屢使來朝。貢獻不懈。當閩疆反側。海寇陵梁之際。篤守臣節。恭順彌昭。克殫忠誠。深可嘉。尚茲以序。當續服。朕惟。世繼爲家國之常經。爵命乃朝廷之鉅典。特遣正使翰林院檢討汪楫。副使內閣中書舍人加一級林麟（火昌）。齎詔往封。爲琉球國中山王。爾國臣僚。以及士庶。尚其輔乃王。慎修德政。益勵愼志。翼戴天家。慶延宗祀。實惟爾海邦。無疆之休。故茲詔示。咸使聞知。	翼戴天家	
147 尚貞王 紀	／勅曰。惟爾遠處海隅。虔修職貢。屬在家嗣。序應承祧。以朝命未膺。罔敢專擅。恪遵典制。奉表請封。朕念。爾世守臣節。忠誠可嘉。特遣正使翰林院檢討汪楫。副使內閣中書舍人加一級林麟（火昌）。齎勅封爾。爲琉球國中山王。并賜爾及妃。文幣等物。爾祇承龍眷。懋紹先猷。輯和臣民。慎固封守。用安宗社於苞桑。永作天家之屏翰。欽哉。毋替朕命。（賜王蟒緞錦幣三十疋。妃二十疋）	勅曰。永作天家之屏翰	
148 中山世譜卷九 尚敬王 紀	勅曰。／惟爾遠處海隅。虔修職貢。屬在家嗣。序應承祧。以朝命未膺。罔敢專擅。恪遵典制。奉表請封。朕念。爾世守臣節。忠誠可嘉。特遣正使翰林院檢討海寶。副使翰林院編修徐傑光。齎勅封爾。爲琉球國中山王。并賜爾及妃。文幣等物。爾祇承龍眷。懋紹先猷。輯和臣民。慎固封守。用安宗社於苞桑。永作天家之屏翰。欽哉。毋替朕命。故諭。	勅曰。永作天家之屏翰	
149 中山世譜卷九 尚敬王 紀	／詔曰。朕恭膺天眷。統御萬邦。聲教誕敷遐邇。率俾粵在荒服。悉溥仁恩。奕葉承祧。並加寵錫。	朕恭膺天眷	
150 中山世譜卷九 尚敬王 紀	本年。高奉行武自勇。在于山南。鑿溝引泉。注入農田。以防天旱。／先是。本國農田。每遇天旱。五穀不熟。民甚憂之。王嘆曰。國之本在于民。民之命在于食。國相法司奏曰。山南與座村有泉。足注萬田。／由是。法司向和聲。奉 命前往山南。歷見地形。令武自勇等。鑿溝引泉。灣灣曲曲。引到東風平間切。民不憂旱。稻穀豐登。／王喜曰。各處有泉處。皆令推此類。以防天旱之憂。	天旱	
151 中山世譜卷九 尚敬王 紀	本年秋。王命按司向世恩等。改修天王寺。以大殿爲王妃廟。／原是。奉佛像于大殿正中壇。其左右之壇。奉 王妃神主。今改以大殿。爲 王妃廟。	天王寺	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
152	中山世譜卷九 尚敬王 紀	本年。佳節・朔望。並先王及妃忌日。王親謁 <u>圓覺・天王二廟</u> 。燒香行禮。永著爲例。	圓覺・天王二廟	
153	中山世譜卷十／尚穆王 紀	二十一年丙子夏。冊封正使全魁。副使周煌。坐駕海船二隻。率領員役等。福州開洋。／因風不順。頭號寶船。漸到姑米山。拋下旋索候風。二號寶船飄回。其頭號寶船。在于彼山。不擬遇着颶風。觸礁破壞。／欽差親捧詔勅並節。登岸。欽賞幣帛・印篆。及隨封二百餘人。悉皆無恙。早遣 法司官等。駕海船迎接。護到那霸港。即請安 <u>天使館</u> 。／ <u>天使</u> 撰吉。齎捧 詔勅。諭祭故王尚敬。襲封世子尚穆。爲中山王。將清篆新印。換舊印而賜焉。時所宣讀詔勅。記左。／此時二號寶船。尚未來到。季冬方得到國。	天使館 天使	
154	中山世譜卷十／尚穆王 紀	／勅曰。 皇帝勅諭。琉球國中山王世子尚穆。惟爾遠處海隅。虔修職貢。屬在冢嗣。序應承祧。恪遵典制。奉表請封。／朕念。爾世守藩服。恭順可嘉。特遣正使翰林院侍講全魁。副使翰林院編修周煌。齎勅封爾。爲琉球國中山王。并賜爾及妃。文幣等物。／爾其祗承寵眷。克懋先猷。和輯臣民。增修德政。永延宗社之嘉歷。長作天家之屏翰。欽哉。毋替朕命。故諭。	長作天家之屏翰	
155	中山世譜卷十／尚穆王 紀	／詔曰。朕恭膺 天眷。統御萬方。聲教誕敷遐邇。率俾粵在荒服。悉溥仁恩。奕葉承祧。並加寵賜。／爾琉球國。地居炎徼。遠隔重洋。世列藩封。屢膺朝命。代修職貢。恭順彌昭。茲以中山王世子尚穆。序當繼服。奏講嗣封。／朕惟。世繼爲家國之常經。爵命乃朝廷之鉅典。特遣正使翰林院侍講全魁。副使翰林院編修周煌。齎詔往封。爲琉球國中山王。	朕恭膺 天眷	
156	中山世譜卷十／尚穆王 紀	本年夏。 <u>天妃</u> 。	天妃	
157	中山世譜卷十／尚穆王 紀	改稱天后。（曾受封天后。然本國不知。自此年。始稱天后）	天后	
158	中山世譜卷十／尚穆王 紀	本年。龍福寺山號。改稱補陀洛山。／（寺原 英祖王時。有一和尚禪鑑禪師者。是不知從何國來。王命創建此寺。于浦添城之北。號曰補陀洛山極樂寺。禪鑑乃此寺之開山也。／至尚巴志王時。命遷址前竹林。奉安歷代先王神主。後不意爲火所燒。／尚國王。命遷其址于此處。改稱 <u>天德山龍福寺</u> 。即命芥隱和尚住持焉。然則芥隱。只可謂中興之開山耳。／禪鑑禪師。是始立寺。教法于本國者也。／ <u>天德山</u> 。亦是圓覺寺之山號也。今復仍舊稱補陀洛山者。不惟分別圓覺寺山號。又欲不忘佛教之所自始也）	天德山龍福寺 天德山	
159	中山世譜卷十／尚穆王 紀	附／天朝飭禁絲貨出洋等因。於乾隆二十五年。到國知之。／國王乃陳。本國仰賴 天朝。准買絲絹等項。得以供國用備冠服。明品制。今禁買絲貨。若此則無以如舊。足裕國用等情。／於二十七年。附貢使馬國器・梁煌等。懇求准其配〔酷力〕買絲絹等項。仰蒙許令。 <u>歲</u> 買土絲五千疋。二蠶湖絲三千疋。其餘未奉明旨准買。	天朝 仰賴 天朝	
160	中山世譜卷十／尚穆王 紀	四十五年庚子冬。王遣耳目官向翼。正議大夫毛景昌。奉表入京。貢方物。／叨蒙 皇上隆恩。除正賞外。特賜／內庫緞二十疋 硯二方／玉器五件 玻璃器十件／磁器一百件。／併正副使。緞各四疋。銀各五十兩。／正使・副使・都通事。恭遇皇上祭 太廟。禮成還宮之時。得與朝解〔鮮力〕・南掌・暹羅等國使者。一同隨鸞？鷺之班。跪接 聖駕。 <u>瞻仰天顏</u> 。	瞻仰 天顏	
161	中山世譜卷十／尚穆王 紀	／其時叨蒙 天語。垂問 國王平安。厥後禮部。召正副使入 城。時有和大人・劉大人。傳諭。／明日于 紫光閣。賜 寵宴。賞品物。且于 圓明園。賞看烟火等因。欽此。	其時叨蒙 天語	
162	中山世譜卷十／尚穆王 紀	五十一年丙午冬。遣耳目官翁秉義。正議大夫阮廷寶等。奉表入京。貢方物。／皇上幸 西苑。正副使。都通事。額外奉 旨。赴西華門外。 <u>瞻仰天顏</u> 。遵即班禮部德大人之次。／聖駕行過之時。在二步許。一跪一叩。	瞻仰天顏	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
163	中山世譜卷十／尚穆王紀	召入 御前。在二歩許。一跪三叩。 <u>恭謝天恩</u> 。／時 諭。爾等歸國。告知國王。好生辨事。欽此。	恭謝天恩	
164	中山世譜卷十／尚穆王紀	(五十三年戊申冬。)／皇上駕臨大液池。隨到該所。賞看水上拉弓・拋毬等藝。遣 <u>天使</u> 於四譯館。	天使	
165	中山世譜卷十／尚穆王紀	皇上幸 <u>天壇</u> 時。正副使奉 旨。	天壇 (中国の天壇)	
166	中山世譜卷十／尚穆王紀	此時哨船官曰。今有 <u>天催大風之勢</u> 。可速轉駕金鷄山灣泊云爾。	天催大風之勢	
167	中山世譜卷十／尚穆王紀	五十七年壬子。因重修龍福寺。命向得功。爲其奉行。本年。遣紫巾官毛國棟。正議大夫毛廷柱。入京進貢。 <u>兼謝天恩</u> 。／皇上幸 瀛臺。正副使。額外奉 旨。在 西華門外。同禮部尚書及諸官。	兼謝天恩	
168	中山世譜卷十／尚穆王紀	瞻仰 天顏。聖駕行過之時。在一步半許。跪叩頭。暫停 聖駕。遣大學士和大人。詢問國王平安。遵即副使回奏。蒙皇上之洪福。國王平安。	瞻仰 天顏	
169	中山世譜卷十／尚穆王紀	又幸 瀛臺。奉 旨。在西華門外右邊。同禮部尚書。及回子國正副使。土司正使站班。 <u>瞻仰天顏</u> 。	瞻仰 天顏	
170	中山世譜卷十／尚穆王紀	又在 山高水長殿。召 御前近。令和大人 諭曉。爾等歸國。以問國王平安之旨傳知。遵令阿口通事回奏。 <u>叨蒙天語</u> 。使臣歸國。宣達 國王。	叨蒙 天語	
171	尚温王 紀	且 太上皇帝。行幸 瀛臺。王舅・正議大夫・使者。奉 命在 西華門外。 <u>瞻仰天顏</u> 。時暫停 聖駕。詢問 王世孫平安。隨傳譯通事回奏。恭蒙皇上德化。 王世孫平安。	瞻仰 天顏	
172	尚温王 紀	且 召 山高水長殿。進近 御前。／太上皇帝。令大學士和大人 諭曉。／爾等歸國。以問王世孫平安之旨。傳知。遵令傳譯通事回奏。 <u>叨蒙天語</u> 。使臣歸國。宣達 王世孫。而退就座。筵宴同前。	叨蒙 天語	
173	尚温王 紀	三年戊午。 上諭。始建國學。以教諸人。〔沖本、長文ノ記事アリ〕且著於三平等。褒各平等資財。各建學校一所。以教書矣。其論記左。／國學訓飭士子論。／稽古之學校。 <u>天子曰辟雍</u> 。諸侯曰泮宮。皆所以興行教化。作育人材。典至渥也。	天子曰辟雍	
174	尚温王 紀	五年庚申夏。 冊封正使趙文楷。副使李鼎元。捧 詔勅御書臨國。／ <u>天使撰吉</u> 。齋捧 詔勅。諭祭故王尚穆。襲封王世孫尚温。爲中山王。	天使撰吉	
175	尚温王 紀	本年冬。 冊使趙文楷・李鼎元等。回朝。／時遣王舅毛國棟。紫金大夫鄭得功。使者向天禮等。齋捧 表章・貢物。坐駕頭號船。與冊使寶船。一齊開洋。／至闕入 京。	恭謝 天恩	
176	尚温王 紀	恭謝 天恩。兼太上皇帝崩。進香。／皇上。謁 陵回鑾。王舅以下。至紫金大夫・都通事。例外奉 旨。在 東華門外。瞻仰天顏。	瞻仰天顏	
177	尚温王 紀	／且 皇上詣 天壇齋宿。該使臣等。與朝鮮國使臣。同在 午門外站班。 賞賜克食。菓子二盤。羊肉一盤。／駕過之時。跪送 皇上。禮成還 宮。亦在 午門外跪迎。自茲回館。 賞賜克食。菓子二盤。羊肉一盤。／且 皇上。陞 太和殿。該使臣等。同朝鮮國使臣。附於百官之末行禮。	天壇	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
178 尚温王 紀	且在 天安門外。頒發 冊立皇后 恩詔。該使臣等。隨班行禮。併有跪送 聖駕。則分人數行之處。自禮部序班馬老爺聞之。該使臣等。隨於百官之末。在于 門樓。恭聞 宣讀恩詔。行三跪九叩頭禮。	天安門	
179 尚温王 紀	／且 皇上。幸 圓明園。該使臣等。左 三座門伺候。賞賜克食。菓子二盤。羊肉一盤。聖駕行過之時。同朝鮮國使臣跪送。／且 皇上詣 天壇。該使者等。在 午門外。同朝鮮國使臣站班。賞賜克食。菓子二盤。羊肉一盤。／鑾過之時。跪送聖駕。／皇上回 宮之時。亦在該門。跪接同前。該使者等。回館之後。賞賜克食。菓子二盤。羊肉一盤。	天壇	
180 尚温王 紀	／且在 天安門外。頒發冊立 皇后恩詔。該使者等隨伴行禮。併有跪送 聖駕。則當分人行之緣由。自禮部序班馬老爺聞之。該使者等。附於百官之末。在于門樓。恭聞 宣讀 恩詔。行三跪九叩頭禮。	天安門	
181 尚温王 紀	／爾等歸國。以問國王平安之旨傳知。／遵即回奏。叨蒙 天語。使臣歸國。宣達國王。／	叨蒙 天語	
182 中山世譜卷十一 尚灝王 紀	十一年丙寅秋。遣耳目官楊克敦。正議大夫梁邦弼等。捧表入京。貢方物。兼請襲封。(楊克敦。在杭州。染病身故)／皇上命翰林院編修齊鯤。爲冊封正使。命工科給事中費錫章。爲其副使。／皇帝行幸 悅心殿。副使等。額外奉 旨。在 神武門外。瞻仰 天顏。	瞻仰 天顏	
183 中山世譜卷十一 尚灝王 紀	／諭。爾等歸國。將問王世孫平安之旨傳知。遵即叩頭回奏。叨蒙 天語。使臣歸國。宣達王世孫。而退就座。看燈戲盒子。賞賜同前。	叨蒙 天語	
184 中山世譜卷十一 尚灝王 紀	本年冬。冊使回 朝。時遣王舅毛光國。紫金大夫鄭章觀。使者毛維新等。齎捧 表章・禮物。坐駕頭號船。與 冊使寶船。一齊開洋。至閩入京。恭謝 天恩。／	恭謝 天恩	
185 中山世譜卷十一 尚灝王 紀	／皇上詣 萬壽山。王舅以下在棗園門。瞻仰 天顏。是日 賞賜該使臣。羊肉一方。奶餅一盤。饅首一盤。／且 皇上。自 園進城。該使臣。在 西三座門外。跪迎 聖駕。／	瞻仰 天顏	
186 中山世譜卷十一 尚灝王 紀	／又王爺等奉 旨。捧來緞疋・器物等件。在于 御庭。賞賜正副使。直引進 御前。瞻仰 天顏。／時蒙 皇上詢問。國王好麼。遵令傳譯通事回奏。國王叨蒙 皇上鴻福平安。已而恩准。退座回館。	瞻仰天顏。	
187 中山世譜卷十一 尚灝王 紀	又詣 紫光閣。在 神武門外。跪請 聖安。／時蒙皇上傳 旨。兪允歸國。在 神武門外。瞻仰 天顏。即禮部大人。轉奏前由。該使臣回館。	瞻仰 天顏	
188 中山世譜卷十一 尚灝王 紀	又正副使。都通事。奉 命到圓明園。瞻仰 天顏。賞看跌打・相撲・烟火諸藝。賞賜元宵・東道盆。賜寓於娘娘廟。此時正使。患病不赴。／又叨蒙 皇上遣大臣于娘娘廟。諭傳。賞看諸藝。遵即副使・都通事。進到 山高水長殿。／此時 召入副使於 御前。瞻仰 天顏。并賞看跌打・相撲・烟火・歌舞及諸藝。賞賜元宵・東道盆。／又奉 旨。扈赴慶豐園。賞賜滿州御茶。且回館之後。自 正副使。以至從人。賞賜帽子・衣裳。／又 召入正副使。於 正大光明殿。瞻仰 天顏。賞賜筵宴。賞看諸藝。皇上親賜盃酒。／	瞻仰 天顏	
189 中山世譜卷十一 尚灝王 紀	十九年甲戌。遣耳目官向斌。正議大夫鄭嘉訓等。奉表入京。貢方物。／皇上詣 瀛臺。正副使。額外奉 旨。在西華門外。瞻仰 天顏。賞賜克食。菓子一件。熟棉羊肉。聖駕過時。瞻仰 天顏。／隨即奉 旨。扈赴 太液池。賞看水上拉弓・拋毬諸藝。	瞻仰 天顏	
190 中山世譜卷十一 尚灝王 紀	又在 圓明園。瞻仰 天顏。賞看相撲・跌打・絃歌・烟火等藝。併 賞賜元宵。熟羊肉一鉢。／又在 正大光明殿。瞻仰 天顏。親賜盃酒。併賜筵宴。賞看諸藝。／又在 山高水長殿。賞看跌打・相撲・烟火。及諸藝。併賜筵宴同前。／又在 山高水長殿。瞻仰 天顏。此日 皇上。特遣穆大人 諭曉。爾等歸國。以問國王平安之旨傳知。遵令傳譯通事回奏。使臣歸國。宣達 國王。	瞻仰 天顏	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
191	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	／皇上。幸 悅心殿。正副使臣。額外奉 旨。在 大高殿西邊。瞻仰 天顏。 賞賜克食。菓子一件。熟羊肉一鉢。／聖駕過時。瞻仰 天顏。	瞻仰 天顏	
192	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	／又 皇上幸 圓明園。在 西三座門外。跪送 聖駕。／又。在 圓明園・山高水長殿。瞻仰 天顏。 賞賜御宴。親賜御盃。更賜克食・諸色菓子・羊肉。賞看諸藝。	瞻仰 天顏	
193	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	又在 正大光明殿。瞻仰 天顏。親賜御盃。併賜御宴。賞看諸藝。既歸館後。送賜其宴餘。菓子・木實二卓。／又在 山高水長殿。瞻仰 天顏。賞看相撲・跌打・絃歌・烟火等藝。更賞糖圓・熟羊肉・菓子等件。／又在 山高水長殿。將請安回國等由。詳明禮部連大人。轉達聖聰。即行愈允。其時叨蒙天語。慰問國王平安。遵即叩頭。回奏托福。	瞻仰 天顏 叨蒙天語	
194	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	二十三年戊寅。遣耳目官毛惟新。正議大夫鄭克新等。奉表入京。貢方物。／皇上幸 瀛臺。正副使。額外奉 旨。在 神武門外。瞻仰 天顏。屬赴 大液池。賞看氷上拉弓・拋毬諸藝。併 賜克食・羊肉・饅首・奶餅等件。／又 召正副使於重華宮。瞻仰 天顏。此時。叨蒙 天語。慰問國王平安。遵令阿口通事回奏。國王恭賴 皇上。鴻福平安。／又逢 皇上萬壽聖節。在禮部衙門。頒賜國王 恩詔一道之外。同諸官及朝鮮國使臣。在天安門外。恭聞宣讀 恩詔。行三跪九叩頭禮。	瞻仰 天顏 叨蒙天語 天安門	
195	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	又在 山高水長殿。瞻仰 天顏。併同朝鮮國使臣。蒙賜御宴。／又召 御前。親賜御盃。且 賜克食・菓子一鉢。 賞看相撲・管絃・歌舞及諸藝。／又在 山高水長殿。瞻仰 天顏。此時已同朝鮮國使臣。將請安回國等由。詳明禮部大人。轉達 聖聰。即賜愈允。	瞻仰 天顏	
196	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	二十五年庚辰。遣耳目官向邦正。正議大夫蔡肇基等。奉表入京。貢方物。／皇上。詣 雍和宮。正副使。都通事。奉 旨。在 神武門外。瞻仰 天顏。／	瞻仰 天顏	
197	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	／皇上祭 太廟。正副使。使者。都通事。王舅通事。額外奉 旨。在 午門前。瞻仰 天顏。又奉 旨。在 壽皇殿行禮。	瞻仰 天顏	
198	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	／又 皇上出 西華門。正副使等。在 西華門外。瞻仰 天顏。此時。將請 聖安回國等由。詳明禮部大人。轉達 聖聰。即賜愈允。／	瞻仰 天顏	
199	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	／又 皇上。祭祭太廟。正副使。都通事。奉 旨。在 午門外。瞻仰 天顏。／	瞻仰 天顏	
200	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	／又正副使。兩次在 山高水長殿。同暹羅國使臣。瞻仰 天顏。是日。賞看絃歌・烟火・相撲・跌打等藝。併賞賜饅子・肴・糖圓・熟羊肉等件。／	瞻仰 天顏	
201	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	四年甲申。遣耳目官向廷楷。正議大夫梁光地等。奉表入京。貢方物。／皇上祭 太廟。正副使。都通事。額外奉 旨。在 午門前。同朝鮮國使臣。瞻仰 天顏。賞賜克食・饅子・羊肉。／皇上還宮後。正副使臣。蒙召入 重華宮賜宴。慰問國王平安。／天語煌煌。即正副使。拜答 國王平安。／	瞻仰 天顏 天語煌煌	
202	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	六年丙戌。遣紫巾官馬開基。正議大夫梁文翼等。進表謝恩。／皇上祭 太廟之時。正副使臣。北京都通事。同朝鮮使臣。額外在 午門前。瞻仰 天顏。隨即召入使臣。於 重華宮。賜宴。賞看絃歌諸藝。	瞻仰 天顏	
203	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	／皇上駕莅 瀛臺。還 宮之時。正副使臣。北京都通事。額外在 西華門外跪迎。瞻仰 天顏。隨即遣官。／賞賜鯉魚一尾。／皇上祭 太廟之時。正副使臣。北京都通事。同朝鮮使臣。在 午門外。跪送跪迎。隨即召入使臣。於 重華宮。瞻仰 天顏。／時蒙 天語。問國王平安。遵回奏國王平安。既而同朝鮮使臣。在 御庭。 賞看絃歌諸藝。併 賜各色菓子・牛奶等件。且 賜克食・各色菓子。	瞻仰 天顏 時蒙天語	
204	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	／十年庚寅。遣耳目官向國璧。正議大夫王丕烈等。捧表進貢。／欣遇 皇上。駕莅 北海殿。正副使臣。朝京都通事。同暹羅貢使。額外在 神武門外跪送。／又召入使臣於 瀛臺。瞻仰 天顏。	瞻仰 天顏	
205	中山世譜卷十一 尚灝王 紀	天語問國王平安。遵即回奏國王平安。	天語問國王平安	天語：中国の皇

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
206	中山世譜卷十一 尚瀨王 紀	／(十二年壬辰)／欣遇 皇上。袷祭 太廟。正副使。都通事。同朝鮮貢使。在 午門外。 <u>瞻仰 天顏。</u> 賞賜克食。羊肉一方。奶餅一盤。饅頭一盤。／	瞻仰 天顏。	
207	中山世譜卷十一 尚瀨王 紀	／時蒙 皇上。命禮部轉諭。貢使回國。傳知慰問國王平安。／ <u>天語煌煌。</u> 即正副使。三跪九叩頭而退。／	天語煌煌	
208	中山世譜卷十一 尚瀨王 紀	本年。遣耳目官向如山。正議大夫紅泰熙。捧表。 <u>進貢天朝。</u> 並遣正議大夫毛超叙。附搭二號貢船。捧咨到閩。以 尚瀨王訃。聞于 中朝。	進貢天朝	
209	中山世譜卷十一 尚瀨王 紀	／皇上駕莅 瀛臺。還宮之時。正副使臣。在 西華門外。跪迎 聖駕。 <u>瞻仰 天顏。</u> ／	瞻仰 天顏	
210	中山世譜卷十一 尚瀨王 紀	時蒙 禮部。傳知 聖諭。貢使回國。轉知 王世子。國中的事好好辨。 <u>天語煌煌。</u> 即正副使。三跪九叩頭而退。／又貢使。事竣 回閩之後。恭逢 皇太后六旬大慶。／皇上。頒賜加上 恭慈康豫安成莊惠壽禧皇太后徽號寶詔一道。其餘公務如例。全竣回國。	天語煌煌	
211	中山世譜卷十二 尚育王 紀	本年。特遣耳目官向大休。正議大夫孫光裕等。捧表 <u>進貢 天朝。</u> 兼請襲封。／(朝鮮國小船一隻。人數十名。漂入本國屬久米島洋面。原船沖礁擊碎。難人六名。被波淹斃。其餘四名。送到中山泊村。照例收養。附搭二號貢船。解送到閩)	進貢 天朝	
212	中山世譜卷十二 尚育王 紀	／皇上。命翰林院修撰林鴻年。爲 冊封正使。命翰林院編修高人鑑。爲其副使。／皇上駕莅 瀛臺。正副使臣。在 西華門外跪送。 <u>瞻仰 天顏。</u> 隨即召入正副使臣。於 瀛臺。賜宴。／又召入 重華宮。 <u>瞻仰 天顏。</u>	瞻仰 天顏	
213	中山世譜卷十二 尚育王 紀	／時蒙 天語。慰問王世子平安。即令阿口通事。回奏王世子平安。既而在 御庭安座。賞賜各色菓子・牛奶。且 賜克食・各色菓子。／	時蒙 天語	
214	中山世譜卷十二 尚育王 紀	本年冬。冊使回 朝。特遣王舅向寬。紫金大夫楊德昌。使者馬維興等。齎捧 表章・禮物。坐駕頭號船。與冊使寶船。一齊開洋。至閩入 京。 <u>恭謝 天恩。</u>	恭謝 天恩	
215	中山世譜卷十二 尚育王 紀	／欣遇 皇上。幸 東陵。還 永定時。正副使等。在燕郊跪迎。 <u>瞻仰 天顏。</u>	瞻仰 天顏	
216	中山世譜卷十二 尚育王 紀	即蒙 天語。慰問 國王平安。遵即回奏 國王平安。而及歸館。 賞賜菓子一鉢。棉羊肉一鉢。蒸食一鉢。／	即蒙 天語	
217	中山世譜卷十二 尚育王 紀	本年。遣耳目官章鴻勳。正議大夫林奕海等。捧表進貢。欣遇 皇上駕莅 瀛臺。正副使等。在 西華門外跪迎。 <u>瞻仰 天顏。</u>	瞻仰 天顏	
218	中山世譜卷十二 尚育王 紀	／即蒙 天語。慰問國王平安。遵即回奏 國王平安。	即蒙 天語	
219	中山世譜卷十二 尚育王 紀	時蒙 皇上。命 禮部轉諭。貢使回國。傳知慰問國王平安。／ <u>天語煌煌。</u> 遵即三跪九叩頭退去。 賞看相撲・跌打・絃歌諸藝。賞賜各色菓子。糖圓。羊肉一方。蜜食二碟。／其餘公務如例。全竣回國。	天語煌煌	
220	中山世譜卷十二 尚育王 紀	／欣遇 皇上自圓明園。駕臨 大后宮之時。正副使。都通事。額外奉 旨。在紅橋。跪迎 聖駕。 <u>瞻仰 天顏。</u>	瞻仰 天顏	
221	中山世譜卷十二 尚育王 紀	／時蒙 天語。慰問國王平安。即正副使等回奏。國王叨蒙鴻福平安。 賞賜克食。羊肉一方。饅首一盤。奶餅一碟。／	時蒙 天語	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
222 中山世譜卷十二 尚育王 紀	二十二年壬寅。遣耳目官向紹元。正議大夫魏恭儉等。捧表進貢。／欣遇 皇上。裕祭 太廟之時。正副使。都通事。額外奉 旨。在 午門前。跪送跪迎。瞻仰 天顏。賞賜克食。羊肉一方。奶餅一碟。鱒魚半尾。／	瞻仰 天顏	
223 中山世譜卷十二 尚育王 紀	／時蒙 皇上。命禮部轉諭。貢使回國。傳知慰問國王平安。／天語煌煌。遵即三跪九叩頭。而退入座。	天語煌煌	
224 中山世譜卷十二 尚育王 紀	額外。蒙 皇上。召入正副使於 重華宮。瞻仰 天顏。	瞻仰 天顏	
225 中山世譜卷十二 尚育王 紀	時蒙 天語。慰問 國王平安。遵即回奏 國王平安。／	時蒙 天語	
226 中山世譜卷十二 尚育王 紀	／時蒙 皇上命 禮部轉諭。貢使回國。傳知慰問 國王平安。／天語煌煌。遵即叩頭。／	天語煌煌	
227 中山世譜卷十二 尚育王 紀	／又 皇上。裕祭 太廟。正副使臣。都通事。在 午門外。跪迎跪送。／時蒙 天語。慰問 國王平安。賞賜克食。羊肉一方。蒸食一盤。／	時蒙 天語	
228 中山世譜卷十二 尚育王 紀	／時蒙 皇上。命禮部轉諭。貢使回國。傳知慰問 國王平安。／天語煌煌。遵即叩頭而退。入座。賞看相撲諸藝。賞賜諸色餅餌。及糖圓。及羊肉一方。又蒙照例。在 禮部衙門。同朝鮮貢使。賜下馬宴。在公館。賜上馬宴。／其餘公務如例。全竣回國。	天語煌煌	
229 中山世譜卷十二 尚育王 紀	本年。八月二十一日。奉安 尚濬公神位。于天界寺家廟。此時。廟制未定。暫俟貢使在 闕。學來之後。議定施行。	天界寺家廟	
230 中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／又 跪請 聖安回國。時蒙 皇上。命 禮部轉諭。貢使回國。傳知慰問 王世子平安。天語煌煌。遵即叩頭而退。／使臣等齊捧 勅書欽賞。回闕之後。恭遇 宣宗成皇帝孝穆成皇后 孝愼成皇后 孝全成皇后。升祔 大廟禮成。	天語煌煌	
231 中山世譜卷十三 尚泰王 紀	頒 詔天下。到布政司衙門。拜領 寶詔一道。事竣回國。	頒 詔天下	
232 中山世譜卷十三 尚泰王 紀	(辛亥年。有那霸船一隻。人數十六名。漂到浙江省寧波府鎮海。又有那霸船一隻。人數三十二名。漂到浙江省臺州府。太平縣松門。／又有知念郡船一隻。人數十一名。漂到中國。其地不識何名。共蒙各處地方官。加意撫恤。將原船修整。／又有久志郡船一隻。人數十八名。漂到奉天府金州。／	奉天府金州	
233 中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／本年。又有該國新任宰相。寄送伯德令。轉遞文書。內云。琉球務須崇學耶蘇教。／見其行狀。漸有履霜至堅冰之機。非蒙 天朝德威。別無撤回(口英)夷之計。由是特遣王舅・正議大夫。捧咨到闕。懇請轉奏。迅俾(口英)國撥船撤回。／	天朝德威	
234 中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／又在午門外。跪請 聖安回國。時蒙 皇上命禮部轉諭。貢使回國。傳知慰問 王世子平安。／天語煌煌。遵即叩頭而退。／又蒙 賞賜。下馬宴・上馬宴。事竣回闕。／又五年七月初九日。皇太后崩。併升祔 奉先殿。禮成。	天語煌煌	
235 中山世譜卷十三 尚泰王 紀	頒 詔天下。使臣等。在布政司衙門。拜領 遺詔一道 寶詔一道。／其餘公務如例。全竣回國。	頒 詔天下	
236 中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／又因 皇上大祀天壇。正副使臣。都通事等。在 午門前。跪送 聖駕。	大祀天壇	
237 中山世譜卷十三 尚泰王 紀	瞻仰 天顏。／時蒙 皇上命。喀(口立)沁王。慰問 主上平安。／又 皇上自 壇還宮之時。使臣等。在 東闕門迤南。跪迎 聖駕。叨蒙照例 賞賜克食各件。／又 皇上陞殿。文武百官。行謝 恩禮。該使臣等。隨班行禮。亦蒙 賞賜克食各件。／(例無行謝恩禮。使臣等。着令傳譯通事。轉請禮部大人。學習其禮意義。	瞻仰 天顏	
238 中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／即日。此係諸官叩謝奉公之禮。每年四月二十五。十月二十五等日。諸官舉行此禮。／今皇上。使琉球使臣。隨班行禮者。蓋以琉球。代供貢職。歷蒙 鴻恩。且又貢使等。到京遲緩。不逢元旦也。此與元旦典禮相似)／又在 午門前。跪請 聖安回國。時蒙 皇上命禮部轉諭。貢使回國。傳知慰問 王世子平安。／天語煌煌。遵即叩頭而退。／又蒙照例 賞賜。下馬宴・上馬宴。／其餘公務如例。全竣回國。	天語煌煌	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
239	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／此時欣逢 萬壽大慶。正副使臣。都通事等。叨蒙召入 圓明園。而正副使臣。又蒙召入 同樂園。 <u>瞻仰天顏</u> 。	瞻仰天顏	
240	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／又在 午門前。跪請 聖安回國。時蒙 皇上。命禮部轉諭。貢使回國。傳知慰問 王世 子平安。／ <u>天語煌煌</u> 。遵即叩頭而退。／	天語煌煌	
241	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／（此于首里森御嶽。楚乃比也婦御嶽。圓覺寺。 <u>天王寺</u> 。	天王寺	
242	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	聞得大君御殿。辨財天堂。辨之嶽。末吉・識名觀音堂等處。 主上親率諸官禱告。	辨財天堂	
243	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／又于崇元寺。特遣尚氏玉川王子朝達。于龍福寺・普天間等處。	普天間	
244	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	特遣尚氏具志川王子朝敷。各率諸官代禱。又于御城御火鉢御前。暨各嶽等處。特遣紫巾官 以下二十一員名。于三平等。特遣紫巾官以下。七員名各禱。又于圓覺寺。使禪家僧。念經 禱告。又于護國寺。使聖家僧。念經禱告。／又于關帝廟・天尊廟・	天尊廟	
245	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	龍王殿・兩天后宮等處。特遣向氏識名親方朝顯。率同諸官代禱。又飭行那覇・唐榮・泊。 暨諸郡諸島。各行禱告。而當禱告之日。國中一統。禁止殺生)	兩天后宮	
246	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／時蒙 皇上命。禮部慰問 王世子平安。／ <u>天語煌煌</u> 。遵即叩頭而退。／	天語煌煌	
247	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／時蒙 皇上命。禮部轉諭。貢使回國。傳知慰問 王世子平安。／ <u>天語煌煌</u> 。遵即叩頭而 退。／又在 風神廟。 賞賜餚餼卓二張。／其餘公務如例。全竣回國。	天語煌煌	
248	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／又召入正副使。於 重華宮。 <u>瞻仰 天顏</u> 。	瞻仰 天顏	
249		時蒙 天語。慰問 王世子平安。既而賜宴看戲。／	時蒙 天語	
250	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／時蒙 皇上命。 禮部轉諭。貢使回國。傳知慰問王世子平安。／ <u>天語煌煌</u> 。遵即叩頭退 座 既而賞看絃歌諸藝。併 賞賜各色蜜菓・糖菓・棉羊肉等件。 其餘公務如例。全竣 回國。	天語煌煌	
251	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／時蒙 皇上命。禮部慰問 國王平安。／ <u>天語煌煌</u> 。遵即叩頭而退。／既而將 聖安回國 等由。詳明禮部大人。轉達 聖聰。／即蒙俞允。且蒙 皇上。命禮部轉諭。使臣回國。傳 知慰問 國王平安。／ <u>天語煌煌</u> 。遵即叩頭而退。／又蒙照例。在禮部衙門。賜下馬宴。在 于公館。賜上馬宴。／其餘公務如例。全竣回國。	天語煌煌	
252	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／又遇 皇上。裕祭 太廟之時。該使臣等奉 旨。在午門前。跪迎 聖駕。／時蒙 皇上 命。禮部慰問 國王平安。／ <u>天語煌煌</u> 。遵即叩頭而退。賞賜克食。羊肉一方。饅首一盤。 奶餅一碟。蒸饅一碟。／又蒙頒賜 勅書・正賞。／既而將跪請 聖安回國等由。詳明禮部 大人。轉達聖主。即蒙俞允。／且蒙皇上命。禮部轉諭。使臣回國。傳知慰問 國王平安。 ／ <u>天語煌煌</u> 。遵即叩頭而退。／又蒙照例。在禮部衙門。賜下馬宴。在于公館。賜上馬宴。 ／其餘公務如例。全竣回國。	天語煌煌	
253	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	又 皇上親詣 大高殿拈香。使臣等赴 神武門外。 <u>瞻仰 天顏</u> 。	瞻仰 天顏	
254	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／時蒙命禮部。慰問 國王平安。／ <u>天語煌煌</u> 。遵即叩頭而退。／	天語煌煌	
255	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	欣逢 皇上恭謁 東陵。使臣赴到燕郊。 <u>瞻仰 天顏</u> 。時蒙 皇上命。禮部慰問 國王平 安。	瞻仰 天顏	
256	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／ <u>天語煌煌</u> 。遵即叩頭而退。既而在 朝陽門外。跪接 聖駕。／	天語煌煌	
257	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／時蒙赴國子監。瞻仰 文廟。／且常雩大祀。（ <u>天於圜丘</u> ）	天於圜丘	
258	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／皇上詣 天壇齊宿。使臣叨蒙在 午門前。跪送 聖駕。／	皇上詣 天壇齊宿	

資料3 蔡温本『中山世譜』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
259	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／又蒙命。禮部轉諭。貢使回國。傳知慰問 國王平安之旨。／天語煌煌。遵即叩頭而退。 ／又蒙照例。在禮部衙門。賜下馬宴。在四驛館。賜上馬宴。／其餘公務。如例完竣。率同 官生林世功。得以回國。	天語煌煌	
260	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	十二月初五日。同治 皇帝窆天。正月二十日。醇親王（咸豐皇帝之弟）之子登極。改元光 緒等由。／既而自正副貢使。至朝京都通事。心喪二十七日。自大筆者以下。心喪七日。且在 閩琉球員伴。恭悉 大喪之信。隨同諸官。在明倫堂。舉哀行禮。／且禮部。將同治 皇 帝窆天白詔。光緒 皇帝登極紅詔。各一道。頒發琉球。隨存留通事。依照舊例。具備仗儀 拜領。返驛。／	皇帝窆天 皇帝窆天白詔	
261	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／且 皇后。二月二十日窆天。貢使及員役等。依照同治皇帝窆天之例。恭服心喪。／	窆天 窆天之例	
262	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／時蒙 皇上命。禮部轉諭。貢使回國。傳知慰問 國王平安。／天語煌煌。遵即叩頭而 退。／且蒙遣使官員。在四驛館。賞賜羊酒。（例蒙於禮部衙門。賜下馬宴。於四驛館。賜 上馬宴。但因孝服未滿。不賜兩宴）	天語煌煌	
263	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／且瞻仰 天顏一欵。密奉禮部鈞諭。／今 皇上。現戴 先皇帝 先皇后孝服。未行朝見 之禮。琉球使臣。難以瞻仰 天顏等因。	且瞻仰 天顏一欵 難以瞻仰 天顏等因	
264	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／遵即遣撥阿口通事。密行奉候。／奉鈞諭。今 皇上。百日孝服。尚有未滿。琉球使臣。 只於午門之前。跪請 聖安。直行回國之處。商議已悉。等因。／業上京師。不得瞻仰 天 顏。心寔難安。由是將及百日孝服。已終之後。	不得瞻仰 天顏	
265	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	奏請瞻仰 天顏如何之處。又復遣撥阿口通事。再行候習。密奉鈞諭。／今 皇上春秋幼 稚。雖終百日孝服。不知起自何日。親攝政務。以行朝見之禮耶。	奏請瞻仰 天顏如何 之處	
266	中山世譜卷十三 尚泰王 紀	／茲仰稽 天意。今不准陪臣仰瞻。寔出春秋幼稚。未行朝見之禮也。然因將其情由。難以 實論。托為孝服未滿等因。／	茲仰稽 天意。	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

『球陽』における「天」の用例表			
巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
1 國初 1(琉球分野及開闢)	球陽卷一 國初 1(琉球分野及開闢) 天地未分之初混沌沌無有陰陽清濁之辨既而大極生兩儀兩儀生四象四象變化混類繁顛由是天地始為天地人物始為人物時我琉球關在福州正東偏南三里許而分野與揚州吳越同屬女牛星紀之次俱在丑宮(福建北極出地二十六度三分偏度去北極中線偏東四十六度三分琉球北極出地二十六度二分三釐偏度去北極中線偏東五十四度則琉球與福州東西相去八度三分推算徑直海面一千七百里)蓋我國開闢之初海浪汎濫不足居處時有一男一女生于大荒際男名志仁禮久女名阿摩彌始運土石植樹木用防海浪而嶽森始矣嶽森既成人物繁顛然當時之俗穴居野處與物相友無有價傷之心歷年既久人民機智物始為敵於時復有一人首出分群類定居居者叫稱天帝子天帝子生三男二女長男為(天孫氏國君始也)二男為按司(按司即如中朝諸侯之類)三男為百姓始長女為君君之始(君者婦女掌神職者之稱也君君者令貴族婦女數十人各掌神職故合稱之曰君君康熙之初議滅其數而今有數職存焉)次女為祝祝之始(祝者亦掌神職者之稱也祝祝者諸部諸村各有婦女掌神職者故合稱之曰祝祝至今尚存)而倫道始矣	天地未分之初	
2 2附紀(天孫氏治世)	天孫氏 2附紀(天孫氏治世) 天孫氏乃天帝子之長子始為國君稱天孫氏既而交讓相傳凡二十五紀起乙丑歲丙午歷一萬七千八百有二年皆(天孫氏之裔孫也蓋以天孫氏之初瀋泊無為民俗淳樸而書契未興望月虧盈以紀時節候草榮枯以定年歲繼治已久民俗自化而衣冠飲食野分郡無不悉備矣然而世遠人湮名氏不傳故其代 事合而記焉	天孫氏乃天帝子之長子	
3 3始生五穀以教耕種飲食且製造巾裳屋廬	3始生五穀以教耕種飲食且製造巾裳屋廬 天孫氏繼治之間教民烹飪而民利之教民巢居而民安之而未知稼穡逐捕禽獸以為食拾收菓實以為飯歷年亦久粟黍天然生于久高稻苗生于知念玉城始教民耕種而歲事興矣(麥春熟稻夏熟是故舊制國君每年二月幸久高島四月幸知念玉城親自致祭以報皇天后土成物之德也康熙十二年癸丑以道遠海阻之故始改舊制遣使代祭著為定規)繇是規模始興民俗丕變昔之皮革蔽體者今始有巾裳昔之巢居穴處者今始有屋廬亦暴海水為鹽取木汁為酢釀米麴為酒其味甚薄而民習駸駸乎非復前日之俗矣	皇天后土	
4 7隋煬帝屢遣使招撫不從	7隋煬帝屢遣使招撫不從 隋大業元年乙丑海師何蠻每春秋二時天清風靜望依稀似有烟霧之氣亦不知幾千里三年丁卯(煬帝令羽騎尉朱寬入海訪求異俗海師何蠻言之遂與蠻俱抵本國遙觀地界於波濤間蟠旋蜿蜒其形若虬浮水中名曰流虬(嗣後改名流求故唐宋之史皆曰流求)言不相通掠一人而返明年(帝)帝令朱寬復至撫之不從寬取我布甲等物而還(帝)帝復遣武貴郎將陳稜朝請大夫張鎮州等率兵至國其軍甚衆時稜將南方諸國人從軍其軍中有●喩人頗解我語稜令其軍人慰諭之國人拒逆不從終為逆戰我軍敗走稜大驅軍兵進至都城頗戰又敗稜焚我宮室擄男女千餘人載軍實而還自爾爾遂絕不復遣來	春秋二時天清風靜	
5 8汎與諸國相通以致貿易	8汎與諸國相通以致貿易 隋氏既亡歷唐至宋未嘗入貢中華惟能本國船隻往還諸國兌換貿易以備國用耳此時有航海往來者必奉憲令而後過海洋也至于厥後皆因兵亂而私竊過海者甚衆故宋史流求傳云淳熙年間流求常率數百輩猝至泉州之水澳頭等村肆行殺掠云爾由是考之(天孫氏裔流之末通于諸國往來交易則亦用文字也可知焉然記籍湮沒而今有存者鮮矣深可惜哉	天孫氏	
6 9利勇弒君篡位	9利勇弒君篡位 南宋淳熙年間(天孫氏二十五紀之裔孫德微政衰武威不振則四方按司各據其土築城聚兵以爭權威時有一權臣利勇者深受君恩弱年任近侍官壯年專掌國政從己者賞之逆己者罪之權威尤盛國人畏之如虎一日入內殿乘隙殺君自立稱國君由是四方騷動兵亂大興盜賊蜂起按司會長各據兵權爭雄不息舉國民生塗炭既極	天孫氏	
7 舜天王 神號尊敦 10附紀(為朝公一子尊敦討滅利勇而就大位)	舜天王 神號尊敦 10附紀(為朝公一子尊敦討滅利勇而就大位) 舜天王之父為朝公生得身長七尺眼如秋星武勇出眾最善于射乃日本(人)人皇五十六世清和天皇後胤六條判官為義公第八之子也宋紹興二十六年丙子(和朝保元元年)日本神武天皇七十四世鳥羽院與(太子)崇德院失和構怨各招兵攻戰時為朝公住于鎮西投(崇德院)崇德院以助其戰寡不勝衆大敗被擒諸將受誅公見流于伊豆大島宋乾道元年乙酉公駕舟以遊暴風遠起舟人驚恐公仰天曰運命在天余何憂焉不數日飄至一處因名其地曰運天即今山北運天江乃公之所瓢至也公上岸偕行國中而遊國人見其武勇尊之慕之公通于大里按司妹而生一男居處日久故鄉之念自難禁要携妻子而還乃至牧港開舟走得數里颶風驟起漂回牧港閱數月擇吉開洋未數里颶風如前舟人皆曰 予聞男女同舟為龍神所崇請留夫人以全性命公不得已乃謂夫人曰吾與汝情緒篤篤堅金石天運人意不能俱還乞汝用心養育吾兒長成之後必可有大為言畢各淚如雨遂與妻子相別開舟而還夫人携兒前至浦添而居焉兒名尊敦在再聞尊敦稍長居動異器量出眾宋淳熙七年庚子尊敦年十五歲才德兼備國人尊之推為浦添按司境內大治正會(天孫氏二十五紀之裔權臣利勇專權遂自弒君篡位時尊敦歲二十二英雄無比倡義起兵四方應之如響尊敦領義兵來圍城問罪利勇怒曰先君無德予奉天命立為國君汝乃孤窮匹夫豈可敢妄動兵耶尊敦大怒曰汝自幼沖深沐國恩義宜致忠豈有逆天位之理耶吾今倡義誅賊以謝天之怨言畢激勵軍兵一齊攻城利勇領兵拒戰矢石如雨尊敦奮勇攻破城門諸軍乘勢殺入闕庭利勇無力可施遂殺妻子自刎而死國人大喜皆推戴尊敦以就大位。即位元年(宋淳熙十四年丁未)	舜天王公仰天曰運命在天余何憂焉奈天運人意不能俱還天孫氏予奉天命立為國君豈有逆天位之理耶以謝天之怨	
8 11附(本國自舜天王而用夏正)	11附(本國自舜天王而用夏正) 本國用夏正自(舜)舜天王而然也歟故世譜云舜天王乾道二年丙戌降誕淳熙十四年丁未即位俗說往古以建未月為正蓋穀能養人此月舊穀已遂新穀初登由是本國以六月為正月云爾由是考之本國用夏正自此而始已無疑矣	舜天王	
9 13始宏國城規模	13始宏國城規模 太古之世天孫氏首出為君始定城都于中山創建國殿肇開王化統蒞萬民自是之後為君王者皆居此城然而規模窄隘制度未備至于舜天王尊敦善政撫綏遐邇宏其規模壯觀頗新	天孫氏舜天王	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
10 舜馬順熙王 神號其益美 即位元年(宋嘉熙二年戊戌)義本王 神號不傳 即位元年(宋淳祐九年己酉)15十一年王以饑疫並行讓位英祖	舜馬順熙王 神號其益美 即位元年(宋嘉熙二年戊戌)義本王 神號不傳 即位元年(宋淳祐九年己酉)15十一年王以饑疫並行讓位英祖 王就位之後饑饉頻加疫癘大作人民半失(〇)王大驚召群臣曰先君之世國豐民安今予無德饑疫并行之天之所棄也予要讓位于有德而退卿等爲我舉之群臣曰惠祖世主之嫡子名英祖生有瑞徵聖德大著國人尊之(〇)王大喜召英祖攝國事果然疫止年豐攝政七年人心皆歸之宋寶祐七年己未(〇)王諭英祖曰予爲天所棄政民半失今汝秉政年豐民泰天之所眷也宜承大統爲民父母英祖固辭群臣皆勸之(〇)王遂讓位于英祖而隱其隱處今無可考	天之所棄也 乃天之所眷也	
11 英祖王 神號 英祖日子 16 附紀(英祖王傳)	英祖王 神號英祖日子 16附紀(英祖王傳) 惠祖世主乃(〇)天孫氏後裔也當時惠祖爲伊祖按司行善積德然結縞之後全無生育至晚天其妻夢日輪飛來入于懷中既而 喜酸惡飯惠祖料是前夢有徵月既滿足臨尊之日見祥光異彩從屋中直透雲端并異香滿屋早已生得一男子惠祖滿心喜悅愛之惜之如異寶一般當時之人以爲天日之子英祖生而聖明親賢崇道其德大著歲二十五會(〇)義本之世饑疫並行民不勝憂國勢將危英祖奉命登攝國政饑疫俱止人心始安攝政七年國人仰之如父母卒受(〇)義本禪爲君即位元年(南宋景定元年庚申)	天孫氏	
12 17二年始正經界	17二年始正經界 天孫氏之世無有賦稅田地但有國一事以索廻人頭定爲一尺以束稻米名之曰一束以貢稻米一束于朝廷至于後年國中男女每年皆貢稻米一束于王今番王徧巡田野始正經界均井地而使民盡力于田畝然後穀祿豐登百度悉舉而國大治矣	天孫氏	
13 21七年大島等處皆始入貢	21七年大島等處皆始入貢 王曰隔海殊地素非我政令所及何爲來貢耶對曰近我海島無烈風猛雨之患五穀饒熟是必王國之善政感王天地故也是以來貢王悅受其貢而厚賞送歸次後每年入貢東北諸島入貢之後王命輔臣建公館于泊村令置官吏治諸島之事即今泊御殿是也又建公倉于泊御殿之北令收貯諸島貢物即今天久山聖現寺是也但公館公倉何年建之並何代以公倉爲寺院俱年代難考故附紀焉	王國之善政感于天地	
14 察度王 神號 大眞物 26附 紀(察度王傳)	察度王 神號大眞物 26附紀(察度王傳) 吳間大親不知何人後裔也常以農爲業家貧不能娶一日耕田歸至深川(泉名)洗手足見一婦女臨泉沐浴容色絕倫大親意欲取之衣藏于荒草內故意走到其處婦女驚慌着裳仍欲穿衣則衣沒有婦女掩面而哭大親問曰夫人自何來也婦女直告之曰妾乃天女也下界沐浴今已飛衣被盜不能上天乞爲代尋大親心悅誠服之曰夫人暫坐我屋我往代尋天女喜俱至草屋大親就把其衣深藏于倉內日去月來歷十餘年生一女一男其女子稍長知其藏衣處一日携弟而遊且歌曰母之飛衣在六柱倉母之舞衣在八柱倉母聞大悅竊夫亡登倉視之果藏于櫃中以稻草蔽之即着飛衣而上天大親及女兒皆各舉面仰天放聲慟哭天女亦留戀難捨再三飛上飛下終乘清風而飛去其男子即察度也察度長大先是好漁獵不務農事或遊四方不從父教大親甚憂時乃勝連按司有一女子才美兼備貴族名卿之家媒求者極多父母計之而女子不從察度聞之至勝連請見按司門上人笑曰爾何人耶豈非乞丐者乎察度曰我特來欲求一事守門人報于按司司異之令召見之察度直趨大庭言曰吾聞貴女未許嫁今吾特來相求按司及侍士皆掩口笑以爲狂癡時女子從隙視之見其人恍然若戴君王之蓋而德器儼然更非常人氣象女子向父曰此人足配按司怒曰前不許名卿貴族之求今與賤夫豈非見笑于世耶女子曰吾視此人容貌衣服雖類乎鄙賤實非常人後必必有大福按司平日信服女子才智不敢強矯乃謂女子曰汝意既如此吾上筮以決吉凶即且上果有玉妃之兆按司大喜因而許之謂察度曰汝擇吉迎之察度喜擇吉親迎按司恤其貧苦裝送資賄甚盛察度不悅謂妻曰汝生富驕習美飾而吾實貧賤不敢當禮妻曰惟命是從乃悉歸侍御服飾即隨察度共至草菴只見垣牆傾圮風透雨濕不堪清貧其家燒柴之器縱橫尺餘上堆灰炭四圍灌油仔細見之乃黃金也妻怪之曰此物從何來亦何爲燒柴之器耶察度曰吾田園堆滿者皆斯物也俱與行視果堆滿者皆金銀也夫妻大悅拾收藏之就其地建造樓閣名曰金宮即今大謝那村所謂金宮社是也當時牧港無橋南北之人自金宮前而往還察度視之饑者與食寒者與衣又有日本商船多帶鐵塊至牧港發賣察度盡買收之耕者與鐵使造農器百姓仰之如父母推爲神祇按司境內大治遠近皆慕時(〇)西威王薨世子五歲大臣或欲輔立國人僉曰觀先君之政殘仁賊義暴虐無道臣民敢怨而不敢言今更立幼冲世子則向何圖治乎浦添按司仁人也誠足爲民父母遂廢世子推戴浦添按司察度爲君 即位元年(元至正十七年庚寅)	妾乃天女也	
15 42王遣甚橫結 致等表賀天壽 聖節	42王遣甚橫結致等表賀天壽聖節	表賀天壽聖節 天壽	
16 52(元旦石奉 行蒔米于禁 城)	52(元旦石奉行蒔米于禁城) 舊記曰元日黎明石奉行率筆帖式並匠長早進禁城即過達理官題奏而白沙播散于內外丹墀左右稱之曰禁城米蒔也竊按洪武年間(〇)太祖闔閩人於我王敷教于國中制禮作樂此時始制斯禮似乎天雨穀粟之佳瑞以賀五穀豐登也哉	天雨穀粟之佳 瑞	
17 61附(始建天 使館及迎恩 亭)	61附(始建天使館及迎恩亭) 察度王始通中朝自爾而後天使數次來臨至于武寧始受冊封之大典永著爲例以此考之則天使館武寧王創建此館以駐冊使可知矣但迎恩亭何代建之疑是亦有武寧建之也歟一說曰嘉靖年間因冊使陳侃却金故建迎恩亭以識之亦曰天使復言辭金之所按汪公錄云夏言平生歷官無奉使琉球事由之考之則却金之說俱不足取也	天使館 天使	冊封使→ 天使
18 62暹羅船至國	62暹羅船至國 暹羅國船隻抵國交易當歸帆時遭風漂抵福建布政司請命成祖諭禮部尚書李至剛曰暹羅與琉球通好自是番邦美事豈可乘其危而利之鄉有善人猶能濟困況朝廷統御天下哉舟若壞爲之修理人乏食給之米粟或歸國或往琉球俟風便導之去	天下	
19 65十五年進闈 者數人于明成 祖不受	65十五年進闈者數人于明成祖不受 中山王遣使進闈者數名(〇)成祖曰彼亦人子也無罪而刑之朕何忍焉命禮部還之禮部奏曰若還之恐阻遠人歸化之心請但賜敕止其再進(〇)成祖曰論之以空言不若示之以實事今不遣還彼欲媚朕必有繼踵而來者天地以生物爲德帝王乃可絕人類乎卒不受時山南王山北王亦各遣使貢方物表賀元旦	天地、自然の 天	



資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
29 100附(那覇威部竈)	100附(那覇威部竈) 遺老傳說那覇長虹堤之南有威部竈昔有瀬長按司者乃王之 駙馬也其夫人有傾國之色絶世之姿大城按司竊窺見之心甚慕之一日謁瀬長城乃請按司同住海邊設席飲酒或釣或網以為戲遊入夜大醉大城按司乘其醉時奔去瀬長府侵其夫人已及數次此事稍露惹世人之譏王遂聞之奮然發怒忽發精兵伏於道傍而差使召他大城按司不知其故驟馬進來已至長虹堤為伏兵所殺從人皆潰散軍士將其屍骨葬于堤南又一說(尚金福王命國公懷機築建長堤以便往來懷機以海底已深無力可施恭備祭品 <u>近天告神</u> 一七日間海水乾涸即令國內人民婦女運來石塊此時有安波根祝女倏染一症而斃去焉人民深憫其斃葬埋于堤畔地至于後世屢見靈效築四圍石垣以為神嶽名之曰威部竈云爾按此二說歷世已久未知孰是	祈天告神	
30 103始鑄天尊廟之鐘	103始鑄 <u>天尊廟</u> 之鐘	天尊廟	
31 104附(芥隱至國佛教大興王建立諸寺懸巨鐘)	104附(芥隱至國佛教大興王建立諸寺懸巨鐘) 景泰年間一僧至國諱承瑞字芥隱日本平安城人也王命輔臣新構三寺一日廣嚴一日普門一日天龍令芥隱為開山住僧輪流而居焉王受其教禮待甚優而國人崇佛重僧由是王大喜景泰天順間卜地于各處多建寺院立鑄巨鐘懸于各寺朝夕令諸僧談經說法參禪禮佛以祈昇平之治雖漢明梁武亦無能出其右焉誠此我國佛法之明君也(即今禁中或寺廟所有巨鐘乃景泰天順間尚泰久王所鑄也)王又命輔臣創建木吉山熊野權現社(其餘神社何年建之今不可考疑是泰久王之世其亦建之歟)景泰年間(尚泰久王新建 <u>天界寺</u> 而何年建之今不可考故俱附記于此	天龍寺 天界寺	
32 105四年新鑄天妃二廟及萬壽寺等鐘	105四年新鑄 <u>天妃二廟</u> 及萬壽寺等鐘	天妃二廟	
33 106五年阿摩和利讒害護佐丸	106五年阿摩和利讒害護佐丸 毛國鼎(護佐丸盛春)自素鎮居讀谷山城以供藩職護佐丸之女為(尚巴志王妃彼地與王都相隔已遙由是王賜仲城地(在王城東三里)築城營邑遷封中城按司護佐丸賦性聰明英雄絕倫而誠實恭謹正色立朝不敢妄行當時諸僚皆尊信之而奸惡之黨深忌憚之誠為一朝之大臣焉 <u>天順</u> 年間王有一駙馬名曰勝連按司(阿摩和利)才知有餘德義無法其口給能變黑白其貪心無所不至素有弑君奪國之心然而護佐丸深知阿摩和利之志恆整兵馬備武器以供防戰之用阿摩和利畏他武威以無出師路不敢動手一日阿摩和利密乘小舟至與那原前來王城克盡心力讒譏于王曰護佐丸要聚兵謀叛宜發兵攻擊若有遲延悔之無及王曰護佐丸心存忠義剛直誠實此誠股肱之臣也何有作亂之心耶亦巧言曰若非信臣言伏乞遣使窺他王被讒惑即從其言令人往窺于護佐丸府果有預備兵馬之狀差使安以覆覆王大驚特命阿摩和利為大將即發官兵寅夜攻伐護佐丸欲奏聞實情而無所信告之門亦要防禦官軍而無所殺戰之義遂携妻子至墓前其臣士等人大怒之怨之皆要出戰護佐丸止之曰王命也豈可違也哉遂 <u>仰天曰吾何罪如此嗚呼天神地祇鑑予心志以分誠偽</u> 言畢夫人及二子俱在墓前自己殺害近侍奴僕皆守忠義相從而死不勝數焉獨有一養娘抱一少子逃去國吉邑地頭查方山(國吉親雲上眞元)深憫王園鼎遭讒就死隱居其家內也阿摩和利凱旋復命未幾時將伐中山夫人知其謀叛走告中山阿摩和利率軍趕來遂圍(王城攻伐相戰於此)(王追悔之遂命夏居數(俗叫大城)等往滅阿摩和利自此之後護佐丸之丹心明于中外焉	天順年間 仰天曰吾何罪如此嗚呼天神地祇鑑予心志以分誠偽	
34 107夏居數奉旨攻滅阿摩和利	107夏居數奉旨攻滅阿摩和利 首里州有一忠臣姓夏居數名乘賢雄俗名大城其為人也忠義剛直武勇無比骨格異人勢如狼虎由是當時之人叫鬼大城此時王女蹈揚按司嫁于勝連按司阿摩和利大城為其僕臣赴于勝連勝連按司身居儀賓而放肆邪侈驕傲已極極有弑篡之志時中城按司護佐丸已當要途恆整兵馬以供拒禦嚴然而居焉天順戊寅年阿摩和利讒譏護佐丸于王而親殺滅亡焉阿摩和利幸得其志歡喜無窮密召臣士相議大整軍馬謀攻中山時居數知其機事密告夫人夫人大驚曰災禍不遠為我計之居數夜俟靜時背負夫人逃去其難赴乎首里阿摩和利知夫人逃去急令軍兵將趕殺之居數過鱷潭時見兵卒炬火趕逐甚急無計可施 <u>仰天伏地大唱神歌(俗云御歌)</u> 即暴雨大降兵火悉滅居數喜負夫人跑到王城天喜未曉曙叩門稟報王怒曰婦女與男乘夜而來豈為負節者乎夫人泣哭將縊於押明森樹木(王改色急令開門而入夫人詳報其事居數亦唱神歌(王頌信之猶豫未決從首里殿內獻奏神歌)王大喜其女不失節義且知阿摩和利之叛逆即急傳令招聚四境軍士未幾時阿摩和利以機事不密大城逃去若不先動手災禍難免親率軍兵趕來放火攻城甚密殺戰極急幸四境軍士皆來相救助寡不勝衆阿摩和利大敗而走(王命夏居數為大將征討勝連居數奉(旨率弟居忠居勇及官士兵卒前赴勝連其城西北峻嶺南臨海濱東角平易而阿摩和利武勇之人或出城投戰或閉門拒禦居數大怒令二弟率軍攻南門兩軍混戰矢石如雨居數又分軍攻擊銳氣甚熾阿摩和利投戈降服此二弟戰死軍中居數凱旋復命此日有諸神賀大平即王大喜悅之遂褒嘉其功特授崇冠位且將阿摩和利錦綉衣裳立勝連城門樓懸賜居數其日諸神皆唱神歌來賀太平次後居數拜授越來間切總地頭職名稱越來親方	仰天伏地大唱 神歌(俗云御 歌)	神歌 =才 モ口
35 附109(宮古山室廣入觀中山)	附109(宮古山室廣入觀中山) <u>天明</u> 天順年間宮古山有廣者生質敏捷才智超群自幼稚時供奉島大立大殿(乳名眞佐盛大殿)大殿恆寵愛之恰如珍寶將其家事悉皆委管焉大殿已及老衰使男後手盛及空廣攝治宮古之政事至于大殿病卒後手盛繼父家統陸為島主貢朝中山而歸來之時漂至姑米山陡染疾病早已棄世空廣遂奉明主命陸任島主職稱豐見親至于後年赴空廣到中山以為親朝時蒙隆恩賞賜金銀寶弘治年間八重山謀叛之時具疏朝廷率領子弟跟隨大將征討八重山以致平治室廣制定貢賦又入中山賀獻治金丸藥玉一顆次男祭金豐見親擢為八重山頭役鎮守彼島三男知理眞良跟從他兄又到八重山遂娶名田大知女栖居彼島子孫繁昌富貴榮華焉	大明天順年間	
36 110創建萬壽寺	110創建萬壽寺 舊記云景泰年間(嘗有一僧名曰鶴翁壯年赴日本國參禪學道一日向熊野神曰貧衲學道成就當詣熊野以為焚香拜禮云爾嗣後參禪修行功夫已成而歸國焉即令鶴翁住持 <u>天界寺</u> 此時鶴翁屢次奏請拜謁熊野寺王不准其請鶴翁有瞻仰熊野之思晝夜不息一夜夢有人來而告曰我熊野權現也今欲遂汝志明日必往北山高呼一聲果有應聲則此神驗也遂化清風而去焉鶴翁驚醒但有異香芬馥瑞氣纏繞也鶴翁大喜且到北山峯揚大聲果然前山有聲鶴翁即視其所響之峰嶠嶮巖非人跡之所能到暫時留步踟躕即有一鬼面顯像出現鶴翁叩首九拜焉既而題奏之于(王)王庭時王亦有靈夢相為符合不少差即命輔臣創建宮社于此地時鶴翁徘徊此地偶獲古鏡靈光不常便藏之於宮內以為崇信也後亦創造寺院名之曰大慶山萬壽寺以為看守宮社之所	天界寺	
37 尚德王 神號八幡之按司又稱世高王 即位元年(明天順五年辛巳)111三年册封使潘榮蔡哲等齎敕至國	尚德王 神號八幡之按司又稱世高王 即位元年(明天順五年辛巳)111三年册封使潘榮蔡哲等齎敕至國 明英宗遣正使史料右給事中潘榮副使行人司行人蔡哲齎詔抵國諭祭故王尚泰久封世子尚德為中山王仍賜王及妃皮弁冠服綵幣等物既而照例全裝歸國	明天順五年辛巳	



資料4 『球陽』における「天」の用例表

番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
46 140(尚宣威以尚眞幼冲之故權登大位)	140(尚宣威以尚眞幼冲之故權登大位) 尚宣威以尚眞幼冲之故權登大位是年二月陽神君手摩出現(尚宣威以爲慶賀之禮而照例穿衣冠坐于王位尚眞侍坐其側舊例國君即位君君諸神作賀必自內殿出至奉神門後東面而立奈何此日皆西面而立與舊例異滿朝臣士驚疑無措頃聞諸神有詔宣以世子尚眞爲君(尚宣威聞詔言謂諸臣曰尚眞雖幼冲誠是命世之眞主也爾等宜同心輔翼以保邦家我非其命強踐大位恐有屋干天遂奉尚眞爲君而在位六個月退隱于越來也	恐有戾于天	
47 150附(安謝邑茗苺子逢神女)	150附(安謝邑茗苺子逢神女) 成化年間安謝邑有茗刈子者家資貧缺以農爲業而不能娶妻室也恆耕田畝而歸必至井泉以洗手足矣偶見髮毛浮于井水長七八尺許茗刈子深奇怪之屢步其地潛然而往以窺之一日有一婦女姿容媚麗體態輕盈即脫衣服懸于枝上移步臨泉以洗頭髮茗刈子從樹蔭下而熟視之非常人衣愈怪之且疑之暗暗步進竊盜其衣藏之于荒草中而走到井邊去女忙著衣裳大驚走來仍要穿衣則衣被盜取已無有焉去女乃掩面痛哭茗刈子曰卿從何處來去女收淚曰妾乃天女也吉日良辰下界沐浴今已飛衣被盜不能上天故此妾爲泣哭也請乞爲我覓之茗刈子騙之曰暫到敝舍吾徧往村中尋覓各家以爲奉償婦女大喜悅之俱到他草堂茗刈子心喜無窮即將其衣深藏倉內而俱抱相親結爲夫婦在再間日往月來已歷數年生得一女二男其女子稍知其藏衣處一日携弟而遊于庭上已歌曰母之飛衣藏之于稻草之下隱在六柱倉裏母之舞衣擲在八柱倉內藏之于粟草之中母親聞之大喜伺夫外出登倉搜檢果有飛衣藏之于櫃中以稻草蔽之去女密取其衣直攀松樹騰上碧天茗刈子自歸來倏然見之兒嬰亦驚見之而父子俱舉面仰天放聲大哭天女亦變依難捨再三顏頰上飛下遂乘清風而飛去焉其子二人不幸夭死長女爲(尚眞王夫人茗刈子無有嗣子其采地讓 傳外孫女佐司笠按司嘉那志矣	天女 仰天放聲大哭 天女亦戀依難捨	
48 154十六年創建圓覺寺	154十六年創建圓覺寺 始卜地于城北創建此寺而荒神堂寢室方丈佛殿法堂山門兩廊及僧房廚庫浴室等名之曰天德山圓覺寺三年而成以延芥隱爲開山住僧其方丈壇奉虛空藏菩薩木像法堂壇奉藥師彌勒勢至三像佛殿奉釋迦文殊普賢木像土地堂奉大帝判官大權木像祖師壇奉菩提達磨大師像護法韋馱蓮花木像但韋馱天像者素請于香積今以炊煙之煮改奉于此至于後年其像甚壞亦住僧際外題奏自閩請來佛殿背後懸普庵師圖	天德山圓覺寺 護法韋馱尊天木像但韋馱天像者	
49 160始置八重山大阿母竝永良比金	160始置八重山大阿母竝永良比金 八重山自洪武年間以來每歲入貢不敢絕焉奈大濱邑遠彌計赤蜂保武川心志驕傲欺老侮幼遂致心變謀叛兩三年間絕貢不朝此時石垣邑名田大翁主有二弟二妹一名那禮塘一名那禮嘉佐成一妹曰眞乙姥一妹曰古乙姥那禮塘嘉佐成等恆存忠義不肯從赤蜂遂爲他被殺害名田大翁主逃去古見山隱居洞窟之中此時宮古曾良有仲宗根豐見親者與赤蜂不和睦赤蜂將攻宮古而二島騷動事聞于中山由是(王遣大里等九員爲將撥大小戰船四十六隻以其仲宗根爲導本年二月初二日那霸開船赴八重山征伐赤蜂等大翁主大喜即乘小船出海迎接十三日引至八重山石垣之境大里等上岸只見赤蜂領衆兵背嶮岨大海布擺陣勢又令婦女數十人各持枝葉蹠天匝地萬般置置以行法術大里等驅軍大進賊兵及婦女略無畏懼賊陣開處赤蜂首出搦戰大里大疑曰賊奴銳氣不可輕敵遂將四十六艘分爲兩隊一隊攻登野城一隊攻新河赤蜂首尾不能相應官軍乘勢攻擊甚急賊兵大敗則官軍大獲凱功赤蜂被擄伏誅即名田大翁主深蒙(褒嘉擢古見大首里大屋子始爲頭役也古乙姥適爲赤蜂妻受罪誅戮一日永良比金神託宣于眞乙姥曰今乘數十餘船早到那霸官軍命曰神託告語未可深信若有靈效護守兵船一齊抵國宜以褒賞若有違此語前後至國重罪不恕眞乙姥聞之意謂著天非定風波難測遂到美崎山日夜斷食誠懇求禱而不厭風雨不怕寒暑至日已久身體憔悴顏色枯槁庶乎餓死時平得村多田屋遠那理往之深憫之而船獲神庇一齊抵國至于翌年深蒙褒嘉恩賜神衣竝奉召入之命次年携多田屋遠那理赴入中山(王擢眞乙姥始爲大阿母眞乙姥請命讓大阿母于遠那理(王亦擢眞乙姥爲永良比金神人此時遠那理眞乙姥各賜金替且賜大阿母遠惠嘉地五加屋及俸米一石五斗亦賜永良比金俸米一石自此之後大阿母永良比金子子孫孫世襲其後	號天呼地萬般 咒罵以行法術	
50 166二十五年新築玉陵于中山坊內	166二十五年新築玉陵于中山坊內 尚圓王已葬葬于見上森陵今番新築玉陵于中山坊內之地前臨首里大街東側天界寺奉先王尚圓移葬此玉陵	天界寺	
51 167二十六年創建一堂于城外沼中以藏方冊藏經	167二十六年創建一堂于城外沼中以藏方冊藏經 尚德王遣使至朝鮮呈禮物時朝鮮王李(王柔)以方冊藏經托使者帶回進尚德王王墓之後其經尚存故(尚眞王于城門外鑿地作沼創建一堂于水中藏之於此歷年稍久堂壞朽朽而成空地天啓辛酉尚豐王改建辨財天女堂	天啓辛酉尚豐王改建辨財天女堂	
52 175三十五年家來赤頭阿擢莘爲王養父興家門	175三十五年家來赤頭阿擢莘爲王養父興家門 成化年間阿擢莘(花城親方守知)從具志頭郡來首里金城邑借館宿居勤家來赤頭職其時(尚圓王降誕世子眞公筮卜皆占曰擇吉日吉時出城向南而過馬始途之人不論貴賤爲世子養父萬壽無疆千福無窮(尚圓王如占言命近習臣扶持世子經過島添之路偶逢阿擢莘近習官即招阿擢莘進城以奏(王命阿擢莘爲世子養父阿擢莘誠惶誠恐上言請奏臣生於窮巷之中長於蓬茨之下無游觀廣覽之知有至愚極陋之累不足對厚望應明旨雖然君命大如天重如山欲辭難辭恭承嘉惠陸爲養父從此阿擢莘每日願世子萬福如舊勤赤頭職後至王既薨世子嗣位論登仕籍卜地於金城邑賜家宅竝授具志頭郡花城地頭職其後歷履陞官終至紫巾官正德辛未阿擢莘奏請臣病日重將以辭世願歸故園葬父母墓(王敕命養父勿憂勿慮萬有一死即令官府司葬殯之事且發公財以備葬埋之禮使歸故園葬父母墓阿擢莘稽首頓首拜謝陸恩不經數日六月十三日卒此時識名橋爲暴雨所壞不能往過焉聖主急令輔臣修造識名橋輔臣一夜二晝修造全竣且蒙阿擢莘出葬之日賜御紋御德益已命日後來祭祀時必用此盆(今此盆猶存)已當葬行之日聖主甚哀登島添阿佐那而見其葬行哭泣甚極於是龜停于識名邑前以慰聖主之哀慕暫時送去具志頭郡葬埋于那宇島此誠千歲奇過家門榮光也(今田舍俗龜中途謂死者見鳥從此始矣)	君命大如天重如山	
53 179附(創建西御殿竝觀音寺及指歸碑)	179附(創建西御殿竝觀音寺及指歸碑) 正德年間創建西御殿以爲待天使之所又日本僧日秀上人隨流至國自建社宮于金武邑今有觀音寺何年建之不可考焉往昔之世眞和志郡松川邑指歸地恆多妖怪屢惱行人客入夜更靜不敢往還正德年間有日本僧日秀上人隨波至國念經立碑(碑有梵字一字)以除鬼魅自此而來妖怪不復起矣	天使	
54 181宮古山崎祖氏玄雅獻上寶劍	181宮古山崎祖氏玄雅獻上寶劍 平良之北務田川每至夜半音響搖地光輝冲天人民畏懼祖氏見親玄雅往去彼地音弭光滅無有一物俟至曙天巡到滿處用心見之只有一劍豐見親大奇怪之收獲此劍而回焉自此之後祥光填門瑞色繞戶無有二點災殃豐見親深珍重之爲傳家之寶至于後日深念此之寶劍凡人庸民不可得而寶焉嘉 靖壬午豐見親親朝觀入貢時捧此寶劍至中山奉獻(聖主公務全竣歸島之時陡逢逆風漂到八重山破紅于多武田礁人皆致溺死豐見親浮在海面忽有一大鱗來負豐見親至于海濱豐見親以便上岸即僱水梢坐駕小舟歸回本島翌年之夏亦入觀中山恭蒙賜金銀簪二(金銀簪一獅銀莖一)白絹衣裳而歸焉	音響搖地光輝冲天 祥光填門瑞色繞戶無有一點災殃	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
55 182附<宮古山嘉場仁也逢鮪魚救命>	182附<宮古山嘉場仁也逢鮪魚救命> 往昔之世宮古山有西銘嘉場仁也者生質忠篤朴實誠懇嘗為西銘郡主(在平良之北三里許今亦為原野遺址猶存)富貴尤極遂生得三男二女嘉場仁也年紀老耄罹症亡日三男皆以賦性驕傲恣肆誇誇深恥父之賤盲要以傷害父親自管其郡各極恣者二女姊名思美嘉妹名明嘉津喜俱是敦厚孝順善事父母出嫁之後孝養愈厚日歸父家親自炊餐先嘗進食二女輪流侍坐膝下晨省夕定不敢怠惰一日二女皆有自家勾當未到父家三男大喜催乎父親到于城赤嶼(在海洋之中相離一里餘外)大設酒餼以為宴遊此時三男巧言騙詐共以出海漁魚拋棄父親親密逃去共回于家至潮水已滿父嘉場仁也頗呼三子要歸家鄉三子不在其處無有應答之聲父大驚且哭然年紀已老雙眼亦暗未能浮水而歸而泛于海面任波漂去只心念佛祈求救生殆及半死矣忽有一大鮪魚翻波而來撞着嘉場嘉場心想泛海艱苦幸得鮪魚以附鮪魚鮪魚即背嘉場而去直至白川濱嘉場不知何處匍匐上岸仰天泣哭翌日二女俱到父家父不在在二女大驚即向三男問父之所在之處三男曰予等不曾知今要尋求之二女深疑愈怪再三強問三男有將以謀害之氣奈二女往去一處密招內僕細細問之曰昨三男催父外出至王晚天三男獨身歸家未見父回二女聽之膽喪心裂魂不附體即携神酒握飯等巡到各處山野海邊仰天伏地潛然啼哭尋覓老父至于日暮尋到白川濱逢逢老父老父囑二女之手相喜相哭老父將其三男殘害與鮪魚救生之事細告一遍且問海有何物否二女熟見之果有鮪魚在海面未敢退去父囑之曰鮪魚救生恩深似海難以酬報汝等急急扯一牛而來殺給鮪魚以為謝結女子跑至牧地拉來一牛給吃鮪魚既而請告老父回到于家而逐放三男矣厥後其二女與婿夫等輪流換班侍坐膝下盡心奉養年已老衰以罹病症即遺言曰鮪魚救我恩深難報汝等子孫世世誓勿噉鮪魚言畢病勢日重以終其天年三男驕傲彌盛放辟邪後無所不至一日三昆弟一齊乘舟出洋 釣魚陡遭暴風任風漂去湮沒海中矣嘉場仁屋外孫從其遺言不敢噉鮪焉今鮪祖氏仲宗根豐見親玄雅係乎此姊七世孫故附紀于此	仰天泣哭至于晚天仰天伏地以終其天年	
56 183痛禁殉死	183痛禁殉死 自舜天王至察度王未聞用人殉死焉已經百餘年國君已薨不論男女或二三十人或十四五名自競殉死矣諸士死時其數隨貴賤之分或二三名或五六人而殉死矣至我(○)聖主發政施仁文物維新(○)教諭曰殉死惡事也仲尼已惡始作俑者何以使人殉而死也決然而不可用焉時值國母已薨遂命國人痛禁不許焉(詳見嘉靖元年壬午十二月碑文)	舜天王	
57 189<孟揚清逢鮪魚救生>	189<孟揚清逢鮪魚救生> 首里孟揚清(大里親方宗森)為進貢使那霸開洋走到中洋颯颯覆船人多溺死揚清隨浪浮沈氣將絕忽有鮪魚從浪間躍來撞着揚清揚清抱鮪魚戴揚清有相救之形揚清坐鮪背任他走去天昏風猛不分東西不知走向何處已經二晝夜走到一所揚清就登岸乃福建境內之地也揚清揖鮪而曰汝既救我我得再生深恩難報若得全性命歸國則教我子孫永誓世世弗食汝肉矣泣稱謝言罷鮪魚搖頭搖尾有歡喜之形揚清茫茫然則喜則思尋來鄉邑稟報覆舟併鮪魚救生等事既而歸國孟家一族不敢食鮪魚從此而始也	天昏風猛	
58 191 (佐司笠按司加那志始掘清泉)	191 (佐司笠按司加那志始掘清泉) 若茄子無有嗣子即以其家宅並請地給與外孫佐司笠按司加那志佐司笠按司加那志者乃真王女尚魏鼎(見里王子朝易)妃也(○)尚真王於彼第宅新構室堂賜尚魏鼎妃其宅東南隅有大(木蔥)樹常有白鷺投宿其樹上佐司笠按司加那志見之曰白鷺金生水生今見白鷺投宿此樹必也彼(木蔥)樹下有清泉而湧出乎由是掘開樹下果得清泉叫名佐司笠泉傳至孫孫向佐國(越來親方朝臣)天已大皇田野乾涸草樹枯槁而大中桃園原邑無汲水處依是別開門路往來其泉以為汲水普濟渴人斯佐司笠按司勝人遠慮也(源泉下門今猶俱存)	天已大旱	
59 199二年王命毛見彩授那霸里主	球陽卷四 尚清王 神號天續之按司添 即位元年(明嘉靖六年丁亥)199二年王命毛見彩授那霸里主王命毛見彩(保榮茂親雲上盛實)任此職今按諸家譜無任此職者則此職自是而始已無疑矣哉	天續之按司	
60 202十一年王發兵征大島	202十一年王發兵征大島 大島有曾長數人而一人叫與瀾大親其為人也性資忠孝惟善是務同僚會長皆是奸佞與瀾大親恆不和睦其同僚來入貢時奏言與瀾大親有謀叛之意請乞速誅之若有遲延必難制焉王以大島阻海已遠實難辦之故遂被議惑即命將發兵往討與瀾大親官軍上岸大親仰天嘆曰吾已無罪而就死地只知我者天也矣哉自縊而死官兵擄其子(名叫棟仲城其裔孫姓馬)載軍實而還	仰天嘆曰只知我者天也矣哉	
61 208 (若狹町衛氏掘獲金銀)	208 (若狹町衛氏掘獲金銀) 嘉靖年間那霸若狹町邑有衛氏(具志川月春)其為人也生質篤恭存心廉直一日出于祖野崎以為戲遊之時忽有一老翁過來濱邊掘埋物忽化清風而去月春深奇怪之往行其處掘起其所埋之沙以觀之即有黃金白銀堆填其坎內也月春大驚且怪不敢動焉暫時喜悅曰我遇此祥乃天祐錫之也遂取黃金白銀而歸家矣	我遇此祥乃天祐錫之也忽化清風而去	
62 210 (那霸薛明道請來天神像)	210 (那霸薛明道請來天神像) 嘉靖年間薛明道(江州親雲上賀章)奉(○)命為紋給使到薩州以為聘問此時請天神木像而歸回即卜地于那霸善興寺西側創建此堂而 奉安其中而航海及告祈者必到于此而祈禱焉	天神像	
63 211 (首里湛氏三唱禱歌陸靜波瀾)	211 (首里湛氏三唱禱歌陸靜波瀾) 首里湛氏(數明親雲上)原來美里郡伊霸村人也自幼稚時深嗜禱歌朝夕詠謔不敢懈怠焉比及壯年詠謔得妙矣嘉靖年間(○)聖主行幸久高島湛氏為神酒司頭捧獻神酒到久高島時(○)聖主下來鑄船將返掛帆帆湛氏乘鑄船奉獻神酒回到中洋黑雲四起風雨頻至東西不分狂浪澎湃進退共難於是湛氏立鑄船頭誦禱歌曲再三歌謠風波漸靜天面四開鑄船無恙到與那原(○)聖主深蒙褒美擢來亦頭職為神歌頭頂戴黃冠後賜大島地方數明地頭職	天面四開	神歌=才毛口
64 215七年册封使郭汝霖李際春齋詔至國	215七年册封使郭汝霖李際春齋詔至國 嘉靖丁巳(○)王遣正議大夫蔡廷會長史蔡朝器等入貢兼請襲封至于戊午(○)世宗命刑科給事中郭汝霖行人李際春為(○)册封正副使因海寇出沒不時未及開洋已未之秋蔡廷會長史梁炫等奉(○)表貢方物并謝恩時廷會等具言海中風濤洄洑海寇出沒不時恐使有他虞獲罪上國請如正德中封占城故事齋回詔册不煩天朝遣封福建巡按御史樊獻科以開(○)世宗命禮部議奏禮部議奏昔正德中占城國王為安南所侵竄居他所故令使者齋回救命乃一時權宜然占城國王沙古卜洛猶懇請遣使封為蠻邦光重今琉球在海中諸國頗稱守禮泉朝以來待之優異每國王嗣立必遣侍從之臣奉命服節冊以往者為例且廷會無世子印文若違信其言萬一世子以遣使為至榮以遙拜為非禮不肯受封復上書請使如占城將誰任其容哉乞凡朝貢并(○)册封如何以示大典(○)世宗從之至于是年海氣稍靖特遣册封正使刑科右給事中郭汝霖副使行人司行人李際春齋詔抵國論祭故王尚清封世子尚元為中山王仍賜王及妃皮弁冠綵幣等物既而照例全鑄歸國	天朝	
65 219加建天使館亭	219加建天使館亭 天使館大門內有公堂一座進則寢室冊使二員相共栖居焉東 西廊二後小堂一僅容從者也冊封使郭汝霖等以海氣鬱蒸室廬卑隘而深憂慮之告大夫蔡廷美轉為奏聞(○)王即命廷美鳩工輪材東西之地各造一亭與後垣相隔約丈餘許不日而成已結竹籬于兩傍亦植花草于前楹而設為花塢于各處頗有幽雅趣郭公等大喜乃書其扁曰息思亭其記今存次後每會冊使來臨必于寢室後構小樓二著為例	天使館	
66 224十六年王統大軍往征大島	224十六年王統大軍往征大島 大島與瀾大親亡後其同僚等謀叛絕貢不朝由是王親率大軍駕船五十餘往征大島賊徒領兵迎敵戰未數次大敗而走官軍深入其境金鼓震天勢如雷霆賊大驚降者無數賊首謀盡力窮無計可戰被縛受誅王命別立酋長撫安百姓既而捷凱班師而歸焉	金鼓震天勢如雷霆	
67 226馬順德新代王躬以政病卒遂蒙褒獎擢按司	226馬順德新代王躬以政病卒遂蒙褒獎擢按司 馬順德(國頭親方正格)嘗任法司職時屢從(○)聖駕往至大島征伐他罪時(○)王罹疾危甚順德深悲憂之緇齋告神深祈代(○)王而死未聞數日(○)王症果愈班師而返是年順德染病而卒由是王以馬思良識驥順德世盡忠貞有功於國家特命順德長男以龍擢為按司世受襲爵著為定規	籲天告神、王症果愈	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
68	236 (鑿做那霸池塘)	236 (鑿做那霸池塘) 萬曆年間那霸東邑屢次火燒人家盡屬燼燬于是乎下天妃廟前鑿做池塘以防其火災又一説甚忌里街似火字以壩此塘而避焉此二説不知孰是	下天妃廟	
69	245始以天界寺為廟 此廟但請貴戚可受王薦者而奉安于此廟著為定規	245始以天界寺為廟 此廟但請貴戚可受王薦者而奉安于此廟著為定規	天界寺	
70	251創建宮古山祥雲寺立神社	251創建宮古山祥雲寺立神社 遺老傳説往昔之時宮古島邪神妖魔屢出于世大惱人民不堪其憂焉平良地志禮滿里有平良大屋子者嘗入中山公事已竣那霸開船回到中洋陡遭逆風漂至高麗而言語不通容貌相異高麗人忽擒平良置之于几上將斬其頭平良潛然流涕仰天告救遂指書琉球二字于地高麗人即知為球人解縛慰之給糧瞻 養已經五年送至北京又逗留三年值乎琉球貢使歸來中山平良想已逃其苦難全命以歸者豈非天庇耶乃請波上山大權現歸至故鄉創結茅菴奉安之其中以為崇信自此之後惡魔退避不敢惱人一島泰平四民安樂焉萬曆辛亥薩州檢察使奉 ( ) 命來臨此島量丈田地回至球國檢察使題請國王幸准允其請創建神社立寺院于平良地名其寺曰龍峯山祥雲寺即奉達摩大師釋迦如來蓋以陶瓦而奉移大權現麗美輪奐矣乃延山月 以為開山住持也	仰天告救 豈非天庇耶	
71	256二十六年欽德基生異人自了	256二十六年欽德基生異人自了 欽氏誰可聖童名眞竈首里之人也父欽德基(城間親雲上清信)母馬氏思乙金始生口唾父母以為廢人不教以讀書八歲時以手指天日向其父欲有問狀父以為唾子故德不之答乃登海山絕頂觀日所自出處晨往暮歸如是者月餘忽鼓掌大笑似有得天地旋轉日月升沈之理而快意焉自是遇一事見一物必窮晝夜思索務得其故而後已類如此其兄學鎗棒法自了從旁竊觀盡得其妙後兄於庭中試其技自了見之冷然而笑兄怒曰汝以我有破綻處或者汝能之乎自了持棒下庭盤旋飛舞勢如矯矢游龍操縱靡不如法其兄始愧服不敢言一日同里中兒登山見一羊從 高巖墜下不死自了凝眸而思歎想所以不死之故者良久忽大悟遂飛身下岩衆大驚以為必死下山視之無恙也其弟借隣人書置案頭自了翻閱畢弟持去自了索筆疾書始末無一字錯落喜臨池學帖筆如龍蛇得王右軍遺意善鑄圖章刻畫古朴有秦漢風尤工丹青凡古人墨蹟摹去遍肖雜之古畫中無有能辨之者後乃以善畫得名中山王聞之召入內廷命畫凡山水花竹翎毛筆筆入神王愛之常侍左右賜號曰自了崇禎年間册封行人 杜三策至中山王出自了畫索留題社公大加稱賞比之顧虎頭王摩詰以為近代無有也迄今字畫流傳國中人之得之如獲重寶年十八無疾而逝葬三日後塚開尸脫唯餘空棺履異香繚繞不散惟獨恨自了無文章傳世耳使其父教以讀書則古文詞詩歌必能追踪往哲不則天或假之以年閱歷久而聰明生未必無詞藻可觀也	天日 天地旋轉日月升沈之理	
72	265 (唐榮鄭週書天界寺匾額)	265 (唐榮鄭週書天界寺匾額) 萬曆年間唐榮鄭週(俗曰萬古長史)在長史時奉 ( ) 命書天界寺三字匾額以懸之于妙高山大門甬	天界寺	
73	球陽卷五 尚豐王 神號天喜也末按司添即位元年(明天啓元年辛酉)267改建辨財天女堂	球陽卷五 尚豐王 神號天喜也末按司添 即位元年(明天啓元年辛酉)267改建辨財天女堂 藏經歷年已久經朽堂壞而成空地今番改建辨財天女堂	明天啓元年辛酉 辨財天女堂	
74	276指揮蕭崇基齋詔至國	276指揮蕭崇基齋詔至國 前有嘉宗登極改元天啓仍頒詔於福建布政司轉令衛指揮蕭崇基齋詔來論崇基未至國至甲子秋布政司奉旨仍遣蕭崇基全使臣蔡堅等齋捧 ( ) 登極及大婚之詔至國翌年之春歸朝	元天啓	
75	278法司官一員率官役等到諸社寺祈福	278法司官一員率官役等到諸社寺祈福 竊按邊遠理雙紙曰天啓丁卯元月且及十五日法司官一員率三百一十一官員到諸社寺以為祈福云爾(紫冠官二員座敷九員邊遠理官二員平等大屋子一員勢頭官四員親雲上七十七員若里之子筑登之共二十一員家來赤頭一百九十四名通共三百一十一員進城四拜已畢拜謁波上山權現天尊廣慶寺冲山權現兩天妃廟龍王殿長壽寺神社天久山權現崇元寺廟神德寺八幡神社荒神堂圓覺寺廟以祈 ( ) 聖躬萬歲子孫繁榮國泰民安亦進城九拜 ( ) 聖王出御又行四拜之禮次後召下庫理而賜御酒並茶也)後亦裁其法司官紫冠為社參長也此時有西堂僧二員先到諸社寺燒香祈福俗呼先立坊主而今裁去其僧令各寺住僧燒香	天尊廟 天妃廟 天久山	
76	286十年蔡堅栢壽運營請封之事	286十年蔡堅栢壽運營請封之事 本國無接待 ( ) 天使之銀兩由是特命蔡堅(喜友名親雲上)栢壽(小祿親雲上良宗)擢御物奉行職令他二人運營請封之事堅等晝夜盡心千計萬慮運營銀兩遂補其所不足之銀兩以得接待 ( ) 天使是專依彼二人之計也	天使	
77	299 (鄧氏糸滿引普天間後河水注入農田)	299 (鄧氏糸滿引普天間後河水注入農田) 崇禎年間五大皇鮫水乾涸北谷田畝水涸已甚五穀無熟人民餓殍鄧氏糸滿為耕作奉行於是乎從普天間邑(在宜野灣郡)後河至北谷郡邑處處築堤(俗叫井)蓄水注入農田以防天皇從此之後五穀豐饒人民始安矣今名曰糸滿井也	普天間 天大旱魃 以防天旱	
78	307四年清世祖章皇帝登極	307四年清世祖章皇帝登極 崇禎十七年甲申世子尚賢王遣金應元計告尚豐王薨兼請襲封時聞闖賊李自成聚賊百萬橫行天下旋入京師明 ( ) 懷宗皇帝身殉社稷自縊煤山於是李自成遂登寶位建元大順則天下變亂海賊四起時山海關總兵吳三桂等乃借大清兵十萬直抵京師殺盡賊以謝先帝之靈於是 ( ) 世祖章皇帝掃清兵亂遂登寶位以有天下號曰大清建元順治翌年明朝族氏弘光復位於福建特遣福州左衛指揮花(火恩) 齋教至國詔告登極事王遣毛大用等慶賀入朝至丙戌年隆武繼弘光立復遣指揮閩邦基諭告中山王遣王舅毛泰久等赴閩慶賀隆武即位公事已竣其秋將欲回返行到閩安鎮外琅崎地方時清朝大將軍貝勒率兵入闖攻滅隆武而天下大定由是長史金正春都通事鄭思善火長陳初源等改衣剃髮入福省拜謁貝勒稟明球國投誠之事既而陳初源至琅崎地方請王舅等前至省城本船進入內港回至怡山院其夜海賊忽來前後攻打於是官伴水梢儀義奮勇協力拒禦然而寡不敵眾竟使船隻水梢并方物等項皆被劫奪只得王舅等官放置琅崎地方當是時也官伴水梢皆乞餓食或五日一食或三日一食殆及餓卒漸至省城稟報其事貝勒大將軍即帶球國使臣入京投誠禮部奏言琉球國世子尚賢前已遣使請封而今前朝敕印未繳乞遣通事謝必振奉旨往諭 ( ) 世祖從之六年己丑本國使臣等附搭招撫使謝必振之船歸國時遇逆風飄到山川赴長崎而一同抵國(此時本國遣通事周國盛等抵閩齋表投誠)招撫使還朝之日都通事梁廷翰等護送至閩乃前使周國盛與謝必振俱入京奉表投誠八年辛卯 ( ) 世祖命謝必振全周國盛等齋教歸國諭世子并討還明印然而延至九年壬辰八月之間始以抵國	橫行天下 天下變亂海賊四起 天下號曰大清 建元順治 而天下大定	
79	309五年始定法司官並唐榮人外官員士臣每逢大朝皆穿球衣冠	309五年始定法司官並唐榮人外官員士臣每逢大朝皆穿球衣冠 天孫氏世取蕉麻類成布做衣教之於人民以禦寒暑至洪武癸亥始通中華時教賜金印章服自茲之後 ( ) 王及百官每逢大朝皆穿中華衣冠以行典禮今番除法司官並唐榮官員外改定百官士臣皆著球衣冠入見大朝禮	天孫氏	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
80 310七年佐敷間切上屋比久間鳥聲預知姪禍	310七年佐敷間切上屋比久間鳥聲預知姪禍 佐敷間切有上屋比久親雲上者能聞鳥聲預知吉凶其弟名曰平田大親生一男一女女名不傳男名叫平田佐東勇力過人母 死後父納妓女為繼室兄妹諫曰嚴父今居間切之長是人之所共型也豈可變妖妓以啓(瑤 王→?)俗請必出之佐東諫而不已大親大怒妓亦進議相共謀殺時有越來徒屋者勇名大開托來埋伏天井以候機會謀之佐東不知而出適到伯父上屋比久之家忽有鳥啼于庭樹伯父聞之駭然而謂佐東曰吾姪今夜必有戰死之禍當宿此而避焉佐東曰吾人所共知誰敢殺我遂辭回家時正三更就枕而寢徒屋乘其睡熟用鎗從天井(木廻)中心窩佐東隨痛而醒猶未即死怒報仇而登天井早被徒屋刺死佐東之妹以告即朝罪大親為公奴徒屋自縊而死此其一證也	埋伏天井以候機會謀之天井(木廻)	
81 338請移天神像于池上院	338請移天神像于池上院 天神木像二體奉安那霸是年題請移其一體于池上院以奉安焉	天神	
82 339始定二天妃宮曉暮撞鐘	339始定二天妃宮曉暮撞鐘 景泰年間鑄巨鐘以懸于兩天妃宮而祭祀天后時撞鐘拜禮耳至于是年始定曉暮撞鐘以報時刻	天妃宮 天后	
83 343始賜廣德寺于靈室	343始賜廣德寺于靈室 弘治年間法司王舅浦添親方(姓氏未傳號曰月船忠公)創建天龍山廣德寺以爲廟寺奉安祖宗神主雖然經年久遠開基住僧莫從稽詳焉爾來隨官寺之列奉命爲住持此寺也崇禎年間(尚寧王妃阿應良惠按司加那志茲捐資銀重修此寺令靈室爲住僧以致中興也至于是年授二世靈室以爲隱居之處時有券書以賜靈室至于今世猶爲私寺也	天龍山廣德寺	
84 351清聖祖賜王緞幣二十疋	351清聖祖賜王緞幣二十疋 王舅向國用入闕赴京以謝襲封恩併上疏言臣捧讀敕諭恭知( )聖旨因臣使物故甚多滯閩日久將正副使併督撫諸臣處治臣恐懼無地但中外均屬臣子臣竊承天庥不能少爲諸臣之報而反重諸臣之累臣何人斯豈能宴然伏乞上命還學禮等原職( )聖祖嘉王恭順特賜王緞幣二十疋著爲例	躬承天庥不能少爲[天庥]??	
85 393始制定人民之喪服	393始制定人民之喪服 天使贊球錄曰有三年之喪云爾由是考之洪武年間閩人三十六姓始到琉球軍敷文教時定三年之喪也歟	天使	
86 429始定拜謁崇元廟例	429始定拜謁崇元廟例 王即位以後穿中華衣拜謁圓覺天王天界三廟行香( )先王而未嘗拜謁崇元廟乃以爲缺禮于是幸于崇元廟以爲拜謁自此而始	圓覺天王天界三廟	
87 442宿藍田不顧身命克盡忠心	442宿藍田不顧身命克盡忠心 宿藍田(平田親雲上典通)奉憲令隨進貢使入闕赴京時清流舟經過七里灘忽遭溪水氾濫江水急流都通官船衝石破損缸上人甚致慌忙諸船將救其船灘水甚急無力可施藍田棄去身命脫衣入水至于他船即與他船人員全擄寶物並白銀等放在他石上本船即致湮沒貨物亦多失散又至宿遷縣貓兒村繫舟一宿時有一筏繫留其地至于半夜筏上之人忽然聚會皆執干戈盡帶劍刃將以賊害球人劫奪方物幸看江邊構一草舍想火燒其舍居人必來救火賊自遁去藍田泗水上岸燒燼其舍邑人看之盡來救火由是夜賊逃去船亦無恙天至曉曙開船北行已至東昌府江開撞着官船爭河相鬪即船流開下衝岸殆危船上之人皆懼箭矢不敢行救藍田不顧身命帽冠受箭上岸繫舟而爭鬪未弭大夫蔡國器高捧表章立于船頭官船看此表文爭鬪已止平安赴京	天至曉曙	
88 455改定正月十一日衆僧祈福	455改定正月十一日衆僧祈福 往昔之世正月擇吉聖家僧皆聚會於下庫理二夜三日讀經說法以爲祈福至于是年輔臣公議以爲題定自正月十一日起至十三日止聖家僧進城祈福禪家僧皆聚會於圓覺寺天王寺天界寺亦各行儀法三十三座之修法以祝國王泰平群黎安樂也	圓覺寺天王寺天界寺	
89 456改定正月初三日幸行三廟	456改定正月初三日幸行三廟 前代之時正月之初( )王擇吉且率領百官備儀仗吹樂放砲而出于城外先拜首里森園比屋武嶽而幸行於圓覺寺天王寺天界寺而燒香拜禮至于是年改定正月初三日幸行其三寺行此拜禮此時裁去其放砲只有儀仗吹樂也	圓覺寺天王寺天界寺	
90 458賣爲東光寺于俗家	458賣爲東光寺于俗家 天順年間那霸津東南之隅夜夜有十二異光高沖碧天彩色照波( )尚泰久王遙然見之大奇且怪令卜人占之曰奇矣哉瑞矣哉天藥師有十二眷侍必也藥師發出此十二靈光者也歟一日有一漁父撒網捕魚不料網內獲一奇石仔細視之乃藥師像也其後靈光遂止不復放光焉漁父奏之于( )王特命輔臣即於其津中築石闢宅創建一寺築堤架杠以通往來而奉安之於其中名之曰東光寺即令禪家僧住持此寺後亦賜聖家僧以爲隱居寺也至于後世鑿作唐船堀時將其土塊覆填其海以爲宅地也是年覺遍座主却將其寺宅賣與俗家復卜地若狹町松山之麓建設堂宇未見告成覺遍入滅康熙壬戌賴賢奏奉安其藥師于頂峯院焉	天順年間高沖碧天彩色照波	
91 459改定圓覺寺天王寺天界寺持僧知行高	459改定圓覺寺天王寺天界寺持僧知行高 圓覺寺知行高或賜百斛或五十斛不一定而賜焉至于是年改爲六十斛天王寺天界寺亦改爲三十斛	圓覺寺天王寺天界寺	
92 465貢船員役遭海賊	465貢船員役遭海賊 爲進貢事遣耳目官向美德(名嘉真親雲上朝衆)正議大夫蔡彬(喜友名親雲上)等赴中華癸丑三月初三日那霸開船十八日將到定海賊船十三隻自西南來前後圍擁放炮如雨貢船員役奮力血戰自辰時至申時不敢少怯賊兵大敗解圍走去貢船得免其難而到閩安鎮即查死其戰者共計六人稍被傷者共計二十四人四月初五日安插館驛上京員役十月十三日起身赴京翌年甲寅靖南王有謀叛天下之志召福建衆官而密商議衆官皆無敢從自此三月十七日靖南王親自率領大軍攻敗延平府建寧府等七府即到浦城之內仙霞關固布陳與清兵相戰羸輪未決因此道路難 過越七日員役延至四月奈未得回於是與河口通事等相共商議若不乘汛歸棹恐有失針路茲呈請各衙門五月十七日開船二十二日歸國	有謀叛天下之志	
93 470始廢木屋庫	470始廢木屋庫 往昔之時卜地于那霸石門創建大德寺以奉佛神後亦寺院已廢矣即設公所以爲聚積材木之處設置官吏掌那霸公館修葺等事也康熙丙午愈天祐(當問親雲上重次)曾任此職至于是年恭具疏文題請始廢此公庫而將此公事盡屬船手倉遂以此地賣與俗人而公所亦廢矣今叫其地曰木屋	愈天祐	
94 506十三年臨海寺社宮改蓋以瓦	506十三年臨海寺社宮改蓋以瓦 往古之世那霸津中有大光輝上沖碧天( )聖上遠望大驚且喜令漁家撈取即得枯木一顆誠非尋常之木也自次夜他津中果無光輝即卜地于津上創造神社社蓋以木板而奉安此木以爲崇信焉名之曰沖山臨海寺後亦供養彌陀藥師十一面觀音(俗說供養藥師並日光月光社內有崇信石像云爾)至于是年此社宮並寺院等改蓋以瓦也	有大光輝上沖碧天	
95 507始幸辨財天亭	507始幸辨財天亭 始定每年正五九月間擇得吉且聖主幸行識名社觀音堂時亦幸於辨財天亭以祈國土泰平焉	辨財天亭	
96 511十四年新開天王寺小門于東邊	511十四年新開天王寺小門于東邊	天王寺	
97 512客星侵丑寅之會	512客星侵丑寅之會 秋七月廿八日客星侵于丑寅之會由是國書院官轉達于( )王遂問唐榮臣僚曰前夜仰觀碧天有客星侵于西方此是二說不相齊焉	前夜仰觀碧天有客星侵于西方	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
98 516蔡鐸妻葉氏眞吳勢勸夫求側室且固請以淵爲嫡	516蔡鐸妻葉氏眞吳勢勸夫求側室且固請以淵爲嫡 唐榮紫金大夫蔡鐸妻葉氏眞吳勢十六歲出嫁二十歲甫生女子二十二歲再生次女既而十有餘年不會受胎葉氏憂之曰人家不可以無嗣也君何不求側室乎鐸曰汝以婦道事姑和順至孝天必眷汝豈有無嗣之理耶葉氏曰妾不受胎既逾十有年豈怪天以廢家筮哉屢勸屢強以求側室側室生男淵歷乎二秋葉氏亦生男溫葉氏愛兩兒恰如珍寶及數歲時鐸要以溫爲嫡葉氏曰不然君久無嗣恐有廢宗業妾潔志許愿今幸生淵淵雖側室所生是志賜嫡子也既得兩兒傳業保家永無虞矣則一家之大慶請君再祭焉鐸不然諾葉氏固請遂以淵爲嫡以溫爲次而一家榮華女愛尤篤焉	和順至孝天必眷汝豈有無嗣之理耶 豈恃天以廢家統哉 天賜嫡子	
99 566宮平邑新垣爲鬼見眩	566宮平邑新垣爲鬼見眩 南風原郡宮平邑有新垣者一日從首里回家經過波武加真地時見人集酒宴妓亦歌絃忽有一人手招新垣即爲他所眩往至其地半醒半眩此時與鬼一同宴遊已至曉天相約以諾每夜又會而悉皆散去新垣全醒而親之獨在古墓之傍而其所會者皆曾死之人新垣大驚而回自此之後每晚果有鬼來高叫催會新垣請僧告神設醮以禳之間新垣倏發熱症屎如黃泥即請醫士服藥調治歷閱數日其屎出盡症即全癒	已至曉天	
100 568二十三年始定開得大君加那志三年一次親到烏帽子井	568二十三年始定開得大君加那志三年一次親到烏帽子井 往昔之世西原郡小波津村有小波津者常耕田畝爲業其田畝之傍有一清泉小波津至于此地時放在亦烏帽子于此井上以爲耕紉名之曰烏帽子井小波津一日往烏帽子井邊見一神女自天降來臨泉沐浴此女容貌美麗瓊色傾世而衣服異常小波津大奇怪之密密暗步從側盜之藏在稻束內天女因衣被盜不能上天留跡人間遂與小波津結爲夫婦已歷數年生下一女一男此女子年已及七八歲携弟而遊且歌曰母之飛衣在稻束下若汝不啼哭吾將其飛衣給與于汝母聞大喜即挖開稻束視之果有飛衣即身穿此飛衣而腰披二子乘清風而飛去由是聞得大君加那志每年二三月間必造此井以爲崇信此年始定三年一次親到此井以爲祭祀每逢佳節祭祀則令我謝祝女爲五穀致禱後至于癸卯盡歲其禮翌年之春改遣火鉢阿母志良禮(此時跟從阿母加麻二口導引庫裡役一名護送外城役一名) 取來其水以爲獻上永著爲例	見一神女自天降來臨泉沐浴上天	
101 569創建關帝王神像	569創建關帝王神像 康熙癸亥( )册封敕使汪楫林麟(火+昌) 惜乎本國無供帝王竟以創建帝王廟之意深以許愿乃捐白銀五十兩請乞創建此像至庚午年( ) 王令貢使能塑關帝及關平周倉聖像明年之夏奉此神像而回來即上天妃廟內別築一壇奉安其像以敬聖誕及春秋之祭禮永爲護國伏魔之神焉	關帝王神像 上天妃廟	
102 572加祭尚巴志王尚圓王獻帛獻爵禮	572加祭尚巴志王尚圓王獻帛獻爵禮 自古世每年春秋二仲上戊日祭歷代先王神主於崇元廟然各位神主不行獻帛獻爵之禮但舜天王英祖王察度王尚質王各四位神主必有行獻帛獻爵之禮特所以行此禮者以有功德故也獨尚質王係子嗣祭故得以與其祭尚巴志王尚圓王有功德而不與其祭者似乎闕禮也今番朝議尚巴志王尚圓王亦行其禮焉	舜天王	
103 587王命馬廷楷孫繼盛改修石火石橋	587王命馬廷楷孫繼盛改修石火石橋 豐見城下有一江水與海相通自古設杠以渡人民或爲蟲蛀所害或爲風雨被傷而不能堅固屢加修葺至于秋天洪水橫流已致傾圮於是( ) 王命馬廷楷(宇地原親方良屋) 孫繼盛(糸滿親雲上嗣昌) 新築石橋以得人馬之安也	秋天	
104 608始鑿天界寺井以得清水	608始鑿天界寺井以得清水 此寺地內屢次鑿井求泉而未得一點泉水但日往民家挑水而來往僧了道令整齋端遍掘鑿井得水之處即鑿井于此地湧出清水味甚甘美自此而來不但寺院便水天當早勉四隣民人盡來此井汲得泉水亦足息渴矣	天界寺	
105 613久米島仲里地頭代嘉手苜引江水補田水以利後世	613久米島仲里地頭代嘉手苜引江水補田水以利後世 仲里間切儀間村嘉手苜村田地狹而瘠稍值颶旱便缺賦數蓋百姓所受田地內有嘉佐意原併戶意原之水田可出米百石又有嘉陽田原及爲川原之水田亦可出米百五十石俱是老少易澆每遭天旱耕而無獲所以大政民疲茲因嘉手苜(人名) 任地頭代職苦生良策始築土堤于山田川之下以障派流自其所匯開溝引水補其可出百石之田水次亦如前法以引里中川之下流補其可出百五十石之田水自此每年貢賦不缺百姓永受其利	天旱	
106 614始設尚稷王及妃尚圓王妃尚懿王尚久王五位神主以行祭禮	614始設尚稷王及妃尚圓王妃尚懿王尚久王五位神主以行祭禮 自昔尚稷王及妃尚圓王妃尚懿王尚久王五位未嘗有設神主以致祭祀今按此五位皆係各王所自出之祖而不奉神主以行祭禮則於王之心有不能自己者也于是乎令唐榮衆官議奏衆官皆議日創建各王神主奉安崇元廟創建各妃神主奉安天王廟以行祭禮則與昔王者所行之祭禮無以相異緣以開( ) 王令輔臣新設各位神主以行祭禮自此而始也	天王廟	
107 615移安尚永王妃尚寧王妃神主于天王廟	615移安尚永王妃尚寧王妃神主于天王廟 素有尚永王妃神主安置向憲(大宜味按司朝昆)之家尚寧王妃神主安置馬氏(惠祖按司)之家是年朝議轉達王上移安各神主于天王廟	天王廟	
108 640渡久地邑渡眞理恩及牡狗以致殉死	640渡久地邑渡眞理恩及牡狗以致殉死 本部郡渡久地邑有夫地頭渡眞理者賦性敏捷操心誠實而昆弟已和親戚相睦汎愛邑民遍濟貧苦當暇時入山獵猪以爲玩樂由是能養夫狗大狗深蒙其恩一日夫地頭特登首里辨理公務忽染熱症至晚棄世即捷報他家即刻家僕皆赴首里擔棺回鄉親族家眷共到椰子兼久濱(在名嘉眞與喜瀨界) 回其棺亦其所養大狗十三足跟從其家人到兼久濱一同接回而葬埋夫地頭自其時天歷閏六月每日狗十二足皆到他墓至晚而歸獨有一牡狗(名叫備瀨)到墓絕食不敢往來至十七日掘起墓之前地而斃于其中矣妻深感其志即脫袷衣殮包其死體修舍于墓前內架一棚以安其棚上兄弟親戚皆聞此事亦來葬之而無不淚哭者也矣	自其晚天歷閏六月	
109 656(廢楞伽寺以爲俗家)	656(廢楞伽寺以爲俗家) 那霸有楞伽寺(在東邑天使館後) 舊爲官寺禪宗僧奉( ) 命住持其寺康熙年間賜乾叟長老以爲隱居之處後至古道長老賣與俗人敗廢其寺以爲俗宅矣	天使館	
110 666總管權爲通事	666總管權爲通事 自往昔時進貢船隻奉安天后菩薩以便往還即設立總管職令他朝夕焚香以祈神庇且總理作事水梢以駛船隻由是或筑登之或生員以任此役職至于年拜授此職者必也權爲通事永著爲例	天后菩薩	
111 674法司官職始分爲三以用各司字印	674法司官職始分爲三以用各司字印 自古時法司官三員俱理國政今番始稱天曹典禮法司地曹司農法司人曹司元法司各分官職由是各用其字印以聽國政公務至于次年仍依其舊	始稱天曹典禮法司	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
112 681宮城邑仲西殺人蒙恩寛流八重山	681宮城邑仲西殺人蒙恩寛流八重山 浦郡都宮城邑有仲西者自幼稚時膾炙重玄行事非常年二十六歲撞為宮城捉展熙甲卯之秋從弟結鬚親族來賀而人皆酩酊沈醉內有城間邑比嘉自誇曰素嗜武藝善棒擲之法勿論座中之輩雖一邑之人不能相對也即托小便遂陷石川驢而出于外石川亦出外邊趕去相關仲西調停相和而先父母以回家須臾之間仍致騷動仲西恐有父母致怒忙然而走去比嘉大怒執棒打人仲西盡心竭力諫誨他怒相携其手仍回其座已到戶外比嘉即揪仲西拉倒于後亦舉木棒要以打傷仲西曰今欲害我乞寬一刻予亦取來棒杖以為敵鬪跑去廚房帶來木棒互以相鬪打害比嘉之手比嘉懼他勇威逃去屋內時有人出來仲西意欲比嘉執鎌出來打倒之仲西氣靜又想比嘉驍勇臂力予非容易打敗者也而今一打而倒之懼他起而報仇而逃回家庭次有牛天久樽石川留戶石川等亦出來而打傷之座中之人皆來見之非比嘉也其比嘉之兄名稱崎間者也崎間自素染病身體柔弱今被打害屢次損氣不知人事人皆請醫服藥不見效驗遂致棄世崎間族人告訴仲西等殺他崎間之事仲西曰予等四名殺人害命罪必處斬抵命已無疑矣而今汝等三名父母俱亡兄弟亦多獨予一身父母俱在而無有兄弟若今受斬罪家道滅亡父母凍餓請乞汝等全受其罪掩隱予身以免斬罪三人不敢依允仲西曰欲為親逃命無力所施今隱汝三人予一人專受其罪以就死地汝等供養予父母以盡孝養乎三人大悅即招親族相共商議各立契字以為約信焉後當審明之時仲西甘受其罪不敢累他三人而拷問已竣矣遂放在仲西西地座間味郡要行斬罪仲西在他島以俟獄官航海而來之日且想人生此世一瞬之間不可徒以飽食日往山野取黑棕樹葉做箕為業一日登大嶽以看北岩有黑棕樹枝葉甚茂仲西要以砍來做箕北岩高峙嶮峻巍峩高數十丈臨海裂崩嶮峻極不可以攀取焉仲西勵勇奮力飛身跳攀他岩倏然踏破石端墮落海濱已至岩畔幸有榕樹欲依其枝以活壽命枝亦折絕落下地來氣已暗暈矣自辰時起不知人事漸至酉時初醒起來已於阿種林中直打雙手以致臥傷石壓雙脚即除其石起立上岸而歸家瞬息之間( )聖王登極深蒙恩恕斬罪釋放八重山與那國邑至丙申年( )聖王婚禮恩改一時流刑從此之後仲西愈勸善心晝夕乾惕仰天叩地許願歸鄉庚子之夏有邑頭役年邁八旬名曰島袋辰屋一日訪來告之曰今汝已蒙隆恩恕絕其罪宜以安心俟信矣仲西問之曰今年未有紅來何以知識老人曰男兒家近隣汝寓于昨他家以為一宿至乎曉天不能眠去時聞汝萬雄鷄啼告汝事云爾仲西問之曰人能聞鳥語者自古至今惟有公治長耳乎不信其言而雖之語復何加多日始聞鷄啼確確之聲以知其言之非虛非此一時而已矣若有疑而不信必致獲我實為上害以取罪之寬矣	仰天叩地 終天年	
113 682附(仲西僕婢奉養他父母然他天久等三人違約而不供養他父母)	682附(仲西僕婢奉養他父母然他天久等三人違約而不供養他父母) 仲西素有僕二名婢一口將赴馬齒山時叮嚀囑令他供養父母仲西八重山之後其僕婢用力田畝盡誠實奉養他父母 不敢懈怠仲西歸家時深察其勞各還其家至於今日子孫繁衍家亦頗富矣仲西流在八重山之後天久等三人皆背約信不供養他父母母親自勞苦但得石川或一二日或五六日一次送蔬蕪菜等而後染病臥床歷至丁巳年而罹病棄世子孫猶存矣牛天久貞和志郡安謝邑人家財日奢費去妻子自身凍餓而移居安謝依親族至於今日不知其所在之處留戶石川夫婦俱往田圃鋤起蕃薯此時夫婦互咒相罵以致騷動婦女見石川大怒忽然逃去石川跑趕將其鑿頭刺落妻頭而殺害之石川 自刎而死子孫亦自亡焉	天久	
114 683天仁屋村比嘉忘身救母揪住野猪	683天仁屋村比嘉忘身救母揪住野猪 久志間切天仁屋村比嘉天性至孝一日其母偶於野路為山猪所害人聚欲救只見此猪新帶金瘡忿怒倍猛誰敢近之時比嘉臥病忽聞母危不覺一跳而起飛步來救知有母不知有身手無寸鐵直往捉猪揪住其兩腿蹄衆人方敢助殺而救母重傷遂死	天仁屋村	
115 688正議大夫毛文哲都通事蔡溫等相築城立國廟及玉陵	688正議大夫毛文哲都通事蔡溫等相築城立國廟及玉陵 大地理之大莫死於運都立園是故古之聖王將營都邑罔不度其可居之地以審其吉凶嘗稽歷代建都之地得正龍之所鍾而合天星之垣局者則傳代多歷年久其非正龍而不合星垣者則皆隨建隨滅可不慎哉按我首里城其地也窄狹其勢也崎嶇或低或昂形如邊坐而無寬闊平夷之可取焉登臨則大洋洋洋亦如無拱衛眷戀之砂若以俗眼觀之則首里城何足稱焉然龍之來歷氣脈所鍾誠有可取焉況夫國殿立向甚好殿前輩道其向 與殿不同最妙且廣福瀾刻瑞泉歡會等門左迴右轉曲折不直皆能得其法矣因茲城前望馬齒山自海中起特為之錦屏亦能遮諸瀾洩之氣焉其左則小嶽豐見城地方諸峰聯絡為之青龍以鎮城都其右則北谷讀谷山地方諸峰突起為之白虎以護城都其間有三江與海水相通一曰那霸港一曰泊港一曰安謝港斯江也灣環斯水也汪洋皆自吉方進來朝拱扶王城而三江最為之良佐矣城後望焉則西原地方以至於島尻所有峰巒周密分雌分雄遠鎮鎮或嶽林應位而起而其形勢也殆有可 觀焉況且冕嶽虎瀾嶽山嶽及遠近林樹森森繞城而能扶其盛氣者皆非城都之風水哉歷觀北山南山之地乎則平寬則寬然而氣脈所鍾山川所拱皆莫若首里矣首里斯都萬萬世世勿改建所有要緊條目略列于左請能隨時為補云國殿能用外盤坐山甲庚殿前輩道却用內盤從西而西而二者立向不同最妙山川林壑四面拱衛永足為王城者唯此二者之力也決勿改向城內諸門左迴右轉曲折不直最得其法若一直開門則資財耗散必有不虞之憂決勿改開城內外所有林樹勿翦勿伐是亦有盛衰所係者若大樹枯最可畏戒虎瀾松林最好自寶口至島小堀地方而松林一帶宜能隨時栽種不宜使他傷疲倘若松林枯衰則所係非輕矣那霸港泊港安謝港其所係最可畏矣謹勿破壞改易焉那霸之水走至國場地方延蟠如龍甚好泊港安謝港大略皆然誠有可取焉雖係派小川而水氣與斯三江相通者宜能愛保補鑿而使三江能加活動之氣力最要夫江者以深為德以淺為病以長為力以短為疲乃國之血脈也而各有率性之形豈可其改決哉是故江渴則哲人必畏吁嗟不可思哉冕嶽乃係城基發祖之地故其林樹大茂而深秀則城地氣脈隨焉而盛若使他疲衰則氣脈隨焉而衰請能栽種以廣其地以加其樹最要大中石之頂等處乃山脈所結不宜傷土破石只宜相土栽木以扶其力焉仲里嶽應位而起甚好城基倚于嶮峻形如邊坐若無得山川林樹護衛眷戀之力則國城形勢何足觀焉幸今山川林樹四面護衛甚多可觀然而自城間地方以至於泊地方空缺凹陷竟無峰巒雖之良佐最可忌焉竊想此處宜多栽松樹以避濕濁之氣若松樹茂成則豐饒之慶必從此興矣林樹營社因係國家成章也各嶽林樹若謂剪伐之係	歷代建都之地得正龍之所鍾而合天星之垣局者	風水
116 691雷隕奧邑人家	691雷隕奧邑人家 八月間風雨驟起雷霆大響詠國頭郡奧村與那城之雷火燃起以燒天蓋草芒人皆看之相聚以消此時孩童二人眠于其家而不敢損害焉	天蓋草芒 雷霆大響	
117 703今歸仁郡岸本邑湧川奉借粟米稻于公庫	703今歸仁郡岸本邑湧川奉借粟米稻于公庫 今歸仁郡岸本邑有湧川者素嗜字算頗通文書始擢授理歷任地頭代職家業巨富貯積甚多康熙乙未年( )公司藏庫之少缺用湧川奉借粟米稻且己丑年五穀不登人民餓殍湧川大發米藏出粟米乙百五十餘石賑濟古宇利運天上運天仲宗根平敷 謝名仲尾次崎山與那嶺等九邑之人民	運天上運天 (地名)	
118 713耳目官夏執中正議大夫蔡溫進貢並請乞襲封王爵	713耳目官夏執中正議大夫蔡溫進貢並請乞襲封王爵 耳目官夏執中正議大夫兼國師蔡溫奉( )命進貢兼請封時那霸出船到馬齒山關乎數日彼地開洋走到洋中暴風大起十有九危幸衛天庇飄回久米山修葺船隻及帆檣等物翌年之春入關赴京時遇( )皇太后薨( )皇上及百官靡暇理事公務延遲溫等心忡慌無力可施此時監督官專管進( )貢不督封( )王而請封之事十有九敗一日禮部招來球官溫等前至禮部衙門大人列坐後堂即召球官入廳內但見尚書親自寫字以問國王 尚貞覽應早請封有何緣由延至今溫自寫字而答曰貞王薨遣使報喪至喪服已除奈王世孫尚益辭世至于前年喪服已終故此今以請( )封尚書又寫云王世孫尚益辭世歷閱數年何不請封溫又寫云本國請封之例必當( )貢期兼能請封在案故俟進( )貢之期照例請封尚書各位覽畢起身溫等退出回館奉奉( )旨允其所請既而公務全竣出京回關而歸國復命	幸荷天庇飄回久米山	
119 720圓覺寺住持覺翁栽花木於天德山特賜褒書	720圓覺寺住持覺翁栽花木於天德山特賜褒書 圓覺寺乃宗廟而非諸寺之可比其住持覺翁長老以册封天使將臨本國故栽花木以致美觀因賜褒書	天德山	
120 725命向受祐始以本國故事作戲	725命向受祐始以本國故事作戲 首里向受祐(玉城親雲上朝薰)博通技藝命為戲師始以本國故事作戲教人次年演戲供興於册封天使宴席其戲自此而始	册封天使宴席	
121 727尚純王神主奉安宗廟	727尚純王神主奉安宗廟 王太子尚純公未即位而薨由是其神主奉安于天界廟以致祭祀一日( )王以其神主要附于宗廟即命攝政尚祐等轉問紫金大夫程順則恭抄明建文帝追尊考妣為皇帝太后祔享宗廟之詔以備( )聖覽故此移安其神主于圓覺廟並崇元廟大致附祭	天界廟	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
122 729都通事毛士達能操忠義以送飄至難人	729都通事毛士達能操忠義以送飄至難人 浙江寧波府定海鎮標左營管隊王金枝等三十七人飄到太平山打破船隻送來中山安插泊御殿都通事毛士達(許田親雲上子明)奉(命)為護送使此時御在番奉行并攝政法司使人盤詰只言官兵等語而多帶軍器已無文憑由是皆疑賊盜商議未決乃召士達曰其無文憑兵賊難辨禁船中以為解送何如恐有鬆放解送汝等為其所害士達曰海賊盜人可以囚而解也若官兵巡哨者敢擅擒囚之以致不恭于天朝則弄出我國不便也哉我厚蒙國恩摩頂放踵萬一難報願優待護送却逢他害傷難死不恨鎮守官等皆從其言既而全副通事梁得志(外間通事親雲上)那霸開船到馬齒山次晚颶風忽起波濤大湧向夜倍猛遂擗斷旋索擗搭碼頭其所有兵丁人員膽寒心裂慌忙大驚飛身而下浮沈海洋士達急止之曰天昏浪大未知東西今求全性命却有損命暫待船隻半破浮水上岸未以為晚招來兵丁聚坐一處屢次強諫多聽其言留在船上幸至天明風波稍止即點查兵丁人名爰知副通事一員兵丁四人水梢二人共計七人既下海而潮急遣使報明其事御物奉行向龍翼(富盛親方朝章)等來到馬齒山修葺本船又全文亨(岸本筑登之親雲上本賢)為司膳養大使來代梁得志厥後彼地開船赴福州而王金枝等皆歸本籍時逢(請)封之期(天)使至閩例應兩位今番外加測量官兩位共計四位將至本國若不我船先歸稟明其事恐有(冊)船一到我國必出不意事無預備以致舛誤便與耳目官正議大夫衆官相商議急修船器收拾物件五月初六日自閩開船初十日歸國復命并稟明其致使四位將以抵國事由是準備公館等事件以為迎接至于後年賞賜許田地頭職士達罹病乘世深蒙( ) 褒書將其地頭職賜賜其嫡景成以為旌表	天朝 天昏浪大未知東西	
123 730七年始定元旦祝位于殿庭正北	730七年始定元旦祝位于殿庭正北 自往古時每年元旦設祝位于其年歲德所臨之方位以拜天神地祇冬至亦設於祝位于殿庭之正北以祝( ) 皇上洪禧至于是年元旦照冬至例改定其位於殿庭正北以致向北闕祝皇禮之義也	以拜天神地祇	
124 731尚稷公尚久公神主改安天王寺尚懿公改安天界寺	731尚稷公尚久公神主改安天王寺尚懿公改安天界寺 康熙己卯( ) 尚稷公尚懿公尚久公神主尊稱先王奉安崇元廟是年唐榮儒臣題請其三神主除去王爵改改奉安( ) 王准其所請即安( ) 尚稷公尚久公神主于天王寺( ) 尚懿公神主安于天界寺	天王寺 天界寺	
125 736本部間切天底村遷入于今歸仁間切	736本部間切天底村遷入于今歸仁間切	天底村	
126 739改定向乘乾修葺柔遠驛費銀每年寄三十兩之例	739改定向乘乾修葺柔遠驛費銀每年寄三十兩之例 自往昔世修葺琉球柔遠驛費銀進貢入中華時庫官率領五主水梢等先列驛館修葺完竣而上下員役安插館驛其費用銀三百兩當接貢時亦然其費用銀一百五十兩然費銀甚多向乘乾(當)親親雲上朝齊( ) 為耳目官在閩時乃召門使吳天錫曰今番令庫官大加修葺自此而後每年寄授汝于三十兩球船未入閩暇預加修葺如何天錫從其命自爾而後本國多有利用由是永著為例	吳天統	
127 755盡裁司雲上按司俸米並馬氏惠祖按司切米	755盡裁司雲上按司俸米並馬氏惠祖按司切米 往昔時隨從( ) 聞得大君加那志多有女官俗稱君君而無有其事職由是前有題奏以裁其俸米時司雲上俸米未有裁去至于年始裁其俸米且惠祖翁主恭繼( ) 尚寧王妃(稱)阿應理屋惠按司加那志( ) 家統而其神主奉安他家宅由是馬氏惠祖按司亦繼其家統世賜切米以補其祭祀今以其神主改安天王寺故此攝政法司相議題奏以裁其切米	天王寺	
128 757大雹降川田平良二邑	757大雹降川田平良二邑 秋八月十一日久之志郡川田平良二村日晴風靜氣又暖喧至于午時雲起一片非為陰天而倏然小雨未聞一刻大雹驟降草木枝葉被盡打破至于未時而稍止村民見之大驚訝之且奇怪之稟報總地頭轉奏于( ) 朝廷(雹)狀如碩堅硬不解其圍或四五寸或一二寸或米粒之大	陰天	
129 762眞喜屋村古我知出米以濟本村及仲尾次村	762眞喜屋村古我知出米以濟本村及仲尾次村 羽地間切眞喜屋村古我知親雲上幼時貧家苦學書算及年十六為若文子漸歷諸吏而職終于地頭就中起家以養父母終其天年嗣後家富好義屢次賑濟是年歲凶亦助眞喜屋仲尾次之百姓給米各戶二三升	終其天年	
130 763識名邑地盜賊掘土滅輝	763識名邑地盜賊掘土滅輝 自往昔時眞和志郡識名邑西川門外地每夜有一光輝沖于斗牛間雖風雨甚大未曾稍滅康熙壬寅年忽有盜賊俟夜深人靜之時揭開其石掘起土泥至于次日邑人聞之相自聚會皆至其地而看見之但有掘石掘土而潰之痕耳邑人仍修其石而歸來矣自此之後光輝既滅不敢迎天焉	冲天	
131 771論祭溺死海中進貢官役于天久崎	771論祭溺死海中進貢官役于天久崎 康熙壬寅進貢耳目官毛弘健正議大夫陳其湘奉(命)為進貢使俱率官躡水梢那霸開船行至閩外衝破橫礁此時二號船官員遙然而見之巨波暴風不能撈救至于翌年二號船回國將其頭號船覆運上閩( ) 王庭( ) 王深憫其溺沒即命御物奉行備辦祭品於天久崎令僧論祭焉	天久崎	
132 783天王廟天界廟內神主改以屏位	783天王廟天界廟內神主改以屏位 天王寺並天界寺內奉安( ) 先王及妃並太子及妃神主等至于近年神龕狹窄難以安置由是改其神位始為屏主	天王廟天界廟 天王寺並天界寺	
133 789宮古山設建長間邑	789宮古山設建長間邑 往昔之時西銘郡古世佐嘉利有一男乳名曰眞德兼其為人也剛毅武勇臂力絕人跑如飛鳥人皆稱之曰飛鳥後襲父業立為郡主專理西銘並於和手手伊古武幾也計等邑(共計)五邑( ) 威勢日振貪欲愈盛恆要滅鬼千代按司以得伊佐良邑而伊佐良邑在西銘邑之西地甚相近由是按司甚懼他侵襲即呼邑人相與商議屢次賄賂以求和睦飛鳥未嘗依允伊佐良人每往白川濱汲潮瀾魚之時屢受飛鳥之害而小邑弱力不能報其仇時有宇慶目曾禮者乃白川大殿男子也幼稚之時父母早亡惟托伯母以為成長恆嗜小弓能射蒼蠅以遊玩遂得其妙矣按司要免飛鳥之侵特遣男須次眞良卑禮幣請乞曾禮謀殺飛鳥以除他侵襲之害曾禮貪其幣物以為應諾嗣後飛鳥往白川濱以致玩樂曾禮亦到其濱以為徘徊飛鳥忽然見之悞為伊差良忙然往去要以賊害近而見之即曾禮非伊差良也飛鳥曾禮握手傾蓋相語古今飛鳥告之曰天假良緣邂逅相會幸甚非當況復日暄風靜萬里雲收景光無邊慰樂人情請乞爭射弓箭以為相樂曾禮深歡得謀殺之時而飛鳥勇力無比遽為射害恐有為他被殺乃設奇計曰射箭相爭世上之人無不皆然予等掘沙為坎站立其中堆埋半身射箭相樂乎相共依允遂隔地二十步掘沙為坎以備爭射之處曾禮素懷謀殺之志掘為淺坎跌坐其中堆至腦下飛鳥掘沙三四尺許站立坎中自腳至腦深為堆埋將爭射時曾禮將飛鳥年長請先弓箭飛鳥亦懷惡心久執弓箭不敢輕放窺見曾禮傍眼忙放一箭射于曾禮之耳曾禮為驚訝曰射弓以爭一玩樂也何以實射我耳乎飛鳥請罪曰悞射汝耳難以逃罪請為寬恕曾禮大怒連放二箭射當飛鳥兩眼時有獨木舟七隻覆在于濱即躲身其中深避其怒飛鳥不抽其箭自坎躍出滿地遍探且蹴起其六舟而無有影形徒含怒恨如西銘歸去曾禮直至伊差良邑細告射眼之事鬼千代按司恐他知予托汝來至於此要遣人窺飛鳥人皆畏懼之不肯往窺惟有一婢女佐良森者出班跪請曰今婢往西銘邑以窺飛鳥而歸來伏乞許身歸家按司深為褒美以為遣撥佐良森為商女往到他門飛鳥果斃男修葬殯女為啼哭佐良森實見之而早歸報知其事按司深歎免侵襲之災相與宴樂既而摘回佐良森于父母之鄉時按司意謂男有畏懼不敢往行惟有一婢女不顧身命果往西銘邑窺見飛鳥若有其事顯露于世恥辱甚極特遣人趕殺佐良森于途上自此之後西銘邑漸致衰微遂為荒野至于近世飛鳥怒恨猶若遺在而耕他田圃之人屢有染疾而俄斃焉故此邑人往來此地必請祭品拜謁飛鳥城以為弔祭焉至于是年其舊城之下請乞( ) 王命設建長間邑	天假良緣邂逅相會幸甚非常	
134 792十四年王命武自勇山南擊溝引泉注入農田	792十四年王命武自勇山南擊溝引泉注入農田 本國農田每遇天旱五穀不熟民甚憂之( ) 王嘆曰國之本在于民民之命在于食國相法司奏曰由是法司向和聲奉(命)前往山南歷見地形令高奉行武自勇等擊溝引泉溝溝曲引到東風平間切注于農田民不憂旱稻穀豐登( ) 王喜曰各處有泉處皆令推此類以防天旱之憂	天旱	
135 795王巡視山北	795王巡視山北 冬十月間( ) 王視農暇親率國相王子按司宗市官等巡行山北觀風整俗賑助無經而撰日發駕巡行有法由是( ) 王駕所過之處民不勞一力財不費一毛百姓欣欣然披雲霧見春天至十一月歸京	披雲霧見青天	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
136	798大雹島尻等處	798大雹島尻等處 春二月間南風驟起大雹于眞壁摩文仁等處四顧同雲霏霏連天枝葉翻覆塵土吹起昏昏濛濛對面難辨頃刻即息	連天枝葉翻覆	
137	804天王天界二廟屏主各設一饌以爲恭獻	804天王天界二廟屏主各設一饌以爲恭獻 素天王寺天界寺奉安各位神主以致祭祀至于近日改爲屏主正月七月間每其屏主各設一饌(每饌共計十二碗)以爲恭獻其屏主	天王天界二廟 天王寺天界寺	
138	819改令御物奉行吟味供奉聖主幸行三个寺	819改令御物奉行吟味供奉聖主幸行三个寺 每年正月初三日七月初七日例有御双紙庫理御物奉行一員屋從( ) 聖主幸行圓覺寺天王寺天界寺以行拜禮今番改定御物奉行三員皆權紫冠由是每逢其日改令御物奉行吟味以爲供奉	天王寺天界寺	
139	821親見世菩薩移安下天妃	821親見世菩薩移安下天妃 自往昔時親見世館那嗣官員爲辨理公務之處且鎮守官暫寓此館以爲交代而不宜以此館爲神宮由是將其菩薩移安下天后宮也	下天妃	
140	822始截御甲子並用心祈念	822始截御甲子並用心祈念 尚眞王始設御甲子祈禱而每年正月御甲子日衆僧聚會圓覺寺天王寺設壇念經告祈聖躬萬福子孫繁衍國泰民安之洪福自其朝起迄晚而止至于翌日恭獻其配映于聖王且七社祝官皆聚其年歲德所在之靈社全爲神樂三座而波上社祝官齋捧佛餉奉獻( ) 聖主時遣御仲門勢頭賜御玉貫一雙至于是年始停其祈禱每年正月五九月祈禱(俗叫用心祈念)竊按勢頭双紙天啓年間( ) 尚豐王時每逢甲子日戌時城內各座夜番官及殿國官員排坐于城庭向東方以聖歲之數行爲拜禮云爾而今夜番並下庫理官員列坐于城庭之左右皆向王殿爲三十三拜二次九拜一次也	天王寺設壇念經 天啓年間	
141	826創建天孫氏尚忠尚泰久尚思達尚金福尚德等王神牌奉安于龍福寺素所有先王神牌	826創建天孫氏尚忠尚泰久尚思達尚金福尚德等王神牌奉安于龍福寺素所有先王神牌合定其序 龍福寺內無有其六位神牌至于是年新製此六牌與其素所有神主改以昭穆爲其次序以便奉安其寺廟之內	天孫氏	
142	837改定國寺住持併受公職而告老者每月給米等級	837改定國寺住持併受公職而告老者每月給米等級 茲定紫衣僧經爲圓覺寺天王寺天界寺護國寺臨海寺之住持而告老者每月給米一斗三升五合其從僧一人給米九升其僕一人給雜石九升未爲其住持者裁去從僧其餘皆同(舊給從僧) 黃衣僧經爲崇元寺慈眼院法堂神應寺萬壽寺神宮寺神德寺聖現寺之住持而告老者每月給米一斗三升五合其僕給雜石九升未爲其住持者獨給米一斗三升五合不給其僕(舊給) 經爲桃林寺(在八重山島)祥雲寺(在宮古島)照泰寺(在伊江島)住持併御照堂亭知事而告老者每月給米一斗三升五合其僕給雜石九升或有黃衣僧雖爲祥雲寺住持亦同未爲其住持併西堂等者皆不給米(舊給)	天王寺天界寺	
143	840首里阿天秩恆用頭巾以仕	840首里阿天秩恆用頭巾以仕 本國官員雖未老衰頭髮先禿則致仕隱居名號衣制盡皆改之而不稱親方親雲上等今阿天秩(南風原親方守周)未甚老衰而髮先禿由是恭具呈文題請常用頭巾而仕見朝之時必用八卷以行朝禮幸蒙( ) 俞允而爲入仕也官員頭巾以仕此而始	阿天秩?人名	
144	841冬至元旦元望百官仍行九叩見朝	841冬至元旦元望百官仍行九叩見朝 舊禮元且國王率百官拜其年所值歲德方位冬至遙向北闕以行拜禮既而( ) 王登殿百官行九叩頭以爲朝( ) 賀正月十五日( ) 王登寶座亦行九叩頭康熙己亥册封王使將臨本國暫行六叩頭之禮茲復歷朝議仍行九叩頭見朝	天使	
145	844 久米島具志川郡夫地頭仲村渠濱川等築壩引水以補田水有功各賜位褒之	844 久米島具志川郡夫地頭仲村渠濱川等築壩引水以補田水有功各賜位褒之 具志川郡屬邑大田兼城具志川仲村渠仲地西銘上洲山里各邑田地水少尤患天皇之處約計出米三百五十石餘時有仲村渠等十七人相與協力督築數壩聚止江流引之以補其田水方免旱患於是嘉獎其績而賜位夫地頭仲村渠濱川大田各拜座敷夫地頭山城首里大屋子山城西銘村新垣村渠慶慶留仲地仲村渠文字大城大筑玉那霸山里村前田西銘村崎山大田安里各拜黃冠大掟上江洲文字仲地西銘村山城各拜筑登之	天旱	
146	850截去諸地頭繳上白米于圓覺天王天界三寺	850截去諸地頭繳上白米于圓覺天王天界三寺 自往昔時每年七月之初諸地頭各交白米一升于圓覺寺天王寺天界寺至于施餼鬼日住僧已釀神酒以與出拜僧及諸官然而施餼鬼費用皆出公庫今諸地頭不宜繳米釀神酒矣至于是年始截其米交	圓覺天王天界三寺	
147	853始定貢船直庫褒美以勸	853始定貢船直庫褒美以勸 進貢船隻往還大海專依作事船頭以得平安則船頭作事係乎緊要然水程熟諳者至今甚少由是攝政法司等會議水梢作事情願船頭以爲前程而今楮基(瀬名波親雲上軌里)始擢水梢歷履直庫航海數十次自始至終平安告老以終天年矣隨將楮基給與新參家譜以登仕籍自此以來百姓航海往來積功甚多即照此例新參之士有積功于船者登譜代之家以爲褒獎則水梢要擢作事要陸船頭頭要登仕籍必也皆有克竭心力自積功勳等因茲朝議恭具疏文以備( ) 聖聽	以終天年	
148	859改定七月十四日王幸于宗廟以裁七月初七日幸行三个寺及大美殿之禮	859改定七月十四日王幸于宗廟以裁七月初七日幸行三个寺及大美殿之禮 自往昔時每年七月初七日( ) 王行幸圓覺廟天主廟天界廟以拜( ) 先王神主後亦幸大美殿時賜素麵于屋從群臣至于是年始定七月十四日( ) 王率百官拜謁其三廟十五日( ) 王后亦爲拜謁以裁其初七日之禮	天主廟天界廟	
149	863改定元旦冬至前一日朝晨演禮于天界寺	863改定元旦冬至前一日朝晨演禮于天界寺 除夜及冬至前一日夜法司官一員御鎖側等奉( ) 命前至天界寺以爲演禮唐榮士官贊禮數員演禮已畢皆宿其寺至于是年 改定其日朝晨只爲演禮而裁其宿寺之禮	天界寺	
150	879始定每年正月初二日七月十四日自王子至吟味官詣天王寺拜( ) 先王妃	879始定每年正月初二日七月十四日自王子至吟味官詣天王寺拜( ) 先王妃	天王寺	
151	893改定國王及王妃拜謁三廟日期	893改定國王及王妃拜謁三廟日期 正月初二日國王拜謁圓覺寺天王寺天界寺先王及妃神主次百官亦拜謁圓覺寺天王寺初三日王妃並翁主及王親族婦女等拜謁其三廟	天王寺天界寺	
152	909始定先王及妃忌日獻饌	909始定先王及妃忌日獻饌 圓覺廟正中檀五位神主天王廟五位神主雖終三十三年回忌每年當( ) 聖忌日即進六椀饌其餘各位屏主已終三十三年回忌雖當( ) 聖忌日不敢進饌焉	天王廟	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
153	917始禁國王及王子按司親方時時換用朝冠以定百官用朝衣冠或用朝冠色衣 國王及王子按司親方素有其品級衣冠以定尊卑之分然而其冠時時換用似乎未一而定竊按其規國王多用赤地錦五彩浮織冠若正五九月拜謁各處神社並諸僧授職拜謝時只用紫地錦五彩浮織冠每月朔望日用黃地錦五彩浮織冠祈甘雨時用青地錦五彩浮織冠王子按司親方若冬至元旦正月十五日悉用各位品級衣冠宴饗守官時王子用紫地錦五彩浮織冠按司用紫地五彩浮織冠接回聖駕(國王出外及謁普天間神社)及祈甘雨時王子及按司用黃地五彩浮織冠法司及親方用黃色綾冠佳節期望王子及按司用紫色浮織冠法司及親方用黃色綾冠至于是年始定百官悉用其品級衣冠不許他色冠且定大朝及係大禮時百官皆用朝衣冠小朝及係小禮時皆用朝冠雜色衣	普天間神社	
154	920始獻夏稻御初竝葺揚餅于宗廟 夏日稻米之初竝八月十五日蓋揚餅始獻園覺寺天王寺天界寺(先王妃神主而夏稻之初頒賜)王親族及法司御物奉行申口等官永著爲例	天王寺天界寺	
155	921始禁離國行旅之夜夜歌舞以祝 國俗凡離國行旅之家每值其生日佳節聚女鳴鼓爲歌舞以祝其福入夜不已直致天明或亦獻歌淫詞無所不唱誠非婦女所當爲者是以禁止其俗只許日中唱祝歌而舞	直致天明	
156	925始命未繼家統按司入見三大朝竝拜謁王廟 自曠昔時按司嫡長子孫已爲加冠而未襲家統之間正月初七日一次見朝至于是年始令其按司等冬至元旦正月十五日見朝及正月初二日七月十四日拜謁園覺廟天王廟(先王及妃神主且附給黃冠儀者一員永著爲例)	天王廟	
157	936十九年蔡宏讓翁國材始燒石灰 自古以來本國船隻皆用螺灰是年正月蘇州府鎮洋縣商船壹隻漂到本國赤丸崎引到運天港其難人吳自成能知燒石灰之法由是副通事蔡宏讓(久高里之子親雲上克定)御評定所筆者翁國材(伊倉堂里之子親雲上盛孟)奉憲令學其燒法隨即作陶窯于運天邑以燒石灰其燒費甚減而灰品更好從此之後本部今歸仁兩郡皆燒此灰每年燒納公庫由是貢船及楫船皆用石灰	運天邑	
158	937始獻春麥御初竝艾餅粽及蒸糯飯鬼餅于宗廟 春麥之初竝上巳艾餅端午粽六月蒸糯飯八月赤飯十二月鬼餅始獻園覺寺天王寺天界寺(先王及妃神主而春麥之初頒賜)王親族並法司官及御物奉行申口等官永著爲例	天王寺天界寺	
159	945始定園覺天王天界廟元旦冬至竝朔望佳節及聖忌日春秋二分于蘭盆等日期焚香獻茶點燈 園覺寺天王寺天界寺等正月初一日迄二十日七月初七日至十二日自十六日至二十日冬至朔望每逢佳節春秋二分且先王五位聖忌(園覺廟有園王質王貞王純王益王等聖忌及御宿忌之禮天王廟有四位聖忌及御宿忌之禮天界廟無有聖忌之禮)各日二次點燈焚香獻茶且又春麥夏稻初薦且先王五位御宿忌等日期各日一次點燈焚香獻茶七月十三日十四日每日三次點燈焚香獻茶十五日四次點燈焚香獻茶	天王寺天界寺	
160	1001二十二年天久宮移建聖現寺地 天久宮原建寺外北地今年秋七月移建聖現寺內地其寺亦搬大門內坐西向東而重修焉	天久宮	
161	1003野高邑島袋賦性至孝幸荷褒嘉 宜野灣縣野高村有宮里者生養一男一女常耕田畝以爲產業而家已貧苦難以日度此時男兒島袋雙角幼稚未曾成童一日向父母曰人不可當以爲榮貧以爲憂而今父母困窮甚極願賣兒身以濟日用炊食或父母曰然予當饑餓時屢思賣汝身只怕汝幼稚寄托他家未能伺候家主受杖棍不敢賣去焉父母痛哭而不得再語嗣後父母愛情已深延至數月不能果行島袋曰世上之間前爲巨富後變貧苦古爲人僕今爲家主者不勝屈指而今幼兒爲人僕必也不聞數年歸身回來以養父母也請乞父母早賣兒身以爲日資再三勸之強之父母不亦果行島袋自走首里西平州賣身於毛家以爲賑救而島袋晝夜乾渴盡心竭力能事家主和睦僕輩稍無乖戾之志家主見他誠實拔乎群僕深奇異之亦深褒美之不取其價錢令其身還於他家矣島袋則盡心於田畝以供養父母使父母之心常以爲悅愉焉且有一妹前賣身於他家父母常以憂之島袋亦深愛之千計萬慮不憚勞苦求得價銀若干贖得其妹以安父母之心父母年已老衰出入起居必爲扶持晨省昏定不敢怠慢朝夕飲食預問其所欲必嘗其所供以奉進之冬寒嚴寒深懼父母凍冷身以煖其被褥夏天烈日暑又畏父母炎熱扇以涼其枕席或有公務或有勾當及赴行於外勿論事之大小不管路之遠近將其終始告知父母反來之時亦以如此或親味珍味甘脆之物懷而回來以供父母或往山野或出耕耘則夫婦輪流侍坐膝前頃刻之間不敢離於父母之側也島袋夫婦能安父母之心能養父母之體而善盡孝順之道也父年八十餘六歲母年七十餘二歲以終天年而棄世逝去矣至於此年已經數載臨終追遠哀傷已甚哀愴且極事死如生禮祭又隆崇自始至終無稍相異焉鄰里老弱皆以感信親戚昆弟不爲相異皆稱孝人島袋而今家庭豐饒實用甚足矣竟以其事上達(聖主)島袋夫婦荷褒嘉賞賜島袋白布二端絲綿一把花夏布二端卯辰二年間每月賜男夫拾名亦賜其妻白布二端絲綿一把馳名四境門廷榮華矣	冬寒嚴寒以終天年	
162	1006王命向世恩等改修天王寺 以大殿爲王妃廟 天王寺規模奉佛像于大殿中壇其左右之壇奉(王妃神主今命向世恩(名讓按司朝榮)向秉均(末吉親方朝知)改修以大殿爲(王妃廟)而大殿之別構小堂以奉佛像始設照堂僧以住居焉左地亦構方丈及庫房且大殿之前新建儀門而其規模壯觀皆與園覺廟恰有相齊焉	天王寺	
163	1007改定五月公司奉獻白糯米于各寺廟神主 自往昔時除夜前一日園覺天王天界崇元龍福等寺住僧自製白糯米以供各寺(先王及妃神主前至于是年禁其住僧之糕自公司始製此糕奉獻)先王神主以迎新春(俗叫御歲玉餅)永著爲例	天王天界崇元龍福等寺	
164	1018始定正月及七月王謁三廟時自公司出獻御嘉例竝立御菓 正月及七月之間王謁園覺寺又謁天王寺又謁天界寺則各寺住僧正月自出御佳例七月獻立御菓今番禁其住僧出獻自公司始獻御佳例竝立御菓永著爲例	天王寺天界寺	
165	1024命向得禮入園學絲織機法 首里向得禮(天久里之子親雲上朝嘉)伎倆出眾茲命入園學網緞紗綾等織法而歸至本國慶賜米五石亦擢小細工奉行即授眞壁間切名城頭職自此本國始織焉	天久里	
166	1026蔡法司巡見諸郡山林移村于各處 國師法司蔡溫(具志頭親方文若)率領御物奉行毛鴻基(奧平親方安三)高奉行東景仁(天願親雲上政屋)巡見諸郡山林而羽地山林內吳我桃原我松田振慶名等村名護山林內山入端村本部縣崎濱石波波健邊地等村集在一處農地最狹動燒山林以農地地今歸仁山林甚狹乃以吳我村等五邑移徙于山林外而其山林之地屬于今歸仁縣其邑仍屬羽地縣翌年之春亦以山入端村移徙于安和兼久國頭縣與村于安和田村路程七里安波村于久志縣川田村路程七里俱爲山林所隔而往來最苦茲擇地于與村安和田村之間建村一座名之曰楚洲村以屬國頭縣安波村川田村之間建村一座名之曰大鼓村以屬久志縣以爲往來之便且編修袖山法式一冊奉行規模一冊恭備(聖覽)令袖山奉行三員能行其法而擴其傳矣	天願親雲上政房	
167	1042阿嘉村大嶺賦性至孝以蒙褒獎 慶良間島阿嘉村有一孝行者名曰大嶺賦性敦厚誠實純孝家已貧寒凍眉缺用或入山林伐薪或往海濱釣魚或往各處以爲交易或爲楫船水梢往來外島以爲家業自幼稚時晨省昏定不敢怠慢出外必告回家即面冬天凍冷必至山林砍來柴薪以煖父母身體日用飲食必問其所嗜之物而親視之必嘗之供養父母父母年老血氣已衰則夫婦輪流須臾之間不嘗離于其側牙齒已弱不能吃硬物每往那霸買得嫩軟甘美等物若客囊盡乏即借錢沽來供進父母母親腰痛不能自走大嶺夫婦扶持老母出入門戶且有兄山里者生下一男早已棄世他嫂孀弱勤勞大嶺請移于家養之如母教之猶子至于侄成人即娶妻與財設分戶籍使山里夫婦奉養他老母又有一姊早亡其夫寡居婦氣已鬱結遂罹疾病大嶺夫婦盡心竭力善供養之或用土藥或請良醫服藥療治至于頭甚痛擦手足摸頭髮以致調理而未見效驗以終天年矣大嶺素貧因已極孝順父母如此蓋蒙天祐家業巨富子孫繁衍恭蒙(褒嘉)直陸黃冠大誇榮華	以終天年 菟蒙天祐家業巨富子孫繁衍恭蒙	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
168	1065始設看守漏刻之役六員以賜年俸	1065始設看守漏刻之役六員以賜年俸 素令螺赤頭看守漏刻今番始設黃冠六員(内三員首里三員久米村)每名給年俸四石而輪流交代率領螺赤頭夜賜火燈看時刻不敢舛誤以致敬天重時之禮矣	以致敬天重時之禮矣	
169	1073營建經塚并一堂於八重山島富崎	1073營建經塚并一堂於八重山島富崎 富崎浦常船隻所往還之處也是以桃林寺住僧義翁長老為海上安瀾建塚于此乃記曰奉書寫妙法蓮華經全部一字一石又乾隆七年順天氏西表首里大屋子真香營造其一堂	順天氏	
170	1084三十年始定佳節朔望並先王及妃忌日王親謁圓覺天王二廟燒香行禮	1084三十年始定佳節朔望並先王及妃忌日王親謁圓覺天王二廟燒香行禮 素有佳節朔望並先王及妃忌日(王)出于奥書院焚香拜禮至于是年春秋二季四時佳節並先王及妃忌日(王)親謁圓覺天王二廟每逢朔旦(王)親謁圓覺廟亦代遣當官于天王廟燒香行禮每逢望日(王)親謁天王廟亦代遣當官于圓覺廟焚香拜禮	圓覺天王二廟燒香行禮	
171	1087天女現降與那原御井	1087天女現降與那原御井 大里郡與那原之西有一井泉湧出寒水溶溶甘醴清澄徹底無有一點之濁矣自古(王)后以至士民恆為崇信而靈感如響禱無不應名之曰御井夏五月朔旦其邑幼童名稱如古年甫十歲相携外從妹二人一曰武樽年纔八歲一曰真牛年已六歲共遊其井地之南里雲蔽天天色朦朧條有二圓光自天降來形似月團色如火紅彼二妹兒慌忙而逃走惟如古站立而看之忽變人姿二位其一一位穿紅色衣一位着青色衣容貌異常嬌媚煥煌猶似神仙如古深奇怪之進至井邊天女從其井中緩緩移步出來東地飛升土樹上再三振衣仍變二圓光蓬騰碧空而逝去焉如古急回其家告知祖母父母母愕然大驚亦以怪異之竟以其事稟明憲司轉達(王)廷	天女 黑雲蔽天 天色朦朧 條有二圓光自天降來 天神	天女 = 神仙 = 天神
172	1089始許開得大君加那志佐敷按加那志謁于三寺時法司官坐于加籠隨行	1089始許開得大君加那志佐敷按加那志謁于三寺時法司官坐于加籠隨行 每年正月初三日七月十五日開得大君加那志佐敷按加那志謁于圓覺天王天界三寺時法司官隨從而徒步也今番奉(命)命坐于安馱以為隨行自此而始	圓覺天王天界三寺	
173	1100連年彗星出見	1100連年彗星出見 壬戌二月上丁兩三夜間五更時節彗星見丑方位(俗叫帚除星)癸亥十一月中旬初更時節彗星見酉方位帚尾建東甲子正月末旬五更時節彗星亦見卯方位帚尾建西戌方位至天已曙不見其星矣	至天已曙不見其星矣	
174	1105泊邑照屋屋救人命荷蒙褒嘉擢勢頭座敷	1105泊邑照屋屋救人命荷蒙褒嘉擢勢頭座敷 康熙丁酉之冬伊江島船隻運送貢米來到泊邑陸遭暴風波濤猛起衝礁危殆照屋忽然見之急催雍伯雄(具志堅子興勝)即登他船拔出橈楫以為救生嗣後各處船隻來到泊津每遭暴風或給繩索或與槓槩屢致救命辛亥之夏王子尚徹所坐駕船隻已過砂邊外忽變逆風難以(高戈)到那霸近海之人皆乘小舟要以出海挽來照屋隨泊筆者亦乘舟出迎而冥冥黑夜不知其所往之處忽看烽火起于崎原照屋不顧夜更已深擇到其所即尚公令照屋引至那霸乙卯年今歸仁郡船行到浦添郡外衝礁破壞人皆依楫隨波飄流此時照屋船自名護回來倏然而看之急下帆逆風以俟他來奈風波大起船將漂沒即揚帆(高戈)撐遙下長繩二條揚聲大呼其人五名依其繩而游來其餘六人浮沉海面照屋頻呼高聲至壬午天風波漸大不能撈救回去于家亦俟乎風靜催促邑人伊佐携去食物共坐小舟往至其處將以助濟而不能尋其人焉至于晚天空空而回由是深蒙(褒)褒美擢為勢頭座敷	至于午天風波漸大	
175	1106泉崎村宮里孝母又恩助姊妹親戚	1106泉崎村宮里孝母又恩助姊妹親戚 那霸泉崎村有一人名叫宮里位拜親觀雲上性孝只恨家貧不能厚養父母遂習鐵匠為本業兼勤耕種其妻協力苦勤未因困窮時早遭父喪其夫婦以為終身之恨後力致家饒自居儉素但於母之衣食力之所及無不盡情而終其天年每年得工錢米必先薦之考妣又同宗外戚神主然後食之有二姊一妹長姊無子而寡尤可憐者也時有次姊之女賣身為奴宮里贖之以使助長姊之力食又出米償其債及其年老則親養之至次姊及妹俱寡而家貧收養其姊妹之所生男七人妹借人錢被其逼索因賣幼女母子臨別悲哭宮里心誠不忍亦出錢救之又妻之再從侄有宮里者幼時其父貧而賣之亦買來養之親如己子遂為出錢財定婚娶妻分立門戶又丈父之男有賀數者習燒瓷時宮里保他借錢以備行李及歸無力可償宮里陪償賀數在外時當其祖母大祭之期宮里出其祭費又岳母老疾其子拘攣其子亦新歸無人扶起居宮里移來奉養數年每冬供火煖之一夜失其爐火燒屋宮里只抱出岳母燒毀財物然無以悔恨又養其女孫助其子賀數償債以悅岳母	而終其天年	
176	1111高嶺間切屋古村松米次忠子家主孝于父母	1111高嶺間切屋古村松米次忠子家主孝于父母 松米次乃高嶺間切氏氏九歲時父多缺貢賦既賣家產猶未足補而父子各賣身及松年長能竭力事家主朝則先乘而出耕暮則後乘而回家且月夜用其餘力于稼穡助母及妹使之不賣身遂贖父而後贖身孝養父母使妹侍母又買回祖宗所傳家宅以悅父母而終其天年	而終其天年	
177	1116玉城間切奧武村大城養母孝行	1116玉城間切奧武村大城養母孝行 奧武村有大城筑登之者生八月而孤年十四而被母賣夜月耕田以助母之食蓄積其餘至二十五歲贖身養母雖有二兒不養養費以終其天年且和親戚睦里人	以終其天年	
178	1117西原間切我謝村平良再被養母賣再自贖身勤儉養養母	1117西原間切我謝村平良再被養母賣再自贖身勤儉養養母 我謝村有平良掟親觀雲上者生甫二歲而母死父即與之于桃原村寡婦以為其子至年十五時養母賣之年十七歲又加價賣與他處月夜私耕而三年三十乃贖又見母有債被人逼索便賣身以償之至年四十一再贖但家貧以破缶為鍋以螺殼為杓天冷則衣編襦冬寒則被稿席日以耕田夜以作籠乃致家裕而養母生育六男三女至六十一歲因供役于國頭按司拜黃冠位	天冷則衣編襦	
179	1129慶良間島孝女宇戶家貧力養盲父	1129慶良間島孝女宇戶家貧力養盲父 慶良間島有一女名叫宇戶天性甚孝有二男俱多病極貧不能養父唯宇戶盡力養之或採樹菓或採百合或拾海螺或拾田螺奉補其食如遠採木實而回遲則恐父餓必在行中去殼取實而進之況父衰老甚怕天寒目盲不能自動因此出即托隣人以扶之冬則採薪柴而煖之俾不饑寒父死後嫁而生一女以妻古波藏其夫婦亦孝而家富宇戶受其孝養安樂而卒	天性甚孝 天寒	
180	1134讀谷山間切座喜味村照屋之妻比餘早寡家貧守節不嫁勤儉養子以興家	1134讀谷山間切座喜味村照屋之妻比餘早寡家貧守節不嫁勤儉養子以興家 座喜味村照屋之妻名曰比餘二十七歲而寡其有二男一女俱係嬰兒更兼家貧無一人助日農夜織猶不免饑寒之苦時有嘉手納者是讀谷山第一富人欲娶比餘以其親戚為媒具告以養其男女使得其所之意親戚皆喜而更加百計誘之比餘辭曰女豈有再嫁之理吾寧死不從況有男女養長數年復有所賴何欲陷吾于不義耶果不十年男女漸長協力興家後長男為人義子女備區以嫁于人次性孝而富又任上地地頭職屢濟饑餓享拜座敷位享其孝養而終天年	而終天年	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
181	1146崎濱邑大掟石川前妻思戸再入夫家孝養舅姑 本部郡滿昌邑有仲宗根者生得一女名曰思戸崎濱邑大掟石川媒其思戸娶爲夫婦生一男兒思戸善事舅姑如事父母舅姑亦愛之恰如生嬰且能事夫婿和順以待禮讓以從深結金石一日石川遷一小怒嚴責思戸思戸悅氣愉色以諫其怒石川大怒且罵逐出思戸思戸歸家寡居自矢無再嫁之志而富家子弟多請媒之父母恤其少寡將改以嫁之思戸堅執不從焉石川再娶渡久地邑健堅次女未聞數年候罹一病則請醫服藥不見效驗雍正己酉先父母而死焉健堅次女不顧舅姑回去家此時石川父母老衰貧乏甚極父年七十五歲母年七十三歲只有一男孫年甫十三歲親戚見欺無倚所告債錢最多盡賣家財以資飲食歷年已久難以度日他老舅姑全往滿昌邑懇請其罪亦不求來養老身思戸不敢聽從老舅姑再三強乞哀告於是乎思戸再至亡夫家或耕田畝或栽蔬菜紡績織紉日爲恆產自晨至夜不敢怠惰焉善養舅姑舅姑亦致安心以終天年矣姑年八十五歲舅年八十八歲自此後每逢佳節祭祀追遠盡誠思戸孝思之心未曾少息焉	以終天年	
182	1153三十四年獎當間邑宮城筑登之特賜黃冠位併物件 小祿郡當間邑有宮城筑登之者生質朴實見義果敢其父衰老傳家產于長男上原不幸上原染病日久而死其療費甚多成債無計可施宮城謀于次日曰謀事若不早決必敗家家有田地者父之勞力而所得有一妹者母之乞他人女以爲女而所育其于義可賣乎若田若妹賣之債債則痛父母之心其可忍乎願賣弟身償債以全家安親乃于是請父母命賣身爲人之奴日事家主夜力私業而勤動不怠竟自得以贖身父母悅喜不勝又能孝養父母必以其心爲孝使其安樂而終天年又至次兄之老身體衰弱而多致缺債及其染病宮城多資療費盡心調養不愈而死亦代兄償債即迎聘媵任于家中養之又至岳母不幸早遭其夫及男子病故只有一女尚幼更家資空乏無人可賴亦皆移來同居養育又與親戚村人相和睦老爲家樞以其道勸村人兼之多植松樹鐵于閑地(即山野類)以爲園邑之補助王上嘉其行與事恩賜黃冠位併白棉布三端紋中布三端	而終天年	
183	1177附貢使兼請册封 貢使毛元翼(池城親雲上安命)蔡宏謨(宮城親雲上)到關遞請封咨文於布司轉詳督撫兩院具題隨蒙(○)皇上欽點册封正使全魁副使周煥禮部移知兩院於是海防廳知會貢使抵京具呈册使往封乞俟今年冬(○)國王照例遣接封大夫帶請練海道者來關准于來夏航海是爲無虞等由請禮部具奏奉禮部批琉球請封蒙(○)皇上允業經本部請(○)旨移咨福建督撫兩院令其預備船隻及老海之舵工水梢即于今年夏同貢使聯帆渡海今未便復奏俟回閩省請兩院具題可也貢使及至回關隨聞本國禮款(○)天使諸務悉皆備妥且遣齋乾工水梢來接封舟故不具呈懇于丙子年六月初十日與封舟一齊五虎門開洋七月初一日歸國復(○)命	天使	
184	1179紅秉毅始學時憲書撰日之式 本國通書撰日與天朝憲書撰日有不相同者紅秉毅(伊差川通事親雲上)爲副通事到關始學撰日新法得其傳授而歸自此將其新法印造撰日通書而不用古法	天朝	
185	1182天使臨國册封王爵 册使翰林院侍講至魁編修周煜充正副使至駕實船六月初十日與接貢船一齊五虎門開洋十五日收泊姑米山仲里間切真謝港十八日(○)王遣御書院當向廷器(浦添里之子親雲上朝孝)長史魏獻芝(牧志親雲上)齋帖禮物詣姑米山請(○)册使安(事竣以七月初四日回朝)二十八日又差平等側毛彩清(座喜味親雲上盛長)中議大夫毛如苞(和字慶里之子親雲上)齋具禮物赴姑米山復請(○)册使安(事竣以七月初九日回朝)於二十四日晚間颶風大作封舟難以維住於夜之寅時繩索扯斷擱壞于真謝黑礁兩册使即捧詔救幣帛登岸自文武員辨以及兵丁稍役亦皆上岸無恙七月初一日(○)王以封舟之壞一面命法司紫金大夫等官往姑米山督率諸事併具禮物請册使安(法司馬宣哲官平親方長廷紫金大夫阮爲標與古田親方承命爲使於七月初三日那霸港開船因無順風暫泊座間味間切與邊名浦候初五日日本處開船遇對頭逆風駛入座間味喜瀨浦暫且維舟初七日夜之寅時封舟駛過此處法司等官即別駕小舟攏近封舟遞國王名帖禮物及本款手本以達(○)國王差來督率之意次日早開本處開船夜之亥時收入那霸港內一面別備船隻遣向成訓(仲田里之子親雲上朝朝)率領稍役自那霸開駕泊馬齒山座間味間切喜瀨浦初四日詣姑米山初七日請天使登舟隨即開駕初八日至那霸港內王遣尚承基(其志川王子朝朝)於港口迎接封舟(查舊例無遣王子出迎茲因貢使毛元翼蔡宏謨報云奉禮部諭此次未遣接封大夫俟封舟入乎國境則當遣大臣迎之方爲合禮故遣王子而迎焉此外委員請安皆如舊例而行)王亦親詣唐船壩前迎恩亭恭迎(○)使節度請(○)聖安(迎恩亭者本在通堂崎也因其狹小故於唐船壩前權造焉)册使曾在關諭貢使曰册使到國之日國王親迎(○)使節躬請聖安爲合禮也前封差法司官迎(○)詔敕不合禮也此次自出京之後所經之地大小官員皆有親迎之禮至福州亦有督撫兩院以至於庶官皆詣洪山橋恭請(○)聖安之禮且於册封朝鮮安南之時二國世子亦行親迎之禮惟琉球無行甚屬不恭爾等遠之國王舉行此禮貢使以此奏王行親迎之禮)既而王待天使七臺禮竣(○)册使于九月二十六日捧節登舟是日(○)王臨那霸恭送(○)節即十一月初七日封舟解纜而風不順仍回那霸港厥後因西風勁烈莫能開洋至二十日仍請册使下船入館至於遊擊船本偕封舟一齊開洋至六月十四日亦幾近姑米山然以風波之險不能前行掉頭飄流至二十七日飄入温州港而本船壞矣因以置諸是處人則復回福州別駕一船于九月初四日福省開駕十二月十一日始到那港十五日遊擊登王城請(○)王安併賀膺爵(○)王請入南風殿行禮相見既而合提政尚宮讚(○)歸仁(王子朝美)陪坐宮夕聽從其令其餘不肖輩既乃云與齋船上等會同相議加右聽從俟明日	天使	
186	1183天朝改賜御印 御印前以清字篆字互用今單鑄篆字賜之其舊印仍交册使捧回(先于乾隆十九年布司咨稱從前所賜王印以滿漢字交鑄此次奉(○)旨單鑄漢字俟送之册使到國日賜之其舊印可令畫其圖十張送之本司(○)王依其言於甲戌年	天朝	
187	1185謁圓覺等寺 十二月十九日謁圓覺天王天界三寺燒香行禮	圓覺天王天界三寺	
188	1187又樹碑於天后宮(其文見于碑記集)	天后宮	
189	1189册使建天后宮於姑米島 封舟在姑米山破壞之時通船幸賴菩薩靈佑得以活命可知菩薩之靈往往於危險之際救難濟生無窮故中國各處皆崇祀焉今夫真謝港擱出之洋吾欲於彼處建立天后宮以爵救生之德望國王亦捨銀共建神宮等因二册使既達之於王而又以工費銀一百二十兩及匾字對聯二付送之其副使內九人亦送助銀三十七兩二錢(○)王於己卯年命建天后宮於姑米山而其神像購之於閩是年十二月初一日安奉其宮	天后宮 幸賴菩薩靈佑	
190	1193七年獎八重山國吉孝行 八重山仲間村國吉仁屋爲人天性至孝不幸母早死父粟國乃告國吉曰我聞男不六十不得鰥居今吾年方五十二若妻不在衣服浣滌總是不便由此吾欲再娶國吉奉父命即央媒前行本村於佐家約媒其女加以志他不肯應承國吉見父掛念不忘子心何止再遣媒強勸他遂應允父子不堪歡喜即擇日爲婚其後加以志生得女子名曰錦貞年及三歲母加以志早死父粟國見幼穉之女悲惻無疆國吉夫婦朝夕侍坐安慰父心亦愛妹錦貞既及成長厚備粧奩嫁于村人此時父粟國衰老發疾且腰痛國吉供火朝夕食物外或黑砂糖或萬金丹或泡盛酒從父所欲而奉進外或奉公入山林或往田圃見得父所嗜田蟹及時物菓實等即星夜携回進之由此村人觀感其孝行將他父之所嗜品物送與國吉使進其父其父年八十二歲發病食物不進欲飲小醃菜(俗叫安左加以)雖冬天寒而不畏懼即往海邊取而進之即啜之病愈國吉孝行如此外又自身或耕耘田畝或作工匠又令妻勤家業遂貯積資財見兄弟不足即助之又與村人親戚相待和睦不意父染病辭世俗未有齋節只下臺葬之國吉新造齋具爲出葬禮其基始用砂灰塗之及其後朝晚飲食必薦神位又年回忌及佳節祭掃不懈惟所有齋與之于村使村人得備葬之飾國吉之行亦如此由是有蒙褒賜黃冠位併絲綿二把賜麥絲綿二把	天性至孝	
191	1198天妃宮改稱天后宮 1198天妃宮改稱天后宮 天妃曾歷受封稱天后然本國不知之至此年始稱天后宮	天妃宮改稱天后宮	
192	1202古關和尚奏改天德山號并設禪鑑禪師木主 1202古關和尚奏改天德山號并設禪鑑禪師木主 天德山龍福寺古稱補陀洛山極樂寺至于後世國朝出令改曰天德山龍福寺因令芥隱和尚居守於焉本年三月准其住僧古關和尚奏請改其山號仍稱補陀洛山併設禪鑑禪師神牌安奉寺內	天德山龍福寺古稱補陀洛山極樂寺	



資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
205 1327十一月二十三日褒獎前任久米在番向天祥教訓百姓之功	1327十一月二十三日褒獎前任久米在番向天祥教訓百姓之功 久米島具志川縣之民至于頃年怠慢農業且遭凶歲之患況運稅船隻亦遇風浪之難裝貨盡致去弔彌至窘迫日食難繼時在番向天祥松田親雲上朝顯察其情狀體照御檢使所定條款勸勵農事百姓從承其教所荒田圃振力耕耨且因改掘浮澤故天水田亦引其水而得耕種至諸般之事務亦盡心力教示百姓是以漸興財產原來所缺貢米及貯米借米村用之米共計一百六十石餘儲錢二萬二千貫文餘皆以田圃所獲并細綿之價盡為納清又本縣西銘村大溝阿良溝等處自白瀬川原掘開水道注來為縣中農田用水但因不備塘井故每逢下雨多致損敗每年修葺之時費用四百餘民夫甚妨農事是以大溝井口築起堤坊長十步橫五步高六尺又阿良溝井口築起堤坊長六步橫二步高五尺各備塘井又上洲洲村富祖古溝雖係十七个所之地田用水但源頭窄小當早敷時各田不得耕種故亦設備塘井以為蓄水之處又仲地山里具志川村仲渠四村田地用水有從山垣原塘井流來然其水淺難以通達亦加修理高築堤坊故得流通天祥注田至各村亦得用水是皆賴向天祥之教示永得保全而為本縣之便于是後任在番暨保長等細加查看備由詳報隨賞向天祥畫軸一幅上布二疋併褒各從其事者	向天祥 天水田	
206 1328十一月二十三日褒獎前任久米在番毛九彩關澤築堤之功	1328十一月二十三日褒獎前任久米在番毛九彩關澤築堤之功 久米島仲里縣自慶味原以至宇江城比屋定阿嘉三村路邊地方有收得十四石餘之田至于近年淤泥流入不得耕種百姓不堪其憂乾隆三十六年在番毛九彩佐渡山里之子親雲上安元教示彼島各役見有農隙設備浮澤其基脚自一步半至二步高自五尺至六尺長九十餘步以其泥水引而流入村後兼久圍二萬五千餘坪之處其圃方得膏肥其田亦仍舊為播稻種之處又流入濱崎兼久及前兼久地方五萬餘坪之處漸次地肥又阿嘉村多有天水田小旱時亦水竭難以耕耨乾隆三十五年于宇座原設備塘井長二十四步廣七步高八尺自其塘口掘疏水道三十餘步因此收得米穀一百七十石餘之田得保其水多為本縣之利是以後任在番各頭目備由詳報隨賞毛九彩上布二疋彼島諸役亦擢各位	天水田	
207 1342四月九日伊平屋島島尻地方雷雨大降	1342四月九日伊平屋島島尻地方雷雨大降 此日未時島尻地方雷雨大降至于申時天氣晴朗山河田圃俱無損紀	天氣晴朗	
208 1351九月十六日褒賞國頭郡謝敷村大城仁也善行	1351九月十六日褒賞國頭郡謝敷村大城仁也善行 國頭郡謝敷村謝敷原地方有出米六石餘之田係天水田小旱則稻禾不獲大旱則不得播種百姓皆致愁苦其村有大城仁也者盡心發慮與其村耕作當併山當等上屆未申兩年自邊伊口川地高六十步之處決開水溝其長二百五十步餘掛桶長三十五步引水注田自此以後其田有防天旱全種穀數已歷六年年屢逢大雨粒無水損由是見之至于後來可以保全而為永代之便又山野間地伊等檢束令植蘇鐵有防凶歲之饑此亦所為村人之便也舉村百姓及各役報明其事因此嘉獎大城併勤勞者三人賜各爵位	天水田	
209 1364本日與那城郡褒獎名嘉村親雲上等善行	1364本日與那城郡褒獎名嘉村親雲上等善行 與那城郡屋慶名安勢理饒邊等村民地之內平田原普那多原安津多原穀津利原等處田地有三萬五千餘坪收得穀數一百二十二石五斗餘皆係天水田小旱時水難保每當大旱不能栽禾賸納其租百姓極受勞苦平安雲村前名嘉村親雲上地頭代名嘉村親雲上總耕作當前饒邊親雲上同役池味親雲上相共商量若築堤於松川原從此澆疏承灌則可保其水遂將其由與彼三村民庶相議僉謂人寡力少不勝其任又與郡庶細議郡庶聽從其議上屆申年築堤長五十二間橫十二間高一丈五尺又掘承溝通于穀津利原長三百間通于平田原長二百五十間高各三尺是以水常滿足注入于普那多原安津多原厥後無天旱之憂今歷八年雖逢風雨不有損壞則見永保以為各處之便也因此百姓頭目及各役等備由報明()朝廷隨獎彼四人及勤勞者賜位	天水田	
210 1380編成褒獎條例一本科律十八本頒行各處	1380編成褒獎條例一本科律十八本頒行各處 本國未有賞罰例律之定制照依舊例處行或事同刑異輕重不均恐致舛誤所關匪輕()王上深憂慮焉於是國相尚和(讀谷山王子朝憲)法司馬宣化(宮平親方良廷)向邦鼎(湧川親方朝喬)馬國器(與那親方良矩)會議於乾隆四十年乙未()題請設職編集賞例律()王上依議命向天迪(伊江親方朝慶)馬克義(幸地親方良篤)為其奉行向天迪等編成褒獎條例一本科律十八本法司馬國器(與那親方)向宏基(譜久山親方朝紀)向天迪(伊江親方)逐一校閱恭呈()御覽奉()旨從今以後宜依此書處行以助教化法司遵()旨飭令該管各官無吹毛求疵深刻嚴刑之差再三確議倘有難以處者應達()睿聰務遵經書律書之旨改正處行頒行各處	向天迪	
211 1383褒賞伊平屋島田名村池田筑登之善行	1383褒賞伊平屋島田名村池田筑登之善行 伊平屋島田名村池田筑登之自赤子時承池田筑登之夫婦之撫養以為成人但其養父素家貧之實他家養子池田自十五歲營勞求財至十八歲贖來養父養父無位甚是愁痛勸養父任耕作當役已亦隨父同加教令故田名村與他村異日食饑豐將其功勞賞賜筑登之座數位此遂原來之願也且本村有大堀寒氣甚強至老叟者烤火漸防是為購買被襖奉供養父母自此無寒氣之憂又至日食或漁以供魚或畜豚以肉且養父母在時設造家塚以安其心養父年七十九而喪母年六十八而死又本生之兄既為病身日食難營是以每年賦米并諸出錢日用食需不足之時發資補之且養母之兄貧且帶病更所生之一男賣身他家無可賴之人是以三十餘年叮嚀養之其一男贖身時令其移養臨終之時有托賴則葬池田之墓至其祭祀亦出資補足又勤耕作當役既及數年因染病症雖辭其職能老農業教之村人故上屆戊寅兩年饑饉之時唯田各村有殺食用拜借之米亦讓給他村防其饑餓此池田料理之所致也且比佐志原有五端餘之田地皆天水田早敷之時稻禾不登百姓憂苦池田起意見與村人商議自田名小堀之尾渡口之處開疏水溝長五百步橫二尺高一尺五寸自此其田膏肥今為播苗之田且知那古道路狹窄多難行兼多毒蛇池田發慮伐除草木開廣其路又夜中有與論島船隻遇過走風走浪須武久和外確通船八人將及溺死池田急告村人先駛出小舟救助其難村人亦皆來因此其舟及貨物等件俱失落以得救助如此孝心甚厚至平日行亦正且與村人交以和睦多為村中之利依此通村百姓及頭目掌管役等備由報明()朝廷隨賞賜黃八卷位	天水田	
212 1396三月十一日褒美西原郡津花波村掛福親雲上等善行賜座數位	1396三月十一日褒美西原郡津花波村掛福親雲上等善行賜座數位 西原郡幸地村昔日貧寒賦不饜日貧難敷故與年所獲十有五石之區借貸錢文以備賦食之用且其所授之地過多年年苦于貢稅之納不免勉勞之至故地頭代掛福親雲上嘗為旋時省察諸凡之事與村中人相議查驗地方計人授田以其分外多授往還不便之田所獲三十五石之區租授他村之人以其人為搖會預備繳債之資更管東百姓教示稼穡故各竭力農業比及三年還清舊債全竣搖會方得拿回前典之田此亦租授他村之人共計租之所入五十石歲為貢賦之補民愈勤心務農賦稅不欠又為西旋時與那城安室兩村財衰債負苦于歲賦故承大美御殿大親併郡主之命兼務其下知役亦察諸凡之事請于債主而低利息又正分地方計人授田其餘租授他村之人以其人為搖會又與村中人相議以其肥土宅籍改為旱田遷居磯土之區凡事為民計營使之專務農產是以比及五年兩村輸賦還債以竣搖會昔時與那城村所典二十石之田安室村所典十二石之田今共拿回又以安室村分外所授旱田三十石之區租授他村之人以其所入為貢稅之補民彌用力恆產兩村方與財資貢賦不遺又津花波村壤地偏小且多屬瘠土可栽甘蔗薯蕷(俗稱種子加津良)之地鮮少掛福與村中人相議以膏土宅籍改為旱田遷居瘠土之區于其租米十五石之田得栽甘蔗薯蕷而野中之田不後其時移栽薯蕷自時厥後無有食匱賦缺之憂又為夫地頭時將有改作郡驛之舉其費園聚則恐致民財之痛故要以其百姓公同之田所入租米四石為搖會預備修造之資為之承令兼務普請當役辦理其事興工告成備費銅錢共計二萬七千貫文至其搖會亦已全竣又為總耕作當時遵照原來所有條教與各役相議教示耕耨併貯糞等方又于己之農圃能竭其力為眾所習而有益又幼穉時父母琴瑟不合相離為母所養其父為我謝旋移居任所再娶妻女竟致貧窮兼遇稻穀不登之時拖運實稅正在難居其職之際掛福年歲尚幼賴生母之鞠並無財產之財只以欲鬻身為父納賦等語哀告生母借得大米三石方輸父稅是以其父全職備序登進夫地頭後退職之後亦遺繼妻而致獨居除掛福外無有子息只靠甥氏之養苦度老年掛福屢嘗食用而有竊瓢屢空之嘆掛福熟識生母再合琴瑟孝養一家得遂反哺之願常承雙親之教誨習書計竭力奉公兼營家業漸興財貨善事祖母父母凡其所求衣食皆有供進既而祖母年八十有四父年七十有五母年七十有三各終天年又因家困窮故贈米錢以資家業使其不墜宗統先祀又于外親緣家窮乏者惠贈米錢以資食用又于津花波小橋川兩村餼者低賤利息以貸米錢更當賦稅缺賦暨有貧乏之時隨時賑濟日賑計賑有前開米錢一千八百貫立低利所貸銀錢一千八百貫立低利所貸銀錢一千八百貫立低利所貸銀錢	各終天年	
213 1397三十九年庚戌冬遣貢使馬繼讓等()皇上特賜國王及使臣物件	1397三十九年庚戌冬遣貢使馬繼讓等()皇上特賜國王及使臣物件 耳目官馬繼讓正議大夫陳五龍等捧表進貢因風不順翌年八月前到福建十二月上()京叨蒙()皇上除正賞外()特賜()國王大緞二疋福字方一幅福大小絹箋四卷雕漆茶盤四個湖筆四匣硯二方徽墨四匣()加賞正使各色綵布二十九疋金鞘小刀一把大荷包一對小荷包八個()加賞副使各色綵布十九疋金鞘小刀一把大荷包一對小荷包四個()加賞朝京都通事留邊通事河河口通事各色綵布各四疋()加賞朝京大筆者以及跟伴三十二名布各一疋又常宴外展()召召副使於御前賜茶暨龍宴克食餅菓肴等件且三次()親賜盃酒又使臣在京之時每日養膳例屬禮部衙門掌管此番()特命軍機大臣和大人總理其事是以養膳較前從優又蒙()特恩所有四驛館路遠每逢行禮之時因有冒寒勞苦賜館於西華門外會計衙門都是出於額外鴻恩也其餘公務如例全竣矣丑歸國	陳天龍	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
214 1409四月初六日久米島暴風大起以敗人家	1409四月初六日久米島暴風大起以敗人家 是日久米具志川郡自晨大雨雷聲並起至其夜亥刻雨小且靜暴風驟起以西銘村夫地頭仲村渠親雲上四間角之貴家一軒吹離後面約有二尺壞破已甚又于其廂所置板凳一架亦吹去于二番座天井又其一男將到小座吹送庭中約有三間之遠然受傷不重重又有二間角之臺所隔離其家不過二尺此乃安然毫無所破非是甚奇怪哉又有各役及百姓之家十餘軒倉廩一軒其內十軒爲之所吹倒極及圯壞至于其四軒倉廩一軒受敗已少即加修葺居住伊遭難人數內二人受痛稍輕故得速愈三名正在座中爲風所放後壁然無傷身又以盃臺藏箱吹飛于百餘間之外又吹放水(石窰)于二間之外以致損壞此皆非常之事也	天井	
215 1425論法司官向天巡看神山以致繁盛之計	1425論法司官向天巡看神山以致繁盛之計 原是神山最係要需至近年以致焦枯(主)上開之深虞營造貢船(王)宮缺欠其用今番宜法司官一員巡查中頭並頭頭神山以爲盛茂之計即論遣向天巡(伊江親方朝慶)天巡率往官僚巡見其山隨即具備其由以達(〇)聖聰于是飭令各管或就焦枯或有曲木盡行艾除依山林之法以致盛生	向天巡	
216 1438天后菩薩始服黃緞五爪龍紋雲縐之衣	1438天后菩薩始服黃緞五爪龍紋雲縐之衣 天后菩薩曾因天妃位服紅緞服乾隆二年丁巳天朝加封天后位始換于黃蟒緞服因此本國亦於乾隆二十四年己卯遵即改稱天后但未改其服名種天后不改扮粧恐失尊敬請准此番照中華格奉替于黃緞五爪龍紋處處雲縐之服唐榮總理司長史等稟明(〇)朝廷隨即准之	天后菩薩 天妃 天朝	
217 1444褒賞與那城郡屋慶名村前嘉村親雲上等功勞	1444褒賞與那城郡屋慶名村前嘉村親雲上等功勞 與那城郡西原村亭路間原有四十石餘之田係天水田雖逢僅旱其水易乾徒費耕力況逢大旱則不能植稻百姓償納年賦甚致勞苦平安座村前池味親雲上地頭代名嘉村親雲上平安座村前池味筑登之玉城筑登之惣耕作當池味仁也耕作當宮城仁也等六人爲村發慮于上屆亥年勸村中人捐自己資堤并長拾八間橫八間高二丈二尺畦高九尺築作之時幸掘得湧泉因此注水田中順時植稻所獲米穀比前最多該堤并今歷五年未見旱之憂且又古次久原有五石餘之圃或逢雨歲則有水滿而東作損傷之憂多廢其地甚係吃缺該池味親雲上等爲之張本捐自己資于丘上決開承溝長七十三間闊三尺高五尺且刻開溝尾石以注水於洞內又于溝之路架缸以通往來又西原村亭路間原有四十石餘之田係天水田故易就乾耕費力或逢大旱則不能植稻百姓償納年賦甚致勞苦該池味仁也與西原村頭目等相議于上屆子年發自己履夫于水子川川田原收集大石築開堤并方八間半大畦高九尺五寸闊九尺且從此亭路間原決開承溝長四百三拾二間半橫二尺深一尺以通水道從時厥後雖逢旱災用水充足該兩村永世承益百姓頭目等具呈曾長檢者下知役兩惣地頭地奉行加具印結稟于(〇)朝廷賞各爵位	天水田	
218 1445褒賞與那城郡平安座村前池味親雲上等功勞	1445褒賞與那城郡平安座村前池味親雲上等功勞 與那城郡平安座村平原原有五拾石餘之田係天水田雖爲僅旱其水易乾徒費耕力況逢大旱不得植稻百姓償納年賦甚致勞苦平安座村前池味親雲上地頭代名嘉村親雲上平安座村前池味筑登之玉城筑登之惣耕作當池味仁也耕作當宮城仁也等六人爲村發慮于上屆亥年勸村中人捐自己資堤并長拾八間橫八間高二丈二尺畦高九尺築作之時幸掘得湧泉因此注水田中順時植稻所獲米穀比前最多該堤并今歷五年未見旱之憂且又古次久原有五石餘之圃或逢雨歲則有水滿而東作損傷之憂多廢其地甚係吃缺該池味親雲上等爲之張本捐自己資于丘上決開承溝長七十三間闊三尺高五尺且刻開溝尾石以注水於洞內又于溝之路架缸以通往來又西原村亭路間原有四十石餘之田係天水田故易就乾耕費力或逢大旱則不能植稻百姓償納年賦甚致勞苦該池味仁也與西原村頭目等相議于上屆子年發自己履夫于水子川川田原收集大石築開堤并方八間半大畦高九尺五寸闊九尺且從此亭路間原決開承溝長四百三拾二間半橫二尺深一尺以通水道從時厥後雖逢旱災用水充足該兩村永世承益百姓頭目等具呈曾長檢者下知役兩惣地頭地奉行加具印結稟于(〇)朝廷因此該池味親雲上等并其外有功者十四人俱皆賞賜爵位	天水田	
219 1447御茶屋殿守役定二年勤	1447御茶屋殿守役定二年勤 御茶屋殿有隔年宴請鑿守之典且有冊封之時天使遊觀之典是係定例然則不可不早使樹木繁茂茲查該守役自去年准定四年勤在案請准此次充二年勤有勤驗者則賜分宜之賞或賞其功留任御書院奉行及當等稟明(〇)朝廷隨即准之	天使	
220 1457四年四月二十一日(〇)上諭始建國學並建鄉學	1457四年四月二十一日(〇)上諭始建國學並建鄉學 上諭始建國學著教諸士學師勤職限定三年賜之俸米八石著按司一員親方一員任其奉行附之之中取二人筆者二人議定學規之間著爲勤任自其議定以後奉行中取勤職限定一年且於三等亦取各平等資財各建學校一所設置學師各一員其勤職限五年至於俸米亦取各平等資交與七石以按司各一員親方各一員任各奉行附之之中取各二人筆者各二人至其勤職之期待各平等申詳可定期期(〇)論記左國學訓飭士子論稽古之學校天子曰辟雍諸侯曰泮宮皆所以興行教化作育人材典至渥也今予國都自古以來未建泮宮典尚闕如應建國學教化育人材以臻美備然現今國財未裕不遂興建之志故於舊官署權爲國學署派按司向國藩紫巾官向元佐充爲國學奉行並令當座官金世裕麻克昌偕爲中取役管理學務既又簡派紫金大夫蔡世昌以爲學師公同議立學規勸諸生務期風教修明賢才蔚起庶幾棟樑作人之意今蔡世昌不幸身故乃命議大夫林家槐充補學師特製訓言警飭諸生其各聽聽蓋古之學者先立品行及諸藝爾諸生幼聞庭訓長列鄉學朝夕誦讀無講究必也躬修實踐砥礪廉隅敦教孝順以事親秉忠貞以立志窮經考業勿雜荒誕之談取友親師務化懦盈之氣常防湯鞅毋逸遊苟行止有虧雖讀書何益若夫宅心弗淑行已多愆或盡語流言惑聽官長或營私獻媚出入權門或依附勢豪欺孤凌弱或招呼朋類樹黨爲援或以當悲當恨之行反爲得計而不公不道之事罔顧害人乃若此人名教不容鄉黨齒縫脫脫褻褻濫竊章縫返之於衷寧無愧乎種種弊端深可痛恨故復復倦倦特宣訓言使爾等共體予心恪遵明訓一切痛加改省爭自濯磨勤學積行逢時得志不特爾身有榮即爾祖先亦增光寵矣若乃玩愒勿傲暴棄自甘則是爾等冥頑無知終不能率教也既負栽培復于答辰國法具在予亦不能爲爾等寬矣自茲以往無論名門寒陋如有積行勤學爲國宣猷者則雖布衣子弟我將擧而用之如或敗檢踰閑不遵明訓者則雖貴族子孫我將退而去焉凡各學奉行師長宜宣傳集諸生多方勸勵以副予懷否則職業勿修各亦難道勿謂予言之不預也爾多士尚謹聽之哉	天子	
221 1465上屆丙辰秋到閩回國貳號貢船人數再遇海賊無恙歸國	1465上屆丙辰秋到閩回國貳號貢船人數再遇海賊無恙歸國 丙辰秋到閩歸國貳號貢船在五虎門與頭號貢船一同放洋駕駛北方見在羅湖洋面賊船三隻攻圍裝載材木行温州船兩隻奪取貨物及船隻即貢船人數取出兵器打放異風鐵砲此時兵船有何妨賊無有駕來將至天墨益嚴防禦駕行在斗米洋面賊船兩隻駕近貢船離邊高聲稱賣魚船隻即放大炮圍攻貢船隨放異風鐵砲夜間防禦賊船等不逞若仍賊船多來則無可防之術應駛出外洋若風吹自戌亥直歸本國通船人數會議改針駛出外洋不時天明賊船退去當此之時風轉丑寅難以直駕而向三砂駕船至辰刻許賊船兩隻又復進來內有一隻賊人俱隱船內假粧釣舟進來貢船人數因有緊防彼海賊四五十人許立於船上各出兵器數次進來然因益防賊船終退更有一隻賊頭船隻立赤旗等所駕人數五六人許到來是亦見緊防直致退散如前所陳既遇海賊然通船人數盡力防禦無恙全歸	天黑	
222 1472冊使臨國封典既竣回朝	1472冊使臨國封典既竣回朝 欽命(〇)冊封正使翰林院修撰趙文楷副使內閣中書李鼎元又護封遊擊冊封舟都司巡捕官坐駕二號船五月初七日在五虎門與接貢船一齊開洋十二日駕臨那霸港(〇)論祭暨冊封典禮已竣又有(〇)皇上欽賜(〇)御書海表恭藩四字今般以(〇)天朝喪服未閱(〇)冊使辭卻筵宴故中秋重陽並無請宴其外亦舉行典禮莫進宴膳但(〇)冊使請自(〇)天朝遠來不忍廢止筵宴所有七宴協照舊例奉筵宴席及禮物又(〇)冊封既竣(〇)皇上行幸(〇)天使館恭謝故冊使亦光臨(〇)王城回拜此時請(〇)御書院奉進宴膳且請宴南苑之時請看烟花今般(〇)皇上欽賜(〇)宸筆造爲匾額(〇)天使臨(〇)城拜看匾額此時請宴南苑看有演戲且要行饌宴再宴本苑亦有演戲又請宴都司巡捕官於南苑苑看烟花演戲等藝諸凡典禮既竣十月二十日那霸開船到馬齒山阿護浦灣泊本月二十五日該地放洋十一月初三日駕到福州地方(護封遊擊到國未幾病故都司附駕封舟巡捕官坐駕二號寶船以歸朝又封舟灣泊馬齒山該島具報前來隨遣御書院當具志川里之子親雲上署長史親里親雲上具體物問安此日封舟開關不得逢着)	天朝 天使	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
223 1487甲秋赴閩進貢船遇海賊能為戰防且回棹之時請發哨船護送回國	1487甲秋赴閩進貢船遇海賊能為戰防且回棹之時請發哨船護送回國 甲秋赴閩貢船在馬蘭山與對岸兩隻一齊開洋頭張貢船應見中華外山駛近內地夜裡船行恐有不測之虞拋錠暫泊奈因風波猛起截斷錠索羅湖內洋駕駛之時偶自南方有船一隻直向貢船駛來倘不是賊船正為防備之時賊船放砲走來通船人數預如分局各列立無間斷放砲打錠鎗以致防禦賊船退去未幾貢船駕入羅湖洋面之時又復南方有賊船一隻直取貢船前來且有賊船二隻自羅湖前面出來其背後又有數十隻蓬船由是通船人口驚驚受怕該船三隻轉過貢船之左右放砲振驚攻圍貢船四回為往來然皆不意禦敵以故賊船退去該數十隻賊船亦見貢船嚴防嚴密不敢前來方得免危難又貳號貢船正見中華外山之時奈因無風不先行走漸漸風波猛起兼暗夜不能駛近內地而遂地旋及至五盞看見乃是外山臺也其洋面內多暗礁洶非可泊船之處所即刻要起錠駕駛奈風濤猛起輒不能起旋旋旋波見漸漸近石礁正遇着兇險于是舵工佐事等皆請斷棄錠索駕駛羅湖內洋之時見大船一隻走來恐是賊船則挺出兵器攔列陣伍以為防備因賊船放砲前來貢船亦不停手放砲打錠鎗由是賊船退去駕駛羅湖前面之時又有船三隻自後港口走來由是所退去之大船亦回駕前來四隻之內一隻之大將船振亦旗則各分兩隻夾攻貢船以放銅砲正在危急當此之時不振勇禦敵勢無可逃由是通船人口俱勵精力輪流放砲打錠鎗以致防禦彼見貢船防備之嚴遂退去方得免危難而竿塘灣泊之時又見其有火光知是賊船以為防備而賊船不來是風波猛起兼以暗夜也應待天明有復來則不可無其慮等情商議至黎明起旋旋果遇賊船兩隻隨即放砲打錠鎗靡有失機由是海賊退去貢船要直到五虎門盡力駕駛奈因潮信不順地旋定海之洋面俟晚見海面有船數十隻仍復嚴密戒備徹夜看守早晨開洋之時又有大船八隻走來甚是慌忙貢船無可防之暇截斷錠繩駕走只見彼船漸近而打鳴鑼鼓知是為哨船方得安心而哨船自貢船前後左右護送到怡山院又封船兩隻及頭號船先一日抵怡山院夫因如斯賊徒整多深恐歸國之時仍復有遇預起諸衛門懇請從五虎門以至竿塘遣發哨船護送貢船等情隨蒙准所請既而在木之下旋旋行至江灣泊茲蒙閩安鎮總爺令把總致詞云特為護送貢船事轉集哨船以來此邊當待見風開旋之時預為詳報等語遵應隻員俱從總爺寶船以致拜謝時有都司出云聞得海面賊匪甚繁兼安南國賊船百餘隻分頭近日到廈門兩隻甚為憂慮今雖有管理貢船總爺護送然司亦稟詳總督撫院一齊護送等由遵將愛惠之恩感激殊深奉答都司歸本船之後兩隻員役並到都司所領之船以放拜謝既而將右順風開旋之中詳明總爺及都司兩處記旋旋船由是總爺所轄哨船上七隻都司所轄哨	天明	
224 1509本年六月初五日雷震于馬氏小祿親方良和之家	1509本年六月初五日雷震于馬氏小祿親方良和之家 是日雷震于馬氏小祿親方良和之家擊破屋脊之端長一尺三四寸許不破桁竹椽椽等又割碎梁端長三尺許及稅一根二番座柱一根併天井板闊八寸許長一尺七八寸許不破座床及疊等而三番座杉戶一個大座杉戶三個是大為破三番座杉戶二個大座杉戶一個是小為破更以大座小壁一處三番座小壁二處及各柱共高一尺四五寸許是小為破而大座小壁一處直穿闊一尺五六寸又破大座隔子小骨闊一尺許及二番座隔子小骨各處	天井	
225 球陽卷二十 尚瀨王 即位元年(大清嘉慶九年甲子也) 1511<本年琉球館驛失火延燒>	球陽卷二十 尚瀨王 即位元年(大清嘉慶九年甲子也) 1511<本年琉球館驛失火延燒> 元年甲子正月初九夜柔遠驛樓既自廳堂失火防而不能遂燒樓屋及所有天后神土地神併先人神主此時接貢船水梢蒲戶仲村渠亦致燒死隨請仍舊起蓋業蒙海防官批燒館非自外延燒因使臣等不慎之所致則雖難准其願然琉球係( ) 天朝朝貢之國是以准其所請本年十月仍舊告成	天后神土地神	
226 1516本年褒嘉豐見城郡田頭村瀨長筑登之等功勞頒賜爵位	1516本年褒嘉豐見城郡田頭村瀨長筑登之等功勞頒賜爵位 豐見城郡田頭村多年疲苦百姓私自負債賣身人數甚多遂致人烟減少不能盡農業是以每歲食用不敷年貢併諸雜物等件不能全納追年增借其缺錢數共計三萬八千貫餘文甚是困窮由是所砂糖及諸雜物等過半配授他村仍不起色將有倒村之憂幸是本村瀨長筑登之安原村宜保筑登之伊良波村上原筑登之高安村外間筑登之外間筑登之田頭村座安筑登之上原筑登之龜運天松座安蒲戶比嘉牛上原等意置在于有濕之圃及有水頭之薄地新墾田畝則可以增獲稼穡之利等由議定村人乃把其情狀又乞檢者地頭代之裁圖籍三千四百六十餘坪自土層延年起至于酉年新墾田畝以為植稻所刈米穀乃比當日所租米數增出十二斛三斗餘以其零利而為搖會之計且至所有田畝多屬薄地其數苗田多租他村之田故其租又重甚不利便于是相勸村人改掘村墾邊邊所有寒水川而其流自村前至西原掘疏水道故里汙流入且名嘉地村所有之井尻併其村汁掘溝引入新掘田並薄地田遂為上田不租數苗田於他村雖逢前年等之旱然水蓄留不乾遍植稻苗不為不足各為利便不小至其搖會亦行取領上年二月其私負債及賣身人皆為償還曾授他村砂糖併雜物等自上年三月仍舊擔辦且自去年本村比嘉筑登之親雲上所有之瀉八百坪許因手不及耕耘不盡以為原來荒蕪若自村中修葺併致耕耘則自去年至于七年所獲農作配與村中等由已致議定通村百姓修葺田陌入土作田自去年起始有植稻且于赤崎森除定數外增植蘇鐵二千二百株永為村中之利等由該等具呈會長檢者兩惣地頭田地奉行等粘添印結以稟( ) 朝廷隨賞賜各位	運天	
227 1520本年二月十一日褒嘉美里郡池原村金城筑登之等功勞頒賜爵位	1520本年二月十一日褒嘉美里郡池原村金城筑登之等功勞頒賜爵位 美里郡池原登川兩村所有田畝之內大多慶原及加良嘉真原出產米穀共計六十五石餘之俱係天水田故逢少些旱魃亦致乾涸難以藝稻每年賠納貢賦百姓極其苦勞幸有池原村金城筑登之金城筑登之島袋筑登之島袋筑登之島袋仁屋島袋仁屋蒲戶島袋三良島袋蒲戶島袋村仲宗根筑登之島袋仁屋仲宗根仁屋山戶島袋加那仲宗根等相共留心自土層巳年至酉年損自己資財築成大島慶川高九尺長七步半橫二步半之堤又大多慶原長四百一十步之內長二十二步橫三尺深二尺餘加良嘉真原長三百九步之內長二步深五尺許割除岩石開得水注入于其田故當年上屆戌亥兩年旱魃亦賴有水以藝養禾是以如例刈獲米穀自時厥後無賠納貢賦且地位亦好永于本村為許多之和便等由兩村頭目掟等呈詳前來各役人等稟明( ) 朝廷隨賞各爵位	天水田	
228 1555七年庚午褒獎鳥島於志國吉等三人之功勞頒賜爵位	1555七年庚午褒獎鳥島於志國吉等三人之功勞頒賜爵位 鳥島素無水井常賴天水以為日用不勝勞苦至于去年幸有於志國吉那邊仲宗根多呂國吉等三名為之察慮掘開水井其後用水充足永貽利益請賞厥功等由該地方頭目與人等呈文泊村頭取加具印結稟明朝廷隨賞各爵位	賴天水以為日用(雨水)	
229 1571十一年甲戌褒獎勝連郡比嘉村前濱親雲上等功勞賜各爵位	1571十一年甲戌褒獎勝連郡比嘉村前濱親雲上等功勞賜各爵位 勝連郡南風原村因強半天水田雖逢小旱早米不敷園村百姓必至窮苦由是詳請田地官自上屆卯年以至巳年比嘉村前濱親雲上南風原村山城筑登之同村耕作當金城仁屋濱崎村武太金城其外十六人為之統主只候百姓過居之時於赤當地原墾開堤長三間餘闊二間深五尺又于其北方有土山長三十間餘橫五間闊三間許除去地土以疏水道且於宇炭原亦墾開堤長十一間闊八間餘深二間許水深八尺又自此并疏鑿承溝長二間餘闊三四尺許且至上年亦墾三塘其一塘長十五間闊二間深五尺一塘長八間闊二間深一丈一塘長八間闊三間深三尺餘如此各盡心力故米穀百三十三石三斗餘水田永不干水其水注入與那城郡二十石水田且于上屆巳年地畝二千七百四坪新墾水田其所獲米穀共計三石三斗五升四合扣算原租則二石五斗既增出產此為永世利益等由會長呈檢者兩惣地頭并與那城郡會長檢者田地奉行加具印結前來隨即賜各爵位	天水田	
230 1579本年八月七日申初刻雷震向克明之樓	1579本年八月七日申初刻雷震向克明之樓 此日向克明(名護按司朝寬)在于樓梯囑事於跟伴仲兼久仁屋之時雷公忽落其上兩人失氣百藥無效遂共身故且擊破樓柱六本小壁天井戶床及座上各處吹起北陣軒端五尺許上之瓦然其瓦底竹仍舊無異不知雷公何處震落何處纜出	天井	
231 1583本年四月十二日褒嘉玉城郡地頭代仲并眞親雲上等功賜各爵位	1583本年四月十二日褒嘉玉城郡地頭代仲并眞親雲上等功賜各爵位 玉城郡嘉部當山兩村原多天水田是以雖遭小旱不得耕耘地頭代仲并眞親雲上天地頭嶺并親雲上其外一十八名相共發慮請田地奉行主裁自損資財於宇喜原佐宇志原等處剷除 岩石掘得各泉既而鑿通水道兩水合流又築設堤井兩個從此鑿通承溝在其注處復又築設堤井兩個且自嘉嘉部村以至該水道鑿通承溝使水流注且於嘉良眞志原掘堤兩個今以其如此用心勤勞故注該水已入租米三十九石餘之水田又入富里志堅原兩村租米一百餘石之水田且所有稼穡之地共計四千四十五坪原屬濕地耕種難施因掘為水田其所獲米穀比前既多為益又大等由各項目掟等呈文會長檢者兩惣地頭田地奉行等加具印結前來隨即褒嘉其功賜各爵位	天水田	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
232 1585本年七月二十五日有(口英)咭喇國船二隻漂來本國	1585本年七月二十五日有(口英)咭喇國船二隻漂來本國 此日(口英)咭喇國船二隻漂來本國泊村洋面投棹寄泊其大船長三十六尋橫七尋高六尋三尺小船長二十三尋橫五尋二尺高四尋四尺許兩船人數共計四百七十人(內有女一名黑人國人十一名中國人一名)隨即法司以至諸役人等直居泊村該兩船上多載兵器(有大砲鐵砲鎗刀)且令兵役坐駕杉板巡往各處海濱試水淺深由是法司等官甚為驚疑即于其附近海濱及那霸泊久米村等處各着設關防守至菜着及各色物件隨棹隨給詎該船水師大人請見官員因是各官意謂若遣官員相見則其志可見乃着毛廷器(普久嶺親方)權稱官員備帶猪羊並各色菜蔬親登大船相見水師又請修葺船隻並賜櫓木一根隨准其請翌日水師備帶禮物親來臨海寺鳴謝其為船也不可不撤貨修理故令其貨物搬在于聖現寺更令于各處津口亦加設關又該小船兩次在泊洋面揚帆開洋或巡往各浦收泊或收入各洋面投棹仍舊回來泊洋面下棹寄泊該人數內一名病故隨着擇地于聖現寺前面松林埋葬祭弔該水師感激此厚恩請親見國王叩謝即辭云本國法度或有他國船隻漂來則所有一切事宜專由府官承辦而其謝恩亦府官代為 奏謝且現奉(皇)上諭旨內云琉球國王天朝册使外別勿肯見他國人又查規例本國古來雖有中華官員漂來只見府官謝禮爾等亦宜依遵其例施行可也水師又云若不見國王親謝而回則難以見我王回奏萬乞准見國王復又辭云凡國家法各有不同琉球國法如何可以如此舉行茲陳其由交給印照爾等宜以其印照奏明國王等語雖再三頻辭固執不諾遂水師艱然不悅曰倘今不准見國王則我不得已回國之後又應為謝其禮再遣船數隻是其惡心之機見而國家之災起難知者也由于首里各處亦令設關防守王命王子以下按司及紫巾官等會議皆謂若遣一人權稱府官再見水師頻辭則可止其欲見國王之願王乃命向鴻基(今歸仁按司朝英假名向邦輝)權稱府官帶領各色物件登船告辭水師云若不準見王親謝請具其由交給印照爾等亦宜依遵其例施行可也水師備帶禮物來到臨海寺叩謝云我等數日淹留煩擾貴國感何可言乃于九月初七日該兩船一同歸國而去所給印照記左琉球國布政大夫向邦輝為印照事嘉慶二十一年癸卯二月二十五日有(口英)咭喇國(口)貢船二隻收到敝國本職意欲厚待奈裁爾爾產物無珍僅送淡薄物件不勝慚愧于朔月初貳日遣那霸地方官上船問安水師大人欲見國王鳴謝隨查規例或有他國船隻漂來到敝國本職承辦遣回並無見王親謝放于玖月初三日親登寶船再三請辭茲欲有據左鈐國印為照嘉慶貳拾壹年玖月初伍日	天朝	
233 1587本年十月初一日褒嘉玉城郡地頭代仲井眞親雲上等功賜各爵位	1587本年十月初一日褒嘉玉城郡地頭代仲井眞親雲上等功賜各爵位 玉城郡玉城村加根喜利原有天水田雖遇小旱不得耕耘地頭代仲井眞親雲上夫地頭嶺井親雲上其外二十名相共發意請田地奉行主裁自損資財於該村種川水降之處削除岩石鑿通水道其內築堤長五間自此以至加根喜利原水田處處削除土山鑿通承溝注入水于租米三十八石餘之水田又所有稼穡之地共計二千九百七十八坪原屬濕地耕種難施因掘為水田其所獲米較比前加多永益于村等由各頭目掟等呈文會長檢者兩惣地頭田地奉行等加具印結前來隨即嘉其功勞賜各爵位	天水田	
234 1598十七年庚辰褒嘉具志川郡安慶名村頭目等功賜各爵位	1598十七年庚辰褒嘉具志川郡安慶名村頭目等功賜各爵位 具志川郡具志川安慶名田場三村于大田原有天水田雖遇小旱不得耕種百姓共及困窮安慶名村頭目等其外二十一人為之發意請田地官主裁自損資財自上屆己年至翌午年于加久知多原山籍內掘泉得水開溝通行大田原注入租米一百五十斛餘之田又其溝近邊有一萬百坪之畝自上年午年以至去春新墾其畝以爲水田其出產之數比前甚多又上屆亥年自其泉口直至其內削除岩石共計長五十七間闊自三間半至四尺深自一丈至二尺既而於其口內築建塊石共計長十間高五尺五寸且於泉口十間之下架設小缸以通往來又喜屋武宮里高江洲仲嶺兼介段江洲六村多有天水田雖當小旱即乾涸失播種之時百姓甚致苦勞其開新田以來無播種失時之憂誠貽益于各村不小由是頭目掟等呈文會長檢者下知役兩惣地頭田地奉行等加具印結稟于(口)朝廷隨賞各爵位以表其功	天水田	
235 1601本年賞首里上運天親雲上長命頒賜品物	1601本年賞首里上運天親雲上長命頒賜品物 首里上運天親雲上行年登九十九其子孫宗族及鄉黨長者具文稟于(口)朝廷隨賞其罕世之壽賜期頤國瑞匾額字一張綿子二把島綿二端白綿二端銀子三十兩以示盛典	上運天親雲上	
236 1606十八年辛巳褒嘉與那城郡前地頭代平安座村名嘉村親雲上等功勞賜各爵位	1606十八年辛巳褒嘉與那城郡前地頭代平安座村名嘉村親雲上等功勞賜各爵位 與那城郡安勢理饒邊兩村所有水田多賴天澤雖逢小旱禾稼不登貢賦完居民坐苦平安座村名嘉村親雲上曾任西按職時為村發慮看定加味也原地中有泉焉乃請田地官主裁率同人民共一十六名各自捐資起自上年末以至丑年鑿開其泉且掘開堤井四個長或三間或七間闊或二間或六間五合深或六尺或一丈二尺從此決排承溝長七間五合深二尺即在驛道亦掘除土塊長二間五合深一尺八寸架以板石以導泉水注入附近水田計其產米九十一石餘至稻種田每年水澤不裕況遇旱歲益就漏涸產苗乏用自向他村買米以供栽藝因該村等種種出力遂為良田春無禾苗空乏之憂秋有粒米狼戾之慶永貽益于百姓由是掟惣耕作當會長等呈文檢者兩惣地頭田地奉行等加具印結稟明(口)朝廷隨賜各爵位以施其功	多賴天澤	
237 1616本年北谷郡新設石橋三座	1616本年北谷郡新設石橋三座 北谷郡城橋池城橋從來架以松板朽壞甚早以致人馬往還之妨又佐阿天川滿潮之時往來難通暴雨之時流洶洶急猛溺斃人馬蓋亦多矣此三處最宜築設石缸然不能以全部之財備三橋之費茲有新家譜泊村知念筑登之親雲上汀志良次村安次嶺筑登之親雲上渡地村照屋筑登之親雲上內金城村新垣筑登之親雲上母西村比嘉筑登之親雲上母等五名稟明(口)朝廷各自捐資以備架缸之需隨即允焉令向氏與濱親雲上朝常武氏長嶺親雲上崇宣二員充其督官築架石橋	天川	
238 1618十九年壬午褒嘉與那城郡前地頭代平安座村名嘉村親雲上等功勞賜各爵位	1618十九年壬午褒嘉與那城郡前地頭代平安座村名嘉村親雲上等功勞賜各爵位 與那城郡西原村所有水田多賴天澤雖逢小旱禾稼不登貢賦不敷百姓共及困窮平安座村名嘉村親雲上曾任地頭代職時深察比川原有泉源乃請田地官主裁率同人民一十九名各自捐資上屆亥年以來鑿開堤井一個長十間闊八間深八尺更鑿通承溝長九十間深三尺五寸又於名加次志原鑿通承溝長二十三間深五尺又新掘水田二千一百九十七坪導該泉水注入產米一百六十石餘之田又所有播種之田澗水易乾稻苗失望每歲訪買他村以備應用其來已久因該村等注入其水變成良田至于稻苗亦為優藝永貽益于百姓于是頭目掟等呈文會長檢者下知役兩惣地頭田地奉行等加具印結稟于(口)朝廷隨賞各爵位以表其功	多賴天澤	
239 1619本年褒嘉與那城郡惣耕作當平安座村池味親雲上等功勞賜各爵位	1619本年褒嘉與那城郡惣耕作當平安座村池味親雲上等功勞賜各爵位 與那城郡平安座村所有水田多賴天澤雖逢小旱稻苗不登貢米不敷百姓共及困窮惣耕作當平安座村池味親雲上及前夫地頭同村饒邊筑登之二人請田地官主裁率同人民二十名各自捐資於與江真世原鑿開堤井兩個一個深六尺闊六尺一個深七尺闊六尺疏水道兩條一條長七間半闊一間深四尺一條長八間闊一間深四尺又於加津良真多原鑿開堤井一個深六尺闊八尺又於前田原鑿開堤井一個深六尺闊七尺疏水道一條長五間闊一間深四尺又導其水注入六十四石餘之水田其所獲之利毫不失望又所有稼穡之地共計九百一十五坪原屬濕地不得耕種新墾其地以爲水田其所獲米較共計七十九石二斗九升一合六勺七才起扣除原租已多產米六十二石一斗六升四合六勺七才起永貽益于百姓于是頭目掟等呈文會長檢者下知役兩惣地頭田地奉行等加具印結稟于(口)朝廷隨賞各爵位以表其功	多賴天澤	
240 1625二十年癸未褒嘉眞和志郡前地頭代國場村宮里親雲上等功勞賜各爵位	1625二十年癸未褒嘉眞和志郡前地頭代國場村宮里親雲上等功勞賜各爵位 眞和志郡國場村所有水田多賴天澤雖逢小旱總是涸裂農禾失時上屆丑年前地頭代國場村宮里親雲上夫地頭平安山親雲上本村嘉數筑登之等三人請田地官主裁率同人民一十九名各自捐資於與江真世原鑿開堤井兩個一個深六尺闊六尺一個深七尺闊六尺疏水道兩條一條長七間半闊一間深四尺一條長八間闊一間深四尺又於加津良真多原鑿開堤井一個深六尺闊八尺又於前田原鑿開堤井一個深六尺闊七尺疏水道一條長五間闊一間深四尺又導其水注入六十四石餘之水田其所獲之利毫不失望又所有稼穡之地共計九百一十五坪原屬濕地不得耕種新墾其地以爲水田其所獲米較共計七十九石二斗九升一合六勺七才起扣除原租已多產米六十二石一斗六升四合六勺七才起永貽益于百姓于是頭目掟等呈文會長檢者兩惣地頭田地奉行等加具印結稟于(口)朝廷隨賞各爵位以表其功	多賴天澤	
241 1633本年尋	1633本年尋 此年六月以來旱魃威經久不已是以(口)王傳旨自八月二十五日至二十七日於(口)王城御火鉢前並各嶽禱告訖親方率同官僚共七人拜且在前之御庭禱雨又於(口)聞得大君御殿御火鉢前禱告訖親方率同官僚共七人拜又於三平等神宮禱告訖親方率同官僚共一七人禱雨又令禱家於圓覺寺念大盤若經禱雨又令聖家於護國寺禱雨又令久米村大夫率同官僚共一七人於龍王殿五尊廟(初日與終日)三司官一員申口一員座敷一員當一員勢頭一員里之子一員筑登之一員共七員前至龍王殿與久米那霸衆官一同行禮)又禱雨初日將久米那霸官各一員及衆官分爲二其隊一隊則以親方率同官僚請龍王駕唐榮龍舟前至豐見城禱雨一隊則三司官率同衆官前至五尊廟禱雨又泊村社祝部諸郡三日禱雨(應戴紫冠者改戴黃冠紅冠者除冠只著朝衣禱雨之際都鄙禁止屠宰)	天尊廟 至天尊廟禱雨	



資料4 『球陽』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
254	1809本年四月三日午刻久米仲里郡有異國船一隻飄來	1809本年四月三日午刻久米仲里郡有異國船一隻飄來 其船駛來島尻大口二里許洋面灣泊人數十五名坐駕杉板二隻撐來島尻濱走入村內有求牛羊鷄之模樣隨給鷄一隻不肯收領走到田野劫奪野飼牛一口羊二口自島尻村撐赴伊保濱其土民用手示早回隨即駛回本船終夜灣泊翌朝向進南方至於天暮向戌亥方駛去其船形人相比看繪圖恰似阿蘭陀	至於天暮	
255	1816本年九月朔日久米島有異國船一隻飄來	1816本年九月朔日久米島有異國船一隻飄來 其船灣泊儀間大口之外二里許洋面人數二十八名坐駕杉板四隻帶來布疋用疋手換牛之意即給牛三口不領布疋但見其勢甚為少些直侵入村內巡行人家於是給大小豚六口羊一口蕃薯菜蔬席子等件尚以不安更侵入玉城之比屋家開櫃拿出神讓紗綾衣裳一領以求發給乃不得已以為送給仍有不足之意隨加給牛一口即回本船向南方去未幾日落天昏不知去向而至於次日帆影無見其船形人相對看繪圖恰似阿蘭陀	日落天昏	
256	1818本年二三月天有光	1818本年二三月天有光 此年自二月初五日以至三月初二日定更之時未申之方有光等由御番頭遞下庫理當轉奏	天有光	
257	1829本年褒嘉東風平郡友寄村金城孝行以賜爵位	1829本年褒嘉東風平郡友寄村金城孝行以賜爵位 金城之為人也原致孝行常使雙親安心故父登九十五歲母登七十九歲共得長壽保終天年至辭世後猶如生事舉行登記以盡追遠之誠又有叔母在焉因係寡婦移遷自家如事父母厚致保養使得古來稀壽至其棄世之時自捐家資築造墓墳厚為埋葬以安幽魂至其舉行祭奠亦盡如在之誠不但此也內自親族綠姪外至舉村人民交以和睦又視察因窮者或給米錢或行借貸不加息又村人或遇回祿之災或當麻疹痘瘡之時該金城惠給物件以救急難除此之外諸凡事務為村出謀發慮能為料理圖村人民無不感心由是該村百姓頭目等具文懇乞酌賜褒賞田地奉行兩愷地頭下役檢者會長等加具印結稟明( )朝廷法司奏( )王賞賜頭座數位以示恩典	保終天年	
258	1841(本年十一月十五日(口英)咭喇國領事李太郭傳文書一道於本國官吏)	1841(本年十一月十五日(口英)咭喇國領事李太郭傳文書一道於本國官吏) 本年十一月十五日駐劄福州城內積翠寺(口英)咭喇國領事李太郭將文書一道交給在閩存留通事魏學賢轉傳本國官吏其文記左 道光二十一年九月二十四日奉殊批 俱著照所議辦理 茲因 大清 大皇帝 大英 君主欲以近來不和之端解釋息止肇畔為此議定設立永久和約是以 大清 大皇帝特派 欽差便宜行事大臣(太子少保鎮守廣東廣州將軍宗室耆英頭品頂戴花翎前都察院堂午副都統紅帶子伊里布) 大英伊耳蘭等國 君主特派 欽奉全權公使大英英國所屬印度等處三等將軍世襲男爵璦 鼎章公同各將所奉之上諭便宜行事及 敕賜全權公使之命互相較閱俱屬善當即便擬議各條陳列於 左 一嗣後 大清 大皇帝 大英 君主永存平和所屬(華英)人民彼此友睦各任他國者必受該國保護 身家安全 一自今以後 大皇帝恩准大英國人民帶同所屬家眷寄居 大清沿海之廣州福州廈門寧波上海等五處港口貿易通商無礙且 大英 君主派設領事官等官住該五處城邑專理商賈事宜與該地方官公文往來令英人按照下條開敘之例清楚交納貨稅鈔餉等費 一因大英商船遠涉洋往住有損壞須修補者自應給予沿海一處以便修船及存守所用物料今 大皇帝准將香港一島給予 大英 君主暨嗣後世襲主位者常遠據守掌任便立法治理 一因 大清 欽差大憲等於道光十九年二月間經將 大英國領事官及民人等強留粵省赫以死罪索出鴉片以為贖命今 大皇帝准以洋銀六百萬圓備補原價 一凡 大英商民在粵貿易向例全歸額設行商亦稱公行者承辦今大皇帝准以嗣後不必仍照向例乃凡有英商等赴各該口貿易者勿論與何商交易均聽其便且向例額設行商等內有累缺英商甚多無措清還者今酌定洋銀三百萬圓作為商缺之數准由中國官為償還 一因大清 欽命大臣等向 大英官民人等不公強辦致須撥發軍士討求伸理今酌定(水陸)軍費洋銀一千二百萬圓 大皇帝准為償補惟自道光二十一年六月十五日以後英國因贖各城收過銀兩之數 君主准可按數扣除 一以上三條酌定銀數共貳千一百萬圓應如何分期交清開列於左此時交銀陸百萬圓 癸卯年六月間交銀二百萬圓十二月間交銀三百萬圓共交銀六百萬圓 甲辰年六月間交銀二百五十萬圓十二月間交銀二百五十萬圓共銀五百萬圓 乙巳年六月間交銀二百萬圓十二月間交銀二百萬圓共銀四百萬圓 自壬寅年起至乙巳年止四年共交銀二千一百萬圓倘有按期未交之數則酌定每年每百圓加息五圓 一凡各口應從其共餘不盡贖從乃與英商民人等會同相議如有贖從廢俾明日謝罪或立之刻則逃去山中時	遍運天下	
259	1847本年將應行於天久宮之典禮都在長壽寺舉行	1847本年將應行於天久宮之典禮都在長壽寺舉行 每年十二月晦日例有祝部內侍及泊村人士齋宿天久宮之典時佛朗西人住該寺院若依例行之必有妨礙是以在長壽寺望天久宮行之且元日暨十五日有遣官詣寺禱福之典但天久宮以前項之妨此亦令在長壽寺望禱	天久宮	
260	1848十一年乙巳五月初二日與那國島有異國船一隻到來	1848十一年乙巳五月初二日與那國島有異國船一隻到來 此日有白帆異樣海船一隻駛到祖納村洋面船上人數十三名坐駕杉板一隻撐來古保良濱即訪來歷言語不通漢字不知但如別單所開送給文書一道折開看得即知其船與前年駕到八重山島阿蘭陀人毫無差錯至其本船在該祖納村洋面巧構往來未幾日落天昏不見帆影至于翌朝不知去向該杉板依舊旋泊其所坐人數八名自初三日以至初五日仍坐杉板五名上岸而來恰有巡看山野模樣隨即用手比勢請辭其舉奈該人等不肯聽從遂巡行山野在于各處設建白旗以千里鏡視察四方至黃昏時仍回杉板以致寐宿且該人等書寫繪象請求豚一疋牛一疋蕃薯一籠隨為送給至初六日其本船駛到所濱洋面縱泊異人十一名華人一名坐駕杉板一隻撐來上岸時有與那國與人其為人也曾學官話者也隨訪問來歷據華人稱大(口英)國船隻通船人數共二百員名到八重山島昨日在于該島開船今日來到此島明日巡查山野後日放洋回去等語遂在該濱設造布屋一坐兩三人輪流直居布屋至初七日(口英)人五名華人一名上岸如前所行巡察山野建立白旗以千里鏡遍行察看至黃昏時回到布屋以致寐宿於初八日為備長行回國之需請求活豚活鷄鷄蛋隨即發給是日申刻駛破布屋裝載本船開行至初九日又復駛到八重山島屬下崎枝村洋面坐駕杉板一隻撐來上岸隨通事訪其來歷據稱吾等前日在此開洋往到與那國接載留于該國人數昨日在該地方開船仍到此地方又要在此開船直到琉球日本兩國仍舊回來此地等語是日開船向子丑方駛去等由併附該(口英)人在與那國島所給文書一道該島在番稟明( )朝廷其文記左大船前年到八重山來個此船係好船如今往別個山去遲四日回來小杉板一隻只有房屋一座人個等在此山四方可回去叫你們不用驚慌水手十個一同等在這裡大老爺臺前(福安)	日落天昏 四方方可回去	
261	1849本年五月十五日有異國海船一隻到來	1849本年五月十五日有異國海船一隻到來 此日有異國海船一隻來到那霸洋面即遣通事訪問來歷據稱係(口英)咭喇國船隻通船人數共二百員名既到廣東呂宋轉到各海國來到貴地等語此日有請求牛豚羊豕各色物件即為送給至十七日午刻該船頭目率同(口英)人二名坐駕杉板來到嗎頭南濱設造布屋一座以遠見鏡排置其內或察海邊或看天文至于未刻收取布屋回駕本船在于申刻乘東風回去但至于七月十六日又該船隻到來隨訪來歷據稱已在貴國開船駕到朝鮮長崎等處再來貴國通船人數亦如前報共有二百員名等語又有請求牛豚羊白米蔬菜蕃薯暨各樣物件隨即送給於十九日唐榮鄭氏古波藏親雲上元觀署任地方官在臨海寺開設酒宴邀請該船頭目及屬官四名華人一名為款待外交給諸件該頭目等相共歡喜歸去本船至二十日該頭目帶來綢緞二疋白絨一疋藍絨一疋白子一刀白布一疋好酒十二樽洋刀二把洋針十枝棉紗一子一上茶一箱分給地方官暨各官員等以致謝禮本船至於此日申刻在那霸開船向戌亥方駛去	天文	
262	1852本年七月初九日有異國船一隻到來	1852本年七月初九日有異國船一隻到來 此日有異國船一隻來到那霸洋面即遣通事訪問來歷據稱係(口英)咭喇國船通船人數共六十名已在廣東開船直到八重山島灣泊又在該島放洋今來貴國等語該人留國之間屢有請求牛豚羊豕應用物件隨即送給該頭目并(口英)人二名坐駕杉板撐來那霸港口即遣唐榮大夫通事等招入臨海寺既帶來天下圖一幅交給地方官以致謝禮回去本船於十九日未刻唐榮鄭氏古波藏親雲上元觀署任地方官在臨海寺開設酒宴邀請該頭目及屬官四名為款待外別給諸件本船至於二十日申刻之後在那霸開船向戌亥方駛去	天下圖	
263	1853本年停止(口英)咭喇國船隻到來本國要量土地	1853本年停止(口英)咭喇國船隻到來本國要量土地 是年(口英)咭喇人來到本國無有招災之事但其所為恍似前年該國人來到八重山太平山試水量地本年五月又到與那國試水量地又有駐劄福建省城大(口英)國領事李太郭將文書一道交給在閩存留通事魏學賢內云(口英)國戰船平常往來趕海盜探水度量地方畫圖等因由是百官會議備具條辭小邦情由停止遍巡本國屬島丈量地方等因遣撥唐榮大夫通事等傳給文書于通事華人代為詳譯隨即允其所請乃曰我等至于明年正月之間亦欲來向貴國但不量其地暫致灣泊看察天文之後開船回國貴國官民宜勿驚怕等語其文記左 具稟署任那霸地方官鄭元觀為懇乞貴國不量其地暫致灣泊看察天文之後開船回國貴國官民宜勿驚怕等語其文記左 具稟署任那霸地方官鄭元觀為懇乞貴國不量其地暫致灣泊看察天文之後開船回國貴國官民宜勿驚怕等語其文記左(口英)國船隻到來多人上岸數十日間巡海環山探水淺深量地廣狹在于英人雖經有禮在于土民却是心驚膽裂拋棄素業極其困疲又於今年五月據八重山島屬與那國地方官報稱事同前因各等由先後具報前來伏惟敝國蕪爾疆疆所屬諸島亦已備小物產不裕日食難繼逢風旱之益至苦窮之極統祈 大人洞察小邦苦疲之可痛俯垂大邦恤小之心慈停止巡國環島度量地方之舉則內日本國外至屬島人皆安業頂祝恩德于無疆矣切稟 道光二十五年七月二十日署任那霸地方官鄭元觀	看察天文	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
264	<p>1855本年接貢船入閩之時披陳(口英)咭喇國船來到本國事情移咨子福建布政司 此年夏貢船回閩之時存留魏學賢將駐劄福建大(口英)國領事李太郭文書一道移報于國內云該國與本國相結和好度量地方等事且上屆癸卯年以來(口英)國船隻來到八重山太平山兩島度量地方又(口英)人經將文書接給在閩存留魏學賢轉傳本國有事可據故該(口英)人在國之時披陳本國實情備具文書一道懇請停止其巡行本國屬屬島丈量地方隨准所請又該存留魏學賢在閩經將(口英)人文書報明海防官若不將(口英)人來到本國事情咨明福建布政司誠恐事實不符故百官會議備具(口英)人來到本國事情咨明福建布政司轉詳督撫兩院其咨文記左 琉球國中山王尚 為咨明事照得道光貳拾肆年拾月據本國屬島太平八重兩山各地方官先後報稱上年有(口英)國船隻到來數人上岸巡海環山試水淺深量地廣狹數拾餘日歸去等由道光貳拾伍年伍月又據八重山轉下與那國地方官報稱本月有(口英)國船隻到來度量地方不久而去等由又據在閩存留通事魏學賢報稱切實去年到閩之後有大英國領事李太郭送來文憑壹紙內開大英欽命領事正三品駐劄福州李 為與貴國兩相和好本領事由盡心願施貴國官民之平安但大英戰船常往來趕海盜探水度量地方畫圖恐貴國官民見戰船懼怕今特賚來文憑壹紙若船官要水菜均約價錢公道交易貴國官民不可拘禮此照等因理合報明等由各到國據此茲查敵國自古以來臣屬 天朝叨列屏翰不知該西土人何故到此度量地方甚懷疑惑至五月拾伍日果有該國船隻到來那霸洋面拋泊即委員探問歷來言語不通內有通事壹名姓名名叫朱勝係廣東香山縣之人據稱係(口英)咭喇國急頓味叨(口者)所坐船隻通船共有貳百員名等語即飭差給牛半鷄豚魚酒菜水等件隨於拾柒日開船回去又至柒月初次日別有該國船隻到來因其通事不在即飭用手比勢略問來歷據稱係(口英)咭喇國船隻通船共有陸拾名俟該味叨(口者)所坐船隻再來一同歸去等語即飭差送給所需日用物件至拾陸日有味叨(口者)所坐船隻到來本爵深恐其巡海環山試水量地騷動人民即飭接之以禮待之以教具懇乞停止丈量地方之舉隨允其所請於貳拾日兩船連(舟宗)開行伏惟該(口英)人等其心所存難以窺測雖經長行回國而至于日後再來滋事也不可知現在慈愍之秋茲際接貢入閩合就咨明為此移咨 貴司請煩查照轉詳(督撫)兩院施行須至咨者 右咨 福建等處承宣布政使司 道光貳拾伍年捌月初四日</p>	天朝	
265	<p>1856本年(主)上拜謁普天開神之時初詣龍福寺焚香行禮</p>	普天開	
266	<p>1862十二年丙午重修百浦添殿 重修百浦添殿本當照吉例飭行庶臣各備木遣牽運材木但因佛(口蘭)(口西)國人逗留本國攝政浦添王親到(口)御前謹(口)題著照舊例牽運材木至木遣一款嗣後商議再奏請(口)旨等因奉(口)旨今佛(口蘭)(口西)國人等逗留本國更兼年成不雅世上土民正在苦窮之秋宜著停止木遣只許牽運廠材可也等因欽此欽遵諭諭庶臣(口)運廠材且又向例於備木遣運材之日自木遣人等暨御書請奉行并瓦奉行以至工人下代等皆在(口)界界松林賞賜赤飯酒餉但至今次者令外各村停止木遣只如例牽運材木於九月二十三日告成之大慶除傳召首里二平等那霸四町久米府泊村官役人等賞賜筵宴各村村士家各五名無系各三名暨木惣大工五人大工等召入南殿御番所并君詔等處賞賜赤飯酒餉以表慶</p>	天界寺	
267	<p>1869本年褒嘉小祿郡大嶺掟金城等功賜各爵位 此年五月有佛(口蘭)晒國船一隻駛到小祿郡大嶺村洋面偶擱礁暗殆至覆沒時有大嶺掟金城眼擊其難即刻呼集本村百姓人等更集其村所有小舟并諸方來會小舟又有本村亦續筑登之上原筑登之兩人更互留本國更兼年成不雅世上土民正在苦窮之秋宜著停止木遣只許牽運廠材可也等因欽此欽遵諭諭庶臣(口)運廠材且又向例於備木遣運材之日自木遣人等暨御書請奉行并瓦奉行以至工人下代等皆在(口)界界松林賞賜赤飯酒餉但至今次者令外各村停止木遣只如例牽運材木於九月二十三日告成之大慶除傳召首里二平等那霸四町久米府泊村官役人等賞賜筵宴各村村士家各五名無系各三名暨木惣大工五人大工等召入南殿御番所并君詔等處賞賜赤飯酒餉以表慶</p>	運天津	
268	<p>1872本年四月初八日久米具志川郡兼城村洋面有異國船一隻到來</p>	日落天昏	
269	<p>1878本年久米島屢有西洋夷船到來 此年二月十六日有西洋夷船一隻駕到久米仲里郡儀間大口洋面一里許既而有八名坐駕杉板一隻來濱上岸用手比勢請求活牛該島人再三推辭而不肯聽從乃無法推辭發給活牛二疋立即歸去至于本船薄暮向西戎方駕去三月十一日又有西洋夷船一隻駕到該郡儀間大口洋面三里許竟將一十四名分駕杉板二隻來濱上岸用手比勢像有求牛羊鷄該島人推辭而不肯聽從遍行村中及田野強取蔬菜種類歸集于濱遂給活牛二疋活羊二疋活雞二隻該夷乃將西洋花布二疋切致謝即行固辭而不肯聽從勒置布疋將牛羊等裝載杉板駕回本船至天暮之時向甲酉方駛去二十六日又有西洋夷船一隻駕到久米具志川郡番屯瀨洋面三里許竟將二十七名分坐杉板四隻撐來大田村濱上岸滿處巡行強取蔬菜物類既而用手比勢像有求牛羊該島人推辭而不肯聽從却強取牛羊行狀乃無法請辭發給活牛四疋活羊四疋該夷乃將西洋花布六疋切致謝隨即行固辭而不肯聽從勒置布疋歸到本船至于申刻向戌亥方駛去四月初九日又有西洋夷船一隻到久米仲里郡真泊洋面三里許巧駕往來竟將一十二名分駕杉板二隻來濱上岸用手比勢有求牛之狀該島人推辭而不肯聽從却有犯入村中之狀乃無奈發給活牛二疋該夷乃將西洋花布一端併布成汗襪一領致謝隨即行固辭而不肯聽從勒置其件西刻駕回至于本船開去時已入夜不知去向</p>	天暮之時	
270	<p>1882本年褒嘉伊平屋島地頭代名嘉親雲上仲田村伊禮筑登之我喜屋筑登之功勞以賜爵位 伊平屋島仲田村因為原來困疲不但人民牛馬減少至于農器亦不敷用該百姓人等耕其受地實非力所及內將六人所受之地雖經派授諸見村以為代辨然至所餘地畝亦不能盡耕多致拋棄是以百姓人等極其貧苦日食難繼而所缺買米共計一百三十石有奇所負私債亦及許多百姓都感志氣農桑諸務既致怠慢民風土俗也就頹頹幸有地頭代名嘉親雲上仲田村伊禮我喜屋任下知人臨任以來諸凡事務候議指揮司暨檢者細論百姓人等改舊俗就善美且多備農器授給百姓以使凡百稼穡不違農時從時厥後日食足裕而所有貢賦照額完納又克着百姓開墾拋荒水田六千七百二十二坪贖回典田團共六千七百七十四坪計算其所獲折米已及一百零五石餘又理山林鬻材木殖獲銅錢五千貫餘文撮合其所獲以納清所賦貢賦又以贖回鬻身人民男女共三十餘名又以買備牛馬共一十五疋又以還清所借米錢以貽益島中又以增造人家一十六軒百姓受地分數亦自就輕少漸致富饒因此贖回前日所授諸見村地畝仍舊自耕所有貢米每年照額納清又本郡仙山之內澳儀名山面山山壁通水山有唐竹籍共及憔悴該嘉等加心盡慮加其培養善其守護不啻今日致暢茂抑且逐年增植又勸村人廣畜蠶子獲綿子四十餘把以墊賦稅又所云屋那霸離島有九百餘坪之地畝多年拋荒未得耕耘該嘉等着撥村中群民墾闢其地以作稼園又該屋那霸島原有井一口泉水弱小不敷日用一逢小旱遠賴內地聊為汲用儘有不便該嘉等着令百姓開塘一口以為汲水之便又伊是名村東野有水田田稻苗田專賴天澤以為耕種雖逢小旱魁其水易澗不便播種該嘉等飭出村中群民在山田原東邊之堤并築畦橫三丈五尺高一丈且於其地上之池築畦橫三丈高五尺且於其地西邊之池築畦橫二丈五尺高七尺五寸量各堤池其長有自七丈五尺以至十五丈者從時厥後田有水道之通將七八百餘坪之田永成水田每年栽稻播種不賴天澤永貽利于村中舉村人等金謂該嘉等如此指揮日後必有變疲就興其致感服于是有該村頭目百姓等乞酌賜褒賞呈稱取納奉行高奉行大美御殿大親署總司指揮司檢者曾長等加具印結稟明(口)朝廷法司奏(口)王褒嘉其功賞名嘉親雲上仲田村伊禮我喜屋兩人各賜黃冠以昭盛典</p>	天水田 專賴天澤 不賴天澤	
271	<p>1897本年五月初三日准罷退漢文師 近年所設漢文師至本年六月例應新舊交代但因入監官生去年回國而於教詩文于諸生併校閱所進(口)表奏咨文等事無少闕礙故當今般交代之時准罷退該師</p>	天朝	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
272 1902本年十月初三日褒嘉伊平屋島前任夫地頭伊是名村西親雲上同村上里筑登之功勞各賜爵位	1902本年十月初三日褒嘉伊平屋島前任夫地頭伊是名村西親雲上同村上里筑登之功勞各賜爵位 伊平屋島伊是名村近年苦疲人民牛馬漸就減少農業難施日食難繼而拖欠貢米共計六十石餘奇又兼負荷私債不為不多因任授百姓皆堅氣力而農桑諸務不能盡力土俗亦漸就患上屆丑年有前任夫地頭西親雲上同村上里筑登之功勞各賜爵位三人任授下知人以來凡事請裁于指揮司暨檢者鼓舞百姓勉以農業以致諸色東作得利加多而納清貢賦足裕糶糶至于舊染習俗亦革惡就善又着令百姓墾闢拋荒田畝將其出產贖回所典地畝所贖人口買畜耕牛馬匹完納所賦貢賦二十石餘奇備還所借錢財又着盡心竭力除培養樹畜外栽植樹木以致固密村屏宅籬潮垣又着廣飼蠶子收得綿絲約計五十把以補貢賦又有離島名屋郡霸者原來伊是名邊四村本地乾田在此地者不為不多奈用水不裕縱逢小旱遠賴本島運來以爲用水百姓奮力汲水致妨農業該西等三人即窺農隙遣發四村農夫渡該離島墾開小塘以裕用水又東原有天水田蔞稻田縱逢小旱其田就瀆常苦致妨于種稻分秧之事該西等又發農夫堤井築畦以通水道從時厥後二十石餘之天水田完成水田除此之外凡有益村中者皆留心照料早有逐歲起色近年回疲之幾由是該村百姓頭目等呈稱會長檢者下知役署惣地頭大美御殿大親取納奉行高奉行等加具印結稟于( )朝廷法司奏( )王賞西陸勢頭座敷位賞上里平田兩人各賜黃八卷位	天水田	
273 1903本年十月初三日褒嘉伊平屋島前任夫地頭勢理客村西親雲上同村上里筑登之功勞各賜爵位	1903本年十月初三日褒嘉伊平屋島前任夫地頭勢理客村西親雲上同村上里筑登之功勞各賜爵位 伊平屋島勢理客村近來苦疲人民牛馬逐年減少農業難行日食難繼而拖欠貢賦租米共計七十石有奇掛欠夫錢共計五千貫餘文負荷私債亦甚多矣因此舉村百姓皆堅氣力而農桑諸務都致怠慢土俗亦就頹敗上屆丑年有前任夫地頭勢理客村西親雲上同村上里筑登之功勞各賜爵位三人授下知人以來耕作凡事務請裁于下知役及檢者鼓舞群民勉以農務以致諸色東作得利加多而常繼糶糶完納貢賦租米至于習俗亦就善美又着墾闢拋荒田畝將其所出之利取回所典地畝贖回所贖人口買畜耕牛馬匹納清所欠貢賦租米共計四十石餘奇完納所欠夫錢又着令土民除培養樹畜外所有宅籬村屏以及比那武久波原安慶地原沿海地方均栽植樹樹併重檀以固屏藩又着廣畜蠶子收獲綿絲三十把許以墊貢賦又後原有蓄苗田多賴瀆池債水常得糶糶該池水易涸縱逢小旱亦致妨于數時稻種該西等視察農隙撥出農夫濬浚池底取去淤泥築立畦堤以致貯水又伊是名邊四村本地乾田在屋那霸離島者居多但用水不敷縱逢小旱遠賴本島汲來以爲用水費隙不小致妨農業該西等遣發四村農夫渡于該島掘開小塘以敷用水又伊是名村東原有天水田蔞稻田縱逢小旱田水就乾致妨于蔞稻栽禾該西等又撥農夫在山田原東邊堤井設畦以通水道所有二十石餘之天水田全成水田不但此也凡可爲村利者皆盡心料理正有逐年就潤近歲回疲之況由是百姓頭目等呈稱會長檢者下知役署惣地頭大美御殿大親高奉行取納奉行等加具印結稟明( )朝廷法司奏( )王賞西陸勢頭座敷位賞末吉東江二名各權黃八卷位	天水田	
274 1909本年褒嘉與那郡地頭代名嘉村親雲上惣耕作當前任夫地頭池味親雲上及土民十九名功勞賜各爵位	1909本年褒嘉與那郡地頭代名嘉村親雲上惣耕作當前任夫地頭池味親雲上及土民十九名功勞賜各爵位 該郡上原宮城二村用水不裕於上原村南方岩下原有屋武川兩村百姓專賴此泉以爲汲用上屆酉年偶遇暴風大雨該岩崩落已非一處從時厥後所有岩石漸增崩落泉水失道以致漂流一逢小旱其水就涸用水不敷遠賴他井聊爲汲用是以百姓人等奮力于汲水無暇耕田且於該川近邊有七千坪許水田專賴天澤得以耕耘逢有七鳴即傾該川水注入其田以免涸裂之憂固當修葺該川留貯其水但該兩村百姓苦疲無力可修任其崩圯不勝失利幸有該郡地頭代名嘉村親雲上惣耕作當前任夫地頭池味親雲上及土民十九名相共協同各捐資財除崩落岩石築立屋武川高二丈五尺長拾五間深四間引導數派之泉使其合注一口而用又在其其北北方築立拾間許石堤導入流泉並新築壩兩口掘開長三間半橫三尺五寸水深三尺五寸之滿池在其池左右築設長三間半高五尺五寸之石堤以爲永世不崩之計從時厥後用水滿足仍得汲用之便且於該川下面築立長七間橫六間水深七尺之堤井於其東方決排水道四拾五間在其南方決開水道八拾間餘是以新開二千一百五拾坪水田計其租米正及四石三斗餘奇殆百姓之利由是該兩村百姓僉呈該郡吏役兩總司田地奉行等加具印結稟明( )朝廷法司奏( )王賜各爵位以表厥功	專賴天澤	
275 1911本年正月二十二日( )主上始詣圓覺天王天界等寺焚香行禮	1911本年正月二十二日( )主上始詣圓覺天王天界等寺焚香行禮	圓覺天王天界等寺	
276 1915本年褒嘉兼城高嶺豐見城三郡土民功勞賜各爵位	1915本年褒嘉兼城高嶺豐見城三郡土民功勞賜各爵位 兼城郡武富村後原有產米四十三石起餘奇水田專賴天澤以爲耕種雖逢小旱水易涸裂其田附近有泉混混不啻晝夜若於其地掘開水塘將其二面築石爲圍決排水道使水注入該田必有其水常滿雖逢旱魃而無就涸之憂但計其工費殆及銅錢一萬三千貫文餘零不疲村之可辨幸有高嶺郡土民一名豐見城郡土民一名兼城郡土民十一名各自捐資掘開水塘永貽利益由是賜各爵位以表其功	專賴天澤	
277 1918本年遣官弔祭溺死洋中者	1918本年遣官弔祭溺死洋中者 上屆寅年之秋赴閩閩號貢船已年之秋赴閩接貢船乾隆三十七年頭號貢船嘉慶三年貳號貢船七年頭號貢船共計五隻不知去向( )主上垂憐特遣官於天久遠弔祭其人更至古來奉公在海溺死並諸船遭難不知下落人等亦行祈祀	天久遠	
278 1936本年二月十九日八重山島有異國船一隻漂來	1936本年二月十九日八重山島有異國船一隻漂來 此日有英國船一隻漂來八重山島石垣郡崎村大崎洋面時有華人九名坐駕杉板擡上岸即問其來歷據稱我等係福建省泉州府漳州府汀州府等處人民共四百五名要到(口英)咭喇國營成生業搭駕(口英)船在廈門開船洋中陡遇逆風漂到貴處走上暗礁正在危急故離船上岸等語續又有華人三百五十五名派駕杉板二隻擡上岸翌日見其船隨潮下礁動他速駕原船開洋回去該華人等云看察風日方始開去暫時又有華人二十一名上岸共計三百八十八名即在赤崎地方起造窩舖棲身給食二十二日又有(口英)人九名上岸即別道窩舖安頓收養至二十三日(口英)人八名回到原船未經一時捨其華人三百八十八名(口英)人一名揚帆開洋向亥子方回去該華(口英)人等視其原船開去俱有憂色訪據華人口稱船上人等捨我等於此地不告而去殊屬可恨懇求給食收養撥船護送等語又該難人所棲窩舖與在番公署相離遙遠諸凡事務難以辦理至二十七日在該郡富崎地方蓋起窩舖將該難人等移籍棲居厥後華人二名染病身故給棺埋葬等由該島撥船飛報前來由是特遣毛成美伊野波里之子親雲上盛郁大夫鄭德潤屋富親雲上及屬役等辦理其事三月十六日崎洋面又有(口英)船一隻到來離濱約一千二百步(口英)人派駕杉板四隻各建小旗駛到該濱內一隻備有大炮其四隻人數共二百餘名內一名攜帶刀及鳥鎗先上岸直到前日華人所棲窩舖顧其窩無人轉回杉板立刻有二十名各携刀鎗上岸有查問華人所居之況即寫赤崎舊館至富崎新館地圖給他看之該二十名仍坐杉板回到原船十七日居館華人三名要到(口英)船之時逢(口英)人五名上岸同坐杉板回到原船其船運到富崎洋面棧泊離岸約四百二十步即向華人所棲窩舖連放大炮嗣有(口英)人二百餘名率同通事華人二名分駕杉板五隻擡上岸携刀帶鎗威勢猛烈居館華人(口英)人等見之驚怕逃野隱山無一人留館者訪據該通事口稱(口英)人等特爲拿獲華人而來不致碍于島民等語該華人等竄走之時有中鎗而斃者三名謠情求和者十四名在山縊死者二名即將其五名之屍下地埋葬十八日又有(口英)船一隻到來棧泊富崎洋面即有(口英)人十名通事華人一名坐駕杉板一隻擡上岸隨訪來歷據通事口稱華人四百餘名前月搭駕(口英)船要到金山在廈門開船駛到半洋該華人等發起邪心打殺(口英)人船主水梢等共六名是以(口英)官要捕該華人率領兵卒而來明日要見地方官說明此事既而駕回原船至十九日果有該兩船船員三名率同通事一名上岸面會地方官即云該華人等共是奸邪匪徒必當捕送即令通事偕行探查此時探得華人二十名即吩咐云汝等宜速回國前過向官謝罪求和日有一名聽從其言其餘不肯聽從乃云重寶殿	天氣雖晴	
279 1955本年因中華賊氛未靖遣官禱告諸神早得安靖	1955本年因中華賊氛未靖遣官禱告諸神早得安靖 上屆戊午以來廣西省逆賊作亂禍及各省用煩( )宸慮是年特派遣各官于辨才天堂辨嶽觀音堂關帝王天尊廟龍王殿兩天后宮等處禱告諸神早掃逆賊以歸太平而於辨才天堂辨嶽觀音堂等處遣王子代禱其餘王王暨按司三人法司御物奉行申口吟味役等官併自紫巾官至筑登之座數各一人陪禱於關帝王天尊廟龍王殿兩天后宮等處禱告諸神早掃逆賊以歸太平本國將有册封大典其時款待( )天庖之需甚及浩繁奈國財不裕難以備辦時有昭常妻聞知其由將銅錢十六萬貫文奉借公家以補其需由是( )朝廷賞陸譜代籍以表其志	辨才天堂辨嶽觀音堂關帝王天尊廟龍王殿兩天后宮等處禱告諸神早掃逆賊以歸太平	
280 1956本年褒嘉那霸府若狹町村組必達先小橋川筑登之昭常妻忠志世陸譜代籍	1956本年褒嘉那霸府若狹町村組必達先小橋川筑登之昭常妻忠志世陸譜代籍 本國將有册封大典其時款待( )天庖之需甚及浩繁奈國財不裕難以備辦時有昭常妻聞知其由將銅錢十六萬貫文奉借公家以補其需由是( )朝廷賞陸譜代籍以表其志	天使	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

卷番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
281 1960本年褒嘉西原郡小那覇村玉那覇筑登之親雲上善行賞賜爵位	1960本年褒嘉西原郡小那覇村玉那覇筑登之親雲上善行賞賜爵位 玉那覇孝心甚厚不特饒備父母衣食凡事隨其所志朝夕盡孝其父登九十一歲母登七十一歲共終五生至父母辭世之後亦盡如在之誠以政祭祀又平日勸令家人克修職業毫無怠慢家財逐年就裕且自親族姻婭至鄉黨老幼交以和睦又見祖家貧乏負債甚多利息亦高即賤利息借給銅錢償還其高利之債又每逢其祭祀佳節等日即送給物件以爲補助至若有時動發家財周其急迫現今家道已立日食無缺又每逢痲疹痘瘡暨凶年歲祲於親族姻婭及村中人等家道貧乏者或惠給米錢或送給應用物件以救急迫且見送終之時無資葬送者即將米錢給之借之以行葬禮又不論村民郡民或有拖欠貢賦者即發借完納又去年疫癘流行村中有貧家無資療治者該勸發銅錢二千貫文不加利息借給于村按名均支且視察貧家給以米錢又至郡中疲村將銅錢一萬貫文不加利息借給于郡使郡吏察其困疲之深淺配給其錢以便療治且該疲村將收獲大米一包之地畝扣抵銅錢二千貫文或千五百貫文之利息借給甚多而交給財主之地亦不少該勸見其利息之高將大米一包之地畝限定銅錢二千貫文借給自己銅錢九萬四千六百六十貫文使其償還舊債其賤息之餘一年有大米六石餘甚爲利益而他家財主亦以該勸如此籌畫盡善將其借給銅錢盡許賤息將其賤息之餘每年償還舊債奉納貢賦漸就興旺又該郡所有土地君廟甚及破圯該勸自捐資斧固行修葺其爲郡貽益不少郡民人等無不感服由是( )朝廷賞賜勢頭座敷位以表其行	共終天年	
282 1969本年褒嘉與那城郡前任地頭代屋慶名村嘉村親雲上宮城村拵當山仁屋暨人民十九名皆賜爵位	1969本年褒嘉與那城郡前任地頭代屋慶名村嘉村親雲上宮城村拵當山仁屋暨人民十九名皆賜爵位 與那城郡宮城村水田素少其田多賴天澤以爲耕耘雖逢小旱水易就涸稼穡不登拖欠貢賦百姓人等共及困窮嘗見岸本池味兩原有泉湧出意謂若于此地決開水道則雖逢旱魃不愁水涸雖開新田亦無水缺奈村民困疲不能備其開水道之費時前前任地頭代名嘉村宮城拵當山等率同村民十九名各捐資斧在岸本原地勢流下之處深探水源築石留水其高二丈二尺既而鑿開堤井長五間七合橫二間八合高四尺五寸又決排溝長五百七十八間二合高六尺八寸七分導疏其水且於其溝築築架石紅兩座又在池味原鑿開泉井長一間三合五勺橫四合五勺高二尺即於其下掘開堤井二井一長一十二間三合橫四間高五尺其一長五間五合橫三間八合高五尺且決排溝長九十三間高三尺又掘開新田四千二百六十六坪餘村民注入其水以爲耕種其產米計及九斛起之多所時不苗亦隨時發生甚貽利益由是( )朝廷皆賜爵位以示褒典	多賴天澤	
283 1973本年褒嘉伊平屋島尻村伊禮筑登之親雲上暨人民五名皆賜爵位	1973本年褒嘉伊平屋島尻村伊禮筑登之親雲上暨人民五名皆賜爵位 伊平屋島尻村素有兩井其一泉水易涸村民專賴我陽嶺下之井聊爲汲用甚不便利且其井一帶地方素有產米十石餘之田每年惠賴天澤以時苗種一逢旱魃百姓有汲水入田之勞費隙不少或有時種失時禾穀不登拖欠貢賦其近邊多有毒蛇汲水人等屢遭其害而殞性命舉村民人等見村下海涯有泉湧出意謂若在此處掘開泉井決無缺水之憂然村民困苦不能備其費時有其村伊禮筑登之親雲上暨人民五名各發銅錢一千貫文視察百姓農隙陳着令自海涯導其泉于村邊鑿開水井其高一丈五勺橫六尺從時厥後不唯用水飽足且汲入其水于田中得以耕種之便更不費百姓之隙其爲益不少由是( )朝廷皆賜爵位以示褒典	專賴天澤	
284 1985本年毀破安謝港一帶所圍庄田仍爲舊形	1985本年毀破安謝港一帶所圍庄田仍爲舊形 那霸泊安謝等港乃係王城風水最爲更區等由載在地理記但于道光十六年准將浦添郡勢理客村境內城門原下面一帶灣地開成郡民庄田疊石爲圍又于乾隆二十四卯年道光四年准將眞和志郡安謝天久兩村境內密那郡喜利知兩原所有曠鹽沙場及沿海山野開成庄田疊石爲圍甚致風水之妨由是着令兩郡毀除其圍仍爲舊形	安謝天久兩村	
285 1986本年褒嘉八重山島與那國村登野城賞賜爵位	1986本年褒嘉八重山島與那國村登野城賞賜爵位 八重山島與那國村福見田原南風福見田原兩處素有產米九千束之田多賴天澤以爲耕耘一逢旱魃水就乾涸不得隨時耕種先年有本村登野城仁屋父親加那鳩間動發大米二石五斗五升起活豚二口燒酒一百二十沸僱募許多人夫在唐家古川之中途築畦長九尋四尺橫五尋高自五尺以至七尺將向見里中決排水道之時不幸身故不能告成上屆末年幸有其子登野城繼述先父之志動發大米一石五斗起活豚二口燒酒一百二十七沸僱募人夫自該畦至水田決疏水道長四百四十二尋三尺至于去年方告其成從時厥後雖逢旱魃水常滴不失耕種之時又至去年米粟不登村民都缺其種不得播時該城發給稻粟九斗三升先隨時播種甚爲村中之利伏乞酌賜褒賞等由百姓人等僉呈在番頭目督役等加具印結稟明( )朝廷由是賞賜筑登之座敷位以示褒典	多賴天澤	
286 1996本年褒嘉勝連郡南風原村併濱崎村人民功勞各賜爵位	1996本年褒嘉勝連郡南風原村併濱崎村人民功勞各賜爵位 勝連郡南風原村比川原所有旱田地勢斜低土性瘠薄兼濕地每年東作不登貢賦缺額百姓人等皆在困窮村人二十三名意謂在該田上邊掘得泉水則可排通水道改爲水田乃於前年協同濱崎村人五名各捐資斧掘開堤井以石築圍其井長十三間橫九間其畦高一丈一尺水深八尺在其東方決排溝長二百二十五間在其西方決排溝長二百五間橫三四尺許更鑿其南方土山決排溝長三十間橫三間高五六尺許即掘成產米三十石五斗起餘之新田除原租外加增二十九石四斗八升起餘又於其附近素有十二石五斗起水田惠賴天澤以爲耕耘一逢小旱其水就涸稻損失時自排該水道以來注入其水隨時種禾永貽益于村中由是( )朝廷各賜爵位以示褒典	專賴天澤	
287 2009本年褒嘉勝連郡比嘉村知念筑登之親雲上暨比嘉村濱村平敷屋村人民十八名各賜爵位	2009本年褒嘉勝連郡比嘉村知念筑登之親雲上暨比嘉村濱村平敷屋村人民十八名各賜爵位 勝連郡濱村只賴一井以爲汲用雖遇小旱其水就乾又所有水田多賴天澤不秀一遇旱魃水就乾涸難以栽稻村人意謂在港原南方岩下掘開一井必得混混之泉乃計其掘井及設堤井之費已及銅錢二萬二千四百五十三貫二百五十五文奈村民困疲無力備辦幸有比嘉村知念筑登之親雲上動發銅錢二千六百九十一貫二百五十五文率同比嘉村濱村平敷屋村人民十八名掘開水井堤井更決排溝以通水道自時厥後雖遇旱魃用水有餘而附近水田亦無涸裂之憂又見兼久地畝土性瘠薄新開水田八百九十九坪七分永爲百姓之益由是( )朝廷賞知念越階陸座敷位賞十八名各賜爵位以示褒典	多賴天澤	
288 2048本年遣武世英渡名喜親方宗珍等赴羽地郡決水開田	2048本年遣武世英渡名喜親方宗珍等赴羽地郡決水開田 羽地郡伊差川我部祖河兩村境內有濕地七萬二千五百七十七餘坪其內三萬五千餘坪雖經開田耕種而出產無幾( )朝廷密着總地頭巡察地勢據稱若決開水道注流瀆水則應爲田畝等由隨與兩總地頭相議着令武世英渡名喜親方宗珍爲其董理又着武德潤渡名喜里之子親雲上宗有向昌辰大宜里之子親雲上朝睦麻爲錦西原親雲上眞起爲之奉行率同係三人筆者三人前赴該郡決鑿水道其長一千八百二十八間其闊或二間或四尺其深或九尺或三尺從時厥後瀆水流去開成水田一千二百六十二坪關成旱田三萬五千六百八十二坪且曾開田畝之處亦因決開水道使濕氣除去所獲產利增于前日隨即將前項田畝派授各村起自翌年得以耕種嗣後自應土性漸肥產物加多又都路川所有小瀆亦自由山川邊改決水道長四百三十間以爲我部祖河村水田之便又古我知仲尾次與我三村所有水田每逢旱魃水就乾涸該世英等見其田注入大川之水即自其田決鑿小溝長一百七十三間導入其水于他田以杜旱魃之憂又該濕地下面原有大路每逢大雨瀆水氾濫不便人馬往還該世英等在其路邊決川注水設架木橋從時厥後雖逢雨天並無往還之妨永爲郡中之益	雖逢雨天 並(並)	
289 2076本年六月初四日有亞米理幹國船一隻到來那霸洋面	2076本年六月初四日有亞米理幹國船一隻到來那霸洋面 此日有異國船一隻到來那霸洋面拋錨停泊即遣唐榮大夫通事暨首里通事等問其來歷據稱係亞米理幹國船隻通船共有二十一名其內一名是係日本人曾在洋中救起其人正要解送下田經在香港開船順到貴國五六日間窺看天文而後駕去等語至初八日有該船頭目暨小官一名到來學校面會地方官暫時相談回船當經送給豚羊鷄雞蛋蔬菜等件以充食用且因該亞人等屢求活鷄鷄雞蛋蔬菜等件酌量多寡定價給之該亞人等即算還洋銀三圓小洋銀二圓至十三日開船歸去	天文 香港開船 亞米理幹國 (アメリカ)	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
290 2079年九月二十一日有亞米理幹國商船一隻到來運天港	2079年九月二十一日有亞米理幹國商船一隻到來運天港 此日有異國船一隻到來運天港拋錠停泊至二十三日遣首里通事問其來歷據稱係亞米理幹國商船通船共有四十三名(内一名頭目妻二名女子)洋中遇颶漂到貴國今要三三日開逗運本地買求柴水轉到那霸收買米糖前赴香港等語即辭曰敝國土地狹陋所產米糖稀少不得發賣至于食用猶可調辨至于二十四日有該船頭目來到驛亭告首里通事曰所坐船隻多有傷損乞准雇工修葺又辭曰敝國匠人才短巧少不能脩葺該頭目諾之曰船上所載(口柯)(口許)等物現有上霉乞准將五百包許暫且搬寄驛中再來交收即辭之曰本地屢有回祿之災難以應允該頭目又曰貴國所憂只在回祿之災今估(口柯)(口許)之價每一包洋銀二十圓若有使之霉爛甚失所望乞准早撥杉板船卸來寄驛若蒙允准必應待四箇月後遣撥火輪船交收再三辭之尚不聽從乃不得已自是日至今月三十日遣撥杉板船卸運(口柯)(口許)三百五十包藏置驛庫令該船頭目印封而又首里通事等給票為照又該頭目請求米七十船糖百船此係吃食之用為數亦少不便辭却大米照數發給黑糖只給三十船該頭目曰黑糖不應用乞給白糖若干即辭曰敝國素無白糖之產該頭目將黑糖交還更發洋銀八十一圓抵償物件價銀及夫錢至于初六日開船回去	運天港 香港	
291 2081年因有(口英)咭喇人到國破船特給船楫自駕回籍	2081年因有(口英)咭喇人到國破船特給船楫自駕回籍 此年十月初九日有(口英)咭喇國船一隻漂到德之島衝礁擊碎通船共有二十四名該島將該難人等分載小船三隻將其飯米諸物裝載小船一隻本月十八日在德之島一同開潮次日駛到國頭郡奧間村洋面灣泊至于二十二日遣首里通事到該船問其來歷據該船頭目口稱係(口英)國人共二十九名要為貿易坐駕船一隻在國放洋詎想駛到半洋忽遇颶風漂到德之島衝礁擊碎四名溺死一名患病上岸不日而死等語至于二十三日即着該難人等依舊分坐小船三隻與其裝載食物小船連(舟宗)開洋駛到今歸仁郡那義村港口灣泊次日該船四隻一同開潮但因天氣不好三隻轉楫回一艘其夜戊刻到來泊港即令通事及屬役等率帶該難人等安頓聖現寺加意撫養至于二十六日該三隻亦到來泊港即仍安頓聖現寺加意撫養十一月初二日據該頭目口稱我等頗欲及早回國乞將我等解送福州予抑又發給船隻乎酌宜照料等語即回覆曰將西洋人解送福州無例可據難以護送今發給船隻爾等宜自行駕回該難人等一聞之下大喜鳴謝隨即使該頭目查核船隻而後整備楫(木具)給之該頭目又請遣人教示行船之法即遣老船者七名與(口英)人十五名同坐船上親教其法本月初七日開船回去	天氣	
292 2102年褒嘉勝連郡內間村前任夫地頭濱崎親雲上賞賜爵位	2102年褒嘉勝連郡內間村前任夫地頭濱崎親雲上賞賜爵位 勝連郡內間村前任夫地頭濱崎天質粹美上於父母善盡孝道優備衣食下於家人亦政慈養引誘職業不但此也內自親族姻婭外至村中人等交以和睦而富貧人染病之時或送米錢或給物件以便療治又上屆午年寒雪頻降損傷蔓薯多有糞瘡難繼者該濱崎將粟麥唐豆等件無息發借以資日食又曾年成不雅暨痘瘡疫癘流行之時見內間津堅神谷三村貧乏者即將米錢黑糖等件或隨便分給或無息借給之外更將大米賣以賒賤賤價以資其用又見村民貧窮而無葬人造家之資者即借米錢麥等項不收利息又上屆巳年禾稼不登難辦貢賦即將銅錢四千貫文無息發借以完賦額且見前項所借米錢無力償還以致延至今即云宜俟富潤之時還緩償還毫無催徵之意又將糞桶十擔分給缺用者以備農器又村民積年因疲多負私債所授田畝扣抵其息交給財主極其窮苦由是欲贖田畝乃設為會錢借領該濱崎所有莊契以之為當收納其錢既贖田畝復償缺債以免窮苦之憂又該濱崎與捉頭目人等事無巨細相共會議施行指揮百姓人等承從其令胙肥農業漸有富饒之況今夫該濱崎可謂善行之人伏乞酌賜褒賞等由內間津堅神谷三村耕作當頭目提等僉呈該郡會長檢者下知役兩總司田地奉行等加具印結報明(口)朝廷由是賞賜座敷位以示褒典	天質粹美	
293 2103年褒嘉小祿郡湖城村上原上原各賜白棉布一端	2103年褒嘉小祿郡湖城村上原上原各賜白棉布一端 去年八月初四日大風之時頭號貢船被其破艦飄失菩薩神像其佐梢等遍撈各處尚無下落幸有上原等救其神像奉安于自己之家等由前來即到該家奉其神像暫遷于上天后宮以安神靈伏乞將該上原等酌賜褒賞等由舵工呈稱員役暨正副貢使等加具印結報明(口)朝廷由是各賜白棉布一端以示褒典	上天后宮	
294 2104年褒嘉町端村瑞維新新里筑登之親雲上善起忠志世陸譜代籍	2104年褒嘉町端村瑞維新新里筑登之親雲上善起忠志世陸譜代籍 本國下屆子年將有冊封大典其時款待(口)天使之需甚及浩繁經飭國中加賦米錢以備其需尚以不敷甚苦貧乏之時有瑞維新聞知其由將銅錢十六萬貫文奉借公家以補其需由是(口)朝廷賞陸譜代籍以表其志	天使	
295 2114年褒嘉八重山黑島村本原仁屋賞賜爵位	2114年褒嘉八重山黑島村本原仁屋賞賜爵位 本原天資粹美交村人以和睦而見家道貧乏難辦貢賦者即給粟二石二斗五斗五起以完賦額又水土不好之時見染患病症者即給粟十石三斗一升二合五勺起以便療治且於粟種缺用者亦給粟三石起以備其用又黑島村素無水田專賴乾田出產納借諸凡貢賦上屆辰年墾地畝以為調辦貢賦之便此時該本原發給神酒中壺八個以慰其勞且去年修葺該村驛亭之時亦給燒酒二十沸神酒中壺四個老牛一口以示鼓舞不但此也更給鐵五十船以備造釘之用此恩此德感激不忘伏乞酌賜褒賞等由百姓僉呈胥役檢見役在番頭目等加具印結報明(口)朝廷由是賞賜筑登之座敷位以示褒典	天資粹美	
296 2119年褒嘉首里赤田村幹光葉宮城筑登之能通母町端村澤岷筑登之親雲上之厚志賜能通母譜代	2119年褒嘉首里赤田村幹光葉宮城筑登之能通母町端村澤岷筑登之親雲上之厚志賜能通母譜代 本國近將有冊封大典其時款待(口)天使之需甚及浩繁雖經通飭國中加賦米錢百般營求而多有不足擘項極乏時有能通母暨澤岷聞知其由各將銅錢十六萬貫文奉借公家以補其需由是(口)朝廷賞能通母陸譜代籍賞澤岷陸家譜籍以表其志	天使	
297 2125年天有異光	2125年天有異光 此年七月二十八日酉刻之時自天邊西方有光飛過于辰巳方消後有音聞焉	天有異光	
298 2144年褒嘉勝連郡平安名村前任地頭濱崎親雲上暨人民四十四名各賜爵位	2144年褒嘉勝連郡平安名村前任地頭濱崎親雲上暨人民四十四名各賜爵位 勝連郡平安名村水田素少都賴天澤栽種禾稻雖逢小旱水就涸西成失望且井川素少用水不足幸有前任地頭濱崎親雲上為村籌畫巡察各處乃見小舍霸多宇原有泉水湧出告知村民隨要鑿開井口關設堤井決排溝渠壘成新田乃算其費已及銅錢四萬八千七百貫餘文之多奈村民貧乏無力可調該濱崎率人民四十四名相共捐資鑿開井川長三間橫四尺深四尺五寸其後頭高一丈八尺其左右鋪石成連六尺五寸長八間橫一間四尺八寸在其下面掘開堤井長十二間三尺橫十間三尺深七尺五寸其後頭立畦長二間五合高一丈共用石築成而在該隄東方決排溝渠長九百三十五間在其北方長三百六十間在其西方長一千五十間橫一尺五寸或二尺以為注水之便由是將其附近旱田改成水田共計四千一百五十餘坪其產米約二十石七斗五升餘零比舊租麥穀二石四斗九升加增大米一十八石二斗六升至若其附近所有租米三百二十二石五斗餘水田亦賴該濱所注之水雖逢旱魃而水常充足並無植稻失時之憂今計其兩項田水所獲產米已及三百四十七石六斗六升餘奇且有井川之設用水優足永為村中利益由是(口)朝廷各賜爵位以示褒典	都賴天澤栽種 禾稻	
299 2119年褒嘉首里赤田村幹光葉宮城筑登之能通母町端村澤岷筑登之親雲上之厚志賜能通母譜代	2119年褒嘉首里赤田村幹光葉宮城筑登之能通母町端村澤岷筑登之親雲上之厚志賜能通母譜代 本國近將有冊封大典其時款待(口)天使之需甚及浩繁雖經通飭國中加賦米錢百般營求而多有不足擘項極乏時有能通母暨澤岷聞知其由各將銅錢十六萬貫文奉借公家以補其需由是(口)朝廷賞能通母陸譜代籍賞澤岷陸家譜籍以表其志	天使	
300 2125年天有異光	2125年天有異光 此年七月二十八日酉刻之時自天邊西方有光飛過于辰巳方消後有音聞焉	天有異光	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
301	2144本年褒嘉勝連郡平安名村前任地頭代濱親雲上暨人民四十四名各賜爵位 勝連郡平安名村水田素少都頼天澤栽種禾稻雖逢小旱田水就涸西成失望且井川素少用水不足幸有前任地頭代濱親雲上為村籌畫巡察各處乃見小舍霸多宇原有泉水湧出告知村民隨要鑿開井口關設堤井決排溝渠壘成新田乃算其費已及銅錢四萬八千七百貫餘文之多奈村民貧乏無力可謂該濱倡率人民四十四名相共捐資鑿開井川長三間橫四尺深四尺五寸其後頭高一丈八尺其左右鋪石成連六尺五寸其後頭高一丈六尺在其右鋪石成連三尺長橫各一丈六尺在其下面鑿開隄井長四間三尺橫三間三尺深七尺五寸其後頭立畦長二間五合高一丈共用石築成而在該隄東方決排溝渠長九百三十五間在其北方長三百六十間在其西方長一千五十間橫一尺五寸或二尺以為注水之便由是將其附近旱田改成水田共計四千一百五十餘坪其產米約二十石七斗五升餘零比舊祖麥穀二石四斗九升加增大米一十八石二斗六升至若其附近所有租米三百二十二石五斗餘水田亦賴該溝所注之水雖逢旱魃而水常滿足並無種稻失時之憂今計其兩項田水所獲產米已及三百四十七石六斗六升餘奇且有井川之設用水優足永為村中利益由是()朝廷各賜爵位以示褒典	都頼天澤栽種禾稻	
302	2153本年褒嘉與那城郡前任地頭池味親雲上暨人民二十七名各賜爵位 與那城郡與那城村所有水田原是僅少都頼天澤以為播種雖逢小旱水涸田裂禾稻不登且井川僅少用水不優而自遠方汲來百姓人等奮力于汲水以致耕稼之妨時有前任地頭池味親雲上盡心着氣巡察各處乃見加滿佐原有泉水湧出率同人民二十七名自費資斧鑿開井川長一丈六尺橫三尺其後頭高一丈六尺在其左右鋪石成連三尺長橫各一丈六尺在其下面鑿開隄井長四間三尺橫三間三尺深六尺共用石築成更自其隄井決渠注水由是將附近旱田墾成水田共計二千五百坪其產米約一十二石五斗餘奇比舊祖麥穀一石六斗二升五合加增一十八石八升七合五勺且阿字真志原有租米一百三十石餘水田離該隄井約三百九十四間隄水注入雖逢旱魃水常滿足得以及時播種今合算其兩項水田所獲產米已及一百四十二石五斗餘零且民力之費多得減省永為村中利益由是()朝廷各賜爵位以示褒典	都頼天澤以為播種	
303	2155本年褒嘉首里泊那霸久米村等人民或陸譜代籍或賜新家譜 本國下屆寅年有冊使臨國之大典其時款待()天使之需甚及浩繁雖經百般營求而多有不足留項極乏時有西村戴宏基伊差川筑登之親雲上土俊大城筑登之親雲上母東村戴春芳伊差川筑登之土英山城筑登之我部筑登之母久米村孫受益宮城樽金調美祖母首里赤田村城間筑登之親雲上照屋筑登之親雲上祖母若狹町村知念筑登之泊村與那嶺筑登之首里鳥小堀村玉那覇筑登之祖母等聞知其由各將銅錢一十六萬貫文奉借()公家以補其需由是()朝廷賞伊差川伊差川宮城祖母等陸譜代籍賞大城母山城我部母城間照屋祖母知念與那嶺玉那覇祖母等陸新家譜籍以表其志	天使	
304	2158本年褒嘉勝連郡惣山當嵩元筑登之親雲上暨村民三十九名將嵩元越級賜座數位將村民三十九名各賜一位 勝連郡內間村田畝素少而都頼天澤雖逢小旱而田水就涸禾稻不登百姓甚及勞苦時有嵩元意謂于古島原堀井築堤掘開水道新墾田畝則為村中之利益乃計其費共及四萬九千九百貫文餘窮窮百姓勢所不能也該嵩元為之張本率同村民三十九名相共捐資起工堀井築堤掘開水道而于附近之地畝新墾水田于遠離之田畝自井導水多受膏澤之潤毫無旱魃之災永貽利益由是()朝廷將嵩元越級賜座數位將村民三十九名各賜一位以示恩典	都頼天澤	
305	2159本年褒嘉與那城郡前任地頭池味親雲上暨村民四十七名將池味越級賜座數位將村民四十七名各賜一位 與那城郡上原村田畝素少而都頼天澤雖逢小旱而田水就涸禾稻不登百姓甚及勞苦時有池味意謂于宮城村境內下之川原堀設井築堤導水新墾水田則為村中之利益且啣(口家)之平等原係宮城上原伊計三村之正站奈坂坡傾斜之處而致人馬往來之妨必須起工改修乃計兩項之費已及七萬二千二百貫文餘窮窮村民勢所不能也該池味為之張本率同村民四十七名相共費資起工堀井築堤掘開水道而于附近之地畝新墾水田而獲得租米二十石七斗五升餘而亦于味哪原之田畝自井導水多受膏澤之潤且至該啣(口家)之平等全行改修俾得人馬往來之便永貽利益由是()朝廷將池味越級賜座數位將村民四十七名各賜一位以示恩典	都頼天澤	
306	2167本年二月伊江島有鶴二隻飛來經四五天而後飛去其色似灰	經四五天而後飛去	
307	2170本年天有異光 此年八月初三日戌刻之時喜星武郡自天邊東方有光飛過西方約計十有七八間其形橫二寸長二尺五寸計其色火交青色消後有音聞焉	天有異光	
308	2208本年准廢絕天行痘瘡續種牛痘 此年夏有閩員役帶來天行痘瘡隨着前赴羽地郡屋我地續種其痲而將牛痘已染者應否天行不再染之處或以人傳氣或用痲吹鼻或換衣沾氣再三行歷驗其已出者無一復出其未出者有以傳染因此考之牛痘經過者天行不再出也必矣因請聖旨廢絕天行痘瘡續種牛痘	天行痘瘡天行痘瘡	
309	2215本年十一月二十五日夜辦財天堂遇着回祿自神像至	辦財天堂	
310	2252本年於豐見城殿有雷神下落 此日有雷神下落豐見城殿中只見其殿神主面前地板以至天板磚瓦穿破而出其所破之圍約計五寸	天板	
311	2265本年太平山有木像流來 此年太平山狩侯村後面之浦有菩薩木像一體流來救之於水中寄進內地奉安上之天后宮	天后宮	
312	2266本年二月兩次零 此年逢有旱魃之災二月自初三日至初五日自二十五日至二十七日告天禱雨	告天禱雨	
313	2267本年二月告天禱雨已及兩次至其間六月一其還願	告天禱雨	
314	2268本年七月十月十一月三次零 此年七月自十八日至二十日十月自十八日至二十日十一月自八日至十日告天禱雨	告天禱雨	
315	2296本年雷震若狹町村連天筑登之親雲上之宅 此年損破房瓦約一間併房柱一本	連天筑登之親雲上	
316	26六年牛助春不顧身命反薩州命 那霸牛助春(前為紋船脇筆者赴大坂朝見)大關秀吉公見助春之頭甚大非凡遂取冠冠加于公頭上深奇異之由是人皆叫大頭我那霸秀昌)助春為才府入閩公務已竣翌年歸國時遭颶風飄至日本平戶地彼太守肥州公蒙召見賜腰刀一彼地開船至薩州薩州太守公留之曰我欲伐琉球爾等須引我兵船以抵球國乎助春辭之曰助春生長球國而却忘其恩引人伐國者甚係逆理夫地天之間未聞有此理也耶若以不受命之罪雖就死地不必顧惜也太守公頻頻強助春固辭不從亦修密書托之於島一岐助寄送法司馬良弼(名護親方良豐)以其薩摩將伐我國之事悉細知會其後屢召助春於御前再三勸之助春對言如前不敢稍異焉於是 太守公深蒙嘉其忠誠而許歸抵國矣	地天之間未聞有此理也	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
317 三十二年毛鳳朝 朝臣從王至薩州 慶慰聖慮	3二十一年毛鳳朝屬從王至薩州慶慰聖慮 薩州大將嵯山氏等率領勇士三千餘人坐翼兵船七十餘隻至運天津時毛鳳朝(讀谷山親方盛韶)署理御鎮側官即同菊隱長老等往至運天要以講和大將曰船到那霸相與商量鳳朝等回到首里復(命未聞幾日船至那霸鳳朝亦至其船要以和睦未見允依遂以(聖)上投誠納款時法官謝名浦添獲罪薩州即被擄掠鳳朝頂戴紫冠護理三司官而屬從(聖)主赴到薩州時(聖)聖駕暫駐那霸即謂鳳朝等曰予竊聞之積善之家有餘慶積不善之家有餘殃今也餘慶既盡餘殃切于朕身遽出故國遙航滄溟以赴扶桑嘗夢不見耳嗚呼去此至彼此躬托于何人哉亦汝等經歷千山破波萬波終身他境耶鳳朝及從臣等伏聆論語泣淚如雨鳳朝跪奏曰鳥獸知報況於人乎臣等素蒙爵祿深沐隆恩上養父母下撫妻子皆無非出(深)仁厚澤者也伏冀隨從聖躬赴到他境必也不顧身命將盡忠忱以終微軀也(王)悅曰良哉汝等之言國人聞之莫不興發忠義者也後亦那霸開船赴薩州時(惟)新公召見鳳朝恩賜腰刀至辛亥秋跟隨(聖)主而平安歸國	運天津	
318 12菊隱國師創 建西來院	12菊隱國師創建西來院 菊隱國師自幼稚時有出塵之志追從圓覺寺住僧洞觀參禪學道至于後日久遊日本國亦從古溪寬傳衣鉢而回來即住持圓覺寺已有多年矣遂上地于山川邑結構千手院以為隱居焉萬曆己酉薩州軍兵抵運天津菊隱奉(命)赴赴軍請乞和陸兵船至那霸津亦乞和陸竟不見允依已達投誠之情而屬從(聖)主到薩州赴江府辛亥之年回國(王)勞其功勳賜地于上儀保邑建立達磨山西來院時人未知倭俗菊隱奉(命)命為加判役拜授大里縣並賜知行高八百斛且擢王子位賜五色浮織掛落及球陽國師號而後告老致仕時賜知行四百斛萬曆庚申年國師遷化時弟子喝傳在日本學道即令一周監司此院以待他回國天啓丙寅喝傳從梁南傳法而回來住持此寺然後此院無有嗣徒弟崇禎辛未年為官寺令名僧而住持此院康熙甲辰(尚)質王賜住僧大淳以為隱居處此時亦賜知行高五十斛	運天津	
319 26附 創建南 殿	26附 創建南殿 天啓年間創建南御殿以為款待監守官(俗稱在番)並每逢佳節行倭禮之處	天啓年間	
320 29十一年運天 始造筆	29十一年運天始造筆 日本薩州人隈本氏(名乘盛治俗叫源介)來到本國不要還鄉遂從國俗留髮結絢(奇+支)髻名稱運天而住居首里町端恆以造筆日為家業而後教之于國人焉	運天	
321 32十三年康仁 壽請權現神像 安于波上山	32十三年康仁壽請權現神像安于波上山 崇禎癸酉波上山神社悉遭火災以為灰燼是年康仁壽(天願筑登之親雲上權明)奉(命)赴薩州請來權現神像以安于波上山時隨佐藤氏悉學神道之法且傳授秘書等而歸國遍教七社祝部等自此之後祈福設壇念經咒符神道彌盛靈威愈明矣	天願筑登之親雲上權明	
322 40十八年重修 照大寺	40十八年重修照大寺 伊江山之地每夜放大光輝射冲斗牛間居民見之大奇怪之嘉靖年間人民僉將此事奏之于王(尚)清王遣使往視之使臣到伊江山之夜放光愈熾自暮達旦不敢少滅焉翌日使臣遍巡于草野之間果得一古鏡遂收拾以袖之竟置于洞中還京復(命)于此乎(王)召老僧輩細以問之諸僧曰乃是天照大神之所垂跡者也速建靈社奉安之于其中可以崇信焉(王)命輔臣結構於社及一庵令老僧而看守焉名其寺曰照大山號浮龜萬曆辛亥(尚)寧王從薩州回駕到國此時王多修神社佛閣厥功未竣至庚申年王體忽染病而薨乃至于(尚)豐王登位即繼父王之志令重修此社是年重修此寺以備壯觀矣	天照大神之所垂跡者也曰照大山	
323 47王始拜謁普 天間神社	47王始拜謁普天間神社 王始幸於普天間山以為禮禮已回駕時致龍福寺拜祭(先)王神主至于近世裁去其祭(先)王之禮也由來記曰九月陽氣已老而萬物凋傷人多危難之月也故人民不管遠近遍到佛前而祈福云爾一說曰薩州之人深疑本國人不知尊佛崇神而崇信邪神由是自主以至於庶人遠到普天間以便立願而明乎深信神佛之事以解其疑惑云爾二說不知孰是	普天間神社	
324 51五年名僧南 陽紹弘禪師遷 化尚有遺靈	51五年名僧南陽紹弘禪師遷化尚有遺靈 本國有一名僧法號南陽紹弘禪師原係北谷間切玉寄村人自幼時無人勸而自慕佛道至年十三決不從俗父母不得已而聽其出家年十九到于日本遍遊四方已十六年竟掛錫于奥州松島端岩寺修道四年乃慕關山妙心寺關山國師之正法拜謁嶺南大天法鑑禪師乃景堂之門派也既受其法而陸于轉職今球僧到日本續關山國師之法脈而轉位者自此而始南陽歸國住持建善寺(時係國寺)數年竟嫌世俗辭隱于北谷玉寄村坐修不臥默默不言然或有人有病求符即施以濟或田有蟲災亦施符除之並無不驗于是村人崇為活佛國人號為北谷長老既隱數十年于順治九年壬辰十一月初五日遷化(其墓在北谷村東之小山)至今樹木之枝未敢侵蔽其墓今村人虔祈其墓則病人得愈災蟲盡去而無不有驗矣是以北谷村玉寄村傳道村每年三月初三日祈求年豐	嶺南大天法鑑禪師	
325 54十年馬國隆 創建西森嶽拜 殿	54十年馬國隆創建西森嶽拜殿 馬國隆(國頭王子正則)於西森威部之前創建拜殿供奉 <b>辨財天女(中國斗姥又稱宇賀神將又叫斗母君)</b> 而晝夜至此焚香祭酒以祈(太)守光久公洪福	辨財天女(中國斗姥又稱宇賀神將又叫斗母君)	
326 56十三年李基 昌入薩州學畫 法	56十三年李基昌入薩州學畫法 本國素有畫師何年而始設歷年久遠莫從稽詳至于是年李基昌(東風平筑登之喜俊)奉(命)往薩州乃從內藤氏已學畫法焉後又據自謙(牧志爾也傳莫)查康信(上原子真知)二名奉憲令已隨真使俱入閩乃從謝天祐孫億而傳授畫繪之法而歸來焉	天祐孫億	
327 57十四年平萬 祉奉安仁王石 像于下天妃門 內	57十四年平萬祉奉安仁王石像于下天妃門內 天妃宮門奉安仁王木像至于是年神像敗壞平萬祉(友寄親雲上景友)題奏奉安仁王石像之事幸蒙允喜捐資金自薩州請來其像奉安於此門內矣	下天妃門天妃宮	
328 64二十一年改 定圓覺寺施餼 鬼祭且減去天 王寺施餼鬼祭 一次	64二十一年改定圓覺寺施餼鬼祭且減去天王寺施餼鬼祭一次 自古於圓覺寺有施餼鬼祭設座于庭之北邊以供祭品後照倭之禮或于三門之前或于佛殿之前乃設其座以為祭每年七月十四日十五日於天王寺有施餼鬼祭今番改定減去其一次期十五日為其祭祀著為定規此時有法司官一員以為主祭官康熙丙午改定王子為主祭官時世子世孫王子法司等官以為拜禮而後按司親方親威等官亦為拜禮至于近世但有寺社奉行以為拜禮也	天王寺	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

卷番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
329 69十三年重修眞壁神宮	69十三年重修眞壁神宮 昔有眞壁按司兄弟三人次男素染病臥牀不能出仕焉長兄與幼弟俱鍾守眞壁城各稱按司善教仁政撫綏郡民人皆信服時兄按司飼一白駿馬他馬容體異常有騰空入海之狀一日隣境之人傳聞其名甚慕其馬俱整軍兵復來圍城要相戰殺以奪其馬弟按司急騎白馬出城拒戰忽為伏兵多帶重傷回到本城自刎而卒其兄潛然流淚曰弟為敵被敗何不為弟報仇耶兄按司亦騎其馬殺入賊陣要決死戰賊衆甚多不能抵當忙馳駿馬直奔去古波森逝然而棄世焉其馬亦不食草而死焉其後裔孫有任首里大屋子職者此人質資淳厚深孝有孝心常詣此森虔誠告祭忽然四塊靈石飛躍沖天暫時復降大屋子大疑曰夫石為物也至重至堅非能飛揚者也能如此耶此誠靈石也遂卜地于其森之右結構草庵奉安于其石恆為崇信後亦大屋子運送穀米將赴日本時先登此森求禱于神曰今奉( )王命往日本國若得公務全竣平安歸國即建神宮答謝其恩既而駕舟出洋以赴扶桑果然海洋晏靜波瀾不起而船隻安穩猶若坦坦而行未聞數日速到日本大屋子大喜曰吾德以過海者非人力之所及乃神庇之所致也即求得神龜而帶回即建小宮安置此石于其中矣已歷數年其大屋子拜授山城地頭由是其子孫世為神司以管祭祀焉自此之後他境之人每年九月節皆來于此而求禱神甚靈感禱無不應焉康熙年間賴久座主請來彌陀藥師觀音三像與其靈石並奉安其一處而歷年稍久宮致敗壞至辛酉年人皆捐資財重修此宮仍復其舊矣	忽然四塊靈石飛躍沖天	
330 72十九年東龍寺住僧盛海改修內金宮	72十九年東龍寺住僧盛海改修內金宮 唐榮之東有一山林山不高而秀雅林不大而茂蔚而其神曰辨財天女(中國斗姥)至聖至靈禱無不應當守護人民呵禁不祥而知名于世已久矣自昔而來四面築石作垣栽植樹木竟封其地以為崇信萬曆年間日本山城國人有重童者雲遊琉球許願其神不聞數日遂遇一婦女而買贖價但數錢而回家觀之即黃冠金也重童欲依舊以還更携而出洋以赴扶桑果然海洋晏靜波瀾不起而船隻安穩猶若坦坦而行未聞數日速到日本大屋子大喜曰吾德以過海者非人力之所及乃神庇之所致也即求得神龜而帶回即建小宮安置此石于其中矣已歷數年其大屋子拜授山城地頭由是其子孫世為神司以管祭祀焉自此之後他境之人每年九月節皆來于此而求禱神甚靈感禱無不應焉康熙年間賴久座主請來彌陀藥師觀音三像與其靈石並奉安其一處而歷年稍久宮致敗壞至辛酉年人皆捐資財重修此宮仍復其舊矣	辨財天女(中國斗姥)遂化清風而去焉	
331 83改安仁王石像于天界寺門	83改安仁王石像于天界寺門 天界寺門之內素建仁王木像然為蟲蟲所敗不堪修葺是年請來此二像而建于此焉	天界寺門	
332 86凌雲和尚於屋部邑祈雨有驗	86凌雲和尚於屋部邑祈雨有驗 凌雲和尚(諱名宗憲)從幼稚時志異兄弟燒香講法戲遊如此是以父兄給與鳴三長老以為徒弟凌雲喜悅益興佛心晝夜不懈其後雲遊倭國遍覽穎悟之師嗣法參禪釋道周通世界事物千變萬化莫不覺知而歸國至于是年為龍福寺住僧然而未周年辭寺而名護郡屋部邑構結草庵為樂道安身處一年球陽大旱都鄙人民甚以愁憂凌雲招村人慰之曰莫愁莫怕我為汝祈雨草庵之後松嶺之內拂地設壇晝夜不怠念經咒法已至七日果然黑雲四起沛然雨降村落人民鼓舞歡喜誠是凌雲以德感天者也又屋部村常多火燒房屋凌雲自結草庵亦設壇念經自此以後不起火災亦是凌雲以德消災也已無疑矣又村人有志進物雖物未進至預先覺知之(今有彼草庵屋部邑人正五九月具香案致于拜禮)	以德感天者也	
333 106十四年始定御使者於日本國穿明朝衣冠	106十四年始定御使者於日本國穿明朝衣冠 自往古時齋捧國命至日本時皆服大明衣冠朝見( )太守公此時王子位冠烏紗帽穿紅色緞衣着麒麟補用錦龜甲帶按司位冠烏紗帽穿紅色緞衣着仙鶴補用錦龜甲帶親方位冠烏紗帽穿天青緞衣着錦雞補用龜甲帶中口位冠烏紗帽服天青緞衣着孔雀補用角帶自吟味役以下皆冠烏紗帽服天青緞衣着雲雁補用角帶試此皆捧國命御使者之冠服也其餘雜職官員只服球衣冠不得服此衣冠	天青緞	
334 161本年九月二十六日有日本肥後國天草郡小宮地村人坐駕三端帆船一隻漂到伊平屋島我喜屋村濱	161本年九月二十六日有日本肥後國天草郡小宮地村人坐駕三端帆船一隻漂到伊平屋島我喜屋村濱 此日有肥後國人貞助孝兵衛二名坐駕小船一隻漂到我喜屋村濱擱礁擊碎隨即報明來歷情由該村吏役人等即煮粥給之既而掃淨人家安頓收養十月初五日送到今歸仁郡初七日到北谷郡時有橫目附役御物奉行御領側大和橫目等官前抵該郡詢其來歷該二名云我等已係禮宗為本郡中田村當次郎所雇同駕小船去年八月十八日本地開洋到各處灣泊二十九日收到長崎大戶當次郎留在其地我等二人坐駕原船九月十四日開洋遇颶風損壞桅掛其漂流二十六日到貴國洋面等語查有遇如此難人漂來向例在那霸久米村選個人家使其棲身但因(口英)人留居那霸十月初八日解到浦添郡城間村遵依成例掃淨人家安頓收養併賜蚊帳一張單給補棉等衣服各一領及平日應用器具等件翌年三月逢有咖哩田新兵衛船回國之便使其接護回籍	天草郡	
335 179本年遣醫生與德義謝花筑登之親雲上舒保在葉壁山續種牛痘	179本年遣醫生與德義謝花筑登之親雲上舒保在葉壁山續種牛痘 本國士民傳染痘瘡者上屆亥年以來常用種痘之法近聞牛痘之法瘡症甚輕更無傳染業於去年尚氏伊江王子朝忠前抵薩州之時着令跟醫與建慎許田筑登之親雲上舒厚學習牛痘之法該許田既習其法復帶其痂回國上憲意謂宜着醫生將此牛痘先種外島小民俟邀請天痘之時預先行該島試驗其種過牛痘者應否再染天痘方知天痘牛痘之善否乃遣醫生與德義謝花筑登之親雲上舒保在葉壁山將牛痘之法教示島民而續種三四人	天瘡	
336 180本年有倭船一隻漂到姑米山	180本年有倭船一隻漂到姑米山 此年十月十六日有白帆船一隻漂到姑米山志川郡小泊外洋即令漕出小船一隻問其來歷據稱係柏原之權次郎船通船共有二十一名其內一名係喜界島人洋中遇着颶風吹去帆檣拋棄貨物尚見本船雖通船人等一同移駕杉板任風漂流正在萬死一生之際誰想皇天保佑到此活命等語只見有饑餓之狀即帶到藏元給粥充飢既而供給饜飩之外更送以米醬柴薪蔬菜等件該難人等請借鐵鍋大米等件隨即允准且該難人等求請修葺杉板駕到那霸隨即發給鐵釘材木更令工匠合力堅修既而遣宗領人坐駕該船解送那霸等由該島員役詳報( )朝廷	皇天保佑	
337 195本年因薩州命召犯人牧志要為之照料遣發法司官向有恆宜野灣親方朝保御領側官馬文英金武親雲上良智等	195本年因薩州命召犯人牧志要為之照料遣發法司官向有恆宜野灣親方朝保御領側官馬文英金武親雲上良智等 此年六月初四日奉監守官市來次十郎牌令因有( )太守之命要牧志本夏進到薩州三年之間逗留琉球每逢西洋船隻到來之時改粧容貌傳驛辦事更將西洋言語指教土人凜遵勿違等因查該牧志上屆申年因有犯法已示放流之罪早宜放逐該地但因該志曾告夷人以已死若其航海之時飄到他方或有夷人見之滋國家事弊乃因于獄內今若到于薩州傳驛辦事粧扮雖改馬脚自露且該志一款始布中華誠恐( )天聰見有倭情遂絕進貢伏祈為之料理停止其舉等由詳請監守官奉批事係奉( )命施行不能為之料理等因遵遵七月十九日將該牧志允免其罪隨赴監守官由是為呈請停止其舉事特命法司官向有恆宜野灣親方朝保亦令御領側官馬文英金武親雲上良智為其附役亦將異國通事係長堂里之子親雲上朝清為之伴件一同前赴八月初三日到于薩州(到州之後若有勸使牧志教洋言之令則要呈請使該長堂代辨而然)該法司等官未行呈請之先八月初六日奉薩州憲令據次十郎呈稱所率牧志朝江開船之日落沈洋中即卸杉板以行採取尚不知下落此如何以致溺死哉實所不計等由宜應告知可也等因奉該法司等官九月初八日無事回國	天朝	
338 216本年有鳥小堀村奧里子隨具志川王子荷方船主回國	216本年有鳥小堀村奧里子隨具志川王子荷方船主回國 茲經十三年卯年有那霸府小渡者向該奧里曰我送你工錢五貫文請荷到燒酒于那霸該里為利所迷荷到那霸該小渡率同奧里直到大島船自己登岸先逃瞬息間該船揚帆開洋該里向船人日請將我上船船人不聽曰我等將價錢三百貫文送給小渡以為購直到大島翌年二月之間該里同島人二名坐駕小舟出海漁魚俄風波浪起隨風漂流不知何處洋面幸有捕鯊船隻救助上船率到亞米利加國屬奴與遠加地方即見該大島二名不能操船撐棹卸岸上因該里善操仍駕本船往還諸浦彼地元冥振威天氣嚴寒三四月之間白雪大降該里兩脚為寒被痛不能營業遂卸陸地即自請醫調治尚不得痊愈空送光陰時有日本御勘定吟味役小野友五郎殿赴抵該國辦理公務隨其公竣回國之便送到神奈川交授該川御留守居附役脇田市郎殿於九月二十一日轉送薩州即隨具志川王子荷方船主回國(大島二名於今不知去向)	天氣嚴寒	

資料4 『球陽』における「天」の用例表

卷番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
339 224二十二年己巳褒嘉醫生三名各賜舉庸功勞	224二十二年己巳褒嘉醫生三名各賜舉庸功勞 醫生淑氏濱川親雲上順榮毛氏浦崎親雲上安紀吳氏亡松堂親雲上舒厚等三名曾在侯之時學習牛痘法術回國之後充爲牛痘掛醫爲之主管克行調治客歲因有閩回員役帶來天行痘痲( )上憲着令醫生等前赴羽地郡屋我地續種其痲而將牛痘已染者應否天行痘不再染之處多行歷驗果有牛痘經過者天痘不再出矣因請( )聖旨着令廢絕天痘續種牛痘夫痘瘡一案自古以來每歷十年餘之久見察時宜或遣醫于華或遣醫于倭購來痘痲國一時傳染故不特小兒出痘就重而醫生施療不周況至諸藥療資暨一切費用不可不預致備辨也因病之輩不能備辨前項物件難以如意服藥施療遂染痘小兒死于非命者多有之矣實實可憐者也而爲其父母者朝夕悲嘆或與病症或失身命者亦已多矣此誠悲上加悲難以盡言者也至于牛痘只生其種穴毫無別生且不用服藥而飲食處遊亦如平日全得痊痲且其種也雖云四時而無災害更無以氣染人其爲痘也不特小兒無受疾苦而爲父母者甚免懷憂舉國家人等皆受長生之福可謂妙法善術矣該順榮等三名將牛痘法術深致心服頗欲永救小兒患痘之災乃如前所陳學習其法除其試種續種以及見察真假外一切法術深致鍛鍊克行調治也而至該順榮也牛痘法術之內將其疑惑之處編具文書順貢船入華之便投呈北京大醫院暨福州醫師等懇請其批評去後准有兩醫批書云宜施行牛痘法術可也等由且該順榮將西洋國華倭兩國施行牛痘法術免天行痘暨明醫批書師傳等編具文書詳報( )朝廷隨着照法施行果與其所詳毫無有異也夫如前所陳昔年傳染天行痘瘡之時爲害不小幸至客歲種痘牛痘無害維大此即( )主上德化所敷也然該順榮等三名曾盡心于牛痘之法今著效于國家之人其功不小洵屬可嘉由是( )上憲請( )旨褒嘉順榮安紀兩名功勞准與王子附醫一律舉庸而亡舒厚若今在世理應與該順榮等均示舉庸但該舒厚不幸沒世因亦請旨准垂功于子孫	天行痘痲 天痘	
340 225二十三年庚午詳蒙將光明寺仍授本國	225二十三年庚午詳蒙將光明寺仍授本國 本年有薩州靈令琉球宜廢除光明寺暨其所奉諸佛等因隨即將天和年間曾授其寺于琉球以爲禱告之處而舉琉僧爲其住持且球人病故者埋葬于該寺籍而爲琉人菩提之處等由懇請使該寺籍仍授琉球不毀房屋而罷退住持附看守人隨蒙允准即使倭人限年交代爲其看守	天和年間	
341 227本年因薩州廢除佛法乃琉僧回國	227本年因薩州廢除佛法乃琉僧回國 此年因薩州廢除佛法乃琉僧回國且有水雲庵班僧將其庵所奉觀音二像捧回本國隨將其二像奉安天王寺毘沙門堂又其庵所奉雜天因該州所崇依舊奉安既而着檢者筆者爲之承辨着重書役爲之總理淨行洒掃導敬辨天	天王寺 所奉辨天	
342 238本年在國外務省官員等護送漂風難人到覽島縣其難人等共係呂宋國(口塗)(口比(此?))(口嘉)(口良)(口宁)人氏	238本年在國外務省官員等護送漂風難人到覽島縣其難人等共係呂宋國(口塗)(口比(此?))(口嘉)(口良)(口宁)人氏四名坐駕小舟漂到八重山島南風見村大野洋面該島吏役將該難人轉送石垣屬內哪啊(口嘉)咿備爲養贖該難人等稟吏役曰我等雖欲坐駕原舟揚帆梓里船身維小不能航海情願照料護送等語該吏役等爲之盡慮要送內地時有軍艦大板丸收到該島其官員等命吏役曰倘使漂風難人久留此島則有費財之煩茲要將該難人搭大板丸送到琉球等語吏役稟曰凡漂風難人例應自島護送伏乞將該難人仍還本島護送等語官員又復命曰見該難人情實可憐使其早回故土以爲協理必須搭大板丸送到琉球乃搬其難人載其貨物今年送來本國逐一交授隨即將該難人搬天久寺以爲撫養其難人等不通言語不知文字搖手傳心凡料理難人事情自始至終報明在國外務省官員等實非一次既而附搭三邦丸送覽島縣	天久寺	
343 254本年因有東京告曉從行新年宴紀元節天長節等禮	254本年因有東京告曉從行新年宴紀元節天長節等禮 此年所有新年宴紀元節天長節等禮宜應如所牌曉皆爲從行等由業有東京牌曉曉即蹈行	天長節	
344 264附(於崇元圓覺等寺社及諸嶽遺撥王子以下諸官代禱)	264附(於崇元圓覺等寺社及諸嶽遺撥王子以下諸官代禱) 於崇元圓覺天王天界等寺聞得大君御殿首里森辨才天堂辨之嶽末吉識名觀音堂龍福寺普天間等處遺撥王子代禱且於御城御火鉢御前併嶽嶽等處以親方爲本遣撥三七人拜禱且於三平等亦以親方爲本遣撥一七人拜禱且於圓覺寺着令禪家禱告於護國寺着令聖家禱告且於首里( )聖廟遣撥王子代告祭於唐榮( )聖廟遣撥法司官代祭且於知念玉城等處遺撥王子代禱且於邊土今歸仁伊平屋島等處遣撥按司代禱且於首里那霸唐榮泊覽諸郡諸島等處令各村人禱告且其禱告之日飭禁諸方殺生暨獄庭審問	崇元圓覺天王 天界等寺 辨才天堂	
345 266本年有久志郡邊野古村十一端地船洋中逢颶漂到太平山彼山開船之後又復逢颶漂到朝鮮方得回國	266本年有久志郡邊野古村十一端地船洋中逢颶漂到太平山彼山開船之後又復逢颶漂到朝鮮方得回國 此日久志郡邊野古村地船此係與那原村喜屋武筑登之親雲上所借要運到該村駛到半洋陡逢逆風漂到太平山彼山開船又遇暴風所有椗子被波打漂伐斷大櫓小櫓丟弔貨物隨風漂流到朝鮮隨蒙地方官惠給椗櫓小麥四俵活鷄六十隻醬油二沸小魚十五筋菜油五合既而該國開翼之後櫓子就壞覺難駕回遂收到五島內岐宿村隨蒙該村發給櫓木暨皮米七俵精米一斗豆醬三升即改造大小櫓子該地開船收到長崎內港隨蒙地方官惠給白米二俵該地開船收到天草該地開洋回到運天港	運天港	

資料5 『琉球国由来記』における「天」の用例表

『琉球国由来記』における「天」の用例表				
	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
1	琉球国由来記巻一 王城之公事 1 元日米蒔	察度王御宇、閩人三十六姓ヲ本国ニ賜フ。唐榮邑ニ居住而、為ニ綱紀一。此官員等相議ス。上古聖代、天雨レ粟佳瑞ニ准ヘテ、奉ニ奏于朝廷一、米蒔ト称始ル乎。周書曰。神農之時。天雨レ粟。神農耕而種レ之作。	天雨	
2	6 社参	参詣之諸官、於ニ御庭一為四拜一、社参赴也。波上山権現、 <u>天尊堂</u> 、広厳寺釈迦文殊普賢、沖山権現、	天尊堂	
3	7 社参	下天妃	下天妃	
4	8 社参	上天妃、龍王殿、	上天妃	
5	9 社参	長寿寺天照大神	天照大神	
6	10 社参	天久山権現、崇原寺(台)先王、神徳寺八幡大菩薩、荒神堂、円覚寺(台)先王。	天久山権現	
7	8 朝拝御規式〔三鼓ニ始ルナリ。且石テイシノ御品物ハ、詳見ニ当職御双紙一也〕	維 康熙伍拾貳年歲次癸巳正月朔旦、琉球国中山王、世曾孫、臣尚敬、敢昭告ニ于(台) <u>皇天后土神祇</u> 一。	皇天后土神祇	
8	9 朝拝御規式〔三鼓ニ始ルナリ。且石テイシノ御品物ハ、詳見ニ当職御双紙一也〕	茲遇ニ三陽開泰、万物回新一、謹率ニ臣僚一、詣所ニ祈求一、風調雨順、国泰民安、永遵ニ(台)天道一。	永遵ニ(台)天道	
9	10 朝拝御規式〔三鼓ニ始ルナリ。且石テイシノ御品物ハ、詳見ニ当職御双紙一也〕	〈略〉琉球国中山王府、臣法司某々等官、荷ニ(台)国王厚恩一、叨ニ享祿位一。皆頼下天口ニ我君一、保レ民致上レ治。	皆頼下天口ニ我君一	
10	16 三月初行幸	三箇寺初(欠)行幸〔俗ニ初ヲチヨハヒト云〕 円覚寺・ <u>天王寺</u> ・ <u>天界寺</u> 、有ニ(欠)行幸一而、為ニ(台)先王御拝也。	天王寺・天界寺	
11	十一日 20 御祈禱〔此時、美御前揃有レ之儀、順治十五年戊戌正月十二日、言上有レ之ナリ〕	載徳曰、釈氏ノ智論ニ曰、 <u>天帝釈宝鏡</u> ヲ以テ、四大神州ヲテラス。〈略〉自ニ十一日一、至ニ于十三日一、	天帝釈宝鏡	
12	十一日 21 御祈禱〔此時、美御前揃有レ之儀、順治十五年戊戌正月十二日、言上有レ之ナリ〕	於ニ円覚寺・天王寺・	天王寺	
13	十一日 22 御祈禱〔此時、美御前揃有レ之儀、順治十五年戊戌正月十二日、言上有レ之ナリ〕	天界寺、三ヶ寺一懺法、三十三座、有ニ御修法一也。	天界寺	
14	28 御甲子御祈念	円覚寺釈迦如来・ <u>天王寺毘沙門天王</u> 、於ニ両寺一、毎ニ御甲子一有ニ御祈念一。〈略〉朝辰時啓建、晚酉時満散、為ニ御拝一也〔毘沙門天王ニハ、無ニ御〇拜一。不レ可レ知ニ其由緒一也。〕 〈略〉 <u>天王禪寺</u> ハ、(台)尚円王聖跡。	天王寺毘沙門天王 天王禪寺	
15	二月 35 行ニ幸于久高島〔行幸無レ之年ハ、弁之嶽ヘ一行幸、アガルイ有ニ御拝一也〕	此由来者、阿摩美久上レ <u>天</u> 、乞ニ下五穀之種子一而、麦・粟・菽・黍、数種、始時ニ於久高島一、芸ニ稻於知念・玉城一也。〈略〉且久高島古老耆、	上レ天	
16	二月 36 行ニ幸于久高島〔行幸無レ之年ハ、弁之嶽ヘ一行幸、アガルイ有ニ御拝一也〕	俗説、上古、天孫氏世代〔何世幾代不レ得レ考〕アナゴノ子ト云人、彼島ニ住居始タル根人ナリ。	天孫氏世代	
17	49 四月八日灌仏	此日灌仏会ト称、從ニ円覚寺・ <u>天王寺</u> ・	天王寺	

資料5 『琉球国由来記』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
18	49 四月八日灌仏	天界寺、三ヶ寺一、奉三（欠）献ニ上浴水一、過達理職御取次焉。	天界寺	
19	七月 58 七月七夕行幸	七夕、行ニ幸於円覚寺・ <u>天王寺</u> ・	天王寺	
20	七月 58 七月七夕行幸	天界寺・大美御殿一、為ニ（欠）先王御拝一也。	天界寺	
21	59 御施餓鬼之事	毎年七月十三日、於ニ円覚寺・ <u>天王寺</u> ・	天王寺	
22	60 御施餓鬼之事	天界寺一、御生霊御迎也。	天界寺	
23	60 忌日	（台）先王・先妃、於ニ円覚寺・ <u>天王寺</u> ・	天王寺	
24	61 忌日	天界寺一、月忌ハ、行ニ仏家之祭礼一也。	天界寺	
25	61 年忌	（台）先王・先妃、当ニ御年回忌之年一、至ニ孟秋一、於ニ慎終庵一〔 <u>天王寺</u> ・	天王寺	
26	62 年忌	天界寺〕建ニ御茶屋一、設ニ日数一為ニ弔祭之礼一。	天界寺	
27	78 御照堂御拝	白虎通曰。此日陽気微弱。王者承レ <u>天理</u> レ物。故率ニ <u>天下一</u> 静不ニ復行一レ役。	天理 天下	
28	81 仏名会	即時有ニ靈瑞一。 <u>天花</u> 芬々、覺ニ有情悩眠一耳。	天花芬々	
29	87 天界寺年籠	十二月晦日・冬至之前夜、於ニ天界寺一、有ニ天壇之御拝。旨趣、有ニ祝文。「琉球国中山王府。代遣ニ臣法司ムム等官一。荷ニ（台）天朝厚恩一。叨ニ享禄位一。皆頼下天生ニ我君一、保レ民致上レ治。	天壇之御拝	
30	琉球国由来記卷二 官爵位階職之事 75 金御蔵	天平	天平	
31	76 銭御蔵	天井張	天井張	
32	琉球国由来記卷三 事始 乾 天地門 1 城	当国、都城、 <u>天孫氏</u> 見ニ国中之地理一、始首里府築、定ニ城都一。	天孫氏	
33	3 市〔有ニ制礼一県レ家。俗 牌家ト云〕	中華ハ、「易曰。包犧氏没テ神農氏作ル。日中ニ市ヲナシテ、 <u>天下ノ民ヲ致シ</u> 、貨ヲアツメ、交易シテ退キ、各得ニ其所一。	天下ノ民	
34	4 道地里〔三十六町云レ里〕	中華、「（略）淮南子ニ、万民喜テ堯ヲ立テ、為ニ <u>天子</u> 一。	天子	
35	5 道地里〔三十六町云レ里〕	於レ是、天下ノ広狭・嶮易・遠近、始テ記セリ。	天下	
36	7 井	当国、井、 <u>天孫氏</u> 、始作也。	天孫氏	
37	8 堤	当国、堤、 <u>天孫氏</u> 、始造也。	天孫氏	
38	17 衣服	当国、衣服者、 <u>天孫氏</u> 世代始。〈略〉中華ハ、「易繫辭ニ云。皇帝・堯・舜、衣裳ヲタレテ、治ニ <u>天下</u> 一。	天孫氏	
39	17 衣服	〈略〉易曰。皇帝衣裳ヲタレテ天下治ル。	天下	
40	動物門 21 五穀	当国、草昧之初、未レ知ニ稼穡一、食ニ草木之実一。未レ有ニ火化一、飲ニ禽獸之血一、而茹ニ其毛一。後歴ニ年数一、五穀種子、 <u>天然生</u> 。	天然生	
41	動物門 21 五穀	麦ヲ久高島ニ栽種、稻ヲ知念大川ノ後、玉城ヲケミゾニ栽種也。麦春熟、稲夏熟。故自レ古、国君、三年兩次、二月幸ニ于久高島一、四月幸ニ于知念・玉城一。春夏祭ニ于皇天后土一、以報ニ成物之功一也。	皇天后土	
42	動物門 21 五穀	中華、「周書曰。神農之時、從レ天雨レ粟。〈略〉帝王世記ニ云。	天雨	
43	動物門 21 五穀	炎帝始テ、天下ニ五穀ヲ耕シ種テ、食フ事ヲ教ユ。	天下	
44	動物門 21 五穀	〈略〉天熊人、…	天熊人？	
45	動物門 21 五穀	天照大神…又因テ天邑〔アマノムラキミ〕君ヲ定ム。	天照大神	

資料5 『琉球国由来記』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
46	22 胡麻・胡葵・大蒜・安石榴・葡萄	当国、何世始種乎。此外菓・木・菜、有ニ万種一。或從ニ漢・和 一帶來乎、 <u>天然生</u> ニ于国土一哉、不レ可レ考。	天然生	
47	飲食門 31 熟食〔熟食トハ、 以レ火、生物ヲジユクセシメ テ、食フ事也〕	当国、 <u>天孫氏</u> ヨリ、火ヲ用ヒ、火化アルモノ歟。	天孫氏	
48	36 焼酎	<u>天</u> ニ酒星アレバ、酒ノ始ルコト、	天	
49	36 焼酎	天地ト並ニセリ。〈略〉予オモフニ、イニシヘノ智者、コレヲツ クリテ、天下後世、コレニ循テ、ヨク廢ル事ナシ。	天地	
50	36 焼酎	〈略〉因テオモフニ、漢書食貨志云。酒ハ天之美祿、帝王所下以 頤ニ養天下一、享祀祈福上。〈略〉天下之富ニモ易ザル此身ナル ヲ、タマー時ノ快事ヲムサボリテ、…。	天下	
51	36 焼酎	〈略〉又木花開耶姫<コノハナノサクヤヒメ>、田稻ヲ以テ、天 甜<アマノタム>酒ヲ〔酒味ノ長ヲ云〕カミン給フ事アリ。	天甜酒	
52	文教門 68 文字	当国、文字、上古此国ニ <u>天人下り</u> 、古書〔俗謂ニ時双紙一〕教シ ト申伝也。〈略〉天人示現シテ、所レ教ノ占者ヲ呼テ云。何ゾ悪 日ヲ示サバル。占者答フ。我ニ不レ訪ト。天人云。	天人 天人下り	
53	文教門 68 文字	不レ尋モ、行テ可レ教ト。嗔テ其文字ノ書ヲ引裂テ、天ニ上ル 故、裂残半ヲ片カネト云。	天ニ上ル故	
54	文教門 68 文字	〈略〉中華、「淮南子曰。蒼頡書ヲ作シ時、天粟ヲフラス。	天粟	
55	72 甲子	当国、甲子者、從ニ <u>天孫氏</u> 一、始伝來歟、不レ可レ考。	天孫氏	
56	73 学〔人ヲ教ル所ヲ、学ト 云。則、学校ノ事也〕	当国、学校者、唐榮人員、於ニ <u>天妃廟</u> 一学。准ニ学校一者歟。	天妃廟	
57	琉球国由来記卷五 首里中火神並御嶽之事 真和志 之平等 18 火神御前 真壁殿内	首里天加那志御前 首里天加那志	首里天加那志御前 首里天加那志	
58	琉球国由来記卷五 首里中火神並御嶽之事 真和志 之平等 18 火神御前 真壁殿内	サレバ、天照大神ノ、	天照大神	
59	琉球国由来記卷五 首里中火神並御嶽之事 真和志 之平等 18 火神御前 真壁殿内	天ノ岩戸ヲ出給ヒシ時、シリクメ繩トテ、ヒカレタルハ、今ノシ メナワナリ。	天ノ岩戸	
60	25 龍潭〔魚小堀〕	〔台〕国王冊封榮時、相ニ通旧典一、必至ニ重陽宴一時、設ニ綺 筵于池邊一、請ニ〔台〕 <u>天使</u> 一。両客一主、交拳ニ瓊觴一、共詠 ニ覽ニ龍船一。〈略〉宴畢、〔台〕 <u>天使</u> 還啓也。	天使	
61	35 雨乞ノ嶽 神名 天通ルア マオレヅカサノ御イベ	神名 天通ルアマオレヅカサノ御イベ	天通ルアマオレヅカサ ノ御イベ	
62	37 同小嶽ノ御イベ 神名 天 子 同村	神名 天子 同村	天子	
63	41 アスイ森ノ御イベ 同村	後名ニ其地一、曰ニ早飯森一〔今即、天王寺側邊、有ニ一座川林 一。是也。〕〈略〉彼馬ニ乗、國中嶽々走廻リ、	天王寺	
64	41 アスイ森ノ御イベ 同村	及ニ曉天一者、素ノ岩屋ニ帰テ、三声有レ嘶云々。	曉天	
65	44 西森ノ御イベ 下儀保村	〈略〉奉三造ニ立弁財天宮一字一、	弁財天宮	
66	45 王城都内祭祀跋	<u>天子祭ニ天地一</u> 。諸侯祭ニ封内山川一。古之礼。不レ可レ欠也。	天子祭天地	
67	45 王城都内祭祀跋	〈略〉至ニ後世一。風俗日下。人心日薄。臨レ祭懈怠。神亦不レ 応。天降ニ災厄一。而国家不レ如ニ先代一者。	天降災厄	
68	琉球国由来記卷八 12 那覇ノ町魚小堀ノ事	往昔東村ニ失火度々ニ及ブ。是、 <u>天妃灯明ノ火精ナリ</u> 。	天妃灯明	
69	21 天神建立之事〔那覇東村之 内〕	薛姓家譜曰。〈略〉事竣帰国之時、 <u>天神之木像</u> 持渡、於ニ那覇善 興寺笠一、建ニ立於堂宇一、安ニ置御像一。	天神之木像	

資料5 『琉球国由来記』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
70	35 天照大神宮、並長虹橋之事	〈略〉(欠) 兩天使來臨。〈略〉兩天使一哉。〈略〉迎ニ(欠) 兩天使一、封ニ(欠) 国王一、奉ニ祝登祚一。誠是仏神之威力也。	天使	
71	35 天照大神宮、並長虹橋之事	故欲レ還ニ旧願一、而經ニ宮私宅一、厚レ地創ニ建神社一、勸ニ請(欠) 天照大神一、而獻ニ香花一矣〔詳見ニ長壽寺記一〕。	天照大神	
72	37 館屋ノ事	夫、官屋ハ、 <u>天使館</u> トテ勅使ノ旅館也。	天使館	
73	琉球国由来記卷九 唐榮旧記全集 4 一 下天妃廟	〈略〉附 鍾銘云。…以寄ニ捨本州 <u>天妃宮</u> 一。…(欠) 銘曰。華種鑄就。掛ニ着珠林一。	天妃宮	
74	琉球国由来記卷九 唐榮旧記全集 4 一 下天妃廟	撞ニ破昏夢一。正誠(台) 天心。君心道合。	天心	
75	5 一 上天妃廟	<u>上天妃廟</u> 。有ニ遺老説伝云一。後ニ于下天妃廟一而建焉。…雖下後ニ于下天妃廟而建上、而ニ廟相去、決ニ不レ遠焉。…但(欠) 欽差杜公録云。「沿ニ湖東一而陟。山半有ニ天妃新廟一。	上天妃廟 下天妃廟 天妃新廟	
76	5 一 上天妃廟	〈略〉附 鍾銘云。…以寄ニ捨本州上天妃宮一。…(欠) 銘曰。華種鑄就。掛ニ着珠林一。撞ニ破昏多一。正誠(台) 天心。君心道合。	天心	
77	5 一 上天妃廟	〈略〉兩天妃廟。毎年、正月初四日下天・五月初五日佳節・	下天	
78	5 一 上天妃廟	九月初九日佳節・十一月冬至・十二月二十四日上天之時、	上天之時	
79	5 一 上天妃廟	例供ニ祭物一〔俗云ニ三味一〕、自ニ大夫一以至秀才一、皆誦ニ天妃經一。	天妃經	
80	6 一 龍王殿	龍王殿。今在ニ于上天妃廟前一而建焉。	上天妃廟	
81	7 一 天尊堂	〈略〉 <u>天尊者</u> 、	天尊者	
82	7 一 天尊堂	護国庇民天神也。…附 鍾銘云。	天神	
83	7 一 天尊堂	…寄ニ捨天尊殿一。…(欠) 銘曰。華種鑄就。掛ニ着珠林一。	天尊殿	
84	7 一 天尊堂	撞ニ破昏夢一。正鑄(台) 天心。君心道合。	天心	
85	8 一 天使館	<u>天使館</u> 。不レ知三何世何年、始造ニ斯館一也。	天使館	
86	15 一 孔子廟	孔子廟。 <u>天下</u> 之所ニ共崇一也。	天下	
87	16 一 閻帝廟	閻帝廟者、乃護国伏魔之神。 <u>天下</u> 無レ不ニ尊敬一焉。	天下	
88	16 一 閻帝廟	…故于ニ上天妃廟内一、別築ニ一壇一、奉ニ安其像一、永為ニ護国之神一焉。	上天妃廟	
89	17 一	毎年、自ニ正月十三日一至二十九日一、大門・西門及 <u>天妃三廟</u> 、各立ニ結采門乙座一。	天妃三廟	
90	18 一	<u>西天妃・天尊・龍王・閻帝</u> 、諸廟、毎年自ニ正月十三日一至二十九日一、紫金大夫以下、各供ニ灯乙個一。	兩天妃・天尊	
91	19 一	禱雨之時、于ニ <u>天尊・龍王</u> ニ廟一、大夫乙員、都通事ニ員、…誦ニ太上玉樞宝經・大上洞淵説・請雨龍王三品經一。	天尊	
92	20 一	賁船自ニ開洋之日一、至ニ七ケ日一、于ニ <u>天妃三廟</u> 一、自ニ大夫一、至ニ秀才一、焼レ香誦ニ <u>天妃經</u> 一。	天妃三廟 天妃經	
93	20 一	拜畢、于ニ天尊・龍王ニ廟一、焼レ香拜禱焉。	天尊	
94	琉球国由来記卷十 琉球国諸寺旧記序	爾來。入ニ <u>天德</u> 一。遊龍淵一。	天德	

資料5 『琉球国由来記』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
95	天徳山円覚寺 附 法堂 1 肇創ニ天徳山円覚寺禪寺一記附 重修事	就中(台)尚真王、佩ニ天縦奇才一、具ニ生知聖徳一。	天縦奇才	
96	天徳山円覚寺 附 法堂 1 肇創ニ天徳山円覚寺禪寺一記附 重修事	…荷ニ(欠)天子之恩徳一、以レ故称ニ山於天徳一、藉ニ祖師之古語一、以レ故号ニ寺於円覚一乎。	天子	
97	7 肇創ニ弁財天女堂一記附再修事	朕聞、弁才天女者、為ニ吾朝第一之守護神一也。	弁才天女	
98	7 肇創ニ弁財天女堂一記附再修事	…幸円覚方丈、素ニ天女之像一。…至ニ于毎年九月七日一、	天女	
99	7 肇創ニ弁財天女堂一記附再修事	称ニ于弁才天講一、而各来祭、宛然如レ在也。	弁才天講	
100	8 安ニ配諸像一事	護法韋駄尊天 韋駄天之像者 天徳山円覚寺	護法韋駄尊天 韋駄天之像者 天徳山円覚寺	
101	10 銅鍾四箇	以レ故天正之阿練若、	天下	
102	11 額併聯事	曰ニ天徳一也。	天徳	
103	11 額併聯事	…文曰「一封紫綵儼ニ天顔一。…」	天顔	
104	11 額併聯事	…蓋從ニ天龍寺一遷乎。	天龍寺	
105	13 立石碑併石橋事	天界住持熙山周雍勒撰焉。	天界	
106	14 方冊蔵経来朝記	就中(欠)世祖尚真王、天姿秀異、睿知聡明、	天姿	
107	15 大般若経来由記	夫惟、非ニ諸天蓋神之護持一、争得ニ年災月厄之解禳一乎。	諸天善神	
108	15 大般若経来由記	…世之求ニ福於仏天一、…諸天擁衛。…	仏天	
109	15 大般若経来由記	仏天所レ護、	諸天	
110	16 開山国師行由記	謂ニ広厳・普門・天龍一	天龍	
111	16 開山国師行由記	…天叟和尚	天叟和尚	
112	22 福源山天王寺	君為ニ側微一時、天姿秀異、…故天幸乘レ祚、…山号ニ福源一。	天姿秀異 天王	
113	22 福源山天王寺	仰ニ護国天王一為中尊一	護国天王	
114	22 福源山天王寺	而寺号ニ天王一也。	天王	
115	27 鍾銘	而寄ニ捨本寺天龍精舎一。…為銘曰。…正誠天心。	天龍 天心	
116	31 妙高山天界禪寺記	…天界精舎也。…致ニ天壇之拜一而祝延、…今天界復矣。	天界 天壇	
117	36 銅鍾ニ口	銘曰。「…安レ国利レ民聖天子、	天子	
118	36 銅鍾ニ口	…天上人間妙法音	天上人間	
119	36 銅鍾ニ口	…天界寺	天界寺	
120	45 天徳山龍福寺記	天徳山	天徳山	
121	71 靈芝山建善寺	前円覚天叟老漢一、	天叟老漢	
122	78 壺宝山長寿禪寺記	因祈ニ誓(欠)天照大神一曰。…勸ニ請(欠)天照大神一、…日本国之大鎮守(欠)天照大神一乎。…然後国公、求下宮ニ私宅於町端村天山一居住上也。	天照大神 天山	
123	81 公私廃寺本尊併鍾事	本寺天龍寺	本寺天龍寺	
124	琉球国由来記卷十一 4 鍾銘	…以掛ニ着天界禪寺之仏殿頭一。	天界禪寺	

資料5 『琉球国由来記』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
125	8 鍾銘	撞破昏夢 正誠天心	天心	
126	15 鍾銘	撞破昏夢 正誠天心	天心	
127	19 八幡大菩薩	此神最初、自ニ天上一降来、定ニ日本一、守ニ日本一。是国家守護靈神也。日本紀之説。一説、 <u>応神天王</u> 応化也。	天上 応神天王	
128	20 勸請由来	結縁衆生、忽 <u>上天</u> 、請願有情、深垂ニ濟度一。	上天	
129	32 大慶山権現縁起	<u>天界</u> 前任鶴翁和尚、	天界	
130	37 天久山大権現縁起	「…女人、国之守護神、 <u>弃財天</u> 也。…為ニ其指一、逢ニ <u>天女</u> 一云云。」	弃財天 天女	
131	39 鍾銘	撞破昏夢 正誠天心	天心	
132	42 普天満山三所大権現縁起	滴露不レ絶ニ <u>星天</u> 一、不レ増ニ霖雨一。	旱天	
133	38 銘刈子祠堂 安謝村	疑ニ <u>天女</u> 歟一、… <u>上天</u> スルコト不レ能。… <u>天女</u> 喜而、翁子俱到ニ于彼艸菴一。… <u>天女</u> モ亦、難レ捨ニ息子慕一レ之、再三、飛上飛下、終ニ乘ニ清風一、 <u>上天</u> シケル。… <u>天女</u> 楊リケル松木ハ、銘刈子屋敷西之迦ニ有レ之也	天女 上天	
134	琉球国由来記巻十三 56 浜ノ御殿 神名 アマオレツカサ 与那原村	昔、此浜ノ御殿へ <u>天女</u> 天降リシ給ヒタルトナリ。	天女天降 アマオレツカサ	
135	琉球国由来記巻十三 56 浜ノ御殿 神名 アマオレツカサ 与那原村	…御天目ニ御水汲、	天目	
136	58 オヤガワ	此井ハ、浜ノ御殿へ <u>天降</u> シ給フ <u>天女</u> 之御子産《ウブ》井ノ由、申伝ト也。	天降シ給フ天女	
137	64 コバダウノ嶽 神名 壱ツ瀬ノアマオレツカサノ御イベ	<u>上天</u> スルコトヲ不レ得シテ下界ニ滞在、…	上天 アマオレツカサ	
138	64 コバダウノ嶽 神名 壱ツ瀬ノアマオレツカサノ御イベ	天女終死シケル時、此嶽之内壱ツ瀬ト云大石之上葬也。彼天女骨、于レ今有レ之、村中ヨリ崇敬也。	天女	
139	琉球国由来記巻十四 13 エボシガワノ嶽 神名 君ガ御水主ガ御水ノ御イベ 同村	…此井ニ <u>天女</u> 天降リ沐浴シケルヲ、… <u>天女</u> ト夫婦ノ契約ヲ成リテ、	天女天降	
140	琉球国由来記巻十七 16-14 [麦初種子・ミヤタネ]	其後、 <u>天</u> 気次第	天気	
141	琉球国由来記巻二十 10 船立御嶽	… <u>日天</u> ・ <u>月天</u> ヲ崇敬シケレバ、	日天・月天	
142	琉球国由来記巻二十 10 船立御嶽	天道感応ニヤ	天道	
143	琉球国由来記巻二十 10 船立御嶽	鳴ク啼ク天ヲ仰ギ祈リツツ、	天ヲ仰ギ	
144	琉球国由来記巻二十 10 船立御嶽	…天ノ御加護ニヤ、	天ノ御加護	
145	12 山立御嶽 女神。オタハルト唱 [友利村後ノ峰ニ有]。	…朝夕仰レ天ヲ父母ノナキ跡ヲ弔ヒタルト也。…彼女、 <u>天女</u> ノ変化ニテモヤアリケン	天 天女	
146	21 真玉御嶽 男女神。	…朝夕仰レ <u>天</u> 拝ミケル。…弥恐ニ <u>天道</u> 一慈悲善根ヲ施シ、	天拝 天道	
147	23 喜佐真御嶽 男神。	由来。往昔、 <u>天</u> ノツカサトテ蔽シキ女童、光明赫耀タル玉ヲ手ニ持チ、	天ノツカサ	
148	23 喜佐真御嶽 男神。	浦島ト云フテ、川満村東方スミヤト森ト云フ山ニ天降シテ、	天降	
149		…天女ノ子ニテ、…	天女	
150	23 喜佐真御嶽 男神。	朝夕仰レ天道一。	天道	
151	23 喜佐真御嶽 男神。	…三トセ三月仰レ天臥レ地、	仰レ天臥レ地	
152	23 喜佐真御嶽 男神。	…天ニ映徹ス。…無レ罪ニ逢ニ逆映一コト天ノアハレミニヤ、	天ノアハレミニヤ	
153	25 比屋地御嶽 男神。	潜ニ日ヲ定メ <u>天</u> ニ祈ケルハ	天ニ祈	
154	27 泊御嶽 神名 泊キユラマカアラフキユラマカ	…慈悲正直故 <u>天</u> ノ恵ニテ可レ有レ之ヤト、	天ノ恵	

資料5 『琉球国由来記』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
155	27 泊御嶽 神名 泊キユラマ カアラフキユラマカ	…朝夕、天ヲ拝ス。	天ヲ拝ス	
156	27 泊御嶽 神名 泊キユラマ カアラフキユラマカ	或時、運城・泊嶽両所ニ神靈光リ輝キ天降りタマフヲ、	天降	
157	35 神遊ノ由来	往昔、狩俣村東方、島尻当原ニ天人ニテモヤアルヤラン、豊見赤星テダナフヲ真主ト云フ女、狩俣村御嶽大城山ニ只独住居ス。	天人	

資料6 『琉球国旧記』における「天」の用例表

『琉球国旧記』における「天」の用例表				
巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考	
1 琉球国舊記卷之 一 首里記 一 中山城	琉球国舊記卷之一 首里記 一中山城 大古之世。天孫氏首出爲レ君。擇ニ地于首里一。創ニ築斯城一。肇開ニ王化一。統ニ蒞萬矣民一。自レ是爲ニ君王一者。長居ニ此城一。大敷ニ善政一。撫ニ綏遐邇一。至ニ于 尚圓王 尚眞王一。城郭悉備。亦 尚清王。至レ今猶然。	天孫氏		
2 二 國殿	國殿 (俗日ニ百浦添一) 天孫氏。始定ニ城都于中山一。創ニ建此殿。制度未レ備。至ニ正徳四年己巳一。尚眞王始于ニ殿前一。設ニ立青石龍柱並欄杆一。嘉靖四十一年壬戌。尚元王亦於ニ奉神門前一。(俗日ニ君誇一) 略	天孫氏		
3 三 北殿	北殿 (俗日ニ西之御殿一。又叫ニ議政殿一) 成化年間。尚眞王。創ニ建此殿。以爲下款ニ待 天使一之所上。而懸ニ忠順可嘉御筆匾額于其中一。以盡下禮ニ待勅使一之誠上也。(未レ知下尚代勅ニ賜匾額一。以爲ニ褒獎一。懸中于南殿上。然冊封勅使。按ニ臨本國一。必也換ニ掛此殿一)	天使		
4 六 附地理記	附地理記 夫地理之大。莫レ先ニ於建都立國一。是故古之聖王。將レ營ニ都邑一。罔レ不下度ニ其可レ居之地一。以審中其吉凶上。／嘗稽ニ歷代建都之地一。得ニ正龍之所一レ鍾。而合ニ天星之垣局一者。則傳レ代多。歴レ年久。其非ニ正龍一。而不レ合ニ星垣一者。則皆隨建隨滅。可レ不レ慎哉。／按我首里城。其地也窄狹。共勢也崎嶇。或低或昂。形如ニ邊坐一。而無ニ寬濶平夷之可一レ取焉。／登臨則大海洋々。亦如レ無ニ拱衛眷戀之砂一。若以ニ俗眼一觀レ之。則首里城。尚足レ稱焉。／然龍之來歷。氣脈所レ鍾。誠有レ可レ取焉。況夫國殿。立向甚好。殿前輦道。其向與レ殿不レ同最妙。且。廣福・漏刻。瑞泉。歡會等門。左廻右轉。曲折不レ直。皆能得ニ其法一矣。(略)	而合ニ天星之垣局一者	風水観	
5 十八 雨乞嶽	雨乞嶽 (在ニ首里崎山邑一。神名日ニ天通天降司威部一) /大旱時。王率ニ衆官一。行ニ幸此嶽一。謹供ニ品物一。令ニ三平等/大阿武志〔良〕禮。並首里根神阿武志良禮等。而禱一焉。然創ニ造此嶽一。歴レ年已遠。莫ニ從稽詳。	神名日ニ天通天降司威部一		
6 二〇 早飯森	早飯森 (在ニ首里汀志良次。天王寺江邊一) /昔伊霸邑。有二駿馬一。渡レ水登レ山。若レ行ニ平地一。人騎ニ此/馬一。自ニ伊霸一登ニ首里一。一朝飯間。能爲ニ行還一焉。／因名ニ其馬一。日ニ早飯奔馬一。	天王寺		
7 二〇 早飯森	……已到ニ曉天一。歸至ニ其岩屋一。三嘶而住焉。後又到ニ首/里一。已過ニ此江一時。忽然斃焉。既收ニ其屍骨一。葬ニ之于此一。／途化爲レ石。因レ之日ニ安勢理森一。／二說。不レ知ニ孰是一。	曉天		
8 二四 同樂苑 (俗構ニ久場川御苑一)	同樂苑 (俗稱ニ久場川御苑一) 康熙年間。尚純王爲ニ世子一時。創開ニ此苑一。時々出遊。多/臨ニ此苑一。或抱ニ春日幽芳一。或賞ニ夏天之清陰一。或吟ニ秋夜之/明月一。或咏ニ冬晚之白雪一。各隨ニ其時一。以爲ニ與レ民同一樂也。／因名ニ其苑一。日ニ同樂苑一也。	夏天		
9 二五 龍潭	龍潭 (俗日ニ魚小堀一。在ニ首里町端邑一) 上有ニ松林掩映一。下有ニ綠波成一レ文。夏天清涼。最宜ニ納涼一。／毎レ會ニ天使。賽レ勅臨レ國。重陽佳節一。	夏天		
10 二五 龍潭	／王命ニ輔臣一。構ニ清閑潭上一。請ニ天使一。看ニ三龍舟競渡一。已而/設ニ宴子法堂一。／已至ニ夕陽一。天使告レ別。而回レ謁焉。	天使 天使告レ別		
11 二六 自了	自了尸 欽氏。諱可聖。童名思龜。西之人也。始生口唾。父母以ニ/廢人一。不三教以ニ讀書一。／八歲時。以レ手指ニ玉且一。向ニ其父一。欲レ有ニ問狀一。父以爲ニ唾/子一。故態不ニ之答一。／乃登ニ海山絶頂一。觀下日所ニ自出一處上。晨往暮歸。	天日		
12 二六 自了	如レ是者月/餘。忽鼓レ掌大笑。似レ有レ得ニ夫天地旋轉。日月升沈之理一。／而快上レ意焉。自レ是。遇ニ事一。見ニ一物一。必窮ニ晝夜思索一。／務得ニ共故一。而後已。類如レ此。	天地旋轉		
13 泊邑記 二七 國廟 (在ニ泊邑東一)	泊邑記 國廟 (在ニ泊邑東一) 或日。宜徳年間。尚巴志王踐祚。竟トニ地于泊邑東南之/間一。創ニ建此廟一。以爲ニ歷代國王廟一。／又一說。成化年間。尚圓王。命ニ輔臣一。以建一國廟一。廟側/構ニ寺院一。名日崇元寺一。／二說。不レ知ニ孰是一。而今春秋二節。王特遣ニ法司等官一。／以行ニ釋禮典一。而祭焉。／毎レ會ニ天使臨國。封王時一。先臨ニ國廟一。行ニ論祭之禮一。然/後行ニ封王禮一。	天使臨國		

資料6 『琉球国旧記』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
14 三七 中三重城 (昔稱ニ中城一)	中三重城(昔稱ニ中城一) 往昔之世。創ニ造宮殿一。供ニ養龍王子此中一。而甚近ニ海涯一。爲ニ風雨所一レ破。且又遠隔ニ村落一。爲ニ盜人所一レ壞。而屢加ニ修葺一。不レ勝ニ其勞一。由レ是。移ニ建宮殿于上天妃宮前一。以爲レ奉ニ安龍王一焉。	上天妃宮	
15 四八 天神堂 (在ニ唐榮之西一)	天神堂(在ニ唐榮之西一) 薛氏家譜日。嘉靖年間。爲ニ紋船使事一。薛氏江洲親雲上賀ノ章。奉レ命到ニ薩州一。時請ニ天神木像一而回焉。即トニ地于ノ善興寺側一。創ニ建此堂一。而奉安焉。而航海及告祈者。必到ニ于此一而禱焉。	天神堂	
16 六五 辻藏(在ニ那覇邑一)	辻藏(在ニ那覇邑一) 往昔之世。有レ設ニ藏于此地一。而今已廢焉。但天使來ニ臨ノ本國一時。必設ニ立平等所一。以收ニ蔬菜。猪羊等物一。每日爲下ノ給ニ與中國之人一之處上。	天使	
17 六九 魚塘(俗日ニ魚小堀一)	魚塘(俗日ニ魚小堀一) 萬曆年間。那覇東邑。屢次火燒。人家盡屬ニ燒燬一。人皆以ニノ天后廬。燈火之精一。爲ニ此災殃一。于レ是。下天妃廟前。鑿ニノ做此塘一。以防ニ火災一。又一説。其忌三里街似ニ火字一。以掘ニ此ノ塘一而避焉。	天后廬 下天妃廟	
18 七一 下天妃廟 (在ニ唐榮・那覇之境一)	下天妃廟(在ニ唐榮・那覇之境一) 廟内。幸有ニ一片舊板一。而板面。有レ書ニ永樂二十二年造七ノ字一。且見ニ其鐘銘一。乃鑄ニ于景泰丁丑一。以レ此考レ之。自ニ永ノ樂二十二年一。至ニ景泰丁丑年一。僅歷ニ二十四年一。則永樂年ノ間。創ニ建斯廟一者。更無レ可レ疑矣。	下天妃廟	
19 七二 上天妃廟 (在ニ唐榮村中一)	上天妃廟(在ニ唐榮村中一) 遺老傳日。此廟後ニ于下天妃廟一而建焉。又見ニ其鐘銘一。景ノ泰八年鑄レ之。以レ此考レ之。雖下後ニ于下天妃廟一而建上焉。ノ而二廟相去。決不レ遠焉。想必宣德・正統之間。創ニ建斯ノ廟一也明矣。ノ但欽差杜公。録云。沿ニ湖東一而陟ニ山半一。有ニ天妃親廟一。ノ造レ自ニ郭公一。ノ今考。夫郭公。乃係ニ于嘉靖四十年勅ノ使一也。此與ニ鐘銘一。ノ先後齟齬。恐杜公誤矣。不レ然則廟壞磨蝕。或係ニ郭公所ニノ重修一也歟。	上天妃廟 下天妃廟	
20 七四 天尊廟	天尊廟(在ニ唐榮西門外一。乃與ニ南門一。能齊ニ其向一。而唐榮風水也) 竊按。	天尊廟	
21 七四 天尊廟	天尊者。護國庇民天神也。吾國寺院。無下能奉ニ此ノ神一者上。但中華之人。乃能每信焉。以レ此考レ之。三十六ノ姓。營ニ邑宅一時。創ニ建此廟一也歟。	護國庇民天神也	
22 七五 天使館 (在ニ那覇・唐榮之境一)	天使館(在ニ那覇・唐榮之境一) 竊按。先王 尚巴志。永樂二十年壬寅即位。以請ニ冊封一。ノ宣德三年戊申。欽差内監柴山。捧レ勅抵レ國。冊ニ封 尚ノ巴志王一。蓋吾朝請ニ封 王爵一。從レ此而始矣。然則予ニ、永樂ノ年間一。創ニ建斯館一也明矣。	天使館	
23 七七 内金宮森 (在ニ唐榮之東一)	内金宮森(在ニ唐榮之東一) 山不レ高而秀雅。林不レ大而茂蔚。而其神。日ニ辨財天女一。ノ至聖至靈。禱必應焉。常守ニ護人民一。呵ニ禁不詳一。而知ニ名ノ于世一久矣。故自レ古而來。四面築レ石作レ垣。封ニ其地一。以ノ爲ニ崇信一。ノ萬曆年間。日本山城國人。有ニ重温者一。雲遊在レ球。許愿ノ不ニ數日一。塗遇ニ婦女一。而買レ爐。償ニ值數錢一。回レ家觀レ之。即黃金也。重温。欲ニ依レ舊以還一。更携而出。果遇ニ其ノ婦女一。ノ婦女日。吾乃辨財天女。汝志可レ嘉。故特送レ之。途化ニ清ノ風一不レ見焉。因レ此重温。建ニ宮于其森之東一。以便謝レ恩。名日ニ内金宮一。ノ後亦秀昌・重次等。繼建ニ拜殿一。至レ今鶴城使者。必豎ニ石ノ燈一。或發レ金修ニ葺宮殿一。ノ康熙丁卯。盛海和尚。改ニ修宮殿一。以爲ニ堅牢一。亦請ニ神ノ像一。以祀焉。	辨財天女	
24 八一 関帝王廟 (在ニ上天妃廟内一)	関帝王廟(在ニ上天妃廟内一) 康熙二十二年癸亥。尚貞王。受ニ冊封一時。欽差汪林ノ公。徧謁ニ寺院・神廟一。獨惜ニ斯廟之未一レ建。遂能許愿。各ノ發ニ銀兩一。因囑唐榮官員一云。迄ニ我旋後一。請代建レ廟。是ノ故。紫金大夫蔡鐸志多伯親方。題請。王允ニ其請一。ノ康熙二十九年庚午。乃當ニ入貢之期一。便托ニ使者一。能望ニ關ノ帝。及關平ノ周倉。三位聖像一。越明年。奉レ此而旋。故于ニノ上天妃廟内一。別築ニ一壇一。奉ニ安其像一。永爲ニ護國伏魔之神一ノ焉。	上天妃廟	
25 琉球国舊記卷之 二五〇 總官(一員)	總官(一員) 自ニ往昔一。王遣ニ使中國一時。必奉ニ安天后菩薩於船内一。以ノ便ニ往還一。即設ニ立此職一。令ニ他朝夕焚一レ香。此或有下叙ニ筑登ノ之位一者上。或有三生員任ニ此職一。康熙年間。授ニ此職一時。必ノ擢ニ通事一。叙ニ里之子一也。	天后菩薩	

資料6 『琉球国旧記』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
26	琉球国舊記卷之三 禁城米蒔	(略)於 察度王一。以制ニ琉國禮法一。此時始制ニ斯禮像一乎。天雨ニノ穀粟一之佳瑞。以賀ニ 聖朝豊年一也哉。	天雨	
27	七 社參	社參 (元旦。紫冠官三員。座敷九員。過達理官二員。平等大ノ屋子一員。勢頭官四員。親雲上七十七員。若里之子。ノ筑登之。共二十一員。家來赤頭乙百九十四名。通共三百一十一員。進レ城四拜。々畢。拜ニ謁波上山權現。天尊ノ堂。	天尊堂	
28	七 社參	廣嚴寺釋迦文殊普賢。沖山權現。両天妃。龍王殿。	両天妃	
29	七 社參	ノ長壽寺天照大神。	長壽寺天照大神	
30	七 社參	天久山權現。崇元寺廟。神徳寺八幡ノ大菩薩。荒神堂。圓覺廟一。以祈ニ聖躬萬歳。子孫繁榮。ノ國泰民安一。亦進レ城。行ニ九拜之禮一。而復命。 聖王出ノ御。則行ニ四拜之禮一。次後召ニ入下庫理一。而賜ニ御酒並茶一也。) 後略	天久山權現	
31	二七 二月王幸ニ於久高島一	二月王幸ニ於久高島一 自ニ往古一以來。二年一次。二月麥御志幾與麻末時。王率ニノ開得大君加那志・司雲上・按司一。幸ニ于久高島一。以爲ニ祭禮一。ノ當ニ行幸年期一。王不ニ親幸一。必幸ニ于辨之嶽一。向ニ久高島一。ノ望祭焉。ノ至ニ康熙十二年癸丑。二月十二日一。改遣ニ過達理官一。而代祭ノ焉。詳見ニ于評定所日記。並過達理御双紙一。ノ窃按。世鑑云。阿摩美久上レ天。請ニ乞五穀種一而降。始播ニノ麥・粟・菽・黍於久高島一。亦蒔ニ稻米於知念・玉城一。以民ノ人粒食。	阿摩美久上レ天	
32	二七 二月王幸ニ於久高島一	故聖主親ニ幸于久高・知念・玉城等諸嶽一。以報ニノ皇天后土之恩一也云爾。詳見ニ中山世鑑一。	以報ニノ皇天后土之恩	
33	二七 二月王幸ニ於久高島一	ノ且俗説云。天孫氏世代。有二老夫婦一。其夫稱ニ阿名吳之ノ子一。其妻稱ニ阿名吳之姥一。始住ニ居久高島一。常以ニ漁獵一爲ノレ業。一日。阿名吳之子。漁ニ魚于伊敷泊一。時有二一白壺一。ノ漂ニ來于汀邊一。阿名吳之子。要三往取ニ其壺一。復漂ニ去於汀ノ外一。而不レ得レ撈焉。然漂來漂去。不ニ遠離去一矣。ノ阿名吳之子。奇ニ怪之。奔走以告ニ其妻一。々日。此壺必有ニノ神靈一者乎。齋戒沐浴。可ニ以往取一焉。由レ是沐浴。以穿ニノ白衣一。往見ニ其壺一。果然在ニ其汀一。即開ニ衣袖一。以待ニ自壺一。ノ忽隨ニ波濤一。而載ニ其衣袖一也。ノ阿名吳之子。欣取ニ自壺一。而回レ家矣。壺内載ニ在麥・粟・黍・籩豆・檳榔。阿佐嘉志幾與之種一。ノ阿名吳之子。默ニ識其當レ播事一。而播ニ種於各處一。其麥春月ノ已熟。印獻ニ之于 聖主一。ノ聖主親喜。隔年一次。二月必幸ニ于久高島一。以行ニ祭禮一。ノ粟・黍・菽者。至ニ于夏月一而熟矣。檳榔高秀ニ諸樹木一。阿ノ佐嘉志幾與者。繁茂而成ニ森嶽一也。從レ此有二君眞物出現一。ノ常遊ニ于此森嶽一也。由レ是。始建ニ森嶽一。而人民。悉致ニ崇ノ信一也。ノ且將ニ其白壺一。埋ニ藏土中一。堆レ石爲レ圍。其跡今存。前世ノ有ニ人掘開一。要レ見者一。掘開一罅。忽有二烈風大雷一。而其人ノ就レ死者一兩人云爾。然而歷代已久。莫ニ從稽レ詳。	天孫氏	
34	三六 換衣	換衣 本國人民。冬天有二些熱一時。穿ニ單衣一。夏天有二些冷一時。ノ穿ニ袷衣一。未レ有二定穿衣服一。康熙六年丁未。閏二月二十八ノ日。 尚質王改定。自ニ四月朔日一起。至ニ九月晦日一止。人ノ民都穿ニ夏衣一。自ニ十月朔日一起。至ニ三月晦日一止。人民都ノ穿ニ冬衣一。不レ許ニ亂穿一。	冬天 夏天	
35	四一 四月初八日(俗曰ニ灌佛會一)	四月初八日(俗曰ニ灌佛會一) 此日。圓覺寺・天王寺・天界寺。住持僧。各獻ニ浴水于ノ國王一。即過達理官。転ニ獻 内院一也。	天王寺・天界寺	
36	四九 七夕	七夕 此日。王行ニ幸圓覺寺・天王寺・天界寺一。以拜ニ先王一。後ノ亦幸ニ大美御殿一。時賜ニ素麵。于扈從群臣一。而未レ知ニ尚故而ノ幸一也。且有ニ唐榮官員七位一。(長史一員。黃冠二員。通事ノ二員。秀才二員)進ニ下庫理一。令レ晒ニ 國王衣冠一。ノ雍正年間。尚敬王。改令三當官。晒ニ其衣冠一。而裁三去其ノ唐榮官員。進ニ下庫理一也。	天王寺・天界寺	
37	五〇 施餓鬼	施餓鬼 昔時。七月十四日。於ニ圓覺寺庭上。向ニ御照堂一。設ニ棚臺ノ二座一。以爲ニ施祭一焉。ノ康熙七年戊申。尚質王時。改定。於ニ廟殿正面階下。設ニノ棚臺一座一。以便ニ施祭一焉。ノ昔時。有二法司官一員。以爲ニ主祭官一。ノ康熙五年丙午。改定。王子爲ニ主祭官一。時世子・世孫・王ノ子・法司等官。以使人一拜禮一而後。按司・親方・御身樂民。ノ亦爲ニ拜禮一。至ニ于近世一。但有ニ社奉行一。以爲ニ拜禮一也。ノ昔時。天王寺。七月十四日。或十五日。以爲ニ施祭一焉。而ノ未レ有二定日一。康熙七年戊申。 尚質王時。必定ニ二十五日一。ノ以使ニ施祭一焉。	天王寺	

資料6 『琉球国旧記』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
38 五二 年忌	年忌 先王先妃。嘗ニ回忌之年孟秋一。於ニ慎終堂一。(天王寺天界寺) 建ニ立茶屋一。燃レ燈唱レ戯。以行ニ祭禮一。其啓建日。王到レ廟燒レ香。衆官亦拜禮。其中日。王亦到。而拜禮焉。而召ニ衆官一賜レ宴。且撰レ吉 王行ニ幸此堂一。招ニ侍鎮守官等一。翌日召ニ禪家聖家僧・告老致仕大臣。並王親戚等官一。賜レ宴。至ニ于滿散日一。王行ニ幸此堂一。亦行ニ祭禮一。	天王寺天界寺	
39 七一 天界寺並各社年籠	天界寺並各社年籠 除夜。及冬至前一日夜。特遣ニ法司官一員。御鑓側等一。演ニ習元旦。冬至。朝賀之禮一。唐榮正議大夫。那覇官員。皆留ニ宿寺内二夜。除夜亦然。除夜。有ニ親雲上。筑登之等官七員一。各到ニ波上山。沖・末吉。天久・八幡。普天間等宮一。一宿。至ニ雍正年間。尚敏王時一。但爲ニ演禮一。而裁ニ其宿寺之禮一。時亦裁ニ去宮々年籠	天界寺 天久	
40 四 井	井 大古之初。天孫氏。首出ニ于世一。已登ニ君位一。撫ニ綏人民一。此時。創鑿レ井汲レ水。以爲ニ民利一。蓋我國鑿レ井者。自レ此而始。	天孫氏	
41 五 堤	堤 國中素無ニ堤塘一。洪水氾濫。人民不レ堪ニ厲揭之苦一。天孫氏。創造ニ堤塘一。以通ニ往還。	天孫氏	
42 一〇 衣	衣 天孫氏之世。取ニ蕉麻類一。成レ布造レ衣。教ニ之於人民一。以禦ニ寒暑一。至ニ洪武十六年癸亥一。蔡度王。始通ニ中華一時。勅ニ賜金印・章服一。自レ茲行ニ大禮一時。王及百官。皆穿ニ中華之衣一。至ニ于清朝一。百官改着ニ球衣一。以行ニ大禮一。尚豐王世代。有ニ一大臣一。穿ニ大綠衣一。以趨ニ于庭一。王見レ之。其色光輝而華美。故詔定ニ王子。及按司之朝服一也。自ニ紫巾官一。以至ニ諸士一。皆着ニ大青朝服一。諸郡掾・目差。以至ニ家來赤頭・匠工輩一。皆服ニ月自朝服一。四季皆用ニ練蕉布之單衣一也。如ニ女服一者。有ニ阿志計古毛子(以ニ緞子之類一爲レ制。而有拊子大禮之服也)・襦裙(亦以ニ緞子一。爲レ制。而嫁禮之時。於ニ黑裙之上着レ之也)・大青衣・白衣・大副衣・大裙一。(黑裙有レ掖也。出嫁之時。必穿レ之。自襦亦有レ掖。常穿レ之矣。其女服)然未レ知ニ尚時而始一也。	天孫氏之世	
43 十二 米麥	米麥 上古之世。民未レ知ニ稼穡一。或食ニ艸木之實一。或飲ニ禽獸之血一。而生養未レ備。民俗未レ正。已經ニ數百年一。天然麥生ニ于久高島一。稻生ニ知念村一。已而徧播ニ乎國中一。由レ是人民。始事ニ稼穡一。而國家亦治矣。故自レ古我王。三年二次。二月幸ニ久高島一。四月幸ニ知念。玉城一。祭ニ皇天后土一也。	皇天后土	
44 二五 調役	調役 古老傳曰。天孫氏之世。以レ索廻ニ人頭一。定爲ニ一尺一。每年國中男女。皆貢ニ稻乙束于王一。(束者其尺以束レ之)景定二年辛酉。始行ニ徹法一。以爲ニ納貢・賦用・民役一。詳見ニ于中山世鑑一。	天孫氏	
45 二六 諸島來貢	諸島來貢 景定五年甲子。英祖王世代。西北諸島。始入貢。咸淳二年丙寅。大島始入貢。王日。汝島遙隔ニ海洋一。各殊ニ土地一。素非ニ吾政令之所一レ及也。尚爲來貢耶。對日。近來我海島。無レ有ニ烈風猛雨之患一。而五穀豐登。百姓樂レ業。想必是大國善政。感ニ于天地一者也。是以來貢。王大善。已受ニ其貢一。厚賞而歸。洪武二十三年庚午。蔡度王時。宮古・八重山。二島始入貢。成化二年丙戌春。鬼界島謀叛不レ服。尚德王。親自撥ニ戰船數十隻一。往討ニ其罪一。已歷ニ月餘一。大獲ニ勝捷一。奏レ凱而回。(詳見ニ于中山世譜。並神德寺上棟文一也)	想必是大國善政。感ニ于天地一者也	
46 二六 諸島來貢	弘治十三年庚申春。八重〔山〕島。絶レ貢不レ朝。尚眞王。令ニ大里等九員爲一レ將。撥ニ戰船四十六隻一。二月初二日。到ニ于宮古島一候レ風。彼嶋有ニ仲宗根豐見親者一。素與ニ赤蜂一不レ睦。赤蜂將レ攻ニ宮古島一。即以爲ニ導一。前至ニ八重山島 石垣之境一。大里等上レ岸。只見赤蜂。領ニ衆兵一。背ニ險阻一。面ニ大海一。布ニ擺陣勢一。又令下婦女數十人。各持ニ枝葉一。號レ天呼レ地。萬般呪罵上。似レ行ニ法術一。大里等。驅レ軍大進。賊兵及婦女。略無ニ畏懼一。赤蜂首出相戰。大里大疑日。賊兵銳氣。不レ可レ輕レ敵。遂將ニ四十六隻一。分爲ニ兩隊一。一隊攻ニ登野城一。一隊攻ニ新河一。赤蜂。首尾不レ能ニ相應一。官軍乘レ勢攻擊。賊兵大敗。降者無數。赤蜂遂被レ據伏レ誅。大里別立ニ酋長一。撫ニ安百姓一。奏レ凱而歸。嗣後朝貢如レ例。	號レ天呼レ地	
47 三一 文字	文字 大荒之際。未レ有ニ文字一。時天人。帶ニ占書一。(時双紙) 降ニ下世界一。敬ニ之於民一。其文字數。有ニ乙百餘字一。後人遇ニ惡日一。修ニ造居室一。天人見レ之。召ニ占者一。今日大凶。令ニ某人修一レ室尚故。答日。彼不ニ來問一。我亦如ニ之尚一。	時天人。帶ニ占書一	

資料6 『琉球国旧記』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
48	三一 文字	天人怒日。彼人愚而不レ知。汝尚不ニ往告一耶。遂奪ニ其書一。裂而上レ天。今所レ存者。不レ過ニ十幹十二支一而已。	而上レ天	
49	三二 學校	學校 萬曆年間。有ニ鄭廻者一。嘗ニ以官生一入レ監。返レ國後。旋ニ擢紫金大夫一。(今稱ニ總理唐榮司一) 司レ教。每旬三六九日。詣ニ講堂一。稽ニ察諸生勤惰一。厥後金正春。亦授ニ斯職一。時奉ニ王諭一。選ニ擇文理精通者一人一。爲ニ講師一。以教ニ通事・秀才等一。又擇ニ句讀詳明者一人一。爲ニ訓誥師一。以誨ニ若秀才等一。然而未レ設ニ學校一。但於ニ天妃宮一。以爲ニ講堂一。至ニ子康熙五十八年己亥。尚敬王世代一。始設ニ學校于聖廟之東一。而廟學燦然大備矣。	但於ニ天妃宮一	
50	三六 殉死	殉死 舜天王・英祖王・察度王之世。無レ有ニ用レ人殉死一焉。其後未ニ敢殉死一焉。已經ニ百餘年一。國君已薨。不レ論ニ男女一。或ニ三十人。自斃以殉死矣。諸士死時。其數隨ニ貴賤之分一。或三人五人。而殉死矣。至ニ尚眞王一。發レ政施レ仁。文物維新。王歎日。殉死惡事也。仲尼已惡ニ始作レ俑者一。尚以使ニ人殉而死一也。決不レ可レ用焉。時值ニ國母已薨一。遂命ニ國人一。痛禁不レ許焉。(詳見ニ嘉靖元年壬午。十二月碑文一)	舜天王	
51	三九 版籍(所三以書ニ萬民之數一)	版籍(所三以書ニ萬民之數一) 尚氏家譜日。崇禎九年丙子。尚豐王世代。尚氏具志川王子朝盈。向氏讀谷山按司朝宗・阿氏阿波根親方守賢。俱爲ニ山奉行一。始以ニ紙張一。記ニ國中人數一。兼改ニ鬼利死丹宗一。(即拜ニ天主一人) 順治十一年甲午。秋八月。尚質王。亦令三朝盈任ニ此職一。時改換ニ木札一。而銷ニ其年所レ値之支字一也。(俗日ニ燒印一) 詳ニ惣山奉行紀一。	即拜ニ天主一人	
52	四一 宗廟	宗廟 (門外有二下馬碑一。尚清王。即位之初。創ニ建此碑一) 修ニ造宗廟一文。順治年間。追下紀創ニ建宗廟一之事上云。宣德年間。トレ宅諏(輒カ)吉。則經ニ營之一。立レ廟向レ南云爾。毛氏家譜序日。尚圓王。擢ニ清信一。授ニ安里地頭職一。遂以ニ其地一。創ニ建宗廟一。號ニ崇元寺一。廟前天上。左右有レ樹。以レ石圍之。即遺鞭之所也。祝レ之爲レ社。地頭交代。必拜ニ此社一云爾。吾竊按レ之。所謂立廟南向者。即崇元寺也。決然無レ疑。毛氏家譜所レ載。亦明白。想必 尚巴志王。創ニ建宗廟於安里(略)	廟前天井	
53	四二 三年喪	三年喪 竊按。洪武年間。聞人三十六姓。始到ニ琉球一。覃ニ敷文教一。遂構ニ守禮之邦一也。時定ニ三年之喪一也歟。故天使替球俗録日。有ニ三年之喪一云爾。康熙六年丁未。尚質王。始以ニ三十日一。定ニ父母之喪一。雍正三年乙巳。尚敬王。亦以ニ二十日一。定ニ父母之喪一。然而國君已薨。乃造ニ廟於陵側一。猶行ニ三年之喪一焉。庶民雖レ若不レ行ニ三年之喪一。而不レ貼ニ對聯一。不レ看ニ龍舟一。並祈神・祭社・拜節・唱歌・携レ妓爲レ戲等。未ニ嘗敢爲一也。此則世俗所謂。以レ月易レ年之義也。	天使	
54	四七 畫師	畫師 崇禎年間。有ニ欽氏自了者一。賦性敏悟。尤善ニ予畫一。示ニ之於藤原狩野安信一。安信贊レ之日。若在ニ於我國一。我友レ之云。順治十七年庚子。季氏東風平筑登之喜俊。奉レ命往ニ薩州一。乃從ニ内藤等甫一。而學レ畫焉。後又瓊氏牧志爾也傳莫。查氏 一。貝々】上原子眞知二人。備入レ闕。乃從ニ謝天鮪・孫億二師一。而學レ畫焉。	謝天鮪	人名
55	八一 鷹狩	鷹狩 康熙十五年丙辰。王世子尚純公。至ニ薩州一。時 中將綱貴公。賜ニ鷹乙隻一。受而歸來。或值ニ晴天一。放ニ鷹于曠一。	晴天	
56	八四 騎馬	騎馬 大古之世。天然馬生ニ國中一。天孫氏首出。爲レ君時。印有ニ騎レ馬者一也。而今騎馬法。萬曆三十七年己酉。金氏津堅盛則。赴ニ薩州一時。奉ニ薩州惟新公之命一。留滯數年。而傳ニ授馬法一而歸焉。順治十三年丙申。武氏野國親雲上宗保。奉レ命護ニ送馬匹一。赴ニ宛府一。時奉ニ大守〔光〕久公之命一。從ニ川上芳菴一。而效ニ馬法一也。	天然	
57	琉球国舊記卷之五 古城 五 勝連城	勝連城 天順年間。有ニ尚泰久王之駙馬。阿摩和利者一。嘗鎮ニ守此城一。其爲レ人也。質資敏捷。武藝出レ衆。常親ニ諸接司一。如ニ草芥一。而懷ニ弑レ君奪レ國之志一。時有ニ仲城按司。護佐丸者一。深察ニ知之。即整ニ兵馬一。以備ニ拒禦之用一。阿摩和利。畏ニ其武威一。不ニ敢動一レ手。一日海泛ニ小舟一。詐爲ニ漁父一。前往ニ與那原港一。遂見レ王親日。護佐丸。要ニ聚レ兵謀叛一也。宜ニ發レ兵征伐一。倘若遲延。悔レ之無レ及。王不レ信焉。阿摩和利。伏レ地日。臣不ニ敢虛言一也。若有ニ虛言一。天必殺レ臣。王遂被ニ讒惑一。遣レ人窺看。果有ニ一整理兵之狀一。王大驚。便命ニ阿摩和利一。爲ニ大將一。急發ニ大軍一。以爲ニ攻滅一焉。阿摩和利。大喜レ得志。密召ニ臣士一。議整ニ軍馬一。要レ攻ニ中山王一。	天必殺レ臣	

資料6 『琉球国旧記』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
58 琉球国舊記卷之五 古城 勝連城	此時其夫人。(名稱ニ踏揚按司一)有二一僕臣一。名日ニ大城一。即聞ニ其事一。密告ニ夫人一。夫人驚日。災禍不レ遷。汝爲レ我計レ之。大城俟ニ夜靜時一。負ニ夫人一逃走。到ニ首里一。天未レ曙。敵レ門報レ王。王大悔且怒日。逆賊阿摩和利。斬爲ニ萬段一。吾怨可レ解。即傳レ令。招ニ聚四方軍士一。時阿摩和利。招ニ諸臣一。機事不レ密。大城逃去。若不ニ先動一レ手。吾禍難レ免。即卒ニ軍兵一。臨ニ首里一。趕來。放レ火攻レ城。殺戰甚急。幸得ニ四方軍兵。皆來相救一。寡不レ敵レ衆。阿摩和利。大敗而走。王命ニ大城一。爲ニ大將一。率ニ領大軍一。往征ニ勝連一。大城奉レ旨。前臨ニ勝連一進發。阿摩和利。閉レ門堅守。官置争レ先攻レ城。阿摩和利。亦是武勇之人。或出レ城殺戰。或閉レ門拒禦。大城大怒。分レ兵攻撃。鏡氣甚熾。阿摩和利。智力既窮。途爲ニ大城所一レ滅。大城奏レ凱回日。有三諸神。賀ニ太平一。	天未レ曙	
59 六 仲城	仲城 往昔之世。有二仲城按司。護佐丸盛春者一。(姓毛。諱國鼎。號瑞亨。童名眞牛)敏捷俊爽。英雄超倫。忠義常存。盡レ心竭レ力。以事ニ君王一而有レ功。王深嘉レ之。封爲ニ讀谷山按司一。按司降ニ誕一。此女生質貞靜。姿色絶世。遑爲ニ尚巴志王后一。夫讀谷山城者。離ニ首里一數十里。而路次連遠。往還不便也。由レ是。改賜ニ仲城郡一。即奉レ命。創ニ建此城一。而鎮守焉。天順二年戊寅。勝連阿摩和利。固懷ニ殺レ君篡レ位之志一。乃護佐丸。常整ニ兵軍一。各處設レ塞。以備ニ拒禦之用一。阿摩和利。畏ニ其武威一。不レ出レ師。一日見レ王日。護佐丸。要ニ聚レ兵謀叛一。吾王知レ焉乎。宜三發レ兵征伐。以除ニ國害一。王日。護佐丸忠義之人。誠股肱之臣也。豈有レ作レ亂乎。阿摩和利。巧レ言懇レ之。王被ニ讒惑一。遣レ人窺看。果有ニ整レ兵之狀一。王大驚。便命ニ阿摩和利一。爲ニ大將一。急發ニ大軍一。圍ニ得仲城一。水洩不レ通。護佐丸。仰レ天嘆日。尚罪如レ是。今要ニ陳レ情上達一。攻討甚急。無レ便ニ奏聞一。且吾甚恥レ爲ニ逆賊所一レ討。然而此王命也。豈可レ違乎。但欲ニ自刎而亡一也。其大臣等大怒。皆要ニ出戰一。護佐丸止レ之。途令レ開ニ大門一。向ニ阿摩和利一。汝密巧ニ奇謀一。要レ奪ニ中山一。因レ是吾整ニ兵馬一。以備ニ汝防一。還汝懇ニ之于王一。欲レ致ニ攻滅一。然汝亦不ニ數月一。必致ニ滅亡一也。他時宜ニ傲レ此而死一。遂率ニ妻子一。前往ニ墓前一。即把レ刀刺ニ死夫人及二子一。而自刎而卒焉。時家族及臣士等。相從自死者。不レ可ニ勝數一。獨三男盛親。幼未レ離レ乳。毛公呼ニ乳母一。日。汝抱ニ此兒一。可ニ早遁去一。後必報ニ我敵一。乳母急抱ニ幼子一逃去。到ニ國吉地方一。以告ニ地頭國吉一。國吉大嘆日。夫仲城按司。是中山棟梁大臣也。今被ニ奸人所一レ害。眞可レ怨甚矣。遂教ニ乳母與ニ幼子一。密隱ニ于家中一。養育甚厚。既未レ幾。勝連按司謀叛。王大怒。遣レ將率レ兵。以攻滅焉。當ニ尚國王踐祚之時一。盛親歲及ニ二十三一。國吉將ニ毛公被レ讒遇レ害之事一。終始一奏レ王。王深憐レ之。遂養ニ盛親于禁中一。恩愛甚厚。盛親長大。乃陞ニ官位一。至レ今毛公孫。繁盛綿々弗絶。	仰レ天嘆日	
60 八 安里橋 (在ニ泊邑一)	安里橋 (在ニ泊邑一) 景泰三年壬申。尚金福王世代。冊封天使。來ニ臨本國一。時王。命ニ國公懷機一。架レ之。公奉レ命。求ニ折玉盃大連一。不ニ數日一。海水乾涸。始築ニ長堤。並安里・牧志・待兼橋一。以通ニ往還一。康熙庚戌之秋。洪水橫流。而橋梁敗壞。至ニ十六年丁巳一。亦加ニ修葺一。民未レ病レ涉也。詳ニ于長壽寺紀。	冊封天使 天照大神	
61 琉球園舊記卷之六 島尻 崇元寺嶽	崇元寺嶽 (在ニ安里村一。神石口ニ久場辰呂御殿部一) 成化年間。泊村有二大安里者一。姓毛名興文。性質篤厚。才智出レ衆。一日自ニ首里一歸來時。偶于ニ路上一見ニ老人一。容貌軒昂。白髮如レ雪。安里慌忙。向レ前施レ禮。老人乃感ニ其禮一。延レ他入ニ林中一。安里入レ裏。舉レ頭偏視ニ宮關一。光耀恍似ニ蓬萊勝(槩)?→只見ニ二老一童烹一茶。安里見レ之。心甚怪レ之。拜辭將レ出時。暗遣ニ一條馬鞭一。爲レ記而退。明日復往。欲レ尋ニ其跡一。而入ニ林中一。山壑寂寥。四顧無人。只見ニ一條馬鞭。依レ舊猶在。安里愈奇レ之。轉レ步而去。後又當ニ風清月明之夜一。乘レ興閒遊。時復逢ニ老人一如レ前。臨ニ分袂時一。老人把ニ黃金一。與ニ安里一。日。吾與レ汝夙有ニ奇緣一。不レ期屢次與レ汝相會。汝當ニ下關ニ此地一。爲上レ宅焉。言畢。不レ見ニ其所一。安里登レ高徧望。前帶ニ綠江一。後倚ニ青山一。眞異別處。遂構ニ草菴于其中一。築レ石爲レ垣而居焉。每レ逢ニ花晨月夕一。特設ニ酒席一。以邀ニ知己一。娛ニ山水一。以樂ニ天年一矣。時內間里主。以ニ御鎖側職一。屢經ニ此地一。一日安里。與ニ内間公一。偶遇ニ于門外一。安里見レ之。乃跪ニ于前一。吾看ニ公相一。有二天日之表。龍鳳之姿。他日必可レ坐ニ億兆之上。其後内間公。自ニ那霸一歸。時安里。設レ宴請レ他。乃欲レ令下設ニ君位一而坐。内間公辭レ之。吾非ニ貴人一。安得レ坐ニ于此一耶。安里日。吾視ニ公之姿貌一。眞非ニ常人一也。尚敢辭焉。公聞レ之。愕然驚起。拂レ袖而去。安里亦不レ得ニ強留一。而拜ニ送于門外一。公將レ上レ馬。忽見三足下有レ痣。共色如ニ黃金一。前日吾屢言ニ公之貴相一。公未レ有レ信也。今此痣。豈非ニ一徵一耶。	以樂ニ天年一矣 天日之表。龍鳳之姿	
62 二 茗刈子祠堂	茗刈子祠堂 昔安謝村。有二茗刈子者一。常以レ農爲レ業。一日耕レ田。歸到ニ此邊一。臨レ井洗ニ手足一。時有二隨髮浮レ水。長七八尺許者一。茗刈子見レ之驚怪。時々潛歩ニ其地一窺レ之。一日只見。婦女一人。脫ニ衣服一。懸ニ于枝上一。移レ歩臨レ泉。以洗ニ頭髮一。茗刈子從ニ樹蔭一視レ之。窃盜ニ其衣服一。而深藏焉。間到ニ井邊一。	妾乃天女也	
63 二 茗刈子祠堂	茗刈子祠堂 婦女慌忙着驚。走來尋レ衣。々則無レ有。乃掩レ面痛哭。茗刈子曰。婦女從ニ尚處一。來。婦女收レ涙答日。妾乃天女也。沐浴間。飛衣已被レ盜。不レ能ニ上天一。乞貴郎爲レ我覓レ之。茗刈子曰。暫到ニ弊舍一。吾代ニ婦女一。徧往ニ村中一尋覓。婦女聞レ之大喜。俱到ニ草菴一。茗刈子心中暗喜。藏レ衣愈深。	不レ能ニ上天	
64 二 茗刈子祠堂	茗刈子祠堂 荏苒間。日往月來。已歷ニ數月一。共結爲ニ夫婦一。生ニ下一女二男一。女子稍長。携レ弟而遊。且歌日。母之飛衣。在ニ六柱倉一。母之舞衣。在ニ八柱倉一。母親聞レ歌竊喜。伺ニ夫不在時一。登レ倉搜檢。果然草內有レ之。天女仍取ニ其衣一着レ之。望レ室欲レ去。父子見レ之。放レ聲大哭。天女亦戀依難レ捨。再三飛上飛下。終乘ニ清風一而飛去。	天女	
65 三 豊見瀬嶽・徳花嶽・平良瀬嶽	豊見瀬嶽・徳花嶽・平良瀬嶽 或遇ニ大旱一時。王命ニ唐榮官一。於ニ五尊・龍王二廟一。或一日。或二夜三日。或六夜七日。每廟七人。朝夕燒香念經。初禱之日。法司官一人。祭巾官一人。奉ニ王命一。爲ニ主祭官一。到ニ其二廟一。謹供ニ祭品一。以爲ニ祈禱一。那霸・久米村有位者。以行ニ拜禮一。既而那霸官一員。長史一員。親率ニ衆官一。請ニ奉綠衣龍疋一位。于久米村龍舟一。前往豊見城內一。長史到ニ豊見瀬・徳花・平良瀬等嶽一。燒香。即與ニ兩惣地頭。及郡中有位者一。皆行ニ拜禮一。此日郡中諸巫女。皆到ニ此城一。始獻ニ水于龍王一而禱焉。次日。郡中到ニ各嶽一禱レ雨。當ニ滿散日一。郡中巫女・有位者。及邑長等。到ニ珠數大阿瀬美一。(珠數濱有ニ一石一。自レ古尊信爲レ神)必携ニ鐵鍋一。汲ニ來海水一。而獻ニ大阿瀬美一。保榮茂巫女。頭戴ニ鐵鍋一。七次巡行而禱焉。然其緣由。經歷久遠。莫ニ從稽一レ詳。	天尊・龍王二廟	

資料6 『琉球国旧記』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
66	一四 濱殿	濱殿（在ニ大里郡與那原邑一。神名日ニ天降司一。俗日。昔有ニ天女一。臨ニ降于此一。故名レ之。日ニ天降司一。每レ值ニ聞得大君加那志。登位之初一。擇レ吉駕ニ鳳簫一。臨ニ降此殿一。取ニ御川水一而撫焉）	神名日ニ天降司 天女	
67	一四 濱殿	窃按。聞得大君加那志。自ニ首里一。臨ニ降與那原一時。郡中諸覲女。出ニ于宮城邑後一。迎ニ接鳳輦一。惟西原巫女。啓レ程先行。其餘巫女。從レ後隨行。行至ニ與那原濱宅一。雨惣地頭及郡中有位者。一同出來。恭行ニ拜禮一。正當下進ニ棚臺一坐上。與那原覲女。請下奏將中禱ニ于天降司一事上。進ニ赤（略）	天降司	
68	一四 濱殿	即 聞得大君加那志。移ニ臨親川一。則有ニ婦女一人一。出來取ニ其水一。乃載ニ天目碗一。跪ニ于御前一而捧焉。臨付阿武志良禮。献ニ之。聞得大君加那志一。聞得大君加那志。即接ニ其水一而撫焉。或有レ時。騎ニ白馬一。按ニ臨與那原濱一。則與那原覲女。望ニ那照和一而折レ福焉。是時雨惣地頭。進ニ御花・御酒一。以爲ニ奉賀一。郡中有位者。亦献ニ喜酒壹壇一。恭行ニ賀禮一。已回ニ棚臺一。自ニ公朝一	天目碗	
69	一五 友盛嶽	友盛嶽 （在ニ大里郡與那原邑一。昔日。聞得大君加那志。帶ニ數十侍女一。坐ニ駕海船一。赴ニ久高一。以行ニ祭祀禮一。不レ擬。往抵ニ中洋一。陸ニ遇逆風一。漂ニ到日本一。已經ニ歲月一。杳然無レ踪。是時琉球。爲ニ早魃所不レ虐。不レ堪ニ困苦一。由レ是。招ニ集諸覲女輩一。問レ之。覲女僉日。想是聞得大君加那志。爲ニ風所ぎ漂之故也。一日。君摩物神。託宜日。今大君加那志。逗在ニ日本一。汝等須ト早撥ニ船隻一。往ニ日本一尋之。子レ是場天覲女。奉レ命爲ニ船頭一。大城巫女。爲ニ一船筑一。帶ニ婦女數十人一。駕レ船開洋。（場天巫女出船時。許ニ願沙美川一而往焉。沙美川。乃是場天巫之父也）赴ニ日本一。直至ニ一處一。恭得レ觀一。大君芳顔一。一印場天覲女。跪ニ于御前一。妾等特來ニ此地一。迎ニ接大君加那志一也。願早還ニ故郷一焉。大君加那志。途同レ他返レ樟。一回至ニ場天濱一。～又一謬。回ニ至齊場嶽下。往ニ垣泊一。未レ知一孰是一。一俗傳有レ云。聞得大君加那志。不レ欲レ歸ニ干本處一。但於ニ一興那原一。緒ニ小菴一。而住居焉。後果卒ニ于此一。印收ニ其靈骨一。一葬ニ之三津嶽一。途尊信爲レ神。一又云。球海原是。無レ有ニ多志好魚一。場天覲女。自一日本一。一帯ニ此魚一而同。自レ爾而後。始浮ニ來球海一。場天覲女。在ニ一場天濱一時。浮ニ來于此濱一。又在ニ興那原一時。浮ニ來于此濱一。一但隨ニ覲女所在一而來焉。自レ古魚來時。必在ニ場天大和（大）。君加那志。回ニ至本國一時。於ニ此地一。以ニ御賀禮一。故云爾）一邊一而來焉。	場天覲女	
70	一六 久場堂嶽	久場堂嶽（在ニ大里郡。宮城・大見武村間一。原來此嶽之下。有ニ一井一。名日ニ遠蘇古井一。其水清潔。味極甘美。常恐二人致一汚。嚴ニ禁間人。不レ許ニ輕進一焉）昔宮城村。有下一農民。隣ニ居此嶽一者上。屢見ニ其井邊。光沖一レ天。心窃疑焉。遂往ニ井邊一窺レ之。或夜更深人靜後。	光沖一レ天	
71	一六 久場堂嶽	有ニ一婦女一。立ニ于井上一。脱ニ彩衣一。懸ニ于枝頭一。臨レ井沐浴。農民從レ旁瞧レ之。容貌絶倫。衣服異常。農民見レ之暗想。于ニ世上一未レ見ニ如レ此婦女一。若非ニ瑤臺仙女一。疑是洛陽娥也。進レ歩偷ニ取其衣一。深藏ニ不レ敢發出一。婦女亦因レ失レ衣。不レ能ニ上天一。終留ニ跡于人間一。	上天	
72	一六 久場堂嶽	與ニ此農民一。結爲ニ夫婦一。已生ニ一男一女一。男兒舉爲ニ宮城地頭職。女子授ニ覲女一。後天女已逝。遺葬ニ之于此嶽大石之中一。其靈骨。至レ今猶存。村人尊信。而爲レ神焉。	天女	
73	二七 種ニ稻田地一	種ニ稻田地一 上古之世。有ニ阿摩美久者一。前往ニ儀來河内一。請ニ乞稻種一而來。則傳下授播ニ種稻穀一之法。于玉城郡百名邑人上。始往ニ溝小嶺田一。浸ニ種子水一而播焉。已屆ニ百日一。則拔ニ稻秧一。以挿ニ植濱川浦原親田・高嶺之崎嘉間田一也。由レ是。阿摩美久。賜ニ名其人一。日ニ米之子一。從レ此百名村。每年田植時。必撰ニ吉旦一。村中之人。皆聚ニ浦原親田・高嶺嘉間田一。始挿ニ稻秧一也。時米之子。造ニ精究米壹手目一。百姓造ニ神酒乙片一。以祭ニ泉口一。而皆唱ニ田植歌一。翌日百姓。各往ニ田畝一。而挿ニ栽稻秧一也。且五月。稻穗祭時。往ニ高嶺嘉間田一。刈ニ取稻穗三夥一。必取來ニ于米之子家一。以供ニ巫火神一。隔年一次。四月稻初熟時。國王親率ニ聞得大君加那志・司雲上・按司一。行ニ幸濱川屋原司・潮花司・濱川浮溝通水一。而撫焉。又幸ニ愛畔嶽・屋部冊嶽・雨粒天次一。終幸ニ玉城一。恭備ニ品物一。以爲ニ祭禮一。	雨粒天次	
74	三四 惠帽子井嶽	惠帽子井嶽（在ニ西原郡我謝村一。神名日ニ君加御水主加御水伊部一。嶽下有レ井。名日ニ惠帽子井一）昔小波津村。有ニ小波津仁也者一。常以レ耕爲レ業。一日自レ田歸。至ニ此井邊一。忽見ニ天女。臨レ泉沐浴一。其衣服異常。暗暗進レ歩。從レ側盜レ之。藏ニ在草内一。天女因ニ衣被一レ盜。	天女	

資料6 『琉球国旧記』における「天」の用例表

卷番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
75 三四 惠帽子井嶽	不レ能ニ上天一。留ニ跡人間一。途與ニ小波津一。結爲ニ夫婦一。已歴ニ數年一。生ニ一女一男一。此女子。年已及ニ七八歳一。携レ弟而遊。且歌日。母之飛衣。在ニ稻束下一。母聞大喜。開ニ稻束一視レ之。果有ニ飛衣一。即穿ニ此衣一。挟ニ二子一。乘ニ清風一而飛去。原是聞得大君加那志。毎ニ三月。必造ニ此井一。以爲ニ崇信一。康熙二十九年始定。三年一次。親到ニ此井一。則令下我謝巫女。爲ニ五穀一。致上レ禱焉。	上天	
76 琉球園舊記目錄卷之七 一 天徳山圓覺寺 寺社 一 天徳山圓覺寺 (又稱ニ祖廟一)	天徳山圓覺寺(又稱ニ祖廟一) 弘治五年壬子。尚眞王命ニ輔臣一。トニ地于城外當藏村一。創ニ建此寺一。至ニ甲寅年一告レ成。而大殿・丈室・寢室・法堂・山門・兩廊・鐘樓・鼓閣。及僧房・厨庫・浴室等。盡以備焉。即安ニ置于先王神主一。以延ニ芥隱和尚一。爲ニ開山住持一也。萬曆四十六年戊午。重ニ修丈室・大殿・山門等一。弘治七年甲寅。設ニ立東御照堂。于圓覺廟之右一。隆慶五年辛未。亦建ニ立西御照堂一焉。時以ニ木板一蓋レ之。或爲ニ風雨被一レ飄。或爲ニ蛀虫所一レ爛。屢致ニ壞敗一。順治九年壬辰。重ニ修此ニ堂一。改蓋以レ瓦也。嗣後屢次重修。而不ニ委記一焉。	天徳山圓覺寺	
77 一 天徳山圓覺寺 (又稱ニ祖廟一) 辨財天女堂	辨財天女堂 弘治十五年壬戌。尚眞王世代。鑿レ池。(俗日ニ寒小堀一)建レ堂。而藏ニ收朝鮮國王所レ進。方冊藏經于其中一。外設ニ石橋一座一。以便ニ往來一。萬曆三十七年己酉。宮殿倒場。藏經亦散。而成ニ室地一矣。天啓元年辛酉。尚眞王。命ニ圓覺住持恩叔一。修ニ造斯亭一。請ニ安辨財天女神像一。其神像。素在ニ圓覺方丈一。康熙五年丙午。修ニ補其亭一。至ニ二十年辛酉一。尚眞王許願。毎年逢ニ正月五月九月一。王親幸ニ其亭一。以爲ニ祈福一也。至ニ二十五年丙寅一。神像敗壞。又令三住僧說三。以請ニ新像于扶桑ニ而奉安焉。	辨財天女神像	
78 二 福源山天王寺 (在ニ首里當藏邑一)	福源山天王寺(在ニ首里當藏邑一) 成化年間。尚圓王。爲ニ微側一時。嘗居ニ于此一。及ニ踐祚時一。命ニ輔臣一。設ニ建此寺于當藏村一。其正中檀上。供ニ養護國天王一。以爲下永祝ニ寶祚萬年。福德無窮一之處上。故號日ニ福源山天王寺一。或日。尚眞王始建ニ此寺一。余日。不レ然。窃聞 尚圓王。設ニ立天王寺一。始爲ニ甲子祈念一。終至ニ王薨一。即奉ニ安 神主于其中一。以爲ニ菩提勝境一。由レ是考レ之。尚圓王。創ニ造此寺一者明矣。至ニ于近世一。改爲ニ王妃廟一。春秋二節。用ニ祭奠之禮一而祭焉。至レ今猶然。(略)	福源山天王寺 護國天王 天王寺	
79 三 妙高山天界寺	妙高山天界寺(在ニ中山城外。大街之南一) 景泰年間。尚泰久王。命ニ輔臣一。于ニ待賢之門側一。創ニ建此寺一。以爲下嵩ニ呼萬歳一之地上。後當ニ王已薨時一。竟以爲レ廟。成化年間。尚德王許願。新建ニ大寶殿一。已歴ニ一百餘年一。偶遭ニ火災一。盡成ニ燼灰一。萬曆之初。重ニ修此廟一。仍復ニ其舊一矣。現在ニ尚泰久王神主一。日ニ先國王傳翁慶公君世日尊靈一。又尚德王神主。日ニ世高王龍藏尊君台靈位一等神。後亦改爲ニ大世子廟一。即請ニ溪隱安潛和尚一。以爲ニ住持一。大門左右。彫ニ造白石獅子牡丹等一。且請ニ仁王木像一而建焉。然爲ニ蟲虫所一レ敗。不レ堪ニ修葺一。康熙三十六年丁丑。尚眞王世代。住持了道和尚題請。翌年自ニ薩州一。奉ニ仁王二石像一而建立焉。 附 自レ創ニ建此廟一而來。屢次鑿レ井求レ泉。而未レ得ニ一點泉水一。但日夜往求ニ民家一。担レ水而來。不レ勝ニ其勞一。康熙三十六年丁丑。住持了道。請ニ術者一。視ニ鑿レ井得レ水之地一。術者指日。鑿ニ井于此地一。必得ニ清水一云爾。即題奏。幸蒙ニ俞允一。即隨起レ工。鑿レ井。果有ニ甘泉一。自レ此而不ニ但寺院便一レ水。四隣民人。亦足レ息レ渴也。	妙高山天界寺	
80 四 靈徳山崇元寺併國廟	靈徳山崇元寺併國廟(在ニ泊邑之東一) 成化年間。尚圓王。命ニ輔臣一。以建ニ國廟一。一説。宣德年間。尚巴志王踐祚。竟ト一地于泊村東南之間一。創ニ建此廟一。以爲ニ歷代國王廟一。至ニ天啓七年丁卯一。重ニ修此廟一。後亦屢次修葺。而不ニ悉紀一焉。春秋二仲。王遣ニ法司等官一。以行ニ釋典禮一而祭焉。天使每レ會ニ臨國封王時一。先行ニ諭祭之禮一。然後行ニ冊封之禮一。廟側有ニ寺院一。以爲下看守此廟一之處上。名日ニ崇元寺一。先レ是。廟以ニ薄板一蓋焉。然屢次不レ堪ニ修葺一。康熙二十一年壬戌。以ニ陶瓦一蓋レ此。	天使	
81 五 天徳山龍福寺	天徳山龍福寺(在ニ守禮之西。浦添郡一。已離ニ王城一一里) 咸淳年間。有ニ異域梵侶。船レ〔航カ〕海來一。俗人皆稱ニ補陀洛僧一。英祖王。甚尊ニ重之。即ト一地于浦添城西一。創ニ建極樂寺一。(舊跡今存)延以居焉。至ニ尚巴志王一。因ニ其岩石岷峻。道路險巇。在還尤苦一。竟以移ニ營于前谷一。以爲ニ宗廟一。(遺跡亦存)後遭ニ火燒一。盡屬ニ煨燼一。成化年間。尚圓王。再移ニ建此寺于城南一。改名ニ龍福寺一。乃請ニ芥隱和尚一。爲ニ住持一焉。	天徳山龍福寺	

資料6 『琉球国旧記』における「天」の用例表

番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
82 八 浮龜山照大寺 (在ニ伊江一)	<p>浮龜山照大寺 (在ニ伊江一)            嘉靖年間。伊江山。每夜放ニ大光一。射一斗牛間一。居民見レ之。大驚且怪。遂將ニ此事一。奏ニ之于王一。由レ是尚清王。差レ使往ニ伊江山一。視レ之。使臣往到ニ伊江山一。其夜放光愈熾。自レ晝達レ且。不ニ敢減一焉。翌旦使臣。徘徊于草野之間一。以爲ニ尋拾一焉。果有レ拾ニ得一古鏡一。途收以袖レ之。竟置于洞中一。還レ朝復命。于レ此尚清王。乃召ニ老僧輩一問レ之。諸僧皆答曰。乃是天照太神之所ニ垂跡一者也。速建ニ靈社一。奉ニ安之于其中一。可ニ以崇信一焉。故 王命ニ輔臣一。構ニ郭社并草菴一。令ニ僧一人而監一焉。名ニ其寺一。日ニ照太一。山號ニ浮龜一。萬曆三十九年辛亥。尚寧王。從ニ薩州一回駕。到ニ本國一。此時王。多建ニ修神社佛閣一。而功力不レ能レ及レ之。萬曆四十八年庚申。忽然龍體。染レ病而薨。乃至ニ于崇禎十一年戊寅一。尚豐王。繼ニ尚寧王之志一。令レ重ニ修寺并社一。而令ニ月江西堂而守一焉。(月江僧名。位在ニ西堂一)</p>	天照太神之所ニ垂跡一者也	
83 一二 壺寶山長壽寺天照大明 (在ニ久茂寺邑一)	<p>壺寶山長壽寺天照大明 (在ニ久茂寺邑一)            遺老傳云。首里・那覇之間。有ニ海水一。以相阻隔一。水勢澎湃。每レ請三勅使來ニ臨本國一。招ニ集船隻一。長ニ架船橋一。以爲ニ往還一。至ニ景泰三年一。請ニ冊使賁臨一時。尚金福王。恐ニ其阻レ海。往來不便一。特命ニ國公懷機一。而築ニ長虹堤一焉。公叩首曰。海深波大。難ニ以築建一。此誠非三人力之所ニ能及一也。必得ニ佛神之威力一。以爲ニ築建一也。竟設レ醮許願。二夜三晝。焚香所乞。翌日海水忽滴。而海底出見矣。爰公卿大夫。及士農工商。晝夜負ニ担石塊一。便自ニ安里橋一。至ニ伊遵嘉麻一。築ニ長堤一。設ニ石橋一。以迎ニ冊封使一。此堤築訖。公還愿。始建ニ神社一。以爲レ崇ニ信天照太神一。遂捨ニ其宅一。創ニ造精舍一。乃請ニ滿叟和尚一。以爲ニ開山住持一。而素爲ニ官寺一。住僧奉レ命。住ニ持此寺一。康熙八年己酉。池上院地。植ニ樹木一時。尚貞王。賜ニ池上院住僧。啓山長老一。以爲ニ隱居之處一。</p>	長壽寺天照大明天照大神	
84 一三 波上山三社	<p>波上山三社            往昔。南風原郡崎山村。有ニ崎山里主者一。常以レ漁爲レ業。一日往ニ海濱一。垂レ竿釣レ魚。時偶聞三後面。有ニ叫レ人聲一。回頭視レ之。杳無ニ影跡一。只見海邊。有ニ一靈石一。燦然有レ光。故疑ニ其石作一レ聲。奉ニ安于高處一。若有ニ神靈一。今日釣魚。令レ如ニ吾願一矣。亦臨レ海垂レ竿。果然獲レ魚異常。大喜而回レ家。後亦有レ求必禱。々必應レ之。而屢現ニ靈驗一。途帶ニ回此石一。深藏ニ之家內一。以爲崇信一。此時諸神。欲レ奪ニ此石一。崎山急把ニ此石一。而逃去。神亦起走不レ許。遂往ニ波上山一。于レ是諸神。遂化ニ清風一。而散去矣。有ニ時神託一日。吾是日本。熊野權現也。會聞琉球人民。質朴多誠。清白寡慾。誠合ニ神明一。由レ是來ニ臨貴國一。汝須レ建ニ社于此地一。然則報ニ汝洪福一。永爲レ守ニ護國家一。呵ニ禁不祥云爾。由レ是。崎山題請。王允ニ其請一。即創ニ造此社一。以爲ニ崇信一也。嘉靖元年壬午。尚眞王世代。日域比丘。日秀上人。自作ニ彌陀。藥師・觀音三像一。以爲ニ奉崇一。崇禎六年癸酉六月。俄然灰ニ燼神宮一。然而住持頼雄和尚。前日請ニ奉三尊像一。安ニ置于寺內一。而適ニ其火難一。昔有ニ鳧鐘一。隨レ波而來。人撈ニ此鐘一而撞焉。其聲吶(口+小+解)。猶レ云ニ波上山一。故尊ニ重其鐘一。安ニ置神殿一矣。</p>	漂ニ蕩天外一有ニ一僧自レ天而降上。	
85 一三 波上山三社	<p>附            加賀國大守。姓世名富樫。其生ニ一子一。是乃日秀上人也。其年十九歲。殺レ人害レ命。然後。日則生ニ懺悔之思一。夜則長ニ無常之心一。已發ニ菩提之大願一。遂志ニ解脫之大道一。潛出ニ城外一。深隱ニ山中一。遂尋レ師登ニ高野山一。幸遇ニ高僧一師レ之。剃レ髮改レ衣。而發心勇猛。修行精進。終得ニ密法奧旨一。深究ニ兩部源底一。于レ是欲ニ補陀落一。乘レ槎不レ用レ櫓。泛レ海隨レ波。流雲游ニ洋面一。漂ニ蕩天外一。竟到ニ琉球國。金武郡屬地。富花津一。其夜國王。忽見下毫光四射。有ニ一僧自レ天而降上。良久而醒。便是一奇夢也。國王甚疑レ之。明朝果有レ人。奏ニ聞上人漂到之事一。國王便遣レ使崇レ之。既而上人。擇ニ地于金武村一。創ニ建小宮一。作ニ彌陀・藥師・……今波上寺院。門外之路中。有ニ一座小盤石一。又是上人撰レ日。欲…往燕ニ辨嶽之辨才天一。其前一日。辨才天顯神。必先來。立ニ于其石上。上人亦心通而來。相ニ逢石上後人名レ之。日ニ腰掛石一。俗叫ニ對面石一。而圍ニ圍其石一。永存ニ遺跡一。往ニ來此路一者。不…敢入壘(國一。又崇禎六年癸酉。波上山住持。乃頼雄和筒也。一日偶然。請ニ上人所作三箇一。</p>	辨嶽之辨才天辨才天顯神	
86 一七 對面石	<p>對面石 (又稱日ニ腰掛石一。在ニ護國寺門外。南路上一)            往昔日秀上人。七日齋戒。欲レ謁ニ辨嶽之嶽辨財天女一。前一夜。辨財天女出現。立ニ于此石一。與ニ日秀上人一。相會叙レ語。故名日ニ對面石一。順治子丑年之間。築レ石作レ圍。</p>	辨之嶽辨財天女一	
87 一八 龍峰山祥雲寺並權社	<p>龍峰山祥雲寺並權社 (在ニ宮古島。東仲宗根邑一。供ニ養彌陀・藥師・觀音一。垂跡御鏡)            宮古島平良。志禮滿里。有ニ大首里大屋子平良者一。入ニ貢于中山一。公事已竣。開船。行到ニ中洋一。陡ニ遭逆風一。漂ニ到高麗一。而言語不レ通。容貌相異。高麗人忽擒ニ平良一。置之于几上一。將レ斬ニ其頭一。平良大驚。潛然流涕。仰レ天告レ救。遂以レ指。書ニ琉球二字于地一。高麗人看レ之。知レ爲レ人。印解レ縛慰レ之。給レ糧致レ養。已經ニ五年一。送至ニ北京一。平良在ニ中華一三年。正值ニ琉球貢使一。附ニ搭貢船一。歸ニ中山一。</p>	仰レ天告レ救	
88 一八 龍峰山祥雲寺並權社	<p>平良想。已逃ニ八年之難一。全ニ百年之命一者。豈非ニ天庇一耶。于レ是乃發ニ信心一。請ニ波上山大神權現一歸鄉。創ニ結茅菴一。奉ニ安之于其中一。以爲ニ崇信一焉。先レ是當島。奴鬼出ニ于世界一。大惱ニ人民一。供ニ奉權現一。愈加ニ崇信一。即惡魔不ニ敢惱一焉。萬曆三十九年辛亥。薩州檢察使。奉レ命臨ニ宮古島一。公事全竣。回ニ至球國一。印題ニ請國王一。幸蒙ニ赦允一。經ニ營寺並宮于此地一。蓋以レ瓦也。</p>	豈非ニ天庇一耶	

資料6 『琉球国旧記』における「天」の用例表

卷番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
89 二四 大慶山萬壽寺並三杜	大慶山萬壽寺並三杜（在ニ西原郡末吉邑東一） 景泰年間。尚泰久王世代。有二鶴翁和尚者一。壯年赴ニ倭國一。修ニ行道法一。此時向ニ熊野一。日。貧納學道成就。則當下詣ニ熊野一。以爲中焚香上云爾。嗣後修行已成。而旋レ國。轉臨住ニ持天界寺一。屢次題奏。欲レ詣ニ熊野寺一。王遂不レ許。或時夢見。人來而告日。我熊野權現也。今欲レ遂ニ汝志一。明日必往ニ北山一。高呼一聲。果有二聲且駭一也。夢醒。猶下有ニ異香滿レ座。權現出現一者上。鶴翁大喜。明且到ニ北峰一。揚ニ大響一。果然前山有レ聲。尋視ニ其所レ響之地一。崎嶇巖。非三人跡之所ニ能到一。暫時留レ步踟躕。即有二鬼面一。果爲ニ靈驗一。鶴翁叩首九拜焉。而題ニ奏之。王庭一。時。王亦有ニ靈夢一。即命ニ輔臣一。創ニ建宮社于此地一。時鶴翁徘徊ニ此地一。偶獲ニ古鏡一。靈光不レ常。便藏ニ之於宮內一。以爲ニ崇信一也。後亦創ニ造寺院一。以爲下看ニ守宮社一之所上。	轉臨住ニ持天界寺一。	
90 二五 天久山三杜併聖現寺（在ニ泊邑西一）	天久山三杜併聖現寺（在ニ泊邑西一） 成化年間。銘苜翁子者一。不レ事ニ浮世一。唯（心十揺の右）々涉レ日。一日出ニ天久野一散々。忽見有下一女人。送ニ法師一從レ山降到上。山半有二小洞之地一。其洞中。有二一井一水流。至ニ其外一也。或有下法師。送ニ女人一登上レ山。而他法師入ニ洞中一。半路而不レ見ニ其形一也。翁子問ニ法師一曰。法師是誰。女人是誰。法師曰。我是住ニ居此地一者也。他女人。是栖ニ居山森一者也。翁子驚喜。題ニ奏之于 王庭一。王遂怪レ之。特命下輔臣。知中其實否上。他臣向レ洞拈レ香。以爲ニ拜禮一。其香自然燒燃。即人知ニ其爲一實。因後創ニ造此宮社一。即有二神託一曰。我熊野權現也。女人是辨財天女。今爲レ普ニ濟衆生一。而出ニ現此地一也云爾。從レ此黎民。皆以詣レ社。作レ禳也。而今寺院。原號ニ大島倉一。大島・鬼界等七島。納ニ貢於中山一。必泊ニ船于泊津一。以納ニ其方島一之地也。至ニ萬曆年間一。其七島。始屬ニ薩州一。由レ是裁ニ去其藏一。將ニ泉崎邑潮音寺一。當ニ造于此地一。	天久野 女人是辨財天女	
91 二六 普天満山三杜並神宮寺（在ニ宜野灣郡。普天間邑東一）	普天満山三杜並神宮寺（在ニ宜野灣郡。普天間邑東一） 普天間邑之東。有二一洞窟一。民常放一在農器一。一日有二觀昔磁像一。奉ニ安之予壇上一。則隣里之人。有レ求ニ祈之一。（後略）	普天満山三杜並神宮寺 普天間	
92 二九 頂峰院藥師如來（在ニ泊邑一）	頂峰院藥師如來（在ニ泊邑一） 天順年間。那霸津之東南。夜々有二十二異光沖レ天。采色照レ波。尚泰久王。見レ之大怪。令ニト人占一之。日。奇矣哉瑞矣哉。藥師有二十二眷屬一。而合レ發ニ出十二靈光一也。一日有二一漁父一。撒レ網捕レ魚。不レ料網中獲ニ一石一。仔細視レ之。乃藥師尊像也。其後靈光遂止。而不ニ復放光一焉。漁父奏ニ之于 王一。特命ニ輔臣一。於下其所ニ放光一之津中上。築立關レ宅。創ニ建一寺一。而奉安焉。寺號ニ東光寺一。禪林之僧。住ニ持此寺一。後賜ニ聖家一。以爲一隱居寺一也。康熙十一年壬子。覺遍座主。將ニ其寺地一賣ニ去俗家一。即移ニ造堂宇。於若狹町松林之下一。而寺院未レ造。覺遍病卒。至ニ二十一年壬戌一。賴賢和尚題奏。移ニ安藥師于此院一矣。	十二異光沖レ天	
93 琉球園舊記目錄卷之八 久米嶋記 五 登武那霸嶽	琉球園舊記目錄卷之八 久米嶋記 五 登武那霸嶽 昔。久米島登武那霸地。有二一夫一。姓名目ニ笠末若茶良一。此乃伊敷索按司第四子也。其爲レ人也。器量宏深。居動異常。故君眞物神。每有二出現一。深嘉ニ其行一。其父見レ之。心懷ニ嫌嫉一。暗謀ニ奸計一。欲レ誅之。其妾日。兒子既無レ罪。尚故欲レ害レ之耶。屢次固諫。伊敷索大怒。印逐ニ妾子粟國島一。（中略）乃仰レ天發レ歎日。救ニ我性命一者。官平人也。使ニ我致一レ死者。平度比屋也。愿皇天后土。實ニ鑿二人之心一。賜ニ善惡之報一。雖レ至ニ于九泉之下一。無ニ遺恨一矣。遂自刎而亡。後二人子孫。果有レ驗。故村人。以ニ若茶良藍骨一。葬ニ于登武那霸一。遂爲レ神而崇信焉	仰レ天發レ歎	
94 琉球園舊記目錄卷之八 久米嶋記 五 登武那霸嶽	愿皇天后土。實ニ鑿二人之心一。賜ニ善惡之報一。雖レ至ニ于九泉之下一。無ニ遺恨一矣。遂自刎而亡。後二人子孫。果有レ驗。故村人。以ニ若茶良藍骨一。葬ニ于登武那霸一。遂爲レ神而崇信焉 附	愿皇天后土。實ニ鑿二人之心	
95 九 親田	親田（在ニ伊平屋島一。下田二畝二十步。田籍。名ニ其田主一。日ニ玉城比屋一） 昔。金丸王。爲ニ布衣一時。以ニ此田一爲レ耕。或時天大旱。農民之田。雖レ在ニ下頭一。而水皆涸盡。金丸之田。雖レ在ニ上頭一。而水亦涸矣。每年稻粟豐登。相ニ異民人之田一矣。一日農民。引レ水注レ田。已隔ニ一夜一。水亦涸矣。農民見レ之。以爲レ盜ニ己水一。而欲レ謀ニ害之一。金丸王。日暮自レ田歸。時忽一位老人。形容古怪。白髮如レ雪。進至ニ于金丸王前一日。今農民。欲レ謀ニ殺主君一者。甚多矣。不レ可ニ久留ニ于此地一也。須下早去ニ國頭一。以避上レ之。金丸王日。吾到ニ家宅一。早備ニ糧糈一。以便逃去。老人日。若遲ニ時刻一。其害不レ可レ逃也。急請ニ金丸王一。到ニ海濱一。即駕ニ小舟一。裝ニ載茅包赤飯二。且米數斗一。以爲ニ奉送一。忽化ニ溝風一。而不レ見ニ其所一レ之。金丸王大怪。遂至ニ國頭郡宜名眞地一。結ニ草庵一而居焉。金丸王。移ニ于此一也。亦無ニ事不レ稱レ心者一。故居民憎レ之。亦欲レ害ニ于他一。此時馬思良（俗呼ニ泊大比屋一）知レ之。密告ニ金丸王一。由レ是金丸王。急往ニ首里一。以避ニ其危一。後事ニ 尚德王一。屢著ニ忠勲一。及ニ 尚德王已薨一。國人廢ニ其世子一。推ニ戴金丸王一。以爲レ君。是爲ニ尚圓王一。	或時天大旱	

資料6 『琉球国日記』における「天」の用例表

巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
96 琉球園舊記日録 卷之九 〔宮古山記〕 一 漲水嶽	漲水嶽（在ニ太平洋山公倉前海濱一。而築レ石爲レ圍。奉ニ安辨財天女于其中一。而今致ニ求禱一焉） 上古之世。有ニ男女二神一。降ニ下太平洋山。于ニ漲水地一。男神名日ニ戀角一。女神名日ニ戀玉一。自レ此人物始生。萬象畢出。然後二神。乘レ風上レ天。故後人。予ニ漲水涯一。築レ石植レ樹。以爲ニ靈嶽一焉。已經ニ數百年一。平良隅屋地。有ニ一大姓一。富貴甚殷。而無レ有ニ嗣子一。常所ニ神佛一。許愿求レ子。幸生ニ三女一。此子賦性敏慧。姿色絶倫。孝心最深。故鄉人見P之。無レ不ニ稱美一。父母常思。援ニ他佳配一。（中略）三女俱無ニ懼色一。急攀ニ大蛇一。取レ首撫レ尾。不ニ敢少離一。大蛇亦知レ爲ニ己子一。以レ舌舐レ子。雨情相浹。既而大蛇。帶ニ三女一。飛ニ入嶽中一。終起レ雲馳レ霧。放レ光上レ天。故後人尊ニ敬之。爲ニ宮古之氏神一焉。弘治年間。仲宗根豊見親。跟ニ隨中山大里等一。征）一伏八重山川赤峰之罪一。此時豊見親。詣ニ漲水嶽一。虔誠告禱日。吾今隨ニ大將一。往討ニ八重山一。伏祈禳鑿此心一。賜一我捷功一。既撥ニ戰船一。直到ニ八重山一。略不レ費レ力。大獲ニ勝功一。奏レ凱而同。途築レ石瓊レ嶽。以爲ニ還愿一。後建ニ拜殿一。以備ニ壯觀	辨財天女 乘レ風上レ天 終起レ雲馳レ霧。放 レ光上レ天。	
97 三 大城嶽	大城嶽（在ニ太平洋山狩俣村後峰上。蓋女神也。神名稱ニ豊見赤星手掌洞拜一） 昔有ニ天女神一。忽現降ニ于島尻當原山一。後亦移ニ居于此嶽一。一夜嘗夢。有ニ一少年一。侵ニ入閨中一。驚起視レ之。無レ有ニ一物一。因而有レ孕。已歷ニ七個月一。一齊生ニ下一男一女一。即母想。我兒無レ父。抱ニ出二子一。以ニ初會者一爲レ父。散步走出。時大蛇。見ニ其所レ抱二子一。搖レ首擺レ尾。躍然而舞。神女見レ之日。疇昔之夜。化ニ青年一入レ房者。豈非ニ此大蛇一乎。何見ニ此兒一。能如レ此耶。已而歸來。遂トニ地于狩俣一。結ニ構一庵一而住焉。自レ此人民漸聚。而爲ニ村邑一。今狩俣村人。爲ニ氏神一。常爲ニ崇信一焉。	天女神	
98 一〇 眞玉嶽	眞玉嶽（在ニ西仲宗根西海邊一。神名日ニ金殿・松美嘉一。乃男女一神也） 昔。眞玉山下。有ニ一夫婦一。夫名日ニ金殿一。婦名日ニ松美嘉一。四壁荒涼。資用缺乏。而存ニ心正直一。常修ニ精潔一。晨昏拜レ天。不ニ敢爲一レ惡。終子孫蕃衍。且享ニ富貴之福一。而夫婦。俱到ニ耆老一。而顔色不レ衰。能得ニ長壽一。故其夫婦已死。遂葬ニ子眞玉山一。後世人尊ニ敬之。以爲レ神。而今子孫繁榮。此嶽以爲ニ根所一焉。	晨昏拜レ天	
99 一一 喜佐興嶽	喜佐興嶽（在ニ太平洋山。川滿村東峯上。神名日ニ眞種若菫一。乃男神也） 昔有ニ女神一。名日ニ天之司一。手持ニ明珠一。身穿ニ綵衣一。忽降ニ于川滿東。隅屋森山者一。偶遇ニ美麗白殿一。結爲ニ夫婦一。生ニ一兒一。名日ニ眞種若菫一。	昔有ニ女神一。名日 ニ天之司一	
100 一一 喜佐興嶽	此人質資異常。器量超倫。常重レ道 正レ心。敬レ老慈レ幼。已至ニ二十五六歳一時。其母授ニ與明珠一。竟化ニ清風一。而不レ知ニ其所一レ之。 （中略）其後大殿。獨往ニ其家一。只見ニ一柱。正立不レ歪。瑩光照レ天。大殿驚怪。穿レ柱見レ之。果有三珠一。取而歸レ家。以爲ニ異寶一。終享ニ子孫蕃盛之福一矣。	瑩光照レ天	
101 一一 喜佐興嶽	後以ニ此珠一。與ニ中宗根豊見親一。豊見親。獻ニ之于 先王尚眞一也。天亦憫ニ若菫。無レ罪致一レ死。遂令三他爲ニ護島之神一也。故村人求所者。必詣ニ于此嶽一而禱焉。	天亦憫ニ若菫	
102 一三 比屋地嶽	比屋地嶽（在ニ太平洋山。伊良部村東峯上。神名日ニ豊見氏親一。乃男神也） 昔。伊良部村主。有ニ豊見氏親者一。此人體貌異常。勇力無比。雖ニ數萬人一。無レ所ニ畏懼一。時漲水津。有ニ一大鱈魚一。時時出來。屢害ニ諸船一。以吃ニ人肉一。故民人畏レ之。不ニ敢往來一。遂資用難レ通。致ニ民困苦一。豊見氏親。聞レ之想。彼大魚。尚害ニ人命一耶。我不レ忍レ坐ニ親其害一。何不ニ三除レ之。以致ニ民安一乎。擢レ吉鱈レ天。告誓日。今欲下棄ニ一人之命一。除中萬民之害上。	擢レ吉鱈レ天	
103 一三 比屋地嶽	伏愿皇天后土。實鑒ニ此心一。賜レ除ニ惡魚一。以安ニ邦土一。若我遇ニ其害一。使三我子孫。以致ニ蕃盛一。予願已足矣。于レ是手捉ニ寶刀一。坐ニ駕小舟一。往ニ漲水津一。忽見大魚。翻レ波起レ溝出來。迎レ船一口吞下。	伏愿皇天后土	
104 一三 比屋地嶽	豊見氏親。在ニ大魚腹中一。縱横割破。血染ニ海面一。盡成ニ紅色一。已抵ニ暮天一。自ニ大魚腹中一割出。漂ニ至比屋地濱一。村人見レ之。急往扶救。頻加ニ調理一。並無ニ效驗一。渾身盡爛。遂叫ニ數聲一而死。後人感下其除ニ惡魚一之恩上。遂尊ニ信之一。以爲レ神。而有レ求者。必詣ニ于此一而禱焉。	已抵ニ暮天一	
105 一四 泊嶽	泊嶽（在ニ太平洋山。多良間島一。神名日ニ泊幾惠良末加安良武幾惠良末加・出三佐宇入三佐正眞主一） 昔。多良間島。有ニ二夫妻一。夫名日ニ伊知乃蘆一。妻名日ニ姥保那末屋一。二人俱是。存ニ心正直一。常崇ニ佛神一。好施ニ恩恤一。不ニ敢爲一レ惡。一日他夫妻。同ニ數十餘人一。共往ニ嶺間一耕種。此時海水泛溢。自浪滔レ天。	自浪滔レ天	

資料6 『琉球国旧記』における「天」の用例表

	巻番号/見出し	記事内容	「天」を含む語/文	備考
106	一四 泊嶽	相隨之人。盡爲三大浪所ニ捲去一。沈ニ没于海中一。獨他夫妻。得レ免ニ此害一。以全ニ性命一。遂生ニ一男二女一。男名日ニ土原大殿一。二女賦性敏絶。容貌秀麗。人世罕レ有。故郷人見レ之。無レ不ニ稱美一。長女遂適ニ于多良間主張眞大殿一。次女適ニ于水納島世農主一。又土原大殿之孫。遠曾呂。自ニ幼稚時一。敬レ老恤レ孤。展昏拜レ天。	展昏拜レ天	
107	一四 泊嶽	一日出レ門而遊。忽見三天神。出ニ現于運城及泊嶽一。遠曾呂。即知ニ其靈一。遂以尊信焉。時類川村。有ニ一逆民一。名日ニ張間苦毛屋一。常忌ニ遠曾呂之才一。乃設ニ奸計一。欲レ謀ニ害之。一日急聚ニ衆兵一。議レ殺。遠曾呂聞レ之。暗付日。敵軍甚衆。我兵已寡。如尚敵レ之。急詣ニ干運城及泊嶽一。求ニ救干神一。忽山神。托ニ七歳幼女。浦地殿眞白良榮一。託宜日。汝勿一憂矣。吾營…以レ計。退ニ去賊兵一。遠曾呂大喜。一日苦毛屋。親率ニ衆軍一。倭ニ過吉加里一。以伐ニ遠曾呂一。吉加里人大怒。急催ニ民兵一。四面圍戰。遠曾呂。隨レ後攻來。苦毛屋。力盡計窮。途被ニ誅討一。其餘兵卒。盡斬ニ予市一。此豈非ニ神庇一耶。故人愈加多一信一。而求所者。必到ニ干此一而禱焉。	忽見天神	
108	八重山記 二〇 白石嶽	白石嶽 (前略) 滔然掀レ天。内有ニ數十丈鯖魚一。從ニ浪裏一躍出。發金大悦。脱レ衣入レ海。捉出亦吃焉。日。海山異物。吾既見レ之矣。若神有ニ靈現一。令ニ我瞻一レ之。	滔然掀レ天	
109		妹日。神明至靈。出現誠難矣。發金日。出現既難。則天下無レ神也。妹日。瞻ニ神靈現一。亦易事也。遂與レ他俱。(後略)	則天下無レ神也	
110	三五 遠波嵩根所	遠波嵩根所(在ニ八重山慶田城村殿之口一。神名日ニ遠奏金増度神一) 昔。八重山西表村。有ニ祖納堂者一。此人生質剛勇。臂力過レ人。身長六尺餘。嘗于ニ遠波嵩一。構レ家而居焉。二日天氣晴明。四顧雲散。獨登ニ高山一。遙望ニ光景一。只見西方。有レ島如レ雲。祖納堂見レ之。急催ニ精兵數十人一。并撥ニ戰船一。往討ニ與那國一。大獲ニ捷勝一。生ニ擒酋長ニ三人一。回ニ至八重山。後八重山一。納ニ款中山一。時納堂。細將ニ此事一。具ニ奏中山一。遂以爲ニ中山轄下之地一矣。自レ此而來。與那國船舶。往ニ來八重山一時。必繫ニ船于西表島一。必到ニ祖納堂家一。而拜ニ火神一焉。	一日天氣晴明	

資料7 『おもしろさうし』における「天」の用例表

『おもしろさうし』における「天」の用例表				
	巻番号	オモロ	「天」を含む語/文	備考
1	7-27(371)	一 天 ちよく、とよみ、よつる、 世の つぼに、みしやご あが、たゝみがなししよ あんじ、かずの、わう 又 きこゑ、はねじ、おうね、 おみがなし、せど しやり、 あが、たゝみがなししよ 又 世の つぼに、もちよわれ、 よの つくせ、もちよわれ、 あが、たゝみがなししよ	天	
2	11-2(557)	一 あがるいに、さく はな、 天 とよで、さく はな 又 うきおほちが、おわにや、 ゑん、げらへ、あらまし 又 くむさうずや、ちよむ、 みちへ、いちへ、いき、ぬば、まし 又 くだる つちや、ちよむ、 みちへ、いちへ、あよ、ぬば、まし	天	
3	5-1(212)	一 首里の、てだと、 天に、てる、てだと、 まちゆに、ちよわれ 又 みかなし、てだと、 てにゝ、てる、てだと 又 てだ、いちろくと 又 てにゝ、てる てだと 又 てだ、はちろくと、 てにゝ、てる、てだと	天に	
4	7-35(379)	一 天に とよむ、大ぬし、 あけもどろの、はなの、さいわたり、 あれよ、みれよ、きよらやよ 又 ち天 とよむ 大ぬし	天に／ち天	→851
5	12-62(713)	一 きこゑせんきみが、 おれて、ぶれまへば、 すへながく、 世、そろへて、ちやうわれ 又 とよむ せんきみぎや 又 あが、なさいきよ、あちおそい、 ねいしの、天に、おゑつく、ぎやめ 又 てだ、なさいきよ、あちおそい、 まいしの、あめに、もいつく、ぎやめ	天に	→624、1428
6	5-11(222)	一 おもひ、またふきや よねもいは、げらへて かぐら、あつる、 くもこ、ごちへ、みをやせ 又 かなしわうしやくが よねもいは、げらへて 又 てに、からわ、ふりおそて よねもいは、げらへて 又 ぢい、からは、わきあがる よねもいは、げらへて	てに	
7	8-26(418)	一 おもろ、ねやがりや、 せるむ、ねやがりや、 とひや、くさす、ちよわれ 又 しよりもり、ちよわる、 おぎやかもい、がなし 又 てにに、てる、ほししよ、 ほししゆ、さに、しよわれ	てにに	

資料7 『おもしろさうし』における「天」の用例表

	巻番号	オモロ	「天」を含む語/文	備考
8	21-89 (1428)	<p>一 きこゑ、せのきみが、 おれて、ぶれまへば、 すゑ、ながく、 世、そろゑて、ちよわれ</p> <p>又 とよむ、せのきみが、 おれて、ぶれまへば、</p> <p>又 あが、なさいきよ、あぢおそい、 ねいしの、てにに、おゑつく、ぎやめ</p> <p>又 てだ、なさいきよ、あぢおそい、 まいしの、てにに、おいつく、ぎやめ</p>	てにに	(→624・713)
9	5-1 (212)	<p>一 首里の、てだと、 天に、てる、てだと、 まちゆに、ちよわれ</p> <p>又 みかなし、てだと、 てにに、てる、てだと</p> <p>又 てだ、いちろくと てにに、てる、てだと</p> <p>又 てだ、はちろくと、 てにに、てる、てだと</p>	てにに	
10	11-69 (624)	<p>一 きこへせのきみぎが、 おれて、ぶれまへば、 すへ、ながく、 世、そろゑて、ちよわれ</p> <p>又 とよむ、せのきみぎや おれて、ぶれまへば</p> <p>又 あが、なさいきよ、あぢおそい、 ねいしの、てにに、うへつく、ぎやめ、</p> <p>又 てだ、なさいきよ、あぢおそい、 まいしの、てにに、うへつく、ぎやめ</p>	てにに	(→713・1482)
11	巻1-1	<p>一 きこゑ大ぎみぎや、 おれて、あすび、よわれば てにに、した、 たいらげて、ちよわれ</p> <p>又 とよむ、せだかこが 又 しよりもりぐすく 又 まだまもりぐすく</p>	てにに	
12	5-20 (231)	<p>一 しよりもり、ちよわる、 世そうせち、もち、よわちゑ、 てるかはす、まぶて、 よは、ちよわれ</p> <p>又 まだまもり、ちよわる 又 てるくもに、しられ</p> <p>又 おそて、と、やけれ</p> <p>又 さし、ぶ、てるくもに</p> <p>又 もづき、てる、まもん</p> <p>又 うまかへは、みせわちへ</p> <p>又 むかよりや、まさり</p> <p>又 けさよりや、まさり</p> <p>又 かみしもは、そろゑて</p> <p>又 ちはなれは、そろへわ</p> <p>又 天が、した、そろへて</p> <p>又 てるかはが、うざししよ</p>	天かした	

資料7 『おもしろさうし』における「天」の用例表

	巻番号	オモロ	「天」を含む語/文	備考
13	5-51 (262)	<p>一 かねし、くにながみ、せるむ、 よかる、くにながみぎや、 天が、した、 だりじよ、とよみ、よわれ</p> <p>又 しよりもり、ちよわる おぎやかもい、がなし</p> <p>又 あちゑ、おわれば、きよらや つちへ、おわれば、きよらや</p>	天かした	
14	12-84 (735)	<p>一 きこへ大きみぎや、 すへ ゑらびやり、おれわちへ、 あんじおそいしゆ、 きみ、ほこて、ちよわれ</p> <p>又 とよむ せだかこが、 ませ、ねがて、おれわちへ</p> <p>又 いけな、ぎみ、よりおろちへ なりきよ、ぎみ、つきおろちへ</p> <p>又 きみぎみむ、ほこて 又 かみがみむ、ほこて</p> <p>又 あが、まぶる、あちおそい、 てにが 下、 いと かけて、ちよわれ</p>	てにか下	
15	3-10 (97)	<p>一 ち天 とよむ、大ぬし、 にるや、せち、しらたる、 せちや やり、 やまと、しま、ひちめ</p> <p>又 だしま、とよむ、わかぬし、 かなや、せち、しらたる</p> <p>又 しよりもり、ちよわる、 ゑぞにやすへ、あちおそい</p> <p>又 まだまもり、ちよわる、 てだが すへ、あちおそい</p> <p>又 せこさ、たてらかず、 うちやりやり、とよめ</p> <p>又 せひやこ、たてらかず、 しまより、さまよわれ</p> <p>又 げらへ、大ごろた</p> <p>又 きりさべも、つけるな、 かうさびも、つけるな</p> <p>又 はゝら、おしたて、 はやめよ、くちに、とめれ</p> <p>又 まさけなよ、ぬきやけて、 あうやかたも、さけ</p> <p>又 けやる、よゝす、とみ、 おしうけかず、み、まぶら</p> <p>又 せやる、おき、めづら、 くりうけかず、み、まぶら</p> <p>又 やまと、まへぼしやの、 あよなめの、いづこ</p> <p>又 やしる、まへぼしやの、 ことなめの、おかづきや</p> <p>又 せくさ、でゝ、たてば、 ひせと あわちへ、ついのけ</p> <p>又 ゑぞこ、でゝ、たてば、 にるやそこ、ついのけ</p> <p>又 きもが、うちに、おもわば</p>	天か下/ち天	
16	3-32 (119)	<p>一 きこゑ大きみぎや、 おれて、あすび、よわれば、 天が下、 たいらげて、ちよわれ</p> <p>又 とよむ せだかこが</p>	天か下	巻1-1重複
17	7-7 (351)	<p>一 大きみは、たかべて、 世ほこりは、げらへて、 天が下 なわ かけて、ちよわれ</p> <p>又 くにもりは たかべて</p>	天か下	

資料7 『おもろさうし』における「天」の用例表

	巻番号	オモロ	「天」を含む語 /文	備考
18	13-90 (835)	<p>一 あがるいの、大ぬし、 天が下、 せち、まさる、あちおそい</p> <p>又 てだが、あなの、大ぬし、 天が下</p> <p>又 きこへ、くにせりきうが</p> <p>又 しよりもり、ちよわる</p> <p>又 まだまもり、ちよわる</p>	天か下	
19	13-101 (846)	<p>一 きこゑ、あけしのが、 あよ、そろお、 たゝみきう、まへかち、 天が下、たより、なちへ、みおやせ</p> <p>又 とよむ あけしのが</p>	天か下	
20	13-132 (877)	<p>一 きこゑ、大ぎみが、 てるかはは、のだてゝ、 あちおそいす、天ぎや下、おそい (略)</p> <p>又 あかぐちやが、ゆいづき、 せいくさ、でゝ、はねて、 あちおそいす、天が下、おそい</p>	天か下/ 天ぎや下	→31、518
21	13-79 (824)	<p>一 あがるいの、大ぬし、 天が下の、 あんじ、げす、ちかわすは、 おぎも、しやり、なをし、よわ</p> <p>又 てだが、あなの、大ぬし</p>	天か下の	
22	3-64 (151)	<p>さしかけふし</p> <p>一 大ぎみぎや、み、まぶる、 てだがすへ、あちおそい、 天下した、 すへ まさて、ちよわれ</p> <p>又 せだかこが みまぶる、 すゑ まさる、わうにせ</p>	天下した	

資料7 『おもしろさうし』における「天」の用例表

	巻番号	オモロ	「天」を含む語 /文	備考
23	10-8 (518)	<p>うらおせいふし 一 きこゑ、大ぎみぎや てるかはは、のだてゝ、 あちおせいしよ、天下 おせい 又 とよむ、せだかこが、 てるしのは 又 いせゑけり、あちおせい おぎも、うちは、なげくな 又 いせゑけり、たゝみきよ、 あよが、うちは、なげくな 又 いくさ、おしたてば、 大ぎみす、よしらめ 又 せひやく、おしたてば せだかこす、よしらめ 又 くにもちの、はらら、 かぐらなよ、よそいて 又 うらよせの、もどろ、 おぼつなよ、よせて 又 くにかねの、はらら、 しまは、たいらげて 又 うら、ひぢめ、もどる くに ひろく、よせい</p>	天下おせい	→31, 877
24	5-27 (238)	<p>あおりやへがふし 一 あがるいの、大ぬし 世そう、せぢ、あちおせい、 天ぎや、した、 せぢ やり、やり ちよわれ 又 きこへ、くにせりきよ、 世そうせぢ、あちおせい</p>	天きやした	
25	5-75 (286)	<p>あおりやへがふし 一 あかともいぎや、おもしろ、 おぎやかもいに、しられ、 しま そわて ともゝすゑ、ちよわれ 又 あかともいぎや、せるむ、 おぎやかもいが、おこのみ 又 うゑさちやる、わかまつ 又 あちおせいがおこのみ 又 うゑさちやる、わかまつ 又 大ぎみは たかべて 又 きみぎみは たかべて 又 とし、ゑらびやり 又 つき、ゑらびやり 又 天きやした とよで</p>	天きやした	

資料7 『おもろさうし』における「天」の用例表

	巻番号	オモロ	「天」を含む語/文	備考
26	12-91 (742)	<p>一 きこゑあおりやへや、 きみぎや すへ、おれわちへ、 あちおそいに、 おぼつ、とよむ、 きみ、ぎや、せち、みおやせ</p> <p>又 とよむ くにもりや、 ませ ねがて おれわちへ</p> <p>又 てだがすへ あちおそい、 すへ まさる、わうにせ</p> <p>又 おぼつせち、あらぎやめ、 きみぎや せち、あらぎやめ</p> <p>又 天ぎやした、おそて、 しよりもり ふさよわ</p>	天ぎやした	
27	31番	<p>きこへ大ぎみぎや さやはだけ おれわちへがふし</p> <p>一 きこゑ大ぎみぎや てるかはは、のだてゝ、 あんじおそいしよ、てにぎや下、おそちへ</p> <p>又 とよむ せだかこが、 てるしのは、のだてゝ</p> <p>又 いせゑけり、あんじおそい、 あゆが、うちは、なげくな</p> <p>又 いせゑけり、たたまきよ、 おぎも、うちは、なげくな</p> <p>又 せ、いくさ、おしたてば、 大ぎみしよ、世しらめ</p> <p>又 せひやく、おしたてば、 せだかこす、世しらめ</p> <p>又 国もちの、はらはら、 おぼつなよ、世、そろへて</p> <p>又 うらよせの、もどろ、 かぐらなよ、世、そゑて</p> <p>又 国かねの、はらはら、 しまは、たいらあげて</p> <p>又 うらひぢめ、もどろ、 くに ひろく、そゑて</p> <p>又 あかぐちやが、よいづき、 せ、いくさ、でゝ、はねて</p>	てにぎや下	→518、877
28	3-14 (101)	<p>一 きこゑ、あちおそいぎや、 大ぎみは、のだてゝ、 しよりもり げらへて、 おぼつ、よもつ、とで、 あちおそいに、みおやせ</p> <p>又 とよむ わうにせが、 せだかこは、のだてゝ、 まだまもり、げらへて</p> <p>又 いべの、いのり、しよわちへ、 くになかの、もりに、 世の、こしやて、 あおりや、たて、おりやあげて</p> <p>又 つかさ、いのり、しよわちへ、 あがる、だけ みや、ぐむだけ、 よつだけ、つみあげて</p> <p>又 すへつぎぎや、 みもん、いちやぢや、げらへて</p> <p>又 きみが、とで、 世そう、とで、さしよわちへ</p> <p>又 あちおそいや、いみやからど、 天ぎや下、 いと かけて、ちよわれ</p>	天ぎや下	

資料7 『おもろさうし』における「天」の用例表

	巻番号	オモロ	「天」を含む語/文	備考
29	12-90 (741)	<p>一 大きみぎや、まぶる、 てだがすへ、あちおそい、 天ぎや下、 すへ まさて、ちよわれ</p> <p>又 せだかこが、みまぶる、 すへ まさる、わうにせ</p> <p>又 おぎも、うちの、御さうぜや、 あけどまに、たとへて</p> <p>又 あよが、うちの、おさうぜや、 あけだちに、たとへて</p> <p>又 きみぎや、世ねん、げらへて、 ぬしぎや、世ねん、げらへて</p> <p>又 くもこ、ぼし、かけわちへ、 みもの、ぼし、かけわちへ</p> <p>又 うらおそいに、ちよわちへ、 世の つちに、ちよわちへ</p> <p>又 いべの、いのり、めしよわちへ つかさ、いのり、めしよわちへ</p> <p>又 つかさ、かず、ほこり、よわちへ あぬしかず、ほこりよわちへ</p> <p>又 てるかはむ、ほこり、よわちへ、 いちろこむ、ほこり、よわちへ</p>	天ぎや下	→151
30	13-132 (877)	<p>うらおそいおもろの ふし</p> <p>一 きこゑ、大きみが、 てるかはは、のだてゝ、 あちおそいす、天ぎや下、おそい</p> <p>又 とよむ、せだかこが てるしのは、のだてゝ、 あちおそいす</p> <p>又 いしゑけり、あちおそい、 あよが、うちは、なげくな</p> <p>又 いせゑけり、たゝみきよ、 おぎも、うちは、なげくな</p> <p>又 せいくさ、おしたてば、 大きみす、よしらめ</p> <p>又 せひやく、おしたてば せだかこす、よしらめ</p> <p>又 くにもちの、はらはら、 おぼつなよ、ゆそいて</p> <p>又 うらよせの、もどろ、 かぐらなよ、ゆそいて</p> <p>又 くにかねの、はらはら、 しまは、たいらげて</p> <p>又 うらひちめ、もどろ、 くに ひろく、そいて</p> <p>又 あかぐちやが、ゆいづき、 せいくさ、でゝ、はねて、 あちおそいす、天が下、おそい</p>	天ぎや下	→31、518

資料7 『おもろさうし』における「天」の用例表

	巻番号	オモロ	「天」を含む語/文	備考
31	9-15 (490)	<p>                     一 なるやせぢ みおやせが ふし                      一 なるや、とよむ、大ぬし、                      だしま、とよむ、わかぬし、                      あんじおせいしよ、                      せぢ、まさて、ちよわれ                      又 あからだけ、とよむ                      まぎみ、きよら 大ぬし                      又 くもこだけ、とよむ、                      しまはじめ、大ぎみで、                      又 あまにこの、うらやで、                      けさにこの、きこゑて                      又 てるかはと、よきやて、                      御こと、あわしゆわちへ                      又 しよりもり、うち、あよで、                      まだまもり、うち、あよで                      又 ゑぞにやすへ、あんじおせい、                      てだが すゑ、わうにせ                      又 くもこだけ、おりあげて、                      あおりはな、つみあげて                      又 あやこばま やびちへ                      よきの、たけ、やびちへ                      又 きもが、うちの、うまれて                      あよが、うちの、すぐれて                      又 あんじおせいぢよ、よきやて、                      あまこ、あわちへ、そこて                      又 なるや、せぢ、あらぎやめ、                      きみぎや、せぢ、あらぎやめ                      又 てにぎや、した、おそて                      しよりもり、ふさよわ                      □みざり                 </p>	てにぎやした	→100
32	3-13 (100)	<p>                     一 なるや とよむ、大ぬし、                      だしま、とよむ、わかぬし、                      あんじおせいしよ、                      せぢ、まさて、ちよわれ                      又 あからだけ、とよむ                      まぎみ、きよら 大ぬし                      又 くもこだけ、とよむ、                      しまはじめ、大のし                      又 あまにこの、うらやで、                      けさにこの、きらやて                      又 てるかはと、よきやて、                      おこと、あわしゆわちへ                      又 しよりもり、うち、あよで、                      まだまもり、うち、あよで                      又 ゑぞにやすへ、あんじおせい、                      せだかすゑ、わうにせ、                      くもこ、だけ、おりあげて、                      あおりや、はな、つみあげて                      又 あやこばま や、びちへ、                      よきのたけ、や、びちへ                      又 おきも、うちの、うまれて、                      あよが、おちの、すぐれて                      又 あんじおせいぢよ、よきやて、                      あまこ、あわちへ、そこて                      又 なるや、せぢ、あらぎやめ、                      きみぎや、せぢ、あらがめ                      又 天ぎやした、おそて、                      しよりもり、ふさて                 </p>	天ぎやした	→490
33	1-32	<p>                     天より下の王にせが ふし                      一 きこゑ、きみおせい、                      おれて、あすび、よわれば、                      てにより、したの、                      せぢ、がほう、みおやせ                      又 せだかきみ、おせいぎや                      又 しよりもりぐすく                      又 まだまもりぐすく                 </p>	てによりしたの	
34	8-25 (417)	<p>                     一 おもろ、ねやがりや、                      てにより、したの、                      げす、ゑらぶ、てだ                      又 せるむ、ねやがりや                 </p>	てによりしたの	

資料7 『おもろさうし』における「天」の用例表

	巻番号	オモロ	「天」を含む語/文	備考
35	5-19 (230)	なべたるがおもろのふし 一 しよりもり、ちよわる、 おぎやかもい、がなし、 天より、したの、 わうにせ、てだ 又 まだまもり、ちよわる	天よりしたの	
36	3-24 (111)	うちいでは のちあがりの ふし 一 きこゑきみおそいや、 おれて、あすび、よわれば、 天より 下の、 せぢ、がふう、みおやせ 又 せだかきみおそいや 又 しよりもりぐすく 又 まだまもりぐすく 又 大きみが、まぶらば、 きみぎみぎや、まぶらば、 あちおそいしよ、 かけぶさて、ちよわれ	天より下の	→32
37	17-21 (1195)	なござかいが ふし 一 みやきぜんの、きこへ、てだ、 天より、下の、わうにせ、てだ 又 とよむ、くに、きこゑ、てだ	天より下の	
38	10-3 (513)	あけしのが ふし 一 ち天 とよむ、大ぬし、 ほしの かた、もちろちへ、ちよわれ 又 天ぢ とよむ、わかぬし 又 やゝの みしよ、めしよわちへ 又 ほしの かたの、みきゝ、うび 又 せぢまつるぎ、さしよわちへ 又 こゑかずの、なりきよら 又 あもと、よら、しよわちへ 又 おくと、しくと、しき、よわちへ 又 おくと、まうと、ふみ、よわちへ 又 なみとゞろ、ふみ、よわちへ 又 かぎなおり、さしよわちへ 又 きもきゝ、とうし、さきだて 又 ほとけ、たかへ、さきだて 又 あまおれ、大きみ、さきだて 又 国おれ、大きみ、さきだて 又 天がなし、しぢやけわ 又 てにきよらは、しだけわ	天かなし	

資料7 『おもしろさうし』における「天」の用例表

	巻番号	オモロ	「天」を含む語/文	備考
39	1-39	<p>かぐら とよでが ふし                      一 きこゑ大ききぎや、                      とよむ せだかこが、                      いづこ、しま、とよで                      又 おぼつ、世の、まだかさ、                      かぐら、世の、まだかさ                      又 おぼつ、よためかちゑ                      てに、ち、よためかちへ                      又 よなはばま、よりわれて                      よきのはま、よりわれて                      又 げおの、うちの、のろのろ                      もぢろ、うちの、のろのろ                      又 みよたちやは、ぬみあげて                      よおたちやは、おしあげて                      又 いきやる、なまだにやが、                      いきやる、あよなかが                      又 きみよ。 かが、あちへ                      ぬしよ。 かが、あちへ                      又 きも、たち、よれども、                      あよは、たちよれども、                      又 首里もり、ちよわる                      まだまもり、ちよわる                      又 なさいきよもい、あちおせい                      あが、かいなで、あんじおせい                      又 あけの、つよ、おさちへ、                      しもの、つよ、おさちへ                      又 いづこ、しま、そろゑて、                      この み、しま、そろゑて                      又 きみ、たうり、しよわちへ、                      ぬしかまゑ、とり、よわちへ                      又 いづこ、いのち、つぎよわちへ、                      くはら、いのち、つぎよわちへ                      又 ほこてほこて、しられゝ、                      そこてそこて、しられゝ</p>	てにち	
40	6-52 (342)	<p>きみがなしが ふし                      一 もゝと、ふみあがりや、                      てにち、よためかちへ、                      あま ならちへ、                      さしぶ、たすけ、わちへ                      又 きみの ふみあがりや                      又 けおの ゆかる ひに                      又 けおの きやがる ひに</p>	てにち	
41	10-3 (513)	<p>あけしのが ふし                      一 ち天 とよむ、大ぬし、                      ほしの かた、もぢろちへ、ちよわれ                      又 天ぢ とよむ、わかぬし                      又 やゝの みしよ、めしよわちへ                      又 ほしの かたの、みきゝ、うび                      又 せぢまつるぎ、さしよわちへ                      又 こゑかずの、なりきよら                      又 あもと、よら、しよわちへ                      又 おくと、しくと、しき、よわちへ                      又 おくと まうと、ふみ、よわちへ                      又 なみとゞろ、ふみ、よわちへ                      又 かぎなおり、さしよわちへ                      又 きもきゝ、とうし、さきだて                      又 ほとけ、たかべ、さきだて                      又 あまおれ、大きき、さきだて                      又 国おれ、大きき、さきだて                      又 天がなし、しちやけわ                      又 てにきよらは、しだけわ</p>	天ち	

資料7 『おもろさうし』における「天」の用例表

	巻番号	オモロ	「天」を含む語/文	備考
42	13-89 (834)	<p>はつにしやが ふし                      一 地天、とよむ、大ぬし、                          ちうらの、はなの、                          さい、わたる、みもん                      又 天ぢ、とよむ、大ぬし</p>	天ちとよむ大ぬし	
43	4-48 (199)	<p>あおりやへふし                      一 きこへ、さすかさが、                          げおの、うちは、おしあげて、                          しよもり、おれわちへ、                          きみぎや、こがねすへ、                          天つぎに みおやせ                      又 とよむ、大きみぎや、                          もちろ内は、つきあけて、                          まだまもり、おれわちへ                      又 年 三とせ、なるぎやめ、                          しよもり、おもかしや                      又 とし 四とせ、なるぎやめ、                          まだまもり、おもかしや                      又 しよもり、かけぶせる、                          てにつぎの                      又 まだまもり、しきぶせる                      又 てるかはが、あがる、やに、                          てりおそて</p>	天つぎに	
44	13-18 (763)	<p>しよりゑとの ふし                      一 天つぎの、御さうぜ、                          大きみは、たかべて、                          やらざもり、いしらごは、おりあげて、                          ともゝすへ、せいいくさ、よせる、まじ                      又 わうにせの、御このみ、                          せだかこは、のだてゝ、                          やへざもり、ましらごは、つみあげて、                          ともゝすへ                      又 きこゑ、天つぎの、                          世の、さうぜ、めしよわちへ、                          おくの、みよう、いしらごは、おりあげて、                          ともゝすへ                      又 とよむ、わうにせの、                          世の、さうぜ、めしよわちへ、                          おくの、うみの、ましらごは、つみあげて、                          ともゝすへ                      又 きこへ、大きみぎや、                          やらざもり、ちよわちへ、                          だしきや、くぎ、さしよわちへ、                          ともゝすゑ                      又 とよむ、せだかこが、                          やへざもり、ちよわちへ、                          あざか、がね、とゞめは、                          ともゝすへ</p>	天つぎの	

資料7 『おもろさうし』における「天」の用例表

	巻番号	オモロ	「天」を含む語/文	備考
45	4-48 (199)	<p>あおりやへふし 一 きこへ、さすかさが、 げおの、うちは、おしあげて、 しよりもり、おれわちへ、 きみぎや、こがねすへ、 天つぎに、みおやせ 又 とよむ、大ぎみぎや、 もちろ内は、つきあけて、 まだまもり、おれわちへ 又 年 三とせ、なるぎやめ、 しよりもり、おもかしや 又 とし 四とせ、なるぎやめ、 まだまもり、おもかしや 又 しよりもり、かけぶせる、 てにつぎの 又 まだまもり、しきぶせる 又 てるかはが、あがる、やに、 てりおそて</p>	てにつきの	
46	2-22 (63)	<p>うらおそいおもろの ふし 一 あらかきの、くにの、ねに けよ、しよる、つかい、 もゝとの、つかい 又 天つぎの、しまのねに、</p>	天つぎのしまのへ	
47	2-21 (62)	<p>うらおそいおもろの ふし 一 あらかきの、ねだか、もりぐすく、 てだが、ふさよわる、ぐすく 又 てにつぎの、ねたか、もり</p>	てにつぎのねたかもり	
48	13-106 (851)	<p>うちいでは あがる ゑとの ふし 一 てにゝ、とよむ、大ぬし、 あけ、もどろの、はなの、さいわたり、 あれよ、みれよ、きよらやよ 又 ちてに、とよむ、大ぬし あけもどろの、はなの</p>	てにゝとよむ大ぬし/ちてに	
49	1巻4	<p>あおりやへが ふし 一 きこゑ大ぎみぎや、 てにの、いのり、しよわれば、 てるかはも、ほこて、 おぎやかもいに、 かさり、うちちへ、みおやせ 又 とよむ せだかこが</p>	てにのいのり	

資料7 『おもろさうし』における「天」の用例表

	巻番号	オモロ	「天」を含む語 /文	備考
50	3-35 (122)	<p>あおりやへふし 一 きこゑ大ぎみが、 天の、いのり、しよわれば、 てるかほも、ほこて、 おぎやかもいに、 しま そゑて、みおやせ 又 とよむ せだかこが</p>	天のいのり	
51	7-18 (362)	<p>やゝのきくだけが ふし 一 あけどまが、たてば、 天の うち、 けおの うちは、おしあけて、 てるかはが、きよらや、てりおそう、 たしま、まぶりやべら あけだちが、たてば 又 きこへ大ぎみぎや、 又 しよりもり、ちよわる、 かいなであちおそい 又 とよむ せだかこが まただまもり ちよわる 又 きこゑ、大ぎみちよ、 てだ、てるかはと、 とごゑ、やりかわちへ</p>	天のうち	
52	7-42 (386)	<p>くろさ よこたりが ふし 一 こはり、きもよりや、 あんの、きもよりや、 てにの てだ、 あちおそい、まぶら 又 けおの よかる ひに けおの きやがる ひに 又 しより、ふる、あめや、 すでみづど、ふりよる 又 ぐすく、ふる、あめや、 わかみづど、ふりよる</p>	てにのてた	
53	12-8 (659)	<p>いとかずおもろの ふし 一 大ぎみぎや、み御まへ、 ともゝその、あすび、 とよまちへ、きみぎみ つかい 又 きみぎみの み御まへ 又 きやの、うち、あやみやに 又 ぐすく くせみやに 又 あんじおそいが み御まへ 又 おぎやかもいが み御まへ 又 けよの よかる ひに 又 けよの きやがる ひに 又 てにの、てだ、たかべて</p>	てにのてた	

資料7 『おもろさうし』における「天」の用例表

	巻番号	オモロ	「天」を含む語/文	備考
54	21-109 (1502)	<p>あおわやへが ふし            一 まごろこが、もちなし、              よりあげ、もり、おれわちへ、              で、わん、かぐら、ぎやめ、とよま            又 なよくらは、              すづなりは、もちなちへ            又 なさが、ぜん、              おやが、ぜの このみ            又 もゝがめは、              やそがめは、すへて            又 あおの、てにの、              たま、すだり、まき、あげて            又 げおの、うちの、              いと、すだり、まき、あげて            又 なよくらが、うざししよ、              よらぶさは、おろちやれ</p>	あおのてに てにのたますたり	
55	10-1 (511)	<p>一 大ぬしぎや、天とゞろ するやに、              ゑけ、せち まさて、ちよわれ            又 大ぬしぎや、あめとゞろ、するやに            又 大ぬしぎや、あやこばま、するやに            又 大ぬしぎや、しづこばま、するやに            又 大ぬしぎや、まはへあなに、ちよわちへ            又 大ぬしぎや、とりの もり、ちよわちへ            又 大ぬしぎや、国まわり、しよわちへ</p>	天とゞろ	

資料8 『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』における「天」の用例表

『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』における「天」の用例表						
歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典	
1	2	ミセセル	毎年十二月、田の上の御嶽後彝編の御前にてのみせざる (伊平屋島勢理客村)	五四 天きやおそい王にせ (天下添い王様の)	てたほこるあんしおそい (太陽誇る按司添い (国王) の)	『女官御双紙』
2	3	ミセセル	伊瀬名浜にてのみせざる (伊平屋島伊是名村)	五六 天きやおそへ王にせ (天下添い王様の)	てたほこるあんしおそへ (太陽誇る按司添い (国王) の)	『女官御双紙』
3	4	ミセセル	窄に旱の時雨請の事 (伊是名城の川さらい雨請の時みせせる) (伊平屋島伊是名村)	四一 てにのみやのもゝふり (天の庭の百降り)	四二 あめのみやのやそふり (天の庭の八十降り)	『女官御双紙』
4	5	ミセセル	雨なく降給はさる時、田の上そのひやふのおいへの御前に一夜籠る時みせざる (伊平屋島伊是名村)	四九 てにちくに (天ちくに)	五〇 あめちくに (天ちくに)	『女官御双紙』
5	6	ミセセル	〔雨なく降給はさる時〕山より出て浜にてのみせざる (伊平屋島伊是名)	三〇 てにのみやに (天の庭に)	三一 あめかみやに (天の庭に)	『女官御双紙』
6	7	ミセセル	毎年二月中、田植祝おりのめの時、あむがなし御殿、並、伊是名城にてのみせざる (昔の神託敷) (伊平屋島伊是名村)	一三五 天がすゑ王にせ (天の末王様の)	てたほこるあんじおそひ (太陽誇る按司添い (国王) の)	『琉球国由来記』
7	10	ミセセル	たけないをりめの時の、みせざる (伊平屋島)	一〇三 天ぎやをそひ王にせ (天下添い王様の)	てたほこるあんじおそひ (太陽誇る按司添い (国王) の)	『琉球国由来記』
8	11	ミセセル	毎年十二月田のかみ御嶽後いべの前にてのみせざる (伊平屋島勢理客村)	五四 天ぎやをそひ王にせ (天下添い王様の)	てたほこるあんじおそひ (太陽誇る按司添い (国王) の)	『琉球国由来記』
9	12	ミセセル	右同時〔毎年十二月〕、伊瀬名浜にてのみせざる (伊平屋島伊是名村)	五六 天ぎやをそひ王にせ (天下添い王様の)	てたほこるあんじおそひ (太陽誇る按司添い (国王) の)	『琉球国由来記』
10	13	ミセセル	麓島の御手に入、三年目に、嶽々とのへ、神出現にて、神託 (伊平屋島)	一二九 天ぎや [を] そひ王にせ (天下添い王様の)	てたほこるあんじおそひ (太陽誇る按司添い (国王) の)	『琉球国由来記』
11	14	ミセセル	伊是名城の上に、有レ之、井川さらい、雨乞の時、みせざる (伊平屋島伊是名村)	四一 天のみやのもゝふり (天の庭の百降り)	四二 あめのみやのやそふり (天の庭の八十降り)	『琉球国由来記』
12	15	ミセセル	雨長々不降時、田の神、そのひやふの御いべの、御前に、一夜籠時の、みせざる (伊平屋島伊是名村)	四八 天ちくに (天ちくに)	四九 雨ちくに (天ちくに)	『琉球国由来記』
13	16	ミセセル	右同時〔雨長々不降時〕、山より出、浜にて雨乞の、みせざる (伊平屋島伊是名村)	三〇 てにのみやに (天の庭に)	三一 あめがみやに (天の庭に)	『琉球国由来記』
14	2	オタカベ	右同時〔大雨乞之時〕比屋定村志村のおひや家おへい井まんせとうとまりニ而御たかへ言 (仲里間切比屋定村)	二八 天のみやにおしあかて (天の庭に押し上がった)	二九 雨のみやにおしあかて (天の庭に押し上って)	『久米仲里旧記』
15	3	オタカベ	大雨乞野之時宇根村にて宇根のろ火之神前江たかへ言 (仲里間切宇根村)	五三 天のみや (天の庭) 一〇八 天のみや (天の庭)	五四 雨のみやに いまふれば (天の庭にいらっしやると) 一〇九 雨のみやに (天の庭に)	『久米仲里旧記』
16	9	オタカベ	大雨乞之時嶋尻ひや火之前ニ而語たかへ言 (仲里間切嶋尻村)	九四 天に照るてるかは (天に照るテロカハ (太陽) と)	だしまてる照るしのふ (大島照るテルシノフ (太陽) と)	『久米仲里旧記』
17	11	オタカベ	右同時〔大雨乞之時〕赤せニ而御たかへ言 (仲里間切嶋尻村)	天のみやに雨あけて (天の庭に雨を上げて) 天に照てるかは (天に照るテロカハ (太陽) )	あめのみやにいぶあけて (天の庭にいぶ上げて) だしま照てるしのふ (大島照るテルシノフ (太陽) )	『久米仲里旧記』
18	13	オタカベ	大雨乞之時儀間のろ火之神前御たかへ言 (仲里間切儀間村)	二十 あまのきみかなし (天の君加那志) 二四 天のみや (天の庭)	二一 てこのきみかなしと (てこの君加那志と) 二五 雨のみやの (天の庭の)	『久米仲里旧記』
19	14	オタカベ	右同時〔大雨乞之時〕ひらまつニ而語たかへ言 (仲里間切儀間村)	三七 天のみやかうじやしゆ (天の庭のカウジャ主)	三八 あめのみやのか [う] じやまへと (天の庭のカウジャ前と)	『久米仲里旧記』
20	15	オタカベ	いしたうね雨乞御たかへ言 (仲里間切儀間村)	三 あまのきみかなし (天の君加那志) 五 天のみやあめのみや (天の庭の)	四 てこ [の] きみかなし (てこの君加那志) 六 あめのみや (天の庭の)	『久米仲里旧記』

資料8 『南島歌謡大成 I 沖繩篇上』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
21	17	オタカベ たう比屋定作物ため浜おれ之時 火之神前御たかへ言(仲里間切 堂、比屋定村)	七〇 天のてたの(天の太陽の)		『久米仲里 旧記』
22	18	オタカベ 宇根真謝作物為浜おれ之時宇根 のろ火之神前御たかへ言(仲里 間切宇根、真謝村)	五三 天のみや(天の庭) 八四 天のてだ(天の太陽)	五四 雨のみやに いまふれは(天 の庭にいらっしやると) 八五 いきろてだの(いきろ太陽 の)	『久米仲里 旧記』
23	19	オタカベ 右同時〔宇根真謝作物為浜おれ 之時〕浜ニ而御たかへ言(仲里 間切宇根、真謝村)	一二 天のてだ(天の太陽)	いき〔ろてだ〕の(いきろ太陽の)	『久米仲里 旧記』
24	21	オタカベ 右同時〔比嘉村作物ため浜おれ 之時〕浜ニ而たかへ言(仲里間 切比嘉村)	一二 天のてだ(天の太陽)	いきろてだの(いきろ太陽の)	『久米仲里 旧記』
25	23	オタカベ 右同時〔島尻村作物ため浜おれ 之時〕、浜ニ而御たかへ言(仲 里間切島尻村)	一二 天のてた(天の太陽)	いきろてたかなしか(いきろ太陽加 那志が)	『久米仲里 旧記』
26	24	オタカベ 儀間村作物ため浜おれ之時儀間 のろ火之神の前御たかへ言(仲 里間切儀間村)	二四 天のみや(天の庭の)	二五 あめのみや(天の庭に)	『久米仲里 旧記』
27	25	オタカベ 右同時〔儀間村作物ため浜おれ 之時〕浜ニ而御たかへ言(仲里 間切儀間村)	一一 天のみや(天の庭の)	一二 雨のみや(天の庭の)	『久米仲里 旧記』
28	26	オタカベ 稲の両祭御城にての御規式三平 等にて相勤之御たかへの意趣 (首里三平等)	十三 首里天かなし美御前(首里天加那志美御前 (国王)の)		『女官御双 紙』
29	27	オタカベ 初御願之御たかへ(首里三平 等)	九 首里天かなし美御前(首里天加那志美御前(国 王)より) 一四 天ちとをしめしよわちへ(天地に通しなさ つて)	御すいちまさりめしよわちへ(御ス イヂ(霊力)勝りなさつて)	『女官御双 紙』
30	28	オタカベ 正月百人御物参之御たかへ(首 里三平等)	三 首里天かなし美御前より(首里天加那志美御前 (国王)より) 一〇 天ちとふしめしよわちへ(天地に通しなさ つて) 四六 首里天かなし美御前(首里天加那志美御前)	御祝物 こんでうけしよわちへ(御 祝物を組手受けなさつて)	『女官御双 紙』
31	29	オタカベ 正月弁の御嶽行幸のみおやたい のり御たかへ(首里三平等)	六 首里天かなし美御前の(首里天加那志美御前 (国王)が) 一五 天ち(天地) 二二 首里天嘉那志美御前(首里天加那志美御前 の)	一六 あめち とふしめしよわちへ (天地に通しなさつて)	『女官御双 紙』
32	30	オタカベ 九月麦初種子の時百人御物参の 御たかへ(首里三平等)	一三 首里天かなし(首里天加那志<国王>が)		『女官御双 紙』
33	32	オタカベ 十二月吉日御願ほときの御たか へ(首里三平等)	三 首里天加那志美御前の御為(首里天加那志美御 前(国王)の御為)		『女官御双 紙』
34	33	オタカベ 庫裡の御立願の御たかへ(首里 南風之平等)	一 首里天かなし美御前の御為(首里天加那志美御 前(国王)の御為)		『女官御双 紙』
35	34	オタカベ 庫裡の御願ほときの御たかへ (首里南風之平等)	三 首里天かなし美御前の御為(首里天加那志美御 前(国王)の御為)		『女官御双 紙』
36	35	オタカベ 庫裡の御立願の御たかへ(首里 西之平等)	三 首里天かなし美御前の御為に(首里天加那志美 御前(国王)の御為に)		『女官御双 紙』
37	36	オタカベ 稲の穂祭の時の御たかへ(首里 西之平等)	三五 首里天かなし(首里天加那志<国王>の) 五二 首里天かなし(首里天加那志)		『女官御双 紙』
38	37	オタカベ 毎年稲の両御祭の時三日御たか へ	四 首里天かなし美御前(首里天加那志美御前(国 王))		『女官御双 紙』
39	38	オタカベ 雨乞の時御たかへ	五 てんちとをちへ(天地に通して)	六 あめちとをちへ(天地に通し て)	『女官御双 紙』
40	39	オタカベ 毎年三八月四度御物参の時の御 立願(祖辺)	一 首里天かなし美御前(首里天加那志美御前(国 王))		『女官御双 紙』
41	40	オタカベ 五月六月稲の穂祭大祭の時の御 たかへ(祖辺)	一二 天地通しめしよわれ(天地に通し下さい)	一三 あめち通しめしよわれ(天地 に通し下さい)	『女官御双 紙』p 89

資料8 『南島歌謡大成 I 沖繩篇上』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
42	42	オタカベ 毎年三八月四度御物参の時の御立願（泉崎）	一 首里天かなし美御前（首里天加那志美御前〈国王〉）		『女官御双紙』
43	43	オタカベ 毎年三八月四度御物参の時おかみ申意趣は（久米村）	一 首里天かなし美御前（首里天加那志美御前〈国王〉）		『女官御双紙』
44	44	オタカベ 毎年三八月四度御物参の時の御立願（泊村）	一 首里天かなし美御前（首里天加那志美御前〈国王〉）		『女官御双紙』
45	45	オタカベ はり水御嶽の御葬編の御前へ毎年正五九月御物参からめき申（宮古島）	一 首里天かなし美御前（首里天加那志美御前〈国王〉）		『女官御双紙』
46	46	オタカベ 正月朔日十五日冬至に大あむ御蔵〔元〕へ出てみはい仕えらる也（八重山島）	一 首里天嘉那志美御前の御為（首里天加那志美御前〈国王〉の御為）		『女官御双紙』
47	47	オタカベ 二月に作物の為、五月に稲の初祭、十月に竈まはりの時の御たかべ（八重山島）	一 首里天嘉那志美御前の御為（首里天加那志美御前〈国王〉の御為）		『女官御双紙』
48	48	オタカベ 稲の穂祭大祭の時の御たかへ（諸間切諸島）	一三 首里天かなし美御前（首里天加那志美御前〈国王〉の）		『女官御双紙』
49	49	オタカベ 毎年三八月四度御物参の時の御たかへ（諸間切諸島）	五 首里天かなし美御前の御為（首里天加那志美御前〈国王〉の御為）		『女官御双紙』
50	51	オタカベ 伊是名のろくもい火神の御前にてのだて言（伊平屋島）	七三 てにのみやに（天の庭に） 天ぎやおそい王にせ（天下添い王様の）	七四 あめのみやに（天の庭に） 一七〇 てだほこるあんしおそい（太陽誇る按司添い〈国王〉の）	『女官御双紙』
51	52	オタカベ 長月御たかべ（首里三平等殿内）	三 首里天加那志美御前より 御祝物（首里天加那志美御前より御祝物を） 一二 天地通しめしやうちへ（天地に通しなさて） 一八 首里天加那志（首里天加那志〈国王〉） 四六 首里天かなし美御前（首里天加那志美御前が）	一一 こむで 請めしやうちへ（組手受けなさて）	『琉球国由来記』
52	53	オタカベ 五月、稲の穂祭之日の御崇（首里城西之御殿御タモト）	一一 首里天加那志美御前（首里天加那志美御前〈国王〉の）		『琉球国由来記』
53	54	オタカベ 正月初御願の御崇（首里真和志之平等）	九 首里天かなし美御前（首里天加那志美御前〈国王〉） 十七 天ち通しめしやうちへ（天地に通しなさて）	こんで 請めしやうちへ（組手受けなさて）	『琉球国由来記』
54	55	オタカベ 唐裡の御願之時の御崇（首里真和志之平等）	三 首里天かなし美御前の御為に（首里天加那志美御前〈国王〉の御為に）		『琉球国由来記』
55	56	オタカベ 百人御物参之時の御崇（首里真和志之平等）	三 首里天加那志美御前より御祝物（首里天加那志美御前より御祝物を） 一〇 天ち通しめしやうちへ（天地に通しなさて） 一六 首里天加那志（首里天加那志） 三五 首里天加那志（首里天加那志）	九 御祝物 こむで 請めしやうちへ（御祝物を組手受けなさて）	『琉球国由来記』
56	57	オタカベ 五月、稲の穂祭火神の前に三日御崇（首里真和志之平等）	三三 首里天加那志美御前の（首里天加那志美御前〈国王〉の） 五〇 首里天加那志（首里天加那志）		『琉球国由来記』
57	58	オタカベ 御祭之日〔五月、稲の穂祭〕の御崇（首里真和志之平等）	一三 首里天嘉那志美御前（首里天加那志美御前〈国王〉の）		『琉球国由来記』
58	59	オタカベ 九月、麦初種子・みやたね、百人御物参の御崇（首里真和志之平等）	一三 首里天加那志（首里天加那志〈国王〉が）		『琉球国由来記』
59	60	オタカベ 十月朔日、竈廻之時の御崇（首里真和志之平等）	一 首里天加那志美御前の（首里天加那志美御前〈国王〉が）		『琉球国由来記』
60	61	オタカベ 長月の御崇（首里南風之平等）	三 首里天加那志美御前の御為（首里天加那志美御前〈国王〉の御為）		『琉球国由来記』
61	63	オタカベ 正五九月、晁大嶽同小嶽御祈願の御崇（首里南風之平等）	六 首里天加那志美御前の（首里天加那志美御前〈国王〉が） 一五 天ち 一六 あめち とふしめしよわちへ（天地/天地に通しなさて） 二二 首里天嘉那志美御前（首里天加那志美御前の） 三八 首里天嘉那志美御前（首里天加那志美御前が）		『琉球国由来記』
62	64	オタカベ 三・八月四度御物参之時の御たかべ（泊村）	一 首里天加那志美御前（首里天加那志美御前〈国王〉）		『琉球国由来記』
63	65	オタカベ 毎年、三・八月四度御物参の御崇（真和志間切識名村）	一 首里天加那志美御前（首里天加那志美御前〈国王〉） 二〇 首里天加那志美御前（首里天加那志美御前が）		『琉球国由来記』

資料8 『南島歌謡大成 I 沖繩篇上』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
64	66	オタカベ 毎年、表二祭之時、御崇之意趣者（真和志間切識名村）	一 首里天加那志美御前（首里天加那志美御前<国王>） 二 てんち通しめしよわれ 三 あめち通しめしよわれ（天地に通し下さい/天地に通し下さい）		『琉球国由来記』
65	67	オタカベ 毎年、稲二祭之御崇、意趣者（真和志間切識名村）	一一 首里天賀那志美御前（首里天加那志美御前<国王>の）		『琉球国由来記』
66	68	オタカベ 大早に雫の時の崇（豊見城間切豊見城村）	二 天の大てだ（天の大太陽）		『琉球国由来記』
67	70	オタカベ 毎年十二月、大勢頭部御使之時、知念巫、御崇（知念間切知念村）	一 首里天加那志美御前（首里天加那志美御前<国王>）		『琉球国由来記』
68	71	オタカベ 毎年、正月勢頭、九月当、御使にて、御祈願之時、旨趣旨（今帰仁間切今帰仁村）	一 首里天加那志美御前（首里天加那志美御前<国王>）		『琉球国由来記』
69	72	オタカベ 毎年、正月当職、九月勢頭、御使、御祈願之時、旨趣旨（国頭間切辺戸村）	一 首里天加那志美御前（首里天加那志美御前<国王>）		『琉球国由来記』
70	73	オタカベ 毎年、五月十二月、御水取の時の御崇（国頭間切辺戸村）	一 首里天加那志美御前御子部 並（首里天加那志美御前御子部 並びに）		『琉球国由来記』
71	75	オタカベ 三八月、四度・四品御物参の意趣は（伊江島）	一 首里天加那志美御前（首里天加那志美御前<国王>）		『琉球国由来記』
72	77	オタカベ 三八月、四度御物参の事、右同〔御花は、公儀より賜也〕。右意趣者（伊平屋島）	一 首里天加那志美御前（首里天加那志美御前<国王>）		『琉球国由来記』
73	78	オタカベ 稲穂祭の時の、のだて事（伊平屋島）	二一 天のかづらまき 二二 あめのかづらまき（天の蔓巻き/天の蔓巻き）		『琉球国由来記』
74	82	オタカベ 右同時〔雨乞の時〕、伊是名のろ火神御前へのだて事（伊平屋島伊是名村）	七三 天の宮に 七四 あめのみやに（天の庭に/天の庭に） 一七〇 てにぎやをそひ王にせ（天下添い王様の）		『琉球国由来記』
75	83	オタカベ 三月表之大祭、夕神之時、申上の言葉（粟国島）	二八 首里天加那志御かない（首里天加那志<国王>への御貢を）		『琉球国由来記』
76	84	オタカベ 三月八月四度四品御物参の御たかべ（粟国島）	一 首里天加那志美御前（首里天加那志美御前<国王>）		『琉球国由来記』
77	86	オタカベ 毎月、朔日十五日の御たかべ（座間味間切）	一 首里天加那志美御前加那志（首里天加那志美御前加那志<国王>）		『琉球国由来記』
78	88	オタカベ 毎年、あぶし払、四品御物参の御たかべ（座間味間切）	一 首里天加那志美御前加那志（首里天加那志美御前加那志<国王>）		『琉球国由来記』
79	93	オタカベ 毎月、朔日十五日の御たかべ（渡嘉敷間切）	一 首里天加那志美御前（首里天加那志美御前<国王>）		『琉球国由来記』
80	94	オタカベ 毎年三月に、四度御物参の時の御たかべ（渡嘉敷間切）	一 首里天加那志美御前（首里天加那志美御前<国王>）		『琉球国由来記』
81	96	オタカベ 同日〔紫差〕の御たかべ（渡嘉敷間切）	一 首里天加那志美御前加那志（首里天加那志美御前加那志<国王>）		『琉球国由来記』
82	99	オタカベ 毎月朔日十五日の御たかべ（渡嘉敷間切）	一 首里天かなし美御前か那志（首里天加那志美御前加那志<国王>）		『渡嘉敷間切由来記』
83	100	オタカベ 毎年三月に四度御物参の時の御たかべ（渡嘉敷間切）	一 首里天か那志美御前かなし（首里天加那志美御前加那志<国王>）		『渡嘉敷間切由来記』
84	102	オタカベ 同日〔紫差〕の御たかべ（渡嘉敷間切）	一 首里天か那志美御前かなし（首里天加那志美御前加那志<国王>）		『渡嘉敷間切由来記』
85	105	オタカベ 三八月四度御物参の御たかべ（伊平屋島島田名村）	一 首里天加那志美御前加那志（首里天加那志美御前加那志<国王>）		『伊平屋嶋旧記集』

資料8 『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
86	109	オタカベ 四度御物参之時の御たかへ（中城間切）	三 首里天かなし美御前御為の御願（首里天加那志美御前の御為の御願）五 首里天かなし美御前の（首里天加那志美御前〈国王〉の） 一七 首里天かなし美御前うすじ（首里天加那志美御前御スジに）		『よきやのろくもい伝来記』
87	110	オタカベ 表初穂みや種子之時の御たかへ（中城間切）	一 首里天かなから（首里天加那志〈国王〉から）		『よきやのろくもい伝来記』
88	112	オタカベ 右同時〔稲の穂御祭同大祭〕の御たかへ（中城間切）	四七 首里の天かなしに（首里の天加那志〈国王〉に） 五九 天地	六〇 あめじ（天地に/天地に）	『よきやのろくもい伝来記』
89	114	オタカベ 表之穂祭の御たかへ（中城間切）	七 首里天かなし美御前御神すじ（首里天加那志美御前御神御スジに）		『よきやのろくもい伝来記』
90	115	オタカベ 稲の穂祭の御たかへ（中城間切）	一六 首里天加那志美御前御神すじ（首里天加那志美御前御神御スジに）		『よきやのろくもい伝来記』
91	116	オタカベ 稲之穂大祭の御たかへ（中城間切）	四五 天ち森 七九 首里天加那志美御前御神すいじに（首里天加那志美御前御神御スジに）	四六 あち森（天地森/天地森に）	『よきやのろくもい伝来記』
92	125	オタカベ 御願文（伊平屋島）	一 首里天加那志（首里天加那志〈国王〉）		『伊平屋嶋デルク口』
93	128	オタカベ 奏詞（読み：うんぬき一ごと）（島尻郡粟国村）	二五 首里天加那志前御上納（首里天加那志前〈国王〉への御上納）		『島尻郡誌』
94	138	オタカベ 健康祈願の際に火の神にのべるのたて言（伊平屋村島尻）	三 天神がなし（天神加那志）		『民俗』四号
96	149	オタカベ 〔火の神昇天の時の祈願〕（渡名喜島）	一 うていんに ぬぶいみそーちん		『沖縄民俗』一一号
97	159	オタカベ ヤガンウユミのウンヌキエグトウ（粟国村西）	四〇 すゆいていんがなし一めー うじょうのう（首里天加那志前〈国王〉への御上納を）		『沖縄民俗』一五号
99	173	オタカベ ヤガンウユミのウンヌキエグトウ（粟国村）	三七 すゆいちんがなし一めー うじょうのう（首里天加那志前〈国王〉への御上納を）		『ヤガンウユミ』
100	175	オタカベ 三月ヲユミノウグワン（粟国村）	二三 すゆいてんぢやなし一めー ぐじょーのう（首里天加那志前〈国王〉への御上納を）		『ヤガンウユミ』
101	176	オタカベ 島ウグワン（粟国村）	一一 すゆいてんぢやなし一めー ぐじょーのう（首里天加那志前〈国王〉への御上納を）		『ヤガンウユミ』
102	179	オタカベ 虫バレー御願（久米島具志川村西銘）	三七 天ぬうみん子ぬ（天の思い子が）		『吉浜智改ノート』
103	180	オタカベ 雨乞いのオタカベ（首里三平等）	七 天ち御通しめしやうち（天地に御通しなさつて）		『伊波普猷全集』第一巻
104	1	マジナイゴト 同所〔たう、比屋定作物ため〕浜おれ之時、ませない言（仲里間切堂、比屋定村）	一 天のてたの（天の太陽の）		『久米仲里旧記』
105	1	クエーナ 右同時〔大雨乞之時〕仲里城ニてくいにや（仲里間切宇江城村）	二六 天にてるてろかは（天に照るテロカハ〈太陽〉）		『久米仲里旧記』
106	6	クエーナ 右同時〔大雨乞之時〕同所〔比嘉村嶺井のおひや火の神前〕并くいにや辻にてくいにや（仲里間切比嘉村）	三五 天のみやに 七五 天のみやに雨あけれ	三六 あめのみやに（天の庭に/天の庭に） 七六 あめのみやにいぶあけれ（天の庭に雨を上げよ/天の庭にいぶを上げよ）	『久米仲里旧記』
107	8	クエーナ 右同時〔大雨乞之時〕同所〔いたうね〕ニてくいにや（仲里間切儀間村）	七 天のみやのかうしやしゆ	八 あめのみやのかうじやまへ（天の庭のカウジヤ主/天の庭のカウジヤ前）	『久米仲里旧記』

資料8 『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
108	クエーナ	右同時〔大雨乞之時〕同所〔ひらまつ〕ニ而くいにや（仲里間切儀間村）	一三 天のみやのかうじやしゆ	一四 あめのみやのかうじやまへ（天の庭のカウジヤ主/天の庭のカウジヤ前）	『久米仲里旧記』
109	クエーナ	右同時〔大雨乞之時〕同所〔玉城の比屋家〕ニ而くいにや（仲里間切儀間村）	一七 天のみやのかうじやしゆ 三五 天にてる照かは（天に照るテルカハ〈太陽〉）	一八 雨のみやのかうじやまへ（天の庭のカウジヤ主/天の庭のカウジヤ前）	『久米仲里旧記』
110	クエーナ	右同時〔大雨乞之時〕儀間浜ニ而くいにや（仲里間切儀間村）	一三 天のみやのかうじやしゆ	一四 雨のみやのかうじやまへと（天の庭のカウジヤ前と）	『久米仲里旧記』
111	クエーナ	ああらはまニ而くいにや（仲里間切儀間村）	一九 天のみやのかうじやしゆ	二〇 雨のみやのかうじやまへと（天の庭のカウジヤ主/天の庭のカウジヤ前と）	『久米仲里旧記』
112	クエーナ	仲地祭礼之時おもろくわいにや（具志川間切仲地村）	一五四 天にてるてるかは（天に照るテルカハ〈太陽〉）		『君南風由来并位階且公事』
113	クエーナ	毎年正月朔日祝願のおもろくわいにや（そのうちのくわいにや）（伊平屋島）	三〇 天きやおそい王にせ（天下添い王様の） 五三 天のみやに	五四あめがみやに（天の庭に/天の庭に）	『女官御双紙』
114	クエーナ	中城按司が具志川按司を御招きの時のくわいな（具志川間切）	一四 天辻に登て（天頂に登って）		『久米具志川間切旧記』
115	クエーナ	くわいな意趣（大里間切与那原村）	二二 てんちとうきめしやうちい		『開得大君加那志様御新下日記』
116	クエーナ	御嶽内御願所ニテノコエナ（知念間切）	四四 天下美御水（天下美御水）		『クワイナ・ヤラシイ・オモヒ集』
117	クエーナ	御嶽内御願所にてこゑにや（知念間切）	四四 天下美御水（天下美御水）		『こうえにや やらし』
118	クエーナ	大城グワイナ（伊平屋島田名村）	一 大城がいらいわいな 二 天城仕立な（大城を造りなされたことよ/天城を仕立てられたことよ）		『伊平屋嶋テルク口』
119	クエーナ	あまへーだの歌（玉城村百名）	あまーうへだーよう米の湧上る（天親田よ米が湧き上がる）		
120	クエーナ	大城くへーな（伊平屋村田名）	一 大城きひをゑな 二 天城仕立てゝ（大城を造りなされたことよ/天城を仕立てて）		『島尻郡誌』
121	クエーナ	田の祝の歌（豊見城辺）	一 天からおりんそうちやる 二 天人が初みたの 三 白ちやに/ 四 天ちやに たぼち（天から降りなされて/天人が始めた/白種/甘種を下さって） 四二 首里天加那志（首里天加那志<国王>への）		『島尻郡誌』
122	クエーナ	浦添間切西原村のアマウエーダー	一 アマウエーダーヤ 米ノワキヤガ（天親田は米が湧き上がる）		『琉球王朝古謡秘曲の研究』
123	クエーナ	玉城仲村渠の天親田（ミントウンのクエーナ）	天人が始めぬ（アマミツが始めの）		
124	クエーナ	やらしーぐえーな（応答くわいにや）	三一 一 てんぢやなし 三二 五 天加那志 三六 一 天加那志 三八 一 天加那志 四〇 一 天加那志（天加那志<国王>/天加那志/天加那志の/天加那志の/天加那志）		『琉球王朝古謡秘曲の研究』
125	クエーナ	伊平屋島の大城グエーナ	一 大城げらいな 二 天城仕立てな（大城を造りなされて/天城を仕立てなされて）		『琉球王朝古謡秘曲の研究』
126	クエーナ	元旦の請名（座間味村座間味）	四一 てんじめーんかい 四二 いぐまち 四三 あみじめーんかい 四四 とうゆまち（天地庭に/賑わして/天地庭に/鳴響まして）		『琉球王朝古謡秘曲の研究』

資料8 『南島歌謡大成 I 沖繩篇上』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
127	クエーナ	生り年の祝儀ぐわいにや (座間味村座間味)	三六 ていんぢめーんかい 三七 いぐまち 三八 あみぢめーんかい 三九 とうゆまち (天地庭に/賑わして/天地庭に/鳴響まして)		『琉球王朝古謡秘曲の研究』
128	クエーナ	ハレイシ フーフエーイ (入羽)	二二 天地とうき召しょうち (天地に通しきなつて)		『琉球王朝古謡秘曲の研究』
130	クエーナ	天人の教 (国頭村比地)	二三 首里天がなし (首里天加那志 (国王) に)		『沖縄の古代部落マツキョの研究』
131	クエーナ	コイナ (久米島具志川村西銘)	二七 てんにてーるコイナ (天に照る コイナ)		『吉浜智改ノート』
132	クエーナ	大城ごゑな (伊平屋村田名)	一 うふぎしくー したていてい/あまぐしくー したていてい (大城を仕立てて/天城を仕立てて)		『平敷屋朝敏の文学』
133	クエーナ	ウエタヌウタ (玉城村百名)	アマウエダヨ/クミノ ワチャガル (天親田よ/米が湧き上がる (囃子))		『平敷屋朝敏の文学』
134	クエーナ	大城げん <small>な</small> (伊平屋村田名)	二 天城 <small>あまが</small> 仕立ていな (天城を仕立てたよ)		『沖縄諸島の神歌』
135	ウムイ	右同時〔大雨乞之時〕としたうねニ而おもろ (仲里間切儀間村)	一一 あまのみつらしが (天の珍ランが)		『久米仲里旧記』
136	ウムイ	右同時〔大雨乞之時〕玉城の比屋家ニ而おもろ (仲里間切儀間村)	一二 雨のみつらしと (天の珍ランこそ)		『久米仲里旧記』
137	ウムイ	此時〔稀に早年之時〕の御唄 (座間味間切)	一一 てんぢをみやに (天地御庭に) 一二 あまがわら 二二 てにがわら をしわけて (天川原/天川原を押し分けて)	一二 あめぢまみやに (天地真庭に)	『琉球国由来記』
138	ウムイ	此時〔稀に早年之時〕の御唄 (渡嘉敷間切)	一一 天ぢをみやに (天地御庭に) 一二 あまがわら 二〇 てにがわら押し分けて (天川原/天川原を押し分けて)	一二 あめぢまみやに (天地真庭に)	『琉球国由来記』
139	ウムイ	此時〔稀に日干之時〕のおもろ (渡嘉敷間切)	一一 てにちおみやに (天地御庭に) 二〇 あまかわら押し分けて (天川原を押し分けて)	一二 あめぢまみやに (天地真庭に)	『琉球国由来記』
140	ウムイ	トノバシノオモロ (久志間切)	二 てにのおみやの	三 あめのおみや (天の御庭の/天の御庭の)	『諸間切のろくもいのおもり』
141	ウムイ	御嶽ニテノオモイ (金武間切)	一 てにがうゑに のぼて (天の上に乗って)	二 あめじまに おぼて (天地庭に乗って)	『諸間切のろくもいのおもり』
142	ウムイ	テンカウヘノフシ (金武間切)	一 てにがうへや (天の上は)	二 あめがうへや (天の上は)	『諸間切のろくもいのおもり』
143	ウムイ	アママスフシ (金武間切)	一 てにがうへ のほみしゃうち 二 おふてたと よごとあはちへ 三 えのでだと まごとあはしみしゃうちへ (天の上に乗って/大太陽と世事を合わせて/天の太陽と真事を合わせなざって)		『諸間切のろくもいのおもり』
144	ウムイ	フネゴヂブシ (金武間切)	一六 てにみればあまてに (天を見ると雨天)		『諸間切のろくもいのおもり』
145	ウムイ	ヤマノオモイ (恩納間切)	二 あめくみたけの くわあぎまゆみ (天久御嶽の桑木真弓)		『諸間切のろくもいのおもり』
146	ウムイ	大山 田植の歌	あまみきよがはじめて/しにみきよがのらて/あまゑだや くみとわきやがゆる (アマミキヨが始めて/シニミキヨが宣立て/天親田は米ぞ湧き上がる)		『諸間切のろくもいのおもり』
147	ウムイ	オモイ (大宜味村城)	八 天綱形 <small>てんわ</small> や 蜻蛉形 <small>せむぎ</small> (手綱形 <small>てんわ</small> は蜻蛉形 <small>せむぎ</small> )		『山原の土俗』
148	ウムイ	雨乞いの歌 (勝連村津堅)	一 あみたばり ていんがなしー ハリ あみやていんからふいうとち ハリ サンナ ジャンナー 三 あみやていんからふいうとしゅー ここやじーからわしやがゆさー ジャンナ ジャンナーヨ (雨を下さい天加那志 ハリ/雨は天から降り落としてハリ/雨は天から振り落とす 穀は地から湧き上がるよ)		『民俗』三号

資料8 『南島歌謡大成 I 沖繩篇上』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
149	289	ウムイ 立ちウムイ (久志村汀間)	八 ていんじまーぬ あみじまーぬ 三二 ていんしまーでい つんみちーでい 三四 ていんぬーいゑむぬ かみぬーいゑーむぬ (天地庭の 天地庭の/天井まで積み満たして/天の 親物 神の親物)		『沖繩民俗』一三号
150	312	ウムイ 山おもり (恩納村)	二 あみくみたきぬ 桑木ま弓 (天久御嶽の桑木真弓)		『琉球王朝古謡秘曲の研究』
151	328	ウムイ 初拝 (粟国島)	四二 天にている 四三 ているくふわーが 五八天にている 五九 ているくふわーが (天に照る/ティルクファー (太陽) が/天に照る/ティルクファーが)		『琉球王朝古謡秘曲の研究』
152	349	ウムイ 雨乞いの歌 (勝連村平安名)	一 天からや 雨たぼうれ	二 地からや 湧き上がれ	『勝連村誌』
153	350	ウムイ 雨乞いの歌 (勝連村津堅)	一 雨たぼうれ天加奈志 (雨を下さい天加那志) 二 雨や天から降り落す (雨は天から降り落とす) 三 穀や地から湧上り (穀は地から湧き上がる)		『勝連村誌』
154	357	ウムイ 〔旱ばつ時のオモロ〕 (具志川市)	一 雨たぼーりよー たぼーりよー (雨を下さい 下さい) 二 水欲しやかなさぬ にじららぬー (水欲しき愛 しくて耐えられない) 三 天からや降ゆい 地から湧き出でゆい (天から は降る 地からは湧き出る) 四 雨降て養りよー かなしいー (雨降って養えよ 加那志)		『具志川市誌』
155	361	ウムイ 勢頭のウムイ (大宜味村喜如嘉)	ワーレーく 天上ヌー八軸 エーヨーハイ (はやし) (ワーレーワーレー アマウエーヌーヤジク エーヨーハイ)		『喜如嘉の民俗』
156	373	ウムイ シマワタイヌウムイ (国頭村辺戸)	てんちくぬわがうす や…く…え… (天竺の我が御主 ヤクエ)		
157	386	ウムイ 〔ウムイ〕 (久志村辺野古)	一六 すいてんざなしみふにどー (首里天加那志 (国王) の御船だよ)		『島袋カマドノート』
158	399	ウムイ 海ノニゲー ハンプテー (鳥島)	一 てんがしちや とゆむ (天の下鳴響む)		『鳥島のオモロ』
159	493	ウムイ 立ちむい (名護市汀間)	八 ちんじまぬ あみじまぬ (天地庭の 天地庭の) 三二 天し迄 積ん満ちてい 三三 天ぬ得物 神が得物 (天井まで積み満たして/ 天の親物 神の親物)		『沖繩諸島の神歌』
160	13	ティルクグチ 宇仲田のテルクロ	三〇 天種子や うるち (甘種子を降ろして)	三一 白種子や うるち (白種子を降ろして)	『伊是名村誌』
161	2	テイル ウラムイ	一三 ていんしやか いみしやか (天静か 海静か)		『琉球宗教史の研究』
162	3	テイル ムスピ	二 ていんじとうーし おてらとうーし (天地通し 御テラ通し)		『琉球宗教史の研究』
163	4	テイル アリクヤー (綱曳の神歌)	二五 あもーりあむとう (天降りあむとう)		『琉球宗教史の研究』
165	19	テイル ピンヌスヌテイルル	二四 ていんじとうーし うていらとうーし (天地通し 御テラ (聖域) 通し)		『外間守善ノート』
166	26	テイル 結び	一 ならとうーし はなとうーし (ニラ通し ハ ナー通し)	二 ていんちとうーし うていらと うー (天地通し 御テラ通し)	『仲宗根政善・湧上元雄ノート』
168	31	テイル ありくやーぬテイルル	二五 あもーりあむとう みていがえ (天降りあむ とう みていがえ)		『仲宗根政善・湧上元雄ノート』
169	32	テイル 久高殿ぐきまーいのテイルル	二七 うり ていんちとうーし うていら (ウリ 天地通し 御テラ通し)		『仲宗根政善・湧上元雄ノート』
170	33	テイル 外間殿ぐきまーいぬテイルル	三〇 ていんじとうーし うね うていら (天地通 し ウネ 御テラ通し)		『仲宗根政善・湧上元雄ノート』

資料9 『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』における「天」の用例表

『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』における「天」の用例表					
歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
1	1 タービ	タービの根口声	一 ていんだうぬ みゆぶぎ/やぐみよーぬ みゆぶぎ (天道のお蔭で 恐れ多い神のお蔭で)	二 あさていだぬ みゆぶぎ うやていだぬ みゆぶぎ (父太陽のお蔭で 親太陽のお蔭で)	
2	2 タービ	蔽い声	二 ていんだオノ みおぶぎ/やぐみゆーいノ みおぶぎ (天道のお蔭で 恐れ多い神のお蔭で)	二 あさていだノ みおぶぎ うやていだノ みおぶぎ (父太陽のお蔭で 親太陽のお蔭で)	
3	3 タービ	ヤーキヤー声 (夏祭り)	一 ていんだオの みゆーぶぎ/やーきやー/やぐみゆーいぬ みゆぶぎ (天道のお蔭で 囉子 恐れ多い神のお蔭で)	二 あさていだぬ みゆーぶぎ うやていだぬ みゆぶぎ (父太陽のお蔭で 親太陽のお蔭で) 三 ゆーチキぬ みゆーぶぎ ゆーていだぬ みゆーぶぎ (夜の月のお蔭で 夜の太陽(月)のお蔭で)	
4	3 タービ	ヤーキヤー声 (夏祭り)	二九 ていんがらぬ びゆーイ うぶゆだみ なをい (天からの日取りを 大世鎮め (祭式名)の直る日を)		
5	3 タービ	ヤーキヤー声 (夏祭り)	七四 ていんや まおうさぎ ういん まうさぎ (天は真お捧げ 上も真お捧げ)	上は天の対語	
6	4 タービ	ヤーキヤー声 (冬祭り)	一 ていんだオの みゆーぶぎ/やーきやー/やぐみゆーいぬ みゆぶぎ やーきやー (天道のお蔭で 囉子 恐れ多い神のお蔭で 囉子)	二 あさていだぬ みゆぶぎ うやていだぬ みゆぶぎ (父太陽のお蔭で 親太陽のお蔭で) 三 ゆーチキぬ みゆぶぎ ゆーていだぬ みゆぶぎ (夜の月のお蔭で 夜の太陽のお蔭で)	
7	4 タービ	ヤーキヤー声 (冬祭り)	一二 ていんがらぬ びよーイ いだシかん なおい (天からの日取りを 出す神(祭りの名)の直る日を)		
8	5 タービ	山のフシラズ	二三 ていんぬまま あらだ (天のまま(運命)ではないので)	ういぬまま あらだ (上のままではないので)	
9	5 タービ	山のフシラズ	三七 ていんや まおさぎ (天は真お捧げ)	ういん まうさぎ (上も真お捧げ)	
10	18 タービ	大陰囊 殿は(カニヤー元)	二七 うしゆーていんぬ みがぬ ふら (御主天の女の子が)	二八 ぼーていんぬ みがぬ ふら (坊天の女の子が)	
11	22 タービ	舟だぎ司のタービ (志立元)	一 ていんだオぬ みゆーぶぎ (天道のお蔭で)	やーきやー (以下略) やぐみよー いぬ みゆーぶぎ (囉子) 恐れ多い神のお蔭で)	
12	22 タービ	舟だぎ司のタービ (志立元)	二二 ていんがらぬまま ゆらさまいまま (天からの(仰せの)通り 許されたまま)		
13	22 タービ	舟だぎ司のタービ (志立元)	五八 ていんがらぬまま ゆらさまいまま (天からの(仰せの)通り 許されたまま)		
14	24 タービ	舟だぎ司のタービ (仲頼元)	一 ていんだオぬ みゆーぶぎやーきや (以下略) (天道のお蔭で (囉子))	やぐみよー いぬ みゆーぶぎ やーきや (以下略) (恐れ多い神のお蔭で (囉子))	
15	1 ピヤーシ	大城元のピヤーシ (男) (狩俣)	三 ていんがなシ ういかなシ なやぎやーえ (天加那志 上加那志を 崇べよう)	四 うぶゆーぬシ ていだゆーぬシ なやぎやーえ (大世主 太陽世主を崇べよう)	
16	1 ピヤーシ	大城元のピヤーシ (男) (狩俣)	一四 あまていらシ あおみかみ なーやーぎよーい (天照大御神を 崇べよう)	一五 チかさかん まちりやかん なーやーぎよーい (司神(神女) 祭りの神を崇べよう)	
17	1 ピヤーシ	大城元のピヤーシ (男) (狩俣)	五一 ていんやがみ いきちくぬ うにがイ (天まで行き着くところのお願い(を致しました))	五二 なかびがみ とうゆチキぬ うにがイ (天の) 中辺まで鳴響み着くお願い(を申し上げました))	
18	2 ピヤーシ	志立元のピヤーシ (男) (狩俣)	一〇 やまとかん やぐみよーいヨ なやぎよーい あまていらシ あおみかみ なやぎよーい (大和神 恐れ多い神を崇べよう 天照大御神を崇べよう)		
19	2 ピヤーシ	志立元のピヤーシ (男) (狩俣)	二八 ていんやがみ いキチキノ うにがイ なかびがみ トヨチキノ うにがイ (天上まで行き着くところのお願い(を致しました) 天の中辺までも鳴響み着くところのお願い(を致しました))		

資料9 『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
20	4	仲嶺元のピヤーン (男) (狩俣)	一九 やまとうかん うぶかんむ な一 ぎり (大和神 大神を崇べよう) 二〇 あまてらし おーみかんむ な一ぎり (天照大御神を 崇べよう)		
21	4	仲嶺元のピヤーン (男) (狩俣)	六一 ていんやがみ いきちきぬ うにがイ (天上まで行き着くところのお願い (を致しました))	六二 なかひがみ とうゆちきぬ うにがイ (天の中辺までも鳴響み着くところのお願い (を致しました))	
22	5	仲嶺元の世乞いピヤーン (女) (狩俣)	一 ていんだうぬ やぐみゆー いぬ みゆぶぎ (天道の 恐れ多い神のお蔭で)	二 にだでいぬシ やぐみかん とうゆみやよ (根立て主 恐れ多い神の鳴響み親よ)	
23	5	仲嶺元の世乞いピヤーン (女) (狩俣)	六五 ていんがらぬ びゅーイ (天からの日取りを)	六六 ゆーくい なオイ (世乞いの直る日 を)	
24	5	仲嶺元の世乞いピヤーン (女) (狩俣)	一六三 ていんや まうさぎヨ (天は真お捧げだよ)	一六四 ういん まうさぎよ (上も真お捧 げだよ)	
25	5	仲嶺元の世乞いピヤーン (女) (狩俣)	二九九 ていんや とうゆちかまい (天に鳴響み着 かれ)	三〇〇 ういん とうゆ ちかまい (上に鳴 響み着かれ)	
26	6	マイニヤ元の夏穂祭りの ピヤーン (女) (狩俣)	五三 ていんがらぬ びゅーイ (天からの日取りを)	五四 うぶぶゆい なオイ (大徳世の直 る日を)	
27	6	マイニヤ元の夏穂祭りの ピヤーン (女) (狩俣)	三〇三 ていんにや とうゆちかまい (天にまで鳴 響み着かれ)	三〇四 ういん とうゆちかまい (上にま で鳴響み着かれ)	
28	7	年のパンのピヤーン (狩俣)	五七 ていんがらぬ びゅーイ (天からの日取りを)	ぶとうきざふ なおい (願解きの直る日 を)	
29	7	年のパンのピヤーン (狩俣)	一二八 ていんや まうさぎよ (天は真お捧げだよ)	一二九 ういん まうさぎよ (上も真お捧 げだよ)	全体的ほ んど決 まり文句
30	7	年のパンのピヤーン (狩俣)	二五三 ていんにや とうゆちかまい (天にまで鳴 響み着かれ)	二五四 ういん とうゆ ちかまい (上に鳴 響み着かれ)	
31	8	祝いのウブナーのピヤーン (狩俣)	五七 ていんがらぬ びゅーイ (天からの日取り を)	五八 うふゆだみ なおい (大世鎮め (祭 の名) の直る日を)	
32	8	祝いのウブナーのピヤーン (狩俣)	一一一 ていんや まうさぎよ (天は真お捧げだよ)	一一二 ういん まうさぎよ (上も真お 捧げだよ)	
33	9	大世鎮めのピヤーン (女) (狩俣) ①大世鎮めのピヤーン	一 ていんだおーぬ やぐみゆー いぬ うみゆーぶ ぎ (天道の 恐れ多い神のお蔭で)	二 あさていだぬ うやていだぬ うみゆ ぶぎ (父太陽の 親太陽のお蔭で) 三 ヨボチキぬ ヨボていだぬ うみゆー (夜の月の 夜の太陽 (月) のお蔭で)	
34	9	大世鎮めのピヤーン (女) (狩俣) ①大世鎮めのピヤーン	六八 ていんがらノ びゅーイ (天からの日取り を)	六九 うふゆだみ なおい (大世鎮め (祭 の名) の直る日を)	
35	9	大世鎮めのピヤーン (女) (狩俣) ①大世鎮めのピヤーン	一六二 ていんにや まうさぎよ (天は真お捧げだ よ)	一六三 うい まうさぎよ (上も真お捧 げだよ)	
36	9	②ピヤーンの梢声	五 ていんにやー とうゆちきやまい (天にまで鳴響 み着かれ)	ういん とうゆちきやまい (上に鳴響み着 かれ)	
37	9	③ピヤーンの威部間戸	八 あまてらし なやぎよーい あオみかみ なや ぎよーい (天照らすを崇べよう 大御神を崇めよう)		

資料9 『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
38	9	ピャーシ ③ピャーシ <small>いばい</small> の威部間戸	一九 ていんやがみ とうゆたん なかびがみ とうゆたん (天上までも鳴響んだ 天の中辺までも鳴響んだ)		
39	10	ピャーシ 東山の祓 <small>あいつ</small> い声 <small>ほら</small> (女) (狩俣)	一 ていんだおぬ みよふぎ はらい はらい (以下略) (天道の 恐れ多い神のお蔭で 祓い 祓い (囃子))	二 やぐみゆーぬ みゆふぎ (恐れが多い神のお蔭で) 三 あさていだぬ みゆふぎ (父太陽のお蔭で) 四 うやていだぬ みゆふぎ (親太陽のお蔭で) 五 ゆーチキぬ みよふぎ (夜の月のお蔭で) 六 ゆーていだぬ みゆふぎ (夜の太陽〈月〉のお蔭で)	
40	10	ピャーシ 東山の祓 <small>あいつ</small> い声 <small>ほら</small> (女) (狩俣)	五三 あまテラシ かんみよー (天照らす神よ)	五四 あオみかみ かんみよー (大御神の神よ)	
41	11	ピャーシ 東山のピャーシ (女) (狩俣)	一 ていんだおぬ やぐみゆーいぬ みゆーふぎ (天道の 恐れ多い神のお蔭で)	二 あさていだぬ うやていだぬ みゆふぎ (父太陽のお蔭で 親太陽のお蔭で) 三 ヨボチキぬ ヨボていだぬ みよふぎ (夜の月の 夜の太陽〈月〉のお蔭で)	
42	11	ピャーシ 東山のピャーシ (女) (狩俣)	六八 ていんがらノ びョーイ (天からの日取りを)	六九 うふゆだみ なオ <small>うら</small> イ (大世鎮め〈の祭〉の直る日を)	
43	11	ピャーシ 東山のピャーシ (女) (狩俣)	一六二 ていんにゃ まうさぎよ (天には真お捧げだよ)	一六三 うい まうさぎよ (上には真お捧げだよ)	
44	11	ピャーシ 東山のピャーシ (女) (狩俣)	二八六 ていんにゃ トヨチきやまい (天にまで鳴響み着かれ)	二八七 ういんにゃ トよちきやまい (天にまで鳴響み着かれ)	
45	12	ピャーシ 表まつりの神はやし歌 (城辺西東)	三五 てんでふく ちやうぬ主 願まいよ (天の福帳の主を 願いなされて)	三六 まだまてん うんき座や 願まいよ (真玉天 運命座を願いなされて)	
46	12	ピャーシ 表まつりの神はやし歌 (城辺西東)	三九 やまと神 天太がなす 願まいよ (大和神 テダ加那志を願いなされて)	四〇 びまる神 たすきまう 願まいよ (びまる神 助け神を願いなされて)	「西東部落の表まつり」『まつり』一七号
47	13	ピャーシ 粟穂祭りの血 <small>あ</small> ピャー <small>あ</small> ース <small>あ</small> ー <small>あ</small> (城辺山川)	四 ていんぬーぬーぬーぬー うーやーぬーぬーやーぬーぬーぬーぬー (天のマク 親阿母を 拝みなされて)		
48	16	ピャーシ 夏穂祭りのび <small>あ</small> ー <small>あ</small> し <small>あ</small> ぐ <small>あ</small> い (女) ① (島尻)	八 ていんぬーぬーぬーぬーの ぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬー (天野田の父の神神 (大世主神))	七 とーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬー (鳴響む野田〈地名〉 大世主神)	
49	18	ピャーシ 夏穂祭りのび <small>あ</small> ー <small>あ</small> し <small>あ</small> ぐ <small>あ</small> い (女) ③ (島尻) 「アラピャーシ」二 〈にごーぐい〉	一 ていんぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬー (天野田の神よ) 二 ぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬー (父の神 神よ)	三 ういぬだぬ かんみよーぬーぬー (上野田の神よ)	
50	18	ピャーシ 〈び <small>あ</small> ー <small>あ</small> し <small>あ</small> ぐ <small>あ</small> い〉	四 ていんぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬー (天野田の父の神 神がよ)	うーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬー (上野田の母の神 神がよ)	
51	18	ピャーシ 三 〈にごーぐい〉	一四 あまていらシ かんみよーぬーぬー (天照らすの神よ)	一三 うぶやまとん うらまぬーぬー (大和におられるよ)	
52	18	ピャーシ 〈び <small>あ</small> ー <small>あ</small> し <small>あ</small> ぐ <small>あ</small> い〉	七 うーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬー (大和の天照らすの神がよ)		長浜教子採集資料
53	22	ピャーシ 皿の歌 (伊良部島)	一 てんがなす ういがなすぬ おかざん (天加那志上加那志の お蔭で)		
54	22	ピャーシ 三	二三 てんぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬーぬー (天の百下の百 帳まで)		『伊良部郷土誌』

資料9 『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
55	23	ビヤーン 屋根葺き祝いのおこざらびやすの歌 (伊良部島)	一 ういてんの やぐみの みおぼき (上天の恐れ多い神のお蔭で)	二 やーぬかん たすきがんの みおぼき (家の神助け神のお蔭で)	『伊良部郷土誌』
56	24	ビヤーン 新築祝いのおこざらびやすのあーご (伊良部島)	一 ういてんの やぐみの みおぶき (上天の恐れ多い神のお蔭で)	二 おかまがむ みむりぬすの みおぶき (竈の神三盛り主のお蔭で)	『伊良部郷土誌』
57	25	ビヤーン 豊年祭りのおこざらびあすのあーご (伊良部島)	一 おいてんの やぐみの みおぶき (上天の恐れ多い神のお蔭で)	二 たきのかむ むりのかむ みおぶき (嶽の神社の神のお蔭で)	『伊良部郷土誌』
58	27	ビヤーン なかざーらの神歌 (与那覇)	(前略) 午天太の親天太やぐみの (母テダが恐れ多い親テダが) (中略) 天の七根 にらい 御帳がみ (天の七根ニライ御帳まで) (中略) 天加那志 覆いうる 基しい (天加那志が守り給うのを基にして)		『宮古島与那覇邑誌』
59	28	ビヤーン 旧十一月んふなかの中皿の神歌 (与那覇) 「各家庭ヤーキ分」	(前略) 午天太の親天太やぐみの (恐れ多い母テダの) (中略) 天の七帳がみ にらい百々帳がみ (天の七帳まで ニライ百帳まで) (中略) 天加那志華しい (天加那志を華にして)		『宮古島与那覇邑誌』
60	31	ビヤーン やーます御願のふなかの願詞 (来間島)	一 西の崎いつの崎たか神 天帝のうらまい (西の崎いつの崎の高神 天帝がおられる)		『宮古島与那覇邑誌』
61	32	ビヤーン 答申 (与那覇)	天の七帳がみ (天の七帳まで)	にらい百々帳がみ (ニライの百帳まで)	
62		ビヤーン 答申 (与那覇)	諸々神のやぐみや (諸々の恐れ多い神は) やとそにの天の崇や (八十宗根〈部落〉の天の崇めは)	諸々神ばびゆうきうて (諸神を引き連れて)	
63	32	ビヤーン 答申 (与那覇)	天轟が やぐみ神 (恐れ多い神天轟が)	明星が やぐみ神 (恐れ多い神明星が)	
64	32	ビヤーン 答申 (与那覇)	午天太が やぐみ神 (恐れ多い神午テダが)	祖天太が やぐみ神 (恐れ多い神祖テダが)	
65	32	ビヤーン 答申 (与那覇)	東若 御天太ん (東の若テダも)		
66	32	ビヤーン 答申 (与那覇)	天帝 やぐみ神 (恐れ多い神天帝)	御帳主 やぐみ神 (恐れ多い神御金主)	
67	32	ビヤーン 答申 (与那覇)	天加那志 やぐみ神 (恐れ多い神天加那志)		
68	32	ビヤーン 答申 (与那覇)	大天太が やぐみ神 (恐れ多い神大テダが)		
69	32	ビヤーン 答申 (与那覇)	真南天 弟がアム (真南天弟がアム (未詳))		
70	32	ビヤーン 答申 (与那覇)	竈宮天 やぐみ神 七色天 やぐみ神 大天太ん 頼らまい (恐れ多い神竈宮天 恐れ多い神七色天 大テダを頼まれて)		
71	32	ビヤーン 答申 (与那覇)	アバリヤ天太 やぐみ神 (恐れ多い神アバリヤテダ)	肝さるずが やぐみ神 (恐れ多い神肝さるずが)	『宮古島与那覇邑誌』

資料9 『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
72	33	ビヤーンシ 迎いナフカの神歌 (与那覇)	天の 七座かみ (天の七座まで)	十二方 上かみ (十二方の上まで)	『宮古島 与那覇邑誌』
73	33	ビヤーンシ 迎いナフカの神歌 (与那覇)	天 轟がやぐみ神 (恐れ多い神天轟が)	明星がやぐみ神 (恐れ多い神明星が)	
74	33	ビヤーンシ 迎いナフカの神歌 (与那覇)	午天太が やぐみ神 (恐れ多い神午テダが)	祖天太が やぐみ神 (恐れ多い神祖テダが)	
75	33	ビヤーンシ 迎いナフカの神歌 (与那覇)	天帝 やぐみ神 (恐れ多い神天帝)	御帳主 やぐみ神 (恐れ多い神御帳主)	
76	34	ビヤーンシ 世乞いの大皿パヤス	(イ) 天かなす 尊上の御蔭よ (天加那志恐れ多い神のお蔭で)	豊むビヤアツ 大世主 御蔭よ (鳴響む比屋地の大世主のお蔭で)	『縣史編 纂史料 宮古ノ 部』
77	34	ビヤーンシ 世乞いの大皿パヤス	(ハ) 天の百 下の百帳 迄 (天の百 (帳) 下の百帳まで)	到達の 行着の 御祝 (鳴響み着くところの行き着くところのお祝を)	
78	1	ニーリ 狩俣祖神のニーリ (狩俣)	一 ていんぬ あかぶしやよ ていだなうわ まぬシよ とうゆま (以下略) (天の赤星よ 太陽の子真主よ (囃子。トントナギ鳴響もう、の意))		
79	1	ニーリ 狩俣祖神のニーリ (狩俣)	二 ていだぬ うぶーじ とうゆみやよ ういなうわ まぬシよ (太陽の大按司豊見親よ 天上の子真主よ)		狩俣資料
80	2	ニーリ 上比屋山うまにやーず 御嶽のにーり (砂川)	四三 天かにば願まい、(天金 (神) を願給い)	四四 おそす世ば願まい (添い世を願給い)	『宮古島 旧記並史 歌集解』
81	2	ニーリ	四七 天ていふく願まい (天帝を願給い)	四八 う帳主願まい (御帳主を願給い)	
82	3	ニーリ 来間島やーますぶなかの にーり (来間島)	一三 お天とう願まい やぐみーや、にがまい、(お 天とう (日神) に願給い 恐れ多い神に願給い)	一四 つかさ神願まい もぶんばにがまい (司神に願給い 百分 (たくさんの分) を願給い)	『宮古島 旧記並史 歌集解』
83	3	ニーリ 来間島やーますぶなかの にーり (来間島)	一七 たか神ば願まい 天てふく願まい (たか神 (西 崎に祭られた神) を願給い 天帝に願給い)	一八 島ぬ主願まい ふちやき主ねがまい (島の主に願給い 口開け主に願給い)	
84	4	ニーリ 雨乞いのニリ (一) (多良間島)	一 ていんにとうしわーりとい (天にお通しなさいまして)	一 なかびとうしわーりとい (中辺にお通しなさいまして)	『多良間 島雑記』 『南島』 第三輯
85	5	ニーリ 雨乞いのニリ (二) (多良間島)	一 ていんにとうしうわちゅい あみゆたぼーり (天 にお通しなさいまして 雨を給え)	一 なかびとうしうわちゅい あみゆた ぼーり (中辺にお通しなさいまして 雨を 給え)	『多良間 島雑記』 『南島』 第三輯
86	6	ニーリ 雨乞いのニリ (三) (多良間島)	一 ていんにとうしわーちゅい あみゆたぼーり (天 にお通しなさいまして 雨を給え)	一 なかびとうしわーちゅい あみゆた ぼーり (中辺にお通しなさいまして 雨を給 え)	『多良間 島雑記』 『南島』 第三輯
87	14	ニーリ 上城金殿がニル (多良 間島) (ロ) パイドニの歌詞	三〇 みやーんしや ていんゑーむぬ うやしよ (庭 のは天上への物として 差し上げ)	二九 みなかしや うしゅぐむち うしや ぎよ (前庭の物は御主貢物として 差し上 げ)	多良間島 資料
88	26	ニーリ 与那覇せど豊見親の にーり (多良間島)	九 にいら天太 う前ん あらう天太 御前ん (ニイ ラ太陽御前に アラウ太陽御前に)		『宮古島 旧記並史 歌集解』
89	26	ニーリ 与那覇せど豊見親の にーり (多良間島)	三九 にいらてだ みうかぎん あらう天太 みうぶ ぎん (ニイラ太陽のお蔭で アラウ太陽のお蔭で)		

資料9 『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
90	1 フサ	真津真良のフサ	五一 ういんがみ とうゆていよ なかびがみ トヨ ていよー (天の) 上まで鳴響んで (天の) 中辺 まで鳴響んで)		
91	6 フサ	継母のフサ	二一 かんなか ういなか さーりぬーり (神中 (天 上) に 上中 (天上) に連れていって)		
92	14 フサ	家の主親阿母のフサ	二一 ていんぬまま やりば (天の (御心の) ままで あるので)	ういぬまま やりば (上の (御心の) まま であるので)	
93	15 フサ	西の家元のフサ	三 ていんだうぬ みゆーぶぎ (天道のお蔭で)	やぐみゆー いぬ みゆーぶぎ (恐れ多い 神のお蔭で)	
94	15 フサ	西の家元のフサ	三三 ていんがらぬ びゆい (天 (昔) からの日取り を)	三四 まんざらが なうい (万座の直る日 を)	
95	16 フサ	前の家元のフサ	二九 ていんがらぬ びゆーい (天からの日取りを)	三〇 まんざらが なおい (万座からの直 る日を)	
96	19 フサ	多良間大司のフサ	三 ていんだおぬ みゆぶぎ (天道のお蔭で)	四 やぐみゆー いぬ みゆーぶぎ (恐れ 多い神のお蔭で)	
97	21 フサ	ユーンシのフサ	一 ていんだうぬ みゆーぶぎ やぐみゆー いぬ みゆーぶぎ (天道のお蔭で 恐れ多い神のお蔭で)	二 あさていだぬ みゆーぶぎ うやてい だぬ みゆぶぎ (父太陽のお蔭で 親太陽 のお蔭で) 三 ゆーちきぬ みゆーぶぎ ゆーていだ ぬ みゆーぶぎ (夜の月のお蔭で 夜の太 陽 (月) のお蔭で)	
98	22 フサ	踊り座のフサ	一 ていんだおぬ みゆぶぎ はーらい はーらい (以下略) (天道の神のお蔭で (囃子。祓い、祓 い、の意))	二 やぐみゆー いぬ みゆーぶぎ (恐れ 多い神のお蔭で)	
99	1 ニガリ	中嶺元の朔日のニガリ	やぐみ ていんどーがなシぬ みゆぶぎ (恐れ多い天 道加那志のお蔭で)	あさていだ うやていだがなシぬ みゆぶ ぎ (父太陽の親太陽加那志のお蔭で) ゆーちきぬ ゆーぼーがなシぬ みゆぶぎ (夜の月の夜月加那志のお蔭で)	
100	1 ニガリ	中嶺元の朔日のニガリ	あまてらシ あおみかみ かんがなシぬ みゆぶぎ (天照大御神 (大和の神) の神加那志のお蔭で)		
101	2 ニガリ	年のパンのニガリ	やぐみ ていんだお (恐れ多い天道の)	やぐみ ういがなシぬ みゆぶぎ (恐れ多 い上 (神) 加那志のお蔭で)	
102	2 ニガリ	年のパンのニガリ	ていんがら なーびがらぬ (天からの中辺からの)		
103	2 ニガリ	年のパンのニガリ	ていんとー ういんとー ちかさまい (天道に上道に (祈願を) 着かせてください)		
104	3 ニガリ	祝いのニガリ	ていんがら なーびがらぬ (天からの中辺からの)	うふそーぐわちうふよーいぬ (大正月大祝 いの) かぎとーどー (立派な祈願を) に がいはい うさぎばい (願い栄えを捧げ栄 えを) さまじがー (させていただきます で)	
105	3 ニガリ	祝いのニガリ	ていんとー ういんとー ちかさまい (天道に上道に (祈願を) 着かせてください)		
106	4 ニガリ	各自繁栄のニガリ	やぐみ ていんどー (恐れ多い天道の)	やぐみゆーいがなシぬ みゆぶぎ (恐れ多 い神加那志のお蔭で)	

資料9 『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
107	6 ニガリ	大世鎮めのニガリ (部落全体の願い)	やぐみ ていんどお (恐れ多い天道の)	やぐみゆーいがなシぬ みゆぶぎ (恐れ多い神加那志のお蔭で)	
108	6 ニガリ	大世鎮めのニガリ (部落全体の願い)	ていんがら なーびがらぬ (天からの中辺からの)		
109	6 ニガリ	大世鎮めのニガリ (部落全体の願い)	ていんとうー ちかさまい (天道に着かせてください)	ういんとうー ちかさまい (上道に着かせてください)	
110	7 ニガリ	大世鎮めのニガリ (個人の願い)	やぐみ ていんどー (恐れ多い天道の)	やぐみゆーいがなシぬ みゆぶぎ (恐れ多い神加那志のお蔭で)	
111	7 ニガリ	大世鎮めのニガリ (個人の願い)	ていんとうー ういんとうー ちかさまい (天道に上道に (願いを) 届かせてください)		
112	1 トウクル フン	トウクルフン	一二四 ていんぬ んみぶシどう (天の昴星に)	一二五 ういぬ むやちざどう (上の六連星に)	
113	3 トウクル フン	家葺きのトウクルフン	ていんぬ んみぶシどう (天の昴星に)	ういんぬ むやちざどう (上天の六連星に)	
114	マジナイ ゴト	池間島のマジナイゴト	ていんがなシまいんかい ぬーいていがー (天加那志の前に 登ったら)	ていんがなシまいんから シーみジぬ ばなひー あらいだま たり (天加那志の前から 白水のハナで 洗玉を混ぜて)	
115	諺	池間島の諺	57 ていんかい はっさ かきらいん (天に橋は架けられない)		
116	5 アーグ	神憑りのアーグ (池間島)	二四 したういや (下上 (地上・天上の神) に) ヨ だのみーねー (お頼みして) むむやぐみ (百神に) ヨ だのみーねー (お頼みして)		
117	5 アーグ		四四 ういぬうや がみ (上の親 (天上の神) の分まで) だしーよねー (出して) うかオマヤ (お線香を) たちョとーいよねー (立てとおして)		
118	6 アーグ	世乞いのアーグ (池間島)	四九 シた ういゆ なやぎゅー (下上 (地上・天上の神) を崇べよう)		
119	6 アーグ	四	一〇七 ていんが むち ぐむちば (天へ献上する貢物を)	一〇六 うしゅが むち ぐむちや (御主へ献上する貢物を)	
120	6 アーグ	五	一三七 ていんが むち ぐむちや (天へ献上する貢物は)	一三六 うしゅが むち ぐむちや (御主へ献上する貢物は)	
121	6 アーグ	五	一四一 ていんからぬ うくいや (天からのお声は)	一四〇 うっさなぬ うくいぬ (非常に多くのお声は)	
122	7 アーグ	大皿のアーグ (池間島)	六〇 したういや うだぬみーや (下上 (地上・天上の神) にお頼みし)		
123	7 アーグ	大皿のアーグ (池間島)	八七 したういぬ ぶん いだし (下上 (地上・天上の神) の分を出して)	八八 むむやぐみぶん いだし (百神の分を出して)	
124	7 アーグ	大皿のアーグ (池間島)	一〇四 ういぬうやがみ だし (上の親 (天上の神) まで出し)		
125	7 アーグ	大皿のアーグ (池間島)	一六八 したいぬし みうぶきんよー (下上主 (地上・天上の神) のお蔭で)	一六九 むむやぐみぬ みうぶきんよー (百神のお蔭で)	

資料9 『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
126	28	アーグ 内間マグライのアーグ (池間島)	八一 ていんぬ かぎじゃおんな いきよー (天の美しい門に行き)	八〇 うチノでいん ふみいきーよー ( (城の) 奥のご殿に踏み行き)	
127	30	アーグ 仲屋のイン太良 (池間島)	三六 ていんぬ あみぬ すつずぞばー (天の雨の粒を (うけないで) )		
128	44	アーグ 仲屋まぶなり (多良間島)	四 うしゅが <sup>ゑ</sup> 耳 (首里の) 御主の耳 て <sup>ゑ</sup> が耳 (天の耳まで) うかりらよ ( (名声は) うけられるだろう) 六 御主の声 (御主の声) 天の声 (天の声) なーらだよ (であつても) 八 御主の声 (御主の声に) 天の声 (天の声に) ならりんよ ( (応ずることは) できません) 一一 御主の声 ( (だから) 御主の声に) 天の声 (天の声に) ならりんよ ( (応ずることは) できません)		『村誌たらま島』
129	52	アーグ 仲宗根豊見親初めて年貢を捧げて上国せし時のアヤゴ	御主加那志御拜みば 天加那志御拜みば (国王を拜むと天加那志を拜むと)		『宮古史伝』
130	57	アーグ 金志川金盛がアヤゴ	八六 天ぐむつ 上むぬゆ (天御物の上納物を	八五 うしゅぐむつ <sup>うさ</sup> 上納ゆ (御主御物の上納を)	『宮古島旧記並史歌集解』
131	58	アーグ 渡地積上のアヤゴ	首里天の美おぼけ (首里天 (国王) のお蔭で) 玉天の美おぼけ (玉天のお蔭で)		『宮古史伝』
132	61	アーグ 西銘の司のアヤゴ	天からのめうとねど (天からの夫婦にと) 上からのまふきやねど (天からの配偶者にと) 天てらす島おそひよかりやよ (天照らす島添う吉かる者よ)		『宮古史伝』
133	90	アーグ <sup>うさ</sup> 大世栄え	四 うしゅぐむち チきうさみよ (御主貢物として搦き納め) ていんぐむち ばりうさみ (天貢物として割り納め)		
134	102	アーグ <sup>あて</sup> 宮古のアヤグ	三 うきなんみやば うきなぬしゅう (沖縄においでになれば沖縄の主) うてんだぬみじや あみさま (御天の水をあみなさるな) そうなよ ばんたみやらび (われらの乙女) かさぬ うていばやりやよ (香りが落ちると困るからよ)		
135	108	アーグ 〔大城真玉の家の豊見〕	うだかにのもの 御主の前んかい (うだかにの御主の前に) ぼう天の前んかい (坊天の前に) うやすかぎ 御主天の前から (立派なお差し上げは御主天の前から) ぼう天の前から (坊天の前から) 御主のういか ぼうてんのういか (御主の上か坊天の上か) あかのかず むたし (頭の数だけ持たし) うりが根のありばど (それが根本であるから) 今の世根かずそうん (今の世まで根ごとに加わっている)		『県史編纂史料宮古ノ部』
136	115	アーグ ユークイアーグ (伊良部島)	一三 てんがなす なやきみゆよ (天加那志を名揚げよう)	一二 かんんなやぎ なやきみゆよ (神名を名揚げて名揚げよう)	『伊良部郷土誌』
137	116	アーグ 乗瀬お嶽の祭り歌 (一) (伊良部島)	二 てんがなすの おかぎん やごみが おかぎん へーガヨーノ ユーヤナオレ (以下略) (天加那志のお蔭で 恐れ多い神のお蔭で (囃子。世は直れ) )		『伊良部郷土誌』
138	117	アーグ 乗瀬お嶽の祭り歌 (二) (伊良部島)	一六 てんのももちょう すものもちょうの おかぎ (天の百帳 下の百帳のお蔭で)		『伊良部郷土誌』
139	121	アーグ アーピツアアゴ (栗摺り歌) (伊良部島)	六 おこしうごもつ つきおさみよ てんごむつ ばりおさみ (大主貢物搦き納め 天貢物割り納め)		『伊良部郷土誌』
140	1	クイチャー 雨乞いのクイチャー (狩俣)	一 ていんだうの おみゆぶぎ (天道のお蔭で) やーらあみよー ぶさよー (以下略) ( (囃子。柔ら雨が欲しい、の意) )	二 やぐみゆー いぬ おみゆぶぎ (恐れ多い神のお蔭で)	

資料9 『南島歌謡大成Ⅲ 宮古篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
141	クイ チャー	上りの美しい狩俣村 (狩俣)	八 ていんぬぶシ にぬぶぶシ ぶシぬにやーん (天の星 子の方角の星 星のように)		
142	クイ チャー	内根間の加那ガマ (狩俣)	四 ていんぬぶシ くまみシリゆー シりばし (天の星のように 細かく輝いているのが そろっている時に) 七 あまんぬゆぬ ていんぐみゆるゆ ゆやりば (雨の夜の 天のくもった夜 夜であったから)		
143	クイ チャー	大家の世の主兄 (狩俣)	一四 あがいぬやーゆ (東の家を) みやぎりば (見上げると) ばさやみやーきだき (芭蕉山を見上げてみると) にシぬやーゆ (西の家を) みあきりば (見上げると) ていんぬうぶんず (天の大溝 (天の川) があった)		
144	クイ チャー	東里真中 (池間島)	一〇 ていんちきやふ うゆりば (天につくまで伸びている) ういちきやふ うゆりば (天上につくまで伸びている)		
145	クイ チャー	姉ガマの家 (池間島)	四一 うちばいぬ ていぬあシー (奥南の方 (申の方角) の天の下を) みやぎりば (見上げると)		
146	クイ チャー	今時く種 (池間島)	一二 うしゅぐむち ちやまばん (御主への御貢物を (納め) なされて) ていんぐむち ぬくいな (天への御貢物を (納め) なされて) 一三 うしゅぐむち あまんら (御主への御貢物の余りは) ていんぐむち ぬくいな (天への御貢物の残りは)		
147	クイ チャー	アマゴイコイチャ (雨を乞うこいちゃ) (伊良部島)	一 てんがなす やごみよ (天加那志恐れ多い神を) にあぎゅうといよ (見上げていて) ヨイイマヌ ニアギユウトイヨ (囃子) ニノヨイサッサイ	二 んまのばの おこゆーぬす (午の方の大世主を) にあぎゅうといよ (見上げていて) ヨイイマヌ ニアギユウトイヨ (囃子) ニノヨイサッサイ	『伊良部郷土誌』
148	クイ チャー	アマゴイコイチャ (雨を乞うこいちゃ) (伊良部島)	一五 おしうごむつ つきおさみよ (サー 御主貢物 掲き納めて サー) てんごむつ ばりおさみ ゆうやな (天貢物 掲き納めて 世は直れおれ) サー サー ヨーイテイバヨイダキヨ (囃子) サーサー ソロズドアギサノユヤ ナオレ		『伊良部郷土誌』
149	トーガ ニ・シ ンガニ	タウガニアグ (池間島)	あうでいんがまぬ シたがみまい (青天の下までも)	しらくむがまぬ シたがみまい (白雲の下までも)	
150	『宮古島 旧記』収 載歌謡	四嶋の親橋積あやこ	一 首里天の美御ほけ (首里天 (国王) のお蔭で)	玉天の美御ほけ (玉天 (国王) のお蔭で) おやげめすあかり (囃子。富み栄えて光り輝けり、の意)	忠導氏仲 宗根家本 『宮古島 旧記』雅 正旧記
151	『宮古島 の歌』	同人定納相調初て琉球 へ差上候時あやこ	御主かなし美御拝ハ天かなし美御拝ハ (御主加那志 (王) を拝むと天加那志を拝むと)		
152	『宮古島 の歌』	四島の親橋積あやこ	首里天の美御ほけ王天の美御ほけ (首里天 (国王) のお蔭で王天のお蔭で) おやげめすあがり (各行の下につく) (囃子。富み栄えて光り輝けり、の意)		
153	『宮古島 の歌』	まだまんやの豊見	ばう天の前んかい (坊天の前に)	ヴだかにのもの御主の前んかい (うだかにの物 御主の前に)	
154	『宮古島 の歌』	まだまんやの豊見	ばう天の前から (坊天の前から)	うやすかぎ御主天の前から (立派なお差し上げは御主天の前から)	
155	『宮古島 の歌』	内根間のかながま	天の星こまみそれよまればいしよ (天の星の細かいきらめきのような生まれをして)		
156	『宮古島 の歌』	内根間のかながま	あまんの世んの天曇るよ夜やればよ (雨の夜の天の曇る夜であったから)		
157	『宮古島 の歌』	ぎさやまがアーゴ	ぎさやまとばんとやよ天からのめをとびアむ (ギサヤマとわたしは天から結ばれた夫婦であろうか)	かのびきやとめがとやよ上からのめをとびやアむ (かの男とこのメがは上 (天) からの夫婦であろうか)	
158	『宮古島 の歌』	池間のそぎアーゴ十四 首 一二五	天のちやうよ拝めばまい 上のちやうよをがめばま うワとちいどたうきヤアとちいど をかまれさまり	意味: 天の長を拝めども 上の長を拝めども あなたばかりが一人ばかりが 拝まれなされる	『宮古島 の歌』

資料10『南島歌謡大成IV 八重山篇』における「天」の用例表

『南島歌謡大成IV 八重山篇』における「天」の用例表						
歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典	
1	26	ニガイフ チィ	火の神送り〈昇天〉の 祝詞(石垣島石垣村)	十二月二十四日、びなかんがなしぬ、天かいぬぶりよーり、やーにんじゅ、 きないにんじゅぬ、一にんぬあいだぬ、しいよう、しぎま、いいくとう、や なくとうどう、天がなしかい、うーとうし、しーとーるびにち、で、にんぎ ん、びと一、しきうんゆー。(今日十二月二十四日に 火の神加那志が天に 昇りなさい 家人数(家族) 家庭人数(家族)の 一年間のやりかた 為 様 よいこと 悪いことを 天加那志(天帝)にお通ししなされる日だと 人 間 人は聞いております)		『八重山生 活誌』
2	26	ニガイフ チィ	火の神送り〈昇天〉の 祝詞(石垣島石垣村)	びなかんがなしん、みーの一し、しきの一し、しーとーりり、いいかたか い、みしやーそんやー、しされーとーりり、う天がなしとうぬ、つごーか けー、いーいおーでーり、しましとーりって、(略)(火の神加那志も 見直 し 聞き直ししなさって よい方に よいように申しあげなさり 御天加那 志(天帝)との都合がよく よい公事をすませなさって)		
3	27	ニガイフ チィ	びなかんがなしぬ 火の神の年頭(石垣島 石垣村)	びなかんがなしぬまい、う天がなしとうぬおーでーり、かいしまししよー り、いいくとう、むちよーりとーりったねーら、にはいゆー(火の神加那志 御天加那志との公事を立派におすませなさり よいことを持って来られまし たか ありがとうございます)		
4	60	ニガイフ チィ	すばんがーにかんふ ちい(願詞)(石垣島 宮良村)	てんぬかんがなすあみふしやぬやぬ(天の神加那志雨がほしい) たんでとうどうふかんぬまい どうでんすーさるてんがなすまい(どうかど うか 大神の前 どうぞ申し上げます天の神加那志前)		『宮良村山 崎御嶽』
5	70	ニガイフ チィ	波座間御嶽願い口(神 口)(竹富島)	一二 天なかび 真神 降りみそーる 大やん主やん(天の中空の真神が降 りなされる大親主親)		『竹富島 誌』
6	76	ニガイフ チィ	波利若御嶽願い口(神 口)(竹富島)	八 天たらし 雨たらし 降りみそーる 大やん主やん(天垂らし 雨垂ら しが降りなされる大親 主親)	雨たらし	『竹富島 誌』
7	79	ニガイフ チィ	清明御嶽願い口(神 口)(竹富島)	三 天さすばり 上さすばり 降りみそーる 大やん主やん(天さすばり 上さすばり(以上未詳)降りなされる大親 主親)	上さすば り	『竹富島 誌』p67
8	85	ニガイフ チィ	真知御嶽願い口(神 口)(竹富島)	一二 天中びてらす まーち 降りみそーる 大やん主やん(天中空を照ら す 真知る(神名)が降りなされる大親 主親)		『竹富島 誌』p69
9	87	ニガイフ チィ	火の神願い口(神口) (竹富島)	三 上天 しだかりおーる 火ぬ神加那志ぬ前(上天に 居りなされる火の神 加那志の前(火の神様))		『竹富島 誌』p70
10	94	ニガイフ チィ	東ばいざーし御嶽願い 口(神口)(竹富島)	七 天さすばり 上さすばり 降りみそーる 大やん主やん(天さすばり 上さすばり(以上未詳)に降りなされる大親 主親)		『竹富島 誌』 p72
11	102	ニガイフ チィ	弥勒願い口(神口) (竹富島)	一 天国 大國 ういやまとう たんやまとう はなぬみやく ばたりおー たる みんな加那志ぬ前(天国 大國 上大和 たん大和 花の都から 渡って来られた水納加那志の前)		『竹富島 誌』
12	106	ニガイフ チィ	火の神願い(正月四 日、十二月二十四日) (竹富島)	用心加那志ぬ前 上天加那志ぬ 御導兼ぬ神ぬ前 ○○家ぬ 家人中 家内 人中 御守りおうり(用心加那志の前 上天加那志の ウタイ金の神の前 (神名)○○家の家人数 家庭人数をお守りくださり )		『竹富島 誌』

資料10『南島歌謡大成IV 八重山篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
13	106 ニガイフ チイ	火の神願い〈正月四日、十二月二十四日〉(竹富島)	年通しぬ 吉事ゆ 招かし給うりていり 上天なおーり (年中のよいことを招かせてくださいとていって 上天にお行きなさり)		『竹富島誌』
14	110 ニガイフ チイ	十六日祭 (竹富島)	神成り 仏成りおーる 賢親祖先ぬ前 陰徳有りおーる 親大祖父ぬ前 天寿 年寿おーたる 親元祖ぬ前 鎮所元 墓所元 親祖ぬ 墓参りし 新年ゆ迎い (神になり 仏になっておられる賢い先祖さま 陰徳がありなさるご先祖さま 天寿 年寿なさった親元祖の前 鎮所元 墓所元 親元の墓参りをし 新年を迎え)		『竹富島誌』
15	110 ニガイフ チイ		親元祖ぬ 焼香し御上ば 受け取り給うりていり 八万八十里ぬ 上天 中辺なおーり (親元祖さまの焼香をしてあげますから 受けとってください 八万八十里の上天 中空にいらっしやり)		『竹富島誌』
16	113 ニガイフ チイ	清明祭 (竹富島)	神成り 仏成りおーる 賢親祖先ぬ前 陰徳有りおーる 親大祖父ぬ前 天寿 年寿おーる 親元祖ぬ前 四月ぬ あたらし 清明や 折目ぬ焼香 節ぬ焼香しおいすば 受取り給うり (神になり 仏になっていらっしやる賢い先祖さま 陰徳がありなさるご先祖さま 天寿 年寿ありなさるご先祖さま 四月の大事な清明祭は 折目の焼香 節の焼香をしてあげますから 受けとってください)		『竹富島誌』
17	124 ニガイフ チイ	七夕祭 (竹富島)	神成り 仏成りおーる 賢親祖先ぬ前 陰徳有りおーる 親大祖父ぬ前 天寿 年寿おーたる 親元祖ぬ前 (神になり 仏になりなさった 賢い先祖の前 陰徳がありなさる 親先祖の前 天寿 年寿なりなさった 親先祖の前)		『竹富島誌』
18	ニガイフ チイ		親祖父ぬ 力付きおいすば 後生ぬ 楽々とう 上天 中空までい 踏み通し 見おーりていり (親先祖の力をつけてくださったら あの世を楽々と 上天 中空までも踏みつけ 見て来られて)		『竹富島誌』
19	140 ニガイフ チイ	種取の願い (竹富島)	のうる天気 かい天気 給うらり (稔る天気 よい天候を恵まれ)		『竹富島誌』
20	152 ニガイフ チイ	再葬唱言葉〈洗骨供養の願い〉(竹富島)	釘箱船に 乗りおーる 親仏ぬ前 肉や 土とう とうき 血や 水とう とうき 骨や 石とう残り 魂や八万八千八百 八十里ぬ 上天 中坐なおーりていり (釘箱船に乗りなさる親仏の前 肉は土として溶け 血は水として溶け 骨は石として残り 魂は八万八千八百八十里の 上天 中空に行かれて)		『竹富島誌』
21	154 ニガイフ チイ	葬式弔い念仏経文 (竹富島)	魂や 上天中辺ぬ 八万八千八百八十里ぬ 上天門 極楽ぬ花ぬ上ぬ 神仏成り (魂は 上天中空の八万八千八百八十里の上天門 極楽の花の上の神仏となり)		『竹富島誌』
22	164 ニガイフ チイ	火の神の前の祈り (波照間島)	うちだにん まぎんだにん しおらばち しるみじや いしかまり とーかまり ゆるやしね むすやしね たばららおり (打ち種も 蒔き種もしておいたら 天から降る水は 五日廻り 十日廻りの 夜は降り 昼は降ってください)		「パティローマ」『思想』六一二号

資料10『南島歌謡大成IV 八重山篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
23	21	ジンムヌ お産の呪文（竹富島）	天福一本へときや 天福一本たつ雨や 嶽にんかからん 森にんかからん (天福一本〈未詳〉へ漕ぐと 天福一本に降る雨は 御嶽にもかかからない 森にもかかからない)		『竹富島誌』
24	26	ジンムヌ 病人の家に入る時の呪文（竹富島）	ふんばらかんばら天ぬ大王ぬ声事声 ふんばら かんばら 天の大王の声事		『竹富島誌』
25	38	ジンムヌ 乙女の呪文（竹富島）	天ぬ うらや玉や 玉ぬ水ぬ 吹かい 天のうらや玉は 玉の水が吹きかえり 流りけーり		『竹富島誌』
26	59	ユングドゥ 南風保多ふんたか（黒島）	庭な 出 天ぬ中 渡雲 見らりて見りばど / 天ぬ中 渡雲 / 長足人ぬ 畔越るにん / 高足人ぬ 畔越るにん / 越や越 座な座り居りば / 風生るんさ み / 上や仕出るんさみ (庭に出て 天の中を渡る雲とは見ると / 天の中を 渡る雲は脛長人が畔を越えるように / 足高人が田圃を越えるように / 越えに 越え坐りに坐っていると / 風が吹いてくるよ / 上 (天気・風) が吹いてくるよ)		『黒島民謡集』
27	8	ジラバ ていさがりじらば (石垣島川平村)	五 ヤー天ぬ声 大主ぬ声 やゆりば (ヤー天の声 大主の声で あるから		宮良安彦採録資料
28	135	ジラバ いんたりーでいらば (与那国島)	十六 天ぬ雨 ありばどう ゆまぬちいじい ありばどう (天の雨であるなら 夕方方の雨であるなら)		『八重山古謡』(下)
29	30	ユンタ ゆびが夕 (石垣島石垣村)	十四 てんにまふい なかびとぶ とるだき (天に舞う 中空に飛ぶ 鳥の ように)		『石垣村ゆんた集』
30	31	ユンタ 崎山ゆんた (石垣島石垣村)	一〇 天ぬ声 御主ぬ声 やるうりど (天の声 御主 (国王様) の声で あ りなさるので)		『石垣村ゆんた集』
31	46	ユンタ 南七つ星 (石垣島石垣村)	一 南七つ星どよ ヒヤ 天ぬあぢまいから 二 島うたいで で一ゆちやら ふんうたいで で一ゆちやら (南の七つ星 はねヒヤ 天の按司前から / 島を治めよと言われたが 国を治めよと言われ たが)		『石垣村ゆんた集』
32	47	ユンタ 北七つ星 (石垣島石垣村)	一 北七つ星どよ ヒヤ 天ぬあぢまいから 二 島うたいで で一ゆちやら ふんうたいで で一ゆちやら (北の七つ星 はねヒヤ 天の按司前から / 島を治めよと言われたが 国を治めよと言われ たが)		『石垣村ゆんた集』
33	48	ユンタ むりか星 (石垣島石垣村)	一 むりか星どよ ヒヤ 天ぬあぢまいから 二 島うたいで で一ゆちやら ふんうたいで で一ゆちやら (昴星がねヒ ヤ 天の按司前から / 島を治めよと言われたので 国を治めよと言われたの で) 三 う一ふでうきだるゆやんど はいと承諾した故に う一ふでうきだるつにやんど はいと承諾したわけで 四 島のま一上いから 島の真上から ふんぬなかと通ゆんど 国 (村) の中を通うよ 五 むぬ作るしゆうらば 農作をするなら むりか星みあてし 昴星を目当てにせよ		『石垣村ゆんた集』

資料10『南島歌謡大成IV 八重山篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
34	55 ユンタ	真乙姥ゆんた (石垣島石垣村)	四 しらびある 路から 明きていある 路から 五 按司添ゆ 拝みな 天添ゆ 拝みな (開通してある航路から 開けてある航路から/按司添(国王)を拝みに 天添(国王)を拝みに) 一〇 按司添ぬ 御果報や 天添ぬ みあふや 一一 昼や真頂 かめどうし 夜や真胸に うき通うし (按司添の御果報は天添の御果報は/昼は(頭の)真上に(手を)戴いて祈願して) 夜は真胸に(合掌の手を)置き続け)		『石垣村ゆんた集』
35	74 ユンタ	むりかぶしゆんた (石垣島大川村)	六 むりかぶしど ぶすどよー しまうたいで いじよーるだー 七 うーでうきだる ちにやんどよー てんあじぬ まいから 八 しまぬなかん とうしよるよー ふんぬなかん とうしよるよー (昴星が星がね 島を治めよと言われたので/はいと承知した故に 天の按司の前から/島の上を通しなさる 国<村>の上を通しなさる)		『第四回石垣市古謡大会パンフレット』
36	141 ユンタ	崎山ゆんた (西表島崎山村)	九 天ぬあみや かさかびどう ばんしい (天の雨は 笠をかぶって 防ぎ)		『八重山古謡』(下)
37	168 ユンタ	豊年祭の時の神歌 (小浜島) (3) くらまたが先に帰って来て踊るときの歌	一 ていんななつづすぬ うしぬとうきくんけー まちばんくーぬ さとうや うむいぬふかさ (天七つ星の 丑の刻が来るまで 持っても来ない 里は思いが深い)		「八重山諸島におけるいわゆる秘密結社について」『沖縄学の課題』
38	175 ユンタ	にーういぬゆんた (竹富島)	七 直るおすき給らるかいおすき給らる (好天を下さい よい天気を下さい)		上勢頭亭採録資料
39	187 ユンタ	くまならしゆんた (竹富島)	七 天ぬ雨 うているしじ やゆりどう 八 笠とうり 蓑とうり はんさり (天の雨 落ちる粒<雨>だったら/笠を取り 蓑を取り はずせる)		上勢頭亭採録資料
40	197 ユンタ	うずら一まゆんた (竹富島)	三 天 雨ぬ 給うられ ういぬ雨ぬ たぼうられ 四 あらし火や 消やーいき うずら一まや 命買い 五 天 雨ぬ うんぎや うたぐいや うんぎくい 六 くんがまーや うずら一まや さにさし (天の雨が給われ 上の雨が給われ/荒い火は消えていき 鶉は命を買い/天の雨の恩義は 歌声は恩義の声/卵は生まれせく孵化させ) 鶉は嬉しくして)		上勢頭亭採録資料
41	207 ユンタ	むりか星<ゆんた> (竹富島)	一 むりか星 星どうよう ササ 天ぬ按司ぬ前からく うーふて 承きたる故とう うーふて うきたる因とうく (昴星 星がね ササ 天の按司様から はいと 承諾した故に はいと 承けた故に) 二 島ぬ真上からく 真上から 通んど ササ 天ぬ中 通んどく 物作るしゆらば むりか星ゆ 見当しく (島の真上から 真上から通うよ ササ 天の中を通うよ 物作りをするなら 昴星を 目当てにせよ)		上勢頭亭採録資料
42	67 節歌	白鳥節	一夏の水なふたけ、呑ふしやくあれとん 二天の星なをたけ、くびそりて読とん 三浜真砂なをたけ、千年おき読とん 四里かことわすらゝん (夏の水はどれほど 飲みたくあっても 天の星はどれほど 首をそらして数えても 浜の真砂はどれほど 千年間おいて数えても あなたのことが忘れられない)		八重山島歌節寄
43	68 節歌	つんたら節	一〇 天かはらの、ひさめふる、おやき星ていそかや 十一 ならほれば定めふれ いかよんでと、すかりる (天の河原が隔てなさる ウヤキ星というのは/自分のほれ<相手か>を定めなさり 行き会うと聞かれている)		
44	1 節歌 (補遺)	天加那志節 (石垣島新川村)	一 天加那志御用ぬ 二十舛ぬ美布/勢頭舟子揃るてい 洗濯ゆ しゃびん (天加那志<首里王>の御用の 二十舛の美布/主任 補佐役が揃って 洗濯をします)		『八重山民謡誌』

資料10『南島歌謡大成IV 八重山篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
45	2 節歌	石垣布晒節 (石垣島石垣村)	一 天加那志御用ぬ 二十舛ぬ 美布／わたした女童ぬ 拝んでい むぬ (天加那志<首里王>の御用の 二十舛の美布よ／吾等乙女の いただいたもの)		『八重山民謡誌』
46	3 節歌	登野城布晒節 (石垣島登野城村)	中踊 (布晒節) 一 天加那志 御用ぬ 二十舛ぬ 美布／今日ぬ ゆかる日に 美布 晒らさ (天加那志<首里王>のご用の 二十舛の美布／今日の吉き日に 美布を晒そう)		『八重山民謡誌』
47	10 節歌	桴海布晒節 (石垣島桴海村)	三 天加那志御恩義 うやき世ば給ばられ 四 天加那志御用ぬ 二十舛ぬ御布 五 清水に洗らてい 押しすぶていからや (天加那志<首里王>の御恩義で 富貴の世をいただき／天加那志の御用の 二十舛の御布／清水で洗って 押し絞ってからは)		『八重山民謡誌』
48	18 節歌	かみく節 (石垣島白保村)	一 天ぬ星ぶしや 皆が上に照る そのまんざい照るゆる 二 くがに星々や ばぬが上に照ゆる (天の星々は 皆の上に照る ソノマンザイ照る／黄金の星々は 私の上に照る)		『八重山民謡誌』
49	46 節歌	仲本布さらし (黒島)	二 天主御用布 二十誂の御用美布 清水に洗て 押絞てからや 照太陽に乾やて 手並しやびら (天加那志<首里王>の御用布の二十舛の御用の美布は 清水で洗ってお絞ったからには 照る太陽に乾して 手で均らしましょう)		『黒島民謡集』
50	16 トゥバラーマ	トゥバラーマ大会歌詞 (石垣島)	八〇 天からど うらとばんとや 夫婦なりで いちけたばる 八一 天ぬ頂上だき 親ぬぶんじ 言葉ぬ数々 なまど思うり 八二 天ぬ星だき かなしやまうるぬ 肝ぬさだみや うらどうらみ 八三 天ぬ星だき歌 数ありど んぞさーかぬさや とばらま歌んが (天からあなたと私とは 夫婦になれと言いつけなさる 天の頂上ほどの親の恩義 言葉のかずかずは今が思える 天の星の数ほど愛しい者がいるが 心に定める者はあなた一人だ 天の星の数ほど歌数はあるが 最もいい歌はトゥバラーマ歌である)		第三回から第十二回「トゥバラーマ大会」歌詞パンフレット
51	8 口説歌謡	鳩間口説<鳩間島>	<囃子> いやいや うすーめーで／かるまき うらりてい／うやく ちよーでー とうじっくわ やしなてい／むらとうん わぶくに／わらぶとうしゆり／くわん くわー うどうくぬ／むじきな むぬさみ／んぞさそーりば／ていんぬみぐみぬ／うやきはんじょうー／あらしみせゆさ／なまぬ はやしに／くどうき ゆみゆみ (イヤイヤ 御主前で／寄り集まっていて／親子 兄弟／妻子を養って／村中と和睦に／童子年寄り／クワンクワン男の／無邪気な者よ／可愛がれば／天の恵みの／裕福繁昌を／あらしめなさるよ／今の囃子に／口説を詠め詠め)		大城学採録資料

資料10『南島歌謡大成IV 八重山篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
52	13 口説歌謡	竹富口説 (竹富島)	(囃子) いやいや/天ぬ恵ん 神の御蔭ん/重々様々 叶てい見ちや りば/ありが礼儀や 老てい若さん 好/める/踊り狂言 歌や三味線/種 子取祝ぬ 面白むんさみ/今ぬはやしに 口説 読み読み (イヤイヤ/天の 恵みも神の御蔭も/重ね重ねいろいろ叶てみると/その礼儀には老いも 若きも仕組んだ/踊り狂言 歌や三味線/種子取り祝いの面白いことよ/今 の囃子で口説を詠め詠め)		上勢頭亭採 録資料
53	14 口説歌謡	黒島口説 (黒島)	二 村の有様 ながむれば/天ぬ四宿に かたどりて/千代も豊に 良遊ぶ (村の有様を眺めると/天の四宿にかたどって/千代も豊かに民遊ぶ)		『黒島民謡 集』
54	1 念仏歌謡	七月念仏 (石垣島大浜 村)	二 東にむかゆていー 経文読み/書きたーるー経文やー 父がたみ/読 むーたるー経文やー 母がたみ 三 六十や六ふにー 書きたていてい/七 十や七夜に 読んあーぎてい/天ぬよーなーかびまでん うしやぎむき (東 に向かって経文を読み/書いた経文は父のため/読んだ経文は母のため/六 十は六日に書きたてて/七十は七夜に読み上げて/天のね 中空までもさし 上げるもの)		『黒島民謡 集』
55	5 念仏歌謡	無蔵念仏 (小浜島)	一七 母親ぬ御恩や なみらるぬ 一八 我が年ゆみよりば みたりとも 一九 我が年十や二十ゆ ながれとも 二〇 親ぬ御恩や 思わらん 二一 母親ぬ御恩や なみららん 二二 我が親ぬ三年星ゆ ながれとも 二三 母親天星ゆ みたれとも 二四 日たとぬ下がらば きどに立ち 二五 ゆ た一日ぬ明らば ちじに立ち (母親の御恩は普通ではない/私の年を数えて みても/私の年が十歳や二十歳を流れても/親の御恩は思われる/母親の御 恩は語られる/私の親の三年星をながれても/母親の天星をみても/日もと <太陽>が下がると門に立ち/ゆた日<夕星>が明けると頂立ち)		『小浜島民 謡集』
56	10 念仏歌謡	大和ぬやまさじ (小浜 島)	一七 五ぬわらびぬ 読むくとね 一八 七ぬわらぶぬ 一九 天にうがまり る ちきだんしゅ 二〇 たた山白雲ば 宿ばかり 二一 大和ぬやま (ぶ) さじ 宿やねぬ 二二 たいかかぬやまびんがすい 宿ねぬ (五歳の童 の言うことが/七歳の童の言うことは/天に拝める月のようだ/たた山白雲 を宿に借り/大和の山さ (ぶ) じ宿はない/たいかかの山びんがすい宿はない)		『小浜島民 謡集』
57	18 念仏歌謡	園山念仏 (竹富島)	九 此処うてい 太陽入らし 夜かきてい 道や薙し 石枕 一〇 天や幕し 此処泊り 親ぬ為とうむてい 此処泊る 一一 尊重なる徳目や 親ぬたみどうなる 南無阿弥陀仏 (此処で太陽を入 らせ 夜になって/道を薙にして石枕で/天を幕にして此処に泊まり/親の 為とって此処に泊まる/尊重な徳目は親の為になる/南無阿弥陀仏)		上勢頭亭採 録資料
58	4 雨乞いの歌	雨乞い歌 (石垣島大浜 村)	一 雨欲しやぬか なりば 二 水欲しやぬか なりば 三 山々ぬ 神がな し 四 本々ぬ 神がなし 五 天ぬみや 登りようり 六 上ぬみや 登り ようり 七 五くむりぬ ある水 八 七くむりぬ ある水 九 大浜村上 一〇 黒石村上 一一 どうりどうりし 給ぼらる 一二 ぞうりぞうりし 給 ぼらる (雨が欲しくてたまりません/水が欲しくてたまりません/山々<御 嶽御嶽>の神加那志/元々の神加那志/天の庭に登りなさい/上の庭に登り なさい/五小堀のある水/七小堀のある水/大浜村の上に/黒石村の上に/ ドウリドウリと (雨を) ください/ゾウリゾウリと (雨を) ください)	六 や	『八重山小 話』

資料10『南島歌謡大成IV 八重山篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
59	10 雨乞いの歌	雨乞い歌 (小浜島)	二一 てんみいなが あるあみ 二二 ういみいなが あるみず 二三 五ふくろ とりあき 二四 七ふくろ とりあき 二五 ちりくむや あみなし 二六 ないふもや みじなし 二七 ならたきぬ ういから 二八 よならたきぬ ういから 二九 雨むようば くぬみわり 三〇 みじむようば くぬみわり 三一 ばがくもうま 上なんが 三二 なかすにぬ 上なんが 三三 にかぬ夜ぬ ゆるから 三四 ゆすぬゆうぬ にあから 三五 ぞうるぞうるし たぼうり 三六 さらさらし たぼうり (天の庭にある雨/上の庭にある水/五袋をとり開け/七袋をとり開け/白雲は雨にして/乗り雲は水にして/ナウラ嶽の上から/与那良嶽の上から/雨模様を作りなさい/水模様を作りなさい/我が小浜島の上に/仲宗根(小浜島の異称)の上に/今夜の夜の夜から/夜去り夜の夜から/ゾウルゾウルと(雨を)ください/サラサラと(雨を)ください)		『八重山小話』
60	18 雨乞いの歌	明宇底御嶽の雨乞 (波照間島)	一七 天が上が 昇りおり 雨ゆ給ぼり 一八 波照間島ぬ上が 昇りおり 雨ゆ給ぼり (天の上に昇りなさい 雨を下さい/我が波(波照間)の上に昇りなさい 雨を下さい)		『竹富町誌』
61	1 補遺	こいにや (石垣島四ヶ村)	九 首里天の ねかいや 按司すいの ねかいや 「やゑんきてみおかまい」 一〇 ひるや まつづにかみ よるや まむねうけ 「やゑんきてみおかまい」 一一 百さよの ねかいは もゝて餘 ねがいは 「やゑんきてみおかまい」 (首里天(加那志)の願いは/按司添<王様>の願いは/昼は真頂に戴き/夜は真胸に請け/百歳世の願いは/百年世の願いは)		『南島』第一輯
62	2 補遺	あやこ (石垣島四ヶ村)	九 首里みやもの 積おやせ 天みやもの おしやけて 一〇 おんからと始やる 又からと みちあけやう (首里への貢物を積んで/天加那志への貢物を押し浮けて/それから始まった/それから道が開けられた)		『南島』第一輯

資料11 『南島歌謡大成V 奄美篇』における「天」の用例表

『南島歌謡大成V 奄美篇』における「天」の用例表						
歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典	
1	4	オモリ・ク チ・タハブエ	朝起床最初の祓クチ (大島名瀬市大熊)	一 てんじく あまのかわの(天竺 天の川の) 二 みずの はちを むらいあげて(水の初を貰いあげて) 三 あさちやの はちを むらいあげて(朝茶の初を貰いあげ) 四 げし たしかり むらよろろ(下仕〈庶民〉助かり(加護)を貰いう けさせください) 五 とうとがなし(尊貴加那志〈尊厳の語〉)		亀井勝信 採集資料
2	7	オモリ・ク チ・タハブエ	天狗神祀のクチ(大島名 瀬市大熊)	三一 三十三てんぬ(三十三典の) 三十二 てんぐぬかみ(天狗の神) 三三 うがみたてまつろう(拝み奉るのは)		亀井勝信 採集資料
3	7	オモリ・ク チ・タハブエ	天狗神祀のクチ(大島名 瀬市大熊)	四五 三十三てんの(三十三典の) 四六 てんぐのかみさまぬ(天狗の神様の) 四七 おまつりしられて おせりよる(お祭りをしてさしあげます)		亀井勝信 採集資料
4	8	オモリ・ク チ・タハブエ	祭日のクチ(大島名瀬市 大熊)	六 てんぢく あまのかわの(天竺 天の川の) 七 みずぬ はち もりよて(水のお初〈裾分〉貰いました) 八 ねりあわしよたる(練り合しましたる)		亀井勝信 採集資料
5	9	オモリ・ク チ・タハブエ	大工神祀のクチ(大島名 瀬市大熊)	四 あまのかわわたて(天の川を渡って)	五 ななさく ばこえて(七 砦をば越え て)	亀井勝信 採集資料
6	11	オモリ・ク チ・タハブエ	大工のデエ〈御礼〉クチ (大島名瀬市大熊)	六 てんじく あまのかわの(天竺 天の川の) 七 みずのはち もれあげて(水の初貰いあげて) 八 ねりあわそうたる(練り合しました)		亀井勝信 採集資料
7	13	オモリ・ク チ・タハブエ	家普請の材木に着手前の クチ(大島名瀬市大熊)	四 あまのかわわたて(天の川渡って)	五 ななさく ばこえて(七 砦を越えて)	亀井勝信 採集資料
8	15	オモリ・ク チ・タハブエ	家普請竣工御礼クチ(大 島名瀬市大熊)	六 てんじく あまのかわの(天竺 天の川の) 七 みずのはちもれあげて(水の初貰いあげて) 八 ねりあわそうたる(練り合しましたる)		亀井勝信 採集資料
9	16	オモリ・ク チ・タハブエ	風邪クチ〈焼酎を用いる ときのクチ〉	三 てんざし あまざしの(典差 天差の)		亀井勝信 採集資料
10	17	オモリ・ク チ・タハブエ	風邪クチ〈水を用いると きのクチ〉(大島名瀬市 大熊)	三 てんざし あまざしの(典差 天差の) 九 うてんど きよらばさやま(御天道清らかな芭蕉山)		亀井勝信 採集資料
11	18	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタに用いられる祓いグ チ(大島名瀬市)	二五 てんち ちぜんこうのかみ(天地 慈善焔の神) 二六 おがみたてまつり(拝み奉り) 六八 てんち じぜんこうのかみに(天地 慈善焔の神 に) 六九 うけわたせば(受け渡せば) 七六 おてんとう ねりやのじよごのかみ(天道 ネリヤ 〔海神〕の女護の神) 七七 うがみたてまつらば(拝み奉れば)		亀井勝信 採集資料
12	19	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホソシ〉に用 いられるゴソナガレ(大 島名瀬市)	三〇 てんぢばなばさかせ(天時花〈デイゴの花〉咲か せ)	三一 四十九 ばなさかせ (四十九花咲 かせ)	亀井勝信 採集資料

資料11 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典	
13	19	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホゾン〉に用いられるゴソナガレ (大島名瀬市)	三二 てんおばなとてこ (天時花取ってこう)	三三 四十九 ばなとてこ (四十九花 取ってこう)	亀井勝信 採集資料
14	20	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホゾン〉に用いられるパサンナガレ (大島名瀬市)	六 おてんと きよらばさやまば (お天道清ら (美しい) 芭蕉山を)		亀井勝信 採集資料
15	20	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホゾン〉に用いられるパサンナガレ (大島名瀬市)	一四四 おてんとうに とびあがり (お天道に飛び上がり)	一四五 おて んとう とび あがりみそう れば (お天道 飛び上がりま したら)	亀井勝信 採集資料
16	20	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホゾン〉に用いられるパサンナガレ (大島名瀬市)	一九一 おてんとうに (お天道に) 一九二 りょうてをささげて (両手を捧げて) 一九三 おてんとうから (お天道から)		亀井勝信 採集資料
17	20	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホゾン〉に用いられるパサンナガレ (大島名瀬市)	一九三 おてんとうから (お天道から)		
18	20	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホゾン〉に用いられるパサンナガレ (大島名瀬市)	二〇三 おてんとうまで (お天道まで) 二〇四 いりあがりとたん (射り上りました)		亀井勝信 採集資料
19	20	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホゾン〉に用いられるパサンナガレ (大島名瀬市)	二三二 またおてんとうに (またお天道に) 二三三 てをささげたら (手を捧げたら) 二三四 おてんとうから (お天道から)		亀井勝信 採集資料
20	20	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホゾン〉に用いられるパサンナガレ (大島名瀬市)	二三四 おてんとうから (お天道から)		
21	20	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホゾン〉に用いられるパサンナガレ (大島名瀬市)	二四一 おてんとうに かけあがり (お天道にかけあがり)		亀井勝信 採集資料
22	20	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホゾン〉に用いられるパサンナガレ (大島名瀬市)	二四二 おてんとうに かけあがり とりみそうれば (お天道にかけあがり お取りになりましたら)		亀井勝信 採集資料
23	20	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホゾン〉に用いられるパサンナガレ (大島名瀬市)	二四三 おてんとうの かみがみさまが (お天道の神々様が)		亀井勝信 採集資料
24	20	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホゾン〉に用いられるパサンナガレ (大島名瀬市)	二五一 てんじばなさかし (天時花〈デイゴの花〉咲かせ	二五二 四十 ばなとてこと (四十花取っ てこいと)	亀井勝信 採集資料
25	20	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホゾン〉に用いられるパサンナガレ (大島名瀬市)	二五七 でんじばなとり (天時花をとり)	二五八 四十 ばなもと (四十花もと り)	亀井勝信 採集資料
26	20	オモリ・ク チ・タハブエ	ユタ〈ホゾン〉に用いられるパサンナガレ (大島名瀬市)	三一三 あまぐたり とりみそうたん (天下りお取りなされた)		亀井勝信 採集資料
27	21	オモリ・ク チ・タハブエ	今里祝女オモリ (大島大和村今里)	七 おてんじんさま (お天神様)	六 きいやで えは どべん てんさま (喜 界岳は御弁天 様)	亀井勝信 採集資料

資料11 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典	
28	21	オモリ・ク チ・タハブエ	今里祝女オモリ (大島大 和村今里)	五七 びしやもんでんのかみ (毘沙門天の神)		亀井勝信 採集資料
29	21	オモリ・ク チ・タハブエ	今里祝女オモリ (大島大 和村今里)	七一 しちやのてんじんしゃ (しちやの天神社)		亀井勝信 採集資料
30	29	オモリ・ク チ・タハブエ	うぶつ神	四 ていんぬ さしは うきいてい (天ざしの斎矢をうけて)		
31	33	オモリ・ク チ・タハブエ	のろぐち	八 あままきょうが うせさる (たまきょう〈天の神〉が そのように 教え給うたのです)	七 くめや たか うせさ る (米は誰が そのように (作るよう に) 教えた のか)	
32	39	オモリ・ク チ・タハブエ	みしやくのタハブエ (2) (大島瀬戸 内町 木慈)	五 また てんじんさま (また、天神様)		
33	39	オモリ・ク チ・タハブエ	みしやくのタハブエ (3) (大島瀬戸 内町 木慈)	二四 ちゅーていん かんさまとう (同じ天の神様と) 二五 とーとがなし (とーとがなし)		
34	39	オモリ・ク チ・タハブエ	みしやくのタハブエ (4) (大島瀬戸 内町 木慈)	三四 ていんとがでい (天まで) 三五 どうゆみゆんがねいしぬ (とよむように) 三六 おねがいしりやれいてい うえーしょーしが (お願 い申し上げますので)		
35	39	オモリ・ク チ・タハブエ	みしやくのタハブエ (5) (大島瀬戸 内町 木慈)	四二 ていんと うがでいん (天までも) 四三 どうゆまれいんぐねいし (とよみわたりますよう に)		
36	42	オモリ・ク チ・タハブエ	神のタハブエ (大島瀬戸 内町武名)	九五 おていんとさま (天の神様) 九六 ききとうどうきいてい (おききとどけ) 九七 くれいていたぼうち (下さいまして)		
37	51	オモリ・ク チ・タハブエ	生れ語れ	九四 ていだやぐれい とうどうきゆんどー (天までとど くよ) 九五 あまやぐれい とうでいきゆんどー (天までとど くよ)		
38	52	オモリ・ク チ・タハブエ	思いぬ松金 (1)	四四 ていぬなかふい とうぶとうり (天の中辺を飛ぶ鳥 の) 四五 かたはんげえ いりうとうし (片羽を射落し)		
39	52	オモリ・ク チ・タハブエ	思いぬ松金 (1)	七四 うていんと のぼせてい (天に上せて)		
40	52	オモリ・ク チ・タハブエ	思いぬ松金 (1)	七五 うていんとぬ あまたなんじ (天の神が遠い所に) 七六 うとうしくわや をうらん (落し子はいないか) 七七 なさるくわや をうらん (生んだ子はいないか (たずねさせた))		

資料11 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
41	52 オモリ・ク チ・タハブエ	思いぬ松金 (1)	九二 ていだやぐれい (天まで) 九三 どうどうきゅんど (とどくよ) 九四 あまやぐれい (天まで) 九五 どうでいきゅんど (とどくよ)		
42	53 オモリ・ク チ・タハブエ	思い松金 (2) (地名)	三八 ていぬなかぶえ とぶとうり (ぬ) ((矢は)天空を 飛ぶ鳥の 三九 かたはんげ いりうとうせ (片羽を射落し(てしま う素晴らしい腕前で))		
43	53 オモリ・ク チ・タハブエ	思い松金 (2) (地名)	九四 うていん のぼせていよ (天にのぼせて)		
44	53 オモリ・ク チ・タハブエ	思い松金 (2) (地名)	九五 うていんぬ あまたなんぜ (天の神が遠くに) 九六 うとうしくわや をうらんなよ (落し子は しな かったか(とたずねまわった)) 九七 かねぬまたらぶいや (かねのまたらべは)		
45	53 オモリ・ク チ・タハブエ	思い松金 (2) (地名)	九八 ていんから さげうるせ (天からさげおろし(の神 の子だから))		
46	53 オモリ・ク チ・タハブエ	思い松金 (2) (地名)	一〇八 わばにも (天上にも) 一〇九 どうでいけんどう (とどきますよ)	一〇六 てい だや(ていだ や) 一〇七 どう でいけんどう (とどきます よ)	
47	54 オモリ・ク チ・タハブエ	もとのこで (地名)	一 あーとーとー (アートルト) 二 まださりんそんがなし (天高くいらっしやる神様)		
48	54 オモリ・ク チ・タハブエ	もとのこで (地名)	三 てんぬ ざし (天の指し神)	四 わをの ざし(私の指 し神(であ る))	
49	54 オモリ・ク チ・タハブエ	もとのこで (地名)	五 てんぬ あざらがなし (天の鮮けき神様)	六 いりきわ りがなし(い りきわり神 様)	
50	55 オモリ・ク チ・タハブエ	あられふずんさかし (1)	八 ていんちもり あまてい(天の柱をまわって)	九 あまやぐ れい まわ てい(天屋を まわって)	
51	55 オモリ・ク チ・タハブエ	あられふずんさかし (1)	三〇 あまやぐれい あけてい(天屋を開けて)	三一 ていん ちもり あけ てい(天の柱 を開けて)	
52	56 オモリ・ク チ・タハブエ	ふず祝いさかし (2) (大島)	三 てんぬざし ゆいほぞんが (天ざしのゆいほぞんが) 四 くらんぬはま うれいてい (くらの浜におりて) 五 ましるはま うれいてい (真白浜におりて)		
53	56 オモリ・ク チ・タハブエ	ふず祝いさかし (2) (大島)	一五 てんざしぬ ゆいほぞん (天ざしのゆいほぞん) 一六 うしはたちあしてい (白のはたに据えて) 一七 きねはたち あしてい (きねのはたに据えて)		

資料11 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典	
54	56	オモリ・ク チ・タハブエ	ふず祝いさかし (2) (大島)	二九 てんち とうゆでい (天地にとよんで) 三〇 あまやぐ れい うるそ (天屋までとどかせよう)		
55	58	オモリ・ク チ・タハブエ	新神さかし (4) (大島)	三 いちぬていんば あけてい (一の天を開けて)	四 ななぬ ていんば あ けてい (七の 天を開けて)	
56	58	オモリ・ク チ・タハブエ	新神さかし (4) (大島)	四 ななぬていんば あけてい (七の天を開けて)		
57	58	オモリ・ク チ・タハブエ	新神さかし (4) (大島)	七 いちぬていんば あけてい (一の天を開けて)	八 ななぬ ていんば あ けてい (七の 天を開けて)	
58	58	オモリ・ク チ・タハブエ	新神さかし (4) (大島)	八 ななぬていんば あけてい (七の天を開けて)		
59	58	オモリ・ク チ・タハブエ	新神さかし (4) (大島)	一九 てんぬ さしだち (天ざしの子) 二〇 おもいまつがね (おもいまつがねを) 二一 おがんたていてい (拝み立てて)		
60	58	オモリ・ク チ・タハブエ	新神さかし (4) (大島)	四六 ていんから まくだりぬ うまや (天からまっすぐ 下った馬は)		
61	58	オモリ・ク チ・タハブエ	新神さかし (4) (大島)	六二 ていんぬさしだし (天つ神の子) 六三 おもいぬまづがね (おもいのまづがねを) 六四 おがみたていてい おせりようらば (拝み立ててあ げますので)		
62	59	オモリ・ク チ・タハブエ	浴 水ね祭り (大島)	二 まださりんそんがなし (天高くいらっしやる神様) 三 てんの ざし (天指しの) 四 わをの ざし (わが上をさし給う)		
63	59	オモリ・ク チ・タハブエ	浴 水ね祭り (大島)	五 ていんの あざらがなし (天のあざらかな神様)		
64	61	オモリ・ク チ・タハブエ	朝祭り (2) (大島)	一〇 てんちく (てんちく (天の)) 一一 あまのかわの (天の川の) 一二 むじぬはち (水の初を)		
65	62	オモリ・ク チ・タハブエ	朝まぶり (大島)	三 ていんちく (天ちく (天の)) 四 あまぬかわぬ (天の川の) 五 むいずいんはち (水の初を) 六 もれあぎいていよ (もらい上げて)		
66	63	オモリ・ク チ・タハブエ	朝日なんがなし (大島)	一 うてん あまたからよ (天の彼方から (おろされ て)) 二 あをば だれだれとう (青葉もたれだれと) 二四 あまじら もたされてい (天面を持たされて)		
67	65	オモリ・ク チ・タハブエ	三年祭り (2) (大島)	一九 うていん あまた のぼせてい (天の彼方に上せ て) 二〇 ていだぬわりかねが (ていだのわりかねが ) 二一 うくじみそろべてい (うくじみをそろえて)		

資料11 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
68	66 オモリ・ク チ・タハブエ	三年祭り (3) (大島)	二五 うていん あまた のぼていよ (天の彼方に上つて) 二六 ていだぬわりかねが (太陽のわりかねが) 二七 うくじ みそろべていよ (うき地をみたてて)		
69	67 オモリ・ク チ・タハブエ	五か年祭り (大島)	三 ていんぬ ぞうば あけてい (天の門を開けて) 四 いちぬ させば あけてい (一の錠を開けて) 五 ななぬ させば あけてい (七の錠を開けて)		
70	67 オモリ・ク チ・タハブエ	五か年祭り (大島)	九 あまのいわ あけられいてい (天の岩 (戸) を開けられて)	八 きんぬはしご かけられいてい (金の梯子を掛けられて)	
71	67 オモリ・ク チ・タハブエ	五か年祭り (大島)	一〇 あまのいしぶえ そらわし (天の石笛揃えて) 一一 あまのなり だいこ ひびかし (天の鳴り太鼓を響かせて)		
72	67 オモリ・ク チ・タハブエ	五か年祭り (大島)	一二 ていんから くだる (天から下った) 一三 かねまたらべや (かねのまたらべ (太陽の子) は)		
73	68 オモリ・ク チ・タハブエ	十年祭り (大島)	一 ていだぬ わりかね (ていだのわりかね (太陽の子)) 二 ていんざしぬ ゆいほぞんが (天指しの ゆいほぞんが)		
74	68 オモリ・ク チ・タハブエ	十年祭り (大島)	七 ていんざし ゆいほぞ (天指しの ゆいほぞんが)		
75	77 オモリ・ク チ・タハブエ	火の神祭り (1) (大島)	二 ていんちく あまのかわぬ (天にとどく天の川の) 三 むいずいぬはち (水の初を (捧げて)) 四 おがんとていまつる (拝みたてまつる)		
76	77 オモリ・ク チ・タハブエ	火の神祭り (1) (大島)	八 ていんざしゆいきよらが (天ざしの美しい神が)		
77	77 オモリ・ク チ・タハブエ	火の神祭り (1) (大島)	一四 うていん あまた のぼてい (天の彼方におのぼりになって)		
78	77 オモリ・ク チ・タハブエ	火の神祭り (1) (大島)	二七 あまだれてい (おいしい黍を作って) 二八 ななぬていん うさげろ (七の天に差し上げます (ので)) 二九 うきいとうりんそれい (お受け取り下さい)		
79	78 オモリ・ク チ・タハブエ	火の神祭り (2) (大島)	一三 しじきよらさ (その美しさ) 一四 ていだやぐれい (天まで) 一五 どうどうかしんそし (とどかして下さい)		
80	78 オモリ・ク チ・タハブエ	火の神祭り (2) (大島)	一六 あまやぐれい (天まで) 一七 どうどうかしんそし (とどかして下さい)		
81	88 オモリ・ク チ・タハブエ	大工の神グチ (1) (大島)	てのましらべ (天の真しらべ (のろの神名))		

## 資料11 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
82	90	オモリ・ク チ・タハブエ しほんばしら た 四本柱立て (大島)	一六 たかまがはらに (高天原に) 一七 とどまれたるきすく (とどまれたるきすく)		
83	92	オモリ・ク チ・タハブエ 家の完成祝い (大島)	一 てんじくから はじむえたる (天竺から始まった (神))		
84	93	オモリ・ク チ・タハブエ かみ ぼら 神ぬ祓いグチ (大島)	一 てんの あまのかわに (天の天の川に) 二 はじまたる むじ (始まった水)		
85	102	オモリ・ク チ・タハブエ しんぼ 膳祓れグチ (1) (大 島)	一 じんぶえさま (配膳の神様) 二 じんぶえさま (配膳の神様) 三 てんたるが (天太郎が)		
86	102	オモリ・ク チ・タハブエ しんぼ 膳祓れグチ (1) (大 島)	六 てんたる (天太郎)	七 さねんた ろが (さねん 太郎が)	
87	103	オモリ・ク チ・タハブエ しんぼ 膳祓れグチ (2) (大島 竜郷町秋名)	七 ていんたろう (天太郎) 八 さねんたろうが (さねん太郎が)		
88	104	オモリ・ク チ・タハブエ もろ 戻しグチ (大島)	一 うていん はる めじや (天から走る水 (流れ落ち る水) は)		
89	104	オモリ・ク チ・タハブエ もろ 戻しグチ (大島)	二 うていん あまやみちば (天のはるかな道を)		
90	104	オモリ・ク チ・タハブエ もろ 戻しグチ (大島)	四 うていん はるめじや (天から流れ落ちる水は)		
91	104	オモリ・ク チ・タハブエ もろ 戻しグチ (大島)	五 うていん はるめじやのしたに (天から流れ落ちる水の 下に)		
92	128	オモリ・ク チ・タハブエ かざほ (2) (大島瀬戸 内町武名)	一 このみずは どのの みずか (この水はどこの水か) 二 うぶつ ななさく (天の七迫) 三 ななもとから (七もと (七つの源泉) から) 四 はっしてくる (発してくる)		
93	130	オモリ・ク チ・タハブエ かざほ (4) (大島瀬戸 内町木慈)	一〇 ていんとうぬ かみさまん (天の神様でも)		
94	130	オモリ・ク チ・タハブエ かざほ (4) (大島瀬戸 内町木慈)	一一 ていんとうぬ かみさまなさん (天の神様にはさせ ない)		
95	165	オモリ・ク チ・タハブエ 魂つけのタブエ (大島 竜郷町秋名)	二七 とうんじやし ゆいほぞん (天指しのゆいほぞん) 二八 とうんじやし ゆいきゅらが (天指しのゆいきゅら が)		
96	169	オモリ・ク チ・タハブエ 家の祈祷 (2) (大島)	一 わがみは てんの (わが身は天の) 二 ひとつぶし (一つ星)		
97	169	オモリ・ク チ・タハブエ 家の祈祷 (2) (大島)	五 たかまがはら (高天原) 六 たけやまの なすび (竹山のなすび)		
98	170	オモリ・ク チ・タハブエ すう祓れ (3) (大島)	一四 たかまがはらに (高天原に)		
99	179	オモリ・ク チ・タハブエ 涙ず願 (1) (大島)	一 てんざしぬ ゆいほぞんが (天ざしの勝れほぞんが) 二 くらんぬ はまうれいてい (くらんの涙において)		

資料11 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表

	歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典	
	100	180	オモリ・ク チ・タハブエ	浜ずう願 <sup>ぐわん</sup> (2) (大島)	三 ていんぬざし ゆいほぞんが (天ざしのゆいほぞんが) 四 くらんぬはま うれいてい (くらの浜におりて)		
	101	180	オモリ・ク チ・タハブエ	浜ずう願 <sup>ぐわん</sup> (2) (大島)	二五 ていんぬざし ゆいほぞんが (天ざしのゆいほぞんが) 二六 てのら うさげえりよんかな (手のひらを捧げますので) 二七 うく じけ むりよんかな (大肴を盛りますので)		
	102	180	オモリ・ク チ・タハブエ	浜ずう願 <sup>ぐわん</sup> (2) (大島)	二八 うていと あまた のぼてい (天の彼方に上って) 二九 ていだやぐれい (太陽屋まで) 三〇 どうどうかしんそし (とどかして下さって) 三一 あまやぐれい (天屋まで) 三二 どうどうかしんそれい (とどかして下さい)		
	103	216	オモリ・ク チ・タハブエ	神迎への歌	五 てんの、みよこ、かなし (天のみよこかなし)	四 わ、うふしゆ、かなし (吾が大主かなし)	茂野幽考 『奄美民謡註解』
	104	217	オモリ・ク チ・タハブエ	神送りの歌	二七 さら、てん、みなと (新天、港)	二八 さら、てん、とまり (新天、泊)	茂野幽考 『奄美民謡註解』
	105	219	オモリ・ク チ・タハブエ	行盛神社祭詞	島が上 (島の上) 国が上 (国の上) 大城盛城 (行盛の居城に天降り給え)		茂野幽考 『奄美民謡註解』
	106	219	オモリ・ク チ・タハブエ	行盛神社祭詞	あまのきみ (天の君 (行盛を神としての尊称))		茂野幽考 『奄美民謡註解』
	107	226	オモリ・ク チ・タハブエ	祭りの序詞オモリ (祝女神の発祥)	一 天竺の方から (天竺の方から) くだてもりんしょうしやる (下っていらっしやった) 親のろ 高のろ (親のろ高のろ) 大のろぬ神様 (大のろの神様) 親ぐじぬ神様 (親ぐじの神様) ねがいおしょうる (願いあげましょう)		文英吉 『奄美大島物語』
	108	247	オモリ・ク チ・タハブエ	[きゆうぬてんじよう さしあきて]	一 きゆうぬてんじよう さしあきて (今日の天上さしあけて)		山下欣一 採集資料
	109	247	オモリ・ク チ・タハブエ	[きゆうぬてんじよう さしあきて]	二 てんじよう さしあきて (天上さしあけて)		
	110	293	オモリ・ク チ・タハブエ	ハブの祓い (2) (徳之島町徳和瀬)	一 てんちぬかみさま (天地の神様)		(松山光秀「ハブ咬傷にまつわる俗信とその民間療法」『徳之島郷土研究会報』第五号)
	111	294	オモリ・ク チ・タハブエ	島建ていしんご (沖永良部島 知名町屋子女)	一四 ていんぬみやにぶてい (天の庭昇りて)		
	112	294	オモリ・ク チ・タハブエ	島建ていしんご (沖永良部島 知名町屋子女)	三三 ていんぬみやにぶてい (天の庭昇りて)		
	113	294	オモリ・ク チ・タハブエ	島建ていしんご (沖永良部島 知名町屋子女)	五〇 ていんぬみやには (天の庭には)		
	114	294	オモリ・ク チ・タハブエ	島建ていしんご (沖永良部島 知名町屋子女)	二三三 ていんぬみやー にぶてい (天の庭 昇りて)		
	115	294	オモリ・ク チ・タハブエ	島建ていしんご (沖永良部島 知名町屋子女)	三三三 ていんぬ ぬるにまちてい (天のノロに奉りて)		

資料11 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
116	295	オモリ・ク チ・タハブエ 豚 <sup>ウヅ</sup> 拝み (沖永良部島知名町屋 <sup>ウヅ</sup> 子母)	六一 ていんじ うやなだ <sup>ウヅ</sup> がなしが (天で親 <sup>ウヅ</sup> ナダ <sup>ウヅ</sup> がなしが)		
117	295	オモリ・ク チ・タハブエ 豚 <sup>ウヅ</sup> 拝み (沖永良部島知名町屋 <sup>ウヅ</sup> 子母)	二〇一 ていんじ ている <sup>ウヅ</sup> て <sup>ウヅ</sup> だが (天で照る太陽 <sup>ウヅ</sup> が) 二〇二 うめん <sup>ウヅ</sup> せんとう <sup>ウヅ</sup> くる <sup>ウヅ</sup> が (おっ <sup>ウヅ</sup> しゃるところには)		
118	295	オモリ・ク チ・タハブエ 豚 <sup>ウヅ</sup> 拝み (沖永良部島知名町屋 <sup>ウヅ</sup> 子母)	二〇六 ていんじ ている <sup>ウヅ</sup> て <sup>ウヅ</sup> だから (天で照る太陽 <sup>ウヅ</sup> から)		
119	297	オモリ・ク チ・タハブエ 曉 <sup>ウヅ</sup> ぬ <sup>ウヅ</sup> たら (沖永良部島知名町屋 <sup>ウヅ</sup> 子母)	三二 ていん <sup>ウヅ</sup> ぬ <sup>ウヅ</sup> みや <sup>ウヅ</sup> ち (天の庭 <sup>ウヅ</sup> に) 三三 ゆた <sup>ウヅ</sup> じけに たる <sup>ウヅ</sup> まり (ユタ <sup>ウヅ</sup> 使い頼 <sup>ウヅ</sup> まれ) 三四 ふど <sup>ウヅ</sup> う <sup>ウヅ</sup> じけに たる <sup>ウヅ</sup> まり (フド <sup>ウヅ</sup> 使いに頼 <sup>ウヅ</sup> まれ)		
120	297	オモリ・ク チ・タハブエ 曉 <sup>ウヅ</sup> ぬ <sup>ウヅ</sup> たら (沖永良部島知名町屋 <sup>ウヅ</sup> 子母)	三五 ていん <sup>ウヅ</sup> ぬ <sup>ウヅ</sup> みや <sup>ウヅ</sup> ち にぶ <sup>ウヅ</sup> る <sup>ウヅ</sup> べ (天の庭 <sup>ウヅ</sup> に昇 <sup>ウヅ</sup> るからには) 三六 ただ <sup>ウヅ</sup> にぶ <sup>ウヅ</sup> ら <sup>ウヅ</sup> ゆ <sup>ウヅ</sup> んに <sup>ウヅ</sup> や (ただ <sup>ウヅ</sup> に昇 <sup>ウヅ</sup> られるか)		
121	300	オモリ・ク チ・タハブエ うち <sup>ウヅ</sup> どう <sup>ウヅ</sup> な <sup>ウヅ</sup> み (新 <sup>ウヅ</sup> 屋 <sup>ウヅ</sup> 拝 <sup>ウヅ</sup> み) (沖永良部島知名町屋 <sup>ウヅ</sup> 子母)	四九 てん <sup>ウヅ</sup> じょ <sup>ウヅ</sup> ぐ <sup>ウヅ</sup> ち み <sup>ウヅ</sup> き <sup>ウヅ</sup> や <sup>ウヅ</sup> み <sup>ウヅ</sup> よ (天 <sup>ウヅ</sup> 井 <sup>ウヅ</sup> 口 <sup>ウヅ</sup> 御 <sup>ウヅ</sup> 神 <sup>ウヅ</sup> よ)	四八 しん <sup>ウヅ</sup> すが <sup>ウヅ</sup> み <sup>ウヅ</sup> み <sup>ウヅ</sup> き <sup>ウヅ</sup> や <sup>ウヅ</sup> み <sup>ウヅ</sup> よ (先祖 <sup>ウヅ</sup> 御 <sup>ウヅ</sup> 神 <sup>ウヅ</sup> よ) 五〇 い <sup>ウヅ</sup> ち <sup>ウヅ</sup> や <sup>ウヅ</sup> て <sup>ウヅ</sup> い <sup>ウヅ</sup> ん <sup>ウヅ</sup> じ <sup>ウヅ</sup> よ <sup>ウヅ</sup> み <sup>ウヅ</sup> き <sup>ウヅ</sup> や <sup>ウヅ</sup> み <sup>ウヅ</sup> よ (板 <sup>ウヅ</sup> 天 <sup>ウヅ</sup> 井 <sup>ウヅ</sup> 御 <sup>ウヅ</sup> 神 <sup>ウヅ</sup> よ)	
122	1	古 <sup>ウヅ</sup> ナ <sup>ウヅ</sup> ガ <sup>ウヅ</sup> レ <sup>ウヅ</sup> 歌 親 <sup>ウヅ</sup> ノ <sup>ウヅ</sup> ロ <sup>ウヅ</sup> ナ <sup>ウヅ</sup> ガ <sup>ウヅ</sup> ネ (大 <sup>ウヅ</sup> 島 <sup>ウヅ</sup> 名 <sup>ウヅ</sup> 瀬 <sup>ウヅ</sup> 市)	七 あ <sup>ウヅ</sup> ま <sup>ウヅ</sup> み <sup>ウヅ</sup> き <sup>ウヅ</sup> よ <sup>ウヅ</sup> う <sup>ウヅ</sup> が う <sup>ウヅ</sup> し <sup>ウヅ</sup> さ <sup>ウヅ</sup> る (天 <sup>ウヅ</sup> み <sup>ウヅ</sup> き <sup>ウヅ</sup> よ (神 <sup>ウヅ</sup> の名 <sup>ウヅ</sup> ) が造 <sup>ウヅ</sup> り給 <sup>ウヅ</sup> う <sup>ウヅ</sup> の <sup>ウヅ</sup> だ)	六 く <sup>ウヅ</sup> み <sup>ウヅ</sup> や <sup>ウヅ</sup> た <sup>ウヅ</sup> っ <sup>ウヅ</sup> か <sup>ウヅ</sup> が う <sup>ウヅ</sup> し <sup>ウヅ</sup> さ <sup>ウヅ</sup> が (米 <sup>ウヅ</sup> は誰 <sup>ウヅ</sup> が <sup>ウヅ</sup> そ <sup>ウヅ</sup> う <sup>ウヅ</sup> した <sup>ウヅ</sup> のか)	田 <sup>ウヅ</sup> 畑 <sup>ウヅ</sup> 英 <sup>ウヅ</sup> 勝 <sup>ウヅ</sup> 採 <sup>ウヅ</sup> 集 <sup>ウヅ</sup> 資 <sup>ウヅ</sup> 料
123	2	古 <sup>ウヅ</sup> ナ <sup>ウヅ</sup> ガ <sup>ウヅ</sup> レ <sup>ウヅ</sup> 歌 よ <sup>ウヅ</sup> ど <sup>ウヅ</sup> ろ <sup>ウヅ</sup> こ <sup>ウヅ</sup> が <sup>ウヅ</sup> ナ <sup>ウヅ</sup> ガ <sup>ウヅ</sup> ネ	一七 い <sup>ウヅ</sup> ち <sup>ウヅ</sup> ぬ <sup>ウヅ</sup> か <sup>ウヅ</sup> み <sup>ウヅ</sup> と <sup>ウヅ</sup> う (一 <sup>ウヅ</sup> の <sup>ウヅ</sup> 神 <sup>ウヅ</sup> と) 一八 な <sup>ウヅ</sup> な <sup>ウヅ</sup> ぬ <sup>ウヅ</sup> か <sup>ウヅ</sup> み <sup>ウヅ</sup> と <sup>ウヅ</sup> う (七 <sup>ウヅ</sup> の <sup>ウヅ</sup> 神 <sup>ウヅ</sup> と) 一九 あ <sup>ウヅ</sup> わ <sup>ウヅ</sup> し <sup>ウヅ</sup> ん <sup>ウヅ</sup> に あ <sup>ウヅ</sup> わ <sup>ウヅ</sup> し (あ <sup>ウヅ</sup> わ <sup>ウヅ</sup> せ <sup>ウヅ</sup> にあ <sup>ウヅ</sup> わ <sup>ウヅ</sup> せ) 二〇 う <sup>ウヅ</sup> て <sup>ウヅ</sup> い <sup>ウヅ</sup> ん <sup>ウヅ</sup> と と <sup>ウヅ</sup> う <sup>ウヅ</sup> で <sup>ウヅ</sup> い <sup>ウヅ</sup> き <sup>ウヅ</sup> ん <sup>ウヅ</sup> ど <sup>ウヅ</sup> ー (お <sup>ウヅ</sup> 天 <sup>ウヅ</sup> と (天 <sup>ウヅ</sup> 空 <sup>ウヅ</sup> ) に飛 <sup>ウヅ</sup> ん <sup>ウヅ</sup> で <sup>ウヅ</sup> 行 <sup>ウヅ</sup> く <sup>ウヅ</sup> よ)		田 <sup>ウヅ</sup> 畑 <sup>ウヅ</sup> 英 <sup>ウヅ</sup> 勝 <sup>ウヅ</sup> 採 <sup>ウヅ</sup> 集 <sup>ウヅ</sup> 資 <sup>ウヅ</sup> 料
124	5	古 <sup>ウヅ</sup> ナ <sup>ウヅ</sup> ガ <sup>ウヅ</sup> レ <sup>ウヅ</sup> 歌 よ <sup>ウヅ</sup> ど <sup>ウヅ</sup> ろ <sup>ウヅ</sup> こ <sup>ウヅ</sup> が <sup>ウヅ</sup> ナ <sup>ウヅ</sup> ガ <sup>ウヅ</sup> ネ	四九 て <sup>ウヅ</sup> い <sup>ウヅ</sup> ん <sup>ウヅ</sup> ち <sup>ウヅ</sup> く <sup>ウヅ</sup> ふ <sup>ウヅ</sup> り <sup>ウヅ</sup> ゆ <sup>ウヅ</sup> る (天 <sup>ウヅ</sup> か <sup>ウヅ</sup> ら <sup>ウヅ</sup> 降 <sup>ウヅ</sup> る) 五〇 し <sup>ウヅ</sup> ら <sup>ウヅ</sup> あ <sup>ウヅ</sup> む <sup>ウヅ</sup> い <sup>ウヅ</sup> ぬ <sup>ウヅ</sup> あ <sup>ウヅ</sup> ま <sup>ウヅ</sup> く <sup>ウヅ</sup> だ <sup>ウヅ</sup> り (白 <sup>ウヅ</sup> 雨 <sup>ウヅ</sup> の (雨 <sup>ウヅ</sup> の <sup>ウヅ</sup> 美 <sup>ウヅ</sup> 称) (その) 天 <sup>ウヅ</sup> 水 <sup>ウヅ</sup> を 五一 と <sup>ウヅ</sup> う <sup>ウヅ</sup> り <sup>ウヅ</sup> ん <sup>ウヅ</sup> し <sup>ウヅ</sup> ょ <sup>ウヅ</sup> し (お <sup>ウヅ</sup> 使 <sup>ウヅ</sup> い <sup>ウヅ</sup> に <sup>ウヅ</sup> な <sup>ウヅ</sup> っ <sup>ウヅ</sup> て) 五二 あ <sup>ウヅ</sup> ま <sup>ウヅ</sup> ぬ <sup>ウヅ</sup> い <sup>ウヅ</sup> わ <sup>ウヅ</sup> と <sup>ウヅ</sup> か <sup>ウヅ</sup> ら い <sup>ウヅ</sup> じ <sup>ウヅ</sup> た <sup>ウヅ</sup> る (天 <sup>ウヅ</sup> の <sup>ウヅ</sup> 岩 <sup>ウヅ</sup> 戸 <sup>ウヅ</sup> か <sup>ウヅ</sup> ら <sup>ウヅ</sup> 吹 <sup>ウヅ</sup> き <sup>ウヅ</sup> 出 <sup>ウヅ</sup> た) 五三 ふ <sup>ウヅ</sup> く <sup>ウヅ</sup> じ <sup>ウヅ</sup> ぬ い <sup>ウヅ</sup> ず <sup>ウヅ</sup> み <sup>ウヅ</sup> む <sup>ウヅ</sup> じ (泉 <sup>ウヅ</sup> の <sup>ウヅ</sup> 湧 <sup>ウヅ</sup> き <sup>ウヅ</sup> 水 <sup>ウヅ</sup> に)		田 <sup>ウヅ</sup> 畑 <sup>ウヅ</sup> 英 <sup>ウヅ</sup> 勝 <sup>ウヅ</sup> 採 <sup>ウヅ</sup> 集 <sup>ウヅ</sup> 資 <sup>ウヅ</sup> 料
125	6	古 <sup>ウヅ</sup> ナ <sup>ウヅ</sup> ガ <sup>ウヅ</sup> レ <sup>ウヅ</sup> 歌 米 <sup>ウヅ</sup> ぬ <sup>ウヅ</sup> ナ <sup>ウヅ</sup> ガ <sup>ウヅ</sup> レ(1)	一三 む <sup>ウヅ</sup> か <sup>ウヅ</sup> し ひ <sup>ウヅ</sup> や <sup>ウヅ</sup> ん <sup>ウヅ</sup> じ <sup>ウヅ</sup> や う <sup>ウヅ</sup> や <sup>ウヅ</sup> の <sup>ウヅ</sup> ろ <sup>ウヅ</sup> が (昔 <sup>ウヅ</sup> 平 <sup>ウヅ</sup> 安 <sup>ウヅ</sup> 座 <sup>ウヅ</sup> の <sup>ウヅ</sup> 親 <sup>ウヅ</sup> の <sup>ウヅ</sup> ろ <sup>ウヅ</sup> が) 一四 お <sup>ウヅ</sup> て <sup>ウヅ</sup> ん あ <sup>ウヅ</sup> ま <sup>ウヅ</sup> て <sup>ウヅ</sup> え <sup>ウヅ</sup> ば (大 <sup>ウヅ</sup> 空 <sup>ウヅ</sup> に <sup>ウヅ</sup> 聳 <sup>ウヅ</sup> ゆる <sup>ウヅ</sup> 天 <sup>ウヅ</sup> の <sup>ウヅ</sup> 嶽 <sup>ウヅ</sup> に) 一五 の <sup>ウヅ</sup> ぼ <sup>ウヅ</sup> り <sup>ウヅ</sup> ん <sup>ウヅ</sup> し <sup>ウヅ</sup> ょ <sup>ウヅ</sup> お <sup>ウヅ</sup> し (お <sup>ウヅ</sup> 登 <sup>ウヅ</sup> り <sup>ウヅ</sup> に <sup>ウヅ</sup> な <sup>ウヅ</sup> っ <sup>ウヅ</sup> て)		田 <sup>ウヅ</sup> 畑 <sup>ウヅ</sup> 英 <sup>ウヅ</sup> 勝 <sup>ウヅ</sup> 採 <sup>ウヅ</sup> 集 <sup>ウヅ</sup> 資 <sup>ウヅ</sup> 料
126	8	古 <sup>ウヅ</sup> ナ <sup>ウヅ</sup> ガ <sup>ウヅ</sup> レ <sup>ウヅ</sup> 歌 米 <sup>ウヅ</sup> ぬ <sup>ウヅ</sup> ナ <sup>ウヅ</sup> ガ <sup>ウヅ</sup> レ(3)	一五 あ <sup>ウヅ</sup> ま <sup>ウヅ</sup> ち <sup>ウヅ</sup> や <sup>ウヅ</sup> な <sup>ウヅ</sup> に <sup>ウヅ</sup> は <sup>ウヅ</sup> じ <sup>ウヅ</sup> む <sup>ウヅ</sup> え <sup>ウヅ</sup> た <sup>ウヅ</sup> る ( (この) 天 <sup>ウヅ</sup> 田 <sup>ウヅ</sup> の <sup>ウヅ</sup> 中 <sup>ウヅ</sup> に <sup>ウヅ</sup> 生 <sup>ウヅ</sup> え <sup>ウヅ</sup> た) 一六 ね <sup>ウヅ</sup> ご <sup>ウヅ</sup> ほ <sup>ウヅ</sup> だ <sup>ウヅ</sup> ね (稲 <sup>ウヅ</sup> 穂 <sup>ウヅ</sup> 種 <sup>ウヅ</sup> よ) 一七 い <sup>ウヅ</sup> ふ <sup>ウヅ</sup> な <sup>ウヅ</sup> む <sup>ウヅ</sup> ん (貴 <sup>ウヅ</sup> 重 <sup>ウヅ</sup> な <sup>ウヅ</sup> もの)		田 <sup>ウヅ</sup> 畑 <sup>ウヅ</sup> 英 <sup>ウヅ</sup> 勝 <sup>ウヅ</sup> 採 <sup>ウヅ</sup> 集 <sup>ウヅ</sup> 資 <sup>ウヅ</sup> 料
127	9	古 <sup>ウヅ</sup> ナ <sup>ウヅ</sup> ガ <sup>ウヅ</sup> レ <sup>ウヅ</sup> 歌 米 <sup>ウヅ</sup> ぬ <sup>ウヅ</sup> ナ <sup>ウヅ</sup> ガ <sup>ウヅ</sup> レ(4)	一 ひ <sup>ウヅ</sup> や <sup>ウヅ</sup> ん <sup>ウヅ</sup> ぎ う <sup>ウヅ</sup> や <sup>ウヅ</sup> の <sup>ウヅ</sup> ろ <sup>ウヅ</sup> が (平 <sup>ウヅ</sup> 安 <sup>ウヅ</sup> 座 <sup>ウヅ</sup> 親 <sup>ウヅ</sup> の <sup>ウヅ</sup> ろ <sup>ウヅ</sup> が) 二 う <sup>ウヅ</sup> て <sup>ウヅ</sup> い <sup>ウヅ</sup> ん <sup>ウヅ</sup> と あ <sup>ウヅ</sup> ま <sup>ウヅ</sup> た の <sup>ウヅ</sup> ぼ <sup>ウヅ</sup> て <sup>ウヅ</sup> い (天 <sup>ウヅ</sup> の <sup>ウヅ</sup> 天 <sup>ウヅ</sup> 田 <sup>ウヅ</sup> に <sup>ウヅ</sup> 上 <sup>ウヅ</sup> っ <sup>ウヅ</sup> て)		田 <sup>ウヅ</sup> 畑 <sup>ウヅ</sup> 英 <sup>ウヅ</sup> 勝 <sup>ウヅ</sup> 採 <sup>ウヅ</sup> 集 <sup>ウヅ</sup> 資 <sup>ウヅ</sup> 料

資料11 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表

	歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
	128	12	古ナガレ歌 草ぬナガネ (大島竜郷町秋名)	一五 ていん さしじ むち (天の指図によって) 一六 うるされたん あぎやばな (下された美しい花)		田畑英勝 採集資料
	129	13	古ナガレ歌 芭蕉ナガレ (1) (大島竜郷町秋名)	一 ていんから うるされたん きよらばしや (天から降ろされた美しい芭蕉)		田畑英勝 採集資料
	130	13	古ナガレ歌 芭蕉ナガレ (1) (大島竜郷町秋名)	二 ていんさしじ むち (天の神の指図によって) 三 わが ういたる きよらばしや (私が植えた美しい芭蕉)		
	131	14	古ナガレ歌 芭蕉ナガレ (2)	一 ひゃんぎ うやのろが (平安座親のろが) 二 うていと あまた のぼてい (お天との彼方に上って)		田畑英勝 採集資料
	132	17	古ナガレ歌 芭蕉ナガレ (5)	一 ていんとうきゅらどう (天から) 二 うるされいたん きゅらばしや (降ろされた美しい芭蕉は)		田畑英勝 採集資料
	133	17	古ナガレ歌 芭蕉ナガレ (5)	三 ていんさしじむち (天のお指図によって) 四 わがういたる きゅらばしや (私が植えた美しい芭蕉)		
	134	18	古ナガレ歌 芭蕉ナガレ (6) (大島大和村恩勝)	一 ていと したに (お天のものに) 二 むえたる きよらばしや (生えた美しい芭蕉は) 三 おむえまついがねが (思松金が) 四 ういたる きよらさ (植えた芭蕉で、(その)美しいこと)		田畑英勝 採集資料
	135	21	古ナガレ歌 うもいまつがね	三九 てんぬなかべ とぶとりいよ (天の中ほど飛ぶ鳥を) 四〇 いらうとしゆうよ (射り落してしまう)		
	136	21	古ナガレ歌	六九 ひぬかみたぬでいよ (日の神頼んで) 七〇 じるまたぬでいよ (火の神頼んで) 七一 てんぬ のぼしようていよ (天に昇って) 七二 うてんとぬ あまたん (お日様の向こうに) 七三 むどしぐわやあらんなー (むどし子ではないのか)		山下欣一 採集資料 『南島古謡』
	137	23	古ナガレ歌 ばしやながね	一一 たかぬとりがよー (鷹の鳥がよー) 一二 うてんとぬ あまたのぼていよ (天の向こうに昇って) 一三 ねごほ ねごらんだねいば (ねご徳 ねごらん種を) 一四 むすじ ういうとしゆう (六粒追い落す)		山下欣一 採集資料 『南島古謡』
	138	23	古ナガレ歌 ばしやながね	二九 いいんじや うやぬるが (いいんじや 親祝女が) 三〇 うてんとぬ あまたのぼていよ (天の向こうに昇って)		山下欣一 採集資料 『南島古謡』
	139	2	新ナガレ歌 煙草ナガネ (2) (大島竜郷町秋名)	一 たばくくさだねや (煙草草種は) ていんさしじむち (天の神様のおさしずによって) うるされたる (ここの上界に下された) たばくくさだね (煙草草種)		

資料11 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
140	4 新ナガレ歌	煙草 <sup>いん</sup> 縁ぬナガネ (4) (大島大和村今里)	五 ていんとよまれる (天にもとよまれる有名な) みんぬあかたばくよ (これが縁の赤煙草というものだ) さいぶしぬみくうむいてい (煙をしっかりとのみ込んで)		
141	8 新ナガレ歌	花ぬナガネ (大島竜郷町浦)	六 ていんとうじとうだもそ (天と地とでさえも) ちゆうれいていすみゆり (露がおりにて結ばれるではないか) やくそくぬあれいば (約束があるのなら) いじゃしやらし (出しておやり)		
142	13 新ナガレ歌	雲ぬナガレ (大島大和村恩勝)	五 きゆうぬほこらしやや (今日のほこらしさは) ものにとえれいば (物にとえて言うならば) ていんぬしらくもば (天の白雲を) とうたるごとに (取った思いだ)		
143	13 新ナガレ歌	雲ぬナガレ (大島大和村恩勝)	六 ていんぬしらくもぬ (天の白雲が) わてにとうられいゆむい (わが手に取られようか) きゆうぬほこらしやどう (今日のほこらしきこそは) わてにとうらる (わが手に取ることができる)		
144	14 新ナガレ歌	雨ぬナガレ (大島大和村恩勝)	三 ふらんあむいねごてい (降りもしない雨を願って) よしみぶしややすが (もっとあなたと) 親しく遊びたい と思っていたところが) ていんひびちさらむい (この願いが) 天にとどいたので あろうか) あむいぬふりゆり (雨が降るよ)		
145	14 新ナガレ歌	雨ぬナガレ (大島大和村恩勝)	六 なまふりゆるあむいや (今降る雨は) ていんからや あらん (天からふる雨ではない) かくれいおむえざとが (いとしい忍び夫の) むいなださらむい (涙であろう)		
146	14 新ナガレ歌	雨ぬナガレ (大島大和村恩勝)	八 しきめんがらがらとう (世間はがらがらと) わどうやふれいふれいとう (わが身はほれほれと) あむいふらちたぼれ (雨を降らせて下さい) ていんとななし (天の神様よ)		
147	14 新ナガレ歌	雨ぬナガレ (大島大和村恩勝)	一一 あむいや ていんから (雨は天から) よこにはふらん (横には降らない) かぜにさそわれてい (風にさそわれて (つい)) よこにふりゆり (横にも降るのだ)		
148	39 新ナガレ歌	思ひ出の歌	三八 おしかくそすれば (おしかくそうとすると) 天と地や鏡 (天と地は鏡 (である)) 影うつると思えば (影がうつると思うと) お恥かしやん (恥しいことであるよ)		(茂野幽考『奄美大島民族誌』)
149	40 新ナガレ歌	掛け歌	七〇 天と地とさへ (天と地とでさえも) 霜降りて染みゆり (霜が降って染みますのに) ぬがや思ひもどや (どうして思ひもどや) 自由やならん (自由にならないのか)		
150	43 新ナガレ歌	八つ花流れ	八 てんとうちさへも (天と地とでさえも) ちゆうれいていすみゆり (露がおりにて縁を結ぶではないか) やくそくぬあれいば (約束があれば) いじゃしやらそ (出してやろう)		『池野無風ノート』

資料11 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
151	1 イェト	田の草イェト (6)	一 一 ハレ天とう地とうハレだもそよー (天と地の間にさ えも) ハレ露うれいていハレ染みゆりとー (露を介して仲良く気 持ちがかよいあっている)		
152	40 八月踊り歌	八つ花 (大島笠利町用)	八 てんとちさえも (天と地でさえ) つゆうれてすみゆり (露が降りて添うんだもの) やくそくぬあらば (約束があるのであれば) いちゃしやらそ (出してやりましょう)		
153	八月踊り歌 共通歌詞：共 通歌詞で前出 曲目の中に元 歌として掲載 したものでも 特に連歌など の如く頻繁に うたわれる歌 詞はこの章に 再掲する。	一 祝歌・挨拶歌・礼讃 歌	13 なまぬほこらしやや (今の嬉しさは) ものにたとゆれば (ものに譬えたら) てみぬしらくもば (天の白雲を) とうたるごとに (取った如くに)		
154	八月踊り歌 共通歌詞	一 祝歌・挨拶歌・礼讃 歌	19 しかくゆしばしら (四角のユスの柱に) うえやあやてんじょう (上は綾天井で) したやいしよだたみ (下には絹の畳を) しちやるきよらさ (敷いた美しさよ)		
155	八月踊り歌 共通歌詞	三 天然物の歌 (イ) 星	1 てんぬぶれぶしや (天の群れ星は) ゆめばゆみなりゆり (数えれば数えられる) わがおもることや (吾が思いごとは) ゆみやならぬ (数えられない)		
156	八月踊り歌 共通歌詞	三 天然物の歌 (イ) 星	2 てんぬふしだもそ (天の星でさえ) つゆうれてすみゆり (露に降りて染みおる) こんちきやさをとって (この近くに居って) すまじうきゆめ (染まずに置くか)		
157	八月踊り歌 共通歌詞	三 天然物の歌 (イ) 星	3 てんにとゆまれや (天に名高いのは) ななちぶしすぶし (七つ星と北極星) ちぎにとよまれや (地上に名高いのは) とのちそしら (殿地の旦那様)		
158	八月踊り歌 共通歌詞	三 天然物の歌 (イ) 星	5 あまのかわへざめ (天の川を隔てて) てりゆるふしだもそ (照る星であっても) こいぬたなばたに (恋の七夕に) いちゃてたばれ (行逢うて下さい)		
159	八月踊り歌 共通歌詞	八 連歌 (男女交互尻取 り歌) 蛙並べ	(イ) 4 なまぬほこらしやや (今の嬉しさは) ものにたとゆれば (ものに譬えれば) てみぬしらくもば (天の白雲を) とうたるごとに (取った如くである)		
160	八月踊り歌 喜界島 大島本島から の流入とみら れるものが相 当あり、歌 詞・曲・踊り など、かなり 訛っている場 合が多い。記 録として一応 列記してお く。	につさぐみ (荒木)	本歌の歌い方 うみじゃしーいばヨーかな じだにむうるペーかーり ヒ ヤルガエ アレじだーや かアねいふーふあさ てい にやたアかさーウネ 元歌 うみじゃしばヨ かな (思いで出せばネ 愛人よ) じだに むるべ かり (地駄に潜りたいほどだ) じだや かねいふふあさ (地駄は金属の固さ (で、もぐれ ない)) ていにや たかさ (天は高すぎて (昇れない))		
161	八月踊り歌	共通歌詞 三味歌 (あしび歌) との 共通歌もあり、また沖縄 および奄美全域のもの の類歌も多い。	2 ていぬぬ ふしだます (天の星でさえ) ていちなとうてい ていゆり (一つになって照っている) わちやむ ていちなとうてい (われわれも一つになって) あすび しやびる (歌あそびしましょう)		

資料11 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
162	八月踊り歌	共通歌詞	3 ていんぬ ぶりぶしや (天の群れ星は) ゆすぬ ういどう ていゆり (他人の上に照るよ) くがねい みちゆぶしや (黄金三つ星は) わういー ていゆり (わが上に照るよ)		
163	八月踊り歌	共通歌詞	29 ていんぬ しらくもに (天の白雲に) なわかきが なゆみ (縄(なわかしご)がかけられようか) うゆばらぬ かなに (およびおよばぬあの人に) てかき なゆみ (手がかけられようか)		
164	あしび歌	共通歌詞	四七四 てん とう地とうだもそ (天と地でさえも) 露降れいてい染みゆり (露がおりに互いに結び合うのに) 此ぬ近きやさ居とうてい (こんな近い所に住んでいながら) 染まじ置きゆむい (会わずにおられようか)		
165	6 あしび歌 喜界島	伊実久 芭蕉山	元歌 一七 いさねいくばしややまに (伊実久(地名)の芭蕉山に) あや ていさじ うとうち (綾手拭を落とした(なくした)) みちやりば かたり (それを見つけたら教えて) とうめたらば むどうし (それを拾ったら戻して……) とうめてい むどうさん ちゅや (拾って戻さない人は) ていんぬ ばちかぶり (天の罰被れ)		
166	7 あしび歌 喜界島	嘉徳 鍋加那	三一 かとうく はなさちに (嘉徳氏の家の庭先に) はゆる いじゆぬきや (栄えている伊集の木は) はえさきや ねらぬ (祝女は、あまりに尊いので) 枝を広げる先はないから) ていんに かえろ (天にお帰りなさい)		
167	26 あしび歌 徳之島	まんかい玉 (井之川)	一九三 浮世仮島 (浮世の仮の国から) ハヤレ後生が道もち (あの世の道にいらっしやって) ハレ天道押上て (天の道を昇天して) 神ど成るり (神になりなされる) ハレ天道うさがて (ハレ天道が下がって) 神ど成るり (神になる)		
168	16 あしび歌 沖永良部島	天ぬ群り星	五六 ザサイサ ササイサ サザイサ てんぬ ぶりぶしや (天の群星は) ゆすがういど てゆる (他人の上を照っている) そのまんだい てゆる (そして万代も照っているのだ)		
169	19 あしび歌 沖永良部島	いちきや節	八二 てんぬしらくむに (天の白雲に) はしぬかきらゆみ (橋が架けられようか) うゆばらぬにぞに (及ばらぬ彼女に) てかきならむ (手掛ならない)		
170	あしび歌 与論島	昔歌	一 ていんぬぶりぶしや (天に輝いている群星は) みやがういどうてゆる (みんなの上を照らして下さっている) ふがにみちぶしや (黄金道星は) わういどうてゆる (私(私達)の上を照らしている)		
171	あしび歌 与論島	遊び歌	一三四 てんぬぶりぶしや (天の群星は) ゆみばゆみばてゆい (教えようものなら教え果すことが出来る) さとうがするそだんや (あなたのする相談(恋い語り)は) ばてやねさみ (果てがない)		

資料11 『南島歌謡大成V 奄美篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
172	あしび歌 与論島	『古歌』（与論島詩文集）より八六首	一七九 やじゃぬまさぶるが（屋者〈地名〉の真三郎が） にやましじゃんちんくちゅらい（今死んでも朽ちはしないだろう） 天じ星なとうてい（昇天して星になって） ていらぼうがみ（照ったら痒めよ）		
173	あしび歌 与論島	『与論民謡集』より五六首	二三八 天ぬ群星や（天の星は） ゆみばゆまりゆしが（数えれば数えられますけれど） 親ぬ御恩や（親の御恩は） ゆみんならん（数えきれないものです）		『与論民謡集』
174	あしび歌 与論島	『与論民謡集』より五六首	二五四 天ぬ白雲に（天の白雲に） 橋ぬかきさりゆみ（橋がかけられないのと同じように） 及ばらぬどしに（身分の高いあなたに） ていかきいなゆみ（どうして手を出す事ができるでしょうか）		
175	あしび歌	『えらぶよろん民謡辞典』より一五七首	三七八 罪被り被り言ちちゃんちん（罪をかぶれかぶれと言ったって） 罪ぬ被らりゆみ（あらぬ罪をかぶれましょうか） お天ぬ下行くとウ（お天道様の下にいくと） 見守が致ゆら（見守ってくれるでしょう）		
176	あしび歌	『えらぶよろん民謡辞典』より一五七首	三七九 天ぬ天川や（天の川は、今〈宵口〉は） 北とウ南とウ立ちゆい（南北に流れているが） 夜ぬ明い次第（夜の明けるに従って） 西とウ東（東西に流れていくよ）		
177	あしび歌	『えらぶよろん民謡辞典』より一五七首	三八〇 天ぬ緒ぬ切りてイ（天命が切れて） 可惜 玉散らち（あつたら壺が散ってしまった） 貫き通す糸ぬ（命をつなぎとめる糸が） 有たら良しが（あればよいものを）		
178	あしび歌	『えらぶよろん民謡辞典』より一五七首	三八一 天ぬ星だまり（天の星でさえ） 読みば読み果ゆい（数えれば数えきれぬが） 背人が致る相談や（彼のする相談〈要求〉は） 果や無らむ（果てがないよ）		
179	あしび歌	『えらぶよろん民謡辞典』より一五七首	三八二 天ぬ群星や（天に群がる星は） 彼に寄合てイ照ゆい（あんなに寄りあって光っている） でイ吾達うち寄合てイ（さあ私達も打ちそろって） 遊び致侍ら（唄あそびしましょう）		
180	あしび歌	『えらぶよろん民謡辞典』より一五七首	三八三 天ぬ群れ星や（天に群がっている星は） 皆が上どウ照ゆる（皆の上に照り） 黄金ミチュ星や（幸福をもたらす金色の三つ星は） 吾上どウ照ゆる（私の上に照る）		
181	1 口説	天の人〈天女〉（喜界島）	・むかし うちなんん あたくとうぬ（昔、沖縄に有った事です。） ・とうねいぬとうまりに あむりぐわぬ（トネ〈地名〉の泊に天降り人が） ・うりてい うも一ち（降りていらした） ・またむ とうだりば ていんぬ な一び（またも飛んだら天の中辺〈なかほど〉） ・またむ とうだりば てんにあがてい（またも飛んだら天にあがって）		

資料11 『南島歌謡大成Ⅴ 奄美篇』における「天」の用例表

歌番号	ジャンル	タイトル	「天」を含む語/文	対語	出典
182	3 口説	あごね口説 (一名、稷口説) (徳之島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・てんか あむろが うりて きて (天からあむろ (天女) が降りてきて)</li> <li>・てんぬ かみさま ごしょだん だから (やいむらが言うに) 「天の神様御相談をお掛けいたしましょう」</li> <li>・あとぬ ひちがちまで かでぬ ふかんとね (後の七月まで風が吹かんといい)</li> <li>・てんぬ てじるし たべ みしよれ (天のてじるし (証抛の印) を給わり下さい)</li> <li>・あとぬ ひちがちまで かでぬ ふかんとぬ (あむろ答えて) 「後の七月まで風が吹かんといい」</li> <li>・てんぬ てじるし とり よせば (天のてじるしを取らせるが)</li> <li>・てんから かみさまぬ うりて きて (天から神様が下りて来て)</li> <li>・てんぬ てじるし たぼられて (天のてじるしを給わられて)</li> <li>・てんぬ てじるし うとさべて (天のてじるしは落としてしまった)</li> </ul>		
183	9 口説	天かあむろ口説 (徳之島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・てんか あむろがした うりて (天からあむろ (天女) が下界におりて)</li> <li>・てんに あがらちやんて あがい ならんど (天に上ろうと思っても上ることができない)</li> <li>・てんに とぼちやんて とび ならんど (天に飛ぼうと思っても飛ぶことができない)</li> <li>・てんぬ なかべ (天の中辺)</li> <li>・てんぬ しらくも (天の白雲 (の中))</li> </ul>		
184	3 ユングトゥ	自然に関するユングトゥ夕焼の歌	二三 てんぬ やーぬ もえーて (天の家が燃えて) あしやや ひやりー ひやりー (明日は ひでり ひでり)		
185	8 ユングトゥ	手毬唄 (マルウチユングトゥ) インチャマゴ (石籠)	七四 いんちやまご いんちやまご (石籠 石籠) ぬきぬき (ぬきぬき) てだや うしきやらすーて (太陽は押し掛けさせて) しんびやら ひきやすて (隅柱をひかせて) やまと おもりに (大和天降りに)		
186	3 わらべ歌・言葉遊び	夕焼 (大島住用村城)	よーねや ていんぬやぬ (今晚は天の家が) ええてい あちやや (焼けて明日は) ひやーれい ひやーれい (日和になれ 日和になれ)		田畑英勝 採集資料
187	5 わらべ歌・言葉遊び	雨 (1) (大島名瀬市 芦花部)	あむいごーご (雨ごーご) ゆきごーご (雪ごーご) ていんぬくるまじ (天が曇らないで) はれったぼーれい (晴れて下さい) はれったぼーれい (晴れて下さい)		田畑英勝 採集資料
188	9 わらべ歌・言葉遊び	雨 (5) (大島)	はよくはれたんしょうれい (早く天気にして下さい) はよくはれたんしょうれい (早く天気にして下さい)		田畑英勝 採集資料
189	12 わらべ歌・言葉遊び	手まり歌 てんじよはなさく (大島 宇検村宇検)	てんじよはなさく (天上花咲く) にしぬうまかな (西 (瀬戸内町の旧西方村か) のうまかな (人名))		
190	24 わらべ歌・言葉遊び	はあ はいよ (大島瀬戸内町薩川)	てーんぬー (天の) みやーにーよー (宮にね) てんぬみやーぬ (天の宮の) あまぐらに (天倉に)		
191	25 子守り歌	あちやや ていんかちどお (徳之島天城町平土野)	あちやや (明日は) ていんかちどお (天に帰るのだよ) かなぐえーかなぐえー (坊よ 坊) とぅびぎん まいぎん (飛び衣 舞い衣を) しこすきいよお (準備しておきなよ) かなぐえーかなぐえー (坊よ 坊)		
192	28 追補 八月踊り歌 (喜界島)	はちがひす 八月 (池治)	二 ていんに はしかきてい (天に橋かけて) ぬぶていいちゆたりば (昇って行きよったら) かなぬくとう うむてい (君のことを思い出して) うりてい さびた (降りてきました)		

資料12 組踊における「天」の用例表

組踊における「天」の用例表					
	作品名	「天」を含む語/文	意味	「天」の観念	出典
1	二童敵討	あゝ 天の雨風や	ああ、天の雨風は	自然天体	『日集成』
2	二童敵討	此天の下や	この天下は	天下	『日集成』
3	銘苺子	天と地に光り	天と地に光りが	自然天体	『日集成』
4	銘苺子	天と地の情	天と地の情が	自然天体	『日集成』
5	銘苺子	天と地の情	天と地の情が	自然天体	『日集成』
6	銘苺子	天の雨てすも	天の雨というのも	自然天体	『日集成』
7	銘苺子	天の御定の	天の掟は	万物主宰	『日集成』
8	銘苺子	天の御定こそ	天の掟こそ	万物主宰	『日集成』
9	銘苺子	天降りしてわ身や	天降りしてわたしは	天降	『日集成』
10	銘苺子	天の御定の	天の掟は	万物主宰	『日集成』
11	銘苺子	天降りしやる女	天降りした女で	天降	『日集成』
12	銘苺子	天の御定の	天の掟が	万物主宰	『日集成』
13	孝行の巻	呼啼 天道も近さ 神もあるものよ	ああ、天道も近く 神もいますことよ	天道	『日集成』
14	孝行の巻	あゝ 天道も近さ	ああ、天道も近く	天道	『日集成』
15	孝行の巻	天の雲さがて	天から雲が下り	自然天体	『日集成』
16	孝行の巻	天にさし知れて	天に通じて	天人感応	『日集成』
17	孝行の巻	天のさししるめ	天の示現よ	天人感応	『日集成』
18	手水の縁	天の引合か	天の引きあわせか	至高神、天命	『日集成』
19	手水の縁	天の御定の	天の御定めが	天命、運命	『日集成』
20	花売の縁	あゝ この天の下に	ああ、この天の下で	天下	『日集成』
21	花売の縁	天の御定めの	天の御定めが	天命、運命	『日集成』
22	万歳敵討	高天計りなし	高天計りなしとあり	天上	『日集成』
23	万歳敵討	旻天極りなし	旻天極りなしとある	天上	『日集成』
24	万歳敵討	天より下りの	天から下った	天上世界	『日集成』
25	大川敵討	天に飛び登り	天にとびのぼり	天	『日集成』

資料12 組踊における「天」の用例表

	作品名	「天」を含む語/文	意味	「天」の観念	出典
26	大川敵討	天の引合せに	天の引きあわせで	天命、運命	『日集成』
27	大川敵討	天運の廻り	天運の廻りである	天命、運命	『日集成』
28	大川敵討	按司加那志天の	按司加那志天の	美称辞	『日集成』
29	大川敵討	天の御肝	上様の御心にて	美称辞	『日集成』
30	大川敵討	天道のなし子	生を天にうけて生まれた按司	天の子、抽象天	『日集成』
31	大川敵討	天の御定め	天の御定めが	天命、運命	『日集成』
32	大川敵討	天の下をとて	天の下にいて	天下	『日集成』
33	大川敵討	天に飛昇る	天にとびのぼるような	天	『日集成』
34	大川敵討	あゝ天の引合か	ああ、天のひきあわせか	至高神、天命	『日集成』
35	大川敵討	天の引合か	天の引きあわせか	至高神、天命	『日集成』
36	忠士身替の巻	天と地の中に	天と地の中に	自然の天体 天と地の中、人世間、 「世の中」の意味	『日集成』
37	忠士身替の巻	供に天かめて 地「やふまねてやり	ともに天をいただいて 地はふまないという		『日集成』
38	忠士身替の巻	天の時知らぬ	天の時をしらない	天時：四季・晴雨・寒 暑・風水・昼夜・方角な ど、すべて天然自然の現 象のその時々の変移や状 態を言う。『孟子・公孫 丑章句下』 漢文大系	『日集成』
39	忠士身替の巻	やあ天も怨みるな	やあ、天も怨めるな	漢語の怨天憂人	『日集成』
40	忠士身替の巻	天の御答目の	天のおとがめが	天罰思想	『日集成』
41	忠士身替の巻	天の御助けに	天の御助けに	これも人格化の天、天の 観念	『日集成』
42	忠士身替の巻	天の御助けに	天のお助けに	人格化の天	『日集成』

資料12 組踊における「天」の用例表

	作品名	「天」を含む語/文	意味	「天」の観念	出典
43	忠士身替の巻	天までも知れて	天までも通じて	天人観念、天人感応、天人相関	『日集成』
44	姉妹敵討	按司加那志天や	按司加那志様は	国美称辞	『日集成』
45	姉妹敵討	天にはしく高笑	天にはしばし。(高笑)	天空	『日集成』
46	伏山敵討	此天の下に	この天の下で	天下	『日集成』
47	伏山敵討	天の引合しか	天の引きあわせか	天命、運命	『日集成』
48	伏山敵討	天を頂きよる	天をいただいている	天	『日集成』
49	伏山敵討	天と地や鏡	天と地は鏡	自然天	『日集成』
50	伏山敵討	天のしりめしやうち 時運つりはてゝめくて来る	天もお知り下さって 時運つきはててめぐって来たのだ	至上神、超越的存在	『日集成』
51	伏山敵討	天の戒か	天のいましめか	至上神、超越的存在	『日集成』
52	伏山敵討	天の御恵か 今日引合や	天のお恵みだろわか 今日引きあわせは	万物主宰、至上神、超越的存在	『日集成』
53	二山和睦	天と地の中に	天と地の中に	自然天	『日集成』
54	二山和睦	天とうの下をとて	天道の下にいて	天道	『日集成』
55	久志の若按司	天の御助か	天のお助けか	至上神、超越的存在、宇宙の主宰者、造化の神	『日集成』
56	久志の若按司	天のしら雲に	天の白雲にも	自然天	『日集成』
57	本部大主	天の引合か	天の引きあわせか	至上神、超越的存在	『日集成』
58	本部大主	天の時待つ	天の時を待つ	天時：天のとき。天は時を以て運行するから、天道をいふ。(『大漢和』)	『日集成』
59	多田名組	をらめこと天の	恨みことを天が	至上神、超越的存在	『日集成』
60	多田名組	天の御答目に	天のおとがめに	至上神、超越的存在	『日集成』
61	多田名組	天の御答目	天のおとがめが	至上神、超越的存在	『日集成』
62	多田名組	天の時しらん	天の時を知らん	天時	『日集成』
63	多田名組	地天ある中に	地天ある中に	自然天	『日集成』

資料12 組踊における「天」の用例表

	作品名	「天」を含む語/文	意味	「天」の観念	出典
64	多田名組	天と地の中や	天と地の中は	自然天	『日集成』
65	多田名組	天やいたゝかんでやい	天はいただかないと		『日集成』
66	多田名組	天の時そむく	天の時にそむく	天時	『日集成』
67	多田名組	天む此世界の	天もこの世の	至上神、超越的存在	『日集成』
68	多田名組	天の罪あてと	天の罪があつて		『日集成』
69	多田名組	天のおゑすこと	天の仰せ事が	至上神、超越的存在	『日集成』
70	多田名組	やあ天の運開ち	やあ、天運を開いて	至上神、超越的存在	『日集成』
71	多田名組	天に御日おてたかゝてをる間や	天に御日、おてだ(太陽)が輝いている間は	自然天	『日集成』
72	多田名組	天すしりめしやうら	天はお知りなのか	至上神、超越的存在	『日集成』
73	多田名組	天の引合の	天の引きあわせで	至上神、超越的存在	『日集成』
74	多田名組	天と地のなさけ	天と地の情は	自然の天	『日集成』
75	忠臣仲宗根豊見親	首里天加那志	首里の王様の	国王美称辞	『日集成』
76	忠臣仲宗根豊見親	天兵の責いらは	天兵が攻めこめば (天兵は首里軍の比喩)	超越的な存在	『日集成』
77	忠臣仲宗根豊見親	天気能順風や	天気はよく順風	天気	『日集成』
78	忠臣仲宗根豊見親	され天気能	もし、天気はよく	天気	『日集成』
79	忠臣仲宗根豊見親	天気能	天気はよく	天気	『日集成』
80	忠臣仲宗根豊見親	天人のことに	天人のように	仙人の類	『日集成』
81	忠臣仲宗根豊見親	晴天とやれは	晴天になったので	天気	『日集成』
82	忠臣仲宗根豊見親	天からかやよら	天からであろうか	超越的な存在	『日集成』
83	忠臣仲宗根豊見親	天気能順風やなたい	天気はよく順風になっている	天気	『日集成』
84	巡見官	天と地の情け	天と地のなさけを	自然天	『日集成』
85	巡見官	天もわか胸の	天もわたしの胸の	超越的な存在	『日集成』 次：思ひしりめしや うち(苦しいことを 知って下さって)
86	巡見官	天気晴渡て	天気も晴れわたって	天気	『日集成』

資料12 組踊における「天」の用例表

	作品名	「天」を含む語/文	意味	「天」の観念	出典
87	巡見官	天のならハしの	天のならわしの	至上神、超越的存在	『日集成』 次：人の道やれハ (人の道であるから)
88	巡見官	首里加那志天の	首里の王様の	美称辞	『日集成』
89	孝女布晒	天の御仕合ともて	天のおしあわせとて	至上神、超越的存在	『日集成』
90	孝女布晒	天の御助か神の引合か	天の御助けか神の引きあわせか	至上神、超越的存在	『日集成』
91	孝女布晒	天道の下をとて	天道の下にいて	天道	『日集成』
92	孝女布晒	天の御定の	天の御定めが	至上神、超越的存在	『日集成』
93	孝女布晒	按司かなし天	按司加那志様	美称辞	『日集成』
94	天願若按司敵討ち	天の御助か神の引合か	天の御助けか神の引きあわせか	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅰ』 今帰仁御殿本組踊集 上巻
95	天願若按司敵討ち	天のしら雲	天の白雲	自然天	『県史料芸能Ⅰ』 今帰仁御殿本組踊集 上巻
96	雪払	天の御定のこの生れともて	天の御定	運命	『県史料芸能Ⅰ』 今帰仁御殿本組踊集 上巻
97	雪払	天気晴り	天気晴れ	天気	『県史料芸能Ⅰ』 今帰仁御殿本組踊集 上巻
98	雪払	首里加那志天	国王	美称辞	『県史料芸能Ⅰ』 今帰仁御殿本組踊集 上巻
99	義臣物語り	天ニ飛登り地ノ底ンクデ若按司 ノ行衛尋ヤイキヤアピラ	天に昇り	自然天	『県史料芸能Ⅰ』 語学材料 第二
100	北山若按司敵討	天ノ御定ノウノ生リトモテ	天の御定	運命	『県史料芸能Ⅰ』 語学材料 第二
101	北山敵打	天の御定のおの生れともて	天の御定	運命	『県史料芸能Ⅰ』 与那国町西公民館組 座所蔵本組踊集

資料12 組踊における「天」の用例表

	作品名	「天」を含む語/文	意味	「天」の観念	出典
102	北山敵打	天の時待ひ	天の時	天時	『県史料芸能Ⅰ』 与那国町西公民館組 座所蔵本組踊集
103	北山敵討	天の御助か	天の御助け	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅰ』 与那国町西公民館組 座所蔵本組踊集
104	仲村渠真嘉戸	地天ある中に	地天ある中に	自然天	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組 踊集
105	仲村渠真嘉戸	地天とよめかち島国よ豊て	地天とよめかち	琉球風の言い方	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組 踊集
106	仲村渠真嘉戸	歳比もしにやて天の願の手箱、引 合の御縁ん御待めしやうれ	天の願	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組 踊集
107	仲村渠真嘉戸	天の引合よ	天の引合	至上神、超越的存在、天 命、運命	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組 踊集
108	仲村渠真嘉戸	天の引合よ	天の引合	至上神、超越的存在、天 命、運命	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組 踊集
109	仲村渠真嘉戸	天の引合よ神の御助よ	天の引合、神の御助け	至上神、超越的存在、天 命、運命	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組 踊集
110	仲村渠真嘉戸	天の引合よ	天の引合	至上神、超越的存在、天 命、運命	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組 踊集
111	八重瀬の組立	天と地の中に若親のてきや	天と地の中	自然天	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組 踊集
112	八重瀬の組立	ともに天かめて地やふまぬてやり	不俱戴天		『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組 踊集
113	八重瀬の組立	天む恨めるなわ身む恨めるな	天も恨まない	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組 踊集
114	八重瀬の組立	天のおとかめのめくるかなめくて	天の咎め	至上神、超越的存在、天 罰	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組 踊集
115	八重瀬の組立	天の御助に神の引合に	天の御助、神の引合に	至上神、超越的存在、天 命、運命	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組 踊集

資料12 組踊における「天」の用例表

	作品名	「天」を含む語/文	意味	「天」の観念	出典
116	八重瀬の組立	是非の御心の天までむ知れて	天まで	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組踊集
117	伊祖の子	首里かなし天	国王	美称辞	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組踊集
118	伊祖の子	首里かなし天	国王	美称辞	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組踊集
119	伊祖の子	天の御定の此生れとめバ	天の御定	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組踊集
120	伊祖の子	是や伊組の子、首里かなし天のミよんき事拝て	国王	美称辞	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組踊集
121	伊祖の子	天の御助に神の引合に玉金なし子列て行ん	天の御助に神の引合	至上神、超越的存在、天命、運命	『県史料芸能Ⅰ』 伊舎堂用八所蔵本組踊集
122	東辺名夜討	天二飛ヒ登り地ノ下モクダテ	天に飛ぶ	自然天	『県史料芸能Ⅰ』 恩河本小祿御殿本組踊集
123	東辺名夜討	勝負ヤトカク天運に任チ	天運	天命、運命	『県史料芸能Ⅰ』 恩河本小祿御殿本組踊集
124	東辺名夜討	知名ノ捕ヤ味方ノ為ニ天の運ノ至來仕合ニ思ヤビン	天運	天命、運命	『県史料芸能Ⅰ』 恩河本小祿御殿本組踊集
125	東辺名夜討	金ヤ鞆ニ其音ハ天ニヒマチテウベタマシヒ事	天に響く	自然天、天二響く	『県史料芸能Ⅰ』 恩河本小祿御殿本組踊集
126	本部大腹	此天ノ下ヤ籠ノ内心	天の下	天下	『県史料芸能Ⅰ』 恩河本小祿御殿本組踊集
127	屋慶名大主敵討	天ノ仰事天ノ御捌ニ	天の仰事	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅰ』 恩河本小祿御殿本組踊集
128	屋慶名大主敵討	近サ拝レル天ノ下ヲトテ	天の下	天下	『県史料芸能Ⅰ』 恩河本小祿御殿本組踊集
129	屋慶名大主敵討	天運ユトモテ只休テオレハ	天運	天命、運命	『県史料芸能Ⅰ』 恩河本小祿御殿本組踊集
130	屋慶名大主敵討	月落鳥鳴テ霜天ニ満チテスサマジク	天	自然天	『県史料芸能Ⅰ』 恩河本小祿御殿本組踊集

資料12 組踊における「天」の用例表

	作品名	「天」を含む語/文	意味	「天」の観念	出典
131	屋慶名大主敵討	誠天カラノ御助ドヤ、ヒル	天からの御助	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅰ』 恩河本小祿御殿本組踊集
132	屋慶名大主敵討	ニ所ノ御心天迄ンシレテ	天まで	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅰ』 恩河本小祿御殿本組踊集
133	屋慶名大主敵討	慥カ天カラノ御守ドヤ、ビイル	天からの御守	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅰ』 恩河本小祿御殿本組踊集
134	貞孝婦人	天の御定の週て来る間や	天の御定	天命、運命	『県史料芸能Ⅱ』 田代安定扣稿本組踊集
135	貞孝婦人	天の御定の廻て来る時や	天の御定	天命、運命	『県史料芸能Ⅱ』 田代安定扣稿本組踊集
136	貞孝婦人	天の御の御定のひとの道やりは	天の御定	天命、運命	『県史料芸能Ⅱ』 田代安定扣稿本組踊集
137	貞孝婦人	御主加那し天のみにゆかいみしようち	国王	美称辞	『県史料芸能Ⅱ』 田代安定扣稿本組踊集
138	貞孝婦人	首里加那(志)天の	国王	美称辞	『県史料芸能Ⅱ』 田代安定扣稿本組踊集
139	貞孝婦人	御主加那し天	国王	美称辞	『県史料芸能Ⅱ』 田代安定扣稿本組踊集
140	貞孝婦人	御主加那し天の御慈悲蒙やい	国王	美称辞	『県史料芸能Ⅱ』 田代安定扣稿本組踊集
141	森川の子	この天の下をて	天の下	天下	『県史料芸能Ⅱ』 田代安定扣稿本組踊集
142	森川の子	天の御定の此の生ともて	天の御定	天命、運命	『県史料芸能Ⅱ』 田代安定扣稿本組踊集
143	探義伝敵打	天の御助か神の引合か	天の御助か神の引合	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 沖縄小説集
144	探義伝敵打	誠忠節の天にあらはれて	天にあらわれて	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 沖縄小説集
145	探義伝敵打	今日や天地はれわたてふくらしやあどあよる	天地	自然天	『県史料芸能Ⅱ』 沖縄小説集
146	探義伝敵打	天に橋く及ならん	天に橋	自然天	『県史料芸能Ⅱ』 沖縄小説集

資料12 組踊における「天」の用例表

	作品名	「天」を含む語/文	意味	「天」の観念	出典
147	聳取敵打	天の御助に神の引合に	天の御助に神の引合	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 沖縄小説集
148	聳取敵打	天のばてまてん地の底くゝて	天	自然天	『県史料芸能Ⅱ』 沖縄小説集
149	聳取敵打	此の天の下や	天の下	天下	『県史料芸能Ⅱ』 沖縄小説集
150	聳取敵打	天気晴渡て	天気	天気	『県史料芸能Ⅱ』 沖縄小説集
151	大浦敵打	天に願立て	天	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 沖縄小説集
152	大浦敵打	やあ大主、天道んきかさまことあるこゝろ	天道	天道	『県史料芸能Ⅱ』 沖縄小説集
153	大浦敵打	我持いをれば天の御助に	天の御助	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 沖縄小説集
154	具志川大軍	按司加那志天ノ御祝ヤテド	天の御祝	美称辞	『県史料芸能Ⅱ』 兼島信備所蔵本組踊集
155	具志川大軍	天ノ御助カ神ノ引合ニ	天の御助神の引合	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 兼島信備所蔵本組踊集
156	具志川大軍	噫天ノ御助ガ神ノ引合カ	天の御助神の引合	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 兼島信備所蔵本組踊集
157	忠臣身替	天ト地ノ中ニ君親ノ的（ママ）ヤ	天と地	自然天	『県史料芸能Ⅱ』 筑波大学所蔵本『琉球組踊』
158	忠臣身替	天ノ時知ン馬鹿男ヤトテ	天の時	天時	『県史料芸能Ⅱ』 筑波大学所蔵本『琉球組踊』
159	忠臣身替	天ノン恨メルナ我身ン恨メルナ	天も恨まない	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 筑波大学所蔵本『琉球組踊』
160	忠臣身替	天ノ御答目ノミグルガナ廻テ	天の御答め	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 筑波大学所蔵本『琉球組踊』
161	忠臣身替	慈悲ノ御心ノ天ン迄ン知テ	天	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 筑波大学所蔵本『琉球組踊』
162	忠孝婦人	天ノ引合ニ情ケアル人ノ	天の引きわせ	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
163	忠孝婦人	御慈悲アル天ノ御情ノアトテ	天の御情	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集

資料12 組踊における「天」の用例表

	作品名	「天」を含む語/文	意味	「天」の観念	出典
164	忠孝婦人	ア、好デ好マラン天運ノ廻リ勘違スルナク	天運	天命、運命	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
165	忠孝婦人	色分チ賜リ天ノ御肝	天の心	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
166	忠孝婦人	天道ノ産子真ト肝割テ	天道	天道	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
167	忠孝婦人	天ノ御定ノクル間	天の御定	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
168	忠孝婦人	近サ拝マレル天ノ下居トテ	天の下	天下	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
169	忠孝婦人	按司加那志天ノ盛衰ノ	按司様	美称辞	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
170	忠孝婦人	天ニ飛登ル我身ノク、ツナツクワイシキ	天登る	自然天	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
171	忠孝婦人	天ノ引合カ神ノ御助カ	天の引合、神の御助	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
172	忠孝婦人	天ノ引合カ神ノ御助カ	天の引合、神の御助	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
173	大南山	天の御定の此生れともて	天の御定め	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
174	大南山	なからいて居りは此天有る中や	天	自然天	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
175	大南山	天の御助よ神の引合に生替えても とる事の嬉しや	天の御助神の引合	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
176	大南山	最中天の引合に助け	天の引合	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
177	忠孝夫婦忠義	天の御定のこの生れともて	天の御定	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集

## 資料12 組踊における「天」の用例表

	作品名	「天」を含む語/文	意味	「天」の観念	出典
178	忠孝夫婦忠義	天気までおちやて	天気	天気	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
179	忠孝夫婦忠義	誠に天道事	天道	天道	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
180	忠孝夫婦忠義	天の御助神の引合に	天の御助神の引合	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
181	忠孝夫婦忠義	天の時得とる	天の時	天時	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集
182	忠孝夫婦忠義	天の御定の命ち待きめしやうれ	天の御定	至上神、超越的存在	『県史料芸能Ⅱ』 與那覇政牛所蔵本組踊集